第三編　現　代

第一章　政治・財政

第一節　政　治

一、戦時体制

昭和十二年七月七日に日華事変が勃発し、戦争の区域は年月を追って拡大、中国大陸中南部全域に亘る長期戦となり、遂に昭和十六年十二月八日、太平洋戦争に突入することとなった。これより終戦の昭和二十年八月十五日までの八年余の期間中、国を挙げての戦時体制が続いた。

この戦争に伴い、本町からも現役兵のほか臨時召集に応じて出征する者があいついだ。

役場の行政事務としては、従来からの教育、産業、衛生、土木、戸籍など一般事務のほかに兵事関係事務や出征軍人家族の援護などの事務が急増してきた。さらに昭和十三年三月国家総動員法の実施によって、新たに食糧増産対策や配給統制関係の事務が加わり、警防団令その他戦時立法の実施によって、行政事務は益々繁雑化していった。

昭和十五年十月の部落会・町内会等の整備に関する訓令によって、隣組の住民組織は、戦争協力、国策遂行のための命令系統となった。また、昭和十八年三月の町村制の改正で、町村長の知事認可が決められ、各町村の各種施設の運営に対する知事の指示権が与えられるとともに、町村の軽易な行政事項は町・村会の議決を要しないこととなった。新しく設置された部落会の長は、市町村長の行政事務の一部を援助協力するという官制的な組織、即ち軍と官僚の権威に支配される体制が確立されていった。この下部組織としての隣組は

一、配給のこと　二、供出のこと　三、生産増強のこと　四、貯蓄のこと　五、公（国）債消化のこと
六、防空体制のこと　七、勤労奉仕のこと
その他広範囲に及ぶ事項を実行し、その達成に努力しなければならなかった。

二、戦争末期

太平洋戦争の緒戦における日本軍の進撃は、全世界が驚くばかりの勢いであったが、それもわずか一年足らずの期間で危機を迎え、昭和十七年六月のミッドウェー沖海戦の敗北後は、徐々に米軍の物量作戦に圧倒されはじめた。昭和十八年五月にアリューシャン列島のアッツ島において日本軍守備隊が全滅したのをはじめ、南太平洋

の各島でも守備軍があいついで玉砕し、昭和二十年一月にフィリピンを奪回され、同年四月遂に米軍は沖縄本島に上陸した。一方、大陸における戦線も局面が次第に不利に向かい、昭和十九年十一月からサイパン島を基地とする米空軍のＢ29による本土爆撃が始まり、国内の主要都市は廃虚と化した。

わが町内においても幾多の損害を受け、学童や農家の主婦が米軍機の銃弾で死亡したり、住家が焼失したりした。また生活物資の統制、配給は主要食糧はもちろんのこと衣料品、酒、たばこ類にまで及んでいたが、これらは戦局の悪化に伴い品不足となり、国民の生活は極端に厳しいものとなっていった。

昭和二十年八月六日広島市に、同九日長崎市に原子爆弾が投下され数十万の市民が一瞬に死傷した。また、同月八日にはソ連がわが国に対して宣戦を布告した。こうした中で、八月十四日天皇の裁断によってポツダム宣言を受諾、翌十五日終戦を迎えることとなった。

三、終戦後

昭和二十年八月十五日終戦の詔勅が発せられ、わが国はポツダム宣言を受諾して遂に無条件降伏をした。

ポツダム宣言とは、昭和二十年七月二十二日、米・英・中の三国代表がベルリン郊外のポツダムにおいて決定発表した連合国の日本に対する無条件降伏要求宣言であって、後になってソ連もこれに参加した。これによりわが国は、連合国の占領下にある間、多くの制約を受けることとなったが、その内容は、次のようなものであった。

1　戦争指導者の権力、勢力の除去
2　連合国軍の日本本土占領
3　日本の領土を本州、北海道、九州、四国ならびにその付属小島に限定すること
4　日本軍隊の完全武装解除
5　戦争犯罪人の処罰
6　民主主義の確立
7　本宣言の項目達成後、占領軍は撤退すること

このポツダム宣言受諾により「大日本帝国」の体制は崩壊したのであるが、とくに占領軍の到着以来、旧日本を解体する措置が迅速、厳格に実行されていった。その項目は次のとおりである。

1　植民地の剥奪
2　陸海軍の武装解除と解体
3　戦争犯罪容疑者の逮捕、裁判、処刑

4　軍国主義者、超国家主義者、戦争指導者の公職、教育職追放
5　政治犯の釈放、政治・思想警察の廃止および弾圧諸法令の撤廃
6　右翼結社の禁止
7　財閥の解体
8　農地改革
9　労働組合運動の公認
10　学制改革
11　選挙権、被選挙権の拡大、とくに男女の完全平等化

四、公職追放

昭和二十年十月四日、ＧＨＱ（連合国軍総司令部）は、政治、信教ならびに民権の自由制限撤廃の覚え書を発表し、府県特高警察の全員が追放された。同年十月三十一日には、軍国主義教員の即時追放を指令し、全教職員の資格審査を命じた。さらに、翌二十一年一月四日には軍国主義者の公職追放、超国家主義団体の解放を指令し、政府は同日勅令を公布した。

昭和二十二年一月四日政府は、公職に関する就職禁止、退官、退職に関する勅令を公布し、公職追放令を改正してその範囲を財界、言論界、地方公職該当者にまで拡大した。そして同年四月に予定された各級選挙の立候補者審査のため、各府県に地方公職適否審査委員会が設置された。翌二十三年五月十日おおむね所期の目的を達成したので同委員会は廃止され、審査の権限は総理大臣および知事の手に移り、該当者はいずれも市町村をとおして県および政府に届け出ることになった。

昭和四十二年に鹿児島県が発行した鹿児島県史第五巻によれば、昭和二十二年一月の勅令によって県下市町村長、同議員中の該当者たち約二百人が二月十五日ごろまでの間に自発的に退職したとあり、また、同年二月四日に設置された鹿児島県公職適否審査委員会が審査を行った結果、現職者の中から五〇人、潜在該当者の中から大政翼賛会関係、翼賛壮年団関係、在郷軍人関係、その他の者計七四九人を該当者として指定したと記載されている。

この公職追放は、昭和二十五年十月の対日講和予備交渉の開始と同時に、旧職業軍人等の解除が行われたのをはじめ、翌二十六年六月一日のＧＨＱの公職追放メモ・ケース撤回の覚え書によって大部分の該当者が解除された。その後、同年八月六日の第三次解除と続き、翌二十

七年四月二十八日の講和条約発効とともに完全に解除された。

本町においては、昭和二十一年十一月十一日追放により久米芳季村長が退任、翌二十二年四月の選挙によって初の公選村長、武定利氏が就任するまでの間、村長不在となり藤崎彦吉（藤野出身）助役がその職務を代理執行した。久米氏は追放解除後は直接政界にはかえらなかったが、農協組合長などを務めて活躍し、昭和三十五年名誉村民第一号に選ばれた。また、追放解除後昭和三十年四月の選挙で村議会議員に返り咲いた横山出身有村虎太郎氏は、副議長、議長の職をつとめた後、昭和三十八年には第十一代村長となり昭和五十年三月辞職するまで三期十二年間在職した。任期中の昭和四十八年五月一日に村名変更および町制施行が行われたので同氏が初代桜島町長となった。昭和二十二年に社会主事の職を退いた二俣出身の図師広氏は、昭和二十七年村の教育委員の選挙に当選し以後昭和五十四年九月まで二十七年間在任したが、この間十六年の長期にわたり委員長の職をつとめた。

五、新憲法

無条件降伏によって旧日本の解体が急速に行われる一方では、新しい日本を作りあげるという建設的な作業が次々に進められていった。その根幹というべきものが日本国憲法（新憲法）の制定である。

明治憲法（大日本帝国憲法）は、連合国の目ざす日本民主化とは甚だしく矛盾し、障害となることが明瞭であったので、占領軍当局の指導と国内における論議を経て、明治憲法とは形式、内容ともに全く異なる新憲法が生まれた。

この新憲法は、昭和二十一年十一月三日に公布され、それより六ヵ月後の翌昭和二十二年五月三日から施行されたが、この中でとくに注目すべきものを挙げると

1　主権が国民に存することを明示したこと
2　戦争を放棄し軍備をしないこと
3　基本的人権を明確に保障したこと
4　その他、男女の同権をはじめあらゆる点において民主主義の原則をうちたてたこと

等である。

六、地方自治法制定

新しい憲法は昭和二十二年五月三日に施行されたが、これと同時に地方自治法が公布された。この二つによっ

て太平洋戦争終結後のわが国の地方制度が抜本的に改革されていくのであるが、この前年の九月に東京都制、府県制、市町村制の改正があって戦後の地方行政民主化の口火が切られた。その内容は、㈠男女平等の普通選挙権㈡直接請求の権利　㈢議会の権限の強化　㈣首長の直接公選制　㈤選挙管理委員会・監査委員等行政委員会の設置、などで戦前に比し画期的なものであった。そしてこれらの政策は翌二十二年の憲法施行をもって定着した。

新憲法は新たに「第八章　地方自治」の一章を設け、地方公共団体の組織・運営・議会などについて規定しており、ここに地方自治「民主化」の基本的方向が定められたが、それをいっそう具体化したのが地方自治法であった。占領下という特殊事情もあって、これの成立までは幾多の経緯をはらんでいたが、住民自治と団体自治の理念を制度化したものとして以後のわが国地方自治制度の発達に大きな影響を与えた。その要旨は、

㈠　府県と市町村を完全自治体として同格にした。

㈡　地方公共団体の廃置・分合は法律かまたは府県議会の議決を経ることを必要とした。

㈢　住民の権利として条例の制定・改廃の直接請求権、事務の監査の請求権、地方議会解散請求権、長・助役・副知事・公安委員・教育委員に対する解職請求権、参政権、請願権等を認めた。

㈣　議会は地方団体の事務につき、住民の権利・義務に関することについては条例を制定できるし、制定する必要がある。

㈤　都道府県知事は区域の公共団体等の活動を総合調整する指揮監督権を持つとともに、副知事以下職員の任免権を持つ。知事は公吏となる。

㈥　監査委員を置く。

などの内容を盛ったものであった。

この地方自治法制定の昭和二十二年十二月に内務省が廃止され、翌年総理府官房自治課に変わったが、これと同時に財政は地方財政委員会にゆだねられた。

昭和二十三年には地方自治法の第一回の改正が行われて、条例に強い罰則を付し得ることとし、また議会の予算増額修正権を認めるなど議会の権限が強化された。また、この年には地方財政に関する基本を定めた地方財政法が制定された。これらと並んで地方行政に大きな変革をもたらしたものは昭和二十二年七月に公布された教育委員会法および学校教育法、同年十二月の警察法、消防法の成立であった。前者は画期的な六・三制義務教育制

を実施するとともに教育行政について地方公共団体の自主性を強化したものであり、後者はこれまで内務省の管轄下にあった警察を国家警察と自治体警察の二つに分け、市および人口五千人以上の町村に自治体警察を設けることにし、消防については自治体消防制度の確立をはかったものであって両者とも戦後の地方自治の展開に大きな意義をもったものであった。

これらの制度の発足により当時の西桜島村では桜峰・桜洲両小学校（昭和二十一年五月「国民学校」を「小学校」と改称）が六・三制による小学校となり、また、村立青年学校を廃して同所（現桜島中学校所在地）に新制の西桜島中学校を開設した。一方、警防団を解組して消防団が生まれ、警察関係では国家地方警察鹿児島地区警察署の管内に入ることとなった。

その後も地方自治法は数次にわたる改正が行われたが行政面の自治拡充は当然に財政面の裏づけが必要になった。昭和二十四年のシャウプ使節団の税制改革に関する勧告はこれを指摘したものであって、わが国「民主化」のための地方自治の役割を重視し、そのためには地方公共団体の財源の独立が必要であるとして中央・地方を通ずる税制の改革、行政事務および財源の再配分について勧告した。このシャウプ勧告に基づいて翌二十五年度から税制改革が行われ、その後の地方財政に大きな変化をもたらしたのであった。

昭和二十四年に総理府官房自治課が廃されて地方自治課に変わったが二十七年八月には自治庁となって全国選挙管理委員会と地方財政委員会がこれに吸収された。また二十五年には地方公務員法が制定され、その身分・人事関係・組合活動について規定された。さらに公営企業については、公共の福祉に寄与するとともに独立採算制の強化をはかるため地方公営企業法が二十七年八月に公布された。

七、町村合併

昭和二十八年九月に町村合併促進法が公布された。その目的は「町村の組織及び運営を合理的かつ能率的にし、住民の福祉を増進するように規模の適正化を図ること」となっていたが、これは主として農村地帯の町村を合併し、諸施設の統廃合により、財政資金の節約、効率化をねらったものであった。

昭和二十四年のシャウプ税制使節団は、行政能率化をはかるため、必要とあれば町村合併を行うよう勧告していたが、この勧告を受けて地方行政調査委員会議が、人

口七、八千人の町村規模を前提として町村規模の合理化、弱小町村の解消を主張した。その結果二十八年九月には閣議決定に基づき、

㈠ 今後三年間に町村合併基本計画によって町村数をおおむね三分の一に減ずることを目標とする。

㈡ この基本計画を審議し町村合併を推進するため、政府に町村合併推進本部を置くことにした。

このようにして前記の「町村合併促進法」は成立したのであるが、右の町村合併推進本部が決定した基本方針は、人口八千人以上を標準として合併を促進することとし、行政能率向上の見地からできるだけ規模を大きくする。かつ個々の町村の個別的利害にとらわれず、もっぱら関係住民の福祉と町村の規模の適正化の見地に立って解決するように指導した。そして計画策定にあたっては

㈠ 関係町村間に地勢、交通、通信、産業の相互関係が深く、自然的および経済的基盤の一体性が認められ得ること。

㈡ 各町村の住民の人情、風俗、習慣等が類似し、また、とくに著しい相違がなく、将来一つの共同社会として自治意識を醸成することができるものであること。

㈢ 地方総合開発計画、都市計画等を十分勘案し、その方針に照応して町村の合併計画を定めること。

以上いくつかの事情を考慮して作成されることになった。

当時合併の利点としてあげられたのは、財政力が強化されること、財政規模が大きくなって消費的経費に比較して投資的経費の割合が多くなること、したがって事業の集中的実施が可能となること等、主として財政上からの利点であった。それには地方財政がしだいに窮迫しつつあった当時の事情が作用していたといえよう。そして町村が合併しようとするときは新市町村計画を策定し、町村役場、支所、出張所の総合整備をはじめとして小、中学校等教育施設、消防施設、病院診療所等医療施設、授産所、保育所、厚生施設等の総合整備、道路、橋、農地等の整備等についての計画を明らかにすることになった。

本県においても昭和二十八年十月に町村合併促進審議会条例が制定され、翌十一月にこの審議会が発足した。本県の町村には、財政力の弱いところが多い関係上、標準人口規模を一万二千人以上として合併の指導がなされた。これにより、昭和二十九年には十一件、三十年には

十六件、三十一年には十件と引き続いて合併が行われ、昭和二十八年十一月に百四十三あった県内の市町村数が三十一年末では百一と減じた。このうち、合併について「勧告」を受けてそれが実現したのが、鹿屋市への高隈村の編入、名瀬市への三方村の編入、薩摩郡の大村、黒木村、藺牟田村の合体（祁答院町となる）、曽於郡の岩川町、恒吉村、月野村の合体（大隅町となる）がある。また実現しなかったものは、志布志町（曽於郡）と松山村（現松山町）の一部の合体と出水郡の高尾野町、野田村（現野田町）、江内村の合体以上二者であったが、昭和三十四年になって高尾野町と江内村の合体が行われている。

昭和三十一年六月には町村合併促進法が失効したがこれに代わって新市町村建設促進法が公布され、本県にも新市町村建設促進審議会が前の審議会を引き継いだ形で生まれた。三十二年三月にいたり、まだ合併を行っていない町村に対し最終的に一括合併勧告が行われ、三十二年中に三件の合体・編入、三十三年には一件の合体が行われた。またこの間に村が町制を施行するものが続出した。

三十四年三月には町村合併最終処理計画を策定して合併の必要性がとくに顕著なものをA類として、町村合併の方向を示し、合併の実現を期待するものをB類とし、合併不可能または適性規模町村に準ずる取り扱いをするものをC類に分けて計画を進めることにした。この計画によって

A類に属したものは

鹿児島市と西桜島村、薩摩郡の宮之城町と鶴田村（現鶴田町）、出水郡の高尾野町と野田村（現野田町）および江内村（前述、高尾野町と合体）ならびに出水市と阿久根市の一部、川辺郡の大浦村（現大浦町）と笠沙町と坊津町の一部

B類に属したものは

姶良郡の加治木町と溝辺町、薩摩郡の里村と上甑村、同郡の下甑村と鹿島村、曽於郡の大隅町と松山町の一部、鹿児島市と日置郡郡山町と鹿児島郡吉田村（現吉田町）、大島郡の徳之島町と天城村（現天城町）および伊仙村（現伊仙町）、同郡宇検村と大和村の一部、笠利村（現笠利町）と龍郷村（現龍郷町）、知名町と和泊町、名瀬市と住用村およびは大和村の一部

C類に属したもの

合併不可能に準ずるものとして肝属郡の田代村（現田

代町）、適正規模町村に準ずるものとして日置郡東市来町など十三町村であった。このうちＡ類に属するものでは、高尾野町と江内村の合体が実現しただけで現在に至り、この間前記審議会や県により指導、勧告がなされたが、それぞれ経済的、地理的条件等の相違のため合併は行われていない。なお、昭和四十年には薩摩郡高城町が川内市に編入され、四十二年には鹿児島市と谷山市が合併している。

このような経過をたどって、昭和五十九年一月現在十四市、七十三町、九村合計九十六団体となっているが、合併にあたっては地域の利害対立などで町村民間にいくつかの紛争がみられた。

終戦前から川内市への合併が問題となっていた下東郷村は、昭和二十三年の村議会の合併決議後、住民の反対にあって村長辞職問題まで引き起こしたが、促進法施行後に問題が再燃し、結局は三十二年になって東郷町、高城町（昭和四十年川内市に編入）、川内市に三分した。松山町は三回ほどの勧告も容れず、岩川町（現大隅町）への合併派と志布志町への合併派および町独立派が分かれそのまま残っている。薩牟田村も温泉地帯のある入来町への合併を主張するものと大村への合併派とが争ったが、ついに大村、黒木村と合体して祁答院町となった。笠沙町と大浦町はもともと一体であったものが分かれただけに、その間の意見が一致しないまま今日にいたった。このほか下伊集院村（郡山町、日吉町、東市来町、伊集院町に四分）、金峰町、薩摩町などでも地区住民間の紛争がみられた。

以上、この項についてはすべて鹿児島県史第五巻を資料として記述したが、これより前述のＡ類に属した鹿児島市と本町との問題について述べることとする。

昭和五十九年一月現在、鹿児島市は人口五二万二〇〇〇人、面積二八八平方キロメートルと称されているが、ここにいたるまでの間には明治四十四年（一九一一）以降五回の市町村合併によってその区域が広がり、その上に戦後の復興と繁栄に伴う人口の都市集中化が重なって今日の形態をなしているものである。

鹿児島市の合併は、旧鹿児島郡の町村の吸収という形で進んできているが、これを昭和三十年同市発行の「鹿児島のおいたち」ならびに同四十五年の「鹿児島市史Ⅱ」の資料でみると明治二十二年（一八八九）の市制施行当時鹿児島市は、面積一四・〇三平方キロメートル、人口四万七五一二人であった。その後、明治四十四年九月に、伊

敷村の一部草牟田と西武田村の武の一部ならびに西武田村及び荒田村の飛地であった天保山とその周辺を編入。

大正九年十二月に、伊敷村の一部、玉里、永吉、原良を編入。このとき面積一六・七三平方キロメートル。人口一〇万三一八〇人。

昭和九年八月に中郡宇村（現在の鴨池、郡元、宇宿地区）、西武田村（現在の西別府、田上地区）、および吉野村（現在の吉野、川上、下田、岡之原、坂元地区）の三ヵ村を合併。

※これによって同市の面積は、桜島全島と同じ七八平方キロメートルとなり、全国第十二位、九州第二位の市となったと記録されている。人口は一七万六九〇〇人

昭和二十五年十月に伊敷村、東桜島村を合併。

昭和四十二年四月に谷山市と合併。

※谷山市は昭和三十三年十月の市制施行前まで鹿児島郡谷山町であった。

右のような経過をたどっている。

わが桜島町と鹿児島市との合併に係る動きは昭和二十二年から前記三十四年三月の町村合併最終処理計画策定後のころまで断続的につづいたが、その後自然消滅のかたちで立ち消えとなり現在に至っている。

この間の状況について「鹿児島市史Ⅱ」の記録の中から関係部分を拾いあげると、おおむね次の通りである。

。伊敷村はかねてから鹿児島市へ編入の希望が強かったが、諸般の事情があって実現しなかった。しかし昭和十六、十七年に至り住民の署名運動まで行われ、鹿児島市会に「隣接町村市編入の議」が提出され、ここにおいて市会に調査委員会が設置された。このとき県は谷山町の編入について賛成したが、結局は一ヵ町村の編入も実現せず、編入の動きは戦後に持ち越されることになった。

。戦後の鹿児島市は、隣接町村合併への動きが早くから起こり、昭和二十一年末には鹿児島郡五ヵ町村（谷山町、伊敷村、東桜島村、西桜島村、吉田村）を市に合併することにより食糧自給圏をつくろうという構想が市会を中心に生まれた。これにもとづき、市会に「五ヵ町村合併調査委員会」が結成されて調査を進めたが、直ちに結論は得られなかった。しかし、従来から合併を希望していた伊敷村は、昭和二十三年にその意向をさらに強く示してきたので、鹿児島市議会は、これに呼応して再度隣接町村合併調査委員会を設置し、五ヵ町村の合併について検討した。その結果、遂に昭和二十五年十月伊敷・東桜島両村の合併が実現した。

。昭和二十八年九月に「町村合併促進法」が公布されたが、翌昭和二十九年に市議会において策定された町村合併計画は、鹿児島市と西桜島村、吉田村、郡山村、下伊集院村の一部（嶽、有屋田地区）四ヵ村の面積一四五・一六平方キロメートル、人口二五万九〇〇〇人の大鹿児島市を建設しようとするものであった。これに対する関係各村の意見は次のようなものであった。

(一) 西桜島村　村財政は村営企業の収入によって豊かであり、現段階では合併が村民の福祉に役立つとは思えないから反対する。但し、村の将来の福祉がより以上確約される施策が立てられ、それらを村民が納得するなら合併に反対しない。

(二) 郡山村　賛成。

(三) 吉田村　挙村一致で賛成。

(四) 下伊集院村　一応賛成だが時期尚早。鹿児島市編入を前提として他の町村に暫定的に編入することを望む。

(五) 鹿児島市　西桜島村の編入を強く希望する。その他の村との合併は、現在鹿児島市が大きな農村部をかかえているので、これ以上農村部がふえることは望ましくなく、合併に反対する。

このように関係各市村の意見の一致をみなかったので、本計画に基づく合併は実現しなかった。

。昭和三十一年「町村合併促進法」は三ヵ年の時限立法の期限が切れ、新たに「新市町村建設促進法」が同年に制定された。県は未合併町村の合併計画を策定し、三十三年三月には未合併町村の合併を一括勧告したが、このとき鹿児島市の編入は実現しなかった。ついで昭和三十四年に策定した町村合併最終処理計画において、合併の必要性が特に顕著なものとしてA段階に入るとされた鹿児島市と西桜島村との合併は財政事情の相違等によって、現在に至るも実現していない。

鹿児島市側の合併に関する記録は右のようなものであるが、参考までに谷山市との合併についてのものも記載しておく。

。昭和三十年代の後半になると、町村合併から進んで都市合併への機運が生まれた。そして従来しばしば問題となっていた鹿児島市と谷山市の合併もにわかに実現するに至った。谷山市ははやくから鹿児島市のベッドタウン的性格をもつとともに、食糧供給基地としての役割も大きかったが、両市の合併は、その租税負担のへだたりや行政水準の相違によって、議会を中心に議論はされても

実現ははばまれた。しかし、鹿児島市を中心とした産業の発展は、鹿児島、谷山両市にまたがる臨海地域の産業基盤の整備を必要とするに及んで、両市の合併はようやく日程に上り、「市合併に関する特例法」の手続きに従って、両市の合併協議会が設けられ、具体的合併措置の協議に入った。四十一年六月谷山市議会が合併議案を可決し、四十二年四月二十九日両市は正式に合併し、新しく鹿児島市が発足した。これにより市の面積は、二七九・一五平方キロメートル、人口は三八万二六八六人となった。以上の通りである。

さて、この間における本町（当時西桜島村）内外の動きであるが、鹿児島市会が「五ヵ町村合併調査委員会」を結成した昭和二十一年末から翌二十二年までの時期には大きな動きはなかった。

昭和二十三年、伊敷村が合併を強く申し出たことにより、市議会が「隣接町村合併調査委員会」を設置して五ヵ町村（谷山町及び東桜島、西桜島、伊敷、吉田の四ヵ村）の合併について検討を開始したのであるが、この調査、検討が進むにつれて住民の中にいろいろな情報が伝わりはじめたため関心が高まり、一方村議会においても活発な議論がなされるようになった。

鹿児島市との合併について、村内の意見はまちまちで賛成・反対の両論のほかに「時期尚早」論をとなえる人たちも多くいた。

この「時期尚早」論は、基本的には合併反対ではないが、敗戦後間もないこの混乱期において合併をいそぐ必要はないというもので、「鹿児島市の戦災復興等やわが村の産業、教育その他の基盤整備等が行われてからでも決しておそくはない。したがって、ただちに合併しない」考えであった。

昭和二十四年三月の村議会の本会議では、投票による採決の結果、時期尚早派と反対派の合計数が賛成派をわずかに上まわり「合併案」は、否決されたのである。

その後前述の通り、関係法令にもとづく県の審議会の計画・勧告ならびに鹿児島市側からのはたらきかけ等があったが、そのつど合併町村、未合併町村両方の実情調査をはじめいろいろな研究、討議が繰りかえされた。

昭和三十年代のなかばごろから村営交通事業が飛躍的発展を続け、これによって村財政が豊かになったので村の投資的行政措置が次々と施行され、道路、排水路の整備や学校改築（鉄筋コンクリート化）などが行われた。また、自動車航送の需要が驚異的なスピードで急増した

ので、これに対応するために村営船は、従来の木造船から順次大型鋼船にかわり、運航回数も段階的にふえて鹿児島市への交通は極めて便利になった。昭和三十年以降連続する南岳の噴火降灰に悩まされながらも、ミカンの全盛期を迎えて農家の経済はうるおい、このため村内は活気に溢れる時代となった。村民こぞって自主独立の「村おこし」を考える頃となり鹿児島市との合併問題は、昭和四十年代に入ると遠い過去の話となっていた。

八、行政機構

明治四年（一八七一）七月の廃藩置県後、設けられた戸長役場は、同二十二年（一八八九）四月までの間、村の行政庁として存続したが、この年の町村制実施によって西桜島村役場が新発足した。場所は大字横山で大正噴火前の桜洲尋常高等小学校北側である。

大正三年（一九一四）の噴火でこの役場は溶岩の下に埋没したため西道地区（正確には大字藤野に属する）に移転し民家の借り上げや、大正五年（一九一六）七月建築の木造庁舎時代を経て現在（昭和五十三年十一月新築、移転）に至っている。

明治、大正、昭和の三時代百年余の間に、村の行政機構は、幾たびか移り変わりを示している。

明治時代の前半、戸長役場の機構は、昭和五十五年三月発行の川内市史下巻によれば

。村には役場を設け（戸長役場という）、戸長をおき、戸籍、地籍、徴税、社寺、兵事、土木等の行政に当たらせ、副戸長はその補佐の役目をなした。

となっており、次のような参考資料も掲載されている。

◎戸長職務条例（明治十二年（一八七九）二月五日達）

第一条　戸長は、毎町村または数町村に一名置くものとす。

第二条　戸長は其町村民の公選にして郡長の具状に依り県令之を命ず。

第三条　戸長は、県令又は郡長の命

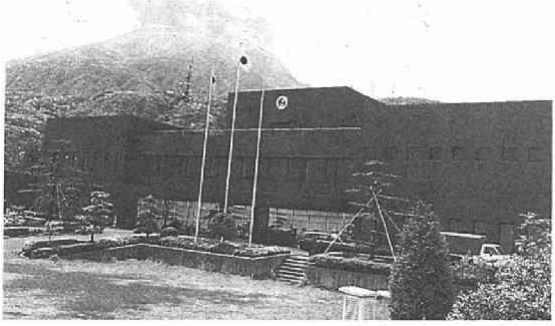

桜島町役場

令を奉じ行政事務に従事すること、其町村の理事者たることと二様の性質の者にして、郡長の監督するところたり。

第四条　戸長に付属する用掛、筆生、手伝人等を雇うときは、其族籍姓名年齢及び給額等詳にし、郡長の許可を得、戸長に於て申付くべし。

第五条　戸長疾病事故に依り不在の節は用掛、筆生又は手伝人を以て其職務を代理せしむることを得。

第六条　戸長職務概目等に掲載の事務取扱諸費は、地方税により之を支給す。其町村限り又は数町村共同の利害に係る諸費は、其町村の協議を以って地価戸数割等適宜の方法を設け之を支弁すべし。

職務取扱心得

第七条　戸長職務概目の件々は勿論県庁又は郡役所より臨時相達する諸布達等人民へ告示すべき事件は遺漏なく町村内へ回示し、趣意不解の者へは懇篤説諭に及ぶべし。

第八条、九条略

戸長職務取扱（明治十二年（一八七九）二月十八日達）

第　一　布告布達を町村内に示すこと。

第　二　地租及び租税を取りまとめ一納すること。

第　三　戸籍之事。
生死、婚姻、相続、養子、分家、失踪、逃亡、改宗、他行、編籍、寄留等の諸届、従前県庁及区長へ差出し来るものと雖も、総て戸長に於て承認し、戸籍簿の加除を為し、毎月郡長に進達すべし、脱籍の者処分、貫属替願、改葬願及び士族の相続養子分家願、民籍編入願等は其都度郡長へ差出すべし。

第　四　徴兵下調の事。

第　五　建物船舶質入並に売買に奥書加印の事。

第　六　地券台帳の事。
町村内の地券台帳を製し置き、地所売買譲渡及荒地開墾起返、其他地所交換等にて地券書願出許可の上は登録加除すべし。

第　八　天災又は非常の難に遭い目下窮迫の者を具状する事。

第　九　孝子節婦其他篤行の者を具状する事。

第一〇　町村の幼童就学勧誘の事。

第一一　町村の人民の印影簿を整置する事。

第一二　諸帳簿保存管守の事。
戸籍帳、地券台帳、印影簿及町村内に配布する布告布達其他の文書等類別編綴し散乱せざる様保管すべし。

第一三　官費附県費に係る河港道路、堤防橋梁其他修繕保存すべき物に就き利害を具状する事。

また、現在の町村議会に相当する町村会のことについて同書は、

。町村会については、明治十一年（一八七八）七月号外達によって基準が示され、はじめて公認されるに至ったが、十三年（一八八〇）には区町村会法が定められ、更に十七年（一八八四）に改正をみた。こうしてそれぞれ地方の便宜に従い、町村は、町村会議を開いて地方税の外、公共に関する事件およびその経費の支出、徴税方法等を議定することとし、招集は戸長が行い、議長は戸長に当たらせる制度となったのである。

と書かれている。さらに別項には

。町村会の任務は、各町村の住民の協議によって定めるべき経費及び協議に基づいて興すべき事業、共有財産の処理、町村の金穀貸借等について、町村民に代って決定する機関である。町村会の会員は、

一　町村に居住する二十歳以上の男子

二　土地及び家屋などの不動産を所有する者

のうち、租税などの滞納ある者、身代限りの処分を受けた者（前科者）、および官吏、教員、僧侶などを除いた者のうちから選出されて町村会を構成することになっていた。

と記述されている。

昭和三十九年十月に発行された薩摩郡の入来町誌上巻には、

。町村会法の施行により、明治十三年四月二十九日初めて村会々員の選挙を行い、村会開設がなされた

ことが記録されている。

本町の場合、大正噴火前のことについては資料がないのでその実態は確認できないけれども、右のような形で戸長および戸長役場の時代を過ごしてきたであろうと考えられる。

明治二十二年の町村制施行により桜島郷は二つに分れて東桜島、西桜島の両村となったが、このとき初代西桜島村長となったのは、それまで戸長役場の戸長をつとめていた上山正太夫氏である。

入来町誌上巻には、町村制による第一代の（当時の）入来村長の当選当時の記録として次のようなものが残っている。

入来村々長選挙ニ付認可上申書

薩摩郡入来村大字浦之名三百拾九番戸

木尾善十郎

安政三年十一月二十一日生
右者昨十五日薩摩郡入来村々長選挙会開設候処前記ノ者村長ニ当選候ニ付御認可相成度此段及上申候也
明治二十二年五月十八日
薩摩郡入来村会議長　福崎甚助

以上の通り、村長は村会の中で選ばれ、その結果を村会議長が上申している。

このように、公選された村会議員がその中から村長を選ぶ方式は、終戦後昭和二十二年春の初公選の直前まで続いた。

昭和三十九年一月十二日に西桜島村が発行した「大正三年噴火五十年記念誌」には、行政機構と議会のあらましの項で、

。桜島が十八ヶ村に分かれていたころは、はっきりした行政機構は不明だが戸長役場が島全体の村を統括していたものかと思われる。

明治二十二年村制が施行されてから、村長、助役、収入役、他に書記として数人の人がいて村の事務をとっていたらしい。

村長は村会議員の中から互選されて決められていた。そして、また、村長は村会の議長でもあった。

大正三年以前の役場関係の記録が不十分でわからないが、その後の記録によると、役場は、村長、助役、収入役、書記五人となっている。同じ記録で、村会のメンバーは、村長を含めて二十四人となっている。

大正十三年（一九二四）になると役場関係は、村長、助役、収入役、書記七人、学務委員一人となっている。同年に村会議員は村長を含めて十八人に改正されて、以後昭和二十二年の改正まで十八人で通ってきたと思われる。

昭和二十二年に村長を村民の選挙で決めるように改正になったが、それ以前は、村の政治には中央（政府や県）からの指示による政治が多かった。村のためによい政治をしようと村民の世論でいろいろ決めても、一つ一つ県知事の認可を受けてやらなければならなかった。この改正から、村の政治は実際に政治を行う執行機関と、いろいろ村の問題を話し合って相談する議決機関とがはっきり分けられ、そのおのおのの仕事の分担も決められた。これは太平洋戦争後、民主的な地方公共団体として、その土地の住民が住民のための政治をするためのものにかえられた。

右のように述べている。

こうして現在に至ったのであるが、この間、明治年間における再度の戦争や大正三年の大噴火、そして太平洋戦争

の敗戦と数多くの事件をかさねつつ時代は移り変わり、世の進展につれて役場の事務内容が次々とふえていった。

ことに終戦後、新しい憲法のもとに進んだ地方自治その他の制度の新設、改正に伴い、農地委員会（現在は農業委員会）、選挙管理委員会、教育委員会などの機関が誕生し、行政内容の向上、事務量の増加と相まって役場の事務機構が変わり、職員数がふえることとなった。

終戦後の昭和二十一年から昭和五十九年の現在まで、役場の機構をみると次のように変化している。

なお、昭和三十八年に比較して昭和五十九年は職員数が減少しているが、これは事務機構の合理化に伴い、昭和四十四年以後五回にわたって「退職手当の臨時特例」措置を実施して人員削減を図ったためである。

終戦直後（昭和二十二年）

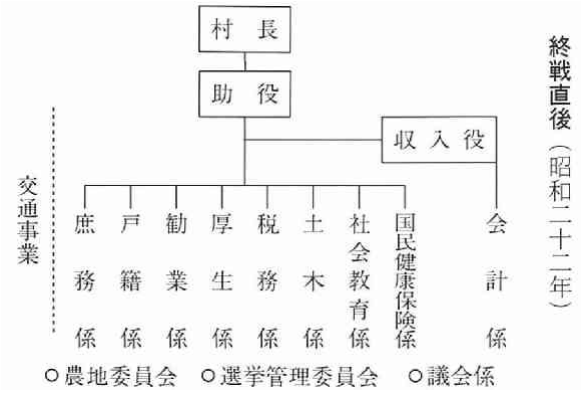

昭和三十四年

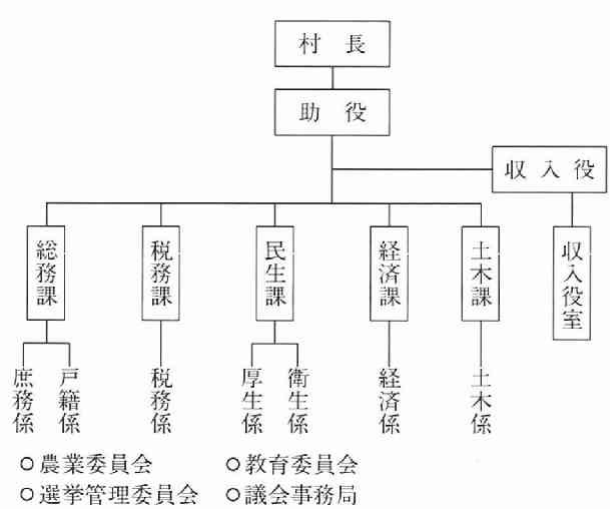

昭和三十八年

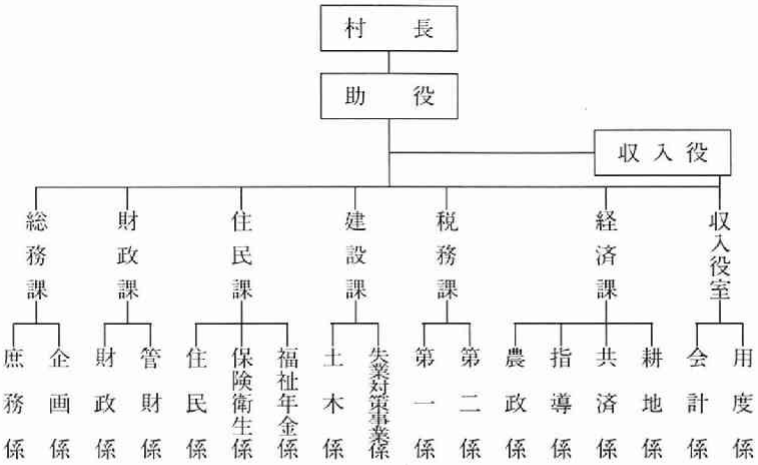

○監査委員　○農業委員会事務局
○選挙管理委員会　○議会事務局
○教育委員会

昭和五十九年（現在）

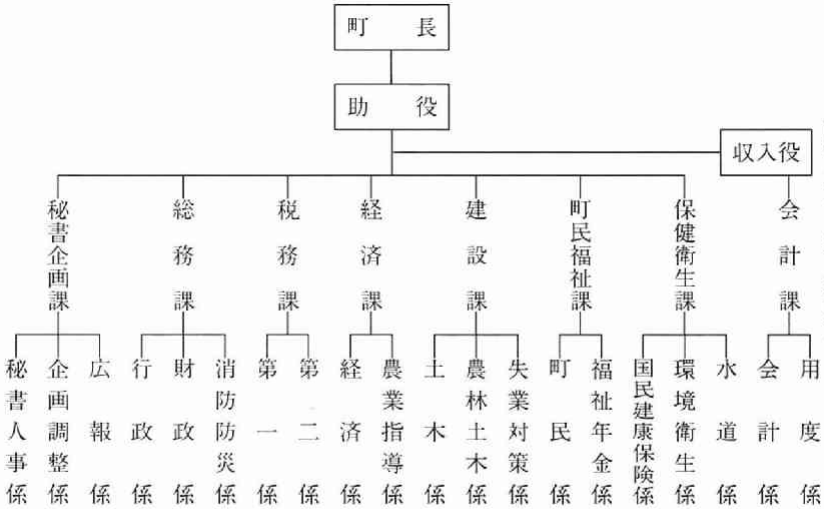

○監査委員　○選挙管理委員会
○教育委員会　○農業委員会事務局　○議会事務局

次に町村制実施により就任した歴代村長及び町長は次の通りである。

第一代村長	上山正太夫	明治二十二年四月から明治二十二年七月まで
第二代村長	横山源左衛門	明治二十二年七月から明治二十三年三月まで
第三代村長	大窪　宗輔	明治二十三年四月から明治三十八年五月まで
第四代村長	有村　三介	明治三十八年六月から明治四十年三月まで
第五代村長	大窪　宗輔	明治四十年四月から明治四十三年五月まで
第六代村長	有村　貞隆	明治四十三年五月から大正三年三月まで
第七代村長	大窪　宗輔	大正三年五月から大正十四年三月まで
第八代村長	上山　平吉	大正十四年四月から昭和四年三月まで
第九代村長	久米　芳季	昭和四年四月から昭和二十二年一月まで
第一〇代村長	武　定利	昭和二十二年四月から昭和三十八年五月まで
第一一代村長	有村虎太郎	昭和三十八年六月から昭和四十八年四月まで
初代町長	有村虎太郎	昭和四十八年五月から昭和五十年三月まで
二代町長	横山金盛	昭和五十年四月から

九、町議会

昭和二十二年四月二十六日、新しい地方制度による村議会議員の選挙が行われた。これにより二十二人の新議員が誕生し、五月一日から西桜島村議会が発足した。

「行政機構」のところで述べたように、すでに明治十三年には区町村会法が制定され、これから「村会」はその動きを開始しているのであるが、現在の議会にくらべると機能、権限は大きな隔りがあった。

昭和二十二年五月三日から施行された日本国憲法第九三条には、「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」と規定されており、これをうけて地方自治法（日本国憲法と同日施行）では、第八九条に「普通地方公共団体には、議会を

置く」と定められている。普通地方公共団体というのは、都道府県ならびに市町村の総称であるが、この議会設置の意義について

できるだけ地方住民の意向に基づいて、地方の自治行政を行うという、いわゆる「地方自治の本旨」を具体的な形で定めたものである。と、いわれている。（「昭和四十六年発行地方議会読本」より）

議会の権限については、地方自治法の第九六条に「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない」として、

一、条例の制定・改廃
二、予算を定めること
三、決算を認定すること
四、地方税の賦課徴収、分担金・使用料・加入金・手数料などの徴収
五、契約の締結
六、財産の交換、無償又は低額の譲渡・貸し付け
七、一定基準以上の大きな財産の取得・処分
八、（負担附きの）寄附又は贈与を受けること
九、権利の放棄（特別の場合を除く）
一〇、重要な施設を長期かつ独占的に利用させること
一一、審査請求、不服の申立、訴の提起、和解、あっせん、調停、仲裁など
一二、損害賠償額の決定
一三、その区域内の公共的団体等の総合調整その他

おおむね右のように示されており、行政の重要な事項はすべて議会の議決が必要となったのである。

議員の定数（定員数）については、地方自治法第九一条に「市町村の議会の議員の定数は、人口五千以上一万未満の町村　二二人」と定められており、これにしたがって、任期が切れる四年ごとに、二二人の議員を選出してきたのであるが、昭和五十年四月の選挙から定数を一八人に削減して現在に至っている。これは、前記第九〇条の第二項の規定として、「議員の定数は、条例で特にこれを減少することができる」ものとされており、昭和四十九年六月に「桜島町議会議員定数減少条例」を制定して、翌年の一般選挙から一八人となったのである。

町議会における事件の議決は、議員全員による本会議でなされるが、このほかに常任委員会と特別委員会という制度が設けられている。

常任委員会としては三委員会があるが、その任務は、「その部門に属する町の事務に関する調査を行い、議

案、陳情等を審査する」ことである。各常任委員会が所管する事務は、次の通りとなっている。

総務委員会　議会関係例規の制定・改廃、議員の懲罰資格の得失に関する事項、秘書企画課、総務課、税務課、町民福祉課、保健衛生課、会計課、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、国民健康保険事業直営診療所の所管に属する事項並びに他の常任委員会に属しない事項

経済土木委員会　経済課、建設課及び農業委員会の所管に属する事項

企業委員会　企業部の所管に属する事項及び自動車運送業に関する事項

常任委員会の設置数、所管事項、委員の定数などについてはいろいろと変遷があったが、昭和五十年以降現在の形が続いている。

特別委員会は、特定の事件を審査するために、臨時的に置かれるもので、終了したときは消滅することとなっている。過去数多くの特別委員会が置かれたが、昭和五十九年一月現在においては、噴火降灰対策調査特別委員会と過疎対策調査特別委員会とがあって活動を続けている。

昭和二十二年五月以降の議員の氏名は次の通りである。

（第一期）

任期昭和二十二年五月一日から昭和二十六年四月三十日まで

上野英徳、上原伊佐彦、上山秀志、大野慶吉
川添甚逸、北村盛徳、釘田国彦、久米豊歳、白尾畩熊
中村清蔵、西元亀吉、西元芳輝、野口藤市、野原遙
橋口新蔵、浜平蔵太、藤崎豊信、松山定吉、宮元豊吉
森重吉、横山新蔵、横山尚実

（第二期）

任期昭和二十六年五月一日から昭和三十年四月三十日まで

岩元五郎、上野英徳、上原伊佐彦、上山秀志
大野慶吉、川添甚逸、久米豊歳、酒匂綱吉、篠原十吉
島川隆之助、轟木長蔵、中村清蔵、西元亀吉
西元芳輝、浜平蔵太、浜平純義、藤崎豊信
松山定吉、森重吉、横村市太郎、横山新蔵

（第三期）

任期昭和三十年五月一日から昭和三十四年四月三十日まで

有村虎太郎、上野英徳、上原伊佐彦、大野弘

川添甚逸、北村盛徳、久米豊歳、酒匂綱吉
島川隆之助、武恭彦、立場源次、時崎侃、轟木長蔵
中元文雄、西元芳輝、西浜保、浜平純義、福田武吉
藤崎豊信、松山定吉、横山金盛、横山尚実

（第四期）

任期昭和三十四年五月一日から昭和三十八年四月三十日まで

有村虎太郎、上野英徳、上山主計、大野弘、川添甚逸
北村盛徳、酒匂景徳、酒匂綱吉、武恭彦、時崎侃
轟木長蔵、中元文雄、西浜保、畠山勇、浜田新吉
浜平純義、福田実良、藤崎豊信、松山定吉、森重吉
山下末雄、横山金盛

（第五期）

任期昭和三十八年四月三十日から昭和四十二年四月三十日まで

有村虎太郎、上野英徳、上山主計、大野弘、川添甚逸
北村盛徳、隈元次男、酒匂景徳、酒匂綱吉、武恭彦
時崎侃、轟木長蔵、中元文雄、萩原俊通、浜田新吉
原田末男、松元弘、松山定吉、山下末雄、山道虎重
山村矢一、横山金盛（有村虎太郎が村長選挙立候補のため辞職につき昭和三十八年六月二日福田実良繰上げ当選）

（第六期）

任期昭和四十二年五月一日から昭和四十六年四月三十日まで

上野英徳、大野弘、川添甚逸、北村盛徳、隈元次男
武恭彦、時崎侃、永野栄二、中元文雄、萩原俊通
畠山勇、原田末男、平山司、福田実良、藤川農吉
藤崎重夫、松元弘、山下末雄、山道虎重、山村矢一
横村貫一、横山金盛

（第七期）

任期昭和四十六年五月一日から昭和五十年四月三十日まで

池田芳香、上野英徳、上原学、川添慶三、隈元次男
久米栄三郎、酒匂景徳、永野栄二、中元文雄、西元芳弘
萩原俊通、畠山勇、原田末男、平山司、福田実良
藤崎重夫、松元弘、村山親良、山下末雄、山村矢一
横村貫一、横山金盛

（第八期）

任期昭和五十年五月一日から昭和五十四年四月三十日まで

岩元藤保、川口利夫、川添慶三、久米栄三郎

竹ノ下基、中尾実清、永野栄二、西元芳弘、萩原俊通
畠山勇、平山司、福田実良、藤崎重夫、村山親良
山下末雄、山村矢一、横村貫一、四元良江

（第九期）

任期昭和五十四年五月一日から昭和五十八年四月三十日まで

有村栄三、池田芳香、岩元藤保、折田武郎、川口利夫
川添慶三、久米栄三郎、武正行、竹田穰、竹ノ下基
中尾実清、永野栄二、萩原俊通、福田実良、藤崎重夫
村山親良、山下末雄、山村矢一

（第十期）

任期昭和五十八年五月一日から昭和六十二年四月三十日まで

池田芳香、岩元藤保、岡山堅二、川口利夫、川添慶三
川添芳香、久米栄三郎、武正行、竹田穰、竹ノ下基
中尾実清、西元芳弘、萩原俊通、橋口浩、福田実良
藤崎重夫、村山親良、山村矢一

歴代の議長、副議長は下の通りである。

議長

代	氏名	就任	退任
初	野口藤市	昭22・5・	昭24・6
2	上山秀志	〃24・6・	〃26・4・30
3	西元亀吉	〃26・5・	〃30・4・30
4	久米豊歳	〃30・5・14	〃34・4・30
5	有村虎太郎	〃34・5・15	〃38・5・25
6	北村盛徳	〃38・6・14	〃42・4・30
7	上野英徳	〃42・5・8	〃46・4・30
8	横山金盛	〃46・5・7	〃50・4・30
9	平山司	〃50・5・9	〃52・6・12
10	山下末雄	〃52・6・24	〃54・4・30
11	福田実良	〃54・5・2	現在

副議長

代	氏名	就任	退任
初	西元亀吉	昭22・5・	昭26・4・30
2	久米豊歳	〃26・5・	〃30・4・30
3	有村虎太郎	〃30・5・14	〃34・4・30
4	上野英徳	〃34・5・15	〃42・4・30
5	横山金盛	〃42・5・8	〃46・4・30
6	山下末雄	〃46・5・7	〃52・6・24
7	萩原俊通	〃52・6・24	〃54・4・30
8	山村矢一	〃54・5・2	〃58・4・30
9	久米栄三郎	〃58・5・2	現在

十、監査委員

地方自治法（昭和二十二年法律第六七号）の中に第一九五条から第二〇二条まで監査委員に係る規定が設けられている。

第一九五条には、第一項として「普通地方公共団体に監査委員を置く。」ことが定められているが、これによりすべての都道府県・市町村に必ず監査委員を置くこととなっている。この地方自治法施行当初のころは、都道府県のみ監査委員は必置であり、市町村については任意設置とされていたが、監査機能の充実強化を図る見地から市町村についてもすべて必置制とするよう昭和三十八年に改正された。

第二項では「監査委員の定数は、町村にあっては条例の定めるところにより二人または一人とする。」となっており、本町では桜島町監査委員に関する条例の第二条において、監査委員の定数は二人と定めている。

次の第一九六条第一項には「監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、財務管理または事業の経営管理について専門の知識または経験を有する者（「知識経験を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。」と定められており、第一九七条では「監査委員の任期」の規定が設けられている。任期は、当初二年とされていたが、昭和三十一年の法律改正により、知識経験者から選任される者については三年とし、議員のうちから選任される者は議員の任期によることとされた。さらに昭和四十九年の改正によって知識経験者の監査委員は任期が四年となり現在に至っている。

本町では、昭和三十一年三月二十二日の定例村議会において「西桜島村監査委員条例」の制定が議決され、これに基づいて同年九月二十九日の定例村議会で監査委員選任に同意する議決がなされて、最初の監査委員が誕生している。

歴代の監査委員は次表の通りである。

知識経験者から選ばれた監査委員

代	氏名	任期
初	上山雄喜	昭31・9・29～37・3・22
2	園田貞男	37・4・4～49・3・31
3	上山初芳	49・4・22～53・4・21
4	畠山正男	53・4・23～現在

議員の中から選ばれた監査委員

代	氏名	任期
初	上野英徳	昭31・9・29～38・4・30

2	横山金盛	昭38・5・4～42・4・30
3	時崎侃	42・5・1～46・4・30
4	上野英徳	46・5・7～49・3・31
5	平山司	49・4・22～50・4・30
6	西元芳弘	50・5・9～54・4・30
7	久米栄三郎	54・5・2～58・4・30
8	岩元藤保	58・5・2～現在

十一、終戦後の選挙

終戦後最初に行われた選挙は昭和二十一年四月十日の第二十二回衆議院総選挙である。

前年の十二月に衆議院議員選挙法が改正されたが、これによってわが国で初めて婦人に参政権が与えられ、選挙権年齢は二十五歳から二十歳に被選挙権年齢は三十五歳から二十五歳にそれぞれ変更された。またこの改正によって「大選挙区・制限連記制」が採用されたため、定員一一人の鹿児島県選挙区（県内全域を一つの選挙区として選挙を行う。現在の参議院選挙区選挙と同じ）は三人連記の投票を実施することとなった。

敗戦後わずか半年余を経過したばかりの国内の状況は極めて不安定で、食糧、衣料品をはじめ戦災復興の資材に至るまであらゆる物資が不足して国民は飢餓と貧困と、日増しに物価が上昇するインフレの中で苦しい生活を続けていた。しかも本町では、終戦直後の枕崎台風（昭和二十年九月十七日）によって海岸道路（現県道黒神・桜島港線）が各所で決壊、流失して全線不通となり、村営船は三隻中、二隻沈没、一隻は座礁大破するなど交通・輸送の機能を喪失した。またこの台風によって受けた建物の損傷も甚大で、一方農作物は全滅状態となった。これに加えて昭和二十一年二月末には桜島南岳の東側八合目付近が突然爆発し、その後五ヵ月間降灰が続いたので麦の収穫は皆無となり、極端な食糧難に陥っていた。噴火口から流出した溶岩は東桜島村の黒神、有村両集落を埋没して海中に達したが、このため送電線が切断されて桜島全体が停電し復旧するまで数ヵ月にわたって電灯もラジオもない明け暮れが続き、住民の生活は極限状態まで悪化していた。

右のような情勢の中で選挙が行われたのであるが、生きているのが精一杯、手に入る情報は無にひとしい選挙民にとって、それは新しい民主日本建設への希望をいくらかは持ちながらも多くの不安、不満、混乱などが複雑に入り交じる感じのものであった。

一一人の定数に対し五四人の候補者が乱立したのであ

るが、その中から当選させたい人を三人選んで記入するという珍しい投票方法に対する戸惑いなどもあって多数の無効投票があった。その中には「選挙なんかやめてその費用で米を買って食わせろ」とか「適任者なし」と書いたもの、「天皇陛下・マッカーサー（占領軍総司令官）・蔣介石（中華民国総統の名前）」と連記したもの等々いろいろな傑作が含まれていた。また明治時代前に出生した男性や明治中期以前に出生した女性の中には文盲者が多く、記載した文字が判読できないものと白票が無効票の大部分を占めていた。各投票所においては前述のように停電のため、夕方にはローソクをともしてその明りで選挙人は投票を記載し、事務職員は作業を進めるという暗くてわびしい風景であった。

なお、この時代には現在のような「代理投票」の方法は認められていなかった。「代理投票」は、昭和二十三年七月の衆議院議員選挙法改正によって実現したもので、昭和二十五年四月の公職選挙法施行以後都道府県・市町村の長・議会議員の選挙でも実施されるようになった。

昭和二十一年の十二月には市町村農地委員会委員選挙が実施されたがこれを除き翌昭和二十二年の四月に行われた各種の選挙が、実質的な戦後日本の新しい政治体制の出発点となった。

四月五日は最初の県知事、市町村長同時選挙（地方統一選挙の始まり）であった。それまで府県知事は内務大臣が任命するいわゆる官選知事であったが、前年九月の地方制度の改正によって住民の直接公選により選任することになり、選挙の結果、初の民選知事として重成格氏が当選した。

西桜島村長選挙には武定利、永野榮一、北村盛徳の三氏が立候補したが、武定利氏が当選し公選村長第一号となった。

同月二十日には第一回参議院議員選挙が行われたがこれはその年の二月二十四日に公布された参議院議員選挙法に基づくもので、被選挙権者は満三十歳以上とし、全国区一〇〇人、地方区一五〇人、合計二五〇人を選びその中の半数は任期六年、（下位当選した）残り半数は任期三年とする選挙であった。

三月三十一日に衆議院議員選挙法が改正されて戦前の中選挙区、単記制が復活し、このときから現在のように第一区から第三区までの選挙区（奄美群島区は昭和二十八年復帰後に新設されたものである）が設けられることになった。四月二十五日に戦後第二回目、第二十三回衆

議院総選挙が行われた。

四月三十日は地方議会議員統一選挙として、県議会、市町村議会の議員選挙が行われ、改正地方制度による西桜島村議会の新議員二二人が誕生した。

第二節　財　政

昭和二十二年に地方自治法が制定・施行され、地方公共団体（都道府県及び市町村）の組織と運営に関する大綱が定まった。この中の財務の一章に収入・支出や予算、決算、契約、財産等に関する規定が設けられている。このほか昭和二十三年に公布された地方財政法も県や市町村の財政に大きな影響を与えることになっている。

本町の財政も他の市町村と同様にこれらの規定を遵守しながら運営がなされ、敗戦後急激に増加した行政の事業量を消化し今日に至っている。

明治二十二年に町村制度が発足してから終戦直後までの資料がないので、この間における西桜島村財政の状況を記述できないことは誠に遺憾であるが、他市町の郷土史等によれば次のような姿であったらしい。

町村の歳入（収入）としては財産収入、使用料、手数料、科料、過怠金、町村税、夫役現品が設けられていたが、原則として財産収入、使用料、手数料などの収入をもって財政をまかない、これで不足する場合に限って町村税、夫役現品を徴収できると定められていた。したがって多額の財産収入などを有するいわゆる富裕町村では税金を課する必要がなく、貧弱なところほど住民の税負担によらなければならなかった。鹿児島県の場合、どの町村もあまり裕福ではなく、むしろ貧困に苦しむ団体が多かったから町村財政収入の中で税金の占める割合は相当大きなものがあった。

その後明治、大正、昭和と時代は移り、経済の好・不況や戦争等の影響によっていろいろな変化を示しながら現在につながっているのである。

本町の場合、狭い土地に比較的多くの人が住み、しかも目ぼしい公有財産を所有していないから、財政需要の多さに対して収入が極めて少なかった。このため村税を徴収しなければならないが、当時の人びとの生活状態からみて担税能力がなく、最低限度の税金しか集めることができなかったのではなかろうか。行財政の執行者たちの苦労がしのばれるところである。しかも、この上に大正三年の大噴火があり、その困難は言語に絶するものが

あったと思われる。

以下、現存する資料によって戦後の財政状況のあらましを説明すると、まず昭和二十三年の西桜島村一般会計決算は次のようになっている。

昭和二十三年度西桜島村一般会計決算（単位千円）

歳入 科目	金額	歳出 科目	金額
村税	二、六〇四	会議費	一八〇
配付税	一、八六九	役場費	一、九八六
使用料及び手数料	四〇	消防費	二三
国庫支出金	一、二二四	土木費	二、一二七
県支出金	一、〇六八	教育費	七二〇
寄付金	一一	社会及び労働施設費	一、一七〇
繰入金	一〇	保健衛生費	五二
繰越金	五	産業経済費	五七三
村債	五五	統計調査費	一二
その他	一二四	選挙費	六二
		公債費	九一
		その他	六
合計	七、〇一〇	合計	七、〇〇二

歳入の「配付税」は現在の地方交付税のようなものである。

歳出の「土木費」が多額に上がっているのは、海岸道路（現県道）の復旧・整備関係が要因となっている。また「社会及び労働施設費」は生活保護費が大部分である。

次は翌昭和二十四年度の決算である。

昭和二十四年度西桜島村一般会計決算（単位千円）

歳入 科目	金額	歳出 科目	金額
村税	三、九二二	議会費	三三七
配付税	三、〇三六	役場費	三、五四一
使用料及び手数料	二二五	消防費	一五一
国庫支出金	四、七二八	土木費	三、七五三
県支出金	八四五	教育費	二、二七六
寄付金	一	社会及び労働施設費	一、六三四
繰越金	七	保健衛生費	一七一
村債	九九〇	産業経済費	五五六
その他		統計調査費	五五
		選挙費	二六
		公債費	一三一
		その他	一九
合計	一三、三四九	合計	一二、六五〇

歳入歳出ともにその総額が前年度に対して八〇パーセント近く増加している。

終戦直後のインフレは一応鎮静化したけれども、依然

として物価の上昇が続いていた。また、学制改革（現在の六・三・三制が昭和二十二年四月から実施）による新制中学校の創設、農地改革による農地委員会の発足その他あらゆる制度の変動と復員、外地引揚者、出生児の急増（第一次ベビーブーム）による人口増加で行政の事務・事業量が次から次へとふえ、これに伴って役場職員も段々と増員された。

歳入の面で「国庫支出金」が増加しているのは、土木と教育の関係分である。

歳出で目立つのは「役場費」の急増であるが、前述の職員増と物価高による給料の引上げが原因である。新制の西桜島中学校は旧青年学校の施設をそのまま利用して開設したが、この年から校舎の新・増築を始めたので「教育費」がふえていく。

このように、財政需要の伸びと物価の値上がりとによって財政の規模が年々大きくなり、昭和五十年代に入ると総額二〇億円に達する年が出現した。次の表はその移り変わりを見るため、昭和二十三年度から同五十八年度に至る三十六年間の各年度の歳出総額を列記したものである。いずれも金額は千円単位で表示した。

年度	金額 千円	年度	金額 千円
昭和二三	七、〇〇二	昭和四一	二一二、八二七
二四	一二、六五〇	四二	二二九、五二三
二五	一八、九八〇	四三	二三七、五九六
二六	一五、七一五	四四	二八八、一六五
二七	二三、一三四	四五	三七三、八七九
二八	二八、三七五	四六	五六八、〇〇七
二九	二九、二一一	四七	六三五、八九一
三〇	三五、五九四	四八	八二三、八二三
三一	三五、五四九	四九	一、一八〇、〇八五
三二	四四、一〇九	五〇	一、二六九、〇九四
三三	六三、一六四	五一	一、四七六、七三四
三四	八二、九七一	五二	一、四九八、五八八
三五	八一、七三九	五三	二、一五五、八八一
三六	一二三、〇三七	五四	二、三六二、七四九
三七	二〇九、二九三	五五	一、九〇七、七七二
三八	一六四、八二六	五六	二、一五六、二一八
三九	一九六、三八四	五七	一、八三九、二九一
四〇	二二二、二五八	五八	一、九二八、七八一

右のような金額の大幅な伸びは、行政に対する住民の要望が時代とともに質の高まりを求めるようになったこと、及び昭和三十年の南岳爆発以後連続する降灰・土石流の災害対策とによるものである。他の章・節との重複を少なくするため簡単に、現在まで実施された主要項目

のいくつかを掲載すると次の通りである。

1　道路の改修・新設・舗装と排水の整備

2　全学校とも鉄筋コンクリート造りへ校舎改築、屋内運動場、屋根つきプールの設置。幼稚園開設

3　チリ焼却場設置、塵芥・危険物・し尿収集、町営水道開設

4　老人福祉センター建設、敬老年金、敬老パス創設

5　町公民館、白浜地区公民館の開館

6　消防車両の購入（タンク車、ポンプ積込車）、集落内に多数の防火水槽設置（地下埋設）

7　船・バス等交通手段の拡充・整備（住民生活の利便・向上と公営企業収入の増高）

8　国民宿舎・ユースホステル・水族館の開設、溶岩めぐり自動車道新設、湯之平展望所・城山自然公園の設置・整備（観光施設）

9　噴火対策として、避難港・退避舎等の設置

10　降灰除去事業をはじめ各種の防災営農対策

11　河川・水路の整備

昭和二十五年度以降の決算については、五ヵ年ごとに掲示することとしたい。

昭和二十五年度西桜島村一般会計決算（単位千円）

歳入		歳出	
科目	金額	科目	金額
村税	四、六九一	議会費	四五〇
地方財政平衡交付金	五、二二二	役場費	四、二八二
使用料及び手数料	二一四	消防費	二三六
国庫支出金	五、一二七	土木費	三、〇二七
県支出金	八二〇	教育費	六、五八〇
繰越金	六九八	社会及び労働施設費	二、二六二
村債	二、三〇〇	保健衛生費	一五五
その他	八四	産業経済費	八三一
		統計調査費	七三
		選挙費	二五〇
		公債費	一五一
		その他	六八三
合計	一九、一五六	合計	一八、九八〇

従来の「配付税」に代わって「地方財政平衡交付金」制度が誕生した。これは四年間続いたが、昭和二十九年度からは現行の「地方交付税」となった。

昭和三十年十月十三日は南岳大爆発の日である。歳入で注目すべきものは「繰入金」であろう。この金額はすべて交通事業（フェリー）特別会計からのものである。昭和二十七年度決算において「繰入金六〇万円」が初登

昭和三十年度西桜島村一般会計決算（単位千円）

歳入		歳出	
科目	金額	科目	金額
村税	六、五二八	議会費	九〇七
地方交付税	六、九七八	役場費	七、九六七
使用料及び手数料	四三七	消防費	八一〇
国庫支出金	二、八二四	土木費	九、〇三六
県支出金	一、〇二八	教育費	四、九五七
寄付金	二	社会及び労働施設費	二、一二三
繰越金	七三	保健衛生費	三二八
繰入金	一一、五〇〇	産業経済費	六、一八三
村債	三、七〇〇	統計調査費	六三
その他	二、八三二	選挙費	三八五
		公債費	一、四七七
		その他	一、三五八
合計	三五、九〇二	合計	三五、五九四

昭和三十五年度西桜島村一般会計決算（単位千円）

歳入		歳出	
科目	金額	科目	金額
村税	九、一六六	議会費	二、六九三
地方交付税	二〇、九六九	役場費	一四、二七〇
分担金及び負担金	二一七	消防費	一、〇〇一
使用料及び手数料	一、二八八	土木費	一、七四四
国庫支出金	一八、八五二	教育費	一三、六〇六
県支出金	三、四三七	社会及び労働施設費	三二、一五八
繰入金	二四、一〇〇	保健衛生費	四八〇
繰越金	四〇	産業経済費	五、二二四
村債	二、四〇〇	統計調査費	一四九
その他	一、三八八	選挙費	二二二
		公債費	三、五五一
		その他	六、六四一
合計	八一、八〇七	合計	八一、七三九

場しており、以後、観光客や航送車両の増加につれてその金額もふえているが、このことについては特別会計のところで述べることとする。

爆発被害農家の救済を目的として本年度末から失業対策事業が始まり、これに伴う経費及びその支出に対応すべき「国庫支出金」が、事業の拡大とともに膨張している。

本年度の歳入をみると、「村税」の倍額以上の「地方交付税」をもらい、さらにそれを上回る「繰入金」を得て歳出をまかなっている。歳出の「社会及び労働施設費」は主として失業対策事業の経費であるが、このように失対の事業量が増大するのと反対に一般土木事業が減少し、「土木費」が減額される。「公債費」とは借入した「村債」の償還金（利息を含む）のことであるが、年々

増加している。

昭和四十年度西桜島村一般会計決算（単位千円）

歳入		歳出	
科目	金額	科目	金額
村税	一五、〇〇四	議会費	五、八三九
地方交付税	五六、八三八	総務費	二四、一五三
分担金及び負担金	六二五	民生費	七、七一一
使用料及び手数料	七五二	衛生費	五、二〇三
国庫支出金	二九、〇五九	労働費	五〇、四六七
県支出金	二六、四七七	農林水産業費	五六、二二四
財産収入	二、四〇六	商工費	一
寄付金	二二〇	土木費	一七、一六四
繰入金	六九、〇〇〇	消防費	二、三二九
繰越金	四、八二一	教育費	三八、三二四
村債	一七、九〇〇	災害復旧費	六、〇九二
その他	一、二〇〇	公債費	八、七四六
		その他	五
合計	二二四、三〇二	合計	二二二、二五八

「村税」は歳入総額の一割にも満たなくなった。

昭和三十八年に地方自治法の改正が行われ、予算（決算）科目、その他が殆んど現行の通りになった。歳出の「労働費」は失対事業の費用、「農林水産業費」が大きいのは農業構造改善事業（農道舗装や樹園地造成）の関係が含まれているためである。

小学校の校舎改築（屋体・プールを含む）が昭和三十四～四十年にかけて実施された。

昭和四十五年度西桜島村一般会計決算（単位千円）

歳入		歳出	
科目	金額	科目	金額
村税	二六、三三二	議会費	一三、六二一
自動車取得税交付金	二、〇六一	総務費	一一九、〇八六
地方交付税	一五二、九四七	民生費	二〇、二六六
分担金及び負担金	一一、八八一	衛生費	七、〇〇一
使用料及び手数料	一、三二四	労働費	七一、五九八
国庫支出金	四〇、九六七	農林水産業費	六四、七一二
県支出金	八、四〇五	商工費	六
財産収入	一、二七七	土木費	一一、二一六
繰入金	一二五、九四七	消防費	一一、四五九
繰越金	七、一一七	教育費	三七、九四一
村債	四、〇〇〇	災害復旧費	二、四八四
その他	二、二五七	公債費	一三、三六七
		その他	一、一二二
合計	三八四、五一五	合計	三七三、八七九

「地方交付税」と「国庫支出金」を合計した金額がちょうど歳入総額の半分を占め、「繰入金」は総額の三分の一に相当する。

歳出総額がはじめて三億円代になった。

昭和四十三年度から「自動車取得税交付金」と「交通安全対策特別交付金」が交付されるようになった。

昭和五十年度桜島町一般会計決算（単位千円）

歳入 科目	金額	歳出 科目	金額
町税	六〇、六九三	議会費	三〇、一三四
地方譲与税	七、八六〇	総務費	二九三、八九五
自動車取得税交付金	七、一二九	民生費	九四、〇四二
地方交付税	四四八、七五〇	衛生費	五三、三一五
分担金及び負担金	三〇、六五一	労働費	一二〇、八一六
使用料及び手数料	一、九二八	農林水産業費	一九七、八四八
国庫支出金	一八九、七七六	商工費	二、九二二
県支出金	二〇〇、四九四	土木費	六一、一一四
財産収入	三、三五九	消防費	六五、九四二
寄付金	五五八	教育費	一六一、三七九
繰入金	一三三、九四〇	災害復旧費	一四八、三五四
繰越金	二、二七五	公債費	三一、六一〇
町債	一一六、五〇〇	その他	七、七二三
その他			
合計	一、二六五、三二八	合計	一、二六九、〇九四

昭和四十六年度に「地方譲与税」が新設された。

財政規模は前年の昭和四十九年度から一〇億円の大台に達したが、これはいわゆる「狂乱物価」と呼ばれたオイルショックによる物価の急上昇及びそれに伴う人件費の増高が最大の原因である。南岳の噴火活動が昭和四十七年の秋から一段と活発になり現在まで連続しているが、これの対策に係る経費がふえ始め財政需要額は年々膨張していく。

桜島中学校の改築・整備がこの五年間で終了した。

昭和五十五年度桜島町一般会計決算（単位千円）

歳入 科目	金額	歳出 科目	金額
町税	一三七、〇一六	議会費	五四、三九八
地方譲与税	二六、〇一五	総務費	二九二、一一七
自動車取得税交付金	一一、三九九	民生費	一六〇、七六七
地方交付税	七三一、八二〇	衛生費	七五、七四五
分担金及び負担金	八二、〇五〇	労働費	一四四、〇一八
使用料及び手数料	五、〇七七	農林水産業費	二三九、六七五
国庫支出金	三五六、三〇三	商工費	八六七
県支出金	一四七、五四四	土木費	二六八、九一七
財産収入	六一、一六二	消防費	四九、二六六
寄付金	四四一	教育費	二九四、七一一
繰入金	三八、〇〇〇	災害復旧費	九〇、五五四
繰越金	四二、九九三	公債費	一四七、五二七
町債	二〇八、二〇〇	その他	
その他			
合計	一、九〇七、七七二	合計	一、八五一、九三七

昭和五十三・五十四年度は役場庁舎の新築や退避舎設置工事等が行われたため総額二〇億円を超える決算であった。

以上、一般会計決算額に基づいて町財政の移り変わりをみてきたが、本町にはこのほかに九件の特別会計が設置されており、各種の事業の経理を行っている。

特別会計の種類は

(1) 国民健康保険（保険事業と診療所）
(2) 簡易水道事業（町営水道）
(3) 交通事業（フェリー、観光）
(4) 国民宿舎（さくらじま荘）
(5) ユースホステル
(6) 職員退職手当
(7) 温泉給湯事業
(8) 自動車運送事業（バス）
(9) 老人保険医療

右の通りである。

これらの事業は、公益性、企業性その他いろいろな面で町政推進のための重要な役割を分担しているが、この中で町財政に最も多く貢献している交通事業特別会計について記述する。

昭和初期に開業した村営船は、住民の交通手段の確保がその目的であった。台風などの災害や戦争によって過去何回となく大きな損害を受けながら、辛うじて任務は果たしてきたが、これが企業として成り立つようになったのは昭和二十年代の後半からである。

前述のとおり昭和二十七年度から一般会計に対して「繰出金」（一般会計の側からみれば「繰入金」）を支出しているが、事業の発展につれて金額が増大していった。ことに昭和三十年代の後半から四十年代にかけて航送車両数の伸びは目を見張らせるものがあり、運賃収入は年ごとに大きくふえた。一方、行政においては噴火降灰対策をはじめ財政需要が次々と増加する割に税収などの伸びが少なく、財源不足が痛感されていた。この悩みを救ってくれたのが「繰出金」であるが、ここに二・三の例を挙げるとその額は、

昭和四十二年度　八、六〇〇万円
昭和四十四年度　九、六二五万円
昭和四十六年度　一億四、六五〇万円　である。

昭和四十九年末に垂水・鴨池間に南海郵船ＫＫの垂水フェリーが運航開始したことによる影響で、昭和五十年

度の決算は赤字となったが翌年には持ち直して現在に至っている。

昭和五十年度から予算・経理の形式を一般会計型（官公庁式）から公営企業型に改めて、企業としての体制づくりを進めたが、前記の収入減もあってこの年から「繰出金」の形は見られなくなった。しかし外見は変わっても、フェリー事業の益金が、直接間接に行政その他の事業推進にかかわっていることに変わりはなく、昔も今もフェリーは本町財政の柱といわれる所以である。

第二章　交通・通信

第一節　公営企業

一、船舶運送事業

㈠　船舶事業

大正三年一月十二日の大噴火によって、桜島の経済はどん底に落ち、村民は生活苦にあえぎながらも、大正十五年には鹿児島市小川町に青果市場を開設した。それまで組織力がないため、仲買人に買いたたかれていた生産物も正常に取引きされるようになり、村民の生活も安定して村の経済も立ち直って来た。一方市場の収益もあがり、その収益の一部は積み立てられて、後の交通事業を始める資金として役立てられた。

生産物が安定した価格で取引きされるようになると、村内の農産物も増加し、各部落に運送を専業とする船主が現れ、昭和四・五年には一四隻の客船と、各部落の農産物とその荷主とを運送する貨客船二・三十隻が運航していた。

川添甚逸氏は、「その頃、島内を運航していた客船は、小池に美代丸（岩元五郎）、姫丸（所有者不明）、武に強力丸、桜丸（二隻とも上原伊佐彦所有）、桜武丸（上原勇二（ユウジ））、西道に西道丸（山元長吉）、白浜に八重丸、白浜丸（二隻とも川添甚逸所有）、その外に福丸、金丸、ヨシ子丸（船主が同じ）、財部丸（二隻）という鹿児島市在住の船主の船が運航していた。噴火五十年誌にある一四隻に対する二隻については思い出せない。八重丸は黒神から白浜、二俣、松浦、西道に立ち寄り、鹿児島に直行、白浜丸も藤野、武、赤生原、小池を経て袴腰から鹿児島へ直行していた。これら一四隻の客船は各部落に立ち寄るので鹿児島に行くにも西道からだと二時間以上の時間を費やした。」と語る。また客の奪い合いをし、運賃や発着時刻もまちまちで利用者不在の運航が行

われている状態であった。いつ噴火するとも予測できない桜島岳をかかえている西桜島村にとって、輸送力を確保すること、更には土地を失い、生活の根拠を失う日の到来することを考え、いつ、如何なる時でも身を立てられるよう、村民の子弟に教育をほどこすことが最良の道であると村当局は考えた。そのためには村営の交通事業を創設して通学の便をよくし、鹿児島市内の中等学校に通わせる必要があるとして、昭和四年に村営船事業を興すことを計画立案した。

村議会もこれを可決、昭和五年に個人所有の船の買収を試みた。しかし、一二人の個人業者の反対によって実現しそうになかった。船舶建造申請書を県に提出したが、県からは申請の再考を促された。その理由として、当時の桜島航路は交通量と輸送力との均衡がとれ、むしろ輸送力に余裕がある。海上運送事業には多額の資金を必要とし、村の財政力ではまかなえない。更に船腹を増すことは輸送力の過剰を来たし、その結果は既存の航運事業の安定性を危うくすることになる。というものであった。民間業者の反対運動はいよいよ熾烈を極め、村営船建造の認可を得ることは容易でないという結論に達した。慎重審議の結果、村の産業組合の利用事業として船舶建造をすることについて、村執行部と村議会・産業組合と合議の上、産業組合から申請書を提出した。組合員だけの利用という条件付きで認可を得て、総トン数二五トン、公称馬力三〇馬力の焼玉エンジン、定員数七〇人の設計のもとに、船体は鹿児島市洲崎町の福崎造船所と、機械は鹿児島市柳町の吉見鉄工所と契約を締結、昭和五年八月に進水し「昭和丸」と命名した。その昭和丸を使用、村営で桜島・鹿児島間の貨客輸送を開始した。このため、一五隻の客船が各部落から鹿児島へ運航することになった。

村は既存業者と共に運行事業の使命を達成できるよう協力調整を申し出たが、既存業者の反感は大きく、話し合いに応じなかった。村営船一隻に対し、既存業者組合側は一四隻とあって、立ち打ちならず客は業者にとられ、空船で運航することもしばしばあった。乗客の奪い合いはもとより、船足の競争など航海途上の感情も激高する有様で、種々のいやがらせも行われた。その行為が目に余るので、村も意を決し、強気で立ち上がり、次のことを強くいましめ、使命達成に乗り出した。

一　運賃の再考

二　指定発着時間の正確強化

三　指定発着地区間往復運航航海規定の遵守
四　奉仕精神の強化履行
五　赤字補填の村費負担

これに比べ組合側の経営方針は合法・合理性に欠け、組合員として統一精神もなく、船主は各自の持ち船を操縦運航し、甚だしい場合は組合員相互の間で乗客を奪い合い、不統制の個人経営そのままの集合体であった。民間事業がこのような状態にあるとき、村営事業は前述五項目の努力が報いられ、利用者は民営事業を批判し、民営事業者の中にさえも村営船を望む人が現れた。幾多の波乱曲折を経て、昭和九年になると、個人業者も村の趣旨を納得して船を譲る者がでてきた。

更に川添翁は、「初め船を売ることを決めたのは、上原伊佐彦さんと私の二人でした。それから他の船主たちも次々に売ることになりましたが、老朽船が多く、使用せずにそのへんに浮いていた」と語る。

村営航運事業に対する財政事情

村内の航路を村営に一元化することは必然的に事業拡張につながり、使用船の買収、その他施設費が増大することは免れない状態となった。財源は起債に求めざるを得ず、起債申請書を県に提出したが、県からは、村の度重なる起債が村財政に及ぼす影響と、航運事業の性格上から申達を拒まれた。その理由として次のものが掲げられた。

一　航運事業には多額の資本金が必要である。
二　航運事業は危険の伴う事業である。
三　他者と競争経営におちいりがちである。
四　民業の圧迫になる。

以上によって、もしこの事業に失敗した場合は村の財政が危機におちいる恐れがあるので、この事業は公営企業としての性格よりも、むしろ純然たる企業家の手に委ねるべきであるというものであった。

村としては起債は寸時もゆるがせにできない問題であり、六千村民の利害喜憂はこの交通事業の経営如何にかかわる重要事業であるので、どうしても実現させなければならなかった。村当局は実状をこと細かに説明し、地方課長も事の重大さを理解され、申達の運びとなり、村長も一緒に上京して県と共に国に直接説明することになった。

起債申請

内務省地方債課では、本村の財政状況はそれまでの起債申請によって熟知されていた。今回申請の公営の航運

事業は全国に類例が少なく、一村の事情による航運事業の起債申請は初めてで、地方債課においても研究問題として取り扱われ、申請の理由書に詳細な理由を要求された。更に理由書の関連事項等についての意見書の提出まで求められた。追問に対しては、在京中の村長と村との間に電報または夜間長距離電話によって回答するなどの十六日を経て、ようやく美濃罫紙八十枚に及ぶ意見書を作成した。待つこと三日にして内務省と大蔵省の合議が成り、上京以来二十九日を要してようやく融資が決定した。

起債額は二万円であったが、この起債によって施設の整備強化と優秀船の購入が計られた。当時船舶事業からあがる年間収入が一万二五四四円であったことからみると、二万円の額の大きさが推察できる。

庶　第九六八号

起債許可稟請

昭和九年度本村村営航路使用船舶買収費及其関係諸費ニ充当ノ為金弐万円起債致度村会ノ決議ヲ経候条御許可相成度別紙理由書村会決議書其他関係書類相添へ此段稟請候也

鹿児島県鹿児島郡西桜島村長　久米芳季

内務大臣　後藤文夫殿

大蔵大臣　藤井真信殿

事業免許

事業免許申請、昭和九年七月十九日、

同免許（指令保第七〇三七号）昭和九年十一月十九日

運航開始昭和九年十二月一日であった。

現在使用中の民営船一四隻を二三〇〇円で買収、そのうち老朽船や小型船を漸次処分、使用に耐え得るものだけを残して船体、機関の大改造を施した。

船員の資格向上の道を講じて、航海の安全、輸送力の増加、乗客へのサービス等をはかると共に、発着時刻及び運賃を定め、統一ある運航を開始した。

更に昭和十一年には桜島口袴腰間の溶岩道路も開通し、桜島を訪れる客も少しずつ増加する傾向にあったので、総トン数三五・九一トン、主エンジン焼玉五八馬力、速力一〇ノット、定員一〇七人の優秀船「鷹島丸」（昭和八年三月進水）を広島県田熊から購入した。更に

昭和9年当時の運賃表

種別	区間	料金
片道	白浜 鹿児島	十五銭
片道	赤生原 鹿児島	十銭
往復	全区	二十銭
回数	〃	一円
定期	〃	三円五十銭
学生定期	〃	一円七十銭
治病定期	〃	二円
小学生	〃	五銭
中学生以上	〃	八銭
村内	白浜 袴腰	五銭

昭和十二年には総トン数四〇・二二トン、長さ一八・七九メートル、幅三・八四メートル、吃水一・一九メートル、主エンジン焼き玉一〇馬力、速力九ノットの「えびす丸」（昭和六年八月進水）を広島県呉から購入し、乗客の増加ならびに経営規模の拡大が実現していった。

村営バスとの連絡運輸と自動車航送

昭和十四年十月に袴腰・白浜間の道路が完成すると、村営バスとの船車連絡運輸が始まった。また昭和十六年には、九万円の建造費を投資、貨物自動車三台を積載できる自動車航送船第一桜島丸を熊本県天草郡御領村で建造し、桜島・鹿児島間に就航させた。十六年十一月には鹿児島・桜島両港に自動車とう載用岸壁の工事に着工した。その間の様子を久米芳季氏は「公僕三十二年の歩み」に、「今までに航運船の発着に、何等施設のなき袴腰・白浜間の、各部落毎の寄港地に寄る航海は、風波潮流と潮の干満関係に於て、船の操縦に困難を生ずるのみならず、危険の伴う場合、往々にして、為めに航海時間の延長、場合によっては座礁その他の事故により遅着欠航の止むなきに鑑み、自動車経営を織り込みたる交通事業経営に改め、鹿児島港・袴腰間を航運事業経営に短縮し、袴腰・白兵間の二里を自動車送行運輸として、船車連絡経営の計画推進により交通所要時間の短縮、燃料の節約、交通の安全、時間の規制正確、乗降の簡易安全等が、村民の利便は素より、一般乗降客ことに観光客にひとしおの好感を与え、観光路線の認識は鮮明となり、利用の範囲は益々拡大され、従って輸送力の補強は船型の大型化、隻数の増加を要し、更に進んで袴腰港に完全なる岸壁の築造により船の接岸を容易ならしむるべく、その必要に迫られるに至れり」と記している。

この岸壁築造には非常な覚悟と大へんな努力が要求された。荷を積んだままの貨物自動車を降すには、人や一般の貨物の積み降ろしとは異なった岸壁を装備する必要にせまられ、いろいろの施設の踏査を行ったが、かっこうの施設がなく、強いていうならば、国鉄関門海峡の貨客連絡、あるいは青函貨客連絡輸送の設備はあったが、その規模が大き過ぎて参考にならなかった。調査研究の結果、出水郡三笠村黒浜・長島間の県営渡船があることを知り、久米村長は村の交通専務委員・上原伊佐彦氏を伴って調査し、その時の様子を、「其装備は、海岸より沖に向かって長く海中に突出せる突堤にして、船の発着は潮の満干により、船の接岸位置を変え、船の舷側を突堤に同位で接岸させ、乗降客・牛馬・雑貨の積み降ろし

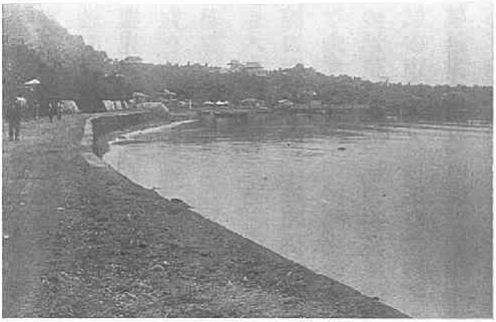
昭和初期の袴腰

は簡単容易に行われりといえども、我々の袴腰港・鹿児島港間の輸送は、貨物自動車に積荷のまま、一〇トン前後の超重量車を積み降ろしの工夫を要するので、上原専務委員と共に二人で、その県営渡船の二往復するまで、砂浜に腰をおろし、その状態についていろいろ意匠を凝らし話し合いの結果、此の長く海中に突出せる突堤を適当の長さと幅に切断の型として、横列に段階を附し、船を横着けにしてはとの構想をまとめ、研究工夫の結果、段階の高さは、建造する桜島丸の舷側二尺の高さに準せしめ、各段階の幅も桜島丸の積み込み自動車三台分の幅員に少々余裕を保ち十八尺と、その滑走路の斜面は、潮の満干の落差一丈二尺なるにより、八寸勾配として滑走路の長さを割り出し、六段階とし、船の吃水に比準して、横付けの設計を以って埋立て工事は築造せるものなり。」と記している。

鹿児島港側でも、ちょうど岸壁の改修工事の計画があったので、県土木部に事情を話し、村は県に二千円を寄附採納して、袴腰岸壁と同様の施設がなされた。これにより、自動車航送が完全なものとなり、昭和十九年七月一日に自動車航送事業が開始された。

国鉄バスの開通

昭和十九年十二月十日には国鉄バスの垂水・袴腰線が開通し、船舶事業はますます発展していった。国鉄バスの袴腰まで延長について、噴火五十年記念誌に次のように記録されている。

「村営船による交通量が増加してくると、国鉄線を袴腰まで延ばしてもらう運動を起こし、たびたび門司鉄道管理局へ出向いて願い出たが、計画途中に太平洋戦争が始まってしまった。この頃門司鉄道管理局内には垂水・袴腰線と、佐賀県高尾駅から長崎県の早岐駅に通ずる嬉野線の二つの路線が認可を申請していた。どちらが早く許可がでるか気をもんでいる時、垂水・袴腰線には『観光路線』の文字が入っている。時局がらよくないということで許可にならなかった。

時の柴山県知事は田之浦から、桜島丸がトラックを運

ぶ様子をいつも見ておられ、関心をもっておられた。ある時知事の車を船で運んでもらいたいという県からの話があった。肝属・曽於に出張のための試乗だったらしい。知事が大隅に出張するときは垂水丸で渡るが、車は鹿児島→重富→国分→福山→牛根沿岸を回って垂水に行き、知事を待ち受け、帰りはこの逆のコースを通っていた。桜島航路を利用すると時間も短く、タイヤ、部分品等も傷まない。桜島航路の交通上の重要性を認識、さらにその必要性を深く感じられ、親友である門司鉄道管理局長の伊能繁次郎氏を通して本省に路線の認可をお願いした。ようやく許可になったのが昭和十九年十二月十二日、桜洲小学校で柴山知事、伊能門司鉄道管理局長も出席され、外に来賓多数が参列して賑やかに開通式が行われた。その後国鉄は西桜島村交通部と連携して事業を推進し、桜島航路は国鉄路線の一部的存在となった。桜島港駅での切符発売は交通部に委託し今日に至っている。

国鉄線も袴腰まで延長され、海上輸送もスムーズに行われ、利用者も交通量も多くなってきた。それに対処するため、大型船を建造し船舶事業は次第に発展して行った。」

営業所の変遷

村営船事業が始まったとはいうものの、確たる営業所はなく、船賃は各船の中で徴収していた。以後昭和三十一年に交通部として独立するまで、予算その他海運局への報告事務、申請事務などは村役場勧業係で扱われ、営業所は単に料金収受と国鉄との連絡切符を売る役場の出先機関であった。昭和十四年袴腰―白浜間の道路が完成し、船車連絡運輸が始まると、船は袴腰から鹿児島に直航するようになった。しかし第二次世界大戦の末期には、袴腰一帯は日本陸海軍の最後の決戦に備える一大基地と化していった。

城山台地には高射砲が、更に、赤生原には魚雷発射台が設置された。また袴腰台地の下には地下壕が掘られ陸軍の重要な無線基地と化した。このため、村営自動車は袴腰までの運行が不可能となり、一方第一桜島丸は軍に徴用され、自動車航送も自由にできなくなった。

バスは白浜から武登山口まで運行し、船は武から直接鹿児島へ運航し始めた。小池、赤生原方面の利用者は武まで歩き船を利用せざるを得なかった。

武の営業所はトタンぶきの建物であり、その一角四畳半程の広さを間仕切り、事務所として利用し、残りを客

の待合所にしていたが、待合所としてはせまく、客は屋外で船の発着を待つのが常であった。また雨の日などは利用者を収容しきれない状態であった。

桟橋は大型船の上部を板ではりつめ、その甲板を使ったが、潮の満干によって満潮時には陸側に引き寄せ、干潮時には沖に押し出して船を着けたものだった。

昭和十九年八月三十日、袴腰にあった煙草収納所を解体し、一〇八坪の待合所ができたが、要塞化されると使用できなくなった。

第二次世界大戦も終わり、袴腰地区は軍からは解放されたが、しばらくは軍需物資の後始末の関係で米軍の指配下に置かれ、また昭和二十一年三月には桜島が爆発し、東桜島村の有村付近の道路が溶岩によって遮断されたため、自動車航送事業はあって無きが如き状態であった。武中心の運行はそのまま続けられていたが、武を起点として鹿児島に直行していた船を袴腰に寄港させ、バスは白浜から袴腰まで運行し始めた。

人々は、日々の食糧の確保と、荒れ果てた国土の復興に努力を続ける中で、一時の娯楽を求め、桜島登山、ビワ狩り、ミカン狩りにと桜島を訪れ、日曜日などは役場職員が総出で乗降客の整理に当たり、また武の船着き場付近には売店ができた程であった。

経済の復興に伴って、自動車航送の需要も次第に増加してきた昭和二十五年（不確実）ごろ、武の営業所を袴腰に移した。これに船舶事業と自動車事業の事務を完備し、交通事業として発展の兆しを見せてきた。

交通部の独立

昭和三十一年には交通部として独立して事業報告等すべての事務を交通部で行うようになった。また同年から観光事業に力を注ぎ事業量もうなぎ登りにのぼり、従業員も増やしていった。昭和三十六年には役場と共に交通部も機構を改革し、課、係を設置した。昭和三十八年十一月一日には企業助役が置かれ、行政助役と助役二人制となった。助役は部長を兼任したが助役二人制は当時三〇万人の人口をもつ鹿児島市と西桜島だけであった。しかしこの助役二人制は内政上利害相伴い、四十三年六月二十四日の村議会において「助役定員増加条例」の廃止が可決された。

船舶事業の伸び

昭和二十年三月九日に旅客運賃三〇銭を五〇銭に値上げしてから、二十年八月十五日の終戦、戦後のインフレ時代を迎え、運賃はうなぎ登りに高くなっていった。二

十一年一月一日に一円、二十二年三月一日に二円、二十二年九月八日に五円、二十三年四月二十八日には三倍の一五円に、そして二十日後の五月十八日には更に二五円に改定された。七年を経て昭和三十年一月二十五日に三〇円に改定されてから十九年間据え置かれ、昭和四十九年八月二十日に五〇円に改定されている。運賃が十九年間も据え置かれたことは、船舶運送事業が順調にというよりもむしろ過度の伸びを示し、施設の増強、事業の拡大を続けてもなお大きな余剰金を産み出していたことを暗に物語っている。船舶運送事業に直接関係する施設の増強については後述するが、その他の施設増強については左表にその大きなものを掲げる。

施設の増強

年度	事業内容
昭三〇	引ノ平観光バスコース開設
三一	水族館建設 バス十六台購入
三三	水族館プール建設
三五	湯ノ平観光バスコース開設
三七	桜島一周バスコース開設 バス八台購入
	国民宿舎の建設

運航回数についても、昭和二十二年には一日一二便であったが、二十二年三月燃料の規制によって一日四便に減便したとはいうものの、次第に増便し、二十六年一月に一日一二便に復旧してから需要は日増しに増し、昭和二十八年には大型バス四台を搭載する第五桜島丸を建造するなど船腹を増し、昭和三十年以後利用者の需要は増えて、昭和四十九年五月一日の八三便にまで増加、午前五時三十分の始発から午後十時の最終便に至るまで昼間帯は十分置きに運航するようになり、「待たずに乗れる桜島フェリー」、「海上国道二二四号線」などの愛称で呼ばれるまでに至った。

(二) 南海郵船フェリーとの競合

昭和四十九年十一月十日に南海郵船フェリーが鴨池―垂水間に就航することになった。昭和二十年代後半からその兆しを見せ始め、昭和四十一年には具体的な動きを見せてきた。このことによって桜島フェリーには一大波乱の時代が訪れることになった。

南海郵船フェリー新就航までの南海郵船株式会社（岩崎産業）の動きを追ってみると、岩崎産業は鹿児島県内の交通機関を一手に収めるべく勢力を注ぎ、昭和二十八年には大隅半島一円の陸上輸送に当たっていた三州自動車株式会社を買収し、陸上交通を制すると、大隅半島―鹿児島の海上輸送に手を伸ばし、垂水汽船株式会社の買収にかかった。そして遂に昭和三十五年五月二十八日に

は垂水汽船は南海郵船と名称を変えた。以後桜島フェリーに対抗して湾内に平行カーフェリーを就航させる努力を重ね、昭和四十一年に、鹿児島本港―垂水間に八五〇総トン一隻、六航海でフェリー就航を申請した。しかし、鹿児島本港の安全性に問題があるということから申請を取り下げ、昭和四十四年七月二十九日には、鹿児島新港―垂水間に七五〇総トン型二隻、一三航海で申請したが、新港の使用が不可能であるということで、これも取り下げる結果となった。

南海郵船は申請を取り下げたとはいうものの、県議会に提出されていた就航促進の陳情は継続審査されており、昭和四十五年九月二十五日に県議会国鉄運輸特別委員会は次の二条件を付して採択された。

一　知事は鹿児島市側と鴨池飛行場跡地利用及び与次郎ケ浜との関連、背後の交通事情等の問題を市側と積極的に交渉すること。

二　西桜島村営企業を守り、南海郵船との協調ができるように、知事は西桜島村当局及び南海郵船と具体案について交渉すること。

この間西桜島村では、昭和三十年代後半になって、岩崎産業が買収した桜島汽船並びに南国交通両社からフェリー航路新設の申請書が出されたが、終始これに反対して来た。四十一年暮れ近くなって、南海郵船が事業計画変更で鹿児島新港と海潟・垂水間にフェリーを就航させる計画を明らかにすると、村長は村民に村の危機を訴え、昭和四十二年一月には「南海郵船株式会社の車両航送事業計画申請にかかわる反対について」と題した檄文を村内の各家庭に配布、村民の決起を促した。

檄文の最後は「即ち、本村交通事業は本町自治行政の発展向上を図る唯一の財源であり、かかる本村の盛衰危急存亡のときに当たりまして、我々村民はいたずらに手をこまねいて傍観すべきでなく、緊褌一番既得権と既存権益擁護のために、決然起こって上記業者の認可申請に絶対反対ののろしを挙げなければならない事態に直面しているのでありますが、村民の皆様もこの緊迫した事態を十分認識していただき度いと存じます。これらの反対につきましては今日まで最善の努力を続けてまいっているのでありますが、事態は全く楽観を許さない実情であります。そこで本村におきましては、生命線確保のための村民七五〇〇人の一大署名運動を展開し、これを提出してこの申請の撃破を企画したのであります」と結んでいる。

この檄を受けて七五〇〇の村民は決起した。町幹部職員、議会、農協、漁協、青年団を中心とした「垂水フェリー就航反対期成会」が結成され、町役場職員を中心とした小グループを作り署名運動が展開され、村民はこぞって署名、捺印した。村民の外、鹿児島市及び地方に住む桜島出身者並びに桜島フェリーの衰退とそれに続く南海郵船の独占を恐れる人々がこの運動に加担し、署名は続々と集まっていった。そして昭和四十二年一月十八日、総数四七三六人の反対署名を添えた陳情書は運輸審議委員長、運輸事務次官に提出された。陳情書は引続き郷土出身の国会議員、九州海運局長、九州海運局鹿児島支局長、鹿児島海上保安部長に提出された。九州海運局長に対する陳情には村議会議員、農業協同組合長、土地改良組合長、漁業協同組合長、農業委員会代表、各部落代表の総勢三四人からなる陳情団が組織され、四十二年六月二十日に海運局長と直接面談し、陳情書を手渡した。

昭和四十二年十二月五日には鹿児島県知事、鹿児島県議会議長あてに南海郵船フェリーの事業計画変更に反対する陳情書を提出した。その陳情に対し、四十三年二月二十日には県議会の「国鉄整備促進並びに運輸通信等協議会」が陳情内容の聴取と現地調査を行った。（この調査は西桜島村交通部だけでなく、垂水市・大隅総合開発協議会についても行われた）

垂水フェリー就航反対期成会では、県議会場前に集結し、就航反対の意を表明すると共に市内をデモ行進するなどの抗議行動を行う半面、村及び村議会は鹿児島市長、鹿児島市議会、県議会議員有志などへの陳情を続けた。

その後、鹿児島本港の安全性が問題化され、本港の埋立て計画が中止になり、本港と垂水間のフェリーは実現しないことが明らかになった。西桜島は四十三年十一月二十日には以前提出した陳情を取り下げ、新たな陳情書を提出している。その中に、「然るに先般、南海郵船が突然岩崎産業の系列にはいり、垂水、海潟の二拠点から鹿児島に向けてフェリーボートの競願申請が出され、主務官庁より却下されたにも拘わらず、今もなお執拗に促進運動が行われていることは、村にとり無視出来ない由々しい問題であり、先に競願申請については昭和四十二年十二月五日付け反対陳情をお願いしましたが、ここに再び村民の総力をあげ」……「先般本港利用者一同、反対の陳情をお願い致しましたところ、御当局もその意

を了として御諒解を賜りましたのでありますが、最近にいたり巷間しきりに、新港にフェリー基地が新設されるとの声が高まっております」等の文章が見られる。

また更に昭和四十四年二月二十四日には『「鹿児島―垂水、海潟フェリーボート就航に関する反対陳情」の補足資料について』と題し陳情に追打ちをかけた。これは県が大隅開発のビジョンの中にフェリー問題を掲げたことによるもので、中に注目に価する字句を抜き書きすると次のような事項がある。

「さらに現在進行中の谷山臨海工業地帯及び谷山工業港の造成は、九州縦貫道路の完成と相俟って志布志、鹿屋市より鹿児島市を経て九州各地を結ぶ物資流通の大動脈の一大拠点として完成する日もさして遠くないことと存じます」「鹿屋市長が二月六日―中略―鹿屋市・志布志を中心とした生産品の流通拠点として鹿屋港の整備を拡大し、大型フェリーボートによる輸送を取りあげられましたことは県のビジョンに即応した施策であろうかと存じます。しかしながら南海郵船株式会社においては、再三にわたる主務官庁の却下にもかかわらず、なおも垂水より鹿児島新港に向け大型フェリーボートの就航を図るべく、新港使用許可の陳情をいたしております」「既存の弊村フェリー航路に加えて新たに古江～鹿児島港間及び垂水、海潟―新港間の二航路の構想が生まれたことになりますが、このうち垂水、海潟―新港間のフェリーボート航路の開設は当村フェリー航路と至近距離にある平行航路であり、必ずや過当競争が起こり、我が村にとって重大な影響を受けることは必至であり」「県御当局におかれましても去る昭和四十二年九月二十二日付、県知事名をもって各関係者あてに鹿児島新港は外貿関係、内貿関係船舶の接岸を予定しており、この利用計画に反することになるので、フェリーボートの接岸施設等を許可できる見込みはない旨の御通達もありましたように万人等しく認めることでありますので」と鹿屋港～鹿児島間の新航路を容認すると同時に、南海郵船株式会社が新港利用の申請を提出したことを取りあげて反対を強調している。

前述のように強力に鹿児島・垂水間のフェリー就航の反対は続けられたが、県議会では大隅―鹿児島間に新たなフェリー航路の必要性を認め始め、昭和四十三年三月十五日付けで「陳情書の取り下げについて（事務連絡）」県議会事務局から次のような連絡があった。

「あなたから提出されました『鹿児島―垂水・海潟間

フェリーボート就航に関する反対について』の陳情は、当議会「国鉄整備促進並びに運輸通信等協議会」において、数回にわたり調査審議を重ねてまいりましたが、三月十三日の同協議会において下記のとおり意見が集約されましたので、趣旨をご了解のうえ陳情書を取り下げてくださるようお願いいたします。

記

一　協議会の意見

㈠　大隅半島の産業経済文化の交流と交通量の増加に対処するため、大隅半島・鹿児島間に新たなフェリーボート就航の実現を促進することとし、執行部は早急にこの具体的検討をすること。

㈡　陳情者に対しては、この意見を伝え陳情書の取り下げを依頼すること。

昭和四十四年四月には「鹿児島新港フェリーボート基地建設に対する反対について」県知事及び県議会に陳情すると共に、五月十二日には「国鉄整備促進並びに運輸通信等協議会」の傍聴に大挙押しかけた。傍聴席への入場には制限があるため、村議会議員、村民会議代表、執行部の二九人が入場し、残りは控え室と議事堂前で成り行きを待った。結果は継続審査となったが、結果を待っていた百人を超す大衆は小躍りして喜んだ。前述の協議会の意見集約から推しても継続審査に持ち込まれることは喜ぶべきことであった。

六月十二日には鹿児島港周辺漁業協同組合から鹿児島県知事、鹿児島県議会議長、九州海運局鹿児島支局長、鹿児島海上保安部長、第十管区海上保安部長、運輸省第四港湾建設局鹿児島港工事事務所長、鹿児島パイロット協会長、鹿児島市長、鹿児島県指導漁連会長、県水産商工部長に就航の反対陳情を提出した。この文書によると、漁民は大型フェリーが高速で漁場を航行することによって小型船の受ける危険性と漁業不振を掲げ、生活の不安を訴えて反対の意を表明している。

南海郵船株式会社は鹿児島新港を利用してのフェリー就航の陳情を続けながら、四十四年七月二十九日には、ボサド桟橋を基地とする鹿児島―垂水航路を鹿児島新港を基地とする航路に変える事業計画変更認可申請書を九州海運局に提出した。

西桜島村はこれを受けて反対陳情を提出したことはいうまでもないが、他方では鹿児島県町村会、鹿児島県議長会、日置郡・揖宿郡・指宿市・川辺郡の各市町村の協力を得て谷山港と鹿屋港間にフェリーボートを就航させ

るべく働きかけた。前記各市町村は結束して県・市の各機関に要望書を提出した。その要望書は「鹿児島―大隅間のフェリー基地設定に関する谷山港の有利性について」と題し、現在（その時）薩摩～大隅間を結ぶ海上交通網は南北両端に鹿児島―袴腰航路と山川～佐多・根占航路があり、これに中間の谷山―鹿屋（古江）航路が加わると理想の交通態勢が敷かれること、鹿児島～垂水航路は都心からできるだけ車を駆逐すべき今後の交通行政のあり方に逆行するものであり、谷山港―鹿屋港こそ理想的な大動脈であることを解いている。

南海郵船が鹿児島新港を基地にしたいとする構想は申請が不許可になり取り下げられたが、県当局では鹿児島空港地先にフェリー基地を建設しようとしていた。新しくフェリー基地が建設されることは南海郵船のフェリー航送事業が実現する具体的事実が兆すことであった。南海郵船が鴨池地区から発着し、西桜島交通部が疲弊することになると、いきおい上町地区の経済活動にも大きな影響が及ぶことになる。上町地区民は鹿児島市北部同盟を結成した。西桜島村では村民の団結機関を「西桜島村フェリー対策協議会」と改め、鹿児島市北部同盟と相協力して一大反対運動を展開した。村民が募った六万一五八五人の署名と、鹿児島市上町地区町内会連絡協議会が集めた署名二万一一九七人、の合計八万二七八二人の署名を添え、九月八日・九日に鹿児島県、鹿児島市の各機関に陳情書が出された。これと時を同じくして西桜島漁業協同組合、谷山商工会、鹿屋商工会議所からもそれぞれ反対の陳情がなされたことから鴨池―垂水間大型フェリーの就航は各方面に利害関係を及ぼすと推測されたことがうかがわれる。

これら相次ぐ陳情にもかかわらず県議会「国鉄運輸特別委員会（昭和四十五年から国鉄整備促進並びに運輸通信等協議会が特別委員会に変わる）は昭和四十五年九月議会において前述の二条件を付して南海郵船の陳情を採択し、空港跡地の地先にフェリー基地建設が進められることになった。

昭和四十五年九月二十五日の県議会の陳情採択を受けて鹿児島県が空港跡地先にフェリー着岸港を建設するのを見越し、南海郵船は昭和四十七年一月三十一日に鴨池―垂水港間、七五〇総トンの船舶二隻、一三航海で新就航を申請した。

鴨池港の工事が昭和四十八年一月に防波堤及び岸壁部分で着工された直後の二月十四日には申請内容を変更す

るとの理由のもとに申請を取り下げ、同日に一〇〇〇総トンの船舶四隻、四三航海で申請し直した。

桜島町フェリーと南海郵船フェリーの調整

南海郵船フェリーが申請し直した内容は県議会の陳情採択を無視し、桜島町フェリーに何らの協議もなく一方的に前申請の内容を増強したものであった。

桜島町はこれを知るや直に抗議し、昭和四十八年三月三十日に『南海郵船株式会社経営「鹿児島―垂水航路」のフェリー化申請に係る第一回航路調整会議』が九州海運局鹿児島支局長室において行われた。更に五月十一日には九州海運局長室において第二回の航路調整会議が行われ、南海郵船株式会社と桜島町営フェリーとの間に次のような了解が成立した。

一、南海郵船㈱のフェリー化は当然一〇〇〇総トン型二隻とする。

二、フェリー便の運航回数、発着時刻等については二隻運航の範囲内で南海郵船㈱において適宜決定する。

三、車両航送運賃については、昭和四十七年十二月五日付け通達の「人車別統一運賃制度」によるものとし、改めて原価計算のうえ、適正運賃額を算定して申請を行う。

四、その後の鹿児島―垂水航路に係る新船投入等使用船舶の増強については南海郵船㈱の一〇〇〇総トン型新船二隻就航後における桜島町営航路の影響の度合、利用者の動向、鹿児島―桜島、鹿児島―垂水両航路の輸送実績等を総合的に判断し、改めて検討のこととする。桜島町営航路の新船等投入についても同じ。

五、桜島町、南海郵船㈱の両者は今後における航路経営については相協調してこれに当たる。

南海郵船フェリー認可

昭和四十八年十二月二十六日、桜島町長有村虎太郎と南海郵船株式会社取締役社長園田稔との間に『昭和四十八年五月十一日付け「南海郵船㈱の鹿児島―垂水航路フェリー化に関する了解事項」の第四項中新船投入等とは「買船、二層甲板の上甲板の使用等を含むものである」ことを了解する』という覚書が締結されたので、二日後の十二月二十八日付け「一〇〇〇総トン型二隻、一九航海」が認可された。

しかし、港湾設備は直に使用できる状態ではなく、岸壁及び防波堤はできたとしても、可動橋の建設は四十九年三月に着工され、十月に完成をみており、人道橋については四十九年五月に着工、十二月に完成を見たが、待

合所など上屋については更に遅れ五十年三月になってようやく完成した。

南海郵船フェリーの就航

南海郵船は可動橋の完成後の昭和四十九年十一月十日に遂に就航した。事務所は仮事務所を使い、車も人も可動橋からの乗降であった。

永い間反対運動を続けてきた桜島町民にとっては来るべき時が来たのであった。モータリゼーションによって自家用車が増加し、桜島フェリーでも積み残しが発生する程大隅、鹿児島間のカーフェリー需要が増加しつつある時期とはいえ、南海フェリーの就航は桜島町をゆさぶる一つの大きな出来事であった。

南海郵船がとった料金制度にも桜島フェリーにとって快からぬものがあった。人の運賃は桜島フェリーの一人五〇円に対し、その五倍の二五〇円でありながら車両航送運賃は桜島フェリーの五〇〇円に対し六〇〇円、三〇〇〇円に対し三二五〇円と一・二倍～一・〇八倍と完全に桜島フェリーに対抗した料金を申請認可されたのである。

四十九年十一月十日南海郵船就航後、四十九年十二月から五月まで六ヵ月間の桜島フェリーの積載台数は次表のとおり、その前年度同月期のそれに比べ二四・三八パーセントの減少をみる結果となり、六ヵ月間の算術平均で月に三一・四一六台の減少を示した。この減少台数に一台平均値の七七九円を乗じた額は二四四七万三〇〇〇円となり、これを年間の減収額に換算すると二億九三六七万六〇〇〇円となる。これに旅客による減収分をプラスすると優に三億円を超す減収を余儀なくされるこ

自動車航送運賃比較表

車の長さ ＼ 運賃(円)	桜島① フェリー	② 南海郵船	②÷①
3m未満	500	600	1.20
3m～4m未満	600	700	1.17
4m～5m 〃	750	950	1.23
5m～6m 〃	900	1,100	1.22
6m～7m 〃	1,100	1,300	1.18
7m～8m 〃	1,400	1,650	1.18
8m～9m 〃	1,800	2,050	1.14
9m～10m 〃	2,200	2,450	1.11
10m～11m 〃	2,600	2,850	1.10
11m～12m 〃	3,000	3,250	1.08

航送積載台数の前年同期比較表

月 ＼ 台数	48年12月から49年5月まで①	49年12月から50年5月まで②	①－②	②÷①×100
12	121,519	89,075	32,444	73.26
1	126,481	102,525	23,916	81.11
2	111,307	82,552	28,755	74.42
3	141,486	111,186	30,300	78.58
4	132,923	95,418	37,505	71.78
5	139,351	103,814	35,537	74.49
計	773,067	584,570	188,497	75.62
月平均	128,845	97,428	31,416	75.62

とになった。総予算額約一〇億円の企業体の中で三億円の減収は常識でははかり知れないものであった。突然訪れた減収の事実は費用の削減なしには収拾はつかなかった。経常経費の削減は事業縮小なしには実現するものではなく、事業を縮小する事は衰微につながるものであり、矛盾する中で事業量はそのままに、フェリー事業のみならず他の公営企業、役場を含めて一大合理化が計画され、実施されていった。

一方南海郵船フェリーでは昭和四十八年五月十一日に海運局指導立ち合いのもとに確約した五項目の第四項「新船投入については実情等を総合的に判断して改めて検討する」とあるのを無視して、ひそかに第三船を建造し、竣工を見越して五十年六月十日には一〇〇〇総トン型三隻、二四航海を申請した。これは五便の増航であった。

理由として

一、当初計画一〇〇〇トン級、四隻、四三便が桜島の反対に合い、代案として三隻による計画を出したが、二隻一九便で落着いた。誘発需要の度合いは高い。

二、運航間隔が五十分と長く、積み残し台数が非常に多い。

三、二隻では検査、修理、故障等の場合一隻になり、運航間隔は一時間四十分となって二隻でさえ発生している混雑、積み残しは更にその度を増している。車両も余裕ある積み込みができず、安全面からも憂慮すべき点がある。

というものであった。

桜島町では南海郵船フェリーの就航阻止運動に次いでこの増航増便の反対運動が展開された。このことについて、昭和五十年六月十九日の新聞は次のように報じている。

南日本新聞（鹿児島市近郊欄）

南海郵船の増船申請を受理　九州海運局鹿児島支局

町の存亡にかかわると桜島町、議会も阻止の構え

くすぶり続けていた南海郵船垂水フェリーと桜島町営フェリーの「フェリー戦争」が再燃した―南海郵船は十日、積み残し車両の解消などを理由に増船申請を九州海運局鹿児島支局に提出、同支局は受理した。昨年十一月の垂水フェリー就航後、利用客が二六％に落ち込んだ（「二六％が落ち込んだ」の誤りと考えられる）桜島町営は「増船されると、町の存亡にかかわる」と町をあげて絶対阻止の構

え。一方南海郵船は「生活航路である以上、客の不便を解消するのは当然の義務」と主張している。

申請によると、同社は現在の一〇〇〇トン型フェリーにさらに建造中の同型船一隻投入、一日一九往復を二四往復にする。ねらいは始発を今の午前七時半から同六時十分に繰り上げ、多客時を五十分から三十五分間隔にしようというもの。

増船の理由は、便数が少なく、ダイヤ間隔が長いため、相当数の積み残し車両が出ており、さらに七月十一日に鹿児島ショッパーズプラザ（スーパーダイエー）がオープンすると客が集中する。五十一年に移転する鹿児島市中央卸売市場の関係車両に備える―というもので、認可され次第就航させたいとしている。

同社は同じ内容で五月初旬に同支局に計画を申請したが、同支局は、競合航路である以上、相手（桜島町営）への影響が大きい。就航が昨年十一月から一年を経過していない―として申請を「打診」として扱い、保留する一方、増船の理由である積み残しの実態、需要見通し調査を五月十五日から六月十三日にかけて四回実施した。この結果、多客時で一便二五台（普通車換算）、一便平均五台があることがわかり、今後、さらに需要が増大するとして同支局は受理することを決め、五月十日に持ち込まれた申請書を九州海運局長に送付、桜島町営にも連絡した。

更に当時の新聞は

「桜島町側のショックは大きい。松元幹夫同町企業部長は『事態は深刻だ。一隻増船されると就航によって二六㌫に落ち込んだ利用率がさらに一〇㌫以上ダウンして、結局、就航前の四〇㌫に落ち込む。増船でもっとも困るのは始発の繰り上げ。垂水フェリーの始発は鹿児島発午前七時半と今は遅いため、鹿児島市中央卸売市場から帰る車は始発が同五時半の桜島町営を利用しているが、繰り上げられると垂水フェリーに完全に食われてしまう』と悲痛な表情だ。

増船申請問題は、開会中の定例六月町議会でも深刻な問題として審議中。議会の大勢は「増船絶対阻止」の議決に動いている。

『申請は受理されたが、まさか認可が決定されるようなことはないでしょう。当然、それまでに桜島町営の実情を調査されるはず。実態がわかれば、認可するはずがない。もちろん、町あげての絶対阻止運動に取り組む。増船され

たら、ただでさえ苦しい町財政がメチャメチャになる。町の存亡にかかわるだけに町民の関心は高い』と村脇秀雄同町総務課長は説明した。」

日本経済新聞（ひろば）

沈没の危機町営フェリー

鹿児島県桜島町の町営フェリーが再びピンチに立たされている。ライバルの南海郵船が増便申請を九州海運局鹿児島支局に出し、それが受理されたためだ。

桜島と鹿児島を結ぶ町営フェリーは桜島町のドル箱だったが、昨年十一月に垂水―鹿児島間に南海郵船の垂水フェリーが就航してからは利用者が大幅に減った。これまでフェリー収入から一億七千万円程度を一般会計に繰り入れ、乏しい町財政を支えていたが、四十九年度は半減、町始まって以来の財政危機に見舞われている。

そこへ南海郵船が現便数では積み残しが多いことを理由に増便を申請した。現在の五十分間隔、一日一九往復を、三十五分間隔、一日二四往復にしたいというもの。

桜島町では桜島の爆発による降灰被害に加え不況で観光客が減っていることなどもあって、真向うからこの増便に反対している。海運局鹿児島支局では「申請を受理したからといって増便を認めたことにはならない。これから調査して結論を出すが、まだまだ先になる」といっており、このフェリー攻防、本番はこれからになりそう。

桜島町は直ちに行動に移り、六月二十三日には九州海運局長に反対陳情書を提出すると共に、二十四日町内の各種団体長を企業部ターミナルの会議室に集めて対策を協議し、町内を挙げての反対陳情書が作成された。

その陳情の理由の中に㈠南海郵船株式会社は協約があるにも拘わらず、桜島に何らの通知、協議なしに新船建造をすすめ、事業計画変更認可を申請している。㈡桜島フェリーでは四十九年の就航によって四億三〇〇〇万円余りの減収をみたが、本申請が認可されると更に一億一九五六万八〇〇〇円の減収が上積みされて、五億二三〇〇万円の減収となる。㈢桜島では財務、労務の両面から徹底的な合理化を推し進めるべく鋭意努力しているが、認可されると潰滅的打撃を受けることは必至である。そして「なにとぞ当町の苦衷をお汲み取りのうえご検討ご高配の程重ねてお願い申しあげます」と結んでいる。

また、町民を代表して町内各組織の長の連名で提出された陳情書には「本町町営フェリーは過去の噴火による

被害に不安をおぼえた先人達が財政基盤の一角にしようと賦役によって袴腰港を築き、汗と油で造りあげた薩摩、大隅の海上ルートでありました。先見の明は現代のモータリゼーションによって明らかな効果を奏したといえますが、町民の十年にわたる反対を押しきって申請を却下されるよう切に陳情する次第であります」と記されてあった。

桜島町議会は地方自治法第九九条第二項の規定による反対意見書を提出した。

南海郵船フェリーは申請書提出と同時に桜島フェリーに協議を申し込み、桜島フェリーは前述のような反対運動を起こしながらも協議は続けられた。五十年六月三十日になって「おおすみ（南海郵船フェリーの船名）」の中間検査工事入渠期間中の現行ダイヤを維持すること、そのためには新船「第三おおすみ」をドック期間中就航させることの協議が成立した。この協定の成立をみて、海運局も七月四日に予備船「第三おおすみ」を使用船舶として許可した。更に例年盆・正月には極端な多客期を迎えることが過去の経験から解っていた。両方の臨時増便についての協議はスムーズに運ばれ八月四日に「八月十二日から十六日までの間、南海フェリーは一日五航海以内、桜島フェリーは一日二〇航海以内の臨時便を増発させる」協定が成立した。また九月は「第二おおすみ」の中間検査工事に当たり、入渠期間中現行ダイヤを維持するために「第三おおすみ」の就航を協定した。

五月六日に提出された南海郵船の増航申請は協議が進められていたが、県企画部長の調整によって三便の増便を認め、うち一便を市場開設までは凍結することに協定が成立した。

五十一年四月二十二日の協定成立により、南海フェリーは二十四日には一九航海から二一航海への二便増便を申請、四月三十日に認可になった。これは去る五十年五月六日に五便増便の申請をしてから約一年を経過しており、五月十一日から運航が実施された。なお、凍結されていた一便も十一月四日に凍結解除、認可され、十一月八日から運航開始、二一航海から二二航海に変わった。

四月二十二日の協定が成立、実施されるまでの間も南海郵船増航反対期成会では会議を重ねていた。

海運局の動きから、海運局に対して政治的圧力がかかっているのではないかと推察された。桜島町としても政治的な動きを強める必要があるとの判断に立って、衆

議院議員、参議院議員に対して個別に陳情することに決め町の実情を訴えた。県議会側に対しては、五十年三月の定例県議会で新たに選任された国鉄運輸特別委員に対しそれまで継続審査中である増航増便の反対理由を説明し、協力を求めるために、大隅、鹿児島市と、南、北薩方面の二班に分かれ、特別委員宅を個別訪問したが、海運局の様子から認可の間近いことが感知された。

桜島町としても強行しての不利益性が論じられるようになった。昭和五十一年四月二日の理事会の記録に

「現在までに幾度かの陳情を重ねてきたが、これ以上阻止を強行すると逆に認可されるおそれがある」

「増便は阻止できないとするならば、今後、相方協議をもつべきだ」

「委員会では継続審査となっているが、国鉄運輸特別委員に上園副議長を入れたのは調整が目的であろう。大物を委員の中に入れて調整に当たらせるのではないか」

「国鉄運輸特別委員会は実質認可されることを認めたのではないか、もしそうであるならば南海郵船と話し合いをして結論を出すことが望ましい。県の企画部長は話し合いをする時は立ち合う意向を示している」

などの意見がみられる。この最後の意見どおり県企画部長の調整による協定が四月二十二日に成立した。また一便の凍結解除についても、南海フェリーは九月十日に凍結されている一便の増便申請を提出した。何か一事が協議成立すると間を置かず申請する南海フェリーに対し、桜島町では業を煮やした。十月三日の南海郵船との協議、十月十六日の理事会、十一月三日の理事会と忙しい日程で会議が重ねられた。その中に、

「一便の増便は認めるが、運航時間を変更するならば一便の増便も了解しない」

「支局長が許可の時期について一任せよとの申し出があったが拒否して決裂の状態で帰庁した」

「町長の処置は正当、支局の考え方に問題がある」

「南海郵船は政界、財界、官界すべてに癒着している」

「支局長の報告に食い違いがあるかも知れないから、局長に話しておいた方が良いのではないか」

など海運局、海運局支局への不信をかこつ不穏な言葉が見られる。三日の理事会で、翌日四日全理事が出鹿し、支局長に折衝することを決め、支局長を訪れた。支局で桜島の諸事情の説明の後、支局長から「諸事情をふまえて本局に連絡、六時十分の凍結は十一月四日付け認可、

ダイヤの取りくずしは来年四月一日からに認可決定」の言葉が聞かされた。理事団は交渉決裂として帰庁している。

直ちに自民党宮崎茂一衆議院議員と公明党上林繁次郎参議院議員に事の成り行きを電話で報告し、善処方を依頼したが、宮崎議員から

㈠　調整がまとまらなかったので検討した結果、市場移転の関係で六時十分発は本日（十一月四日）付けで認可、ダイヤの手直しは五十二年四月一日以降とした。

五十年五月六日の申請に対して両者で取り交わした協約書からして、変則ではあったが覚書きを尊重し、ダイヤの見直しは見送った。なおダイヤの見直しは以前の覚え書きから二便の突込みは積み残しの多い時間帯に入れるという相手の状況にまかせていることから申請を認めた。

㈡　南海郵船の一便を認めると共に桜島町には新船建造を認めた。

㈢　料金改定申請は問題もあるが申請どおり近日中に認可する予定である。

という表面上実に体の良い回答があった。

理事会ではそれを聞いて「訴訟を検討する」「常時中央に働きかける」ことを結論として会を閉じている。

十一月八日に町議会議長が、南海郵船フェリーとの経緯、経過の資料を携えて中央省庁への陳情に出かけているが、訴訟の件は立ち消えになった。

昭和五十二年四月一日をもって南海フェリーは二二航海の当初ダイヤをくずし新しいダイヤで運航を開始した。

大隅地区における攻防

昭和五十三年一月になると、南海郵船は五十年五月申請の時五便増便を申請したのに三便増便となり、二便は未解決であるとして、二二便を更に二便増便する申請書を提出した。理由の一つには前三便の増便が認可されてから一年が経過しているからというものであった。次々に増便が申請され桜島の反対運動は息つく暇もない程であった。

桜島町では南海郵船フェリー就航とそれに続く増便によって発生した収入減に対処するために極度の経営合理化を実施し、職員の減員、物件費の節減によってようやく収支のバランスがとれるようになった矢先であり、この上に増便されると再び赤字経営に陥らざるを得ない状

態であった。南海郵船の狙いは「桜島フェリーと共存すべし」という県議会国鉄運輸特別委員会の付した条件を無視して、桜島フェリーを収支不均衡から潰滅状態に追い込み、航路を独占しようとしているのだと憶測された。南海フェリーが独占することになると航送運賃をも意のままにし、佐多フェリーにみられるような高額運賃に次第に変更されていくであろうことまで危惧された。この増航増便は桜島フェリーを守るためにも、鹿児島―大隅間の航送船利用者のためにも絶対に阻止しなければならないものであった。

九州海運局鹿児島支局には大隅半島の市町長、議長等で組織された大隅開発協議会から始発時間を早め、便数を増やして欲しい旨の陳情が出されており、南海郵船は更に肝属二市九町の六月議会に陳情した。その中には「当初運航開始の時、一〇〇〇トン型船舶四隻、二十分間隔の運航を計画して申請したが、結果として便数が削減されて不本意な運行体制を強いられている。現在積み残しの連続で利用者から増便が強く要望されている。

桜島の火山活動が活発になり、窓ガラスの破壊が起こり、有村地区では集団移住の話まである。

袴腰―垂水間走行の消費ガソリンの量は昭和五十二年度南海フェリーで運んだ車の分が凡そ二百五万五千リットルもあり、これは省エネルギー政策に法っている。」などの言葉が並べられて、関係当局へ陳情して下さるようにと陳清している。

南海フェリーが五十三年六月七日に前記の陳情を大隅地区各市町の議会に提出したことを知ると、桜島町議会では議員全員を動員して大隅地区の議会議長を直接訪問し、桜島の実情を訴え、七月十八日には議会事務局長を通じて各議員に要望書を届けている。その要旨は

- 桜島フェリーは昭和十六年に日本で初めての自動車航送を始めて以来幾多の苦難の道を歩きながら大隅地域の産業振興に尽くしてきた。
- 南海フェリーが貴市町に提出した陳情の内容は必ずしも真実ではない。真実を披瀝するので判断を賜りたい。
- 南海フェリーはすべてのことを誇張して陳情しているようであるが、噴火のことにしても、積み残しのことにしても誇張が多い。
- もしも増便増航が認められるならば桜島フェリーは経営困難から運賃の値上げをしなければならなくなる。昭和二十九年から四十九年までの二十年間三〇円

で通して来たが、南海フェリーの就航以来六〇円に値上げされた。

・　南海フェリーが独占することになると、佐多フェリーに見られるような高額運賃になることが予想される。

ことを述べ、桜島フェリーは公営フェリーとして本来の目的である公共の福祉を増進し、県の産業発展と利用者の利便のためなお一層の努力をいたしますので深いご理解を賜りますようにと要望している。

南海フェリーも増便にできる限りの手を尽くした。大隅の住民に対するP・Rにも増して中央政財界への働きかけが激しかったことが九州海運局鹿児島支局長の言葉の端々からうかがわれた。七月三日には「申請は約六ヵ月間保留してきたが、行政官庁から調査された場合、申請を受理しなかったとなれば大問題となるので、受理せざるを得なくなった」という言葉が聞かれ、事態は受理・認可へと進められつつあることが想像された。

遂に五十四年四月に一便増便が実現するに至り、南海フェリーは一日二三便運航となった。二四便が実現しなかった背景には桜島町の強力な増便反対阻止運動があったものと考えられるが、この一便が認可されるに当たって九州海運局運航部長は「二四便の実施は五十四年度上半期の結果を見て影響が無いとするならば検討したい」と言っている。

五十四年九月十八日、南海郵船の社長は九州海運局鹿児島支局長を訪れ、二三便を二四便に増便申請したい旨を述べ、桜島にも同意向が告げられた。五十四年度に入って桜島フェリー、南海フェリー共に値上げが話題になっていた時であり、南海フェリー側からは値上げの件と増便の件とを抱き合わせに協議を持ち込んで来た。桜島町としては増便と値上げは別の問題として取扱っていったが、局側において十一月七日には申請書の内容審査が終了し、八日には正式に受理された。そして五十五年二月から二四便が実現されるに至った。

一方料金改定問題は増便とは別に協議が重ねられていったが、南海郵船は更に増便の問題を提案し、料金問題、増便問題共に両者の利害関係から紆余曲折がありながらも遂に五十六年八月一日には運賃改定が認可になり、五十六年十月一日には南海フェリーは二五便に、更に五十七年の四月には二六便に増便され、現在に至っている。

㈢　昭和十六年以後の主な施設増強と主なできごと

昭和十六年五月
桜島丸（貨物自動車三台とう載可能）を建造
建造費　九万円
建造地　熊本県天草郡御領村　松本美代松
昭和十八年九月
鹿児島・桜島港自動車とう載用岩壁完成
着工　昭和十六年十一月
工事費　一五万円
昭和二十六年九月二十日
第三桜島丸建造
昭和二十六年十月
ルース台風による被害
桜島丸大破、第五姫戸丸沈没
昭和二十七年七月二十一日
第二桜島丸除外（老朽）
昭和二十七年九月十五日
第五姫戸丸は揚船後改造、船名を第六桜島丸に変更
桜島丸は修理改造　船名を第一桜島丸に変更
昭和二十八年九月一日
第五桜島丸（自動車とう載可能台数バス四台）建造
昭和三十三年十月二十日
第三桜島丸は自動車航送船に改造、旅客定員を十二人とし、自動車専用船として不定期航路事業で運航することになり使用船より除く。
昭和三十五年八月二十三日
第六桜島丸（大型バス一〇台積載可能）建造　鋼船
本格的自動車航送船として三十五年九月一日就航
建造費　七六一万八五二七円
建造地　長崎市台場町　大洋造船株式会社
昭和三十七年十一月十五日
台風28号のため第一桜島丸座礁破損
昭和三十七年十二月十四日
水中翼船「さくらじま」購入
購入価格　一四三〇万円
袴腰―鹿児島航路に朝一便就航　運賃一〇〇円
旅客不定期航路（鹿児島湾内周遊）として航行区域を次のように設定した。
Aコース　袴腰―有村崎―鴨池沖―袴腰　二五キロ
Bコース　袴腰―瀬戸崎―新島―三船―磯―袴腰　四〇キロ
Cコース　袴腰―有村崎―高須―指宿―知林―袴

腰　一〇〇キロ

昭和三十八年三月十四日

第一桜島丸修理完成　船主客室を車両甲板に改造し、車両積載台数を八台とす。

第二桜島丸購入　国鉄宇高連絡船第二宇高丸を買収のうえ改造　大型バス八台積載

購入費　五〇〇〇万円

昭和三十九年十月十七日

第八桜島丸（大型バス一〇台積載）竣工

建造費　一億二三〇〇万円

建造地　日立造船株式会社向島工場

昭和四十年四月

鹿児島港ターミナルビル（村負担額一〇〇〇万円）

接岸施設（村負担額五一五万円）完成

昭和四十年十二月八日

第一桜島丸を南国交通株式会社に売却

昭和四十年十二月十日

鹿児島港第二可動橋（九六六万九〇〇〇円）、人道橋（六三三万一〇〇〇円）完成

竣工　日立造船株式会社

昭和四十一年四月三十日

第一桜島丸（大型バス一〇台積載）竣工

建造費　一億四五〇〇万円

建造地　日立造船株式会社向島工場

昭和四十一年十一月三十日

桜島港第二可動橋（一三二八万六〇〇〇円）完成

竣工　日立造船株式会社

昭和四十二年三月十五日

第五桜島丸を南国交通株式会社に売却

昭和四十二年十一月十三日

第五桜島丸（大型バス一〇台積載）竣工

建造費　一億六六五〇万円

建造地　日立造船株式会社向島工場

昭和四十三年四月一日

鹿児島市が住民の足として黒神～鹿児島間を運航していた「ひまわり」を譲受　四月三十日に九州海運局長認可

買船価格　二五五万円

航路権価格　八〇万円

※　ひまわりの航路権譲受には、鹿児島市に譲渡の気配があるのを聞き、岩崎産業が譲受するのを憂えて赤字

経営を覚悟の上で購入した経緯がある。

昭和四十四年八月一日
水中翼船旅客不定期航路事業を廃止　昭和三十七年就航させたものの殆んど利用客は無く持て余し気味であった。

昭和四十四年九月二十九日
第三桜島丸（大型バス一〇台積載）竣工
建造費　一億八二六八万円
建造地　日立造船株式会社向島工場

昭和四十四年十月三十一日
桜島港ターミナルビル完成
建設費　一億一五〇七万六〇〇〇円
建設会社　三幸建設株式会社

昭和四十四年十一月十日
桜島港人道橋　歩道橋完成
建設費　人道橋　一三五〇万円
歩道橋　一四五〇万円
竣工　日立造船株式会社

昭和四十五年三月三日
旅客定期航路事業（袴腰～鹿児島）のうち、水中翼船を廃止

昭和四十七年二月十五日
鹿児島港帝国倉庫購入
購入費　七五五〇万円

昭和四十七年十月十日
鹿児島港倉庫（帝国倉庫）を解体、整地をなし、モータープールとして使用
整地費　四二一万五〇〇〇円

昭和四十七年十月十二日
第十桜島丸（大型バス一〇台、乗用車三〇台積載）竣工
建造費　二億二一二〇万円
建造地　臼杵鉄工佐伯造船所
第二桜島丸を使用船舶（主船）から外し、予備船とする。

昭和四十七年十月二十日
桜島港二階可動橋、人道橋完成
建設費　可動橋　三三〇〇万円
人道橋　三八二八万九〇〇〇円
鹿児島港車道橋完成
建設費　一五〇〇万円
竣工　桜島、鹿児島共に日立造船株式会社

昭和四十七年十一月
昭和四十四年から昭和四十七年までの継続事業であった桜島港フェリー接岸岸壁完成
工費　二億三七八六万四〇〇〇円
昭和四十七年十二月二十五日
予備船第二桜島丸売却
売却価格　四三〇万円
昭和五十一年三月二十六日
旅客定期航路のうち、黒神～鹿児島の一部区間廃止、浦之前～新島を残す。しかし同航路も四月二十八日で廃止し、以降行政機関（役場）でスクールボートとして運航
昭和五十二年三月
第六桜島丸（大型バス一〇台、乗用車三〇台積載）
竣工
建造地　内海造船株式会社
新船を第六桜島丸と命名したことにより、従来の第六桜島丸を旧第六桜島丸と船名変更、予備船に編入
昭和五十二年七月三十一日
旧第六桜島丸を長崎県清水商会へ売却
売却価格　一四〇〇万円
昭和五十三年六月二十七日
旅客不定期航路事業（鹿児島湾内周遊航路）の事業免許。事業内容は納涼船観光事業
運航期間　毎年七月から八月まで
昭和五十四年二月六日
旅客不定期航路事業（鹿児島湾内周遊事業）の事業計画を変更して、貸切船運航を含み年間随時運行とする。
昭和五十四年十二月
第八桜島丸（大型バス一〇台　乗用車三〇台積載）
竣工
建造費　四億四六〇〇万円
建造地　神田造船株式会社
従来の第八桜島丸を旧第八桜島丸と船名変更

㈣　部落船

部落船事業

西桜島村は農産物を鹿児島に運び、帰り便には鹿児島で購入した日用雑貨を運ぶために貨物船が運航していた。それを村民は部落船と呼んでいた。

部落船は船が汽船になるまでは帆かけ船であり、風のない時は櫓を漕いで鹿児島まで行くため相当の時間を費やした。村民はこれを仕立て船と呼んでいた。

客船事業が民営から村営に移ったのは昭和五年のことであったが、貨物はそのまま各部落から直接鹿児島に運ばねばならず、船主は貨物船事業の船主として残り事業を存続させた。客船事業が拡大して西桜島村交通部として確立した昭和二十年代に入っても貨物船は旧態依然として個人経営が続けられていた。自動車航送船が往復するようになっても、自家用車が普及していない時代であり、各部落からの貨物船は鹿児島に出荷する唯一の足であった。昭和二十年代後半になると、各船主は鹿児島中央卸売市場で生産物を良い場所に並べるために場所を確保しようとする荷主につられて、先を急ぐ過当競争が始まった。一つの部落から二隻あるいは三隻出る部落船は競争に対処するため設備に多額の資本を投入せざるを得なかった。しかし経費の投入に対し事業量の伸びはなく、現有船の更新も難しい経営者が出始めている時、これを農協で買収・一元化し、貨物船事業を始めようとする話が浮かび上がった。農協の買収・一元化に対しては、これに賛同する船主・賛同しない船主とそれぞれであったが、折りしも昭和三十年十月十三日、桜島岳が噴火、農作物、特にミカンと大根に壊滅的な損害がでた。このことによって農協理事は農協が部落船を買収することに反対の意を示した。農協の買収が不可能となり、部落船の買収は村にもちかけられた。村当局では船舶運輸事業を経営しており、当然貨物船事業も包含すべきであると考えている時でもあり、一応の合意に達した。

仄聞されるところ、丁度その頃岩崎産業（岩崎与八郎）は鹿児島湾内に旅客船事業を開設する欲望に燃え、あらゆる手段を尽くして湾内にある航運事業の権利を入手しようとしている時でもあった。当時の垂水汽船株式会社の株式買占めにも着手していたと伝えられていた。

貨物船として運航していた部落船であったが、鹿児島中央卸売市場で農産物を売るために行く荷主を同乗させることから、貨客船としての免許が必要となり、その結果客も輸送できるようになった。客の輸送ができるようになった西桜島の部落船にも岩崎産業の目が向けられたことはいうまでもない。西桜島村にとっては湾内の旅客運輸事業に割り込み、ひいては村の財政上無くてはならぬ村営の旅客運輸事業にまで手を伸ばす意図が推測される岩崎産業の動きは、不気味なものがあり、村は部落船

の航路権が岩崎産業に移ることをあくまでも阻止しなければならなかった。村当局及び村の運輸事業の将来を憂える有志の諸士は部落船の船主を一人一人訪問、村への譲渡を説得して回った。船主の間にもすすんで譲渡しようとする者、または村の事情をわきまえて譲渡を承諾する者もあったが、中には譲渡を拒む者もあった。村としては一つの航路権でも残すことは、その権利が岩崎産業に買いとられる可能性を残すことになるため、全権利を一括購入する必要があった。更に説得が続けられ、昭和三十一年四月二十五日に大半の買収契約が終わり、残りも五月二十五日までに契約引き渡しがなされた。一方五月十七日には旅客不定期航路事業として海運局からの認可があり村営部落船が運航し始めた。

部落船譲渡に関する経緯

部落船譲渡の経緯について部落船の船主でもあった白浜の川添甚逸氏は次のように語っている。

「個人事業者二十六氏による貨物船事業、いわゆる部落船事業は、各部落から二隻以上、多い部落では六隻もの船を運行させていたので、客の奪い合いは実に激しいものがありました。相手の船を追い越し、鹿児島の市場に早く着けることが必要であったので、船足を早くするための装備に多大の経費投入がなされましたが、それはお互いが経費をかけて装備することでいたちごっこになり、経営困難に陥る船主もでてきました。船数の少ない部落では順調な経営を続けていましたが、経営が困難になった船主の中には舟も航路権も売却しようと考える者も現れてきました。

ちょうどその折、部落船事業を一本化して組合組織にする話が持ちあがり、農協で買収しようという話にまで発展しました。それが三十年の噴火によって農産物の生産額が減少し、買収できなくなり、村が買収する話に落ちつきました。売却を急ぐ船主は、公共団体の事務の進展の遅いことにいらだちを覚えていました。

私はその頃村会議員をしておりましたが、部落船を買収することは、村として一つの大きな目標でありました。鹿児島と大隅とを結ぶ航路権を岩崎産業が入手しようと努力していることは明らかであり、岩崎与八郎氏の他地域における業績を仄聞することから推しても、もし湾内航路特に村営航路の近くに、これと並行して走る運輸事業が開始されると、村営航路が脅かされることは、火を見るより明らかなことでありました。そのため岩崎

産業に部落船航路のうちの一つたりとも譲渡されることを、万難を排して阻止しなければなりませんでした。

しかしながら、部落船の船主には、村のこれ程の危機を感じているものだけとは限らなかったし、岩崎産業としても具体的に部落船買収にかかっている状態でもなかったが、村当局としては岩崎産業の緩かな動きを警戒した。早急に全部落船の航路権を入手するため、岩崎産業の買収計画を具体化させ、危機を説く大義名分にする必要性をせまられました。

部落船の船主でもあった村議会議員の二人が極秘裏に岩崎与八郎氏を訪れ、部落船を買収してもらうように話をもちかけました。岩崎氏も取り引きにかけてはすぐれており、すぐに話に飛びつく気配は見せませんでした。岩崎氏はしびれを切らせた使者二人の苛立ちを感知したのか、ようやくにして買収の意志を明らかにしました。話が進んで行く中に、買いとるとしても「現在使用中の船は船主に与える」という言葉が出ました。この言葉によって、二人は岩崎氏の真意が単に貨客船の航路権だけがねらいであることを感じとり、言質を得て村に帰ってきました。

船主の二人は岩崎氏の意図が貨客船の航路権にあり、この航路権を譲ると村営船航路が大きく影響を受け、ひいては村営船存亡の危機が訪れることを船主に説いて回りました。それでも村に権利を売ることを拒む船主もあり、譲渡契約は一括には行われませんでした。譲渡しないという船主を説得して、昭和三十一年四月二十五日から五月二十五日になって、ようやく全船二七隻、総額一六四九万二〇〇〇円の買収が終わりました。」

なお当時の乗組員はすべて村の職員として採用された。

また一方では「売却を急いでいる船主であり、村議会議員でもある二人が、自ら進んで岩崎与八郎氏を訪ねたのは、岩崎氏の真意を確かめ、言質を得て、他の船主を説得することよりも、村当局に『岩崎は貨客船の権利だけを欲しがっている』ことを痛感させ、村の買収計画を確たるものにすると共に、買収を急がせ、高価な契約を成立させるための取引きではなかったかとも仄聞されるし、二人が岩崎与八郎氏を訪ねたかどうかさえも疑問視する人がある。

買収された船は表一に掲げるように、二六人の船主からの二七隻であったが、そのうち修理して使用できるものは修理整備し、残りの一三隻をもって事業が認可さ

表一　譲渡部落船表

	船主	部落	船名	金額（円）	契約日
1	岩元重太郎	赤水	千代丸	六〇三、〇〇〇	昭三一・四・二五
2	福島政太郎	〃	喜代丸	五九六、〇〇〇	〃
3	岩元五郎	小池	五郎丸	五二六、〇〇〇	〃
4	上山三蔵	〃	利丸	三七〇、〇〇〇	〃
5	藤崎義美	〃	藤江丸	五三五、〇〇〇	〃
6	赤尾政弘	赤生原	政弘丸	四六六、〇〇〇	五・二
7	横道・登	〃	富美丸	三二六、〇〇〇	四・二五
8	栗田仙吉	〃	仙吉丸	四六〇、〇〇〇	〃
9	口元正二	武口	口元丸	四五〇、〇〇〇	〃
10	松崎英治	〃	英治丸	七二五、〇〇〇	〃
11	福永正勇	〃	正勇丸	七六三、〇〇〇	〃
12	横道一男	〃	一男丸	八六五、〇〇〇	〃
13	上園時春	藤野	初江丸	六五七、五〇〇	〃
14	岩元文吉	〃	文吉丸	四〇〇、〇〇〇	〃
15	西元秀光	〃	第二日之出丸	五七〇、〇〇〇	〃
16	山元静夫	西道	幸丸	八二一、〇〇〇	〃
17	藤川鉄夫	〃	てつ丸	五〇〇、〇〇〇	〃
18	松元実美	松浦	第二松洋丸	四八五、五〇〇	〃
19	園山貞清	〃	第七園山丸	八〇〇、〇〇〇	〃
20	東国義	二俣	久江丸	七六三、〇〇〇	〃
21	竹ノ下貞吉	〃	第二小夜丸	四五五、〇〇〇	〃
22	村山利行	白浜	静丸	七六七、五〇〇	五・八
23	太田力	〃	第五力丸	七四七、五〇〇	四・二五
24	川添芳香	〃	白浜丸	九九〇、〇〇〇	〃
25	〃	〃	第五白浜丸	三九〇、〇〇〇	〃
26	川添雪春	〃	福良丸	三九〇、〇〇〇	〃
27	坂元幸利	〃	第十富士丸	一、〇七〇、〇〇〇	五・二五

れ、残り一四隻は売却あるいは廃船とした。

旅客不定期航路事業（部落船事業）そのものは、民間事業の時でさえ過当競争によって、経営不振の状態にあったものを、航路権確保の大義名分に従って村営に移管したものであったが、昭和三十年の桜島南岳噴火降灰による農産物の不作とあいまって、事業開始から衰微の一途をたどり、事業採算がとれないまま次第に減船していった。

昭和三十七年五月二十五日
　使用船のうちから第十五桜島丸を、新島の学童を運ぶスクールボート専用とする。
昭和三十八年十月十二日
　第二十桜島丸を売却
昭和三十九年八月
　船名変更　第八桜島丸を第二十桜島丸に変更
昭和四十二年九月一日
　使用船舶変更　第七、九、十二、十三、十五、十六、十九、二十、二十一桜島丸
　第十一桜島丸廃船
　第十七、十八、二十二桜島丸売却

昭和四十三年九月十八日
新島に海水浴場が開設され、海水浴場行きの客を輸送するために、白浜―新島―浦之前の航路を開設し第十五桜島丸を使用した。
運賃　通学生を除く大人一人三〇円
昭和四十七年十一月十五日
第九、十六桜島丸　二隻運航に縮小
自家用車の普及に伴って、農産物の搬出も自家用トラックとフェリーを使って行われるようになり、人はすべて村営バスを利用するようになって部落船の需要は日を経るごとに減っていったが、大きな荷物を運ぶには部落に直接接岸する部落船が必要であった。
昭和四十八年十月二十六日
第九、十六桜島丸を使用船から除外
各部落と鹿児島を結ぶいわゆる部落船を休止
しかし不定期航路事業の中には白浜―新島―浦之前航路が存続し、新島住民の足が確保された。
昭和四十九年七月二十六日
白浜―新島―浦之前航路廃止（部落船姿を消す）
この航路は新島に在住する学童を桜島本島に航送

部落船事業開始時船舶表

船　名	総トン数	長　さ	幅	吃　水	定　員	主　機	速　力	進水年月
第7桜島丸	19.57	16.90	4.36	1.21	59	40	5	27. 5
第8　〃	19.82	16.15	4.41	1.21	51	〃	〃	27. 3
第9　〃	15.73	15.00	3.56	1.33	74	35	〃	26. 6
第11　〃	15.84	16.10	3.48	1.27	59	25	4	27.12
第12　〃	16.59	15.62	3.92	1.25	56	〃	〃	28.10
第13　〃	19.09	16.50	4.58	1.18	54	30	5	27.12
第15　〃	13.62	15.23	3.35	1.25	60	25	4	25.11
第16　〃	17.54	15.10	4.27	1.24	57	30	5	26. 9
第17　〃	15.81	15.56	3.60	1.28	60	25	4	26. 7
第18　〃	16.76	15.15	3.70	1.45	51	20	〃	23. 4
第19　〃	13.72	15.00	3.50	1.25	62	30	5	26. 6
第20　〃	15.34	15.00	3.33	1.39	56	20	4	23. 4
第22　〃	13.71	15.00	3.25	1.28	69	20	〃	26. 5

することを主目的としたもので一般旅客の輸送は殆んど無かったので、合理化計画の一つとしてこの航路を廃止して、定期旅客航路、黒神―鹿児島航路の「ひまわり」に振り替えた。

定期旅客船「ひまわり」

従来西桜島村営不定期航路事業（部落船事業）の前身であった仕立船と同様の性格を持つ定期貨客航路が黒神―鹿児島間を運航し、鹿児島市（昭和二十五年以前は鹿児島郡東桜島村）高免以遠黒神方面の貨客を輸送していた。しかし、昭和三十二年自衛隊員の努力によって桜島一周道路が完成し、桜島村営バスが黒神まで運行するようになると、黒神方面の旅客も村営バスを利用するようになり、自家用自動車を使用する者もでて、貨客船「ひまわり」の需要は急激に減少し、年と共に経営が悪化してきた。昭和四十年代になると「ひまわり船事業」の所有者である鹿児島市にしても、この事業は不必要となり、事業廃止を打ち出してきた。必要性の面からは航路が廃止されても、住民への影響は全く及ばない交通体系は整っている時であり、この事業を抱えこむことは赤字負担をより大きくすることが明白であるとは言いながら、昭和三十年に部落船を買収した経緯と同じく「ひまわり」の航路権が岩崎産業の手に落ちることを憂えて、西桜島村では昭和四十三年四月三十日に、

昭和三十八年十一月進水の「ひまわり」（総トン数 一九・四五トン、ディーゼルエンジン 九〇馬力、定員 八〇人）を二五五万円、航路権価格八〇万円、合計三三五万円で譲受した。

昭和五十一年三月二十六日、定期旅客航路黒神―鹿児島航路のうち、浦之前―新島だけを新島の通学生のために残し、他は区間廃止にした。続いて一ヵ月後の四月二十八日には新島―浦之前航路も事業廃止した。新島へは行政機関（役場）がスクールボートとして運航するようになり、昭和三十一年四月に仕立船の買収に始まった部落に寄港する形式の航路は桜島町からなくなり、大型鋼船だけによる自動車航送連絡船のみとなった。

㈤ 建築物

企業部庁舎

桜島交通事業は発足の当時から船上で料金を徴収し、その発展に伴って武登山口に料金徴収の事務所を構えたが（記録なし）、昭和十九年八月三十日、譲渡された旧煙草収納所の廃材で横山西平六一―四番地に一〇八坪

（三五七・〇三平方㍍）の庁舎を構築した。事業が発展するに従って、更に昭和三十七年八月二十日に事務室九坪（二九・七五平方㍍）、九月十八日に便所六坪（一九・八四平方㍍）、四十年二月二十三日と三月三十日に手荷物預り所及び小荷物事務所各三坪（各九・九二平方㍍）、同年六月二十六日には事務所に二階一二坪（三九・六七平方㍍）を増築、四十一年七月十日に女子便所三・七五坪（一二・四平方㍍）をと増築を重ねていったが事業の発展に伴いいよいよ狭隘を感ずるようになり、昭和四十四年現存するターミナルビルを建設することになり、同庁舎は解体された。

ターミナルビルの概要

所在地　桜島町横山西平六一―四番地
構造規模　本館　鉄筋コンクリート三階建　塔屋一部四階
建築面積　一〇五七・五四五平方㍍
床面積　二三三八・八九五平方㍍
内訳　一階　七〇三・二四五平方㍍
　建築面積より自動車通路及び周辺を除く
　二階　九〇一・二五平方㍍
　三階　六九八・七平方㍍
　二階面積より三階ベランダを除く
　塔屋　三五・七平方㍍
建築物の高さ　軒高一二・四㍍
　最高部位一三・六㍍
工事期間　着工　昭和四十四年三月十四日
　完成　昭和四十四年十月三十一日
事業費　一億一五〇七万六〇〇〇円
内訳　一、新築工事費　一億五四四万九〇〇〇円
　一、設計費用　三五〇万〇〇〇〇円
　一、その他　六一二万七〇〇〇円

鹿児島営業所

昭和十七年に西桜島村農業会（農業協同組合）から払い下げられ、鹿児島港第三桟橋待合所（二五・五坪＝八四・三平方㍍）として使用した。昭和二十五年四月これを再評価して、払い下げ価格一二万円を支払った。昭和四十年、鹿児島港ターミナルビルが完成し、乗客はターミナルビルの人道橋、可動橋を利用した。第三桟橋は部落船、水中翼船の専用桟橋として使用されるようになり、四十一年十一月、七二万円を投じて次図のように改

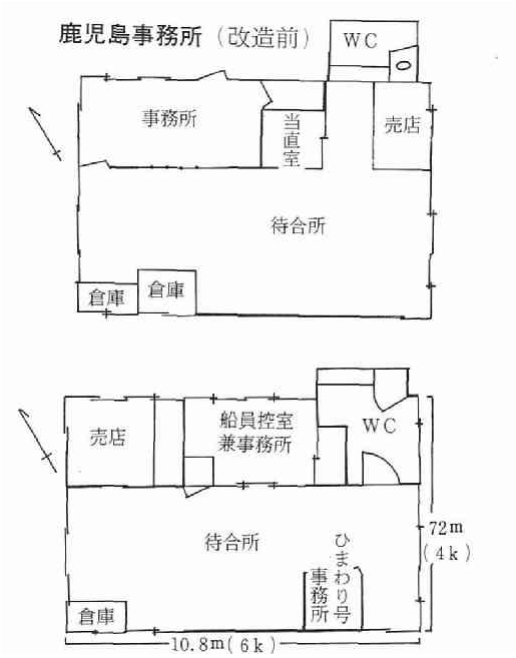

造されひまわり号の専用事務室を増設した。しかし昭和四十五年三月水中翼船旅客定期航路事業を廃止するに至って、桟橋及び事務所が不必要になったため、四十五年十二月二十日解体した。

倉庫休憩室等

昭和三十四年七月三十日、庁舎の北側、横山西平六一の三に木造二階建、一階六坪、二階四・五坪の倉庫を新築し、三十八年十二月に一階七坪、二階六・五坪を増築し、更に四十年八月に一階部分の二・七五坪を増築したが、ターミナルビルの新築に伴い、次第に使われなくなり、使用しないままになっていたが、昭和五十四年度に解体された。

この倉庫の北隣にあった自動車運転手の休憩所も同時に解体された。

現存する倉庫、休憩所等を次に示す。

桜島営業所関係

名称	建設年月日	面積 m²	備考
職員休憩所	40・6・	四・九六	歯止要員用　プレハブ建
部品倉庫	49・8・23	三〇・〇〇	車道橋下　鉄筋ブロック建
船員待機室	50・12・	一九・八三	岸壁　プレハブ建
営業所員休憩所	52・3・	二六・四五	岸壁　プレハブ建
ゲート職員休憩所	53・3・	一九・八三	ゲート地内　プレハブ建
バス運転手休憩所	55・3・	一六・五三	岸壁　プレハブ建

鹿児島営業所関係

名称	建設年月日	面積 m²	備考
宿直室	47・11・21	建坪一四・五八 延坪二七・五四	鹿児島ターミナルビル北側 鉄骨　二階建
職員休憩室	51・3・	四・九六	歯止要員　プレハブ

二、自動車運送事業

㈠　自動車運送事業の生い立ち

昭和初期の西桜島村内における道路は、久米氏著の「公僕三十二年の歩み」によれば「瀬戸海峡の閉塞により大正半島の名を冠せられたりと雖も、累々たる溶岩の集積に劃せられ、其の交通事情は依然として変わりなく、吾村は桜島の半円の東西に長く、北面の海岸沿いに點綴せる部落十を有し、其の間一貫せる正規の道路なく、ただ犬牙錯叢の石礫道路にて、満潮には其の道路の部分には波浪に浚われて交通不能の場所二三に止まらざる状態」であった。昭和五年になって、溶岩流に遮られた赤水部落を除き、横山から白浜の九ヵ部落を連結する海岸線道路を開鑿する計画をたて、昭和六年度から十四年度までの継続事業として工事を計画した。昭和七年十月に着工し、昭和十四年十月に完成すると松浦、袴腰間に自動車運送事業が開始され、袴腰を基点に船車連絡する経営が始まるに至った。

事業開始

運行の開始は道路完成後の昭和十四年十一月三日であるが、その前年十三年の一月に事業開始の準備が始められた。一月二十四日の村議会に提案され、「西桜島村大字松浦四七ノ二番地先より、同村大字西道、藤野、武、赤生原、小池を経て同村大字横山六一の三番地先に至る乗合自動車運輸事業を経営せむとす」が同日議決された。

直ちに鉄道大臣中島知久平殿宛に自動車運輸事業経営免許申請書が提出された。申請日は二月二十二日であった。申請内容から一部抜き書きすると次のようなものがある。

一、系統路線名　白浜～袴腰線　粁程　六・九六キロ
一、車輌数　三輌（常備車輌二　予備車輌一）
一、運賃　区間制　西桜島村自動車使用料条例に依る
一、主たる事務所　西桜島村大字藤野一、四九三番地の一
一、興業費概算　総額　二一、三〇〇円
一、出資方法
出資総額二一、三〇〇円は噴火記念無限責任西桜島村信用購買販売利用組合基定積立金の内より大蔵省預金部の貸付資金と同一の条件を以て借入することに契約済みなり

理由書

本村営に航運事業の村営計画を樹立し、鹿児島市西桜

島村間の交通路の確立を計り其の結果、産業的に教育的に観光的に諸般の経済的に稗益する所甚大にして村民等しく欣幸とする所なりしが今度本村内海岸を一貫せる幹線道路完成を機として袴腰白浜間の自動車運転を以て航路を袴腰鹿児島港間に短縮船車連絡の経営に改むる事の交通上安全にして経費の節約上時間の短縮の点に於て最も有利なる事村の輿論となり村民の熱望止まず、村会に諮り万場一致を以て可決、左の理由を付し、自動車営業村営の御認可を申請するものなり

理由

一、本村海岸には防波堤乗降設備なく、海上は常に其の変化激しく、風波の災厄に支配され、不断の緊船上に於けるは素より航海操縦作業に往々危険を伴う場合多く、其の例に乏しからざる事

二、寄港地の設備、防波堤の築造には莫大の経費を要し、亦其の修理に多額の費用を要する事

三、船車経営により船舶の数を減じ得ると共に、代る自動車は船一隻自動車一台と比較して人件費燃料其の他に於て経費の軽減を得、更に乗降容易安全にして時間の短縮を得らるること

四、袴腰鹿児島港間の連絡に優秀大型船を使用する事により、乗客の安全確実と時間の短縮を期せられ、今迄の渡航船の不評を解消し、利用能率増進により優秀大型船の運航を可能経営に導くこと

（西桜島村自動車使用料条例二〇条のうち一部抜粋）

第二条　白浜袴腰間を左記三区の区間制とす

一　松浦　藤野浜平間

一　藤野浜平　長谷間

一　長谷　袴腰間

第三条　普通乗車券の料金は一区五銭とす

第四条　回数乗車券の料金は左の如し

二十区分　九拾五銭

四十区分　壱円九拾銭

第七条　通学回数乗車券は六拾回分とす

前項料金は一区に付七拾五銭とす

申請書提出から四ヵ月を経て、六月二十二日　鹿児島県保安課長名を以て、西桜島村から自動車経営免許の申請があったが、道路管理上はどうか照会するという旨の文書が届き、六月二十五日付け、差支え無い回答を送った。そして二十九日は次のような免許状が交付された。

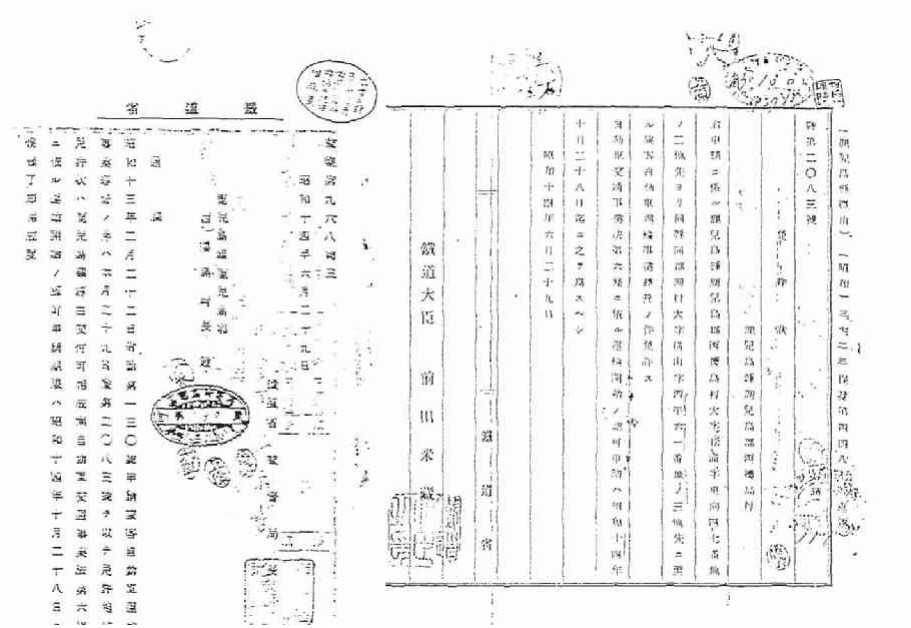

十四年九月六日左記内容で自動車の注文がなされた。

車は両側長椅子式で片側七人ずつ計一四人の座席定員をもつ定員三二人一台、定員二六人二台の計三台であった。

十月二十七日になり、自動車運輸事業開始認可を申請し、二十八日には同件が認可された。十一月三日になり、西桜島村に村営のバス第一号が走り出した。認可定員は三台とも二三人であった。

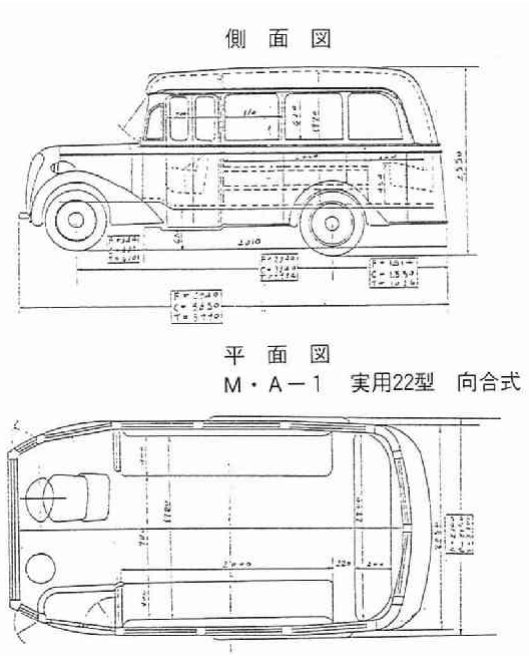

車庫建設

十月二十五日、藤野一四九四番地（役場隣地）に車庫を建設することにして建設許可願いを提出し、十一月十日には左記の項目で免許された。

一、車庫の区別　営業用自動車車庫

二、車庫の位置　鹿児島郡西桜島村藤野一四九四番地

三、車庫の面積　一三二・一六平方メートル

間口　九・〇九メートル

奥行　一四・五四メートル

四、格納車輌の種類・数量

大型乗合自動車　三輌

車庫は翌十五年二月二十日竣工した。

物資統制の影響

日支事変が始まって二年余が経過し、物資の不足から、諸物資の購入は統制され始めていた。それらの影響が自動車購入、車庫建設、またその後の燃料に使用した木炭使用届等に見られる。

一、自動車は既に木炭による代用燃料時代に入っていた。

国においても四半期ごとに代用燃料使用装置設置に対する補助台数を割当て一基に付き三〇〇円を補助したためにガソリン車は次第に木炭車に変わっていった。

一方、昭和十六年四月十五日には「瓦斯用木炭統制規則」が定められた。生産業者は翌木炭年度の生産計画を定め、農林大臣の許可を受けなければならなかった。

規則によると販売のルートが決められ、それ以外の取引きは許されなかった。

指定取扱業者は統制機関の承認を受けた業者のみに、

承認された量だけを販売することができた。また使用者は農林大臣の許可を得て、使用計画書を提出しなければならなかった。

車庫建設にも、鋼板使用に統制が加えられた。昭和十四年十一月八日に鹿児島県知事宛に「薄鋼板使用許可申請書」が出され、小浪板天井張用、六尺もの古材一四〇枚が許可されている。

昭和十七年七月二十七日に、それまでの使用車両のうち常備車二両、予備車一両、計三両であったものを二両増車し、常備車両を四両とすることが認可された。昭和十八年三月三十日には更に常備車両を一両増車して合計六両の保有が認可されている。増車申請書に付された増車事由書によると戦時中の統制の厳しかったことがうかがい知られる。「燃料消費規制により船車共に回数を半減され、加うるに現時に於ける燃料の配給減により、更に回数を減ずるの余儀なきに立到りたる結果、毎回従来の乗客の倍数以上を輸送する状態となり・中略・代用燃料車なる為機関の故障頻発して……」と記されている。

自動車修理工場の譲受

昭和十八年六月、西桜島村内には修理工場は全く無く、鹿児島市に車を運んで修理をしていたが、指定の委託工場とは言いながら、他からの修理があると敏速な修理が出来ず、逓送郵便物、通学生等に迷惑のかかる日が多いという理由のもとに、鹿児島市武町四五四番地　岩川自動車修理溶接工場と修理工員三人を含めて譲り受け、自らの手で修理を行うようになった。

枕崎台風災害による運休

昭和二十年九月十七日に枕崎に上陸した台風は昭和の三大台風の一つとして後世に名を留めているが、この台風は西桜島村にも大きな害を与え、海岸線にある幹道の大部分が破壊され、交通不能の状態となった。村では復旧工事を計画したが、終戦後の物資の不足、村の財政状態などから工事の進捗はままならず、二十五年になって、この修復が出来あがるまで村営乗合自動車運輸事業も休止せざるを得なかった。自動車は車庫に入れられたままの状態であった。

昭和二十一年二月二十一日、運休状態のまま料金改定が行われ、一区五銭が一区四〇銭に、三区の松浦～袴腰間は一円二〇銭となった。

昭和二十三年になり道路は復旧し、バスの運行は一部再開されたが二十四年十二月二十六日の議会において、松浦が起点になっているバスを白浜一〇二八番地まで

一・七キロメートル延長すること及び袴腰から赤水一四〇七番地まで四・六キロメートル延長する申請、議決を得ている。二十五年一月十八日には車庫で眠っている車三両を廃車し、新車二両を購入、結局一車両減車の形で運行を始めた。七月二十日には更に新車二両を購入、八月三日には申請認可によって常備車三台、予備車一台の計四台で運行を始めた。一方、一月十八日には休止から運行再開を機に料金の改訂を申請、先に議決を得ている松浦～白浜、袴腰～赤水間の路線延長と共に八月三十日に許可された。

運賃改訂の内容は、それまでの松浦～袴腰系統を三区に分け区間制運賃制度をとっていたものから、新しく申請しようとする白浜、赤水までをも含めた村内均一運賃制度にし、一律十円にしようとするものであった。

二十六年四月二十七日　白浜一〇二八番地まで経営免許

二十六年五月十一日　赤水一四〇七番地まで経営免許

二十六年五月二十四日　運賃制度認可

昭和二十六年十月十四日、ルース台風の襲来により、鹿児島港沿岸では異常高潮によって大被害を被った。西桜島村も海岸線で大きな影響を受けた。特に藤野の道路は決壊がひどく、自動車の運行は袴腰から武登山口までに止めざるを得なかった。鹿児島に通う学生あるいは勤め人は武まで歩いてバスを利用した。翌二十七年二月道路が復旧されバスも白浜まで運行するようになった。

学生定期券の料金設定

昭和二十八年二月、学生定期券の運賃設定を申請し、三ヵ月定期二一〇円に定めた。これは普通運賃の八・八三割引に当たるもので、交通事業発足の一つの柱であった島内子弟の勧学の一端を担うものであった。乗客の増加に伴い二十八年十二月と二十九年七月にはバス一両ずつを増車し、利用者の需要を満たしている。

三州バスの島内乗り入れ申請

昭和二十九年二月、岩崎産業系列に入った三州バス株式会社は起点を西桜島村横山三一番地に置き、終点を垂水町海潟大字大谷二六〇八の三とする新バス路線免許申請を行った。西桜島村では、村長武定利、議長西元亀吉、議会交通委員長上原伊佐彦、農協長久米芳季、農業委員会副会長上野英徳、森林組合長久米豊歳の以上六人が陸運局に出向き、村挙げて申請に反対する口述を行った。三州バス株式会社が新設しようとするバス路線は既に国有鉄道のバスが運行している系統内の重複路線で当

村営バスとの競合は袴腰～赤水間の四・六キロメートルに過ぎず、当村営自動車事業に与える影響は僅かではあったが、当時、岩崎産業は桜島の任意の一点に鹿児島と結ぶフェリー航路の開設を虎視耽々として伺い、桜島島内への進出をねらっている時期であったために、単にバス事業に対する影響のみにとどまらず、船舶事業へ及ぼす影響が莫大であることを苦慮し、あくまでも反対阻止しなければならなかったのである。昭和三十年一月にも同事項による申請聴聞会が行われたが、再び陸運局において反対口述をなし、この他社乗入れは実現しなかった。

(二) 一般貸切旅客自動車運送事業の始まり

昭和二十年代後半になると、観光客も増加し、また島内住民も島外への旅行を楽しむようになった。村営自動車事業では村内の一般乗合旅客自動車運送事業のみを経営し、村民の陸上交通機関としての使命を果たしつつあったが、一般観光客、修学旅行生の中には島内あるいは島内から島外の目的地まで貸切バスを要望する団体が増えつつあること、また村民の冠婚葬祭、村民の団体旅行、老人の慰安旅行など広範囲の需要を満たすために、一般貸切旅客運送事業を併営することにし、昭和二十九年四月十二日免許申請をした。貸切事業に使用する自動車は当初は現乗合事業用に保有しているものを充当することにした。

貸切事業が免許されたのは申請書提出から約七ヵ月を経た十一月十日であった。十三日には事業計画変更によって、一般乗合旅客事業の保有する六両のうち二両を減じ、貸切事業の保有台数とし、十一月十六日から運輸を開始した。

バス路線東白浜まで延長

昭和二十六年度から五ヵ年計画で着手した県道早崎線の工事が、白浜公民館前から三五〇メートル、現在の東白浜停留所まで完成したので、バス路線を東白浜まで延長する申請を二十九年十一月二十七日に提出した。申請から約七ヵ月を経て三十年六月二十一日に免許され、八月一日から東白浜までバスが運行するようになった。このことによって西桜島村一円、赤水から東白浜まで村営バスが走ることになった。当時停留所名は白浜終点と呼称したが後高免まで路線が延長される時東白浜に名称変更された。

高免まで路線延長

五ヵ年計画で実施されていた県道早崎線の建設工事が白浜（東）バス終点から一五〇〇メートル完成し、更に陸上自衛隊の手で工事が進められている避難道路六〇〇メートルが整

備され、高免までの県道はバスの通行が可能になった。

三十二年八月一日に高免までの路線延長に係る経営免許の申請を提出した新路線の免許申請には運賃については、袴腰～東白浜間は一〇円均一運賃を適用し新設の東白浜～高免間は一〇円特別運賃を徴収することにしていた。しかし三十三年十月十五日には運賃設定追加認可申請書を提出し、前記の均一、特別運賃から対キロ制運賃に変えた。基準賃率二円六〇銭であった。

延長路線経営免許、運賃改定共に三十三年十二月二十三日に認可され、三十四年一月十五日から運行が開始された。

㈢　黒神口までの路線延長・他社との争奪合戦

昭和三十年十月十三日の南岳の爆発以来、島民の避難路の整備が叫ばれ始めていたが国分陸上自衛隊の力によって、三十一年と三十二年に亘り東桜島・黒神地域の住民避難道路建設がなされ、三十二年八月十六日には完成引渡しが行われた。自動車の通行が可能になるのを待ちかねたように住民はバスの運行を要望してきた。請願書、陳情書は数通に及んだが、そのうちの一つを記述すると次のようなものがあった。

請願書

一、件名　鹿児島市黒神町迄バス運行方について

鹿児島市高免町から黒神町に至る間に散在する数個の部落には現在二六二戸、一二八一人が居住していますが、これら住民の各部落間の往来又は地域外への出入には歩行さえ困難な狭隘な小径を往来し、従って陸上交通には全く恩恵がなく、只黒神港と鹿児島港を結ぶ一隻の小型貨客船による一日一往復の海上運送に依存している外、数粁の遠距離を徒歩で西桜島村白浜に出て、村営の交通機関によって僅かに諸用を達している実情で、文字通りの「陸の孤島」であります。

偶々昭和三十年十月十三日、突如南岳が大爆発するや鹿児島市においては人命の保護安全に万全を期するため、陸上自衛隊に避難道路の開さくについて樽俎折衝、昨年及び今年の二回に亘り、機動力と隊員各位のたくましい闘魂により難工事も去る八月十日開通、十六日の引渡しを完了したのであります。

昨今では産業道路として最高度に利用され爆発当時の暗い表情は払拭（ふっしょく）され、住民の表情も明るく、産業の振興生産の増強に一段と拍車をかけている次第であります。

前述の如く、社会の進展に遅れている本地域を本島民

のレベルに向上させるには交通機関の発達に依存する以外に方策はないと確信している次第ですが、貴村においては船車連絡の交通事業を経営されて、健全な発展を遂げられ、現在白浜部落までバスを運行されて住民並びに利用者の感謝を享けていますが現行袴腰～白浜間の運賃にしても採算を度外視した日本一の低率料金であると仄聞しているのであります。

山間の僻地に介在する我々の小部落にバスの運行方を請願することは、貴村に大きな犠牲を要求するのであることは火を見るより炳(あきら)かであり、貴村営ならでは絶対に完全な運行は期待できないものと信じております。

バスの運行は社会文化の進展に立ち遅れた本地域の住民に一大刺激を与え、民度資質の向上に資すると共に、バスの運行により、従来僻遠のため子弟の教育も出来ず亦バスの運行により、従来二日間を消費していた用件なども、只一日でその目的を達して帰島でき、経済生活への貢献は枚挙(まいきょ)にいとまもないのであります。

私達は、徹底した住民へのサービスは公営企業で健全な運営をされる貴村営に依存する外ないと確信している次第で一日も早く定期バスの運行を実現され、日々に開け行く社会の現状にとり残された地区住民に世紀の福音を与えられんことを地区住民談合の上、不肖共儀代表となり、連署の上茲に請願申し上げる次第であります。

昭和三十二年九月四日

西桜島村長　　武　定利　殿

西桜島村議会議長　久米豊歳　殿

右　請願人　黒神地区
浦之前地区
園山地区　代表　奥山清三　印
外九一名

それより先に道路建設が完成するのを見込んで、近接地にバス路線をもつ、西桜島村、国鉄、三州自動車株式会社は、運輸の権利を獲得する機会を虎視眈々と狙い、経営免許申請に必要な事務作業を進めていた。

三州自動車株式会社は三十二年九月二日には路線延長免許を申請した。路線は白浜から黒神口までであったが、それ以前、昭和二十九年二月に既に申請している桜島口～袴腰間を合わせると白浜から桜島口、古里経由、袴腰までというものであった。またその必要とする理由には次のように記されていた。

「今般申請の路線は黒神町西宇都より高免、白浜を結ぶ七・三(キロメートル)の新設路線で今回陸上自衛隊によって開設された桜島一周道路であります。

本申請は昭和三十二年七月二十六日付け申請の鹿児島市黒神町二六二二の八番地から鹿児島県肝属郡垂水町字大谷二六〇九の四番地までを更に黒神町二六二二の八番地から鹿児島郡西桜島村白浜一一一〇番地まで路線延長申請するものであります。

元来、鹿児島に属する当該地域の住民は農園芸、漁業で生活していますが、鹿児島市内との取引は勿論、市の行政機関も東桜島町に設置されている関係上、黒神、高免町方面からの旅客の往来、また当地方は農産物の豊富な産地で、これら産物の搬出など、相当な交通量があり、将来の発展に伴う本路線のバス運行は極めて重要であると思料されます。

従来この地方の住民は交通機関に恵まれず、すべての人が徒歩または小舟を利用し、諸用を達している実状で、沿線住民の陸上交通機関に対する関心は異常に強く、当地方の部落代表者が再度、当社本社に来訪され、現地の事情を詳しく説明され、他の交通機関によることなく、三州自動車株式会社によるバス運行実現を強く要望されているのであります。

去る六月十日、陸上自衛隊が作業開始以来約二ヵ月を以って、全線工事完了致しましたが、沿線住民の一日も早くバスを開通して欲しいとの要望は日々に強く、また道路の整備も地元民の熱意ある協力により完成致しましたので、当該路線のバス運行は可能と思料されます。弊社といたしましても、地元住民の多年の要望に応えるため、輸送の完璧を図り、また観光に於いては桜島遊覧客の利便に供すると共に産業開発の重要性を鑑(かんが)みて陸上交通機関の使命を全うするため、茲に申請致す次第であります。」

桜島村営バスでは三州自動車株式会社に二週間余り遅れ、九月十八日に申請書を提出した。延長路線は高免町三四三番地から黒神、桜島口、古里を経て西桜島村赤水一四〇七番地までの二三・〇五キロメートルであり、この路線が免許されると桜島を一周する路線免許が獲得されることになるものであった。運行系統の内訳は路線系統は、それまで運行していた袴腰から東白浜までの九・〇一キロメートル、当時免許申請中の東白浜～高免間二・一〇キロメートルに、今回免許申請のうち高免～黒神町桜島口避難道路建設記念碑前間一一・六五キロメートル合計二二・七六キロメートルと、袴腰から白浜、桜島口、古里を経て袴腰を終点とする指定系統（定期観光）三八・七六キロメートルのうち、黒神口から古里を経て赤水までの二三・〇五キロメートルであった。

その必要である理由として「今般申請致しました路線は桜島町民の有事に際し人命の保護安全を確保するため、避難道路として自衛隊の手によって開さくされた桜島口から高免に至る約一一キロメートルの道路と桜島口～古里～赤水に至る既設道路で、避難道路も現在は立派な産業道路として最高度に活用され、農家経営の安定、経済の進展に及ぼす影響はまことに大きく、鹿児島市並びにこれが作業に従事された隊員各位に対して満腔の敬意を表する次第であります。

由来本村の東端白浜部落から東へ鹿児島市黒神町に至る間に二六二戸、一、二八一人が居住しておりますが、交通機関としては只一隻の小型貨客船による黒神町～鹿児島港間一日一往復の海上輸送と人さえ歩行に困難な小径を数キロも徒歩で本村の白浜（バス終点）に出て村営の交通機関によって辛じて諸用を達している実情です。

一方、市の行政出先機関も東桜島町に設置されており、黒神町、高免町方面からの旅客の往来と、特に当該地はビワ、ミカン、大根等豊富な産地でこれら農産物の搬出に伴う相当の交通量がありますが、これら住民の交通機関は前述のとおりで文字どおりの「陸の孤島」にも似た存在であります。

交通機関の発達は文化のバロメーターであると言われ、文化開発の一大要素となるものは交通機関の整備であり、我々の経済活動、日常生活が其の地方の交通機関と密接に関係づけられていることは今更申し上げるまでもありません。

前記の如く、交通の不便から当該地域の文化、教育、経済等凡ゆる点において他部落に比較して相当立ち遅れていると思料している次第であります。この立ち遅れた地域を島のレベルに一刻も早く引き上げると共に社会文化の進展におくれぬよう処置することこそ地方自治行政の本旨であり、地方公営企業本来の使命であると共に、本村が公営企業としての由来に合致するものであると信じます。

時あたかも自衛隊の手により道路が開さくされ、バス運行が可能となるに至ってのバス運行に対する願望は急速に高まり早急な実現について再三交渉を受けており、道路の整備も地元民の熱意ある協力により完成したのであって、これら住民の熾烈な要望に応えて是非ともこれが運行の実施を念願し、交通機関の健全な発展を図って住民の福利増進に寄与し、最悪の場合は避難自動車として十分その使命を完遂出来ると存じます。また本路線は

観光価値にも富んで居り、観光客の殺到が期待されていますが、これら住民の要望に応えると共に観光客の利便に供する為、茲に申請致しました次第でありますが、何卒地域住民の熱意と本村の受け入れ態勢を御考慮賜わり、特別の御詮議をもって御許可賜わるよう茲に住民代表者から本村に提出された請願書並に嘆願書の㊞を相添え、御願い申し上げる次第であります。（請願書　嘆願書略）」を掲げていた。

黒神線には国鉄自動車も事業希望があり、国鉄、三州、西桜島村営と三つ巴の争奪戦になる様相を呈したが、桜島と国鉄は協議して、三十三年一月九日に次のような同意書を送り、協定書を交わした。

同意書

日本国有鉄道は次の区間に於ける西桜島村の一般乗合旅客自動車運送事業の路線延長申請に同意する。

記

一、白浜～高免間

起点　鹿児島県鹿児島郡西桜島村白浜九六三番地

終点　同県鹿児島市高免町三四三番地

キロ程　二・一〇〇キロメートル

二、高免～赤水間

起点　鹿児島県鹿児島市高免町三四三番地

終点　同県鹿児島郡西桜島村赤水一四〇七番地

キロ程　二三・一八〇キロメートル

昭和三十三年一月九日

日本国有鉄道九州地方自動車事務所

所長　久須美康馬

鹿児島県鹿児島郡西桜島村

村長　武　定利殿

同意書

西桜島村は次の区間に於ける国有鉄道の一般乗合旅客自動車運送事業の路線延長申請に同意する。

記

一、起点　鹿児島県肝属郡垂水町海潟字大谷二六〇八番地の二

終点　同県鹿児島市黒神町二〇五番地

キロ程　四、五五キロメートル

二、桜島線　袴腰～黒神間

起点　鹿児島県鹿児島郡西桜島村横山五八番地

終点　同県鹿児島市黒神町二〇五番地の先

経過地　西道、白浜、高免

キロ程　一七・四四キロメートル

昭和三十三年一月九日

鹿児島県鹿児島郡西桜島村

村長　武　定利

日本国有鉄道九州地方自動車事務所

所長　久須美康馬殿

協定書

日本国有鉄道九州地方自動車事務所（以下甲と称す）と西桜島村（以下乙と称す）とは、友好的精神をもって相互の事業運営に協力し、桜島地区に於ける旅客輸送並びに桜島開発に貢献するため次の事項を協定する。

記

一、乙は、次の区間に於ける甲の一般乗合旅客自動車運送事業の路線延長申請に同意する。

㈠　国分線　桜島口～黒神間

起点　鹿児島県肝属郡垂水町字大谷

終点　鹿児島県鹿児島市黒神町二〇五番地

キロ程　四、五五キロメートル

㈡　桜島線　袴腰～黒神間

起点　鹿児島県鹿児島郡西桜島村横山五八番地

終点　鹿児島県鹿児島市黒神町二〇五番地

経由地　西道、白浜、高免

キロ程　一七・四四キロメートル

二、甲は、次の区間に於ける乙の一般乗合旅客自動車運送事業の路線延長申請に同意する。

㈠　白浜～高免間

起点　鹿児島県鹿児島郡西桜島村白浜九三六番地

終点　鹿児島県鹿児島市高免町三四三番地

キロ程　二・一〇〇キロメートル

㈡　高免～赤水間

起点　鹿児島県鹿児島市高免町三四三番地

終点　鹿児島県鹿児島郡西桜島村赤水一四〇七番地

経由地　黒神、桜島口、古里

キロ程　二三・一八〇キロメートル

三、前項については双方同意書を交換する。

四、第一項の甲の申請区間中、袴腰、西道、白浜間及び第二項の乙の申請区間中、桜島口、古里、赤水間については夫々観光旅客を輸送する指定系統に限り運行するものとする。

五、前項による指定系統の運行回数は、甲、乙夫々同回

数とし、運行の経由、運行時刻、その他運営の細目については別途協議する。

六、桜島観光については、特に緊密なる連けいをとり、両者協力して効果的措置を講ずる。

七、後日の証として、本協定書二通を作成し、各々一通を保管する。

昭和三十三年一月九日

甲　日本国有鉄道九州地方自動車事務所
所長　久須美　康馬

乙　鹿児島県鹿児島郡西桜島村
村長　武　定　利

昭和三十二年九月十八日に提出した申請は進展の様相を見せないので三十五年一月十六日には追って次のような陳情書を提出した。

陳　清

一、案件　桜島口並びに桜島一周バス路線免許申請について

本村営にかかわる別添バス路線延長の申請理由については、申請当時関係書類として住民から関係当局に提出された陳情書、嘆願書の写を添付しましたので、本省におかれては十分了承されている事と存じますが、其の後も再三再四陳情、嘆願書が提出されていることは既に陸運事務所を通じて局・本省に進達されていることと思料されますが、この外文書に因らず口頭をもって陸運事務所へ其の実現の早急を訴えている事を当庁としても十分承知している次第ですが、一方新聞のよろん等に投稿して当局の関心を喚起しています。又本島を訪れられる観光客の一部においても新聞等に其の必要性を掲載されていることは如何に路線のバス運行が重大な使命を背負っているかを痛感せざるを得ません。

申請当時の路面については免許基準に適合しない点もあったのでありますが、申請後二年有余の歳月を費やし、其の間鹿児島当局においても、本路線の緊急且つ重要性を十分認識され、着々整備され、今日においては、バスの運行については絶対に支障なく、人命の保護安全は維持確保されて行くものと確信している次第です。かかる路面の現状から特に最近においては当庁への折衝も頻繁で、村並びに議会においてもこれが応答に手をやいている実情であります。何卒本島住民の血の出るような叫びを十分参酌賜わると共に、此の眠れる貴重な観光資源を一日も早く県内外に公表し、活用方を広報宣伝し、

真に桜島の声価を高めると共に文明文化の発達を促進し、明朗な社会地域の建設に資し福利増進に寄与貢献せんとする次第でありますので、特別の御詮議をもって、何卒早急に免許賜わるよう陳情申しあげる次第であります。

昭和三十五年一月十六日

西桜島村長　武　定利

西桜島村議会議長　有村虎太郎

運輸大臣　楢橋　渡　殿

昭和三十五年十一月十八日になり、塩屋ヶ元（鹿児島市黒神町七二九番地）までの路線について、路線延長の一時的需要を申請し、十二月十五日から二月二十八日まで免許された。と同時にそれまで均一制をとっていた運賃制度を対キロ制に改めることが認可された。免許に際して、鹿児島県公安委員会から、東園山から浦之前の通称「ごくろう坂」の危険性について、「防護柵の設置の必要性を認める」旨が指摘されたので、直ちに杉松材で柵を作り、警察の証明を得てこれに対処した。運行開始は十二月二十五日であった。

三月一日、六月一日、九月一日、十二月一日の四回にわたり、一時的需要の申請をくりかえしながら、昭和三十七年一月三十日、桜島を一周する定期観光バスの経営が免許され、三月四日には、袴腰から、白浜、黒神口、古里をめぐる桜島一周定期観光バスが一日二便運行するようになった。また同時に黒神口までの路線延長も免許になり、三十七年二月には黒神口まで定期路線バスが運行するようになった。

前述の一時的需要申請の「必要とする理由」を見ると黒神地区住民の路線バス開通に対する喜びがうかがわれる。

当該事業の経営が運輸上必要である理由

本路線延長に係る申請は、さきに貴局昭和三十五年十二月十五日付け福陸自第四七〇五号及び福陸自第四七〇五号の二をもって免許を受け、同月二十五日から運輸を開始し、現在運行中の路線でありますが、免許の条件が「一時的需要」に基づく免許で期間が昭和三十五年十二月十五日から昭和三十六年二月二十八日までとなっている関係上今回更に継続して免許方申請する次第であります。

本路線は陸の孤島を結ぶ本島唯一の交通機関であります。昨年十二月二十五日の運輸開始当日の住民の感激はまことに筆舌に尽し難いものがありました。

多年の宿願が成就達成されホットした安堵の気持ち

が住民の明るい表情の中に十分表現されていました。

「砂漠の中のオアシス」「暗夜に光明」のたとえの如く住民の喜びは一しおで欣喜雀躍といった態でありました。

旧市との交通も従来の小型貨客船による一日一往復の航海より一日四往復の船車連絡による村営交通機関で僻地の不便さは解消されたのであります。

免許期間が満了となり、交通機関が杜絶されることは住民を再び奈落の底に陥落させるが如きもので、運輸開始前の心境にも増して、更に暗い心境に追い込まれることは必然であります。

また一周定期観光バスの必要性について次のように記されている。

一方観光シーズンも愈々酣（たけなわ）となりますが、観光客の中には、本島一周の希望者も多数ありますが、一周する定期観光バスの運行は現在なく、省営自動車が僅かに半周している現状で、今回申請する路線については免許になっていないのであります。一方、本島を訪れる観光客は、逐年増嵩の一途を辿っていますが、これ等観光客に一抹の寂寥を与えているものと思料されますので、かかる矛盾を解消する見地からも本路線の定期バスの運行は欠くべからざる交通機関と思料されますので、何卒事情を御賢察の上、継続御免許賜わるよう御願い申しあげます。

㈣　登山観光バス

昭和二十年代後半になると、桜島を訪れる観光客も増加の傾向を示し、村では登山バスを運行する計画をたて、第一次五ヵ年計画のもとに、昭和二十七年から引ノ平への登山バス道路の建設に着手した。車道の完成も間近になった三十三年一月十九日、桜島一周定期観光バスの申請に遅れること四カ月にして、引ノ平までの定期観光を目的とする赤生原から引ノ平を経て赤水までの路線延長の経営免許申請書を提出した。

その必要とする理由を次のように記した。「本島は昭和二十五年に行われた観光百選において、また近くは国定公園に指定され、国立公園の選に入る日も遠くはないと確信している次第ですが、本島に訪れる旅客団体は国内外を問わずとみに増嵩の一途を辿りつつありますが、『東洋のナポリ』としての別名をもって謳歌されている本島は、十二分に観光事業の発展と相いまって産業開発のための第一次五ヵ年計画の大構想のもとに、昭和二十七年車道の開設に着手したのであります。

爾来、桜島に登山する学生生徒其の他一般ハイカーは、四季を通じ、踵を接していましたが、昭和三十年十月十三日、突如南岳が爆発して以来登山禁止となっていたのでありますが、爆発の危険性も皆無となり、現在小康を保っている現状であり、しかも車道の延長六、三九〇㍍の完成も目睫の間に迫ったので人命の保護安全を目的とする「鉄筋コンクリート」造りの避難所を頂上及び道路沿線に設置し、更に頂上と袴腰営業所を結ぶ通信施設をなし、最悪の事態に対する万全の体制を整え、観光旅客用の定期バスを運行して、雄大にしてしかも変化に富み『東洋のナポリ』として国際観光地として名実共に桜島の真価を十二分に発揮し、旅情を慰め、旅客の御期待に副いたく茲に申請致す次第で格別の御詮議をもって免許賜るようお願い申しあげます。」

昭和三十三年九月十九日、福岡陸運局から当該申請に対する道路状況の不適性を指示する連絡があった。

一般乗合旅客自動車運送事業経営免許申請にかかる道路について

昭和三十三年一月十九日付け三三西経交第一五号で申請のあった、標記申請（西桜島村赤生原より同村赤水まで六三九㍍）にかかる道路について、県公安委員会から次の理由により交通安全上不適である旨意見書の提出があったので、道路及び避難所の完成予定日または登山の禁止解除の予定日について、関係庁と連絡の上至急回答されたい。

記

一、道路未完成区間四〇〇㍍　側溝未完成区間二、〇〇〇㍍

二、登山が禁止されている。

三、避難所の設備がない。

昭和三十三年十二月四日、鹿児島警察署長から次のような文書が届いた。

桜島登山禁止の一部緩和について

桜島は昭和三十年十月十三日爆発以来、登山を禁止していたところであるが最近の活動状況と将来の見透しについて、東大、京大、九大等の地震研究所及び鹿児島地方気象台等に照会した結果、西桜島登山口から引ノ平展望所に至る観光道路を除いて南岳噴火口を基点として、二、〇〇〇㍍円形線内の地域（引ノ平山頂を含む）は危険であるが、この地域以外は現状においては安全である」との回答に接したので、十二月二日から右の危険区

域を除いて左記各項により、桜島登山禁止の一部を緩和することにしたので通知致します。尚禁止区域については従来同様御協力をお願いいたします。

記

一　桜島登山口から引ノ平展望所に至る観光道路を除いて、南岳噴火口を基点として二、〇〇〇㍍円形線内の地域（引ノ平山頂を含む）は危険であるから従来通り登山を禁止する。

二　桜島火山の活動が現状より増大した場合は改めて禁止区域を指示する。

三　西桜島登山口から引ノ平展望所に至る観光道路は待避壕のところまでとする。

四　観光道路は歩行者、車馬の通行に危険が生じないよう常時修理すること。

五　観光道路が崩壊流出し、危険と認める時は火山活動と関係なく禁止する。

この登山禁止緩和策によって、村では意を強くし、次のように公安委員会の意見書修正を願い出た。

昭和三十三年十二月九日

鹿児島県陸運事務所長殿

県公安委員会意見の修正方について

昭和三十三年一月十九日付け三三西経交第一五号で申請致しました路線延長については避難所の設備がなく、且つ爆発により登山禁止になっているためバス運行は危険である旨の意見書が提出されていますが、去る十二月四日付けをもって鹿児島警察署長より別添写（前述）の通り、「桜島登山禁止の一部緩和について」許可になりましたので、県公安委員会で提出される意見書の修正方おとりはからい願います。

三十四年三月十八日引ノ平への経営は免許され、運賃も同時に許可された。そして二日後の三月二十日には登山バスの運行が始まった。料金は片道運賃を設定し、大人二五円、小人一五円であった。

引ノ平より湯ノ平へ、更に溶岩めぐりへ

昭和三十四年三月二十日、引ノ平の登山観光バスが運行し始め、東側には大正三年の噴火口を見下ろし、南には遠く開聞岳、西の鹿児島市、北は霧島連山へと眺望絶佳の引ノ平台地は、鹿児島を訪れる観光客の注目の的となり、順調な経営が続けられていたが、三十五年一月十九日の爆発は引ノ平台地に直径一㍍余りにも及ぶ噴石を

落下させ、観光バスの登頂に危険性のあることが懸念された。鹿児島地方気象台の当日の火山観測日誌に細かに記録されているが、福岡管区気象台要報第二二号（一九六七年三月）、桜島火山活動観測調査報告書の四四頁によると、「昭和三十四年十二月はわずかに一回だけ爆発があり、比較的おだやかであったが、三十五年一月中旬から有色、多量の噴煙が多くなり、十二日に三回、十四日に一回、地震は小さかったが灰を多量に出す爆発があった。さらに十九日午後一時二十六分の爆発をきっかけに、殆んど連続的に爆発が起こり、多量の噴煙をふき続けた。四時十分の爆発からその規模が大きくなり、噴石・火山灰・砂などの噴出物もさらに多くなった。五時二十三分には、鹿児島地方気象台に設置してある微気圧計に昭和三十年十月十三日以来の新記録三・五〇（ミリバール）の空振波を記録し、噴石は引ノ平頂上付近（火口から一・六キロメートル）と南岳南西側二〜三合目まで飛散する爆発が起こった。なおこの爆発で一二七ミクロンの地震が記録された。夜に入り強い火炎・火柱・火山雷を伴う活動に移り、二十日二時ごろから島内袴腰に設置してある石本式高倍率地震計に連続振動が記録されはじめ最大一〇ミクロンに達し、また四〇〇メートル〜二、〇〇〇メートルぐらいの噴煙が続いた。

翌二十日引ノ平付近と島内一周の現地調査をしてみると、引ノ平頂上には牛身大の火山弾（約五トンぐらいと推定）が落下しており、火口から二・五キロメートルの地点、東桜島町および古里町では二〜三合目まで人頭大以上の噴石が多数落下していることがわかった。また降灰は黒神の大正溶岩上から東桜島口にかけて最も多く一平方メートル当たり一・五キログラムの多量の降灰・砂・じゃりがあり、湿り気を帯びた灰が松の木に積もり、その重みで枝が下向きにたれ下がっていた。

なお同日の火口を飛行機で観測した結果、A火口内に約四〇万トン（直径一二〇メートル）の溶岩が上昇していることが確認された」と記述されている。

桜島村営交通事業では直ちに登山観光バスの運行を止め、一月二十日付けで一般乗合旅客自動車運送事業（休止）許可申請書を提出した。この申請書は爆発を一時的なものと考え、二十二日までの三日間を運行休止するとしていたが、一月三十一日までに延期し、更に二月一日から二月十五日まで、二月十六日から二月二十七日まで、二月二十八日から八月三十一日までと再三の延期申請をしていった。

引ノ平台地への登山観光バスに、突然の爆発による事故が危惧されると前述の休止を続けながら、急きょ引ノ平台地の北寄りにある湯ノ平台地にバスを運行させることを企画して道路工事に着工した。二月五日には、気象台、県警本部、陸運事務所等関係官庁の現地視察を要請して検討を加えた結果、本路線は爆発時においても安全地帯であることが認められ、工事が完了した二十二日には自動車路線として運行しても支障ない旨が決定づけられた。

三月七日になって、運輸大臣に新路線の免許を申請すると共に、四月二十三日付け「一時的需要の経営免許」を申請した。両申請書の中の「運輸上必要である理由」を見ることにより当時の実情がうかがわれる。

「昭和三十四年三月二十日より運輸開始致しました本村袴腰～引ノ平間定期観光登山バス（自旅第四九八号）は鹿児島県観光の代表的な観光ルートとして賞賛の的となっていましたが、去る一月十九日本島南岳の爆発により、本村においては人命の安全保護の目的をもって、当局の指示を待たず、同二十日より直ちに運行を中止し、現在に至っておりますが、昨今は小爆発の程度で、危険性は微塵もありませんが、万全を期して運行は禁止され、今日に至っている次第であります。村当局においてはかねて爆発時においても常時運行出来るルートで、引ノ平台地に匹敵する地点を調査し、本島の貴重な観光資源を最高度に活用致したく企画中、偶々、今回の措置に及んだもので、鹿児島気象台、県警察本部等関係当局の現地調査を要請し、慎重に検討された結果、申請ルートに関する限り、絶対運行しても支障ないものであると断定されたので、直ちに道路の開設に着工し、今回漸く竣工し、関係官庁の最後の調査も完了し、路線としても合格致しましたので、定期運行の免許を必要と存じ、今回申請に及んだ次第であります。」

「観光シーズンも今やたけなわで本島を訪れる旅客は一日平均約一、〇〇〇人内外でありますが、内約三割程度の旅客が引ノ平定期観光登山バス（自旅第四九八号）乗車券を購入しておりますが、引ノ平定期登山観光バスは去る一月十九日の爆発以後運行を休止中であり、当該コースは周遊券の通用するコースで、本路線の運行休止は本島を訪れる旅客に対しては一抹の寥を与えているものと存ずるのであります。

今回申請する路線コースは引ノ平観光ルートに匹敵する路線で現在の爆発程度では毛頭危険性はなく、絶対に

安全なコース地帯であることは気象台・京大・鹿大その他地震観測陣営の立証するところでありまして、必ずや観光客に満悦を与え観光桜島否、鹿児島県の代表的な景勝の地として旅情を慰め観光客の御期待に副えるものと確信している次第、時に湯之平台地は「ツツジ」の名所として知られ、目下数十種の「ツツジ」が咲き乱れており、更に夏の山は緑陰を追う旅客にとっては最適の清涼の地であり、本路線の運行開始は焦眉の急務であると存ずる次第で、特別の御詮議をもって、何卒臨時免許の処置を賜り度く御願い申し上げます。なお本申請は先に昭和三十五年三月七日付け「三五西経交第八三号をもって提出済みで、県陸運事務所より進達済みのものであります。」

申請の結果は一時的需要による経営は、四月二十七日に四月二十九日から六月三十日までの期限付きで免許され、更に七月四日には、三十五年三月七日付け三五西経第八三号申請の事業が免許され、引ノ平台地に代わる湯ノ平台地への登山観光バスが本格的に運行されるようになった。

昭和三十四年三月十八日に引ノ平の登山バスが運行したが、湯之平までの折返し運行でなく、回遊方式にするために、ひき続き、春田山から愛宕山を経て赤水に至る累々たる溶岩原を切り拓く難工事に着手した。失業対策事業によって人力で開拓していく工事は並み大抵のことではなかったが、約三ヵ年の歳月を費やして六・六キロメートルの道路は完成、昭和三十七年一月十二日付け経営免許申請書を提出するに至った。その申請理由として、

「本県における観光事業は今や総合産業として、更にレジャー産業として高く評価されております。即ち観光事業の開発は地域社会の経済・文化・厚生に多大の貢献をなすものでありまして、その効果は地域の所得を増大し、文化の交流に役立ち、住民の福祉を向上せしめるとともに、対外的には外貨の獲得に貢献するものであります。

このような観点から本村は観光事業の開発を積極的に推進して国際観光客並びに国内観光客の誘致をはかっている次第であります。

近年、レジャーブームの影響、国民所得の上昇等で南国鹿児島を訪れる観光客は逐年増加の一途を辿りつつあって、シーズン、シーズンオフを問わず、亜熱帯の異国情緒を味わいに飛躍的な数字を示しているのであります。しかも鹿児島を訪れる客の殆んどが、必ず一度は足を踏み入れる観光地として、「史と景」をもって自然の

観光を誘って来ているものであります。
一昨年四月二十九日より湯ノ平への定期観光バスを運行して来つつありますが、該遊覧コースは折り返し運行で同じ景色を二度見せねばならないコースとなっているため、此の弊害を解消するために、昭和三十四年から、別紙図面に記す如く、大正溶岩の一周観光道路の開設に着手してきたのでありますが、漸く自動車の運行に支障のない完全な道路となったものであります。観光ドライブウェーとしては快適なコースであると存じます。
本コースは大正溶岩の真中を開設したもので、過去において放置されていた豊富な観光資源を最高度に生かし、溶岩の魅力を車中から一望におさめることができるもので、湯之平、春田山、愛宕山という景勝地を結ぶ定期遊覧コースを新たに設置し、鹿児島県の観光を更に推進せんとするものでありまして、観光客の誘致とこれら観光客の利便を増進し、観光立県の趣旨に副って地方財政にも寄与貢献せんとするものであります故、何卒特別の御詮議をもちまして本申請の免許を賜りますよう御願いいたします」と記載されている。
通称「湯之平溶岩めぐり」観光コースは三十七年三月十九日付けで免許され、五月一日から運行を開始した。
三十七年一月三十日に免許になり、既に運行を始めている黒神口までの定期路線バス、桜島一周定期観光バスに本湯之平溶岩めぐり定期観光バスの運行を加え、西桜島村営自動車の一般乗合系統は確立し、生活路線と観光桜島の面目は一新された。当時における観光バスの運行状況は次に示すとおりであった。
桜島一周定期観光バス
一　便数　一日四便
二　停留地　袴腰―黒神展望所―黒神鳥居埋没地（下車なし）―有村展望所―古里林芙美子文学碑―烏島埋没跡地―桜島水族館・桜島遊園地・桜島火山博物館―袴腰
湯之平溶岩めぐり定期観光バス
一　便数　一日九便
二　停留地　袴腰―湯之平展望所―烏島埋没跡地―桜島水族館・桜島遊園地・桜島火山博物館―袴腰
昭和三十年代になって、国民所得が増え、生活に余裕が生まれてくると観光旅行を楽しむ者が急激に増え始めた。旅行の手段は極く限られた人々を除いて、列車や乗合い自動車であった。一般乗合の観光バスと共に貸切バスの需要も日増しに増えていった。桜島村営バス事業の

自動車購入状況を見るとその事業拡大の様子がうかがわれる。

昭和三十一年　五台　　三十五年　三台
三十二年　五台　　三十七年　八台
三十三年　三台　　三十八年　五台

と七年間に二九台を購入し、それより以前の保有台数の五倍の車を保有するに至った。三十七年度八台の大型バスを購入した後、三十七年十二月八日に「一般乗合・貸切旅客自動車運送事業計画変更届」を以って、保有車両の編成変えを行っている。理由書には「一般乗合旅客自動車運送事業（指定系統）及び一般貸切旅客自動車運送事業に於ける利用者の要望を満たすには、出来得る限り新しい車両で且つデラックス車を配車し、サービスに務めることこそ該事業を円滑に運営することと思料いたします。これにマッチするよう、定期貸切の使用車両を変更いたし度いと存じますので茲に御届けいたします」と記されていた。

㈤　自動車運送事業の財政状況と財政再建計画

自動車事業発足以来、船舶事業と共に一般会計方式の会計を行っていたが、昭和三十六年度からは企業会計方式を採用した。三十六年度決算報告によると、

「自動車事業は昭和三十六年四月一日から地方公営企業法の一部（財務規定等）適用を受け、特別会計自動車運送事業として発足することになりました。企業経営の基本原則を遂行するため努力いたし輸送の混雑緩和と収入の増加を図り、年度末にはサービス向上並びに輸送力増加のため自動車二両を購入いたしました。このため運送車両数一一・五パーセント、運送粁数二八・四パーセント、乗客数一・六パーセントとそれぞれ増加し、収入において四五・一パーセントの増となりました。収入面においては、前年度に比べて増加しているのでありますが、費用面においては、国家公務員の給与改定に準じた職員給与費の増、修繕費その他経費の増加のため、極力消費的経費の節減に努めたにも拘わらず、交通事業会計から繰入補助金二五八万三〇〇円を受けて尚損益勘定において五二五万五四九八円の欠損金を生ずることに至った次第であります。この点まことに遺憾とするところでありますが、今後は収入の増と経営の合理化を図り、経費の節減に努力する所存であります。」

とあり、自動車運送事業自体の経営が独立して明確化されるに至った。三十六年以後の自動車運送事業の経営状態を大摑みに把握するために総収益、総費用、年度末職

収益費用等の年次推移

%は46年度を100　単位：千円

	36年度	%	37年度	%	38年度	%	39年度	%	40年度	%
総収益	22,782	21	34,184	31	49,289	45	52,752	48	64,406	58
総費用	28,038	26	44,718	41	50,538	46	66,169	60	64,829	59
年度末職員数	42	59	55	77	60	84	68	96	75	106
人件費	8,032	10	14,619	17	18,755	22	22,231	27	27,297	33
年度末在籍車両数	20	91	25	114	30	136	29	132	29	132
燃料費	3,980	68	8,203	140	6,616	113	7,629	130	7,753	132
他会計補助金	2,580	7	—	0	5,000		2,500	13	10,500	27
借入金残高最高額	1,000		4,000		3,000		3,000		3,000	
当年度純利益(△は損失)	△5,256		△10,534		△1,249		△13,417		△423	

	41年度	%	42年度	%	43年度	%	44年度	%	45年度	%
総収益	81,507	74	75,263	68	84,696	77	97,038	88	105,025	95
総費用	79,714	73	73,026	67	82,205	75	92,968	85	98,156	90
年度末職員数	81	114	79(5)	111	82(5)	115	78	110	73	103
人件費	38,635	46	42,992	51	52,346	62	61,653	74	72,021	86
年度末在籍車両数	30(1)	136	30(1)	136	28(1)	127	25(1)	114	21(1)	95
燃料費	9,020	154	7,429	127	7,964	136	7,683	131	7,174	122
他会計補助金	14,820	38	23,650(16,000)	61	27,500(17,000)	71	26,250	67	32,000	82
借入金残高最高額	3,600		5,900		4,000		0		0	
当年度純利益(△は損失)	1,793		2,237		2,491		4,070		6,869	

	46年度	%	47年度	%	48年度	%	49年度	%	50年度	%
総収益	110,451	100	130,465	118	126,505	115	91,136	83	150,648	136
総費用	109,646	100	128,009	117	152,587	139	182,230	166	198,051	181
年度末職員数	71	100	65	92	63	89	52	73	44	62
人件費	83,799	100	95,151	114	114,215	136	139,586	167	142,889	171
年度末在籍車両数	22	100	25	114	23	105	23	105	19	86
燃料費	5,865	100	7,242	123	7,740	132	11,658	199	10,981	187
他会計補助金	39,000	100	52,500	135	51,000		14,871	131	32,135	82
借入金残高最高額	0		0		3,000		89,000		191,732	
当年度純利益(△は損失)	805		2,456		△26,082		△91,094		△47,403	

	51年度	%	52年度	%	53年度	%	54年度	%	55年度	%
総収益	150,994	137	154,915	140	182,068	165	178,308	161	172,998	157
総費用	204,696	187	179,354	164	164,948	150	177,419	162	190,668	174
年度末職員数	45	63	36	51	30	42	30	42	29	41
人件費	140,609	168	121,647	145	114,056	136	122,300	146	129,394	154
年度末在籍車両数	19	86	16	73	16	73	16	73	16	73
燃料費	11,353	194	11,719	200	10,603	181	13,891	237	17,485	298
他会計補助金	30,572	78	41,459	106	50,198	129	57,605	148	46,984	120
借入金残高最高額	233,232		249,291		225,292		213,872		215,000	
当年度純利益(△は損失)	△53,702		△24,438		17,120		2,797		△17,670	

員数、人件費、年度末在籍車両数、燃料費、他会計補助金、一時借入金、当年度純利益について表にしてみると、別表のとおりになるがこの表によれば、

昭和三十六年、自動車事業の路線が確立し、路線定期バス、定期観光バス、貸切バスが順調に稼働するようになった。特に三十九年、四十年ごろ定期観光バスでは始発点において稼働台数が不足し、水族館で客を降車させると、客をそのまま置いて次の定期便の続行便としていた程度にフル運転していた時でさえも、経常収支は常に赤字を計上し、他会計補助金によりその補いがなされていたことがわかる。補助は交通事業会計（船舶事業）からによるものであったが、補助額は年と共に増加したため、四十二年度からは自動車事業に働く職員の一部の身分を船舶事業の職員とし、人件費を船舶事業で賄うことによって、表面的な補助金額を抑えるという手段まで講ぜられた。四十六年を過ぎる頃から各事業負担区分の明確化が叫ばれ始め、自動車事業においても、自動車自体で負担すべき経費は自動車事業で負担し、当然収入として計上されるべきものが、村（町）行政の都合により収入として計上されないような、例えば高校生乗車券の高率割引額等については負担金として一般会計から受け入れるというが如きものであった。従前において交通会計からの補助によって繕われていた計上収支の不均衡は明らかにされ、事業の合理化が行われ始めた。それまで予算は交通会計に頼って作り続けてきたために新しい予算が成立せず暫定予算が繰り返し提案され、合理化との兼ね合いから再度ならず深夜までの村議会が実施された。

昭和四十八年に計画立案された合理化計画では、財政再建の基本方針として次のように記されている。

「本町の自動車運送事業の経営は年と共に悪化してきた。加えて昨年の石油危機に端を発した経済事情の激変、諸物価等の高騰が重なる中にあって、本町の行財政は、交通事業会計が、他社フェリー就航の実現により、将来に重大な影響を与えるに至り、永年交通事業会計からの多額の繰り入れ補助を得て、事業運営を図ってきた自動車運送事業は、益々事業収支の不均衡は増大の傾向にあり、事業運営は憂慮すべき事態に至ったのである。

この危機を克服するために再建計画をたて、労使協調の下に、合理化を実施し、町民の付託に沿うべく最善の努力をもって推進せんとするものである。

本目的のためには執行部の全能力を集中し、地方公営企業の経営の基本原則である独立採算を建て前とした公

共性と企業性の両立する経営の正常化を図ることを目的とし、強力に経営の合理化を押し進め、支出の節減に努めると共に、極力収入の増加をはかり、計画的に財政の再建を推進しようとするものである。

一　財政再建の期間は昭和四十九年度から昭和五十三年度までの五年間とする。

二　現行のツーマンカーをすべてワンマンカーとし、それぞれ、人件費及び経費の節減を図る。

三　能率的、合理的な経営のもとにおける原価を保持し、かつ企業としての適正な資本報酬を含む料金にあらためるため、再建途次において料金体系及び適正料金の改訂を実施する。

四　現行の給与制度の手当を国家公務員及び他の公共団体等に準ずるよう改める。このほか、事務の簡素化、合理化を図り、高齢者等の勧奨退職を実施及びこれら後任の不補充を厳守する。

五　昭和四十八年度までの不良債務解消財源は昭和四十九年から昭和五十三年度の間に自由再建によって解消する。

六　付帯施設の事業規模の適正化を図り、併せて職員配置の適正化を図る。

七　再建計画で進めるワンマンカー購入資金については企業債及び他会計補助として受け入れるものとする。

八　以上の措置によって、なお消化できない場合は、国の再建団体の指定を受け、再建を図ると共に余剰人員については町長部局において吸収する。」

と記されている。

各項目に従って、合理化は実施に移されたが、計画どおりの推進はできなかった。中でも労働組合との交渉は妥結を見るのに困難を極めた。それまで自家工場を以って自動車の修理に当たっていたものを廃止したが、ツーマンカーをワンマンカーに変えること、手当の適正化を図るなどについては全く進展をみない状態で過ぎていった。この時期に、合理化推進を強く望んでいた議会と、労使交渉が順調に進められない執行部側との間に予算成立をめぐって再三にわたり議会が深夜に及んだ。

先ず自動車のワンマン化について述べると、四十八年八月三十一日に袴腰～赤水病院前間のワンマン化を申請した。同年十月十九日に車掌を乗せなくても良い系統として指定を受け、また五十一年一月二十一日には袴腰から東白浜までの四系統についての申請を行い、三月二十四日に指定を受けてはいるものの、ワンマン自動車が村

内を走るようになるのは、それから一年後の五十二年三月十二日からであった。赤水系統については直ちにワンマン系統にすることができたが白浜系統では度々ワンマンで走るには当然不備となるべき箇所が多く、申請書を提出するまでに二年半の歳月が必要であった。ワンマン指定を受けて直ちに交渉を始めたが組合からの要望も強く、直ちにワンマンに移すことも出来なかった。五十二年一月二十二日の協議会において組合側から出された要望は次の如きものであった。

一　道路の整備改善を行うこと。

イ　方崎のカーブに離合箇所を設置する。

ロ　小池～桜洲校間の県道の側溝を完備する。

ハ　中村水産前のカーブの所にミラーを設置。

ニ　武、森永ブロック上のカーブの所のミラー改善。

ホ　武、山野商店上のカーブの所のミラー改善。

ヘ　藤野、原石油スタンド手前カーブの検討

ト　農協（西道）前の駐車のあり方。

チ　桜峰幼稚園先、カーブの松の木伐採。

リ　桜峰幼稚園先、カーブのミラーの検討。

ヌ　松浦（西村三良さん宅）、海岸側の栫の木の枝の伐採。

ル　松浦、竹元スタンド手前ガードレール箇所の一部拡張。

二　実施に当たっては、有放及び部落放送、チラシ、看板等で住民に協力を求めること。

三　紙幣の両替の件。

四　児童、老人、郵便物輸送がスムーズに行えるよう配慮して欲しい。

一月二十七日の協議会に於いて、累積欠損金のことにふれ約二億円の欠損金をどう処理していくかが決まらない限り、組合員が努力しても意味ないではないか、という意見が出され、町長は「単独会計では方法がないので、企業経営全面的な考え方をもちたい」との答えが出された。その他にも数々の意見交換がなされ、遂にワンマンカー運行の了承が得られた。

一月二十八日の団体交渉において

一、二月一日から完全ワンマンの実施は無理であるので、二月十日ごろまで試行の形をとり、その間に車両の袴腰集結は検討する。その間は従前どおりとする。

二、老人、児童、郵便物等の輸送についてはツーマンカーを使用する。

三、回送、点検の外に出発準備時間十分を加える。

但し、ワンマンカーについてのみとする。
四、清掃はパートが行うが、パートも朝夕の便は車掌勤務とし、昼間を掃除の時間とする。又場合によっては乗務させることもある。
五、ワンマン手当の額の引き上げについては団体交渉で交渉を続ける。

という条件をふまえてワンマン運行の協定が成立し、昭和五十二年二月二十八日、自動車運送事業訓令第一号として、「ワンマンカー運転作業要領」が制定された。遂に三月十二日からは待望のワンマンバスが運行するに至ったが、今もなお（昭和五十七年十二月）白浜以遠のワンマン化は実施されていない。これは島内の道路が狭隘に過ぎ且つ、東桜島地区の人口が僅少のために道路拡幅工事が遅れて今日に至っているが、五十五年度ごろから拡幅工事が行われているので全線ワンマン化の日も近いことであろう。

このことを踏まえ、人員の推移を見ると昭和三十六年に四二人あったものが、四十三年には八五人にまでふくれ上がった。四十七年度には六五人に減少しているが、四十八年度までは各車両に運転手と車掌が一人ずつ着いていた。四十九年を経過して五十年度からは、車両を基準として運転手及び車掌が車を変わることに改めた。そのことによって車両の必要台数が減らされていった。

職員手当についても、従前は給料の一〇％を現業手当として支給していたが、現業では現業として手当を支給するものではなく、給料が別に決定されるべきである。この主旨にのっとって、本俸の五％を上乗せして本俸を決定しようとするものであった。最終段階の協議は五十一年の四月に行われた。その中で、一日四十八時間の労働時間を四十四時間にし、手当は必要なしとする組合側と、四十八時間にし、五％の手当を繰り入れた別立て給料にするという執行部側とが対立した。既に両方の意見は調整がとれず、町当局は四月一日から四十八時間制、五％の上乗せに踏み切ったが、その後にストライキが発生した。四・五年来組合活動が盛んであったので、住民は静かに対処したとは言え、この小さな町に起こった椿事に驚かされた。

料金改訂については、それまで住民の負担が重くなることを考慮して、議会側が値上げを認めず、他処の自動車会社に比べて大きく立ち遅れていたが、四十八年三月二十九日の運賃改訂を皮切りに、五十年四月三日、五十年六月十六日（観光バス）、五十一年十一月八日（溶岩

直線道路開通に伴うもの)、五十二年三月二十八日に料金の改定を行った。それでもなお、賃率一五円一〇銭は他会社の賃率に比し低いものであった。

昭和四十八年度までの不良債務は、大した額ではなかったが、それを解消するどころではなく、いよいよ膨らんで行った。それは補助金の額にも影響されていた。四十九年度の他会計補助金は、地方バス路線維持費補助金一一〇七万一〇〇〇円と交通会計から三八〇万円の補助があるだけで、その年の純欠損金は約九、二〇〇万円を上げるに至った。不良債務は膨れるかに見えたが、昭和五十三年度に過去の退職給与金を未払金として上げていた一三八六万二〇〇〇円を棚上げし、且つ三二五万八〇〇〇円の黒字を計上したので不良債務の一部が解消された。それでもなお交通会計からの補助七〇〇万円、一般会計補助金一、二〇〇万円が大きく影響していた。そして再び五十五年度赤字を招く結果となる。

そして今なお苦しい財政の中で合理化計画は続けられている。

三、桜島水族館

昭和二十年代の後半になり、人心が落ちついてくると、人々は心のゆとりを求めて、観光旅行を楽しむようになった。桜島でも水族館の建設が企画された。袴腰港近くの溶岩の中に、しかも海岸の近くに最適の場所があった。九州で最も新しい水族館として、門司にあった和布刈水族館を視察して、構想を整え、昭和三十年になって、建設の運びとなった。昭和三十一年九月十二日に開館した水族館は当時としては南九州で唯一の水族館であった。海の魚の生きている姿を見たことのない民衆にとって、実にユニークな企画であった。鹿児島県民だけでなく、鹿児島を訪れる客にとっても珍しい博物館として注目を集めた。開館当初の水族館は日曜日などは、客が列をなし、ホールは超満員の盛況であった。飼育されている魚族は鹿児島湾内に生息するものが大部分であったが、それでも、百種以上の魚を常に飼育展示していた。

このような盛況の中で昭和三十三年には、水族館前に広がる岩礁地帯の一部を堤で仕切り、釣堀りとした。釣堀にはマアジを入れて、一時間五〇円で釣り放題であったので客は堤防を埋め尽くすまでの盛況であった。

昭和三十七年五月に皇太子殿下、同妃殿下を迎えることになった。魚族の確保について、県の協力を得て奄美

大島から魚類を導入することになった。奄美大島古仁屋に行き魚類を生けどりにし、それを生かして置いて、県の水上警察の「せいかい」で運ぼうというのであったが「せいかい」には魚類を運ぶ装置はしてなかった。「せいかい」にタンクを積み、それに水を流しながら二十八時間を要して古仁屋から桜島までの長距離を運んだ。船上では船のポンプで汲み上げた海水をタンクに流しながら、魚の生命を保つことにしたが、船のポンプも常時使用するわけにゆかず、少時流水してはポンプを止めるという方法であった。船に同乗した水族館員も、また「せいかい」の乗組員までもが常に魚を観察し、魚が苦しみ始めるのを見てはポンプを動かし始めるという方法で不寝番を立てての運搬行であった。行啓の日には恙なく魚やその他桜島の特産動植物を見てもらうことが出来た。一階の魚族の外に、二階には常時展示されているものの外に桜島特産の植物をはじめ、新島の貝の化石、湾内産漁類のうち水槽内で生かせない深海魚、極く数の少ないものなどの標本を鹿児島大学水産学部から借りて展示したので、皇太子殿下も同妃殿下も大いに満足された。

昭和三十八年四月から六月までの水族館入場者の数は下表のとおりで、水族館を見学する人の数が多かったことがうかがわれる。

施設・業種	利用者数
グラス・ボート	四六〇
水中翼船	一一〇
水族館	一六、〇〇〇
宿舎	一、九〇〇
観光バス	一二、〇〇〇
船	二二〇、〇〇〇

表中に見られるグラスボート事業は昭和三十三年度から事業を始めた。現今ではグラスボートの名は一般的に使用されているが、それまでは沼津と三津浜を結ぶ連絡船がグラスボートになっていただけで、グラスボートとはどのようなものかさえ知られていなかった。沼津のそれにしても途中にある浅瀬の部分で底が見える程度であった。当時の桜島では溶岩に密生するウミトサカや珊瑚類、その中に群れる魚群など手にとるように見えるグラスボートは人気の的となった。しかし雨後には海が濁り、梅雨後など海の澄む日が無かった。またプランクトンが発生する時期にも透明度が落ちる日があった。一方荒天の日、冬期など船を出せない日があり、常時二人の人間を雇うに足るものではなかった。昭和三十九年十月一日から水族館の一事業として、水族館員の手でグラスボートを運行するようになったが、船員の兼務によって職員給与費が削減されたに止まり、水族館に事業を移したからといってグラスボート事業が成り

年度	一般入場者	団体入場者	観光バス入場者	入場者計	入館料
40	61,191	25,995	129,919	217,105	4,707,777
41	56,448	18,619	112,029	187,096	4,171,881
42	66,096	16,477	106,311	188,884	4,298,685
43	73,056	13,691	102,845	189,592	4,378,948
44	65,990	9,964	103,700	179,654	4,099,580

立たないことには変わりがなかった。水族館の職員としても他に仕事をしている時、たまに訪れる客のために直ちに船に乗る準備をするという不自由さから敬遠気味になり、やがて農協の所属に帰してしまう結果となった。しかし、このグラスボートがきっかけとなり、奄美大島の名瀬、古仁屋また佐多などにグラスボートが出現することになり、未だに南の海を見物させる結果となっている。

昭和三十年代の後半から四十年代にかけて、日本各地に雨後の竹の子のように水族館が出来たが、その中には回遊式の大型水槽を備えた水族館が数多くあった。昭和三十年代前半にできた水族館では次々に廃業の憂き目にあった。桜島水族館では観光バスを利用する客を入場させて事業を維持し続けてきたが、それでも全くの赤字経営であった。昭和四十年から四十四年までの統計を見ると、一般入場者の数は小康状態を保っていたものの、団体入場者、観光バスの入場者は減少し続けてきた。四十五年以後になるといよいよ入場者数は減少し、次第に水族館存続が話題にのぼり始め、昭和四十八年には廃業を決め、昭和四十九年三月三十一日をもって水族館事業は消滅に至ったのである。

四、国民宿舎・ユースホステル

国民宿舎の発足

昭和三十一年度から全国の自然公園、国民温泉保養地など自然環境にめぐまれた保養地に、地方公共団体が厚生年金保険、国民年金の積立て還元融資によって宿泊施設を作ることが許された。この施設は国民の誰もが健全なレクリエーションを楽しみつつ健康の増進をはかることを目的とした低廉で清潔な宿泊休養地である。

昭和三十六年になって、我が桜島でも急激に増加する観光客のために、国民宿舎を建設することにし、厚生省の融資が内定するのを待って建設にとりかかった。

国民宿舎の建設、経営には種々の条件が付せられた。

一、国民宿舎は、その建設を起債によって行い、その運営は収益を伴う公営企業的性格を有するので国民宿舎

設計基準により実施されることが望ましい。

国民宿舎設置基準

㈠　国民宿舎の計画に当たっては、設置地区の土地条件利用状況及び将来性等を考慮して設計するものとし、収容定員一人当たりの坪数は、おおむね四坪を標準とすること。

㈡　国民宿舎の構造は、木造、防火構造、コンクリートブロック造り、及び鉄筋コンクリート造りの四種類とする。

ただし、地区の実状に応じてこのうち二種類以上を組合わせることができる。

㈢　国民宿舎の収容定員は、次の基準によるものとする。

a　和室の場合は、原則として畳二畳につき定員一人として計算するものとし、二〇畳をもって最大収容室とする

ただし、二〇畳以上の畳敷和室で二〇畳以内に分割して宿泊を考える場合は、収容定員に数えることができる。

b　洋室及びバンクスタイルベッドの場合は、ベッド数による。

c　客室に続く次の間は、収容定員に含まれないものとする。

㈣　国民宿舎の設計に当たっては、あらかじめ次の諸点について考慮しなければならない。

a　計画上将来増築を予定されているものについては全体計画をたて建設年度を分けて計画的に設計すること。

b　施設の外観及び色彩については、自然風景との調和をはかること。

c　敷設内に於ける施設計画については、単に宿舎のみに限らず、庭園、駐車場、運動施設等周囲の造園計画を併せて考えること。

㈤　国民宿舎の内容は原則として次の標準による。

a　国民宿舎は、これを機能により、客室、パブリックスペース、サービススペースの三部門に分け、おおむね、四〇、四五、一五㌫の比率により設計すること。

b　パブリックスペースとは、玄関、ロビー、食堂、浴室、化粧室、娯楽室、便所、客用廊下、階段等利用者の共用部分とする。

c　サービススペースとは、厨房、事務室、従業員

室、諸機械室、売店、倉庫等管理及び利用者へのサービスに要する部分とする。

(六) 客室は次の条件を満たすものでなければならない。

a 客室は、畳敷和室、洋室及びバンクスタイルベッド室の三種類とするが、畳敷和室は全収容力の五〇㌫以上とすること。

b 畳敷和室は家族的利用を考慮し、六畳乃至十畳程度の部屋とする。

c 各室出入口には必ず施錠設備を設け、またバンクスタイルベッドは施錠できる戸棚またはこれに代る設備を設けること。

d 廊下境並びに各室境は、踏み込み及び壁仕切りとしてプライバシーを保たせること。

(七) パブリックスペースの各部は、次の条件をみたすものでなければならない。

a 食堂は、宿泊者の共同の使用に便利な位置とし、一人当たりの面積はおおむね〇・三〜〇・五坪を標準とすること。

b 浴室は、同時利用を考慮し、男女別とするとともにできるだけ広くとること。

c 便所は水洗式とし、男女別とすること。

d ロビーまたは談話室を設けること。

e 集会用広間を必要とする場合は、収容定員一人当たり〇・五坪程度の範囲内で設けてもよいが、その場合襖仕切り等により客室と兼用できるような考慮を払うこと。

(八) サービススペースの各部は、次の条件をみたすものでなければならない。

a 事務室は、主要出入口に近接した場所とし、フロントを設けること。

b 厨房は、食堂に隣接して設け、特に衛生的、防火的に設計すること。

c 従業員室は、管理上適当な場所を選定し、男女別とすること。

(九) 山の家その他特殊な形態をもつ地区の施設については、前各号によらないことができる。

二、国民宿舎の経営は、融資を受けた地方公共団体が直接経営しなければならないこと。

ただし、真にやむを得ない場合は、あらかじめ厚生省の承認を受けて営利を目的としない法人等に経営を委託することができるものであること。

三、国民宿舎の利用料

国民宿舎の利用料は国民宿舎利用料基準によること。

なお、その基準については、人件費その他諸物価の上昇等の事情を勘案して近い将来改定を予定しているものであること。

国民宿舎利用料基準

国民宿舎の利用料基準については、次の基準による。

㈠ 普通宿泊については、一人一泊二食付きで木造または防火構造の場合は五〇〇円、耐火構造の場合は六〇〇円を標準額とすること。

㈡ 休憩料は、一人一日一〇〇円以内とすること。

㈢ 食事料は、朝食一〇〇円、昼食一〇〇円、夕食二〇〇円を標準額とすること。

㈣ サービス料は、食事を客室でとった場合に限り、利用料（暖房料は除く）の一割以内で定めることができること。

㈤ 暖房料は実費とすること。

四、国民宿舎の管理

国民宿舎の管理については、国民宿舎管理基準による。

㈠ 国民宿舎においては風俗営業を行ってはならない。

㈡ 食事は、原則として食堂で行う。

㈢ 食事の材料費は、当該食事料の五〇パーセント以上でなければならない。

㈣ 利用者に対する接遇については、保健休養の目的が十分達せられるようにすると共に、特に他人の迷惑となるような利用者の行為については、厳に慎しませるようにする。

㈤ 職員は、利用者から直接チップその他これに類似するものを収受してはならない。

㈥ 利用料その他管理上必要な事項は、見易い場所に掲示する。

㈦ 施設周辺の清掃を行い、塵埃（じんあい）の処理その他環境衛生に注意し、常に清潔な宿舎となるよう管理する。

以上のような条件のもとに永園建築設計事務所に設計を依頼し、昭和三十六年十二月二十七日に桜島水族館の二階を使って入札が行われた。入札者八社のうち前田組が五、一五〇万円で落札した。翌年一月十七日に、八月三十一日完成予定をもって工事請負契約が締結され二月五日から着工されたが、県建築課の基礎検査の結果、設計変更を指示され、三月十五日に三八万円の変更契約を締結した。

また、内装について、給排水並びに冷暖房設備工事を一、

六六〇万円で昭和設備株式会社と、電気設備工事を五六〇万円で九州電気工事株式会社と、厨房器具を一〇六万円で富士輸送機工業株式会社と契約を締結し工事を進めた。

昭和三十七年十一月二十二日に竣工検査が行われ、十一月二十六日午前十時三十分から、村外三六四人、村内六二人を招待して落成の記念式典が挙行された。

この国民宿舎は「さくらじま荘」と名付けられたが、正面玄関の壁面は桜島の溶岩を使い、桜島としての特徴を表現し、大浴場には溶岩を積み上げ、一枚ガラスの向こうに桜岳とそれから広がる溶岩流が浴場の中にまで及んでいる感じを出し、屋内の石壁面に加治木石や沖永良部産の石灰石を使うなど、島内、県内特産のもがバランスよく使われた新感覚の宿舎として、昭和三十七年十一月二十七日営業を開始した。

建設工事

所在地　西桜島村横山鶴崎一七二二ノ一番地

構造規模　鉄筋コンクリート　四階建

建設面積　一一一〇平方メートル

床面積　二三二六平方メートル

一、規模

六畳部屋　九室　五四畳

八畳部屋　六室　四八畳

一〇畳部屋　一〇室　一〇〇畳

一四畳部屋　二室　二八畳

二〇畳　二室　四〇畳

三二畳　一室　三二畳

（二〇畳・三二畳　広間）

客室合計　三十室　三〇二畳　七七四平方メートル

食堂　一八二平方メートル

浴室便所　一二四平方メートル

廊下階段　六四六平方メートル

従業員室　一四三平方メートル

厨房配膳室　一四九平方メートル

倉庫　三〇八平方メートル

合計　二三二六平方メートル

工事期間

着工　昭和三十七年二月五日

完成　昭和三十七年十一月二十二日

営業開始　昭和三十七年十一月二十七日

宿泊利用定員　一五一人

建設費

建設工事費　五一五〇万円

附帯工事費　一三七万二〇〇〇円

冷暖房工事費　一六六〇万円
雑工事費　二七七万六〇〇〇円
設計費　二一五万円
備品費　九六七万八〇〇〇円
合計　九六四〇万六〇〇〇円

建設に要した費用とその資金の内訳は下の表のとおりであった。

発足時の職員構成は支配人以下三一人で次のようになっていた。

支配人　一　応接員　一五　事務員　四
汽缶士　二　調理士　二　用務員　一
炊事夫　五　その他　一

時代の要求によって出来た国民宿舎であり、低廉な宿泊施設ということもあって、昭和三十八年度から約十年間は利用者数も平均的に、且つ年間を通して安定しており、公営企業としての役割を果たしていた。しかし昭和四十七年を境にして利用者数は急激に減少し同年度の桜島南岳の爆発、降灰は一段と激しくなり四十八年、第一次石油ショックに見舞われると共に、湾内に南海郵船の垂水フェリーが就航した。四十八年度を限りにして水族館も廃業し、袴腰地域における観光施設は無くなり、袴腰が通過観光地と変わっていった。

建設費		建設資金	
区分	金額	区分	金額
建設費	円 51,500,000	厚生年金保険積立金	円
		借入金	―
附帯工事費	13,702,000	国民年金積立金	
		借入金	60,000,000
暖房工事費	16,600,000	一般会計繰入金	36,405,883
初度備品費	9,678,000	市中銀行等借入金	
土地買収費		補助金又は負担金	
引揚権取得費		寄附金	
造園工事費		その他	
雑工事費	2,775,883		
設計費	2,150,000		
計	96,405,883	計	96,405,883

四十八年度以後、宿泊者数も休憩会議の利用者数も年と共に減少し始め、昭和五十六年度では最も利用者の多かった年に比し、宿泊者では四一・五一％、休憩者数では七・九一％となってしまった。

発足当初からの営業収支の面からみると、単独企業としては好結果を生じていない。営業収益の中には一〇

昭和年度	利用者数		収益A		費用B		A－B	年度末職員数	備考（他会計補助）
	宿泊者	休憩	営業収益	その他収益	営業費用	その他費用			
			千円	千円	千円	千円			
38	21,229	61,533	34,965	298	24,949	12,417	△ 2,103	31	
39	22,522	88,299	43,077	1,380	46,122	4,314	△ 5,979	32	
40	22,223	83,086	45,095	1,448	43,316	4,107	△ 880	31	
41	22,047	72,495	46,995	1,776	44,327	3,541	903	28	
42	21,942	60,973	48,122	1,962	46,258	3,415	411	28	
43	25,382	74,531	50,355	1,583	48,565	3,281	92	26	750
44	24,853	77,992	54,711	281	50,435	3,138	1,419	28	
45	27,700	66,552	61,772	388	57,938	2,985	1,237	27	
46	25,880	57,194	67,033	450	62,905	2,822	1,756	27	
47	23,802	65,069	73,124	623	69,299	2,648	1,980	25	
48	23,892	54,056	77,917	725	75,531	2,463	648	21	
49	22,319	36,528	87,282	1,357	86,923	2,266	△ 550	20	
50	18,287	28,975	89,844	3,614	92,917	2,056	△ 1,515	20	2,800
51	16,177	33,369	87,688	3,542	94,762	1,831	△ 5,363	20	3,000
52	13,625	24,625	95,646	3,526	94,548	1,592	3,032	18	3,156
53	11,506	26,575	88,819	7,315	90,493	1,337	4,304	12	7,000
54	12,600	11,583	95,566	282	86,403	1,066	8,379	8	
55	12,611	10,448	91,016	2,240	85,596	776	6,884	6	
56	11,497	6,987	85,967	2,590	81,528	467	6,562	5	
57								2	食堂部委託

〇万ないし一五〇万円程度の会議室使用料が交通会計から支払われており、四十三年度には七五万円の他会計補助金を受けている。なお、次第に職員数を減じ、多忙時には臨時職員を雇って業務を遂行するようにしたが、それでも欠損金は大きく交通会計からの補助を受けなければならなくなった。五十六年度には職員五人としたが五十七年度から職員二人に減じて、食堂部は民間に託した。それと同時に「老人憩の家」を国民宿舎に譲り受け、改造して会議室にし、部屋の改造、内装を変えるなどして、会議場としての利用度を高めるようにした。

譲受した老人憩の家の会議室二〇二平方メートルを含め内部改造を行った結果、八畳間二室を減じ、一二畳間二室を増やした。内部工事の概要は次のとおりである。

工事期間
　着工　昭和五十六年十二月十四日
　完成　昭和五十七年三月二十五日
宿泊利用人員　一五三人（二人増）
改装工事費（憩の家譲渡費用を含む）
工事費　五一〇〇万円

設計費　七九万円
憩の家譲渡代金　一七四万二〇〇〇円
合計　五三五三万二〇〇〇円
改装工事費財源
企業債　五一七〇万円
自己資金　一八三万二〇〇〇円

さくらじまユースホステル

学生や生徒をはじめ、働いている若者達の生活にうるおいを与えるために、健全な旅行が効果的である。このような青少年の旅行に際して安心して泊まれる質素にして低廉な施設を与えるために昭和四十三年に鹿児島県が袴腰溶岩台地にユースホステルを建設した。

管理運営については桜島町に一任した。桜島町では、予算面の管理を行い、運営は霧島ユースホステルの古木俊夫氏に任せた。古木氏はペアレントとして、さくらじまユースホステルの運営に当たったが、実質は古木氏自身ではなく、古木氏の子息がサブペアレントとして、または補助員を使って運営に当たった。

人件費はペアレントの報酬にしても、ヘルパーの賃金にしても、村営の各施設の人件費に比し半額以下であった。その上に桜島という魅力も手伝って、若人達は国内から、または国外からの客をまじえ、にぎわいをみせた。昭和五十年代に入って桜島を訪ねる客が少なくなっても、ユースホステルの経営状態はおおむね良好で昭和五十六年度まで黒字の経営が続けられている。これは人件費の少額が大いに影響しているものである。

第二節　通　信

一、郵　便

原始時代に距離を隔てた通信は、木の幹に傷をつけたり、石を積み重ねたり、あるいは、なわの結びかたなどによって一定の意志を伝えることが行われたという。また、火や煙をあげて知らせる方法は、後世まで使用されたものである。

江戸時代における通信機関としては、飛脚が最も重要なものとなり、公用及び一般の書状を郵送した。飛脚業にも幕府の用をはたす継飛脚（江戸幕府と京都所司代や大阪城代等との連絡機関）、大名飛脚（諸大名が自領と江戸間の通信連絡のため特に設けたもの）、町飛脚（民間の通信機関）があった。町飛脚のうち最も著名なのが江戸、京都、大阪を結ぶ「三都飛脚」であった。

薩摩藩のころは、鹿児島を中心に諸郷との間に宿次（しゅくつぎ）

（宿場から宿場に文章を送ること）による書状送達の系統が定められていた。その系統は、重富筋、郡山筋、谷山筋、桜島筋、吉田薩摩筋、伊集院筋の六筋であった。各地には宿場があって書状、廻文の送達は百姓の夫役により、宿次夫や送人馬を仕立てる制度であった。

明治の時代となり、明治三年（一八七〇）時の駅逓権正であった前島密（ヒソカ）は、民部、大蔵両省会議に郵便創業に関する建議を提出した。名づけて「新式郵便」という。これまでの飛脚営業をあえて旧式として排する意味での「新式」であった。また、郵便というのも新しい名称である。

明治四年、東京大阪間に「郵便創業の布告」が太政官から発せられた。それによるとこれまで民間に依頼していた飛脚便は停滞がひどく、といって急便は賃銭が高くついて貧しいものには四方の安否や物の相場もつかみにくい。そこでその弊を改め、上下一般の急便が自由に通じるようにとの趣旨が述べられている。

明治五年（一八七二）太政官は「来ル七月ヨリ北海道、後志旦振両国以北ヲ除クノ外一般総テ其他ノ模様ニ寄毎日或ハ隔日或ハ毎月五六度宛往復ノ郵便相開右往還筋近傍ノ市村ヘモ夫々往復相成候」と布告した。こうして全国主要地への郵便路線が開かれるようになった。

鹿児島県においては七月鹿児島市大黒町、篠原次右衛門方に郵便事務所を設け、毎月六回ずつ郵便を往復することとした。ついで駅逓寮の役人が、県内の郵便開通事務にあたったが、明治七年（一八七四）一月県内主要の道路に沿い郵便開通のことが発表され、郵便は普及の緒についた。

各郷に郵便切手売下所がおかれ、郵税は封書二匁まで一銭、四匁まで二銭、六匁まで三銭で速達は、二銭の増税と定められた。明治三十二年（一八九九）封書三銭、ハガキ一銭五厘に改定されたが昭和十二年四月から封書二〇グラムごとに四銭、ハガキ二銭と三十五年ぶりの値上げをみた。

西桜島郵便局

西桜島村に郵便局が出来たのは、明治七年十二月、各地に郵便取扱所が設置されることになったので、当然置かれたものと思われるが確かな記録はなく、明治二十六年（一八九三）一月二十六日初代局長就任となっていることから、この時が開設された日だろうと推察される。当時、西桜島の郵便局は横山部落にあり、鹿児島郵便局との連絡は一日一回往復の和船にたよったが、荒天の日など欠便もしばしばであった。

明治三十一年（一八九八）九月八日の鹿児島新聞によると次のように記され、当時の郵便事情を知ることができる。

「三浦通信書記は、郵便航送船に乗り、桜島と垂水の郵便事情を視察した。書記官どのは、実際に自分が乗ってみると、郵便船が小さいのに心細くなったらしい。まず風波の際は『相当の船舶を臨時に雇入れ欠便なきよう努めるべし』と建言している。さらに桜島と大隅半島との交通に問題があると指摘している。当時はまだ瀬戸の海峡があり、桜島は完全な島だった。このため瀬戸に渡し場を設け対岸から舟を呼んだ。船頭さんは、原則として深夜労働はしない。が、急ぎの電報など運ぶ郵便逓送人だけは例外で、ホラ貝を腰にさげて歩き、これで渡守をたたき起こすことにしていた。ところが『往々不在かつ、熟睡等の為迅速応答せざることあり、ために逓送時間を徒費するのきらひあり。』という。書記官は『不都合なり』として村長と瀬戸の巡査駐在所に取り締まりを求め談合に及んだ。云々……。」とある。

武郵便局

大正三年一月十二日の噴火により、郵便局は溶岩の中に埋没したが、翌大正四年現在の郵便局が武に開設された。鹿児島郵便局との連絡は、毎日一便二人乗りの和船により、午前七時鹿児島港発八時二十分武着、八時五十分武発十時十分鹿児島港着という一応の定めにより行われた。取扱い事務は、郵便、為替（内国）、貯金業務であったが、大正五年（一九一六）十月一日から簡易保険業務を、同年十二月十六日から電信電話業務を始めた。当時は郵便の取扱い量も少なく、道路も整備されていなかったので自転車も使用できず、郵

現在の武郵便局

便物は徒歩で集配されていた。遠く黒神方面の配達は七時間も費し、そのうえ藤野付近は道らしい道もなく、海岸線に沿い砂浜を歩くなどして任務を遂行していたという。このような不便な姿が昭和十四年村営バスの開通まで続き、局員の苦労は並大抵ではなかった。時代の推移と共に文化も発達し、郵便の利用も漸次多くなり、大正四年の一日平均受四八、配一二三に比し昭和三十八年は受五〇〇、配七〇〇と年々その業務量も増加してきた。以上のほか西桜島郵便局の概要は次のとおりである。

(一) 所在地

桜島町　武四三〇番地

(二) 歴代局長

初代	木佐貫惇	自明治二十六年一月二十一日 至大正十一年五月
二代	園田　和	自大正十一年五月二十八日 至大正十三年十月三十日
三代	野口藤市	自大正十四年一月二十九日 至昭和三十七年六月三十日
四代	野口方士	自昭和三十七年七月一日 至現在

(三) 局　舎

旧県道上の従来の局舎が、昭和十年十二月十四日改築され、同所で約四十七年間業務を続けていたが、建物の老朽化と事務量も多くなり、人員も増えてきたので事務所がせまくなり、昭和五十七年十一月現在地に近代的な鉄筋二階建て局舎を新築した。

(四) 貯金受払状況

種別 / 年度	受入				払出			
	年間		1日平均		年間		1日平均	
	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
		百万円		千円		百万円		千円
昭49	19,645	995	65	3,318	4,667	898	16	2,996
50	18,734	1,101	62	3,671	5,041	961	17	3,206
51	19,232	770	64	2,364	4,892	626	16	2,086
52	20,273	718	67	2,396	4,716	554	16	1,848
53	20,978	788	70	2,636	4,861	624	16	2,090
54	19,485	1,076	66	3,599	5,908	894	20	2,992
55	19,707	1,741			7,776	1,555		
56	18,119	809	60	2,697	4,769	777	16	2,591

㈤　最近における郵便取扱件数（引受一日平均）

引受（一日平均）

年度＼種別	通常 普通	通常 速達	通常 書留	小包 普通	小包 書留
昭四九	五八八	一四	一〇	七	一
五〇	二二一	一六	二二	六	〇
五一	三五九	一一	一四	四	〇
五二	一九二	五	一〇	四	〇
五三	二一八	一〇	九	八	一
五四	二九六	七	一一	二	二
五五	二七九	一〇	七	五	〇
五六	二九八	一〇	一五	七	〇

配達（一日平均）

年度＼種別	通常 普通	通常 速達	通常 書留	小包 普通	小包 書留
昭四九	八七〇	一四	三五	一九	二
五〇	一、〇一四	一九	四八	一三	三
五一	九七二	一四	二八	一〇	一
五二	六八八	一四	二二	一九	二
五三	一、〇九一	一一	二七	二一	二
五四	一、一一五	一二	二九	一五	一
五五	一、六五一	一二	二八	二三	〇
五六	一、三七二			一五	一

二俣郵便局

昭和十四年までは、金融、通信事務を取扱う機関は武の郵便局だけで、ここから五キロも離れた北部地区（東西白浜、二俣、松浦部落）の住民はたいへん不便を感ずるようになった。そのため逓信省では同年十二月一日二俣に郵便取扱所を開設し、一年後昭和十五年十二月一日二俣郵便局（無集配特定郵便局）と改称された。

局舎は昭和十四年十月十五日二俣、二二一番地　釘田国彦氏宅の一部を改造し、約三十四年間利用していたが、その後、建物の老朽化等により、昭和四十八年九月二十日二俣一番地の現在地に新しい局舎が開設された。業務内容は郵便物の集配を除き西桜島郵便局と全く同一の事務を取扱っている。

二俣郵便局の歴代局長は次のとおりである。

初代　釘田国彦　自昭和十四年十二月一日　至昭和三十八年六月三十日
二代　野口豊志　自昭和三十八年六月三十日　至現在

二、電信・電話

大正元年（一九一二）十一月吉野――桜島間の海底に三・七キロメートルに及ぶ電信ケーブルが敷設された。このケーブルは同時に電話の用も供し、大正三年一月十二日噴火の前日部落民は郵便局前に集まり、警察、測候所からの情報を一晩中地震を気づかいながら待っていたとのことである。当時村にはただ一台しかない通信機関が噴火のため溶岩の中に埋没し、しばらくは郵便局のない日が続いたが、武に郵便局が開設された翌年大正五年十二月十六日電信、電話業務が再開された。しかし電話は永く郵便局にあるだけであった。

昭和五年八月十六日役場に架設され、その後産業組合、小学校など、公共機関に架設されたが、昭和十四年七月十五日現在では郵便局を除き次の六ヵ所で終戦までには、他に五ヵ所増設され計十一ヵ所であった。

一番　役場　二番　産業組合　三番　桜洲小　四番　診療所　五番　桜峰小　六番　川添甚逸（郵便集配所）

その後の普及は遅々として進まず、昭和三十年ごろまでは農家には誰も加入者がなかったようである。たまたま、昭和三十二年になって電々公社は政府の方針に基づき、農村では電話のない地域の不便を除き、村民に均等の通信施設の恩恵を受けさせようという趣旨の下に、農村公衆電話導入事業を開始した。西桜島村では西桜島郵便局の協力も得て、昭和三十二年十一月二十日村内に三個所の公衆電話を設置した。これによって、今まで無電話であった部落の恩恵は大きく、特に救急の際の連絡には何よりの救いであった。しかしその後も一般家庭への普及はながく進まなかったが、昭和四十七年三月十七日電話の自動化に伴い年々加入者数も急速に増加し、昭和五十三年には殆んどの家庭が公社電話をもつようになった。昭和五十七年現在の加入個数は一七四一ヵ所（世帯数一八九四戸）で、公衆電話は三七カ所設置されている。

有線放送電話

西桜島村農業協同組合では、組合員の要望に基づき、

有線放送電話事業を開始することを決定し、昭和四十四年九月村、村議会及び農協の代表者からなる「西桜島村農協有線放送電話推進協議会」を結成した。

当時、公社の電話加入戸数はきわめて少なく、組合員相互間の通信網は皆無に等しい状態であったので、農協が中心となり推進の結果、初年度において一、一四〇ヵ所（世帯数一、七五三）の加入があり、昭和四十五年八月から通話を開始した。この電話は、地域の緊急、災害時における情報の提供並びに役場、農協等の広報のほか、村内は勿論、鹿児島市及び県内特定の地域と通話のできるものでたいへん便利になり、まさに画期的事業であった。その後しばらく貴重な通信機関として大きな役割を果してきたが、昭和四十七年電々公社の地域集団電話の普及や自動化によって、漸次有放の取りはずしが増加するようになった。そのため農協の経営も苦しくなる一方で昭和五十五年七月一日をもって公社との接続交換業務を廃止、町内だけの通話方式に切り替え今日に至っている。

有放電話の年度別加入状況は次のとおりである。

部落＼年度	昭四五	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七
赤水		一〇五	九九	九七	九二	八四	七八	六八	六八	六一
小池		一七〇	一六〇	一三五	一一七	九六	八二	六七	七〇	六二
赤生原		七五	七三	六二	四七	四〇	三六	三一	三一	三二
武		一一四	一〇二	八四	七五	六七	六三	五二	五二	五二
藤野		一一五	一一六	一〇一	九四	八八	七九	七二	七五	七五
西道		一三五	一三一	一〇五	八五	八〇	八〇	七〇	七六	七二
松浦		八三	八三	七一	六六	六二	六〇	六二	六五	六五
二俣		七二	六九	六六	六三	六〇	五九	五五	五四	五三
西白浜		九四	九四	九三	七九	七〇	六八	六四	六一	六一
東白浜		一四一	一三八	一三六	一三〇	一二〇	一一七	一〇九	一一一	一一二
特回線		四一	四三	五三	五四	五六	五九	五九	五九	五九
計	一、一四〇	一、一四五	一、一〇六	一、〇〇三	九〇二	八二三	七八一	七〇九	七二二	七〇四

第三章　産　業

第一節　農　業

一、農業の概要

鹿児島のシンボルといわれるわが桜島は、昭和三十年十月突然大音響と共に大爆発を起こし、二十七年の歳月を経た今日、いまなお間断なく活動を続け、臨時火山情報は頻繁に流されている。このような長期的活火山活動は世界的にも類例を見ない。

気象台が発表している火山情報は「桜島の活動は続いており、今後も断続的に爆発する可能性がある。しかし溶岩の噴出を伴うような大規模の爆発はない」と報じている。

本島は全く宿命の島である。

本町において産業発展、とりわけ農業の発展上、見逃すことのできない自然条件として、桜島岳の噴火、爆発は前述のとおりである。

和銅元年（七〇八）およそ千二百年前、隅州向島湧出（向島は桜島の同名）以来三十数回噴火、爆発を繰り返し、本町の果樹産業振興上、最大の阻害要因で影響はおびただしいものがある。

まず、大正三年一月十二日の大噴火により、当時の耕地面積一、一二八町歩のうち、赤水、横山、小池の三部落で三四三町九反歩を溶岩で埋没し、この外の部落の耕地も殆んど降灰石に覆われた。（当時の農作物の被害等については別項で記述する。）

昭和二十一年四月に発生した大噴火、更に昭和三十年十月には大爆発と矢継早に容赦もなく起こり、またその間、昭和二十六年十月には台風銀座の文字通り、本県を襲撃したルース台風は本町の果樹、なかんづく収穫前の柑きつ類に大損害を与えた。

昭和四十七年以降は、爆発の回数、降灰石の量も倍増する一方である。

桜島岳は外観上簡単な円すい状であるが、中央部は急斜面をもって隆起し、海岸に下るに従い漸次緩斜面となって海に没している。その中央部は、北から南に並ぶ三つの岳に分かれ、北岳、中岳、南岳と呼称されいずれも海抜一、一〇〇㍍内外、それぞれに火口を有しているが、北岳は最も高くこの三つの円すい岳に加えて、数個の寄生火山と山腹から噴出した溶岩流とがこの火山の主

な構成である。

地質は山頂付近は主として黒色輝石安山岩といわれ、山麓は大部分が火山灰及び石灰石で、海岸線に近く第四紀縫層をわずかに見ることができる。

地形は前述のように、火山緩斜面の純畑作地帯であり、水田の一坪も存在しない点は、他地域と全く趣を異にしている。しかし、豪雨が一度見舞えば河川として土石流が氾濫し、その被害は極めて大きなものがある。少数の緩斜面を除いては急斜面地が多く、この点から土壌管理の面において浸食の防止、旱害対策等直ちに問題を生じてくる。

本町の土質は大別しておよそ三分して考えられる。

行政区域の南部（武部落の南部から赤生原、小池、赤水の三部落）中部（武部落の中部以東、藤野、西道の南部の一部）北部（西道、松浦、二俣、白浜の四部落）の土壌条件は若干異なるようである。即ち、南部は砂礫土、中部は黒色火山灰土系の砂礫土、北部は軽石混りの砂土で浅い。従って本町の土地生産力は極めて低い。

次に気象について述べると一般的に気候温和であり、夏季は海陸の風があるため、やや冷涼であるといってよい。気象条件が最も問題となるのは旱ばつである。当町の年間平均降水量は二、〇〇〇ミリメートル前後で、月平均一七〇ミリメートルであるが、八月中旬以降は月平均よりはるかに少なく、また降雨が片寄りがちで、八月以降に旱害を受け易い。

以上農業上の諸条件について記述してきたが、大正三年一月の大噴火後の農耕地の処理で、先輩、祖先の土地に対する愛着心は筆舌に尽し難いものがあって、あらゆる艱難、辛苦を克服、孜々営々として天地返しなどをやり、現在の土地、土壌が完成しているのである。

（しかし現在その土地が、土壌が無残にも崩壊寸前の危殆に頻している。それに伴い人口は昭和二十一年をピークに年々減少、流出しこれが対策に町は苦慮している。）

前述のように昭和四十七年以降の爆発による本町の産業、特に果樹・大根等の栽培に及ぼす影響は大で計り知れない。まさに激動する地域、環境にあるといえよう。

果樹農業の方向をどうすべきであるか。

農家は摸索の中で確固たる指針を見出せないまま、その日の生活に追われ、生産はおろか、ただ樹体維持に懸命の努力を傾注している。

現在、専業農家としての生計維持は極めて困難な状態である。作目の転換、被覆栽培、蔬菜、畜産等の組合わ

せによる複合経営を柱として第一種兼業、あるいは第二種兼業農家で樹立しなければ生計の維持は難しい。

農家は町内の公共土木事業に従事し、あるいは、市内の会社、個人経営の商店その他で働き明日の糧を求めている。必然的に農業所得は全く皆無にひとしく生産意欲の低下は著しいものがある。

鹿児島市に日雇いに通う農家は一、三〇〇人、それに島内雇用の三〇〇人を加えると、全戸一人が日雇い労働に従事し、昼間の在宅人口は老人、幼児等一割程度である。このため、ここ数年来祖先伝来の畑の荒廃はとみに増加の一途をたどり、特に後継者のない老夫婦による農家世帯では、上場地帯から漸次放棄され、これがために病虫害発生の原因となり、近隣の善良な管理園にも少なからぬ被害を与えている。

今年こそは、来年こそはとの一縷の望みも降灰により打ち砕かれ、三十代、四十代の農業従事者は郷里に見切りをつけ、新天地を求め町外に転出する者もいる。

農業の歴史的展望

本町は現在柑きつ類の生産を主体とした農業形態である。古く藩政時代は、水田がないため島津藩の貢租の対象として櫨が栽培されていた。櫨と並んで桑も藩の産業振興政策の一つと強力に奨励、養蚕は明治の末期まで行われ衣服の自給、或いは繭は販売して農家収入の一助となっていたがのち煙草、果樹類の栽培が盛んになるとともに自然に衰微していった。甘蔗も明治二十五年（一八九二）までは広く栽培され、大正三年噴火当時までも小池、横山、赤水の三部落を中心に栽培され黒糖製造が行われていた。噴火以後は甘蔗は専ら生食として少面積栽培され、また終戦後菓子類や砂糖不足の時期には栽培面積も増加したが、甘味料や菓子類の出回りがよくなるに従い漸次減反されてきた。（別項で詳記）

煙草も本町の特産物として徳川末期から、明治・大正初頭にかけては重要な換金作物であった。記録によると明治四十四年（一九一一）一四五町歩、大正元年一七四町歩の栽培面積となっている。大正の噴火以後、ビワ、柑きつ類の栽培が漸次盛んになるにつれて減少して来た。桜島大根の前作としてスイカは藤野、西道を中心として栽培され、夏季の農家の現金収入において重要な地位を占めていたのである。

桜島大根の来歴については確実な資料はないが、およそ三百八十年の歴史をもっている。（別項で詳記）

果実としては藩制時代から桜島ミカン、ビワ、スモモ

が栽培され沿革は古い。桜島ミカンは約四百年前から栽培されていたといわれている。安永噴火（一七八〇）の際枯死したミカン二万一、五〇〇本と記されており、また、作付面積一五三町歩と当時の藩主島津重豪が幕府に報告している。温州ミカンは、明治二十七～三十三年、当時の加納知事が、産業政策の一環として、本県風土に適する金九年母、夏柑、温州、ネーブルの順に奨励されたのが現在に至っているが、金九年母、ネーブルは皆無といってよい。またビワも古くから栽培されていたといわれ、一説ではおよそ二百五十年前ともいわれている。

唐ビワ、白ビワ、田中ビワ等の種類があり、田中ビワは明治四十年ごろ導入されている。現在最も多く栽培されている茂木ビワは最も新しく、大正八年ごろからの栽培である。またスモモの栽培も極めて古いもので、およそ三百年以前から栽培されていたように伝えられている。

農業の変遷

大正元年本町農業の概況をみれば、耕地面積一、一二八㌶、水利に恵まれないため水田はなく全部が畑である。そのため畑の利用は自給作物としての、陸稲、甘藷、粟、麦類、馬鈴薯、大豆等の普通作物が主体であったが、果樹、煙草、野菜、甘蔗等の生産も相当みられたことは注目される。

果樹類の面積は四〇五㌶で畑の面積の三五・九㌫とかなり高い。しかし当時の畑は普通作物の生産に重点をおき、果樹は畑の周辺に植え付けられたものが多かったといわれる。

果樹では桜島ミカンが、面積、生産額ともに最も多く生産額では全作物中の一位となっており樹齢百数十年の経歴をもっている。ビワは桜島ミカンについで多く、面積九六・六㌶、生産高三二五、六〇〇貫、三八、三五二円の生産をあげ桜島ミカン、スモモ等と共に桜島の三大果樹となっていた。

大正三年一月十二日の大噴火による噴出物は、溶岩が強烈な勢いで噴出し、土地を埋め降灰石有毒ガスは全島を覆った。

大根、果樹類の産地である横山、小池、赤水などの集落は溶岩の下に埋没し、総耕地面積一・一二八㌶のうち、三四二・九㌶に達した。その他の集落でも降灰石は、三寸～一尺（一〇～三三㌢）に及び、農作物の被害は莫大なものとなった。つまり、一年生の作物である麦類や野菜類は埋没して全滅し、果樹類も表のような大きな被害を受けた。

果樹の種類別では柑きつ類が最もひどく、とくに老木園（桜島ミカン）の多い園は被害は大きくこれによって栽培面積も著しく減少した。

これに対してビワは「枇杷ハ其葉面潤大ナルガ故ニ降灰石ノ機械的傷害ヲ受クルコト、柑橘類ニ比シテ遙カニ大ナリ、然レドモ微細ナル火山灰ノ化学的作用ニ対スル抵抗力ハ之ニ比シ稍強大ナリ、被害当時多ク開花中ナリシヲ以テ、少量ノ降灰ニモ花部ハ殆ンド害セラレザルハナク、主トシテ、メシベノ柱頭ヲ侵シ之レヲ黒変枯死セシム」（「桜島噴火と農業」第一輯より原文のまま）とあって、降灰石による機械的損傷は、葉が大きいために大きいが、火山灰の化学的作用は、柑きつ類より抵抗力が強かったことが報告されている。

これらの調査は同年三月の時点の状況であったので、その被害はさらに拡大したものと考えられる。その後、火山灰石で覆われた畑の天地返しを行って、再造成すると共に果樹類も新植による再出発が行われた。

大正3年桜島噴火による果樹被害調査（大正3年3月調査）

品種	被害前		損失本数				恢復方法別残存本数			
	本数	産額	埋没	枯死	計	損失率	残存本数	除灰	除灰せん定	除灰せん定率
	本	円	本	本	本	%	本	本	本	%
ビワ	38,263	12,977	12,490	4,814	17,304	45.2	20,959	6,894	14,065	67.0
桜島ミカン	30,827	16,435	15,138	6,594	21,732	70.5	9,095	1,092	8,003	88.0
その他柑橘	35,175	4,838	16,764	6,944	23,708	67.4	11,467	856	10,611	92.5
スモモ	48,088	16,221	7,096	9,712	16,808	34.9	31,280	9,685	21,595	69.0
ナシ	21,502	1,502	7,331	11,275	18,606	86.5	2,896	811	2,085	72.0
カキ	7,338	1,710	2,380	1,171	3,551	48.4	3,787	1,208	2,579	68.1
計	181,193	53,703	61,199	40,510	101,532	56.0	79,484	20,546	58,938	74.1

鹿児島県立農業試験場「桜島噴火と農業」第1輯より抜すい

太平洋戦争、戦中戦後の果樹

大正後期から増加し続けてきたビワ作であったが、太平洋戦争になる頃から、減少し始め、激化する昭和十九年には、ほぼこれまでの半数に縮小した。

この頃になると主要食糧確保のため、果樹類からイモ、麦畑への転換が強制されたからである。ビワは収穫期間が短く、このための労力の確保とまた、中央市場への輸送が困難になっていたため、他の果樹に先だって転換された。これに対してミカンは、貯蔵力、輸送力があることから、伐採されることが少なく、多くのものがそのまま後に残ることになった。これによって戦後、高価格で販売することができ、その後の増産への大きな契機となった。

戦後は残ったビワ園も管理不足によって、樹勢は衰弱し、またこれが原因となって「ガンシュ病」の発生が激しく、そのため温州ミカンに切替えられ、三十五年は八二㌶、四十八年は三一㌶と大きく後退した。この時期のビワ園には間作として温州ミカンが植え付けられていた。つまり、いつ「ガンシュ病」におかされ枯死するかわからないので、枯れた場合直ちにミカン園に転換できるということのためであった。

一方温州ミカンは食糧事情が緩和されてくると、イモ、麦を作付けしていた畑に植え付けられ、またビワの枯れた跡地、さらに、桜島ミカンが採取に労力がかかる等からこれにも替わって増加、昭和四十八年には四二五㌶と増加していった。

太平洋戦争後の桜島爆発は昭和二十一年にあってから終息していた。その後昭和三十年十月に大爆発があり、以後継続してきたが、恒常的に農作物に大きな被害を与えるという程ではなかった。

昭和四十七年十月、三十年の大爆発に次ぐ大きな爆発を起こし、その後火山活動が活発化して、以後今日に至るまで降灰石、悪性ガスによる被害は恒常化し、農作物は、降灰石は勿論、噴火ガスによる直接的な生育障害、降灰により土壌の通気性、樹体、果実の同化作用を悪くし、またＰＨの低下等による生理障害、それに伴う病害の発生等の間接的な被害があげられている。

降灰並びにガスによる被害は、季節によって異なる。つまり夏季は南風の吹く割合が多く、桜島町方角に飛来、この時期の作物は一般に被害が大きい。冬期は北風が多いので南方に飛び、本町域での被害は比較的少ない。

作物別には大正三年の大噴火の結果（別表）にみたように、柑きつ類に比べてビワが降灰石に対して強いといわれている。柑きつ類が着果から成熟するまでの時期に風向きの関係から灰の降ることが多く、直接果実に傷害を受けることになり、商品価値を失っているが、ビワは着果から成熟までの期間が降灰の少ない時期であること、さらに寒害防止のための木毛によって果実を保護し、後袋かけ等によって被害を最小限に止める対策が施されているからであろう。

昭和四十七年以降の柑きつ、ビワその他農作物に与えた被害率を示したのが別表であり、連続して大きな被害を被っていることがわかる。特にこの期間のなかで、被害率が五〇㌫以下であったのは、僅かに三ヵ年であり、被害率が恒常化していることがうなづける。このうち、ビワの被害があったのは四回で、しかも三回は一〇㌫以下に止まっており、柑きつその他の作物に比較して極めて被害の少ない作物であることがこれでもうかがえる。

そこで昭和四十八年度から樹種転換事業を起こした。これは被害を受け易い温州ミカンをビワに転換しようというもので、ビワの増殖に対して苗木購入の助成を行った。これによって四十八年、四十九年の両年で一〇㌃のビワの植栽が行われた。

この事業は昭和五十年以降は国の補助事業である防災営農事業のなかの「火山周辺地域における耐灰性作物導入事業」に組み替えられ、苗木、植栽に要する資材類、つまり、溶性燐肥、バーク堆肥等に対する助成が行われている。五十年以降五十七年まで、この事業の適用を受けたものは三九・一㌃でビワ面積の増加に大きな役割りを果たしている。

一方降灰石による直接的な被害を避けるため、果樹安定対策事業によって、ビニールの被覆栽培が取り上げられ、柑きつ類とビワが対象とされている。

柑きつの場合、屋根がけであるが、温州ミカンでは経済的に問題とされているが、桜島ミカンや、ポンカン、タンカン等は単価が高く採算がとれるということで、五十七年まで一三・三㌃が実施された。

ビワは、鹿児島県、農業改良普及所が実証圃を設置した結果によれば、十二月から七月上旬まで被覆することにより、新葉（春芽、夏芽）が健全に生育し、また古葉の落葉防止に効果がみられ、果実も傷果がなくなり、外観のきれいな果実が生産されること、全面被覆のため二週間ほど収穫期が早まり、それだけ単価を高く販売出来

るなどの効果をあげている。五十六年度、五十七年度の両年で六八ヘクタール実施しており、その効果は認めながらも、なお水源に乏しいことから灌水の問題や降灰石の堆積による日照不足、ビニール資材等の耐用年数等一般管理等に問題があることを指摘している。

二、明治時代の農産物

明治時代の商品作物の中、歴史的に主なものについて明治十四年青江秀が出版した「薩隅煙草録」に次のように記録されている。

「薩隅所々ノ名圃ヲ論ズ」の項中薩摩国大隅郷桜島長造煙草の名圃として藤野村（現在大字藤野）武村（現在大字武）を掲げており、また「三州ノ相場ヲ論ズ」中に「鹿児島県下ニ最モ多ク煙草ヲ培養スル一〇ヶ所ハ……」として明治一～十年間煙草相場を掲げているが、その産地として国分、出水、吉田、小根占、垂水、野田、高尾野、指宿、桜島があげられている所を見ても、この当時本町の煙草の栽培上の重要性を有していた事が推測される。

また新刊三国名勝図会、明治三十八年（一九〇五）の中で桜島町の物産として次のように記されている。

（以下原文のまま）

土石類　假山石　沖小島に出づ

布帛類　綿布　多く出づ、世に桜島綿布と号す。頗る上品とする。

器用類　蝋

飲食類　葛粉、煙草　以上の二品多く出ず。

五穀類　蕃薯、多く出ず。又粉に製して多く出だす。

藻品類　若布、当時の若布は其の品最上にして、海内に及ぶものなしと云へり

金銀花、陳皮、青皮、香肘子、枳殻、蜜、苦？以上の諸品多く出て、其品位も皆佳なり。

果実類　橘　橘の中に方言赤密柑と云へるものあり。当島の地橘に甚宜し、故に人民数千万株を植えて産業の助とす。

昔大府の士臣、山口直友、本藩に下りし時、是を食し、甚珍賞して名産とす。因て喜入攝津守忠政に告げ、邦君に勧めて、東照烈祖に献ぜしむ。因て永例となる。安永中桜島橘の後其献止む。島産の橘は其味甚甘美にして核少し、世に桜島橘と稱し之を珍賞せざるもの

なし、原野の間甚大木ありて枝幹四方に垂れ、地に着んとす。故に家柱を立て是を支え護す、本府の人、当産の種類を接き取て園庭に植える人多し、実に当島の名産なり。

乳柑、乳柑の中諸種あり。

橙　多く産し、其佳品なること橘と同じ、楊梅、梨、柿、枇杷、李、桃、胡頽子（とろくみ）、覆盆子以上の二品小児の食用となる。

凡此諸果実は島産甚多くして、皆本府等諸所に出たす。

蔬菜類

莱菔　当島の名産なり、其の大なるもの径り一尺なるあり、世に桜島莱菔と稱して是を愛玩す。天下に大莱菔多しと雖も未だ島産に及ぶものあることをきかず、島産の種子を取て是を他土に植ゆるに終に島産の如くならず、是をこの性莱菔に覚ければなり。莱菔は蔬菜の中最上の良品にして、人挙つて勝賞せるものなれば、天下に其の種類若干ありて、其品位亦一ならず、尾張莱菔の如きは其の名高けれ共、当産の莱菔に比すれば却つて其下風に転ずべし。大低蔬菜の類其の大なるものは、其の味或は劣り易い。然れ共島産の莱菔は甚巨大にして其味も亦甘美なり。且柔軟にして煮るにも熱し易し、醃物（つけもの）とし、或いは乾莱菔とするに皆其用に随い、宜きを得ざることなし、故に島産は尾張産等の及ぶ處に非ず、実に天下の名産と稱すべし。島産の如き其品位は却つて尾張産の上に出ずといへども其名声は、天下の人知らざる者多し、是偏土の故なり。

と述べており。当町が如何に古くから果樹、蔬菜等の産地であったかを知ることができる。

大正初期農産物

大正元年西桜島販売組合の手を経て移出せられた農産物を基礎として、生産額を公示したものは、次のとおりとなっている。（注）左記は「園芸の友」より原文ままで

一、普通作物の部

品名	栽培反別	収量	価格
陸稲	九四町二反	八八五石	一七、〇七〇円
大麦	二九六町六反	七、二六七石	五、二七二円
裸麦	七二町二反	一、〇六八石	一〇、一四六円
小麦	七五町六反	一、一四六石	一一、四六〇円

粟	一五三町三反	三、二一九石	二八、〇九七円
大豆	五一町二反	四〇九石	四、四九九円
ソバ	二町五反	五二石	六二六円
甘藷	一六二町五反	四八七、五〇〇メ	四八、七五〇円
馬鈴薯	五町二反	一二、五五〇メ	一、五五〇円
大根	一三二町一反	三三〇、五〇〇メ	
ゴボウ	一町五反	四五〇メ	九〇〇円
里芋	三九町八反	一四七、二〇〇メ	八、八三二円
甘蔗	三五町五反	三九、七六〇メ	二七、三三五円
蔬菜	一五町〇反	一九五、〇〇〇メ	一〇、五〇〇円
煙草	一七七町二反	四八、七六五メ	七七、三五一円
西瓜	二八町〇反		一四、二八〇円

二、果樹の部

品名	反別	本数	数量
ネーブル	一町五反	九二五本	四八〇メ
桜島密柑	一六七町五反	二五、一二五本	三〇一、五〇〇メ
温州	九町六反	六、七二八本	三、七〇五メ

価格 一、一一〇円

三、大正三年桜島噴火による農作物の被害と善後策

一月十二日の大噴火により溶岩が強烈な勢いで噴出して、土地を埋め、降灰石、有毒ガスは全島を覆った。

大正三年噴火後の善後策

(一) 農作物の処理

県庁における降灰の分析の結果は次のとおり

酸土ややつよく酸性反応があって、硫酸がやや多量、亜硝酸はなし、亜硫酸存在、青酸はなし、

上記の如く硫酸の存在することを発見したので、知事は十八日、被害地の部落に対して「作物の上に積れる降灰の取除き方を速やかに実施せられたし」との電報を発し、警察電話で各営業者に警告することを命じた。

農商務省から鴨下技師が派遣され被害調査と応急措置の発表をした。原文のまま

一、火山灰に蔽われた麦は一時も早く灰を取り除くべし。

一、火山灰を取り除いた後に薄い下肥を、麦の上より施すべし。但し大きく伸びた麦には根本に施すべし。

一、二・三寸伸びた麦には木灰又はわら灰を其の上より施し、それより大きく伸びたものは、その根本に施し、其後にて下肥を施せば尚可なり。

一、火山灰の一寸以下位積もりたる処にて、之を取りのぞくのに困難なときは、そのまま木灰又はわら灰をふりかけ、後下肥をほどこすべし。
一、肥料を施した後土を打ちて根本に寄せかくべし。
一、下肥のなきときは、其の代りに大豆粕、油粕、漁肥等を肥つぼに入れくさらして施すべし。
一、野菜、油菜の類は、下肥、わら灰を施し、土を返すべし。
一、豆類はなるべく根本に、木灰又はわら灰を施し、土を返すべし。
一、柑きつその他の果樹は、成るべく火山灰をふりおとし、後下肥に骨粉又は、過燐酸をまぜ根本より三尺乃至五尺離して周圍に深さ五、六寸の溝を掘りその中に施し後土をおおいおくべし。
一、煙草苗は極めてうすき人糞、又は油粕を水に入れくされたもの及び木灰をほどこすべし。
一、さとうきびはなるべく早く刈りとるべし。
一、れんげにはうすい下肥及びわら灰を施すべし。

以上

本県知事は鴨下技師の意見を参照し、一月二十三日告諭を発したが内容については不明である。

(二) 土壌の改良策

農商務省から農業試験場技師農学博士大工原銀太郎氏を派遣して桜島をはじめ、被害地を視察して左のような意見を発表した。(原文のまま)

一、今回の噴火は強酸性を帯び、且つ粘土質なるを以て、植物を害すること少なからず、従って土地の生産力を減ずること大なり。之を除去せんには木灰若しくは石灰を加用して甚酸性を中和せざるべからず。木灰は多量に之を得ること困難なるを以て石灰を使用するの便なるに如かず。
二、降灰を除去したる場合に於いても、すでに降灰中の酸性物質の幾部分は、土壌中に侵入せられ、且つ降灰の幾部分も亦土壌中に混和せられるべきを以て、之亦木灰若しくは石灰を用いて中和するのを必要ありとみなさざるべからず。
三、石灰の用量は降灰一寸内外の土地にして之を土壌中にすき込みたる場合においては、一反二〇貫乃至三〇貫を用うべし。二寸以上の場合に於いて之を除去したる時は同じく二〇貫乃至三〇貫之をすき込みたる場合は四〇貫乃至五〇貫施用すべし。石灰を施用して土壌の酸性を中和する外、可成多量の有機質肥料を施用するを要す。

四、農家戸数・人口・生産物等の推移

産業別就業人口の推移

産業別就業人口の推移を左記年次にかかわる関係を下表のとおり抜粋した。（鹿大農学部中野氏資料から）

産業別就業人口の推移

大正12,15年
昭和3.6.9.11.13年

年次＼業種	農業	水産業	工業	商業	公務員及自由業	その他有業	不評	計
大正12年	5,931	286	28	58	53	13		6,369
15〃	5,116	3	30	110	230			5,489
昭和3〃	5,949	11	26	89	216	交通業 9		6,300
6〃	5,079	314	76	136	209	交通業その他 202	3	6,019
9〃	5,252	296	84	100	254	同 190	28	6,204
11〃	5,109	348	109	122	218	同 287	29	6,222
13〃	5,150	288	68	130	178	同 273	97	6,184

上記表を見ると年次，業種の人口数において著しい変動が見られるが，原本では，これの理由についてはふれていない。

国勢調査に基づく産業別就業人口の動向

昭和三十五年以降、五年ごとに実施された本町の国勢調査に基づく産業別就業人口の動向を示せば次のとおりである。

産業別就業人口の動向　（資料／各国勢調査）

産業別＼年次・男女の別		昭和35年		40		45		50		55	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
第一次産業	農業	1,038	1.332	766	984	708	975	384	550	323	402
	林業，狩猟業	4	2	2	0	2	1	0	0	0	0
	漁業，水産養殖業	121	52	99	67	89	28	94	26	128	47
	計	1,163	1,386	867	1,050	799	1,004	478	576	451	449
第二次産業	鉱業	6	0	49	3	13	1	4	0	5	4
	建設業	162	111	172	122	123	28	256	133	244	83
	製造業	49	24	63	94	90	125	79	160	90	125
	計	217	135	284	219	226	154	339	293	339	212
第三次産業	卸売業，小売業	93	188	148	214	156	246	215	334	254	341
	金融，保険業	5	2	6	9	5	17	9	39	8	46
	不動産業	1	0	1	0	1	0	3	4	1	2
	運輸通信業	171	36	213	52	312	68	355	52	334	39
	電気，ガス，水道業	2	0	3	0	2	0	4	0	4	1
	サービス業	106	116	152	146	160	147	203	190	178	205
	公務	65	25	69	24	131	117	106	35	116	82
	その他	0	0	1	1	0	0	7	8	1	0
	計	443	367	593	446	767	595	902	662	396	716
合計		1,823	1,888	1,744	1,715	1,792	1,753	1,719	1,531	1,686	1,377

農業基本調査から見た各種調査

昭和二十八年二月一日現在調査による農業基本調査を次表のとおり分析した。

農業基本調査　　昭和28年2月1日現在

規模別		総数	専業農家	総数	兼業農家			
					第一種兼業		第二種兼業	
					農業主他産業従	農業主賃労働従	農業主農業従	賃労の主農業従
経営農用地面積広狭別	総数	1,209	760	449	76	187	82	104
	3反未満	357	122	235	26	92	52	65
	3反～5反	310	204	106	20	46	16	24
	5反～7反	267	192	75	21	37	7	10
	7反～1町	168	167	21	6	6	5	4
	1町～1.5町	74	64	10	3	4	2	1
	1.5町～2.0町	9	7	2	—	2	—	—
	2.0町～3.0町	3	3	—	—	—	—	—
	3.0町～5.0町	1	1	—	—	—	—	—

農家総数一二〇九戸に対し専業農家七六〇戸（六四パーセント）であり、兼業農家が四四九戸（三六パーセント）を占めてる。また専業、兼業農家の推移を見ると（これは必ずしも統一された内容をもつものでなく）統計上のつながりを直接求める事は困難。

年次別専業、兼業別農家数

戦前においては、専業農家が漸増の傾向を見せていたが、第二次大戦終了後はむしろ兼業農家の漸増傾向を見せている。

年次別専業・兼業別農家数

年次	専業農家	兼業農家	計
大正7年	594	334	928
大正11年	844	186	1,030
昭和22年	917	191	1,108
昭和25年	898	372	1,270
昭和28年	760	449	1,209

経営規模別農家数の推移

経営規模別農家戸数を見ると昭和二十八年二月一日調査において、三反未満が総数の二九・六パーセント　三反～五反が二五・八パーセント　五反～七反が二二・一パーセント七反～一町が一五・六パーセント一町－一・五町が六・一パーセント　一・五町～二町が〇・七パーセント　二町～三町が〇・一パーセント　三町～五町が〇・〇パーセントとなり、七反未満が七七パーセントを占めている。なお一戸当たり経営面積は約四反六畝である。

更にこの経営規模別農家の推移を見ると次の表のとおりである。

この推移を見て気付くことは、近時になるに従い上層の農家の一部を除き、一町～一・五町級、また五反未満

経営規模別農家数の推移

年次	3反未満	3反～5反	5反～1町	町 町 1.0～1.5	町 町 1.5～2.0	町 町 2.0～3.0	町 3.0以上
大正11年	412	432		64	10		
昭和8年	978			105			3
昭和22年	350	288	422	61	7		
昭和25年	416	319	443	80	8	4	
昭和28年	357	310	455	74	9	3	1

層の減少につれて五反～一町級農家の増加傾向が見られる。なお、最後に自小作農家の現況とその推移を見る。昭

自小作農家の現況と推移

年次	自作	自作兼小作	小作兼自作	小作	其の他	計
大正9年	688	287		121		1,096
大正11年	372	683		23		1,078
昭和11年	535	520		40		1,095
昭和22年	843	201	29	35		1,108
昭和25年	1,106	122	21	21		1,270
昭和28年	1,080	97	10	18	4	1,209

和二十八年二月一日調査によると、総数一、二〇九戸の内

自作農　一、〇八〇戸　小作農　一八戸
自作兼小作　九七戸　その他　四戸
小作兼自作　一〇戸

となっている。

耕地面積と農家戸数の推移

本町の耕地は、昭和四十年以前は、標高一五〇メートル地点程度を上限とし、普通温州、夏柑を主体とした柑きつ経営であったが、以後ミカン増殖ブームに乗り、上場地帯を中心に耕地の拡大が図られ、昭和四十七年には、本町における耕地面積はピーク時をむかえたが、昭和四十七年以降の連続降灰の被害により、農業収入は皆無の状態が続き、ここ数年米耕作面積は減少の一途をたどっており、従来の温州以外の晩柑、ビワへの転換、施設園芸、畜産への転換が進みつつある。

農家戸数については、一、一四八戸で四十五年の一、二一五戸に比較してやや減少している程度であるが、専業率は四十五年の二八パーセントに対し五十三年には五パーセント減少しており、労働力についても農外就業への流出により老齢、婦女子

化が進み、後継者問題を含め大きな課題となっている。

(一) 農家戸数の推移

区分	四五年	五〇年	五六年
専業	三三七	一六三	二八五
一種兼業	二九四	七六	一二八
二種兼業	五八四	九二三	六六七
計	一、二一五	一、一六二	一、〇八〇

(二) 品種別耕地面積の推移

品種	四五年	五〇年	五六年
早生温州	一三三・六ヘクタール	二〇二・四ヘクタール	一五三・二ヘクタール
普通温州	二二一・三	二二三・〇	一八九・三
普通夏柑	八六・三	六一・六	一一・六
甘夏柑			
小ミカン	三〇・六	三三・八	三八・一
ポンカン	二二・六	三三・九	三八・〇
タンカン	一七・五	五四・九	二七・七
その他柑橘			五一・五
ビワ	二八・四	三一・五	六六・七
果樹計	五四〇・三	六四一・一	五九二・三
桜島大根	三二・〇	二・五	三・四
葉ねぎ	三・〇	四・六	五・五

本村における果樹植栽本数の推移

（大正十年及び自昭和五年至十五年）

明治末期の大窪村長、横山農会長は、温州ミカンの本格的栽培の奨励のため、当時産地の和歌山、静岡に出張、桜島町の温州ミカンの栽培の推進力となりこれが基礎となって大正十年ごろからミカンに対する肥培管理の必要が農民にも認識された。茂木ビワは大正八年ごろから普及し始めたが、その頃（大正十二年）茂木を視察、篭による出荷を中心として、市場対策を視察して来たと久米氏は話していた。（明治末期ごろはミカンに施肥するものはなかった。但し、屋根葺換の際のムギ藁を敷き込んでいた。）

また、横山会長が噴霧器を石原技師（興津園芸試験場）講習会の後（明治四十一年ごろ）ボルドー液散布のため購入したのが本町最初であったのと比較するとこの頃から技術上の進歩といえる。

更に市場対策としては、園芸組合経営による桜島青果市場（別項参照）の設立を企画、大正十二年から大正十五年までを啓蒙並びに準備期間とし、大正十五年いよいよ村園芸組合経営の青果市場が開設された。

その後、昭和四年鹿児島市小川町の用地五五六坪を購

本村における果樹植栽本数の推移

大正十年
自昭和五年～昭和十五年

年度／品種	温州ミカン	雑柑類	夏ミカン	ネーブルオレンジ	ビワ	モモ	スモモ	ウメ	生柿	梨	ブドウ
大正十	二〇、六七五本										
昭和五	一五、二二〇	一五、五〇〇	一九、九三〇	三三〇	六五、一四六	三五〇	二二、四九〇	? 本	? 本	二七、五一四	? 本
六	三九、七三八	一五、五〇〇	二〇、一五〇	三四〇	六九、〇六二	四一〇	三八、八七六	一、三八六	九、四三五	一八、三〇八	一、二〇〇
七	三八、八三〇	一五、四五〇	二〇、二〇〇	三六四	六九、〇九五	四四〇	三八、二三五	一、三八六	七、一六六	一二、四〇二	九五三
八	三九、八八九	一五、二三〇	二二、五四八	三九三	七〇、〇一五	四六〇	二八、二九四	一、四三七	四、六五〇	八、六四二	四二一
九	五四、九一六	一二、四六三	一三、三一七	三九五	六七、八八五	四七〇	二四、四〇〇	一、四六九	四、〇四七	七、九六九	四〇四
十	六二、六二二	一二、四二三	一三、八一一	三五九	七五、四九一	四九〇	一六、八九二	一、三〇五	四、三一五	七、九二五	四二〇
十一	五五、八二〇	一〇、五七八	一四、五〇〇	三六五	八〇、一五七	四九〇	?	一、三八六	四、三八七	七、七七〇	四〇五
十二	五八、八三〇	八、〇四九	一四、九七五	三八一	八二、七三〇	四九八	一四、一一五	一、三八九	四、五六二	七、五六〇	三八三
十三	六二、五三〇	六、五九五	一五、八九七	三九五	八四、七七二	五〇〇	九、九六二	一、二五九	四、六九一	七、二四〇	三七一
十四	六三、一五五	六、五六〇	一六、二九九	三九五	八七、八六五	一、五〇〇	八、三〇〇	一、二九〇	四、七六三	六、六三五	三四九
十五	八三、五〇〇	五、一〇〇	一七、三五八	三九五	八八、六三〇	一、八九〇	七、三〇八	一、三五〇	四、七七〇	六、一二五	三〇五

果樹施設（屋根掛）昭和57年

品種名	面積（ha）	生産量（t）	生産額（千円）
ポンカン	1.5	30.0	7,500
タンカン	1.2	6.0	1,800
小ミカン	1.4	35.0	8,750
大ミカン	0.1	1.5	150
その他	0.1	1.0	200
計	4.3	73.5	18,400

入、事業の本格的運営に乗り出したが、昭和八年本町産業組合の経営に移管した（産業組合別項参照）その後、鹿児島市に中央市場法による中央卸売市場が開設されると、本市場は発展的に解消、中央卸売市場に「桜島部」として合併したのである。

このような販売方法、機関の発展と共に本町は果樹栽培は当局の奨励、農民の自覚と相俟って右表のような推移を見せたのである。

主要農産物の生産実績

本町における果樹、蔬菜で生産物の主なものを挙げると次表のとおりである。

主要農産物の生産実績（果樹）

種　別	年度	面積(ha)	生産量(t)	生産額(千円)	生産額対比(%)
早生温州	45	133.6	2,939	187,500	100.0
	50	202.4	695	45,197	24.1
	55	170.3	2,924	324,368	173.0
	57	146.0	1,074	96,660	51.6
普通温州	45	221.3	6,500	325,000	100.0
	50	223.0	1,549	64,572	19.9
	55	204.8	3,625	283,290	87.2
	57	186.6	858	42,900	13.2
普通夏柑	45	86.3	973	37,600	100.0
	50	61.6	23	897	2.4
	55	46.4	1,132	81,400	216.6
	57	10.8	76	3,040	8.1
甘夏柑	45	普通夏柑に含む			
	50				
	55				
	57	38.3	295	23,600	
ポンカン	45	22.6	670	53,600	100.0
	50	33.9	111	9,971	20.5
	55	29.2	186	40,565	214.5
	57	31.2	79	10,665	19.9
小ミカン	45	30.6	459	54,000	100.0
	50	33.8	74	11,054	20.5
	55	36.5	658	115,830	214.5
	57	40.5	316	63.200	117.0
タンカン	45	17.5	263	19.200	100.0
	50	54.9	156	11,842	61.7
	55	61.6	797	79,700	415.1
	57	18.0	59	11,210	58.3
大橘	45	タンカンに含む			
	50				
	55				
	57	60.0	21	1,680	
その他柑橘	45	タンカンに含む			
	50				
	55				
	57	48.5	335	33,500	
ビワ	45	28.4	100	14,400	100.0
	50	31.5	200	48,600	337.5
	55	62.5	60	26,820	186.3
	57	68.7	82	45,100	313.2
計	45	540.3	11,904	691,300	100.0
	50	641.1	2,808	192,133	27.8
	55	611.3	9,382	952,033	137.7
	57	599.6	3,195	331,555	48.0

主要農産物の生産実績　（蔬菜）

種　別	年度	面積(ha)	生産量(t)	生産額(千円)	生産対比(%)	栽培戸数
桜島大根	45	32.0	2,560	51,200	100.0	78
	50	2.5	200	4,000	7.8	17
	55	1.5	120	4,320	8.4	5
	57	3.0	240	8,640	16.9	15
葉ネギ	45	3.0	68.4	12,310	100.0	50
	50	4.6	104.0	18,720	152.1	74
	55	5.5	165.0	37,125	301.6	100
	57	6.5	217.6	149,051	1,210.8	120
トマト	45	3.0	105.0	8,400	100.0	20
	50	—	—	—	—	—
	55	1.0	40.0	7,760	92.4	12
	57	0.9	36.0	7,416	88.3	9
軟弱野菜	45	—	—	—	—	—
	50	0.03	0.9	169	100.0	1
	55	4.1	110.7	22,114	13,085.2	23
	57	6.8	256.5	79,290	46,917.2	28
計	45	38.0	2,733.4	71,910	100.0	148
	50	7.13	304.9	22,889	31.8	91
	55	13.6	450.7	75,069	104.4	178
	57	17.2	750.1	244,397	339.9	172

昭和五十年農業センサス

昭和五十年に実施本町農業センサスの結果は次のとおりである。

(一)　総農家戸数　一、一六二戸

1、専業農家　一六三戸

うち男子年齢人口がいない世帯　一一五戸

2、兼業農家　九九九戸

イ　第一種兼業農家　七六戸

(1)　世帯主、あとつぎ兼業　五戸

(2)　世帯主兼業　四一戸

(3)　あとつぎ兼業　五戸

(4)　その他の世帯員　一八戸

ロ　第二種兼業農家　九二三戸

(1)　世帯主、あとつぎ兼業　一三三戸

(2)　世帯主兼業　五九三戸

(3)　あとつぎ兼業　一〇六戸

(4)　その他の世帯主兼業　九一戸

3、第一種兼業農家

(1)　雇用兼業農家　六八戸

(イ)　恒常的勤労　一五戸

(ロ)　出かせぎ　一戸

(ハ)日雇、臨時雇　五二戸

(2)自営兼業農家　八戸

(イ)漁業　三戸

(ロ)その他　五戸

4、第二種兼業農家　九二三戸

(1)雇用兼業農家　七八五戸

(イ)恒常的勤労　五三三戸

(ロ)出かせぎ　五戸

(ハ)日雇、臨時雇　二四七戸

(2)自営兼業農家　一三八戸

(イ)漁業　三一戸

(ロ)その他　一〇七戸

(ハ)(イ)(ロ)のうち主に人を雇って営んでいるもの

その他　一六戸

(二)自、小作別農家数

総農家数　一、一六二戸

自作数　一、一五二戸

自小作数　九戸

小作　一戸

(三)農産物販売金額規模別農家数

総農家数　一、一六二戸

販売額なし　二三一戸

七万円未満　五一九戸

七万円～三〇万円未満　二八〇戸

三〇万円～七〇万円未満　九九戸

七〇万円～一〇〇万円未満　二〇戸

一〇〇万円～一五〇万円未満　三戸

一五〇万円～二〇〇万円未満　五戸

二〇〇万円～三〇〇万円未満　一戸

三〇〇万円～五〇〇万円未満　一戸

五〇〇万円～七〇〇万円未満　二戸

七〇〇万円～一千万円未満　二戸

(四)農産物販売収入部門別経営組織別農家数

農産物を販売した農家数　九三一戸

雑穀、豆類、芋類　六戸

野菜類　二二戸

果樹類　八五九戸

養豚　二戸

養鶏　一一戸

その他畜産　三一戸

(五)

前記四のうち単一経営　九二九戸

雑穀、豆類、芋類　六戸

野菜類　二二戸

果樹類　八五七戸

養豚　二戸

養鶏　一一戸

その他畜産　三一戸

(六)

経営耕地一〇ㄱきざみ農家数

総農家数　一、一六二戸

五〇ㄱ未満　五九八戸

五ㄱ～一ㄱ未満　五六戸

一〇ㄱ～二〇ㄱ未満　一三八戸

二〇ㄱ～三〇ㄱ未満　一四四戸

三〇ㄱ～四〇ㄱ未満　一二八戸

四〇ㄱ～五〇ㄱ未満　一三二戸

五〇ㄱ～一〇〇ㄱ（一ㄱ）　三六七戸

五〇ㄱ～六〇ㄱ未満　一〇四戸

六〇ㄱ～七〇ㄱ未満　九七戸

七〇ㄱ～八〇ㄱ未満　六三戸

八〇ㄱ～九〇ㄱ未満　五〇戸

九〇ㄱ～一〇〇ㄱ　五三戸

一ㄱ～一・五ㄱ　一二四戸

一ㄱ～一・一ㄱ未満　四四戸

一・一ㄱ～一・二ㄱ未満　三〇戸

一・二ㄱ～一・三ㄱ未満　三四戸

一・三ㄱ～一・四ㄱ未満　一四戸

一・四ㄱ～一・五ㄱ未満　二戸

一・五ㄱ～二・〇ㄱ　五一戸

一・五ㄱ～一・六ㄱ未満　二一戸

一・六ㄱ～一・七ㄱ未満　一五戸

一・七ㄱ～一・八ㄱ未満　七戸

一・八ㄱ～一・九ㄱ未満　三戸

一・九ㄱ～二・〇ㄱ未満　五戸

二・〇ㄱ～二・五ㄱ　一六戸

二・〇ㄱ～二・一ㄱ未満　五戸

二・一ㄱ～二・二ㄱ未満　三戸

二・二ㄱ～二・三ㄱ未満　四戸

二・三ㄱ～二・四ㄱ未満　一戸

二・四ㄱ～二・五ㄱ未満　三戸

二・五ヘクタール～三・〇ヘクタール　四戸
二・五ヘクタール～二・六ヘクタール未満　三戸
二・七ヘクタール～二・八ヘクタール未満　一戸
三・〇ヘクタール～四・〇ヘクタール　二戸

(七)

経営耕地面積規模別農家数

総農家数	一、一六二戸
〇・〇五ヘクタール～〇・一ヘクタール未満	五六戸
〇・一ヘクタール～〇・三ヘクタール未満	二八二戸
〇・三ヘクタール～〇・五ヘクタール未満	二六〇戸
〇・五ヘクタール～〇・七ヘクタール未満	二〇一戸
〇・七ヘクタール～一・〇ヘクタール未満	一六六戸
一・〇ヘクタール～一・五ヘクタール未満	一二四戸
一・五ヘクタール～二・〇ヘクタール未満	五一戸
二・〇ヘクタール～二・五ヘクタール未満	一六戸
二・五ヘクタール～三・〇ヘクタール未満	四戸
三・〇ヘクタール～五・〇ヘクタール未満	二戸

五、昭和三十年以降爆発による農作物被害額

桜島南岳の爆発による降灰の被害は、昭和三十年十月十三日以降今日まで間断なく、町内全地域農作物に甚大

農作物の被害　昭和30年～昭和56年

年度	被害数量（t）	被害額（千円）	被害率（%）	年度	被害数量（t）	被害額（千円）	被害率（%）
昭30		251,198		昭44		0	
31		97,311		45		3,436	
32		47,203		46		775	
33		62,406		47	13,602	467,997	32.8
34		72,693		48	8,724	498,357	78.6
35		67,547		49	11,413	628,515	93.2
36		161,809		50	9,334	521,234	78.4
37		0		51	10,655	661,922	81.2
38		7,434		52	2,657	200,800	17.8
39		77,113		53	12,740	1,021,136	88.7
40		42,915		54	10,560	979,995	78.1
41		5,682		55	3,562	298,174	29.1
42		230,635		56	5,949	484,590	54.3
43		23,448		計		6,914,327	

な損害を与えている。特に四十七年以降においては、爆発回数、降灰量も倍増し、従って災害もおびただしいものがある。これがため、第二種兼業農家が急増し、他産業へ収入の途を求めた。降灰も黒灰が主体だが、赤灰、白灰とか雨まじりのドロ灰により一段と被害の度合を高めている。また最近、火山ガスによる被害もあり、通常ガス道といわれる常襲地帯での作付けは不可能に近い状況にある。前頁の表は昭和三十年爆発以降昭和五十六年度までの農作物の被害に関し調査したものである。

桜島爆発による農作物被害率

昭和四十七年以降の南岳の爆発は熾烈を極め、連日間断なく爆発した。本町の基幹産業である果樹、桜島大根に対する被害は最も大きく、農家の生産意欲もおびただしく減退している。被害率は下の表のとおりである。

本表によると昭和五十二年次、昭和五十五年が比較的軽微で、最も被害率の高い年次は昭和四十九年、五十三年である。

六、果実類の販売概況

昭和二十九年鹿児島市小川町にある西桜島町農業協同組合構内に、集荷場を新設し、選果機一台を設置し、同

桜島爆発による農作物被害率　　自昭和47年至昭和56年（単位％）

品名＼年次	昭和47年	48	49	50	51	52	53	54	55	56
早生温州	24.8	84.6	96.0	84.3	86.1	28.5	93.0	84.0	23.7	47.8
普通温州	32.0	86.1	96.9	72.1	85.8	11.1	93.4	77.5	29.3	52.9
夏　柑	47.2	88.9	90.1	94.7	84.9	43.3	94.9	75.3	37.0	61.5
甘夏柑					84.3	8.4	91.1	75.9	39.5	55.2
ポンカン	35.3	85.7	81.9	72.7	84.1	9.4	93.0	77.3	39.8	75.1
小ミカン	50.9	79.7	80.0	75.7	86.6	12.0	86.1	78.4	29.4	68.8
雑　柑	25.8	83.8	79.7	73.0	87.0	8.6	87.2	79.7	35.1	63.8
ビ　ワ		5.8			6.9		31.5	8.5		
桜島大根	44.8	95.0			55.6					
其の他			スイカ 100.0					トマト 52.7		
計	32.8	78.6	93.2	78.4	81.2	17.8	88.7	78.1	29.1	54.3

年産温州ミカンから共同選果を開始して以来、沖縄を販路とする共販が行われたが、昭和三十年南岳の爆発以来連年降灰被害を被り、高度な商品化を必要とする今日、降灰被害による減収と商品価値の低下は共販推進上の一大要因となっている。特に昭和四十七年度以降農産物の被害は甚大である。

また共販が伸びない要因については、各年度ごとに付記したがその外、次のような事が考えられる。

1、立地条件がよく鹿児島市を対象とする販売が自由に出来る。

2、各生産農家が自家用車で県内消費地に移出している。

3、沖縄の需要量の多い九、十月には早生温州の出荷期であるが、早生温州は生産量が少なく、普通温州は着色不十分なため出荷ができない。

4、販売後期の二、三月には、貯蔵性がないため、共販が推進できない。

5、販売全盛期の十一月、十二月には、農家の出荷意欲は旺盛であるが、この時期には沖縄の需要は極度に減少する。

桜島町農業協同組合が取扱った農産物は次のとおりである。

昭和三十三年度

品名	数量	売上金額
温州	九八七、五六三・八キログラム	三七、四八二、五〇〇円
ポンカン	一五、二六五・〇キログラム	七七〇、一九六円
小ミカン	八、七五七・〇キログラム	四五三、二三七円
夏柑	六三、〇五二・〇キログラム	一、七〇一、九二二円
ビワ	二三、一〇四・〇カゴ	七、八五六、八七一円

※ビワは季節外れの寒波が禍いし、量、品質ともに悪く販売高は例年より半減した。

温州ミカンは、共同販売の優位性をよく認識され、出荷意欲も旺盛なものがあった。

昭和三十四年度

品名	数量	売上金額
温州	八二一、二四二・〇キログラム	三七、九六四、六〇〇円
ポンカン	五、二五七・〇キログラム	三三九、四二九円
小ミカン	五、〇八八・〇キログラム	三七三、三〇七円
夏柑	三二、一七〇・〇キログラム	七九一、八五八円
ビワ	四二、一九〇カゴ	一三、九一九、四〇九円

※ビワは台風による被害も受けず、豊作型であり、熟期が案外早かったため、容器不足を来した。ダンボール等を使用して県外出荷をした。

白浜出荷場に選果機一台を設備して、受入れ体制の強化をはかった。

昭和三十五年度

品名	数量	売上金額
温州	七五六、四七八キログラム	三四、〇六〇、九六九円
ポンカン	五〇五キログラム	四一、六〇一円
小ミカン	五、四八七キログラム	三七五、五〇四円
夏柑	一二四、六三六キログラム	三、一〇八、六八九円
ビワ	二七、三四三カゴ	一〇、一八九、五四八円
伊栗	二二八カゴ	六五、二六三円

※ビワは晩雪害のため、例を見ない減収であったが、計画の六〇パーセントを上回る成績であった。

今年はじめて伊栗の出荷があった。

昭和三十六年度

品名	数量	売上金額
温州	一八一、八八五キログラム	一二、一九六、六五三円
ポンカン	四五三キログラム	四四、五四二円
小ミカン	一、九七四キログラム	二一六、〇二八円
夏柑	二八、〇八九キログラム	九一九、五一二円
タン柑	一五四キログラム	一三、〇六六円
ビワ	三八、三四四カゴ	一三、〇五六、五九四円
伊栗	六九二カゴ	一七五、六〇〇円

※本年度のビワ販売は例年にない困難があった。その理由は次のとおりである。

1、熟期のおくれたこと

2、噴火降灰のため商品価値が落ちた。

3、バナナ、イチゴ等の安い値と競合した。

4、長崎物との競合があった。

温州は降灰の被害と長雨等による不作のため、平年作の三割余の減であった。

今年度はじめて「タン柑」の出荷があった。

昭和三十七年～三十九年は省略

昭和四十年度

品名	数量	売上金額
早生温州	四五一、二二八キログラム	三二、一二七、八四〇円
晩生温州	六七八、三九八キログラム	四三、七〇八、八九一円
小ミカン	一、二六五キログラム	一四七、九六〇円
夏柑	五六八、一〇一キログラム	一七、四五五、七七一円
ビワ	二〇、八九二キログラム	四、一九〇、四九三円

昭和四十一年～四十四年は省略

昭和四十五年度

品名	数量	売上金額
早生温州	八五三、〇〇〇キログラム	七〇、五一〇、〇〇〇円
晩生温州	三八一、〇〇〇キログラム	二七、二〇六、〇〇〇円
さつま甘柑	四二八、〇〇〇キログラム	三一、八五一、〇〇〇円
甘夏その他	一九〇、〇〇〇キログラム	七、二七三、〇〇〇円
ビワ	八三、〇〇〇キログラム	二〇、〇〇六、〇〇〇円

※早生温州は従来の青切ミカンのイメージチェンジをはかるため、サツマアーリーの呼称のもとに出荷し、値段もよかった。

昭和四十六年～四十九年は省略

昭和五十年度

品名	数量	売上金額
早生温州		二、一〇六、〇〇〇円
晩生温州		二、九九〇、〇〇〇円
ビワ		一一、五一六、〇〇〇円
モモ		三三三、〇〇〇円
その他		五一一、〇〇〇円

昭和五十年～五十三年は省略

昭和五十四年度

品名	数量	売上金額
早生温州	八〇〇キログラム	一一三、〇〇〇円
ミカンジュース（ポンカン）	五四一、〇〇〇キログラム	一三、七〇四、〇〇〇円
ビワ	一二、〇〇〇キログラム	七、七〇五、〇〇〇円
トマト	二五、〇〇〇キログラム	四、一一三、〇〇〇円
その他	一、八〇〇キログラム	二八〇、〇〇〇円
牛	九四頭	五三、八七七、〇〇〇円

※壊滅的な降灰被害で、早生、晩生ともジュース原料

昭和五十四年度農産物被害総額八億四七五〇万円と推定されている。

昭和五十五年度

品名	数量	売上金額
早生温州	三、三〇〇キログラム	三五八、〇〇〇円
ミカンジュース（ポンカン）	二八〇、〇〇〇キログラム	五、四〇七、〇〇〇円
ビワ	三、〇〇〇キログラム	二、九六八、〇〇〇円
トマト	二〇、四〇〇キログラム	二、八〇一、〇〇〇円
その他	一〇、九〇〇キログラム	一、四六三、〇〇〇円

（給食ミカン外）

※藤野以西に降灰被害がなく、八年ぶりに共販が出来た。西道以東及び赤水地区では、八年連続災厄に見舞われ、やはり全体としては、きびしい年であった。

昭和五十六年度

品名	数量	売上金額
早生温州	三、三〇〇キログラム	三五八、〇〇〇円
ミカンジュース	二八〇、〇〇〇キログラム	五、四〇七、〇〇〇円
ビワ	三、〇〇〇キログラム	二、九六八、〇〇〇円
その他	一〇、九〇〇キログラム	一、四六三、〇〇〇円
（給食ミカン・その他）		
トマト	二〇、四〇〇キログラム	二、八〇一、〇〇〇円

※ミカンの販売については、六月以降の降灰被害によって大部分が加工となり、ハウスミカンについてのみ販売となった。ビワは、二月五日からの異常寒波によって、殆んどの果実が被害を受け、販売数量も三屯となった。

昭和五十七年度

品名	数量	売上金額
早生温州	三三、〇〇〇キログラム	三、四三四、〇〇〇円
加工ミカン	三七五、〇〇〇キログラム	八、六二二、〇〇〇円
その他雑樹		一、七五九、〇〇〇円
ビワ	三〇、〇〇〇キログラム	一七、五七五、〇〇〇円
トマト	一二、〇〇〇キログラム	三、八六二、〇〇〇円
野菜		七六、二五三、〇〇〇円
牛	一八七頭	一〇四、五二六、〇〇〇円

七、桜島の農作物

桜島ミカン（小ミカン）の沿革

桜島ミカンは世界一大きい「桜島大根」とともに日本一小さくうまいミカンとして非常に珍重がられている。

この特産品のミカンがいつごろ桜島に導入されたかは定かでない。一説によれば約四百年前（文録年間）に島津義弘が征韓帰陣の際、持ち帰ったものであるとし、あるいは関ヶ原戦後紀州から持ち帰り、伊作から垂水、東桜島村瀬戸に伝わり、以後普及したものといわれ、古くから栽培されていることは今日樹齢百年以上経過したものと想像されるものがある。安永噴火の際、枯死したミカン、二万一五〇〇本と当時藩主島津重豪が幕府に報告している。また明治三十六年（一九一三）には当時の西桜島村横山農会長が作付け面積一五三町歩と報告しており、このミカンが農家の収入に重要な地位を占めていたことが推測される。

大正三年の噴火により、横山、小池、赤水が埋没し、

武、藤野、西道の生産地でも、戦時中、肥料不足、労力不足等のため、肥培管理等の不徹底の原因によりまた、爆発、台風等の災害によって枯死する老木が多くなり、昭和三十五年ごろは六十余町歩になっている。

昭和四十三年八月二十四日付け南日本新聞は桜島ミカン（小ミカン）について次のように報道している。（原文のまま）

連日のように噴煙をあげる桜島、そのふもとにへばりつくように散々する段々畑は、土質はやせ、これといった川もなく耕地条件は悪い。しかしこの島に住む人たちは、先祖代々引き継がれたたくましい農民魂と研究心を発揮して、温暖な気候をフルに生かした「カンキツの島」を育てあげた。栽培されている果樹は、桜島小ミカン、温州ミカン、ポンカン、夏ミカン、ビワ、ナシ、カキと多彩、島の人たちはリンゴ以外はほとんど手がける自信があると胸を張る。

中でも、有名な桜島ミカンは、それら島のくだもの元祖として、全国に知られてきた特産物。味がよく、愛媛や熊本、和歌山などの小ミカンとは、比較にならないほどミカン愛好家に親しまれてきたが、最近では経済性に合わないため栽培意欲の減退や、労力不足などが原因して、面積、収量とも減る一方、地元の心ある人たちは「このままではあと何十年かしたら天然記念物になるのでは」と懸念、今のうちに何とか手を打とうというムードが強まっている。

「中略」

このミカンは、袋が堅い欠点はあるが、味と珍しさは天下一品で一個の重量は二〇～三〇㌘、直径四㌢平均というトランジスタミカンだが

1隔年結果がひどい

2木が大きいため相当の労力がないと採集に手間どる

3老齢木が多いため枯れる率が高い

などの理由でその後、農家から敬遠され、木が枯れたあとには、温州ミカンを植栽する農家がふえてきた。

温州ミカンの沿革

柑きつの中心となっているものは温州ミカンである。温州ミカンは明治二十七年～三十三年当時の加納知事が在任中に産業振興政策が樹立され、本県風土に適する「金九年母」、夏ミカン、温州ミカン、ネーブル、この順に奨励方針がたてられ、これに呼応して明治三十三年県農会模範果樹園の設置、更に加納知事の後任、千頭知事はこの産業政策を踏襲し、県主催による講習・講演会の開催、技術指導

園の設置、明治四十三年専門技術員設置、同四十四年模範果樹園及び苗木購入補助規則の交付が実施された。

明治二十八年西桜島柑橘組合に対して、静岡、和歌山両県の視察派遣研究費の補助があり、村長大窪宗輔（武）前村長横山源左衛門（横山）後の農会長園田藻一（西道）山下熊太郎（藤野）の各氏が派遣された。

大窪宗輔、山下熊太郎氏は温州ミカン、園田藻一氏は温州、ネーブル、横山源左衛門氏は夏柑を栽培し、斯葉振興に貢献されたのである。山下熊太郎氏の温州ミカンは、当時のものが昭和三十五年の現在でもなお立派に結実している。

大正元年、垂水の高野氏を中心とした温州ミカンの栽培の成果に刺激され、栽培面積も増加した。

大正十年当時の村農会は、果樹園特定指導地を独自に設け、常に指導地は村農業技師を派遣し、剪定、施肥、病虫害駆除、その他管理について、指導を行ったため、栽培技術の向上に貢献した。村農会の指導奨励のよろしきを得るとともに農家の意識が高まり、この頃から急速に栽培面積が伸長し、同時に農会は愛知県に苗木育成を委託して、良苗の確保と普及を図ったのである。これが今日の果樹園である。

戦時中、食糧増産で本村果樹栽培の苦難の時代に遭遇したのであるが、当時の村長久米芳季氏の努力によって、殆んど伐採の憂き目にあわず存続し、戦後需要増加と高価格により、営々増殖と間伐移植により面積は急速に伸びたのである。

ミカン栽培と季節労働者

ミカンといえば桜島。桜島のミカンは「はしり」でも抜群の甘味を誇る。

十一月下旬からが一年中最も忙しい季節である。収穫を始めた普通温州と並行して十二月には小ミカン、通称「島ミカン」もとり入れなければならず、約一ヵ月間は猫の手も借りたいほどに多忙である。そこで昭和四十二年ごろからミカン採取の季節労務者を雇い始めた。

ミカンの長期貯蔵には適期収穫が第一で、短期間に採取しなければならないが、以前は近郊の数少ない労務者の奪い合いから労賃が高騰していた。

季節労務者は、遠距離の大口市、川辺郡笠沙町など県内十市町村から、約二百人、殆んどが住み込みで十一月二十日から、藤野、二俣、松浦部落等を中心に働いている。住み込みの場合、昭和四十五年で三食付き午前八時から午後五時までの労働時間で、男一〇〇〇円、女八〇

〇円、休憩は昼食を含めて七〇分、晩酌はカンビン一本が限度、という協定を聞くと堅苦しく思えるがそこはお互い農家同士、気心は知れている。雇用する方も、される側も「泊まりがけの加勢」といった感じで、多忙な中にも和気靄靄（あいあい）のムードが漂っていた。以前は雇用する農家が自家用車で、伊敷方面まで早朝迎えに行き作業が終わると自宅までミカン一かごを持たせて送っていた。

なお賃金の協定については、村、農協、生産者の三者で労働調整委員会をつくり、職安、農協を通じて「労働力」を確保した。

昭和四十五年十一月十九日は、村営の大型車三台などを現地に繰り出して労働者を迎えた。

労働者は殆んどが農家の主婦で、男は三十人程度、しかも子供は独立している比較的高齢の人が大部分だった。

昭和四十七年からは桜島岳の爆発が熾烈を極めミカンの生産量が減少して町外の労務者の必要がなくなった。

ミカン談義

毎年のこと、ミカンの収穫期をひかえると、誰もが「今年はどのくらいで売れるのかなあー」と、話題になってくる。昔はどのくらいの価格だったのか、米の価格と比較してみると

明治の初期以来、ミカン一貫匁（三・七五キログラム）米一升

物々交換も多かった。ミカン一貫匁は米一升と同価格。

明治の末期―大正初期　ミカン一貫匁―米一升

ミカン一貫匁が一四銭～一五銭

米は一升一五銭だったので同価格である。

昭和四十一年

ミカン一キログラム当たり八三円、それを一貫匁に換算すると、三一一円二五銭となる。ミカン手取り六〇円は一貫匁二二五円

米一石当たり（一五〇キログラム）一八、七〇〇円で一升一九五円となる。従ってミカン三一一円と、米一升一九五円で、米と比較すればミカンは高くなっている。

ミカン一キログラム当たり五五円の場合一升の価格となる。

米の価格はその後少しずつ上昇しているし、やはり米一升との価格はバランスが取れているようで、ミカン一キログラム当たり五五―六〇円の線が昔から取られて来たバランスであろう。

ビワ導入の沿革

本町のビワは、唐ビワ、白ビワ、鹿児島早生等が古

から栽培されていたので、大正の初期までに相当の大木が存在していた。

一説にはおよそ二百三十年前、姶良郡蒲生村から持って来たものであるといわれており、唐ビワ（音次郎さんビワともいい、上山矢之助氏が普及したものである）は品質もよく、最近まで各所に残っていたが昭和三十五年ごろは殆んど姿を消した。

鹿児島早生は、七次ビワともいい、岩元七次氏の実生によって得たもので、唐ビワより熟期が早く広く栽培されたものである。

田中ビワは、明治四十年（一九〇七）ごろ、田中利親氏によって苗木を横山部落に植え付けたものが始めてであるといわれている。

現在、最も多く栽培されている茂木ビワは、大正元年県農事試験場に植え付けられ、大正八年久米芳季元村長により栽培されたのが始めてだという事である。

品質優良で市場の好評を博し、唐ビワ等に代り普及し、大正十二年ごろ、農事小組合の代表者が長崎県茂木の生産地及び市場の出荷状況を視察、ビワ栽培の有利なことを目撃し、栽植が飛躍的に増加し、昭和十六年～十八年ごろは生産額はミカンに優り、二〇万篭が県外に出荷される状況であった。

太平洋戦勃発後から終戦後まで食糧増産による肥料配給減、労力不足のため、樹勢は衰弱し、ガン腫病多発のため枯死するものが多く、また、食糧増産のため原木が伐採され、ビワ園は減少し、温州ミカンに切り替えられ、昭和三十五年ごろは六〇町歩まで減反した。

（注）ビワガン腫病対策については別項掲載

ビワ栽培の現況

本県でのビワ栽培の始まりは桜島町であろうといわれ藩政時代から果樹栽培は盛んで、桜島小ミカン、スモモ、ビワなどが栽培されその歴史は古い。

南岳は昭和三十年以降間断なく活動を続けており、特に昭和四十七年以降の活動は益々熾烈を極め、農作物に与えた被害は三八億円にも達していると推測される。

しかし、ビワは他の農作物に比較して降灰に比較的強く、連続的な被害の中で耐灰性作物としてとりあげられ、その栽培熱も再燃し、従来の畦畔、混植栽培から脱皮し、園地化が進んでいる。

昭和五十年現在の耕地面積とビワ栽培面積を挙げると次のとおりである。

耕地面積　　柑きつ類　　ビワ　　その他
七四二・四ヘクタール　六〇九・六ヘクタール　三六・五ヘクタール　九六・一ヘクタール
次に農家戸数の動きを見ると次に揚げるとおり
昭和四十五年
専　業　　第一種兼業　　第二種兼業　　計
三三七　　二九四　　五八四　　一、二一五
昭和五十年
専　業　　第一種兼業　　第二種兼業　　計
一六三　　七六　　九二三　　一、一六二

前記数字で理解出来るように耕地面積のうち、柑きつ類が主体で、ビワは僅かに五ヘクタールの三六・五ヘクタール、しかも殆んどが柑きつとの混雑であり、管理が徹底しにくい園を形成している。農家戸数は一、一六二戸で、爆発による農作物の被害がひどく、兼業農家とくに第二種兼業農家が急増し、八六パーセントに至っている。このような現状から、ビワ栽培の問題として、次のような点があげられ、これらの解決に多くの努力が払われている。

一、一戸当たりの栽培面積が少ないこと、鹿児島市近郊であること等から共販率が少ない。

二、生産者組織が確立されておらず、生産技術において格差が大きい。

三、労力不足からくる有機物投入の不足と、降灰による土壌悪性のため、樹勢が衰え、病害虫が多発している。

四、現在の品種は殆んどが茂木ビワで、収穫労力が集中するなど、規模拡大が困難である。

以上述べたよう理由を総合して今後は、早生～中生～晩生の品種の組み合わせによる規模拡大と、さらに柑きつ、野菜、肉用牛などとの複合経営を目標に生産者組織の育成、充実と生産技術の向上を図っている。

一方、桜島の爆発による降灰で弱った樹は灰の除去と併せて有機物の投入。苦土石灰の施用、防除の徹底など、降灰対策事業の一環としても、積極的に樹勢の回復を図り、品質の向上と反収の引き上げ、共販率の向上など、ビワ産地として、産地拡大と、経営安定を図っている。

桜島のビワの歴史は古いが、今や古いなかにも新しい産地が形成されようとしている。ビワで生きようという息吹きが噴き出しつつある桜島のビワである。

スモモ栽培の起源と経歴

スモモの栽培は極めて古いもので、およそ三百二十年以前から栽培されていたように伝えられ、支那（中国）南部地方から苗木が入った形跡があるとされている。桜

島で栽培されていた万左衛門、西田よねもも、市成、藤野化等と種類が多かったが万左衛門の栽培面積が広かった。

万左衛門はおよそ百三十年前、西道に住む山口万左衛門氏の住宅前に偶然一本スモモに似たものが発生し、これが他種より着色も早く、肉質が固く輸送に耐えることから、近隣の人が穂木を譲り受け増殖したものである。系統は判明しないが、他の品種の実生の変化したものであろうと推定される。初め早モモとか、化モモといわれていたが、発生地の山口万左衛門氏の名を誰いうともなく呼ぶようになったものである。

西田モモは、藤野の西田ヨネマツ氏が約百四十五年前、嫁の生家の鹿児島市西田村の仏壇の二個の見事なスモモを見て、それを貰い受け、自家の庭先に播種して得たものであるといわれている。

藤野化は約百二十五年前、西道に住む園田直次郎氏の庭内に偶然発生し、果実は形状が他種と異なり、甘味強く品質も優れていたが、当時薩藩の櫨木の保護のため、周囲にある雑木を伐採したため、西道の上山源次郎氏がその枝を持ち帰り、巴丹杏（はたんきょう）に接木し増殖したものであるといわれている。

スモモは明治末から大正初めに鉱工業の発展につれ、北九州の炭坑地帯の需要が旺盛となり、商人の手によって移出したものであり、また遠くウラジオストクまで輸出することもあった。

ブドウ栽培の経歴

果樹栽培の推移中、最も注目すべきものはブドウで、明治十四年には植栽されていたことが推測される。桜島郷西道士族、上山惟休外十四人の名をもって、同年五月組合を作り、ブドウの植栽とブドウ酒醸造を企て、ブドウ苗一万本の注文、あっ旋（せん）方を県庁に出願したが、それはこれより先、来県した農務局御用掛、桂二郎より代価、その他手続きをきいて計画したものであって、県勧業課では、農務省農務局を通じてアメリカに一万本近くのブドウ苗を注文した。

ピーノーアール	二、〇〇〇本
ガメーノアール	二、〇〇〇本
ルーランデル	一、〇〇〇本
トラミネル	一、〇〇〇本
グリユリネ、ウエトリー	五〇〇本
バイセルリスリング	二、五〇〇本
シヤスラ	三五〇本
マラガア	二五〇本

同年十一月に桜島士族はそれを三、〇〇〇本に減じ、一方また鹿児島に在住の八本豊次から新たに三〇〇本の注文、あっ旋方を出願した。

その後、数次交渉の結果、種類は三種とし、苗木が高価のため、合計三、七〇〇本に変更、結局そのブドウ栽培と醸造事業計画は齟齬(そご)して実現は困難であったように推測される。農家の自家用としてまた現金収入の一助として庭先にブドウ棚を作り、栽培されていたが現在では殆んど見受けられない。

品種はむらさきブドウで一部は白ブドウもあった。

スイカ栽培の起源と経歴

三国名勝図会に、桜島特産物として名をみせているが、いつごろから栽培が始められたか不明である。明治末期、桜島の黒スイカとして鹿児島市で好評を得、夏季に店頭を賑わしたものである。スイカは桜島大根の前作として、主として藤野、西道を中心に栽培され、夏季の農家の現金収入の重要な地位を占めていたのである。

大きいものは直径一尺五寸（四九チセン）程もあり多く産出されていたが、昭和三十年代に入ると栽培する農家が減少した。またスイカとならんでウリもよく栽培されていた。

櫨の経歴

櫨の経歴は古く、今日でも畑の畦畔に根回り三メートル内外の木が散在している。

藩政時代には水田がないため、島津藩の貢租の対象として櫨が栽培されていた。赤水には、ろう蔵屋敷といわれる程倉庫が多く、大阪、福岡の商人が買い入れに来ていた。「新刊三国名勝図会」の中で桜島郷の産物として「器用類　蝋」とある。

櫨の木の所有者は一枝といえども自由に処分することが出来ず、もし枯死した場合はこれを届け出て、許可のあった時補植しなければならなかったのである。また櫨の収納日には櫨取扱役人が評量し収納し、採取中あるいは、事故で枝を損傷した時は、墨で塗り櫨見廻役人にわからないようにしたものであるといわれている。

安永噴火の折幕府に提出した報告の中に、一二九、〇〇〇本と記載されているのをみても、その産額が莫大なものであったことがわかる。

昭和三十年代初期まで農家が実を採取して叺または外米袋等に入れて売却していたが、化学製品の発達により櫨の実の需要が漸次減少し、中期ごろ以降は薪に伐採され殆んど立木も少なくなり、業者が所有者と見切り売買

契約で採取されていたが、昭和四十年代中期ごろから業者の来島する姿も見えなくなった。

また見逃すことの出来ない事実として、櫨は漬物大根（練馬大根）の架干のヤグラの代役をつとめ、枝から枝に主として唐竹の大きな物を渡して大根をかけていた。

甘蔗栽培の起源と経歴

明治二十五年までは比較的広く栽培され、大正三年噴火当時まで、小池、横山、赤水の三部落を主体に、各部落農家でも自家用程度は栽培されていた。

古書をひもとくと、藩政時代の桜島地頭所が試作したのが始まりで、本格的な栽培奨励は、鹿児島住人、相添孫太郎が、藩の許可を得て本町に甘蔗栽培並びに、製糖に力を注いだので栽培が盛んに行われた。牛馬に車を曳かし、冬の夜長にさとうきびの葉落とし、車回しに苦労した事が語り草として残っている。

製品は黒糖として売り出していたが、燃料と製糖税で全く利益はなかった。噴火以後は甘蔗は専ら生食として小面積栽培され、また終戦後の菓子類や、砂糖類の不足時期には若干栽培面積も増加したが、これ等は甘味料や菓子類の出回りが良好になるに従い、昭和三十年ごろには僅かに数反栽培されているにすぎない。

因みに毎年春の彼岸入り、中日に実施される御岳蔵王権現や、御岳龍王権現の参詣には、老若男女を問わず杖としてよく利用された。

また本町の甘蔗栽培の起源については、次のような記録も残されている。

「文政八年（一八二五）水早平五郎が、大島から蔗苗を移植したところ、生育がよく翌年これを数畝歩に増殖したが、製糖法の未熟と、機具不完全のため、好結果を得ず、藩に請うて大島の人を雇い研究し、頗（すこぶ）る良好の黒糖を得たので次第に糖業が普及した。

桐野太兵衛は、文政十一年、大島や肥後の天草から蔗苗を購入、桜島、垂水に植え、同年末黒糖九六斤半を製造した。その後好調で弘化元年（一八四四）には、桜島、垂水、新城、花岡で栽培戸数一四一四戸、産額も嘉永元年（一八四八）には八〇〇万斤に達した。

大島を除いては、藩中で生産は第一位であった。大島の黒糖と区別して本土のものは新製砂糖と呼ばれ薩藩の重要な特産物であったので奨励された。」

因みに嘉永元年調べの生産高を挙げると次のとおりで桜島も相当の生産農家、栽培面積が存在していたことが推測される。

砂糖生産高　嘉永元年調

垂水　四六二、五五四斤
種子島　二七六、四九九斤
桜島　二三四、二一九斤
新城　一〇三、四〇五斤
宝島　三四、〇七三斤
花岡　三一、九九〇斤
蒲生　一三、七〇三斤
牛根　五、五七八斤
屋久島　四、〇八〇斤

砂糖の値段　文政十三年比但島方より取引

交換品　砂糖　交換品　砂糖
百円紙一束　二五斤　数の子一升　一〇斤
大豆二斗八升　一五〇斤　焼酎瓶　一　二〇〇斤
びんつけ　一八斤　火継　一曲　一〇斤
ウルシ一匁　六斤　鰹節　一五斤
餅米二斗八升　一五〇斤　皮提道具　一　一八斤
摎鉢　六斤　絞　小綿一反　三八斤
縞晒一反　八〇斤　傘　一本　一八斤
酒一沸　二五斤　渋蛇の目一本　二〇斤
茶家（ちょか）一　五斤　茶上　一斤　二五斤
ソーメン　百目　二〇斤　茶下　一斤　二二斤
一寸釘一〇〇本　四斤　塩　一斤　三斤
雨合羽　一　二五斤　風呂敷一枚大　二八斤
米　二斗八升　一四八斤　風呂敷一枚中　一八斤
鉄地金　一本　二〇〇斤

砂糖の値段　安政六年

交換品　砂糖　交換品　砂糖
真米　三合　一斤（注）新米と推測される
国分煙草一斤　二五斤　粟　六合　一斤
小麦五合五勺　一斤　茶　一斤　一斤
大豆一斤　一斤

葉煙草作導入の起源と経過

明治十四年には、薩摩国大隅郡桜島長造煙草の名圃として、藤野村、武村の名があげられ、鹿児島県内で最も葉煙草を培養する十ヵ所に、国分、出水、清水、吉田、小根占、垂水、野田、高尾野、指宿、桜島とある。明治、大正の初期においては、換金作物・商品作物として農家所得の重要なウエイトを占めていたものと思われる。明治時代の耕作面積は記録がないが、明治四十四年（一九一一）一四五町歩、大正元年一七四町歩栽培面積となっている。

赤水には煙草収納場があって、製品はすべてトロッコで海岸まで運んだと言われている。また、袴腰（現在のターミナル建設場所）や桜洲小学校を借用して実施された。しかし大正の噴火後は、ビワその他果樹の栽培が漸次盛んになるに従い減少して来たが減少の理由に、葉煙草耕作は、相当な家庭労働力を必要とする事、更に文明、文化の発達、火災予防の面から麦藁家から瓦葺家に新築、改築されたことなどがあげられる。

昭和三十六年の最終年度には僅か五人で五二アール（五反二畝）まで減少した。

ここで乾燥作業についてふれると葉煙草を乾燥させる建物として、住宅か厩舎が利用された。昭和七年米国種が耕作されると、米国種葉煙草乾燥専用の共同建物が建築された。

従来の丸葉はすべて前述の個人住宅が利用されたが、明治、大正年代に建築された住宅は、木造平屋建てで三〇坪内外の規模の家で、しかも麦藁屋根の家が大半で棟が高く造ってあるのは、このような用途のために建築されたものと推測される。

朝早く家族総出で畠へ、適期の葉煙草を根本から伐採し、ムシロで梱包して自宅へ「カレコまたはカレイコ」で運び、根本を稲藁四、五本でしっかり括る。屋根裏には煙草吊り用の竹串が差し込んであり、また二段、三段がけの場合は丸太か、唐竹、猛宗竹を中間に丈夫に構築する。屋根裏に上がるのは男性の若手で、下から棒で差し上げる。二段、三段の場合は三人が必要だ。

この作業は主に日曜、夏休みの期間が多かった。作業が終わると早速海水浴に走った。汗、汚れ落としだ。二段、三段吊るすと屋内の歩行は勿論だが、タバコ虫（青虫）が落ちて来たり、糞を垂らして不潔だった。食事の時間は蚊帳を吊っていたこともあった。

煙草作りは一年がかりで手間がかかり、その難儀苦労は大変なものであった。それでも農家は煙草が唯一の換金作物であったので、作らねばならなかった。

昭和五年ごろから巻煙草の需要がのび、丸葉から米葉に替り丸葉作りは次第に不利になった。昭和七年専売局は在来種（丸葉）の煙草耕作から黄色種（米葉）の耕作に切替えるよう指導した。このため農家は乾燥室等新たな設備の必要に迫られて、煙草作りを断念する者もあらわれ、前述減反理由に拍車をかけた。

乾燥が終わると屋根裏から降ろして一枚一枚むしり取り、丁寧に延ばして束ね、奇麗に荷造りして専売所に納

葉煙草収納実績の歴史的変遷

年度	種類	耕作人員	耕作反別	量目	賠償金	一貫目当たり賠償金	一人当たり賠償金	一反歩（10a）当たり 量目	一反歩（10a）当たり 賠償金
			M		円	円	円		円
大正元年	丸葉	1,313	174.3	48,826	77,375	1,585	58.93	28.0	44.39
5	〃	577	31.74	12,786	18,628	1,457	32.28	40.3	58.67
10	〃	750	87.76	22,524	114,157	5,068	152.21	25.7	130.07
15	〃	710	93.30	33,729	163,364	4,843	230.09	36.2	175.09
昭和元									
5	〃	626	83.63	30,015	138,118	4,602	220.64	35.9	165.14
10	〃	330	39.48	15,650	49,825	8,490	150.98	39.6	126.17
	米国種	129	17.66	7,073	17,094	6,440	132.51	40.1	96.84
15	丸葉	88	10.09	4,007	21,393	5,340	243.10	39.7	211.95
	米国種	6	1.37	649	3,519	5,426	586.49	47.2	255.99
20	終戦時で不明								
25	丸葉	101	6.22	2,457	17,575	7,163	174.00	39.5	282.41
	米国種	8	89	406	2,463	6,075	307.84	45.4	275.07
30	丸葉	23	2.11	738	10,010	13,688	439.13	34.9	477.59
	米国種	3	49	218	3,080	14,138	1,026.67	44.3	627.39
36	丸葉	4	32	54	538	10,013	134.61	17.1	170.40
	米国種	1	21	49	458	9,263	457.75	24.0	222.21

めに行った。

葉煙草の収納実績は上の表のとおりである。

桜島大根の起源と栽培状況

桜島大根がいついかなる過程で栽培されて来たか、その来歴については、拠るべき確実な資料は見当たらないが、参考のために文献や今日まで諸先輩によって記録された古老の説を摘録すれば次のようである。

貝原馬信（益軒）が編集した「大和本草」宝永六年（一七〇九）に薩摩大根なる名称で次のような記録がある。すなわち薩摩大根は常の大根より大きく、葉は普通の大根と変わらないが、しん葉は直立し外葉が外側に垂れる性質は他の大根と異なり、よく肥培すれば根は甚だ太り地上に抽根しても寒さに傷まないこと。これに対し文化元年（一八〇四）に薩摩藩で翻刻された曾占春著、白尾国柱編の成形図説がある。同書によると桜島菅（ダイコン）の写生図が載っているが解説はない。

写生図に描かれた葉および根身の形態は、現在栽培されている晩生桜島大根と比較すると、かなり相違しているが、その名称はすでに今から百八十年ほど前から与えられていたことがわかる。成形図説の大根の部に「本藩にて大隅の桜島ほど根太莱菔繞（ゆたか）に産（いでく）るはなし、沖縄人に

此ものを示して漢土にても観や否やと問うに、彼地のは多く蕪根のごとくく適根の長きをば蔓―青蘿―蔔と呼候き。皇国のごと潔白長大なるのみならず、かかる美蔬の饒給なるは見聞侍らずと賞じける。」とある。この記述によれば当時すでに他の大根品種に比べ、かなり大型の大根が桜島で生産されていた事実を推測することができる。

成形図説の編者は註として次のようなことを述べている。「このような大根は桜島大根に限ったことでなく、大隅の国分地方に生産される大根もまた同様に大きいと」

大和本草記載の薩摩大根が桜島大根と同一品種であったかどうかは判然としないが、当時桜島および国分地方には相当大型の大根が栽培されていたことが推察できる。後にのべるように桜島大根が国分、隼人地方に栽培されていた国分大根から変化したという説も単なる巷間の推測でもないように思われる。

以上二つの古文書に現われた大根から、現在栽培されている早生桜島大根、さらに晩生桜島大根が出現したのではないかと想像されるが、その変異の過程を裏付ける資料を見出し得ない。

(1) 方領大根から変化したとの説

天和年間（一六八一～一六八三）すなわち三百年ほど前、鹿児島県西桜島村藤野部落の篤農家、藤山吉左衛門氏が愛知県から入手した方領大根を栽培中、一変種を発見して、その個体から採種を続ける間に一般に普及し、これを桜島大根と呼ぶようになった。これが現在の早生型でさらに孫、吉左衛門氏が早生型から晩生型を選抜したといい伝えられている。

(2) 浜大根から変化したとの説

故横山源左衛門氏によれば、鹿児島県東桜島村野尻部落（現在鹿児島市に編入）の海岸に自生していた浜大根を栽培中、早生型が出現して全島に栽培されるようになったが、その後さらに早生型から晩生型が選抜されたとのことである。

(3) 国分大根から変化したとの説

鹿児島県姶良郡隼人町で古くから栽培されていた国分大根（浜之市大根）を両桜島村で栽培中現在の桜島大根が選抜されたとのいい伝えがある。古来西桜島では毎年旧暦五月五日に隼人町の国分八幡（現在の鹿児島神宮）のお田植祭に全村民が挙って参拝し、神に農作物の豊饒を祈る行事があった。（別項）

その折、産土品の一つとして国分大根の種子が販売されているのを購入して帰る慣習があった。この国分

大根から桜島大根のような形質を具えた型が選抜された年代は定かでないが、前西桜島村長久米芳季氏の曽祖父、久米清左衛門氏（文政年間一八一八）は極めて農業に熱心な人で郷土発展のために大根の栽培および販売に努力した事実から考えると、百七十年ほど前にはすでに桜島大根が存在していたものと考えられる。

元鹿児島県庁農業改良課、佐藤専門技術員の調査によれば、国分大根の諸形質は宮重大根に酷似し、しかも青頸であるが、宮重大根に比しやや淡色であって、恐らく宮重大根の自家採種を繰り返している間に、若干形質上に変化が起こって国分大根と称せられるようになり、さらに桜島で栽培中に巨大な大根が選抜されたものであろうと述べている。

なお成形図説に「尾張の宮重に産は豊大くて味甚絶たり。毎歳に京師に輸るるに匹馬の背に二根を駄すとかや」と述べてあることから考えると、当時の宮重大根は現在の品種に比べ相当巨大な大根であったようである。この宮重系統の大根から早生型の桜島大根が選抜され、さらに晩生型に変異の方向が進んだと考えることもあえて不可能ではない。

しかし以上述べた大根の品種はいずれも桜島大根に比べて形態的にかなり相違があり、また、その中のいずれの品種かが桜島大根の原種であったとしても、その変異の過程にある中間型については、これに科学的根拠を与える文献も実験的資料もなく、古老のいい伝えは諸説紛々として定説がないのが現状である。

桜島大根の栽培状況

桜島栽培面積に関する統計は、大正三年一月の桜島の大噴火によって焼失し、以後の統計も終戦後の混乱によって殆んど散逸するか、また資料不備のために、昭和二十六年以前においての栽培面積の推移を正確に把握することは困難である。そこで明治年間から昭和初期までの栽培状況についてはその変遷の概略を述べ、昭和二十六年以後については役場集計の統計表を示して栽培の状況を示すことにする。

イ　明治年間から現代（昭和五十七年までにおける栽培状況）

畑地面積が極めて狭くしかも増反の余地が限定されている本町では、産業の根幹をなす果樹園芸の発展に伴い、果樹園面積の増加は必然的に他作物の栽培面積の減少を伴い、桜島大根の栽培面積も次第に減少の一路をたどっている。しかし明治年間においてはまだ果樹栽培も

発達せず、桜島大根の栽培面積も多く、大根栽培農家は小農家でも約一反歩（一〇ルアー）平均三反歩（三〇ルアー）ぐらいを耕作し、当時約二〇〇町歩（二〇〇〇ヘクタール）の栽培面積であったと推定されている。しかし昭和の初期ごろから次第に果樹栽培が盛んになり、果樹栽培の面積の増加が著しく、昭和十二年ごろには桜島大根の栽培面積は約五〇町歩（五〇ヘクタール）に減少している。さらに昭和二十五年までは約三〇町歩（三〇ヘクタール）前後になり、明治年間と比較すると約六分の一に減少した。

このように桜島大根の栽培が年とともに衰微して行く要因には、経営的にさらに有利な果樹栽培が勃興したことにあるが、他面、普通大根栽培に比較して桜島大根の栽培が技術的にかなり熟練を要すること、その需要が一般的でないこと、およびその巨大性のために価格に比して輸送費がかさむことなどが考えられる。

昭和三十年ごろの栽培は主として技術的に熟練した農家によってのみ維持され、しかも生産地が真の適地に限定される傾向が顕著であるため、将来において栽培面積の確保は現在より一般および加工面の需要が増加し、生産費の節減がされない限り困難であり、今後とも漸減の傾向は続くものと思われる。特に昭和三十年爆発以後は終息しない降灰のため被覆栽培等による等、生産コストの増加は必至である。

昭和二十六年以降の栽培状況

前述したように昭和二十六年以前の栽培状況は統計によって知ることは困難であるが、以後は栽培面積の推移を数字によって示せば次のとおりである。

年次	桜島大根	練馬大根
昭和二十六年	三〇〇反	五〇〇反
二十七年	二五五反	四五五反
二十八年	二五〇反	四五〇反
二十九年	二〇〇反	四五〇反
三十年	二〇〇反	四五〇反
三十一年	二〇〇反	四五〇反

1、桜島大根の主産地は、白浜、二俣、松浦部落で、全村栽培面積の約八〇パーセントを占める。

2、桜島大根栽培面積中、約二〇パーセントは早生型、八〇パーセントは晩生型である。

3、練馬大根の主産地は、武、赤生原、小池部落で、全村栽培面積の、約九五パーセントを占める。

土壌は土層が深くやや粘土質である。

八、農　政

(一)　赤水早熟蔬菜栽培の起源

赤水部落は大正三年の噴火前は三百有余戸を有する大部落であったが、噴火により、宅地及び耕地の殆んど大部を溶岩に埋められ、部落は鹿児島市及び遠くは種子島に移住したが、なかでも種子島に移住した者は、生活方法その他の事情の全く異なる境遇に満足することが出来ず、三々五々相携えて帰郷し、悲壮な決心と、確固たる努力のもとに、砂礫地で植林地として目せられていた通称川原の土地開墾に着手した。一反歩（一〇㌃）の開墾に要する労力は、三〇〇人を要するといわれる難工事もいとわず、刻々として開き営々として整地し、土一升に汗一升の価値を有する耕地が出現した。しかし耕地面積一戸たり二反五畝歩（二二五㌃）を有するに過ぎず、普通の農耕では生活を支える事が出来ないため半漁業に従事し、また煙草耕作上優良葉産地としての土質を有する事により、煙草と漁業が赤水部落の生命の鍵を握っていた。

近年発動機船の発達に伴い、遠征漁業家に漁獲を奪われ、漁業は益々不振に陥り、煙草耕作に全力を傾注し、生活の資源を求める矢先、大正十五年、昭和二年、三年と連続的に台風の惨害を被り、殆んど肥料代さえ償えない状態に瀕したので、部落民は意気消沈、移住をとなえる者さえ現れた。そこで村農会当局はこれが対策に腐心したが、幸いに砂礫土壌と気候温暖にして、しかも、海岸に近接しているため、蔬菜の早作りに着眼、さきに大正十三年村農会はこれが奨励に努め、半促成をもってカボチャ栽培を試み、古障子二〇枚を中郡宇村より購入、六人に分配し、事業の推進に努めたのを手初めに、連年その気運の醸成に努めた。

村農会は補助政策により天然の利用を勧奨しつつあったが、部落民の意向も蔬菜早作栽培に熱中し、ことに当時の小組合長原田新兵衛氏は犠牲的に努力され、県、郡農会及び村の技術員の指導宜敷を得たので、その成績は優秀であった。煙草作りの絶滅とは裏腹に、部落民の決心を堅固なものにして、売上げ産額一万円の目標を三カ年計画で進んで来たが、果たして予定に反せず、昭和五年度は蔬菜早作り売上げ金額一万一七三円を獲得した。

経　過

大正十三年一月村農会の奨励により、当時の小組合長、原田新兵衛氏外五人カボチャ栽培者を選定し古障子二〇枚を中郡宇村、郡元から購入、それを六人に分配二

月上旬にカボチャ種子播下した。

栽培者　原田新兵衛　丸山萬蔵　濱田萬四　福島常吉
　　中島末吉　原田平右衛門

栽培の種類　　反　別　　売上金額
　カボチャ　　二反歩（二〇アール）　　一六〇円

大正十四年度　　栽培者一〇人

栽培の種類　　反　別　　売上金額
　カボチャ　　一町歩（一ヘクタール）　　九〇〇円
　トマト　　一畝歩（一アール）　　二〇円
　キュウリ　　二畝歩（二アール）　　二八円

大正十五年度　　栽培者二二人

栽培の種類　　反　別　　売上金額
　カボチャ　一八二畝歩（一八二アール）　　一、七二九円
　トマト　　五畝歩（五アール）　　八五円
　キュウリ　　三畝歩（三町）　　四二円

昭和二年三月三十一日原田新兵衛氏小組合長を辞任、同年四月一日福島常吉氏が小組合長に任命された。

昭和二年度　　栽培者三四人

栽培の種類　　反　別　　売上金額
　カボチャ　二二三畝歩（二二三アール）　　二、四五三円
　トマト　　八畝歩（八アール）　　一九二円
　キュウリ　　三畝歩（三アール）　　四八円

同年三月下旬、村農会技術員及び原田新兵衛、福島常吉、横村重雄の各氏が宮崎市付近のカボチャ、キュウリ、ナス、トマト等の苗床及び速成栽培状況を視察した。

昭和三年度から鹿児島郡農会で、千葉県産黒皮カボチャ種子の購入、あっ旋によって品種の統一を図った。

昭和三年度　　栽培者四六人

栽培の種類　　反　別　　売上金額
　カボチャ　二六四畝歩（二六四アール）　　四、四四六円
　トマト　　一四畝歩（一四アール）　　四〇六円
　キュウリ　　四畝歩（四アール）　　五二円

カボチャ速成栽培を横村市太郎、大保藤吉氏の二人で実施させたが、栽培の結果成績は良好であった。

同年三月上旬、当部落青年団員二六人を、村農会技術員が引率、鹿児島市付近及び鹿児島高等農林学校（現鹿大農学部）県立農事試験場唐湊園芸部等の、早熟蔬菜栽培状況の視察をした。また同年十一月下旬、村農会技術員と共に、原田新兵衛、福島常吉氏は宮崎市付近のカボチャ、キュウリの速成栽培状況を視察した。

昭和四年度　栽培者五七人

栽培の種類	反別	売上金額
カボチャ	六五〇畝歩（六五〇ルー）	七、八一四円
トマト	二三畝歩（二三ルー）	五六円
キュウリ	五畝歩（五ルー）	六〇円

昭和四年度においてカボチャ速成栽培を横村市太郎、大保藤吉氏の両人が実施して、その成績は甚だ良好であった。四月十九日第一回収穫、引続き収穫販売した。速成栽培は反当（一〇ルー）三五〇円の収入を挙げた。同年三月中旬、当部落の熱心な栽培者一〇人が村農会技術員と共に、宮崎市付近のカボチャ、キュウリ、ナス、トマト等の苗床及び速成栽培状況を視察した。

昭和五年四月二十三日、横村市蔵氏宅で、横村市太郎、大保藤吉氏の両人は、速成栽培カボチャの収穫期となったため、鹿児島新聞記者、鹿児島郡農会役員及び村農会役員を招聘し、宣伝会を開いた。

昭和五年五月三十日、鹿児島郡園芸会主催第一回早熟蔬菜品評会が開催され、当小組合から出品、審査の結果は次のとおであった。

品名	等級	入賞点数	備考
カボチャ	一等	一点	出品点数など不明
	二等	三点	
	三等	五点	
	四等	四点	
	三等	一点	一点出品
トマト			

昭和五年度　栽培者五九人

栽培の種類	反別	売上金額
カボチャ	八八〇畝歩（八八〇ルー）	九、六八〇円
トマト	三〇畝歩（三〇ルー）	四〇二円
ナス	五畝歩（五ルー）	五五円
キュウリ	四畝歩（四ルー）	三六円
計	九一二畝歩（九一二ルー）	一〇、一七三円

当年度はカボチャ速成栽培者が一一人に増加し、その坪数三三五坪、成績最も良好な者は畝当たり、五六円六七銭の収入を得た。

昭和六年三月三十一日小組合長福島常吉氏が辞任し、同年四月一日岡村金太郎氏が小組合長に任命された。

昭和六年四月十八日鹿児島商工会議所主催、国産振興博覧会に、小組合が生産したカボチャ三個を出品し、金賞を授与せられた。

昭和六年四月二十四日、宮崎市付近の早熟蔬菜栽培状況を視察した。

視察者氏名
原田新兵衛、横村市太郎、岡村金太郎、橋口新蔵、
西濱副農会長、塩満技手

昭和六年六月十一日、鹿児島郡園芸会主催第二回早熟蔬菜品評会に、当小組合カボチャ二四点を出品した。成績は次のとおりであった。

カボチャ　一等三点　二等二点　三等八点　四等八点
トマト　五点出品　一等一点　二等三点　三等一点
ナス　一点出品　三等一点

聖上陛下へ献上カボチャ栽培

昭和六年十一月、聖上陛下の本県への御臨幸に際し県から献上カボチャの栽培地として選定され、最も熱心な栽培者五人を選定し、各二〇株ずつの抑制栽培をするよう、八月二十八日、各々播種、その千載一遇の光栄に恐懼を感じ、意気軒こう、県及び郡農会の指導のもと、真剣に所期の目的達成に邁進した。

(二)　戦前の農村建設計画　昭和十年七月

昭和初頭、アメリカ合衆国で起こった金融恐慌に端を発した世界的大不況は、我が国農村にも影響を及ぼさずにはおかなかった。昭和七・八年ごろ、農村は不況のどん底に陥り、政府は経済更生計画を樹立、農山漁村における産業及び経済の計画的組織的刷新を企てた。本町でも、これらの趣旨に基づいて、昭和十年、更生計画が樹立された。

概要をみると次のとおりである。

概　要

町（村）民の経済観念の欠乏は年々収支の均衡を失い、負債に苦しむ現状にある。ことに本町（村）は古来、噴火島で周期的災厄を蒙ることは歴史の示すところで、大正三年の噴火の如きは今猶その記憶に明らかにして、等閑に付すべき問題でない。限りある地積に限りなき人口の増加と、度々の噴火により耕作地の埋没せる現状、それが対策こそ焦眉の急務で、将来に備えるべき緊急時である。即ち、教育の徹底を図り、只管知識の啓培に努め、独立自助の精神、勤労愛業の養風を涵養して、もって人材の養成に努め、村外発展の基礎を築いて、周期的災厄に備えるためそれ等の画策の根源となる本町（村）の経済更生を期するには、次のような目標に努力を払い、所期の目的を貫徹した。

(1)組織　昭和十年七月一日　統制部長―委員　六人
設置　経営部長―委員一二人
西桜島村経済更生委員会　経済部長―委員一八人

会　　長　　久米村長　　社会部長―委員一二人

(2) 目標

㈠土地の整備及び土地利用の合理化
㈡生産方法の改善
㈢生産物の商品化及び販売方法の改善
㈣自給自足の強化
㈤農家消費の合理化
㈥負債の整理及び財産の造成
㈦産業組合の拡充
㈧公民教育の実際化

なお以上の目標達成のための具体的計画として次のような事が挙げられた。

1、農業経営の改善
㈠土地の整備と土地利用の合理化
㈡生産の改善
㈢枇杷経営の改善
㈣温州経営の改善
㈤夏橙経営の改善
㈥その他果樹
㈦蔬菜
㈧養豚経営の改善
㈨自給食料の充実
㈩農業経営費の節減
(十一)農業知識の啓培

2、農家消費の合理化
㈠冗費節約計画
㈡一般生活費節約
㈢その他費用の節減

3、金融及び経済改善
㈠金融改善
㈡負債整理
㈢産業組合拡充

4、農村教育及び社会改善
㈠農村教育の改善
㈡農村社会の改善

5、各種団体の連絡活動促進
㈠指導組織の整備
㈡部落実行団体（小組合）の充実
㈢農会の活動
㈣産業組合の活動
㈤教育教化団体の活動

6、精神作興

7、経済更生計画の実行方法

以上記述したとおり、昭和十一年から同十五年の五ヵ年計画が中心であった。しかしこれらの成果に対して、産業組合のビワ出荷が飛躍的に増加したものを除いて、計画遂行の経過を知る資料は存在せず、これを明らかにすることができない。

上記経済更生計画の中、村民がこの当時有した負債が明らかにされているが、昭和十年には、四八万六四九一円の負債が存在していたといわれ、一戸当たり四四七円九七銭に及んでいる。そしてこの額は、当時の本村一戸当たり生産高年間五三七円三四銭に比べて殆んど匹敵する額であり、大体一ヵ年間の生産額と等しい負債を有していた。

これらの負債償還をはかるため、次の計画によって村民と努力した。

負債整理に関する方針

高利債の借換、負債償還貯金の励行、主要作物及び副業等の増収、消費節約の方法

以上

㈢ 経済自立化運動

経済自立化運動は、本県独自の施策として、昭和二十七年四月から強力に県民運動として展開され、本村も運動に呼応し積極的に推進、本村の農政として記録すべきもので、後記に示す如く、県内部落の中でも当村は最多数の部落表彰を受けている。

以下、本運動発足までの経緯についてすこし述べる。

昭和十八年には農業団体法が実施され、農会、産業組合、畜産組合、養蚕組合、茶業組合の五団体が統合して農業会が発足したが、部落会はその末端組織としての役割も果たさなければならなかった。このように部落会長の任務は、直接間接、多忙を極めたが間もなく敗戦を迎えることになった。

終戦後も部落会は存続した。しかし占領軍総司令部はこれを、日本の軍国主義の温床をなすものであるとして、昭和二十三年五月に、組織の解散を指令した。同年には、また「農業共同組合法」が公布され、農業会も農業共同組合に改変されることになった。それ以来二十七年の経済自立化運動の展開までの間は農事小組合は停滞時代を迎えたのであった。

昭和二十七年に開始された経済自立化運動では、技術

の統一浸透と部落団体の整備活動促進が主眼とされたが、後者の内容をなすものとして、小組合がとりあげられ、その再編成による農民の自主的共同活動の振興がうたわれた。そこで各部落は各生産者を主体として、部落小組合を編成することが奨励され、各振興小組合は部落振興計画を樹立することになった。この場合、組織前の報効農事小組合ではなく「部落振興小組合」の名称が用いられたのは、経済自立化運動が部落振興を統合的な立場からとりあげられ、その実践は一切部落民の自主的活動によるものとされたところにあり、以前の小組合指導または小組合活動に比べきわめて特徴的な転換が認められた。これらの部落振興小組合の再編と同時に、県は優良部落振興小組合の表彰制度を設け、昭和三十七年度まで表彰が行われた。

この運動が取り上げられた動機は、わが国の農業生産が終戦前の水準までの復興期を経て、いよいよ躍進期に向かおうとする状態にあったので、この時期をとらえて、組織的な農村振興運動を展開し、もって本県の農家の経済力と社会的地位の向上を図ろうとすることにあった。

そしてこの運動は、事業実施の中核体として、部落振興小組合をとりあげ、これらに自主的な、振興計画を策定させ、小組合員はその計画を自主的に実践する建前がとられたところに特徴が認められた。この事業の実施に当たっては、まず県当局や、その他の指導機関によって抽象的に実践目標が提示され、各振興小組合はこれを参考にして、具体的に部落振興計画を樹立する方法がとられた。また振興小組合はその計画実践活動の展開に十分の力を発揮できるように、小組合内に部制を設け、各業務部門ごとに委員を置き、さらに末端の実践機構として班制も設けることが奨励された。本村における推進状況をみると、まず振興小組合の育成について農談会、小組合長会を開催したほか、部落中心人物の研修会、モデル部落の指定、研修グループの育成、先進地視察（枕崎の大塚振興小組合、伊集院の優良振興小組合を一泊二日）を重点項目として掲げて来た。また、自給肥料の増産と施肥法の改善、土地条件の整備による土地利用の高度化、営農改善計画の樹立、雑木林の改植、生活改善と資金蓄積等の事項を実践項目として勧業施策の中にとり入れた。

優良部落振興小組合の表彰

第一類（県内でこの活動の実践が最も顕著な部落）

昭和二十七年度　松浦振興小組合

昭和二十八年度　藤野振興小組合
昭和二十九年度　赤生原　〃
表彰状並びに賞金五万円
第二類（県内でこの活動の実績が顕著であるが、今後さらに活発によりその効果の期待される部落）
昭和二十八年度　武振興小組合
昭和二十九年度　東白浜　〃
表彰状並びに賞金三万円
第三類（市町村でこの活動の実績が顕著な部落）該当部落なし
表彰状並びに賞金一万円
昭和二十九年度に優良部落振興小組合として県の表彰を受けた本村の関係部落と概要
注　昭和二十九年経済自立化運動優良部落振興小組合名簿より抜粋
（第一類の部）
赤生原振興小組合長　赤尾森吉
1、位置及び環境
当部落は袴腰からバスで五分、ほぼ西桜島村の中央近くに位し、鹿児島市磯付近に対面している。村の果樹園地帯の中心部にあたり、交通の便はよく、中央を貫通するバス道路を挟んで住家が群がり、園地は裾野の傾斜地に広がっている。立地条件はよいが土質は軽石と火山灰土で悪条件下にあり、大正三年の噴火の際、全戸立ち退いたが、その後再び転住して今日の部落を形成したのである。
2、構成
イ　戸数一〇五戸、人口五〇九人、農家戸数七五戸、専業農家六五戸、第一種兼業六戸、第二種兼業四戸、年間保有農家〇、農業以外の三〇戸は市内通勤者が殆んどである。
ロ　経済条件
普通畑一六町（一戸当二・一反）果樹園二〇・八町（一戸当二・七反）山林五〇町（一戸当六・六反）原野二町
和牛二〇頭、馬三頭、豚三〇頭
3、運営組織
総務部、経済部、厚生部、社会部、文化部の五部からなるが、別に部落運営の審議委員（七人）があり各部に配属する五班の班長、部長、審議委員、農協支部長からなる部落連絡協議会がある。

4、実績概要

イ　この部落は温州、島ミカン、ビワを主体とする果樹園芸農家部落で（間作に夏はトマト、冬は練馬大根を作付けしている）部落組織面でも他部落の先進的立場に立って、親和団結、合理的且つ、科学的な運営がなされ、生産技術面は各種品評会、競作会で団体優勝、あるいは個人優勝を毎年獲得するほど生産意欲は旺盛である。

ロ　「耕地整備」農道、コンクリート四〇〇間、石畳、一二〇間、二十五年度より五ヵ年計画で実施し、殆んど完成に近い、土壌改良（天地返し）一・三町、防風、防潮林、（イヌマキ）二五町、耕地拡張（間畑）八反、園地の諸条件は殆んど整備している。

ハ　「耕種改善」種子消毒、二十八年度に比し、各作物五パーセント実績増、品種更新、二〇パーセント増、植付統一、二〇パーセント増、一斉防除一五パーセント増、特に果樹の栽培過程の改善実績は著しい。

ニ　地力増進、堆肥舎、昭和四年四二戸完成、二十九年度新築二戸、改築六戸、堆きゅう肥の増産反当七〇〇貫（目標八五パーセント）緑肥栽培二・一町。

ホ　共同作業、農道新設及び拡張工事

一般農事作業（各班ごとの種子消毒、植付作業、防除作業等）特に果樹の共同管理（主に防除作業）の徹底していることは本部落の特徴である。出荷場一棟（集荷場、作業場として一〇〇パーセント活動）

ヘ　研究グループ活動、果樹関係の園芸同好会一、同志会一、年数回の栽培講習会、剪定講習会の外、夏作のトマト、一般農事等の講習会が経済部の年度計画に十分織りこまれている。品評会も全戸出品し品質改善と技術向上による反当収益増を目標に研究が続けられている。

（第二類の部）

東白浜振興小組合長　西田光重

1、戸数一五九戸、農家戸数一五九戸

2、耕地一戸当、四・八反

3、普通畑三二・四町、果樹園四四・八町、山林（私有林三七町、共有林一二町）乳牛七頭、和牛七頭、馬七四頭

4、概況

イ　農地整備、農道新設、拡張工事実施中（二十七年度開始、二十九年度実績一、一〇〇間）過重労働の軽減、生産の能率化に大きな成果をもたらしてい

る。その外蛸ツボ式の落土、天地返し等土地改良事業が進んでいる。

ロ　共同活動、農道工事の班分担、共同作業、果樹生産が主体であるが、研究施設として指導園一反を設け実地指導に当たっている。同好会組織、月別各種講習会活動さかん。

以上

(四)　農村振興運動

降灰禍による農業収入も皆無に近い状態の中で、若年層を中心に人口は流出し、生活を維持するための、鹿児島市内への日稼労働により、連帯意識の低下に伴う農業への活力は乏しくなって来た。

このような実績を踏まえて町は生活意欲を高揚するためには、国・県の補助政策を積極的に導入することが当然必要であると考え、県の総合計画に示された活力あふれるむらづくり運動として展開されている農村振興運動を強力に促進して「豊かなぬくもりに満ちたむらづくり」を目標に、本町農家が自立自興の気概に燃えて、力を合せて本町の地域社会の活力を高める運動を町民総ぐるみで展開する必要がある。

既に本町も昭和五十三年度に東白浜、松浦の二部落を拠点集落に指定して、東白浜部落については、昭和五十四年度、五十五年度にかけて県単村づくりモデル事業（B型）を導入し、集会施設建設を（昭和五十五年一月着工、同五十五年六月完成）実施した。

また、松浦部落については、昭和五十六年度に運動場と墓地公園の整備拡充をした。

これからは、環境が整備されたなかで、集落民全員参加による村づくりが一層活発化して、体力の向上、集落の融和、連帯感が高まると同時に、この運動がただ単に線香花火的なものでなく、長期にわたる運動になって欲しいものである。

農村振興運動事業

区分／年度	事業内容	事業費	国県補助金	町補助金	その他
		千円	千円	千円	千円
54	集会施設（東白浜） （鉄筋コンクリート２階） （274.27㎡） 上記２カ年継続事業				
55	集会施設補修（松浦）104㎡	21,250	10,625	—	10,625
56	墓地公園424㎡（松浦） 運動広場3,080㎡（松浦）	19,370	9,685	—	9,685

㈤　ビワガン腫病防除試験

田中ビワは、明治四十年ごろから植栽され、気候温暖、ビワ生産の最適地で、本場長崎より約二十日ほど早期に出荷し、有利に販売される関係上、昭和二十年末期から昭和三十年代にかけて最盛期だったが、ガン腫病の被害で枯死する樹木が多く、生産高は減少、品質も低下従って生産農家所得が激減する傾向にあった。そこで町は県果樹農業試験場と相提携して、本町のビワ園で、昭和二十九年から昭和三十三年まで、火焔処理による方法と抗生物質を注入する方法の試験を実施し、その試験結果を別紙のとおり発表ビワ生産農家の指導に寄与した。

ビワガン腫病防除試験成績について

試験機関　鹿児島県果樹農業試験場
　　桜島町（村）

試験期間　自昭和二十九年（一九五四）
　　至昭和三十三年（一九五八）

試験の方法　火焔処理による
　　抗生物質注入による

試験成績について

㈠　火焔処理による防除効果

⑴目的　昭和二十九年～昭和三十一年に火焔処理により防除効果の傾向を認めたので、昭和三十三年には更に防除効果を明らかにせんとして検討した。

⑵試験方法

試験地　桜島町（村）赤生原　栗元虎重氏園

処理方法　樹齢二十五年のビワ樹一本を供試し、病斑一五〇を削除することなく、カーバイト灯火焔で処理した。

処理日　七月三十日

調査月日　十一月十五日

調査方法　処理前に全病斑一五〇について、木製のナンバー札を付し、十一月十五日病斑の治病程度によって、〇～一〇の指数を与えて調査した。

〇　治病の傾向を認めない病斑

1　一割治病した病斑
2　二割　〃
3　三割　〃
4　四割　〃
5　五割　〃
6　六割　〃
7　七割　〃

8　八割治病した病斑
9　九割　〃
10　一〇割　〃

(3)試験成績　第一表

程度別	病斑数	百分率(パーセント)	指数
〇～四	二二	一四・七	四六
五～九	五九	三九・三	四二八
一〇	六九	四六・〇	六九〇
計	一五〇	一〇〇・〇	一、一六四
一ヵ月病斑当たり平均指数			七八

(4)考察

火焔処理による防除効果は顕著で、しかも簡単にすることができる。

病斑の小さいものでは、十秒内外で殆んど完全である。病斑の大きいもの、また、病斑の深く侵入しているものでは、枝幹を枯死させる恐れがあるので、一回の処理でなく二～三回にわたって処理するとよい。

(ロ)抗生物質による防除効果

1目的　ビワガン腫病に対する防除効果を明らかにせんと検討した。

2試験方法

試験地　桜島町（村）赤生原　横道伊之吉氏園

供試薬剤　ヒトマイシン（日本薬剤）
　　アグリマイシン（三笠化学）

使用方法

㋐散布法　ヒトマイシン　二〇〇倍液
　　アガリマイシン　二〇〇〇ＰＰＭを三本当たり五升

㋑塗布法　ヒトマイシン　二〇〇倍液
　　アガリマイシン　二五〇〇ＰＰＭをそれぞれ歯ブラシで洗浄塗布した。

㋒バンデイング法
　　ヒトマイシン　一〇〇倍液
　　アガリマイシン　二五〇〇ＰＰＭを一本当たり二ＣＣ（七～八年生樹で木の直径一寸内外）

バンデイングの方法は地上一尺の位置にガーゼを五重に巻き、ビニールで被覆して下端をセロテープで巻き、注射器で一樹二ＣＣあて注入し、終わって上端を更にセロテープでまいた。

区制　散布区　塗布区　無処理区　一本三連

処理時期　第一回　七月二十三日
　　第二回　七月三十日

調査方法　実施後各病斑には木札をつけ、十月二日、病斑の治病度によって〇～一〇の指数をあたえて調査した。

〇～治病の傾向を認めない病斑
一～病斑の一割治病したもの
二～　〃　二割　〃
三～　〃　三割　〃
四～　〃　四割　〃
五～病斑の五割治病したもの
六～　〃　六割　〃
七～　〃　七割　〃
八～　〃　八割　〃
九～　〃　九割　〃
一〇～完全に治病したものとした。

(3)試験成績　第二表のとおり

(4)考察

ヒトマイシン、アガリマイシンの散布、塗布、バンデイング何れの方法によっても顕著な治病効果が認められ、なかでも塗布法は治病指数が高いようであるが、労力を要するので実際問題としては、散布か、バンデイングの何れかが選ばれるべきである。

散布並びに使用時期、回数、薬剤の濃度等については更に検討を要する。

第2表　試験成績

区		程度別	病斑数	百分率%	指数	
散布区	ヒトマイシン	0－4	25	75.8	19	2.4
		5－9	4	12.1	20	
		10	4	12.1	40	
		計	33	100	79	
	アグリマイシン	0－4	9	45.0	9	3.7
		5－9	10	50.0	55	
		10	1	5.0	10	
		計	20	100	74	
塗布	ヒトマイシン	0－4	5	22.7	8	6.2
		5－9	12	54.6	80	
		10	5	22.7	50	
		計	22	100	138	
	アグリマイシン	0－4	19	52.8	19	4.0
		5－9	11	30.6	66	
		10	6	16.6	60	
		計	36	100	145	
バンデイング	ヒトマイシン	0－4	30	63.9	15	3.5
		5－9	8	17.0	59	
		10	9	19.1	90	
		計	47	100	164	
	アグリマイシン	0－4	48	82.8	39	2.1
		5－9	5	8.6	35	
		10	5	8.6	50	
		計	58	100	124	
無処理		0－4	15	100	1	0.1
		5－9	0	0	0	
		10	0	0	0	
		計	15	100	1	

㈥ミカンの空中散布事業（航空防除）

昭和四十四年本県では初めてのヘリコプターによる航空防除が実施された。

基幹作物ミカンは、栽培面積六八八㌶、年間約六億円の収入をあげているが、開花初期（四月）と、幼果期（五月）に訪花害虫の被害を受け、商品化率が低下していた。

町においては、昭和二十年代後半から昭和三十年代前半にかけて、各部落に燻蒸幕を配布し、高度な技術による病害虫の防除を指導するかたわら、県民運動による経済自立化運動で共同作業等勧奨して来た。

今回の防除は別表に示すように、溶岩地帯でミカン園のあまりない袴腰地区を除きほぼ全域にわたり、ヘリコプターによる空中散布を実施した。

防徐は開花初期の病虫害の駆除を行

昭和44年度航空防除事業実施状況一覧表

事業団体名	対象作物名	対象病害虫名	実施時期	散布日数	散布面積
西桜島村生産指導会	ミカン	訪花害虫	4／25～28	4	688 ha
	〃	〃	5／6～8	3	779
散布実面積	関係農家戸数	農薬種類名	10a当たり散布量	航空会社名	延稼働機数
542	1,132 戸	デナポン粉剤	3.0 kg	日本農林ヘリコプター	2
633	〃	〃	〃	〃	2

経費総額

経費総額				1ヘクタール当たり経費総額			
県負担	村負担	農家負担	計	県負担	村負担	農家負担	計
円 116,960	円 330,000	円 2,290,840	円 2,737,800	円 216	円 609	円 4,226	円 5,051
132,430	330,000	2,581,220	3,043,650	209	521	4,078	4,808

散布料

散布料			1ヘクタール当たり散布料		
県負担	農家負担	計	県負担	農家負担	計
円 116,960	円 1,052,640	円 1,169,600	円 216	円 1,942	円 2,158
132,430	1,191,870	1,324,300	209	1,883	2,092

航空機チャーター料

航空機チャーター料			1ヘクタール当たりチャーター料		
県負担	農家負担	計	県負担	農家負担	計
円 116,960	円 1,052,640	円 1,169,600	円 216	円 1,942	円 2,158
132,430	1,191,870	1,324,300	209	1,883	2,092

農　薬　費

農　薬　費			1ヘクタール当たり農薬費		
村負担	農家負担	計	村負担	農家負担	計
330,000円	805,200円	1,135,200円	609円	1,486円	2,095円
330,000	955,350	1,285,350	521	1,509	2,030

その他の経費

その他の経費		1ヘクタール当たりのその他の経費	
農家負担	計	農家負担	計
433千円	433千円	799円	799円
434	434	686	686

い、被害率を一〇パーセントに押さえられれば商品化率はぐっと向上し、農家の収益がふえることになる。

航空防除は何故必要であるか

一、ミカンは本町農業の基幹作物である。

二、生産費の切下げは労働力の節減が先決である。

三、毎年訪花害虫で大きな被害を受けている。

四、防除は広い地域で一斉に行った方が効果が高い。

飛ぶ害虫である。草むらにひそんでいるものも防除出来る。

五、空中散布は個人防除より経費が安くで出来る。

六、防除することにより、一キログラム当たり十円以上の収益増となる。

昭和四十七年から桜島爆発は熾烈を極めたので降灰等の関係もあって中止した。

㈠　昭和四十四年度航空防除事業結果の要約及び考察

(1)　散布薬剤付着状況

樹齢構成が複雑な傾斜地の樹園地で、デナポン二パーセント粉剤一〇アール当たり三キログラムを、ヘリコプターで散布した。付着の程度別調査では、樹齢園地の環境条件の違いによって、かなりの変動がみられ、特に目立ったものでは防風垣近くの樹が付着がよくなかった。全般的には第一回目、第二回目散布ともL式指標で葉表三～四、葉裏は一前後であった。調査園のうち、一部の地点で付着が不十分で、補正散布の必要とするところもあったが、全般には今回の程度の付着量で十分であったと思われる。

(2)　散布前後の訪花害虫の種類及び密度調査法

散布の前後を通じて第一回目、第二回目とも対象区に比し、防除区の密度が多かった。虫の種類では、ハナアザミウマ、ケシキクイ、ヒメヒラタケンキスイが多く、樹種別の訪花害虫では、八朔、夏橙が多く、温州、早生温州は比較的少なかった。

訪花害虫の密度調査方法として一〇〇花当たりと

側枝四枝の Beeting 調査を実施したが、ケンキスイ類等の甲虫類には Beeting 法が適し、スリップス類については一〇〇花当たり調査が適するようである。

(3) スリップス類に対する防除効果

スリップス類の一〇〇花当たり密度についてみると、第一回散布では開花初めのため、花内虫への薬剤付着が不良で効果がやや不十分であったが、第二回目散布では密度減少が著しく、防除効果が認められた。

(4) ケンキスイ類に対する防除効果

ケンキスイ類の Beeting による密度調査結果から第一回目、第二回目散布とも密度低下が著しく、高い防除効果が認められた。特に二回にわたる連結散布の総合的効果が高いと思われる。

(5) 果実の被害状況

訪花害虫による被害果の発生は樹種によって程度が異なり、防除区では八朔の被害がやや多かったが、全般に防除効果が認められた。八朔では、散布時にはすべて開

スリップス類の寄生消長（1樹当たり）

① 第1回散布

区	樹種	100花調査				Beeting 調査			
		散布前	散布後2日目		生虫比	散布前	散布後2日目		生虫比
		生虫数	生虫数	死虫数		生虫数	生虫数	死虫数	
防除	早温	19.7	4.3	0.3	21.8	21.7	0	0	0
	夏橙	22.3	21.3	1.0	95.5	39.3	0	7.0	0
	八朔	27	14	0	51.9	68	0	1	0
対照	早温	13	24	0	184.6	38	13	0	7.9
	温州	13	1	0	7.7	17	2	0	11.8
	夏橙	53	98	0	184.9	31	11	0	35.5

② 第2回散布

区	樹種	100花調査				Beeting 調査			
		散布前	散布後2日目		生虫比	散布前	散布後2日目		生虫比
		生虫数	生虫数	死虫数		生虫数	生虫数	死虫数	
防除	早温	32.3	4	0	12.4	3.1	0	1	0
	温州	33	9.3	0	28.1	15	0	0.3	0
	夏橙	37	13.3	0.3	35.9	4.6	0	1.7	0
	八朔	8	0	0	0	22	0	0	0
対照	早温	59	160	0	271.2	0	6	0	0
	温州	26	5	0	19.2	19	13	0	68.4
	夏橙	103	140	0	135.9	17	9	0	52.9

花盛期を過ぎていたのが原因と思われる。被害果実は上、下の部位間に差は認められない。風傷果は全般に防除区に多い傾向にあった。これは対象区の防風垣が完備し、風当たりの少ない園であったためと思われる。

ケンキスイ類の寄生消長（1樹当たり）

① 第1回散布

区	樹種	100花調査				Beeting 調査			
		散布前	散布後2日目		生虫比	散布前	散布後2日目		生虫比
		生虫数	生虫数	死虫数		生虫数	生虫数	死虫数	
防除	早温	34	7.7	0	22.6	76.7	18.3	29.3	23.9
	夏橙	44.3	29.7	0.3	67.0	191.3	52.3	0	27.3
	八朔	134	15	3	11.2	35.3	74	4	21
対照	早温	8	2	0	25	12	20	0	166.7
	温州	8	5	0	62.5	10	8	0	80
	夏橙	38	7	0	18.4	79	34	0	43

② 第2回散布

区	樹種	100花調査				Beeting 調査			
		散布前	散布後2日目		生虫比	散布前	散布後2日目		生虫比
		生虫数	生虫数	死虫数		生虫数	生虫数	死虫数	
防除	早温	8	3.7	0	46.3	38.3	2.7	22.3	7.0
	温州	8	4.3	0	53.8	13.7	0	0.7	0
	夏橙	9.7	8.3	0	85.6	38.7	0	17.3	0
	八朔	6.3	18	0	28.6	182	9	77	4.9
対照	早温	1	1	0	100	9	21	0	233.3
	温州	7	5	0	71.4	9	37	0	41.1
	夏橙	2	2	0	100	26	20	0	76.9

1樹4区2連制

部落名		訪花害虫	風傷	無傷	被害率	備考
小池	1	23	51（9）	26	23	風傷の（ ）は訪花害虫傷共に被害が出ており両方に含まれている。今回の調査は無摘花園を選んだ。
	2	23	53（3）	24	23	
武	1	23	54（9）	23	23	
	2	26	62（10）	18	26	
西道	1	28	60（18）	12	28	
	2	26	55（20）	19	26	
二俣	1	17	67（12）	16	17	
	2	22	66（12）	12	22	
福良	1	24	61（19）	15	24	
	2	28	58（22）	14	28	平均24 %
高免	1	40	43（18）	17	40	
	2	50	43（16）	7	50	
	3	52	40（23）	8	52	
	4	49	36（26）	15	49	平均47.7%

調査日　昭和44年1月29日
調査方法　各々普通温州1樹より4カ所を抽出し，果実100個を調査する

(二) 事業実施上の問題点

1、事業計画策定について

(1)一部農家の認識不足で推進に支障を来した。

2、調整および実施管理について

(1)作業基地の適地が少ない。

3、散布飛行について

(1)大きな雑木が多く、散布の障害となった。

(三) 危被害について

(1)危被害の事例　四月二十六日、西道でニワトリ三羽の被害報告があったが外にない。

(2)散布中の爆音でニワトリの産卵率低下の声が聞かれた。

昭和四十五年度航空防除事業効果の概要

1、技術的効果

一、訪花害虫の防除効果

果実の被害状況（被害率%）

種類	防除区	対照区
早生温州	六・二（九・三）	四七・一（四三）
普通温州	三・三（五・二）	六八・八（五六）
夏柑	八・七（一六・七）	四五・八（二八）

注（　）内は前年度

昭和45年度航空防除事業実施状況一覧表

事業団体名	対象作物名	対象病害虫名	実施時期	散布日数	散布面積	散布実面積
西桜島村生産指導会	ミカン	訪花害虫	5／8～11	4	724 ha	525 ha
	〃	〃	5／12～14	3	755	525
	〃	そうか病 こくてん病 おうはん病	5／16～19	4	366	242

関係農家戸数	農薬種類名	10a当たり散布料	航空会社名	延稼働機数
1,098 ha	デナポン粉剤	4.0 kg	日本ヘリコプター	2
1,098	〃	4.0	〃	2
423	ダイホルタン水和剤	8.0	〃	1

経費総額

経費総額				1ヘクタール当たり経費総額			
村負担	団体負担	農家負担	計	村負担	団体負担	農家負担	計
258 千円	30 千円	3,138 千円	3,426 千円	491 円	57 円	5,977 円	6,526 円
258	30	3,274	3,562	491	57	6,236	6,784
354	40	3,015	3,409	1,463	165	12,459	14,087

前年に比し被害度は低かったが、連年広域防除による異種的効果はあまり期待できない。

二、そうか病の防除効果（発病率%）

区分	春梢	果実
ヘリ散布区	一一・五	二〇・七
地上散布区	二〇・五	三五・八
無散布区	三〇・二	五二・一

そうか病防除のダイホルタンの厚少量空中散布は、慣行の地上散布と同等か、ややすぐれた効果が認められた。

2、経済的効果

果実の防除効果からみて、経済的には十分であったと考えられるが、物理的傷害も多く、農家の認識が足りない。

3、事業実施上の問題点

一、事業計画策定について

果樹については生育状況の年次差が大きく、計画段階で防除時期の決定がむずかしい。

散布料

散布料		1ヘクタール当たり散布料	
農家負担	計	農家負担	計
千円 1,281	千円 1,281	円 2,440	円 2,440
1,336	1,336	2,545	2,545
1,243	1,243	5,136	5,136

農薬費

農薬費			1ヘクタール当たりの農薬費		
村負担	農家負担	計	村負担	農家負担	計
千円 258	千円 1,607	千円 1,865	円 491	円 3,061	円 3,552
258	1,687	1,945	491	3,213	3,704
354	1,531	1,885	1,463	6,326	7,789

その他の経費

その他の経費			1ヘクタール当たりのその他の経費		
団体負担	農家負担	計	団体負担	農家負担	計
千円 30	千円 250	千円 280	円 57	円 476	円 533
30	251	281	57	478	535
40	241	281	17	996	1,013

昭和四十六年度

一、こくてん病防除試験

1、目的　殺菌剤の航空防除による「こくてん病」に

対する防除効果について検討する。

2、供試樹　温州　二〇年生

3、区制　一区一樹三区制

4、供試薬剤および試験区分

区分	使用濃度	散布方法	散布量
Aデラン水和剤	三〇倍	航空散布	八リットル　一〇アール
B　〃		地上散布	一五リットル　一樹
Cダイファー水和剤	二〇倍	航空散布	八リットル　一〇アール
D　〃	五〇〇倍	地上散布	一五リットル　一樹

5、散布実施日

昭和四十六年五月十五日午前五時～六時に各薬剤四リットルずつを二回に分けて散布した。

地上散布は五月十五日に一樹当たり供試薬剤約一五リットルを小型動噴で散布した。

6、結果の調査方法

十一月一日に全着果について発病程度を「多、中、少、微」に分けて調査した。

$$発病度 = \frac{多\times7+中\times5+少\times3+微}{調査葉数\times7}\times100$$

7、成績

8、要約と考察

ア、デラン水和剤及びダイファー水和剤の航空散布によるこくてん病防除の効果について検討した。

イ、デラン水和剤三〇倍（八リットル―一〇アール）はデラン水和剤一、〇〇〇倍の地上散布と同等の防除効果が認められた。

ウ、ダイファー水和剤二〇倍（八リットル―一〇アール）はダイファー水和剤一、〇〇〇倍の地上散布と比較して防除効果が劣っていた。

二、訪花害虫防除

1、目的　ヘリコプター利用による「スミナツク粉剤」「デナポン粉剤」の訪花害虫に対する防除効果を検討する。

2、試験方法

試験実施場所　二俣　藤野

試験区の構成

スミナツク粉剤一五散布区　早生温州、温州、夏橙各約一タール

（二俣地区）散布量三キログラム―一〇アールをヘリコプ

ター散布
デナポン粉剤三散布区　早生温州、温州、夏橙各約一ヘクタール
（二俣地区）散布量三キログラム――一〇アールをヘリコプター散布
デナポン水和剤散布区　早生温州、温州、夏橙各約一〇アール
（藤野地区）散布量四〇〇リットル――一〇アールを動噴を使用して散布
無散布区　早生温州約三アール

3、調査月日、方法

調査樹の設定　各調査区の中で樹齢、環境条件などから考慮して各区の各樹種から各々三本あて選定した。

散布前訪花害虫密度調査　五月一日、各調査樹について、一〇〇花当たりの訪花害虫の種類及び密度を調査した。

散布後訪花害虫密度調査　第二回目散布後三日目の五月十日に散布前に準じて調査した。

果実の被害状況調査　七月五日及び九月十日に各調査樹のあらゆる部分から任意に一〇〇個を抽出し、被害程度を多、中、少、無に分け調査した。

4、散布諸元

供試薬剤　スミナツク粉剤一五（ＭＥＰ二・〇パーセントＮＡＣ一・五パーセント）
デナポン粉剤三　（ＮＡＣ三・〇パーセント）
デナポン水和剤（ＮＡＣ五・〇パーセント水和剤）
散布実施日　第一回五月二日　第二回五月七日

5、供試時の開花状況

散布時期	早生温州	温州	夏橙
第一回散布時	八分咲	三分咲	五分咲
第二回散布時	落花期	八分咲	落花期

6、成績

ア、イ、ウ、
別表のとおり

7、要約と考察

散布前後の一〇〇花当たり虫数

散布前調査では「ハナアザミ、ヒメヒラタケシキスイ」が夏橙で特に多く飛来していたが散布後では各散布区とも生息数が極めて減少しており、密度低下の効果が認められる。

成　績

ア　第１回散布前の種類及び密度調査　３樹平均　5月1日現在

試験区	樹種	100花当たり訪花害虫の種類							その他
		ハナアザミウマ	シナクダアザミウマ	Thrips sp	ヒメヒラタケシキスイ	マメヒラタケシキスイ	キイロフナガタハナノミ	コアオハナムグリ	
スナミツク粉剤15 散布区	早温	6	1.7	0	0	0	0	0	0
	温州	3.3	0	0	0	0	0	0	0
	夏橙	51.3	0.7	1.3	7.7	0.7	0	0.7	0.7
デナポン粉剤3 散布区	早温	3	0.7	0	1.0	0	0.7	0	0
	温州	5.7	0	0.3	0.7	0.3	0.3	0	0
	夏橙	18	0	0.3	4.7	1.3	0	0	0
デナポン水和剤 散布区	早温	21.3	0	1.3	6	0.7	0	0	0
	温州	10	0.8	0.4	0.4	0	0	0	0
	夏橙	51.2	0.4	0.4	9.6	0.4	0	0	0
無散布区	早温	2.4	0	0.4	2.4	0	0	0	0

イ　第２回散布後の種類及び密度調査　３樹平均　5月10日現在

試験区	樹種	100花当たり訪花害虫の種類							その他
		ハナアザミウマ	シナクダアザミウマ	Thrips sp	ヒメヒラタケシキスイ	マメヒラタケシキスイ	キイロフナガタハナノミ	コアオハナムグリ	
スナミツク粉剤15 散布区	早温	0	0	0	0	0	0	0	0
	温州	0.3	0	0	0	0	0	0	0.3
	夏橙	0	0	0	0	0	0	0	0.3
デナポン粉剤3 散布区	早温	0.3	0	0	0	0	0	0	0.3
	温州	0	0	0	0	0	0	0	0
	夏橙	0	0.3	0	0.3	0	0	0	0
デナポン水和剤 散布区	早温	1.3	0.7	1.3	0.7	0	0	0	0
	温州	2.7	0	0	0	0	0	0	1
	夏橙	5	0	0	0	0.2	0.3	0	0
無散布区	早温	4	0	1.3	5.3	0.7	0	0	0

ウ　果実の被害調査　３樹平均　7月5日調査

試験区	樹種	被害程度（%）				被害果率（%）	被害度
		無	少	中	多		
スミナツク粉剤15 散布区	早温	77.5	18.8	3.7	0	22.5	5.0
	温州	80	16.2	3.0	0.8	20.0	5.0
	夏橙	83.7	13.5	3.2	0.6	16.3	4.0
デナポン粉剤3 散布区	早温	77.2	19.8	2.7	0.3	22.8	5.0
	温州	74.3	22.2	3	0.5	25.7	5.7
	夏橙	56.3	25	12	6.7	43.7	16.9
デナポン水和剤 散布区	早温	49.7	42.7	7.3	0.3	50.3	11.1
	温州	56.2	32.7	10.3	0.8	43.8	11.4
	夏橙	62.6	29.1	7.8	0.5	37.4	9.3
無散布区	早温	35	50	14	1	65.0	16.3

（注）被害度＝$\frac{(多\times 6)+(中\times 3)+少}{調査総数\times 6}\times 100$

果実の被害状況

薬剤間では、「スミナツク粉剤一五」散布区が最も被害度が低く、次いで「デナポン粉剤三」散布区の早生温州、温州が被害度が低かった。

デナポン水和剤の動噴による散布区では、一般にヘリコプターによる粉剤散布区より被害度が高かった。

総合考察

試験区の条件が異なるため、一概に結論は下し難いが、傾向として、動噴による一部地域の防除より、ヘリコプターによる広域防除の方が、訪花害虫の密度低下に効果的と思われ、薬剤では「デナポン粉剤三」より「スミナツク粉剤一五」が適用害虫の範囲が広く、より有効と思われる。

(七) 農畜産物生産指導機関　昭和三十年代以降

一、昭和三十年代

生産指導の一元化をはかりその効率を高め、しかも各種施策が末端農業経営と直結することを願い、昭和三十七年からその体系を次表のとおりに改めた。

従来は村の技連が中心となり、末端浸透が徹底されない点もあったが、昭和二十八年果樹研究同志会の結成と共に、同会が率先指導にあたり実績をあげたが、さらに各種行政機関、農業団体の統一的指導が要請され、次のような体系をもって推進した。

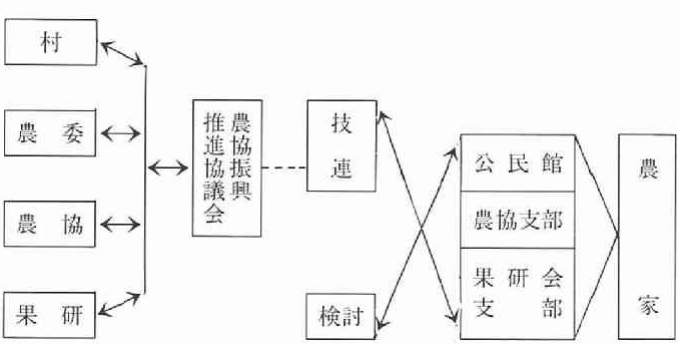

前記指導機関の外、「農家の作業暦」（村技連編）を各生産農家に常備利用を奨励し、更に、昭和三十五年春から「農家の友」を月一回全農家に無償配布、前記「農家の作業暦」の解説と主要作業方法等を示し、作業の徹底を図った。更に生産技術の向上を図るため、展示圃を設置し、牢際に改善点を展示し生産技術水準の向上に努めた。

「参考」　昭和三十四年三月一日発行　公民館便りから

「西桜島村果樹研究同志会」の表彰「原文のまま」

西桜島村果樹研究同志会は、農村における読書指導に熱意を持ち、今後の農村の在り方を示すものとして、昭和三十四年二月九日、県図書館大会において表彰され、記念の

図書数冊を贈られた。

二、昭和四十年代以降

生産組織は先に述べたとおり、従来技連会、生産指導会を頂点に、非常に活発な活動をして来たが、降灰被害による農業収入の減少とともに、その活動は足踏み状態であった。しかし、近年、野菜、畜産の拡大に伴い、それぞれの組織が編成されるとともに、生産指導会の組織、運営も大幅に改革し、更に昭和五十六年七月には農業後継者クラブも生まれ、五十七年度はビワの組織もでき、現状に適応した体制が整備されつつある。

(八) 農地改革の変遷

明治維新の土地改革は、明治六年（一八七三）の地租改正条例及び、それに伴う一連の法制措置と、行政措置によって実施され、明治三十一年の民法施行によってようやく整備した。ところが民法の所有権規定はいわゆる地主的土地所有の、保護にかたより契約自由の原則で、公平に結ばれるべき小作契約は、分配関係、生産関係そのほかに、幾多の矛盾と不合理を内抱し、小作人の地位を従属させた。

政府はその矛盾と不合理是正のため、種々の調査を行ったり、大正十三年小作調停法を成立させた。しかし、当時の農村は単に小作制度の不備からきた小作農の

生産指導体制組織図

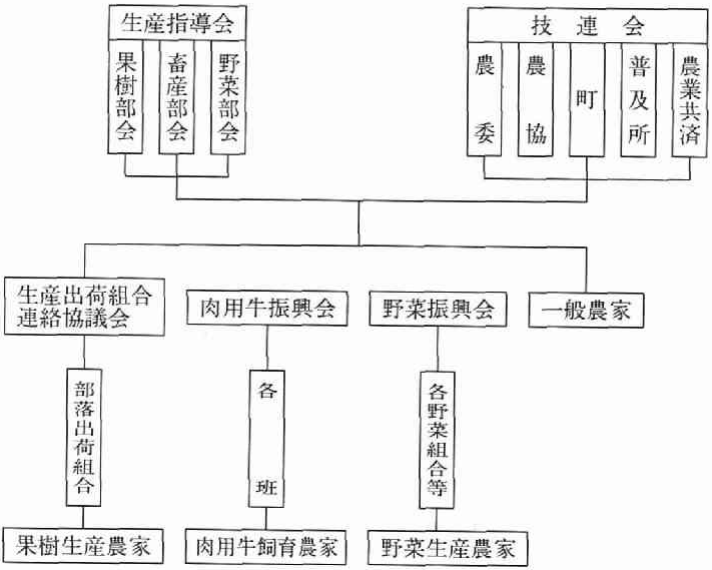

没落だけでなく、自作農も分解転落し始めていたので、大正十五年農林省令をもって、自作農創設維持補助規則を制定した。しかしこれは微温的で規模が小さかったので、自作農創設維持事業の拡大強化を試みたり、小作法の提案を用意したりするうちに、昭和六年の満州事変が勃発、それ以後、事変は拡大長期化の様相を呈し、時局は年と共に重大となった。

戦時体制強化の上で最も強く要請されたのは、農業生産力の増大であり、その要請にこたえるためには是が非でも、従来の封建的な土地所有制に対決せねばならなかった。これによって政府は、昭和十二年農地法案を提出したが議会（国会）の解散によって流産した。

従来の自作農創設維持補助規則を自作農創設維持補助規則に切り替え、昭和十三年には農地調整制度、農地委員会制度を規定し、戦時立法の色彩を持たせてあったが、小作権確保のみちとしては、わずか二ヵ条を設けているに過ぎなかった。

昭和十三年ごろ、戦争長期化の傾向が見えると、ますます、農業生産力の維持増大が必要となったので、昭和十四年小作料統制令、十六年に臨時農地管理令を制定した。

政府は広範囲な自作農創設を訴え、根本的にこれを解決するため、内々に不在地主の土地及び在村地主の五町歩以上の土地を強制収用し、自作農創設を大規模に進める計画を準備した。しかし、それは内部案にとどまり、昭和十六年第二次大戦に突入するや、二十五年計画で既墾地、約一五〇万町歩、開発地五〇万町歩を自作農化しようとする第三次自作農創設維持拡充事業に着手した。

終戦前におけるこれまでの小作関係の調整と、自作農創設維持政策は、交互に政策的具体化が取り上げられてきたが、反面また重要な戦時食糧政策も取り上げられた。

即ち、食糧の国家管理であるが、昭和十五年臨時米穀配給、統制規格、米穀管理規則を制定し、翌々十七年には食糧管理法ができ、二規則を吸収強化したが、その規則に基づく画期的供出制度の米価対策と、前述の小作料統制の矛盾は逆に政府に対して生産者価格と地主価格の二重米価制を採用させるに至った。このため、小作料は、実質的に低下する方向に押し進められていった。このことは、明治以降の現物小作料制に重大な意味を与え、昭和二十年六月、戦時緊急措置法に基づく国内戦場化に伴う食糧政策では、小作料金納制立法化も企画され

ていたが、実現せずに終戦を迎えた。

農地改革法成立までの我が国農地政策は、大要以上のような経過をたどったが、農地改革への胎動は既にその永年にわたる戦時中、ことに戦争末期の戦時政策の中に見られていた。

第一次改革法成立の経過

昭和二十年八月十五日、日本政府はポツダム宣言を受諾し太平洋戦争は終結した。明治以降日本がたどってきた軍国主義、帝国主義精算のための軍隊の解散、軍需工業の解体、海外同胞の引き揚げが開始された。一方敗戦による国民経済の崩壊は戦時中からの食糧危機をいよいよ激化させ、国民は敗戦の冷厳な事実を前に全くの虚脱状態に陥ってしまった。

十二月九日、突如総司令部は、いわゆる農民解放指令と言われた「農地改革についての覚書」を日本政府に対し、二十一年三月十五日までに農地改革案を提出すべく指令した。同年十二月十八日当時開催されていた議会（国会）で一部修正され成立公布された。小作料の金納化を除く部分は、二十一年三月一日から、小作料金納入の部分は四月一日から施行され、第一次農地改革の改正農地調整法は生まれた。

農地改革についての覚書（昭和二十年十二月九日）

㈠　民主化促進上、経済的障害を排除し、人権の尊重を全からしめ、且、数世紀に亘る封建的制圧の下、日本農民を奴隷化して来た経済的桎梏を打破するため、日本帝国政府はその耕作農民に対し、その労働の成果を享受させるために、現状より以上の均等の機会を保証すべきことを指令せらる。

㈡　本指令の目的は、全人口の過半が耕作に従事している国土の農業構造を永きに亘って、病的ならしめてきた諸多の根源を芟除（さんじょ）するに在る。その病源の主なるものを掲ぐれば次の如し。

(1)極端なる零細農形態―日本の過半の農家が、一・五エーカー以下の土地を耕作している。

(2)極めて不利なる小作条件下に於ける小作農の夥多―日本農民の四分三以上が小作乃至自小作であり、収穫の半分乃至それ以上の小作料を支払っている。

(3)極めて高率の、農村金利の下における農村負担の重圧―全農村在住世帯の半数足らずが、僅かにそ

の農業収入を維持し得ているに過ぎない程度に、農村負債は農村深く食い入っている。

(4)商工業に対し格段に農業上に、不利なる政府の財政政策—農業金融の金利及び農業に対する直接税は、商工業に於けるそれよりも遙に重圧的である。

(5)農民の利害を無視せる農民及び農村団体に対する政府の権力的統制—農民の利害と懸け離れたる統制団体により一方的に割当てられたる供出割当ては往々にして、農民を飯米農乃至供出非協力利己的農家に追い込んでいる。

日本農民の解放は、この如き農村の基本的な禍根が徹底的に芟除せらるるに至るに非ざれば進行を始めないであろう。

(三)よって日本政府は昭和二十一年三月十五日までに、次の諸計画を内容とする農地改革案を本指令部に提出すべし。

(1)不在地主より耕作者に対する土地所有権の移転。

(2)耕作せざる所有者より農地を適正価格をもって買い取る制定

(3)小作収入に相応せる年賦償還による小作人の農地買取制度

(4)小作人が自作農化した場合、再び小作人に転落せざるを保証するための制度

右保証策は左記に亘るべし。

(イ)適正利率による農村長期及び短期借用の普及確保。

(ロ)加工業者及び配給業者の搾取に対する農民の保護手段。

(ハ)農産物価格の安定策。

(ニ)農民に対する技術上、其の他の啓発事業普及の計画。

(ホ)非農民的利害に支配せられず、且、日本農民の経済的、文化的進歩を目的とせる農村協同運動の醸成並びに奨励計画。

(5)なお日本帝国政府は上記項目以外において、農民の国民経済への寄与に相応したる農民の国民所得、分け前の享受を保証するため、必要と認められる計画を提出すべし。

この指令の具体的内容と意思表示の端厳さは、開催中の議会（国会）の審議に、重要な圧力となった。そのため以後の審議は甚だ急速に進捗し、法案は衆議院で一部

修正されただけで、十二月十八日成立し、同月二十八日に法律第六四号で公布された。

さて、その改正農地調整法の要点であるが、同法は先ず第一に時代おくれしていた現物小作料を廃止して金納化した。第二に自作農創設事業を相当大幅に拡大強化した。第三に農地委員会の官僚的構成を、総選挙によって、地主、自作、小作農の各層から五人ずつの委員をあげることとし民主化した。第四に食糧増産の急務から未墾地開発を国家公共団体の手で強行することとした。第五に戦争中国家総動員法に基づいて公布していた諸法令を、その廃止が必然となるので、新たな形でこれを吸収維持した。その自作農創設拡充事業の内容は、五ヵ年間に一五〇万町歩（全小作地の五八・五パーセント）の農地解放を行うもので、在村地主には五町歩の保有地を認めていた。

第一次農地改革法は、このような長期計画と地主保有地の制限を内容とした。また、その農地の売り渡し価格は、当時の実情としては安価であったが、農民金融は現実的には逼迫（ひっぱく）していた。従ってたとえ年賦償還の途はあったとしても小作料が金納化した以上、自作農地の取得は却って公租公課の負担も加わるというので耕作農民の農地改革に対する態度はいささか、懐疑的、静観的でその関心はさほど湧きたたなかった。

しかし、政府はその第一次農地改革法実施の第一歩として、一月早々農地審議会を開催、平均五町歩の地主保有面積の都道府県別の割り当てを決定し、一月二十六日には施行令及び施行規則を公布した。また農地委員の選挙は三月中旬に行うことを予定していた。けれどもこの第一次農地改革案に対しては、改革法成立当初から内外与論もくすぶり、また、内容についても総司令部の十分な検討を受けていなかったので、実施にはかなりの困難があった。内容的な欠陥として指摘されていた事項は前述した地主に五町歩の保有地を認めていたこと（農地局原案は三町歩）以外になお⑴地主の個人別とし世帯別にしていなかったこと。⑵農地の譲渡を原則として地主、小作人間の相対売買に委ねていたこと。⑶地主、小作人間に立って農地を取得する機関を主として、市町村農業会としていたこと。⑷法令施行前から頻発し始めた地主の土地取上げや、不当土地分散を遡って処理する規定を欠いていたこと。⑸農地の権利の移転を統制する上で、耕作を目的とする場合を例外として除いていたこと。⑹市町村農地委員選挙の階級別区分が個人について適用されていたため、世帯と個人の間に区分の相違があって非

常識な結果を生ずること等があげられていた。

けれども、この第一次農地改革法による改革の実務開始は、結局前に述べた総司令部の農民解放覚書の、政府回答に対する総司令部の容認如何にかかわっていた。ところで政府は昭和二十一年三月十五日、その成立していた第一次改革法を基本に、なお将来の改正要点を明らかにし回答を提出したが、ついに総司令部の容認は得られなかった。よって第一次農地改革法による農地改革の実務は遂に立ち消えとなって第二次農地改革法必至となった。

第二次改革法成立の経過

昭和二十一年十二月九日の総司令部の、農民解放覚書に対する日本政府の回答の不容認は、総司令部と農林省の折衝会議となって展開し、会議の進行につれ、第二次改革の方向も次第に明らかにされつつあった。しかし既に述べたように、日本農地改革はこの頃既に国際間の強い注目をひいていた。

ためにマッカーサー元帥は、これを対日理事会に付議したが、同理事会は四月下旬から六月中旬にわたってこれを日程にのせ審議した。ところが五月二十九日第五回理事会においてソ連代表は、第一次改革法は総司令部の意向にそうものでないと断定し、ソ連邦の改革議案を提出した。（内容省略）

これに対し六月十二日の第六回対日理事会では英連邦代表から、同じく日本政府の回答は極めて不満足であり、総司令部の覚書を充すものでないと前提し、英国案の発表がなされた。（内容省略）

六月十七日開催された第七回理事会では、アチソン議長から、また、三月十五日の日本政府の、最高司令官に提出した改革案は、現下の事態に対して不十分とみなされていると述べ、かつソ連案を非難し、アメリカ側の意見の開陳があった。

かくして、第一次改革法は決定的に、対日理事会で否認された。しかして右の二案をめぐる審議で中国代表は、一部修正を希望し英国案に同意したが、結局原則的には英国案を骨子として指令案を作成することに意見が一致した。ところが総司令部はその後、この事業は「日本人によって無理なく受け入れられるために、計画が日本政府の自由意思によって、立案施行されることを望む」として指令によらず、単に勧告が発せられた。

㈠小作地の保有限度は、内地平均一町歩、北海道四町

歩である。保有面積は世帯単位で計算し、隣接市町村に居住する場合は、不在地主として取り扱う。

(二)自作農の所有する農地面積は内地平均三町歩、北海道一二町歩である。

(三)農地改革は二十年十一月二十三日現在で実行する。

(四)保有限度以上の農地は強制買収される。

(五)買収される小作地は、二十年十一月二十三日現在の小作農が優先的に買取ることが出来る。

(六)地主保有地の小作人は、自作地買収分を買収する機会を与えられる。

(七)農地の買収、売り渡しは買収人の田畑の均衡を図るよう注意する。農地の交換分合を可及的に行う。

(八)全国農地委員会を設け、土地移譲計画を監督する。その構成は農林大臣、小作農、地主及び全国的な民主的農業団体代表者、公衆の代表者である。都道府県農地委員会もこれと類似の構成とする。市町村農地委員会は、地主及び小作の代表者から構成する。市町村農地委員会は買収すべき農地を決定する。都道府県農地委員会はこれを承認し、市町村農地委員会の決定に対する異議の申立てを受ける。委員会の会議は公開である。

農地等の買収売渡実績（昭和21年8月1日現在）県農地改革史より

事項名／市町村	買収面積				同上自小作地別			所管替所属替面積				農地の累計
	田	畑	計	対価	自作地	小作地	不耕作地	田	畑	計	対償	
西桜島村	—	町 96.3	町 96.3	円 348,138	—	町 96.3	—	—	—	—	—	町 96.3

農地を買収された地主の戸数					売渡農地面積				売渡を受けた戸数		
個人地主		法人団体		計	田	畑	計	売渡対価	村内居住者	村外居住者	計
在村	不在村	在村	不在村								
275	286	3	1	565	—	町 95.6	町 95.6	円 345,577	567	47	614

昭和25年8月1日現在

売渡未済農地	買収見込	所管替見込	宅地建物等			牧野	
			買収	所管替	売渡	買収面積	地主数
町 7	町 2	—	坪 1,518	—	棟 1,518	—	—

(九)土地移譲計画が都道府県委員会により承認されると、これに基づいて政府は土地の所有権を取得し、これを小作人に売り渡す。

(十)農地改革は法案が総司令部により承認されてから二年間に完成される。

(十一)農地価格は政府案を承認する。地主に対する支払いは年利二分五厘以内、三十年年賦で支払われる。買収される自作地についてのみ報償金が交付される。

(十二)小作人の政府に対する支払いは前項と同様である。小作人の年賦金は地租、公課を加えて、年生産物の価格の三分の一を超過しない。必要の場合は年賦金を減額し又は延期する。

(十三)小作料の統制及び金納化は承認する。農産物価格が将来下落する場合は、金納小作料は小田については年農産物価格の二五パーセント、畑については一五パーセントを超えない。

(十四)小作契約は文書化される。契約書には小作料及び小作期間が規定される。文書化は日本政府が起案し総司令部の承認を受けた模範契約書による。

(十五)本計画により小作人が購入した土地は、三十年間政府の認める特例を除いて処分を禁止される。

(十六)小作地の取上げ及び農地の所有権の移転は今後禁止される。

総司令部のこの勧告は六月末に出されたが、第二次農地改革は既に第一次吉田内閣の担当するところとなっていた。

政府は総司令部の勧告受領後、約一ヵ月目の七月二十六日「農地制度改革の徹底に関する措置要綱」を閣議で決定したが、同要綱は勿論総司令部の勧告を骨子とした。しかしその法制措置は第一次改革法であった改正農地調整法から、自作農創設に関する部分を独立させ、「自作農創設特別措置法案」とし、同時に改正農地調整法はさらにこれを改正する「農地調整法改正法律案」の二本だてとすることとし、その両法律案要綱は八月六日の閣議で決定し、八月十二日に公表された。ところがその第二次農地改革法案が熟するまでのこの期間は、二十年九月の治安維持法の撤廃に伴う政治犯の解放及び二十一年一月以降の政治家その他の大量追放等によって、日本民主革命の流れが急潮を示し、農村では農民組合運動が急激に拡大強化しつつあった時で、地主層は時の流れの厳しさに沈黙を続け、農民層は明日への期待に緊張した。

遡及買収状況　（昭和25年8月1日現在）

区分／市町村名	請求件数	請求しなかった件数	買収した件数	委員会の計画によるもの（6条の5）	計	遡及買収面積	遡及買収された地主数
西桜島村	3	1	2	—	2	反 歩 60 12	2

農地改革前後の自作地，小作地面積

昭和20年11月23日現在　　昭和25年8月1日現在

事項別／市町村名	農地面積			農地面積			
	自作地	小作地	計	自作地	小作地	自作地にも小作地にも入らぬ農地	計
西桜島村	反 492.2	反 123.0	反 615.2	反 591.6	反 25.8	—	反 617.4
	% 80	% 20	% 100	% 96	% 4	—	% 100

農地改革前後の自作地，小作地面積（県農林統計）

昭和22年8月1日現在

市町村名	総農地	自作地	小作地
西桜島村	町 605.1	町 569.8	町 35.3
	% 100	% 94	% 6

昭和26年2月1日現在

市町村名	総農地	自作地	小作地	その他
西桜島村	町 615.8	町 598.6	町 15.1	町 2.1
	% 100	% 97	% 3	% 0

ところで、その第二次改革法案は間もなく九月七日の第九十議会（国会）に提出された。しかし既に述べたように、その改革の内容がいささか当時の国内情勢に照らして急進的であったこと及び、現内閣の自主的提案でなかったこと等のため、議会（国会）論議は激しかった。けれどもその翌十月十一日には両法案とも通過し、昭和二十一年十月二十一日附法律第四三号で自作農創設特別措置法が、第四二号で農地調整法改正法律が公布され、前者は同年十二月二十九日、後者は同年十一月二十二日に施行された。第二次大戦の硝煙がおさまって約一年三ヵ月目のことであった。

昭和二十二年一月六日、農林大臣は、第二次農地制度改革に関する件通達で、農地改革は「農民のためのものであり、また、其の実行の主体は農民自身であるべきことは明らかである。農民の自覚なくしては改革の徹底遂行は望み難い。従って指導の重点は、農民が農地改革の主体であることを自覚させ、農民自らによってこれを徹底的に行わせることにあるべきである。しかし第二次改革は、これを農村の実情に照らせば、極めて徹底的なものであり、その実現は決して容易ではない、農地改革の精神に鑑み、法の運用はあく

まで厳格でなければならない、指導する者は又新しい農村社会を建設する勇気と、情熱とがなければならない。日本の新しい出発点として、農地改革を徹底的に遂行されんことを切望する」と述べ、改革の方針と意義及び実施についての所信を明らかにしていた。けれどもその第二次改革法に対しては、また、第三次農地改革論も台頭していたが、この問題については農林大臣は、昭和二十二年九月十三日の衆議院の自作農特別措置法委員会で「第三次農地改革の意思はない、この第二次農地改革によって農村民主化の目的は達すると思う、残された小作制度に対してはあくまで合理的に処理して行きたい」と言明した。

農地改革の指導機関

農地改革遂行のため、政府は第二次農地改革法成立後間もなく、昭和二十一年十一月六日農林省内に農地部を設置し、かつその中央組織の一環として、昭和二十一年十一月十八日に各都道府県に対し、一斉に農地部を設置させた。

本県においての農地部設置は、同日付け訓令第六五号で、元経済部所管の農地事務を主幹に、拡大強化して農地課とし、別に開拓事務を所管する開拓課、耕地事務を所管する耕地課の三課を合併し農地部としたが、後協同組合課をも編入して四課制とした。

翌昭和二十二年一月二十八日には県はまた、管下十ヵ郡の地方事務所及び熊毛支庁に対し、農地課を独立させ、これに農地、開拓、耕地の三課を設置し、農地部の出先機関としての体制を整備した。

さらに、市町村農地委員会の指導監督については、これこそ県指導機関が全力をあげて注意活動して来た問題であったが、実にしばしば開かれた市町村農地委員会及び書記合同会はその指導上、また不振委員会の査察及び事務監査はその監督上の重要施策であった。

農地改革の実行機関

農地改革の実行機関は農地委員会であった。農地委員会には、中央農地委員会と都道府県農地委員会及び、市町村農地委員会の三つがあったが、中央農地委員会は第二次農地改革にあたって新たに設置されたもので、市町村農地委員会と都道府県農地委員会は、昭和十三年農地調整法の施行に伴って、設置されていた農地委員会を改織したものであった。

農地改革前後の農家階層別戸数（県農林統計）昭和22年８月１日現在

区分／市町村名	農業戸数	農業人口	自作農	小作兼小作農	小作兼自作農	小作農	その他	専業	兼業
西桜島村	1,108	6,081	843	201	29	35	—	917	191
	% 100		% 76	% 18	% 2	% 3	—		

農地改革前後の農家階層別戸数（県農林統計）昭和26年２月１日現在

区分／市町村名	農業戸数	農業人口	自作農	小作兼小作農	小作兼自作農	小作農	その他	専業	兼業
西桜島村	1,237	6,553	1,087	114	12	21	3	910	327
	% 100		% 88	% 9	% 0	% 1	% 0		

農地改革前後の経営農地の広狭別戸数（県農林統計）　昭和22年8月1日 対昭和26年2月1日

年度	総数	3反未満	3反～5反	5反～1町	1町～1町5反	1.5町～2.0町	2.0町～3.0町
22	1,108	350	288	402	61	7	0
	% 100	% 31	% 25	% 36	% 5	% 0	% 0
26	1,237	392	290	467	76	9	3
	% 100	% 31	% 23	% 37	% 6	% 1	% 0

中央農地委員会の委員（二三人）は農林大臣が全国から地主代表、小作代表、農民団体代表、（日農、全農）農業に関し学識経験ある者を選出し、内閣に奏請し内閣で任命し、市町村農地委員会の委員は、当該市町村内の地主、自作、小作の各階層農民が選挙した地主、自作、小作代表をもってこれに当てた（別紙桜島町（村）農地委員会参照）都道府県農地委員会の委員は、市町村農地委員会で選出した階層別委員が、その階層区分によって互選した者をもってこれに当てた。但し、市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員には、なお別に中立委員の制度があって、市町村農地委員会の中立委員（三人）は地方長官が、都道府県農地委員会の中立委員（五～一〇人）は農林大臣が選任した。

農地委員会の法律上の性格及び任務については（別紙桜島町（村）農地委員会参照）農地改革は、このような任務を負う農地委員会によって遂行されたが、農地改革が概に完了した昭和二十六年三月三十一日には、各種委員会を整理統合する農業委員会法が公布され即日施行された。よって農地改革の担当者であった歴史的な農地委員会は、発足後四年八ヵ月にしてついに、市町村農地委員会は同年七月末に、県農地委員会は同年八月末にそれ

ぞれ解消し、残務は新しく発足した農業委員会に引継がれた。

農地改革年表

昭和二十・七・二六　ポツダム宣言
八・一四　ポツダム宣言受諾
九・二　日本降伏文書調印
一〇・一〇　マッカーサー元帥幣原首相あて「日本産業機構の民主主義化」についての覚書手交
一〇・一三　農地改革農林省農政局原案作成
一一・二二　第一次農地改革要綱閣議決定
一二・九　総司令部農地改革に関する覚書を日本政府に手渡す
一二・二八　第一次農地改革法公布
昭和二一・二・一　第一次農地改革法施行（但し小作料金納化は四月一日施行）
三・一五　総司令部の日本政府に対する前記覚書に対する政府回答
六・三〇　第二次改革に対する総司令部勧告
九・七　第二次農地改革法案第九十議会提出
一〇・一一　第二次農地改革法案第九十議会通過
一〇・二一　第二次改革法（改正農地調整法法律第四二号及び自作農創設特別措置法法律第四三号）公布
一一・一八　市町村農地委員会専任書記任用始まる
一二・二五　市町村農地委員会第一回選挙実施
昭和二二・一・一四　農地省令第二号農地調査規則公布
二・一〇　本日現在を農地調査期日として農地調査始まる
二・二五　県農地委員会委員選挙実施
三・三一　第一回農地等買収
七・二　第二回農地等買収
一〇・二　第三回農地等買収
一一・二三　農地改革記念日、第一回農地売渡書伝達式挙行
一二・二　第四回農地等買収
昭和二三・二・二　第五回農地等買収
三・二　第六回農地等買収
七・二　第七回農地等買収
一〇・二　第八回農地等買収
一二・二　第九回農地等買収
一二・三〇　第一〇回農地等買収

昭和二四・三・二　第一一回農地等買収
六・二〇　改正農地調整法、自作法、小作調停法公布
七・二　第一二回農地等買収
八・一八　第二回市町村農地委員選挙
九・二五　第二回県農地委員会委員選挙
一〇・二　第一三回農地等買収
一二・二　第一四回農地等買収
昭和二五・三・二　第一五回農地等買収
七・二　第一六回農地等買収
一二・二　第一七回農地等買収
昭和二六・三・二　第一八回農地等買収
七・一　第一九回農地等買収
七・二〇　市町村農業委員会委員選挙
一一・一　第二〇回農地等買収
昭和二七・三・一　第二一回農地等買収
四・一　第二二回農地等買収
四・二八　対日講和条約発効
七・一五　農地法及び農地法施行法公布
九・一　第二三回農地等買収
一〇・二〇　農地法施行令公布

農地の一筆調査の実施

農地改革を正確迅速に処理するには、基礎資料の整備が必要である。ところがその従前から市町村に備え付けてある土地台帳や、名寄帳は土地面積、所有者名を記載してはいたが、それも現実の状態とは相当に表示が異なっていた。そこで農林省は農地改革の実施をひかえ、昭和二十二年一月十四日省令第二号で実地調査規則を公布し、即日施行した。調査期日は二十二年二月十日現在によるものとし、調査は八月三十一日までに終わるものとして農地調査は実施された。しかし、当時農地委員会の多くは、まだ陣容が整わず、調査を急速に軌道に乗せることは困難であった。政府は早くも同年三月三十一日を期し第一回農地買収を行うべきこと。及びその買収は買収予定面積の四分の一を買収すべきことを指示して来たので農地委員会は大半農地調査を見送って第一回農地買収に着手した。よって県はその第一回農地買収計画終了後の四月中旬、各郡にわたって市町村農地委員会の、農地台帳や世帯票の作成指導講習会を開催し、再び農地調査の促進励行を勧奨したが、調査は一般のこの時期を起点として進められた。

しかしこれまで県が示した農地調査項目は、単なる通

村内居住地主の経営規模と貸付別戸数（昭和25年8月1日現在　農地改革実績）

経営規模別戸数

市町村名	不耕作	5反未満	5反～1町	1町～1.5町	1.5町～2町	計
西桜島村	8	62	90	26	6	192

貸付規模別戸数

1反未満	1反～2反	2反～3反	3反～5反	5反～7反	7反～1町	計
108	43	23	15	2	1	192

本村内農地の借入状況（昭和25年8月1日現在　農地改革実績）

市町村名	耕作面積別戸数						借入面積別戸数							他市町村居住者	累計
	2反未満	2反～5反	5反～1町	1町～1.5町	1.5町～2町	計	1反未満	1反～2反	2反～3反	3反～4反	4反～5反	5反～7反	計		
西桜島村	91	107	95	8	—	301	216	57	20	4	3	1	301	—	301

牒で農地調査上重要な調査規則第三条に基づく所有者、耕作者の申告は申告者に義務を負わせているものではなかった。そこで県はこの申告を洩れなくかつ正確に申告させるため、昭和二十二年七月鹿児島県規則第二号で農地調査規則を公布し、即日施行し農地調査の徹底を期すことにした。

農地調査の方法は一筆ごとに既存資料の台帳処理をし、それを基調に権利者の申告を参照し、これをまた実地踏査によって一々現状を確認する煩雑なものであった。そのため市町村農地委員会は、委員、書記は勿論、補助員も総動員しての調査に当たった。また、農地の実情確認には、耕作者に耕地に名札を立てさせ、調査を便利にしたが、調査の進行は容易でなかった。多くの委員会は三月三十一日の第一回農地計画を起点に、次々に農地買収計画に追われ農地調査に専念する余裕をもたなかった。

本務的な台帳整理は出来ても、実地調査は停滞した。そこで県はその年の十月一日さらに市町村農地委員会の会長及び書記合同会合を開催し、農地の買収促進と、農地調査の即時完了を勧告したが、調査は依然として難航した。従って農地調査の終わらない委員会は、所詮既存土地台帳と名寄帳及び農地調査規則による権利者の申告者が、農地の買収売渡計画の基礎となったが、既存台帳には表示違いがあり、申告書には地主の自作地の過少申告または、地主、小作人の不当申告等があって、農地調査の完了しない農地委員会の農地買収は、勢い停滞した。農地買収計画が峠を越す頃になって漸く農地調査も峠を越し、その最後の集成であった農地台帳は昭和二十三年末でやっと九割を完了した。

九、農業団体

(一) 農会（桜島市場）

明治政府は農政の強化策をねらって明治十年一月内務省に勧農局を設置、次いで十四年四月には農商務省を独立新設した。それに並行して、政府は地方の勧農政策の推進普及の必要から、各地方で豪農層を中心に催されていた農談会や農事会などの民間的な農業団体を大日本農会として創設した。農会は農商務省の外郭団体として、勧農政策の推進と農事改良の普及をねらって組織化されたが、実際面では活動に乏しく各町村に設置された農商務係や勧業委員の行政面からの指導が主であった。

本県では加納知事が就任すると、早くも明治二十七年十二月県令で農会規則を制定し県、郡、市町村の三段階の農会を系統的に設置させ、翌二十八年四月に認可した。

農事小組合

農事小組合は初め任意的な相互扶助の活動機関としての存在であったが、明治二十七年日清戦争が始まるや、国民の間に高揚してきた国家意識や強烈な戦時意識をそのまま、農業改良事業に向かわせようと、設立したもので、農時共同作業組合が始まりであった。明治三十二年県で開催された九州八県の連合共進会で、本県出品の農産物が極めて優秀であり、これを一層奨励するために、知事が市町村長と謀り農事小組合と改称、各町村農会の下に組織づけ、農業改良の実行機関としての系統化を図った。

明治三十七年日露戦争がおこるや時の千頭知事は小組合の強化をねらい「常に軍人の戦陣に立つと同一の気持ちで国家に奉公すべし」との意味で報効農事小組合と改称した。県は「報効農事小組合規約準則」なる細案を示し

①小部落別に小組合を組織すること

②市町村農会の監督を受けることなど

他に組合員の主要作物の品種選択から播種栽培法、収穫から貯蔵までの農法を詳細に示している。県は明治四十二年坂元知事となり更に成績向上をねらい表彰規定を設け、成績優秀な小組合を表彰した。（川内市史編に依る）

本町は明治二十七年十二月県令の農会規則制定に準じ、西桜島村農会規則を制定、時の三代村長大窪宗輔時代に農会を設立した。大正十二年に農会の専任会長制の法改正が行われ、久米芳季氏が初代会長になった。

大正十五年（一九二六）農会では桜島の旧来の流通関係に不安を感じたため、桜島市場の創設を考え、鹿児島市小川町一番地の刑務所跡地を県から借地し、大正十五年八月二十三日桜島市場を創設した。

昭和二年の金融恐慌、昭和五年の農業恐慌にはじまる昭和の不況期に入り、日本の産業は大きく衰微した。都市労働者は再び農村に還流して、農村の不況は、社会不安の根源となりつつあった。政府は農村救済のため昭和七年から、救農土木事業や負債整理のための「経済更生自立化運動」を展開した。本村では、農会主催の経済更生自力化運動がはじめられた。

西桜島村農会機構は残されている書類がなく細かなことは不明であるが、審議機関として農会総代を選び農政全般の審議がされた。末端機構としては各部落に報効農事小組合の組織が置かれ、各班には相談役の制度が施かれていた。農政について毎月小組合長主催の相談会がもたれ、そこで村農会からの伝達事項が伝えられた。各班においても毎月の定例会が開かれて、村農会からの指示伝達及び農民相互の農作業についての話し合いなど有意義な会合がもたれていた。

また年一回は、各部落で農談会が催された。村農談会には会長及び技術員が来て農政一般及び園芸技術の指導等が行われた。最後は懇談会が行われるのが常であった。

桜島市場（桜島の従来の生産品の取引状況）

大正三年の噴火後、耕地整理に依って、火山灰軽石等で天地返しも順調に進み、作物の栽培も進み、当時農家の換金作物であった大根、スイカ、ミカン、ビワの生産も増加してきた。これらの農産物は当時唯一の輸送機関である五、六ㇳン級の和船型の小舟に積み込み、帆走または四丁櫓で漕ぎ渡り鹿児島の岩壁に荷降ろししていた。当時大量の生鮮食糧品を取引きする市場はなく、桜島の農産物は鹿児島港の埠頭で取引きされていた。取り引きは部落ごとに生産者と仲買商人との仲介の労を取る判場人（評価役）を選定し、その判場人は評価売買の責に任じまた売買代金の支払い、荷の収受の役割を果たして、取引高に応じ所定の手数料による銭業という小型の荷受問屋の行為をなすものであった。毎日の荷さばきはまがりなりにも行われたが、取引きの指定の場所もなく、雑踏を極めている埠頭上の取引きは、公正な仕切値が出来ることは思いもよらないのみならず、仲買人は出荷状況

を見て、荷の少ない場合は競って買い付け、荷が多いとみると談合して取引場に姿は見せず、時間を見計らって代表者だけを出して買い気だけを見せ取引きせず、時を稼いで値をさげさせることもしばしばあった。しかし桜島の生産者は岩壁に水揚げ取引きをすませ、代金支払いを受けて、この金で生活用品、肥料などの生産資材、その他、必需品を購入し、午後一時ごろ帰るのが古くからの慣習であった。仲買人はこの事情をよく知っているので談合し買い叩くのが常套手段であった。生産者はその具に供せられることを知りながらも、保管施設もなく管理者もなく、野放しに放置することも出来ず、その日売りさばかねばならずやむなく買い叩かれたのであった。そこで上山平吉氏が発起人となり、大正七年に大根共同販売所をいずろ海岸に開設したが、仲買人の談合による不買申し合わせでこの共同販売所も失敗に終わった。

大正十二年農会法の改正が行われ専任会長制となり、久米芳季氏が会長となった。農業振興、農家経済の改善をはかるには、生産物の販売体制の宿弊を打破し、共販態勢を確立することが重要であるという認識にたって、鹿児島海岸地域に土地を求め、市場を開設すべきである事を目標に総代会に提案しそれが可決された。その施行実現を期すために協議会を持ち、その趣旨運営の徹底を図った。また目的達成を容易ならしめるために講演、講習、懇談会等を村一円と各部落ごとに開催し、三年間に村一円の会合を七十余回、部落別の懇談会、座談会、小委員会等約百十回にわたって行い、与論の喚起と協力を求めた。しかし村民の関心は薄く、判場人や仲買業者は村農会の企画を快く思わず現状維持を主唱して逆宣伝し取り引き知識に乏しい生産者に疑念を抱かせるような言動が多く、計画実施には幾多の障害があった。

大正十二年鹿児島郡長に新進の浜田寿一氏が就任、郡農会長を兼任した。地域農業振興計画に農産物の販売改善が重要な要件であるという趣旨から農産物販売機構が計画された。小川町旧刑務所跡の県有地の貸下げを受け、青果物卸市場開設に努力がされたが、市周辺、町村の野菜は振売りの行商人によって、市内の各家庭を回り、振売りされており、近郊町村の農産物は郡市場に大量に出荷する程の生産量がなく、大量出荷の生産態勢が可能であるとみられる産地は桜島のみであった。共同出荷の態勢が未成熟であると同時に、郡制廃止によって郡農会の市場開設は中止のやむなきに至った。

西桜島村農会は浜田郡長の企画した青果物卸売市場建

設予定地の鹿児島市小川町一番地五六五坪の借地権を確保した。当時同敷地は製材所、石炭置場等に利用されて雑草が生い茂り、荒れ果てていたので、村民は総出で整地整理をし、市場設置を完了したのである。

大正十五年八月二十三日市場は桜島青果卸売市場として露天市場で発足した。ちょうどその頃、スイカの最盛出荷期で、白皮の大型スイカが場内を埋め尽した。期待と不安で見守るなか六人の判場人は堅い表情で買出人に包囲され、熱気あふれる取引きが行われた。取引きは短時間に終わり、出来値も従来の二、三割高で、予想以上の好結果で第一日は終了した。農家は勿論、判場人も期待と希望の色をみなぎらせていた。二日三日と日を経るに従い出荷も順調に伸び取引きも益々好調となっていった。取引きには小売店舗、行商人、地方都市の買出人も参加し、利用度は次第に高まり、農会経営の公営市場として全国的にもまれに見る運営として注目されるようになった。桜島の青果卸売市場の運営には多少疑問もあったが市場運営としては順調に進展し、三年有余を経ると軌道にのりますます発展を期待できる状態になっていった。桜島市場発足当時、県農会内部で市場開設について企画審議されていたので、久米西桜島村農会長は県農会副会長宇都曽一氏に、県農会の市場開設促進を懇請したが、県農会役員会では「青果卸売市場は鹿児島市のような大消費地を抱える周辺都市が経営すべき性格のもので有る」との結論に達し、県農会で経営することは当分不可能であるとの見解であった。しかし桜島市場発足後三年にして運営も軌道に乗り卸売市場は一町村の経営すべき性格のものでなく、県または団体が経営すべき事業であるとの趣旨から県農会に引継ぐようにとの申し出があった。村農会はあくまでも村の経営続行を主張し、県農会は移管をせまってきたので両者の間に対立が生じてきた。桜島青果卸売市場は県有地の借用地であり、県は財政上売却処分の予定地としていた。市場経営も順調で経営資金も余裕を生ずるようになっていたので村は敷地千坪の払い下げを申請した。

県農会でも同地の払い下げを望んでいたが、当時の県農会長奥田栄之進氏は鹿児島県政界の長老であり、財界の先達として重要な位置を占めていた。政党政治濃厚な時代で地方自治にも大きな影響力のあった時代のことと て、農会の力の及んでいる政党の挙党一致の行動には、西桜島村の対抗する術もなく、払い下げ申請後二年有余を経ても決済をみず、善処するという答が返ってくるば

かりであった。一方、県農会の桜島卸売市場の乗っ取りと、土地払い下げの件が政治問題化する兆しがあった。とはいえ、鹿児島県は政友会挙県一党の状態で手の施し様もなく西桜島村としてはただなりゆきを見守るばかりであった。遺憾ながら村民総意を挙げて育てた市場経営を県農会に移譲するより外に方法はないと決したが、これまで市場運営に投入した五万数千円の設備一切を無償で寄付し、その代わりの条件として県の市場内に桜島部を認め、建物の内二八坪の上家を別にして桜島の生産物は特別取り扱いできるように配慮してくれるよう申し入れたが、県農会は桜島部を設けることは同市場内で二つの売場が存在することとなり、相互の競争によって紛争をまき起こす原因となる恐れがあるとして、桜島部の併設は拒否され、事態は迷宮におちいった。ちょうどその時、市場を存続させたいとする村民の悲願が神に通じてか、中央政界に政変があり、政友会内閣がたおれ憲政会内閣となった。鹿児島県知事に山口安憲知事と公表されたので、知事赴任前に上京し、事態の真相を訴え、問題の善処を請願しようと、久米村長と村の長老有村三介氏は、商工参与官岩切重雄氏を訪れ、西桜島青果卸売市場の経過、現在の情勢を述べ援助指導を仰いだ。岩切商工参与官は事情を了承、直ちに安達兼三内務大臣に引き合わせ、内相も桜島の事情をくわしく聴き取り、山口知事に事情を説明、善処方を依頼された。知事も土地払い下げを内諾、小川町一番地千坪内、桜島市場の借地五六五坪は桜島市場の敷地として払い下げ、残地は県農会に払い下げることと決定した。二年有余の血のにじむような争いも解決し、卸売市場の基盤も確立し、多事多難の時代とはいいながら、村民の物心両面の堅い団結、協力により、青果卸売市場の基盤は確立し、村の自主財源獲得の道は開拓された。

昭和七年産業組合の運営に誤りがあり、職員の不正事件が発生したことによって産業組合は経営不振に陥り、組合長は信望を失墜し、辞任することになった。久米村長は、農会長、産業組合長を兼務することになり、当時顕著な実績のあった農会経営の青果卸売市場を産業組合に移管する問題がもちあがった。しかし更生計画は樹立されたものの、なお幾多の問題があったが、農会総代と産業組合理事とが合議の上、相互の理解と努力によって移管と決定した。移管の結果、桜島市場の剰余金を運用することによって不振であった産業組合の事業も次第に好調になっていった。

昭和十一年鹿児島市に、商工省令による中央市場法にのっとり中央卸売市場計画が立てられ桜島市場は、中央卸売市場法の設置区域内の条項に抵触することになり、閉鎖の運命の止むなきとなった。桜島市場はその区域内の商行為を停止した。交換条件として鹿児島市中央卸売市場法による指定の青果会社の業務規定の中に桜島部を設置し、桜島生産の出荷物を専属に取り扱ういわゆる従来の桜島青果卸売市場当時の一切を代行する形態で処理履行するという約款の下に、桜島青果卸売市場を閉鎖することになった。

(二) 産業組合

大正三年の大噴火により桜島全島大災害を被り、横山部落及び赤水、小池部落の一部は溶岩に埋没し、他部落は火災のために多くの家屋が全焼した。また、畑はすべて軽石、火山灰に埋まり、国から耕地整理のための交付金、及び天皇陛下から小屋掛料としての御下賜金の中から各戸五円ずつの出資を求め、大正四年西桜島村産業組合が結成設立された。

初代組合長は大窪宗輔村長兼職　組合員九一六人

設立当初は事務所を役場に置いたが、直ちに藤野村尾五番九一五番地に、事務所、倉庫等を建設し、名称を無限責任信用購買販売利用組合として発足した。

二代組合長　上山平吉　三代組合長　国生義雄

事業として、信用事業は勿論、肥料、一般家庭必需品の販売、大豆粕、油粕等の粉砕事業、鹿児島市小川町一番地桜島卸売市場敷地内に、出張所を建設し、信用事業を行い、昭和五年には、現在の町交通事業の前身である運航事業を始め、昭和丸を建設して通勤、通学の便に供した。当時の経済恐慌のあおりで経営不振となっていた組合は更に昭和七年、公金流用事件が起こり、組合員の信望と、村外信用を失墜して、経営難に陥り、組合更生のため組合長が引責辞任し、四代組合長として、村長久米氏が農会長と兼務することになった。

組合は諸財務整理のため、昭和八年、事務所、倉庫、敷地共に、藤野西元万千代氏に売却（現在石造倉庫はそのまま西元氏のミカン貯蔵庫及び倉庫として残っている）し、産業組合事務所は鹿児島市小川町一番地、桜島市場敷地内の産業組合出張所に移転した。

信用事業は、各組合員の貸付金対策として、役員（理事監事）のほか各部落ごとに評定員制度を設け、各組合員ごとに最高貸付限度額制をしき、その範囲内での貸付

制度が始まった。

組合の更生計画の作成にあたっては、水田本位の自給経済の農村と異なり、桜島は園芸本位、商品作物依存の消費経済の生活様態と、地理的に鹿児島市に近接し、組合員は常に鹿児島の一流商社との折衝に機会が多く、比較的知識水準の高い批判眼をもっていたので、更生計画には一段の慎重を要した。

村農会総代と、産業組合役員と合議の上、桜島青果卸売市場の経営のすべてを、そのまま産業組合に移譲すると共に、産業組合長はその経営の任にあたる事に、衆議一決し、複雑多難な産業組合の更生計画案は成りたった。しかし、農会総代側としては多年にわたって幾多の困難を排し、幹部の努力と理解をもってかちとり苦心苦闘して築き上げた桜島青果卸売市場の移譲には心外に堪えないものがあったにも拘わらず産業組合を更生させる一念にもえて議決されたものであった。

このような事情により産業組合は、桜島青果卸売市場の経営による剰余金積立等の運用によってそれまで麻痺状態にあった信用購買販売利用等のすべての事業は補正強化され、組合員の信頼、利用度は好転し、収支決算は黒字となり、剰余金を見るに至った。対外信用も回復され、二年を経ずして県内の優良組合に推賞されるまでとなった。

その後産業組合事業は隆盛となり、組合事業としての信用、購買販売事業のほか、大豆粕、油粕類の粉砕事業及び木毛製造事業も行うようになった（木毛はビワ出荷用または、市内の陶器類の発送用補填材としてその利用に供する）。生産品として干大根（漬物大根）の出荷が多くなったが、相手漬物店は限られた商人であったため販売不利の場合が多かったので漬物タンクを鹿児島市小川町及び桜島の藤野以西の各部落に建設し、組合員のための有利販売対策が講ぜられた。

漬物タンクは支那事変の時代には軍の漬物タンクとして歩兵第四十五連隊が借用し、桜島の干大根を買収加工するようになった。

生産品共同販売、共同出荷では、特産品のビワ、夏柑が主な出荷品で、県外出荷として、販売事業に主力を注ぎ、特に、ビワの県外出荷は、京浜地区、関西地区に名声を得るようになった。

◎西桜島村産業組合、生産物出荷とビワの品種改良

「久米芳季氏著の三十三年の公僕の歩み」には次のように書かれている。

産業組合は自ら生産品の県外出荷の強化推進に全力を傾注し、その声価を高めるべく、大正十二年農会経営改善事業の第一歩として、ビワの品種改良のため視察団を組織し、農事小組合長、その他の有志三十余人で、長崎県茂木町の先進地を視察した。茂木ビワの優秀性に対し、桜島ビワの在来種の劣性なるを痛感し、いよいよ改植の要に迫られ、苗木、接穂の斡旋方を茂木町の産業組合に懇請し、新植、高接等の思いきった改善策を断行した。十年目の昭和九年には、その生産量は貨車輸送をするまでに達し、産業組合の直接出荷の下に、東京、大阪、北九州の県外市場に出荷するようになった。意外にも、気候の関係上熟期は長崎県茂木地方より二十日以上も先じて出荷可能により、各市場の人気の焦点となり、ますます将来を期待され、最も有利な取り引きが展開され、価格は長崎県茂木産を上回る状態となった。ビワ栽培も高潮に達し一二〇町歩以上に増植され、生産量も年と共に増加し、出荷範囲は内地はもとより、北海道、朝鮮、満州、香港の中継により、東南アジアまで、販路開拓され、昭和十六年、十七年が最高潮として、時代は大東亜戦争に突入、昭和十九年を最後に県外出荷は中断となった。

◎桜島青果卸売市場閉鎖後の特産品ビワの販路拡張の経緯

桜島青果市場の開設には生産者の認識が旺盛であり、その利用は絶対なものとなった。生産品の取り引きは、鹿児島市小川町の青果卸売市場を中心に、産業組合の指定の場所以外で行う事なく、共販体制が出来上がったので、県並びに地方都市の消費地への出荷も青果卸売市場を通じ、仲買人の自由に行われていた。開設当時大正十五年以来、昭和八年までの仲買業者の出荷実績によると、荷造りの包装、選別、その他において遺憾の点が多く、各市場から非難の声が高まり、真価を発揮することが出来なかった。大正十二年以来栽培増植を図って来た新品種茂木ビワを生産するようになったことと、桜島青果卸売市場の閉鎖問題ともからんで、昭和十年から産業組合は荷造、包装、選別の規格等を、先進地を模範として改革した。県外へ本格的に出荷することとし、東京、大阪を中心に、横浜、京都、神戸並びに北九州への出荷

の強化を図った。他産地に先んじて出荷することで各市場の人気はますます上昇し、ことに初夏、青果の端境期に店頭を飾り、新鮮な味覚の王座として、名声を博した。さらに桜島ビワの声価を高めるため、全国各都市の青果市場で市街宣伝に努め、ビワ出荷統制計画機構を組織し、その組織を村の産業組合の販売部に織り込む事にした。

ビワ出荷統制計画機構組織体形

一、企画総司配役　産業組合長　久米　芳季
一、総務部調制役　専務理事　武　定利
一、総務部企画本部嘱託　野村　孝一
一、総務部販売企画長東京嘱託　内田七三蔵
一、総務部販売企画長大阪嘱託　坂元栄太郎
一、販売部出張員東京駐在　向高　武一
一、販売部出張員大阪駐在　藤崎重二郎
一、販売部経理主任　山元　龍雄
一、現場監視取締人　竹之内源二郎

以上の陣容を整え、組合長は販路の開拓宣伝に努める事になった。

長崎の茂木ビワは、生産取引の歴史は古くまた生産量も大きく、従って出荷量も豊富であったため、全国の市場に認識が深く、その声価定評は確立されていた。ビワは長崎の茂木と通ずる程になったが、半面、鹿児島は唐ビワ、鹿児島早生のように品質、味共に劣り、遜色の甚しい品種を出荷し、しかも仲買商人の不統制の出荷は信用を失っていた。わが村の茂木種の生産は、未だに少なかったのでその条件下の取り引き推進には、寒心の外なく、甚だしきは鹿児島で、茂木ビワを生産することを疑惑視され、信用を得難く、折角選別、荷造、包装その他、意匠をこらして長崎産に遜色のない荷姿にして出荷しても、市場ではビワは、長崎県茂木産のビワとして取り引きされ、殆んど長崎県のビワのかげに、かくされて販売取り引きされる状態であった。

増産途上であり、しかも特殊産地として、特色のある桜島の将来を思う時に、その打開策としては、全国の各主要都市の市場への行脚宣伝を行い、了解を求める以外にないとしてそれに踏み切った。その範囲は、県外の県庁所在都市及び全国の鉱工業地帯に及んだ。ある市場の問屋仲買人では、店舗にわが組合出荷のビワ篭が陳列されていたが、その上位のものは長崎産で、下位のものは鹿児島産であり、相当な値開きで売り渡されていた。またある都市の小売店舗では、桜島の組合の荷造り包装の

篭から長崎県の茂木ビワの空篭に、茂木地方の出荷組合の包装紙を敷いて、中味の入れ替えをしているのを目のあたりにしたこともあった。

東京、大阪に鹿児島県物産あっ旋所が設置され、農産品だけでなく、大島紬、錫器、竹細工、鰹節、製茶等が展示あっ旋されたなかで、ことにビワには一段の関心が寄せられ、販売には格段の協力がなされた。東京、大阪を中心に出荷の主力を置き出荷期の前には、必ず組合長は販売出張員と共に上京、上阪し、あっ旋所の後援を得て、東京中央卸売市場の本場、分場各青果会社八社、即ち築地本場一社、神田分場三社、荏原分場一社、都島分場一社、江東分場一社、新宿分場一社及び横浜中央卸売市場一社、大阪市では、大阪青果株式会社、京都青果株式会社、神戸青果株式会社等、各社の幹部を中央に参集を求め、相互に忌憚（きたん）のない意見を交換し合い、相互の理解と協力によって、永遠の取引きに徹するよう誓い合った。また各市場各会社の特異性、特殊事情を販売出張員も会得して、会社との間だけでなく仲買業者との親善友好、更には運送関係の人々との友好関係も年と共に深まっていった。

(三) 農業会

これまで農会は、農業技術面の指導にあたり、産業組合は農家の経済面を担当するという別個の組織として、両立しながら運営されてきた。しかし、やがて太平洋戦争となり、農業生産増大の必要に迫られた政府は昭和十八年農業団体法を制定し、これにより農会、産業組合その他の農業団体を統合して各市町村に農業会を組織することとした。本村でも西桜島村農会と西桜島村産業組合とを合併し、西桜島村農業会が組織された。

この農業会は政府の指導統制下におかれ、その事業は戦争目的遂行のために推進しなければならず、いわば国策遂行上の機関でもあり会長も市町村長が兼務した。

その事業は主に次のようなものである。

一、農業の指導奨励その他農業の発達に関する施策
二、農業の統制に関する施策
三、会員の販売する物の売却またはその加工に関する施策
四、会員の必要とする農業資金の貸付けまたは農業用施設利用に関する施策
五、会員の貯金受け入れに関する施策
六、その他

西桜島村農業会は戦争下の時局に即応して活動を続けてきたが、終戦後マッカーサー指令により全国の農業会は解散することになり、これにより昭和二十二年七月解散、翌二十三年二月全財産を、新たに誕生した西桜島村農業協同組合に譲渡した。

農業会の役員は次のとおりである。

会長代理専務理事　武　定利
就任年月日　昭和十九年一月一日
退任年月日　二十三年八月十四日
勤務年数　四年八ヵ月

理事　横村　市蔵
就任年月日　十九年一月一日
退任年月日　二十三年八月十四日
勤務年数　四年八ヵ月

理事　篠原　繁
就任年月日　十九年一月一日
退任年月日　二十三年八月十四日
勤務年数　四年八ヵ月

理事　福田　武吉
就任年月日　十九年一月一日
退任年月日　二十三年八月十四日
勤務年数　四年八ヵ月

理事　松山　定吉
就任年月日　二十一年三月十日
退任年月日　二十三年八月十四日
勤務年数　二年六ヵ月

理事　北村　盛徳
就任年月日　二十一年三月十日
退任年月日　二十三年八月十四日
勤務年数　二年六ヵ月

理事　西俣　熊畩
就任年月日　十九年一月一日
退任年月日　二十三年八月十四日
勤務年数　四年八ヵ月

理事　浜平新太郎
就任年月日　十九年一月一日
退任年月日　二十三年八月十四日
勤務年数　四年八ヵ月

監事　萩原　有吉
就任年月日　十九年一月一日
退任年月日　二十三年八月十四日
勤務年数　四年八ヵ月

監事　野口　藤市
就任年月日　二十一年十月十日
退任年月日　二十三年八月十四日
勤務年数　一年十一ヵ月

農業会より農業協同組合への財産の引継ぎ等主な経緯は次のとおりである。

西桜島村農業会清算結了及び決算報告書

昭和貳拾四年参月拾日清算結了しましたので、別紙清算完了までの状況及び清算に関する決算書添付報告致します。

昭和貳拾四年参月拾貳日
西桜島農業会
清算人代表　武　定利　㊞

鹿児島県知事
重成　格　殿

一、清算完了迄の状況

昭和二十三年十二月二十八日
昭和二十三年十二月二十五日附西桜島村農業組合へ財産分割につき知事の認可をうく
昭和二十四年二月二十八日
昭和二十三年十二月二十八日知事の財産分割認可により西桜島村農業協同組合へ財産引継完了
昭和二十四年三月八日
財産処分方法についての認可申請を鹿児島地方裁判所に提出
昭和二十四年三月八日
裁判所の認可をうく（認可謄本添付）
昭和二十四年三月十日
西桜島村農業協同組合へ分割時の農業会残高財産の処分及び損益計算書による諸支払完了
昭和二十四年三月十一日
清算完了登記
昭和二十四年三月十一日
清算結了登記完了
（清算結了抄本添付）

二、分割時の農業会残高財産の処分状況

（借　方）

科目	分割時の農業会残高	この処分
清算費引当金	99,979円50銭	

（貸　方）

科目	分割時の農業会残高	この処分
	99,979円50銭	清算費引当金へ充当

三、分割後から清算完了までの損益計算書

利益			損失		
科　目	金　額	説　明	科　目	金　額	説　明
清算費引当繰戻	99,979.50	引当金繰戻	清算人手当	13,950.00	常勤1人8月～1月
			資産処理委員手当	1,760.00	9人分1日50円 出張旅費まで4日分共
			職員俸給	59,320.00	15人8月～9月 1人12月～1月 5人10月～11月
			職員手当	3,000.00	1人10月～1月
			旅　費	1,380.00	延23回1日60円
			通信費	120.00	送金・書留・その他
			消耗品費	165.00	用紙その他　筆墨料
			会議費	4,580.00	資産処理委員会1回 三者合同協議会5回
			諸　税	5,504.95	県　税　2,047.00 村　税　2,463.00 市　税　258.50 その他　736.45
			傭人料	160.00	1人1日80円2日分 財産分割事務筆耕
			登記手数料	2,558.50	登記簿抄本2通代他
			雑　費	7,480.55	
合　計	99,979.50		合　計	99,979.50	

差引剰余金　　なし

証　明　書

農業会残高財産処分及び損益計算書につき違算のないことを証明する。

昭和24年3月12日

西桜島村農業会

監事　野口藤市 ㊞

昭和二十四年㈦第一一號

決　定

鹿児島郡西桜島村藤野一千四百九十三番地ノ一
西桜島村農業会清算人代表
申請人　武　定　利

昭和二十四年三月八日附を以て申請に係る西桜島村農業会の清算及び財産処分方法に関する認可申請の件は之を認可する。

昭和二十四年三月八日
鹿児島地方裁判所
裁判官　池　田　惟　一

右は謄本である
於同日同廳
裁判所　書記　中　尾　龍　馬　㊞

地方農業会清算結了登記申請

一、名　　稱　　西桜島村農業会
一、主たる事務所　鹿児島郡西桜島村藤野壱千四百九拾参番地ノ壱
一、登記の目的　　清算結了の登記
一、登記の事由　　昭和二十四年三月十日清算結了したので、総会を招集しなければならないが、本会は残留会員が一人もいないので総会を招集出来ない旨の監事の証明を添付し左記事項の登記を求める。
一、登記すべき事項　清算結了年月日
　　昭和二十四年三月十日
一、添付書類　　監事の証明書　壱通
　　委任状　　壱通

右のとおり登記の申請をする
昭和二十四年三月十日
鹿児島郡西桜島村藤野壱千四百九拾参番地ノ壱
申請人　西桜島村農業会
鹿児島郡西桜島村白濱壱千貳百七拾貳番地口號
清算人　武　定　利
鹿児島郡西桜島村西道貳百八番地
右申請代理人　竹之内　薫　㊞
鹿児島司法事務局　御　中

証　明　書

清算結了登記の申請に添付すべき決算承認書は本会は

会員全員が農協に加入し残留会員が一人もないので総会を招集することが出来ないが、清算については違算なく完了せしことを証明する。

昭和二十四年三月十日

西桜島村農業会

監　事　　野　口　藤　市　㊞

登記簿抄本

登記第貳號

名　稱　西桜島村農業会

事務所　鹿児島郡西桜島村藤野壱千四百九拾参番地ノ壱

清算人　武　定利ノ氏名住所

鹿児島郡西桜島村白濱壱千貳百七拾貳番地

口號

武　定　利

昭和二十四年三月十一日ノ登記事項

清算結了ノ年月日　昭和二十四年三月十日

此抄本ハ登記簿ニ依リ之ヲ作リ茲ニ登記簿ト相違ナキコトヲ認証ス

昭和二十四年三月十一日

鹿児島司法事務局

法務廳事務官　小　濵　静　雄　㊞

農業協同組合の財産分割に伴う農業会資産処分認可申請書

今般左記により西桜島村農業協同組合との間に財産分割の協議が整ったので財産の分割を請求いたしたいから許可願いたく昭和二十二年法律第一三三號第二条の規定により左記関係書類を添えて申請致します。

昭和二十三年十二月二十五日

鹿児島郡西桜島村藤野壱千四百九拾参番地ノ壱

西桜島村農業会

清算人　武　定　利

鹿児島県知事

重　成　格　殿

（文中の左記書類省略）

㊞

指令二三農第二三二號

西桜島村農業会

昭和二十三年十二月二十五日附申請の西桜島村農業

協同組合に対する資産処分の件は認可する。

昭和二十三年十二月二十八日

鹿児島県知事　重成　格　㊞

㊟

農業会財産分割請求認可申請書

今般左記により西桜島村農業会との間に協議が調ったので、その財産の分割を請求致したいから認可願いたく農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律第五条の規定により左記関係書類を添えて申請致します。

昭和二十三年十二月二十五日

鹿児島郡西桜島村藤野壱千四百九拾参番地ノ壱

西桜島村農業協同組合

組合長理事　北村盛徳　㊞

鹿児島県知事

重成　格　殿

記

一、財産分割の協議が調った日　昭和二十三年十二月二十五日

二、財産分割に関する協議の内容及び分割の方法

（別紙協定書の通り、及び文中の左記関係書類省略）

㊟

指令二三農第二三二號の一七七

西桜島村農業協同組合

昭和二十三年十二月二十五日附申請の西桜島村農業会財産分割請求の件は認可する

昭和二十三年十二月二十八日

鹿児島県知事　重成　格　㊞

㈣　農業協同組合

昭和二十年十二月九日、占領軍当局は日本政府に対し「農地制度の改革に関する覚え書」を指令した。一般に「農地解放指令」といわれている。この指令により他の農地改革に関する諸計画とともに、非農業的利害から支配されず自主的、民主的で、かつ農民の経済的文化的向上に奉仕すべき農村協同運動の構成ならびにその奨励計画を提出するよう指令した。日本政府はこれに対して「農地改革書」の中に農業協同組合に関する計画をもり込んで回答したが、それにより昭和二十一年五月第一次の農業協同組合法案ができ、再三再四修正されて昭和二十二年十一月十九日農業協同組合法が公布された。

この法律は、農民の協同組織の発達を促進し、もって農業生産力の増強と農民の経済的社会的地位の向上を図り、併せて国民経済の発展を期することを目的とする。したがって組合はその行う事業によって組合員のために最大の奉仕をしなければならず、営利を目的とした事業は行ってはならないことになっている。このようにして農民多数の協力組織によって資本主義社会では比較的弱い農業経営を有利にし、生産力を高め農民の福祉増進をはかるとともに、国民経済の発展に寄与しようというのがこの制度のねらいである。

西桜島村農業協同組合

西桜島村ではこの趣旨にもとづいて、昭和二十三年五月西桜島村農業協同組合が設立された。

設立に当たっては、昭和二十三年二月十四日設立総会を桜島中学校校庭で開催、定款の承認、事業計画設定、その他設立に必要な事項を決定し、役員選挙を行い、同年四月一日県知事の許可を得て五月二十五日設立登記を完了した。なお定款に定める事業は次のとおりである。

一、組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付
二、組合員の貯金又は定期積金の受入
三、組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
四、組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（医療に関するものを除く）の設置
五、農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設
六、農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売り渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理
七、組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売
八、農村工業に関する施設
九、共済に関する施設
一〇、医療に関する施設
一一、組合員の農業に関する技術及び経営の向上を図るための教育又は農村の生活及び文化の改善に関する施設
一二、医薬の販売及びこれに付随する業務及び医薬用外毒物、劇物（又は農薬）の販売及びこれに付随する施設
一三、組合員の経済的地位の改善のためにする団体協

約の締結

一四、前各号の事業に付帯する事業

なお、さきの「農業会」で記述したとおり、その後昭和二十三年十二月十五日西桜島村農業会から、全財産の分割と事業のすべてを受け継ぎ、西桜島村農業協同組合は発足した。そして、他市町村にみられたように組合員の資格問題や、農業会の資産引継ぎと、その評価などについて不穏な気配があったり、出資金等に不満を抱き設立当時の感情にとらわれて、別途組合を組織しようとする空気など殆んどなく、終戦後の混乱期の農協経営としては、いずこの農協も苦しい赤字経営で、役員になる者がない組合すらあったときく。このような状勢下にもかかわらずわが西桜島村農協は、当時のビワ出荷の影響もあり比較的順調な経営がされていた。とはいえ、発足したばかりの農協は決して順調ばかりではなく、衰微した時には破滅の危機に直面したこともあった。

西桜島村農協の経営の危機に頻した昭和二十八年二月、県経済連との紛争を当時の組合長久米氏の「公僕三十二年の歩み（桜島市場編）」から抜粋してみよう。

農協の再建計画の樹立完成

（自昭和二十八年二月　至昭和三十五年四月）

昭和二十二年農業協同組合が誕生し戦時態勢から平和態勢の時代となり、農協も画策内容及び幹部役職員も新しく交替専任せられ戦後の復興計画に万全を期し、その基礎は築かれたのである。進展途上農業会との引継ぎ事業のうち、村の特産品ビワの県外出荷に県経済農業協同組合連合会に於いて、出荷の計画案成るも県下にビワ生産地として県外出荷量を生産する農協は他に在らず。よって西桜島村農業協同組合を対象に県経済連独自の出荷計画が実施強行されるに及びこれより先にビワの県外出荷には昭和九年より農協の前身たる西桜島村産業組合においてその商品価値の生産性の向上に一切の研究を遂げた。また販路の開拓に十有余年の努力によりその声価と存在は洽く全国的に認識され、殊に気候風土は季節的に他産地に魁て出荷されるのが魅力にしてその荷引には全国各青果市場は真剣なるものがあった。中略―然るに終戦とともに其の統制経済より自由経済への移向となり、今まで圧迫されていた取引先の市場は絃を放れた矢の如く産地への荷引きが始まり容赦加減もなく安値で取引を結びそのうえ県経済農協連は統制化時代より自由化時代の推移を見誤ったのである。殊にビワ取

引事情に審かならざるため各仕向地青果市場の指定の方途を誤り、指定洩れの会社は直接産地に乗り込み任意取引が行われ、産地においては多年を要し築きあげた全村協力の統制出荷は乱され、悪徳商人の介在により代金の不払い等が起こった。

県経済連合会の不手際により村農協も其の巻添えにされ、今まで強化されつつありし農協も経営全般に類を及ぼすことにより県経済連合会はその損失補填金の大部分を補償することになった。

しかしながら組合員の心情明朗ならざる者多く遂に役員に対する不信任の気運が高まり、総辞職の止むなきに至り、後任組合長に私が当時公職追放令解除を受諾したるにより有志の推挙もあり理事に当せんし昭和二十七年（一九五一）も理事互選により組合長に選出されたのである。しかし、私自身健康を害し剰え浮沈の境にある不振農協の挽回更生には自信のない旨を理由に強く辞意を表明するも一向に聞き入れられず、この上は身命を堵す覚悟にて只管役員有識者の支援と同情に縋り組合員の理解と協力を得て異常な決意をもって善処するほかないと決心したのであった。

組合更生の第一義は、組合員の信頼感をかちとるのほかなく、其の施策の経営使命の達成には経営内容の公開であり話し合いによる納得ずくでなくてはならない。即ち共存共栄の互譲の精神の涵養に基づく総てがガラス張りによる経営こそが更生の基礎として組合員総親和の第一義であり組合員の協力を得るためにも最も大切である。

また、組合の実情を各部落に洩れなく訴え、了解を得るとともに組合運営の立案研究機関として、総務部、経済部、生産部、経理の部制を採用し、運営の推進と各部落との連絡を密にしてその陣容を整えた。

（総務部長　藤崎　正夫、経済部長　図師　広、生産部長　北村　盛徳）

財政金融面においては、きわめて究屈なるにより当時の組合の信用程度においては、外部よりの融資困難なためさきに村交通事業拡張計画時代に村有の熔岩地の引き当の形態において融資せる過去に鑑み此の度の農協の危機に及び、村にその熔岩地を目途に最初一〇、〇〇〇千円を一ヵ年二、〇〇〇千円宛五ヵ年賦により融資を受けるよう村議会の議決を得たのである。と同時に一方組合員はその自覚と反省をなし、農会経営当時の桜島青果市場時代より二十有余年に及び共販態勢による生産物の二割天引き積戻し還元貯金の復活、その他の貯蓄並びに組合員の組合経営事業に対する全面的な協力及びそれらの努力による顕著なる業績を

期し、対外信用の獲得と組合員の信頼に応えた。

さらに村に対する熔岩地引当の一、〇〇〇千円は、時代の趨勢と推移により昭和二十九年（一九五四）十一月土地価格の上昇を勘案し、五〇、〇〇〇千円の評価増に改めて議決され支払年賦期間を十五年に延長、年々三、五〇〇千円程度を受け入れるよう村との契約の改訂をなした。その支払受入れ金は組合員の出資金に充当繰入れ、十五年後には組合員一戸当たり五〇千円の出資額を保持せんとするものなり。

目下第一回に昭和三十五年四月に額面一七千円の出資證券は既に組合員各位の手許に配布済みである。

以上が「桜島市場編」の一部分であるが、当時の統制経済から自由経済へ移行した苦しかった農協の経営が如実に描写され、当時の農協経営にとりくむ役職員及び組合員の真剣さがうかがわれるようである。

また、溶岩地引当ての五〇〇〇万円は、昭和四十三年三月まで農協で受入れた助成額は二一五〇万円で、これは当時の約一、二〇〇人の組合員に対し、一組合員当たり、一万七九〇〇円を出資証券化し、すでに組合員の持ち分となっている。残金についてはようやく村の財政も困窮をきわめ、到底請求できる状態ではなく、後述のように村民即組合員という意識からも、これを強く請求できないまま今日に至っている。

一方、昭和四十三年三月刊行の「農協二十周年記念誌」の組合長松元弘氏の文集によれば、これよりさき昭和十三年ごろ村財政が苦しく、そのうえ行政財産の取得を余儀なくされた頃、当時の産業組合が村に対し助成した主な内容は次のとおりである。

1、村立小学校建築費	一六、二七八円
2、村立青年学校建築費	一九、四四八円
3、村営自動車購入費	三一、八七四円
4、船舶建造費（第一桜島丸）	三六、〇〇〇円
5、診療所土地建物費	六、〇〇〇円
6、電話架設費	一、三二五円
7、溶岩土地の引当	九八、〇〇〇円
合　計	二〇八、九二五円

このように村の苦しいときは農協が助成し、農協が不振の場合は、村が援助するという相互扶助の美風は、全国にその例をみない。村と農協の不離一体の姿は、西桜島村の続く限り、村民即ち組合員の意識のもとに、永遠に受け継がれていくであろうことを確信するものである。

桜島町農協の発足以来の歩みと業務成績、歴代役員及

び歴代参事等は次のとおりである。

昭和二十三年度

1、西桜島村農業協同組合創立総会（二十三年二月十四日）

2、西桜島村農業協同組合設立認可（二十三年四月一日）

3、西桜島村農業協同組合設立登記（二十三年五月二十五日）

昭和二十九年度

1、小川町にミカン選果機設置

昭和三十年度

1、22号台風並びに降灰被害対策のため、復旧資金一八〇〇万円を導入、更に耕土培養法の適用を受けて四二四万円の補助事業を実施、なお、村から出資金として六五〇万円の助成をうける。

昭和三十一年度

1、農協婦人部創立総会（三十一年十一月三日）

昭和三十三年度

1、村からの助成金として、三十二年度分の未交付分一三〇万円と、三十三年度分三五〇万円のうち二五〇万円が交付され、出資金は一人当たり三二〇〇円増加した。

2、小川町事務所中庭に選果機増設

3、支部表彰規定を改め特別手当支給規定を設定

昭和三十四年度

1、村より助成金三〇七万六〇〇〇円の交付をうけ一人当たり出資金は一六、八〇〇円に達した。

2、三十四年十一月溶岩地の所有権移転登記

3、白浜に選果機一台設置

昭和三十五年度

1、村よりの助成金一四二万四〇〇〇円の交付を受け、一人出資金は一七、九〇〇円に達した。

2、溶岩地約一、一〇〇坪を国鉄用地として賃貸契約締結（年間使用料六万円とする）

3、日園連加入（三十六年二月二十五日）

昭和三十七年度

1、貯金一億円突破（三十七年八月十三日一億達成大会）

2、選果機購入

昭和三十八年度

1、事務所新築上棟式（工事費三六〇〇万円）（三十八年十二月二十日）

2、西白浜集荷所内に生産資材の販売取次所設置
（三十八年十一月六日）

昭和三十九年度

1、事務所完成（三十九年三月）

2、袴腰コンビナート用地の整地及び仮選果場を建設し、ミカンの選果及び販売に関する一切の業務をこの仮選果場に移す。

3、藤野集荷場の改築

4、鹿児島県役職員福利共済会加入

5、台風14号、20号により袴腰の仮選果場及び白浜中継所その他一、二の集荷場並びにミカンに被害を受けた。

6、生命共済外新契約において七億七、九二七万円の契約高を挙げ、挙績高において日本一となり、農林省農政局長賞受賞

昭和四十年度

1、本年度より八月、一月の年二回一日農協を開設、六月から毎月二十四日を貯金日と定める。

2、総会議決により増資額二〇〇万円を割当て、一六三万三、七二〇円の払込みを受け入れた。

3、桜島市場建設当時の功労者「岩切重雄先生」の顕彰碑を建立し除幕式を行った。

昭和四十一年度

1、貯金三億円、長期共済一一億円突破

2、農協創立以来始めて出資配当金（二五万五、〇〇〇円）事業分量配当金（八一万七、〇〇〇円）を実施

3、出資金の五〇〇万円増資運動を展開し払込み額四九三万五、〇〇〇円、九九パーセントの目標を達成した。

昭和四十二年度

1、故久米芳季氏村並びに農協合同葬（四十一年三月十日）

2、農協二十年記念大型選果場落成式並びに生産者大会（四十二年八月二十日）

3、長期共済新契約一億円の目標に対し二億二、三〇〇万円の実績で、保有高も一三億五、八二五万円となり一戸平均契約高一二四万円で県内第二位の保障額となった。

4、七月の大爆発は藤野以西小池までのミカンに昭和三十年以来ともいわれる大損害を与えた。これにより幼果が殆んど落下し、残ったものも青果用向きには出荷できない格外品のみであった。

昭和四十三年度

1、年度内においての普通温州は、暖冬と品質の不良からキロ当たり平均二八円八七銭と空前の安値となり農協は生産者の精神的苦痛を考慮し、別途一三四万円を追加支出し、キロ当たり三十円で清算することにした。

2、長期共済一五億円となり、組合員一人当たり平均契約高は一三七万となる。

3、農協二十周年記念誌刊行

昭和四十四年度

1、松浦集荷所の建設（四十四年十月七日）

2、有線放送設置について臨時総会(四十四年十月六日)

3、共済規定変更に伴う臨時総会（四十五年二月十六日）

4、貯金五億円突破

5、航空防除実施

昭和四十五年度

1、西道支所開設（四十五年五月十一日）

2、西道支所を主たる事務所（本所）に変更登記（四十五年六月四日）

3、有線放送電話施設完成（四十五年九月二十日）

放送電話開通　（四十四年十月一日）

4、農業者年金制度部落別説明会（四十四年一月十七日～十八日）

5、株式会社鹿児島県クミアイヒナセンターに加入

6、航空防除実施（藤野、西道、松浦、二俣地区）

7、ミカンの適期採収を支援するため、本年は川辺、伊佐、姶良、鹿児島地区など十一市町村から職安を経由し一五九人の就労者を導入、不足労働力を補充した。

昭和四十六年度

1、長期共済二〇億円（満期）二五億円（死亡）突破

2、出資金五、〇〇〇万円達成

3、貯金六億七四〇〇万円達成

昭和四十七年度

1、数次にわたる噴火降灰により柑きつ類や蔬菜類まですべての農作物に大打撃うける。さらに全国的なミカン価格の大暴落に見舞われ、果樹農業中心の本村農家組合員の受けた打撃はまことに甚大なものがあった。

昭和四十八年度

1、村の町制施行に伴い、農協の名称を「桜島町農業協同組合」に変更（四十八年五月一日）

2、鹿児島県加工原料果樹価格安定基金協会へ加入

3、本年度は前年度に引続き噴火降灰により、農作物被害は全地区に対し壊滅的な打撃を加え、さらに全国的なミカンの生産量は、消費量を上回り価格は低迷し、二重のパンチをうけた。一方、生産費は人件費の上昇と各種資材の値上がりによって、組合員農家の経営は、極端に悪化の一途をたどり始めた。

昭和四十九年度

1、観光開発公社引受（四十八年五月一日）

2、貯金一〇億円突破

3、袴腰～赤水間非難道路の対価について

溶岩道路は、行政サイドで進められ、対価は登記料程度とされた。農協では再三にわたり交渉を重ねたが、国道事務所側は予算枠を理由に、八〇〇万円と提示した。農協としては近隣の地価、その他近時の取引実態を提示しながら交渉を重ねたが、両者の解決をみるまでに至らなかった。結果的には、当時の金丸知事の政治折衝により、国道側二〇〇〇万円、県交付金一〇〇〇万円計三〇〇〇万円で妥結した。なお、当年度は噴火災害もひどく農家組合員の救済措置として、農家経営維持助成金一五〇〇万円を助成した。

昭和五十年度

1、袴腰支所開設（五十年十月二十日）

2、町並びに町議会で、当農協を指定金融機関として指定の決議をうける。（五十年十二月二十三日）

昭和五十一年度

1、噴火被害連続五年被害累計額二八億円うち、本年度被害額七億円となり、史上最悪の年となる。

2、桜島町指定金融機関契約締結（五十一年五月一日）六月一日から業務開始

3、農機具センター起工式（五十一年九月三日）

4、農機具センター落成（五十二年二月一日）

5、全農連及び全共連へ加入

昭和五十二年度

1、給油スタンド落成（五十二年七月二十七日）

2、年金友の会結成（五十三年二月二十八日）

3、経営収支の面では、事業環境の厳しい条件の中

で十一年ぶりに事業利益で事業管理費をまかなう。

昭和五十三年度

1、噴火ガス及び雨まじりの降灰により、ミカン、ビワ等潰滅打撃を受ける。

2、貯金業務電算移行（五十三年七月一日）

3、新島電気導入事業実施（十二月一日より点火開始）

4、長期共済保有高　一一六億円

昭和五十四年度

1、Aコープ建設について臨時総会（五十四年七月二十七日）

2、Aコープ店開店（五十四年十二月二十日）

3、貯金二〇億円達成

4、肥育牛の導入

5、年金友の会結成ゲートボール大会開催（五十四年九月五日以後毎年実施）

6、ミカンハウスを事業主体とする防災営農対策事業実施（以後毎年実施）

昭和五十五年度

1、年金友の会総会（五十五年六月三日以後毎年実施）

2、Aコープ納涼大会（五十五年七月二十六日以後毎年実施）

3、第二回農村振興祭（五十五年十一月九日以後毎年実施）

4、巡回検診、人間ドック実施（以後毎年実施）

5、公社電話の接続業務の廃止と基本料金の引下げ（五十五年七月一日）

6、野菜ハウスを事業主体とする防災営農対策事業実施（以後毎年実施）

7、東白浜集荷場建設（五十五年六月十五日）

昭和五十六年度

1、貯金二五億円、長期共済一九五億円達成

2、ビワの被覆施設の設置（以後毎年実施）

3、本所九州オンライン開通（五十六年四月十八日）

昭和五十七年度

1、農産物輸入自由化枠拡大阻止運動展開

2、集落別農談会再開

3、出資金九三六〇万円となる。

昭和五十八年度

1、農産物輸入自由化枠拡大阻止運動展開

2、優良出荷団体表彰受賞

この年はじめて島ミカンの共販を実施、鹿児島市長から表彰を受ける。

3、貯金三一億円、長期共済二四六億円

昭和五十九年度

1、現金自動支払機（CD）スタート（五十九年九月二十五日）

2、西道金床川河川改修及び県道改良工事に伴い、建設省との本所収用契約締結（六十年一月十九日）

以上は頭書のとおり桜島町農協の主な歩みを記述したものであるが、思えば発足以来四十年にならんとする今日まで、その運営は決して平坦な道ばかりではなく、むしろ苦痛と困難に満ちた時代であった。特に前述の「公僕三十二年史」によれば昭和二十年代の農協は悲痛なまでの苦しい経営であったろうことが容易に推察される。

その後農協の経営は組合員の協力と役職員の努力により暫くは順調に推移したが、昭和三十年十月十三日突然の桜島噴火降灰により、全村農家のミカンは大被害を被

資　産　状　況

（自　昭和23年度　至　昭和59年度）

単位：千円

年次	出資金	固定資産	預金	借入金	貯金	貸付金
	純財産計	分割評価額				
23	72	1,115	1,649	—	1,283	—
33	18,487	12,507	14,227	6,453	36,918	20,790
35	23,015	12,987	25,958	67,264	49,284	84,945
40	24,861	62,543	99,728	118,723	223,403	263,054
45	49,080	135,780	192,567	87,544	519,446	475,927
50	66,100	133,744	440,124	147,119	1,243,165	947,557
51	66,915	133,979	635,367	130,123	1,526,987	1,045,531
52	72,706	154,097	901,156	156,216	1,859,340	1,090,549
53	74,085	172,632	1,003,701	445,930	1,868,117	1,328,046
54	78,020	313,431	1,263,977	525,635	2,056,187	1,170,079
55	82,210	291,793	1,426,487	371,444	2,279,515	1,151,612
56	87,589	289,964	1,543,152	188,879	2,527,120	1,116,726
57	93,603	288,178	1,697,437	126,287	2,770,928	1,160,824
58	97,784	298,626	1,959,495	195,262	3,129,494	1,338,251
59	102,471	299,221	2,187,000	172,640	3,500,101	1,446,785

貸借対照表（昭和58年度）

単位：円

資産			負債及び資本		
	科目	金額		科目	金額
金融共済資産	現金	22,413,720	金融共済負債	貯金	3,129,494,458
	預金	1,959,495,739		（当座性貯金）	915,165,540
	有価証券	714,960		（定期性貯金）	2,214,328,918
	貸付金	1,338,251,696		借入金	195,262,142
	（短期貸付金）	541,516,028		信用雑負債	13,013,418
	（長期貸付金）	796,735,668		共済資金	38,311,098
	信用雑資金	883,820		貸方経過	95,997,754
	共済貸付金	1,220,000			
	借方経過	112,508,860			
	計	3,435,488,795		計	3,472,078,870
経済資産	経済未収金	112,932,042	経済負債	支払手形	2,143,282
	受取手形	1,800,000		経済未払金	72,269,995
	販売立替金	113,600		経済受託債務	295,115
	棚卸資金	14,381,876		経済借入金	8,000,000
	雑資産	7,633,911		雑負債	27,149,848
	（立替金）	（4,550,550）		（未払金）	（0）
	（差入保証金）	（2,213,801）		（納税充当金）	（14,000,000）
	（印紙）	（269,560）		（仮受金）	（13,149,848）
	（仮払金）	（600,000）		諸引当金	130,322,164
	特別会計	△14,568,486		教育資材	0
	借方経過	35,545,391		貸方経過	531,009
	計	157,838,334		計	240,711,413
固定資産	固定資産	458,032,693	資本	出資金	97,784,967
				法定準備金	22,500,000
	減価償却引当金	△220,534,313		特別積立金	41,500,000
	外部出資金	61,128,500		資本積立未処分	1,956,935
				利益剰余金	15,421,824
				（繰越剰余金）	（420,213）
				（当期剰余金）	（15,001,611）
	計	298,626,880		計	179,163,726
	資産合計	3,891,954,009		負債及び資本合計	3,891,954,009

貸借対照表（昭和59年度）

単位：円

資産			負債及び資本		
	科目	金額		科目	金額
金融共済資産	現金	32,563,999	金融共済負債	貯金	3,500,101,004
	預金	2,187,000,737		（当座性貯金）	912,314,916
	有価証券	714,960		（定期性貯金）	2,587,786,088
	貸付金	1,446,785,483		借入金	172,640,941
	（短期貸付金）	(385,045,839)		信用雑負債	22,465,758
	（長期貸付金）	(1,061,739,644)		共済資金	43,068,566
	信用雑資金	459, 280		貸方経過	107,179,121
	共済貸付金	3,229,000			
	借方経過	121,059,530			
	計	3,791,812,989		計	3,845,455,390
経済資産	経済未収金	103,677,348	経済負債	支払手形	8,433,232
	受取手形	0		経済未払金	58,438,930
	販売立替金	57,073		経済受託債務	844,332
	棚卸資金	11,224,476		経済借入金	18,000,000
	雑資産	8,266,313		雑負債	23,483,450
	（立替金）	(4,270,994)		（未払金）	
	（差入保証金）	(2,213,801)		（納税充当金）	(10,910,990)
	（管理組合勘定）	(183,190)		（仮受金）	(12,572,460)
	（仮払金）	(1,598,328)		諸引当金	135,528,502
	特別会計	8,312,558		教育資材	△158,260
	借方経過	61,153,392		貸方経過	653,052
	計	192,691,160		計	245,223,238
固定資産	固定資産	487,404,735	資本	出資金	102,471,000
	減価償却引当金	△252,859,628		法定準備金	27,000,000
	外部出資	64,349,000		特別積立金	46,500,000
	繰延資産	326,909		資本積立金	1,956,935
				未処分利益剰余金	
				（繰越剰余金）	593,212
				（当期剰余金）	14,525,390
	計	299,221,016		計	193,046,537
	資産合計	4,283,725,165		負債及び資本合計	4,283,725,165

りとたんの苦しみを余儀なくされた。それ以後降灰は毎年間断なくくり返されたが、いつかは噴火降灰も必ず止むであろうとの希望をいだいて、降灰下に従前と変わらぬ手段で黙々と農業を営んできた農家も、その期待は完全に打ち砕かれ、家庭生活にも重大な影響を及ぼし、途方にくれる家庭も出始めるようになった。

そのうえ、昭和三十九年五月からの貿易自由化の嵐はあらゆる面で影響をうけ、就中、果樹においては生産量の増加に伴い、二割も価格が下落するという結果となり桜島町農協は降灰との絡みも合わせ、果樹経営の再検討を迫られる時期に到来した。しかし昭和四十年度には、ミカン新植栽培は一万二千㌶を記録した。しかしミカン生産量は静岡、和歌山などの主産県が寒波台風などの被害による不作のため、栽培面積の増加にかかわらず全国生産量前年比九六㌫（本県九〇㌫、本村五〇㌫）と前年を下回ったこともあって、価格は前年比約三〜五割の高値で取引された。昭和四十一年度も、ミカンの全国生産量は前年比対比一二六㌫、本県一三〇㌫、本村二〇〇㌫と推定される豊作型となり、二年続きの農家経済に大きく貢献した年であった。昭和四十二年度ごろから政治的影響をみるようになり国際収支の悪化は経済界に大きな影響を与え、あまつさえこの年七月の大爆発は藤野以西小池までのミカンに昭和三十年以来といわれる大損害を与えた。これによって幼果が殆んど落下し、残ったものも青果用向きには出荷できない格外品のみであった。

昭和四十三年度となり、世界的な国際収支の悪化の中で、わが国はアメリカに次いで世界第二位の外貨保有国となり、国民所得も逐年向上の一途をたどった。しかし、経済の国際的な地位の確立に伴い、低開発国の援助、貿易の自由化促進など、果たすべき責任もまた増大してきた。このような国際環境のもとでわが国の農業においても、今では基幹産業の米作をはじめ果樹、畜産に至るまで熾烈な国際競争の洗礼を受け、厳しい企業性を追及される事態になった。

その後、桜島噴火降灰は全般的には年を経るごとに増加するばかりで、ミカンの品質も低下、生産量も少なく、値段も下落するばかりであった。そのため離農者も出始め荒廃園もだんだん広がっていった。特に、昭和五十一年、五十三年度の被害はかつてない降灰量で、五十三年度においては各地域とも消防自動車で降灰を数日かかって除去したほどである。このような状態で、ぼう然自失しながらもなおミカンに執着する者やビワや野菜作

り、または肥育牛の育成に励む者も少なくないが、大方の若者は、他に職を求めて鹿児島市に通勤したり、他所に職場を求めたり、町内の土木工事その他に従事し生計を保っているのが現状である。

灰が降り始めて三十年、いつ止むともわからぬ降灰をいつかは止むであろうという、心秘かな期待と祈りをこめて農業に従事する者にとって、果たして希望どおり噴火降灰が治まり、夢よもう一度という、桜島果樹栽培の時代が再び到来するであろうか。噴火降灰は宿命的なものと受けとめているし、況や国際経済の悪化等を勘案するとき、残念ながら桜島の果樹栽培よ、今再びという時代は当分期待できそうにないのではないかと思われる。

農協が最近、こと志とちがってもうけるための商社的存在化したという声をよく聴かされる。現代のように資本主義社会が発達すればするほど、農協も資本の力を持たないと生きることは困難であろう。そのため経営を第一に考えることは至極当然である。しかし、だからといって降灰や火山ガスに悩む零細な組合員の福祉を、軽視してもよいということにはならない。むしろ、これらの組合員の経営上の安定に真剣にとりくむ施策を考えると同時に農協が今後とも着実に運営され、その土台の上にたって今こそ農協が法の定める原点にたちかえり真に農民の共同体としての役割を果たすことが組合員の願いであろう。

歴代の農協役員

二十三年度

組合長	北村　盛徳			
理　事	川元　親徳	横山　新蔵	日高　末義	
	横山　尚実	藤山　久夫	酒匂　郁	
	浜平　藏太	竹ノ下勝徳	武　定利	
	大野　慶吉	堀　軍吉		
監　事	野口　藤市	上野　英徳	上山　秀志	

二十四年度

組合長	北村　盛徳			
理　事	大保　誠造	上山栄太郎	日高　末義	
	横山　尚実	藤山　久夫	西村　善吉	
	竹ノ下勝徳	武　定利	堀　軍吉	
監　事	上野　英徳	上山　秀志		

二十六年度

組合長	北村　盛徳			
理　事	田原　万次	上山栄太郎	日高　末義	
	横山　尚実	藤山　久夫	久米　芳季	

監事　中元　文雄　図師　広　武　定利
　　大野　慶吉　堀　軍吉
　　松山　秀雄　園田　貞夫　上山　初芳

二十七年度
組合長　久米　芳季
理事　田原　万次　藤崎　正夫　赤尾　森吉
　　横山　尚実　北村　盛徳　山下　末雄
　　中元　文雄　図師　広　武　定利
　　岡山　常野　奥山権右ヱ門
監事　川野荘之烝　久米　基

二十九年度
組合長　久米　芳季
理事　田原　万次　藤崎　正夫　赤尾　森吉
　　北村　盛徳　横山　尚実　山下　末雄
　　中元　文雄　図師　広　武　定利
　　岡山　常野　奥山権右ヱ門
監事　川野荘之烝　上野　英徳　園田　貞夫

三十二年度
組合長　久米　芳季
理事　酒匂　景春　赤尾　森吉
　　山下　末雄　中元　文雄　横山　尚実

監事　松元　弘　隈元　次男　武　定利
　　岡山　常野　奥山権右ヱ門
　　上野　英徳　園田　貞夫

三十五年度
組合長　武　定利
理事　酒匂　景春　赤尾　森吉　竹ノ内　正
　　横山　尚実　山下　末雄　萩原　俊通
　　中元　文雄　松元　弘　隈元　次男
　　岡山　常野　奥山権右ヱ門
監事　上野　英徳　園田　貞夫　上山　雄喜

三十八年度
組合長　松元　弘
理事　横村　貫一　村山　親良　横川　茂盛
　　竹ノ内　正　北村　盛徳　山下　末雄
　　萩原　俊通　中元　文雄　平中　政二
　　岡山　常野　白川　光徳
監事　上野　英徳　野口　藤市　園田　貞男

四十一年度
組合長　松元　弘
理事　横村　貫一　村山　親良　横川　茂盛
　　竹ノ内　正　北村　盛徳　西元　芳弘

萩原 俊通　平中 政二　橋口 要

監事
岡山 常野　白川 光徳
野口 藤市　上野 英徳　園田 貞男

四十四年度
組合長
松元 弘
理事
横村 貫一　村山 親良　横川 茂盛
竹ノ内 正　北村 盛徳　西元 芳弘
萩原 俊通　平中 政二　橋口 要

監事
岡山 常野　白川 光徳
野口 藤市　園田 貞男　上山 初芳

四十七年度
組合長
松元 弘
理事
横村 貫一　緒方 光義　村山 竹夫
川口 利夫　北村 盛徳　西元 芳弘
山元 満　山口 次徳　橋口 要

監事
白川 光徳　岡山 堅二
上山 初芳　園田 貞男　竹ノ内 正

五十年度
組合長
松元 弘
理事
川元 達成　緒方 光義　村山 竹夫
西元 芳弘　山元 満　山口 次徳

監事
橋口 要　岡山 堅二　大野 弘
上山 初芳　竹ノ内 正

五十三年度
組合長
松元 弘
理事
浜田 一郎　萩原 実　村山 竹夫
川口 勇　村山 末利　山元 満
山口 次徳　大野 弘　岡山 堅二
上山 初芳　竹ノ内 正

五十六年度
組合長
松元 弘
理事
福島 郁男　萩原 実　長谷 博
川口 勇　村山 末利　山元 満
山口 次徳　大野 弘　岡山 堅二
海老原 進　谷川 実

五十九年度
組合長
松元 弘
理事
福島 郁男　萩原 実　長谷 博
川口 勇　村山 末利　山元 満
大山 一男　大野 弘　岡山 堅二
海老原 進　谷川 実

歴代の農協参事

初代	上山　初芳	自昭和三十二年六月十二日　至昭和四十年十月一日
二代	新田　武男	自昭和四十一年三月二十二日　至昭和四十二年四月一日
三代	元山　文秋	自昭和四十二年四月十八日　至昭和四十四年四月六日
四代	山口　松夫	自昭和四十四年五月八日　至昭和四十六年八月三十一日
五代	出水　利雄	自昭和四十六年九月一日　至昭和四十八年三月三十一日
六代	有村　実一	自昭和四十八年四月一日　現在に至る

総会

昭和六十年二月二十八日現在

総会日現在正組合員数				出席正組合員数			出席准組合員数
	本人	委任状	書面	計			
一、〇七一人	六二九人	六四人	〇	六九三人			〇

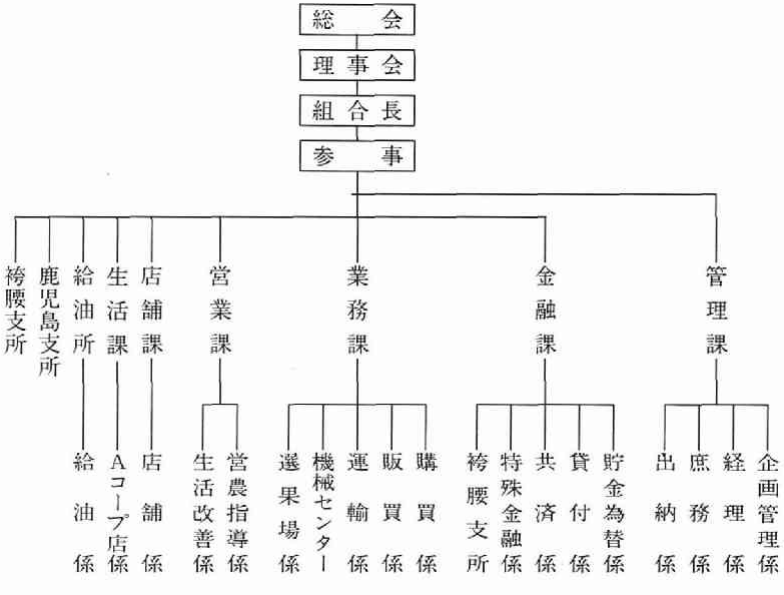

組合員

	正組合員	准組合員	合計
五十八年度末現在	一、〇七一人	六二一人	一、六九二人
本年度加入者	〇	三三人	三三人
本年度脱退者	一人	一〇人	一一人
五十九年度末現在	一、〇七〇人	六四四人	一、七一四人
増減	△一人	二三人	二二人

役職員

		前年度計			新規採用			退職			本年度現在		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
役員	常勤理事	一		一							一		一
	非常勤理事	九		九	一		一	一		一	九		九
	監事	二		二							二		二
	計	一二		一二							一二		一二
	参事	一		一							一		一
	技術員	二		二							二		二
	事務職員	二八	一五	四三	二	一	三	一	二	三	二九	一四	四三
	計	三一	一五	四六	二	一	三	一	二	三	三二	一四	四六
	常傭臨時		二三	二三		一	一		二	二		二二	二二
	計	三一	三八	六九	二	二	四	一	四	五	三二	三六	六八

(五) 農業共済組合

鹿児島県史第五巻の農業共済組合に関する項では、おおむね次のようなことが述べられている。

農業保険制度は、すでに明治中期ごろから問題となり、その後いくたの曲折を経てきたが、昭和十三年四月になってようやく農業保険法が制定され、その後一ヵ年の準備期間を置いて翌十四年四月から施行されることになった。この法律に規定された農業保険組合は、市町村農会を会員として郡単位で組織されることになっており、その上に県単位の農業保険組合連合会が設置され、これらと政府の三者で農業保険事業が運営される建前になっていた。この法律の施行と同時に県と県農会は保険組合の設立勧奨に尽力したが、本県では諸種の事情のためにそれが一斉に設立されるところとならず、県下各郡にそれが設立されるまでには四年もかかった。その後の苛烈な戦局のもとにおいては、ついにこの制度の運営は円滑に進み得なかった。

昭和二十二年十二月に、それまでの農業保険と家畜保険を統合した農業災害補償法が制定された。それは農地改革と併行して農業共済制度を拡充することにより、新たに創設された自作農が災害を受けて再び小作農に転落することを防ぐとともに農業生産の発展に資することを目的としたものであった。な

おこの法律の施行にあたっては、市町村農業会を農業共済組合とみなし、また農業保険組合連合会（それは一時的に「県農業共済保険組合」と呼ばれたこともあった。）を農業共済組合連合会とみなすこととなり、従来の郡単位に設置されていた農業保険組合は、連合会の支部として運営されることになった。その後間もなく昭和二十三年に農業会が解散してからは、市町村単位に農業共済組合が設立され各郡の支部はそのまま存続された。なおこの支部は、昭和三十二年から権限が縮小されて「出張所」と改称された。

。　農業共済組合が行う共済事業としては、農作物共済・蚕繭共済・家畜共済を必須とし、そのほかに任意共済も行うことができることになっているが昭和二十五年度から任意共済事業として建物共済も取りあげられることになった。

本町における農業共済事業の本格的な歴史は、右のような状況の中で昭和二十三年に西桜島村農業共済組合が設立されたことから始まっている。

当時の村長武定利氏を組合長とする農業共済組合は、昭和二十四年のデラ台風、二十六年のルース台風など相次ぐ風水害や、昭和三十年十月の桜島南岳爆発以来延々と続く噴火降灰に苦しみながらも、本来の共済業務のほかに、家畜診療所を設置するなど役職員一体となって、健全経営のための努力が続けられた。しかし、もともと一筆の水田も存在しない本町では米・麦の作付けは微々たるものであり、それに加えてミカンやビワ等果樹面積の急増に伴って普通畑が激減し、農作物共済の対象は極度に減少していった。また、失業対策事業や土地改良その他による農道の改良につれて、農業用車両の導入が徐々に行われはじめ、このため運搬用に飼育していた馬が急激に姿を消していった。

このようにして、共済事業は年々その規模が小さくなり組合の存亡が心配されるようになった。

昭和三十三年の制度改正によって、「農業共済の事業主体を市町村に移譲すること」が特例的に認められることになったので、ただちにその手続きを開始して必要な条例・予算等の措置を行い、昭和三十三年度の途中から村営農業共済事業が発足した。（組合は解散）

この事業は、役場経済課の中に農業共済係を設けて、業務を執行し昭和四十九年まで続いたが、同年に鹿児島市・郡の農業共済組合の広域合併が行われ、新たに鹿児

島地区農業共済組合が発足したので、その任務を終了して消滅した。

㈥ 農地委員会

第一回農地委員会委員選挙　昭和二十一年十二月二十五日

一、選挙権、被選挙権者資格

一反歩以上の所有者及び耕作者とし、その家族で満二十歳以上の者

二、委員の定数

小作代表　五人
地主代表　三人
自作代表　二人
計一〇人　公選

この外に中立委員三人　地方長官選任

法律上の性格

農地改革の実行機関が農地委員会である。

昭和十三年農地調整法の施行に伴って、設置されていた農地委員会を改組したものである。

農地委員会の法律上の性格は、公選による委員によって、組織された合議制の行政官庁で、独立の国家機関とされていたが、のち国家行政組織法の実施によって中央機関の出先機関としての明確な形態がとられない限り、国家機関として主張は成り立たないという事由で、以後地方機関となった。なおまたここに注意すべきは、農地委員会の会長及び委員は、公職追放令の公職に、職員は普通公職に指定されていた。

農地委員会の任務

農地の調整事務から、農地改革における農地の買収、売渡計画の樹立を中心に、改革の基本的事務を、ことごとく処理する広範、複雑な任務を負うものである。従って改革法を実際に動かす責任は、ひとえに農地委員会にあってその任務は甚だ重大であった。任期は二ヵ年である。

第二回農地委員会委員選挙　昭和二十四年八月十八日

第一回選挙に対する第二回選挙の階層区分の相違

一、前回の一号委員（小作）は耕作者で全然農地を所有していない者、または経営する農地の面積が、所有する農地の面積の二倍を超える者全部で、委員の定数は五人であったが、今回の一号委員は二反歩を超える小作地を借入れて耕作している者で委員の定数は二人とした。

二、前回の二号委員（地主）は農地の所有者で全然耕作していない者、または所有する農地面積が、

経営面積の二倍を超える者全部で、委員の定数は三人であったが、今回の二号委員は二反歩を超える小作地を貸付けている者で、委員定数は二人とした。

三、前回の三号委員（自作）は耕作者で、かつ農地の所有者で小作層にも地主にも属しない者で、委員の定数は二人であったが、今回の三号委員は、前の二つの場合に入らない耕作者または農地の所有者で、委員の定数は六人とした。

。農地改革が概ね完了した昭和二十六年三月三十一日には、各種委員会を整理統合する農業委員会法が公布され即日施行された。よって農地改革の担当者であった歴史的な農地委員会は、発足後四年八ヵ月にしてついに、同年七月末に解消、残務は新しく発足した農業委員会に引継がれた。

。県農地改革史によると、自作委員の比較的旺盛であった市町村の中に、西桜島村が記録されているが、詳細については不明である。

。昭和二十四年八月以降は、これ等委員の手によって運営されたが、その任務はおおむね農地買収、売渡しの残務、小作契約の文書化、農地の強制譲渡、農地の交換分合等で、農地改革の残務処理と農地改革の成果補強の過渡期的政策遂行に任じた。委員の任期は前回同様二ヵ年であった。

書記の任用と補助員の設置

農地調整法は、市町村農地委員会に書記を置く、市町村農地委員会必要ありと認むるときは、補助員を置くことを得（農調法施行令第一八条）るものと規定した書記の身分は委員会によって任命される公務員で、補助員は同じく委員会によって任命される非常勤の公務員であった。

農地委員会の書記には、専任書記と兼任書記が置かれたが、書記の定員は当初市町村に専任書記一人、兼任書記二人計三人をおく方針が定められた。専任書記はいうまでもなく、農地委員会事務局の中核で、農地改革の県指導機関はここにつながっていた。

昭和二十一年十月県は市町村長に対して、人選要項を示し、専任書記の任命は県に、伺仕の上これを行い、兼任書記の任用は、役場吏員、農業会職員の中から適材を選任するよう内示したため、第一回市町村農地委員会総選挙実施の約一ヵ月前までには、大体その任用を終わった。

専任書記はその後増員された。（後記参照）

補助員の選任であるが、補助事務の配置上部落単位の組織網として選任された。その選出方法は民主的性格をもたせるため、部落推薦制によって選出された者を任命した。

補助員の任務は、官制上では書記と同じく会長の指揮を受け庶務に従事するものであったが、実際は一種の名誉職で、貴重な事務の奉仕者であった。

「注」　専任書記の国費定員は一委員会当たり、昭和二十一年一人、二十二年三人、二十三年三人、二十四年二人、二十五年一人、従って定員超過分は地方費支弁であった。

西桜島村農地委員会委員氏名は次のとおり

第一期委員　野原　遙　国生　義男　上野　英徳
酒匂　清　篠原　十吉　上原　輝雄
上山　秀行　松元　勝　池田　虎信
西元　亀吉
会長　西元　亀吉　一、二、三号各委員別氏名は不詳

第二期委員　上野　英徳　横山　尚実　上原　輝雄
四元　盛利　池田　虎信　野原　遙
松山　定吉　森　重吉　篠原　十吉

川添　甚逸

農地委員会（出処　県農地改革史）

㈦　農業委員会

農業委員会は、昭和二十六年七月、農業委員会法の制定によって発足した行政委員会であり、従前の農地委員会（昭和十三年農地調整法）、農業調整委員会（昭和二十三年食糧確保臨時措置法）、農業改良委員会（昭和二十三年農業改良助長法）の三委員会を統合して成立したもので中でも農業調整委員会は次のような経過をたどっている。

戦時中、昭和十六年四月、食糧品の統制令が発せられた。これは米、麦、魚類などの一次産業生産物を統制するもので、これが農産物食糧品統制の始まりとなった。更に昭和十七年には食糧管理法が施行され、食糧供出制、食糧配給の切符制が敷かれた。この制度に基づいて、食糧調整委員会を置いて、農民は定められた基準に従って米、麦、甘藷などの供出を行った。この食糧調整委員会が後の農業調整委員会の前身である。

西桜島村では、食糧管理法遂行のため、食糧調整委員会は大変な苦労をして調整をした。つまり桜島は普通の

畑が非常に少なく、殆んどの畑が果樹園であったので、陸稲、麦、甘藷などの生産物が供出割当てに達せず、作付け可能面積の調整から始め、その後供出割当ての調整を行い、完遂に達したのである。

昭和二十六年七月、前述のように三委員会を統合した農業委員会法の制定によって、行政委員会としての農業委員会ができ、西桜島村農業委員会として発足した。

この農業委員会制度はその後、昭和二十九年、三十二年及び五十五年の三度にわたって大きな法律改正が行われ、今日に至っているのであるが、この農業委員会制度の改正をめぐって、昭和二十九年、三十二年の改正では、いわゆる農業団体再編成問題が論議され、これらの改正はその論議の帰結として行われたものである。

昭和二十六年七月に農業委員会法が制定されて間もなく、農業委員会では食糧需給事情の緩和、自作農創設事務が一応終了して、事務量が軽減し、新たに計画された農業総合計画の事務は余りにも抽象的で実効が上がらず、法の制定で目指した理想からは程遠いとの批判がもち上がった。そして、農業委員会が行政事務にとどまることなく、旧農会的な生産指導と農民の利益代表機能を併せもつ団体に改組すべきであるという議論が出始めた。

一方農業協同組合内部では、組合は経済事業に専念し、経営の基礎を確立して後、指導事業にまで拡張すべきであるとする「経営純化論」と、生産指導事業の切り離しは生産、流通、消費と一貫した総合的な機能を否定するものであるとする「総合論」とが対立していた。しかしこの論議において「総合論」が主軸を占めるようになると、農会的な組織の設立を目指している農業委員会側と対立の度を深めていった。

いろいろの基本構想が立てられ、それに検討が重ねられながら、月日は経過していったが、その結を見るに至らぬまま、昭和二十八年十一月町村合併促進法の施行をみ、市町村の規模は大きくなり、一市町村一農業委員会では農政に対する行政の比重は大きくなっていた。

昭和二十九年に衆議院で可決され参議院に回されたが否決され、衆議院に返されて再可決という波瀾の中で「農業委員会に技術員を設置する」「都道府県農業委員会議及び全国農業委員会議所の名称を都道府県農業会議、全国農業会議所に改める」という法の一部改正がなされた。

その後も全国農業委員会大会、全国農業協同組合長大会などが開かれ、両方の意見は相対立したまま、問題の

焦点は農業委員会を廃止して、これに代わる新農業団体を設立するか、設立を見合わせるかの一点にしぼられてきた。最終的意見の調整で、新農業団体の設立は行わず、この構想を農業委員会法の改正に織りこむことにして、次のような農業委員会等の整備強化要綱が作成され、閣議で決定された。その要綱のうち農業委員会に係る分を抜き書きすると、

第一　方針

一、町村合併及び農業の趨勢に照らし、農業生産力の発展、農業経営の合理化及び農民の地位の向上を図るため農民の公正な利益を代表し、農業又は農村の振興に関する計画の樹立遂行を推進し、その他必要な業務を行うこととして、農業委員会、農業会議等の構成及び業務を適切に拡充改善する。

二、農業委員会、農業会議、農業会議所は、その組織上及び業務の実施上連繋の度合いを増さしめ、且つ集落等の地域を基として農民との接触を深からしめるとともに、農業協同組合、農業共済組合等と協力融力融和を保たさしめる。

三、右に伴い現行の農業委員会等に関する法律に必要な改正を行う。

第二　要領

一、農業委員会

1、農業委員会は左に掲げる委員をもって組織する。

イ、農業委員の区域内の集落又はこれに準ずる地域ごとに当該地域内の農民の選出した委員（第一号委員）

ロ、農業委員会の区域内の省令で定める農業協同組合又は農業共済組合の代表として推せんしたその理事（第二号委員）

ハ、学識経験者であって市町村長の選任した委員若干名（第三号委員）

2、農業委員会に左に掲げる者からなる常任委員を置く。

イ、第一号委員の中から互選した者（その数は十ないし十五人の間で市町村条例で定める）。

ロ、第二号委員及び第三号委員の中から互選した者（その数はイの常任委員の三分の一以内で市町村条例で定める）。

次の項目に農業委員会の行うべき事業及び業務を列記している。

前述の綱領をもって国会で討議された結果

農業委員会にあついては

ア、農業委員会の選挙委員の公選制は継続するものとし、その代わり、政府案が農民と農業委員会の結び付きを強めようとしている考え方を取り入れて、その定数を現行法の十～十五人を、十～四十人に拡大し、更に必要な場合は、選挙区を設け得るものとする。

イ、政府案の常任委員の制度に代わり、部会制を採用し、必置機関として農地部会を、任意設置の機関としてその他の部会を置く。

ウ、新たに農地事務を担当する職員として、一定の資格を必要とする農地主事を置き、その身分を保証する措置を講ずる。

という修正が加えられて、昭和三十二年四月十一日に可決された。

西桜島村では昭和二十九年六月二十四日に「西桜島村農業委員会の選挙による定数条例」を制定して、「西桜島村農業委員会の選挙による委員は十一人とする」と規定した。また西桜島村農業委員会規程の中に「この委員会は、農業委員会等に関する法律第六条に掲げる事項を全体会議を以って行う」こととし、所掌事務を推進させるため農政部会と振興部会を置き、次のように規定した。

部会は部会に関する事項の調査研究並びに諸計画を樹立すると共に諸請願陳情等の審査を行う。

㈠　農政部会

ア、農地の開発改良保全に関する事項

イ、土地の生産条件の整備及び土地利用の高度化に関する事項

ウ、農林道の新設改修に関する事項

エ、農地の交換分合その他農地事情の改善に関する事項

オ、林業に関する事項

㈡　振興部会

ア、農業技術の改良その他農業生産に関する事項

イ、農業経営の合理化及び農業生活の改善に関する事項

ウ、農産物の加工販売その他処理に関する事項

エ、畜産業の改良振興に関する事項

オ、有畜経営に関する事項

特に本村では噴火降灰等による災害地域のため、自作農創設資金のあっ旋、書類作成の指導及び防災営農、技

術の普及徹底を図った。

昭和五十五年の改正では、農業構造改善の推進のための農業委員会の組織の整備等について、次のようなことが論議された。

一、市町村段階における農地及び農家就業に関する業務については農業委員会が市町村行政と連携してその処理に当たる。

二、農業委員会の業務は、おおむね次のとおりとする。

ア、農地法等法令に基づく農地行政事務

イ、農家土地台帳の作成及び保管

ウ、農用地管理事業の推進、農地取得資金の貸付け適格者の認定等農地保有の合理化の促進に関する事項

エ、農業の担い手育成等農家就業の近代化に関する事項

オ、都道府県段階組織が行う農地保有合理化促進事業に係る受託業務の処理

カ、農業者年金事業に係る受託業務の処理

キ、農業、農民に関する事項について調査研究及び情報提供を行うこと

ク、農業構造の改善に関して意見を公表し、他の行政庁に建議し、またはその諮問に応じて答申すること。

三、農業委員会組織の整備

ア、農業委員会の構成は簡素化して整備する

イ、農業委員会の選挙権及び被選挙権資格については、農業委員会の実情等を勘案して資格基準の引上げ等を行う

ウ、農業委員会の事務処理のため事務局の設置を明確にし事務執行体制を整備する

「農業委員会に関する法律等の一部を改正する法律」は、農用地利用増進法案、農地法の一部を改正する法律案と同時に審議され、いわゆる「農地三法」として成立をみたものである。

桜島町（西桜島村）歴代農業委員

委員会発足時　自昭和二十六年七月二十日
　　至昭和二十九年七月十九日

浜田　新吉（公選）　上原　栄三（公選）

上山栄太郎（公選）　上山　匡夫（公選）

長谷　一雄（公選）　松元　実（公選）

北村　盛徳（公選）　森　重吉（公選）

横山　尚実（公選）　大野　慶吉（公選）
山下　末雄（公選）　白川　光徳（公選）
上野　栄徳（公選）　武　定利（公選）
有村虎太郎（選任）　西元　亀吉（選任）
久米　芳季（選任）　久米　豊歳（選任）
久米　基（選任）

二代委員　自昭和二十九年七月二十日
至昭和三十二年七月十九日

昭和二十九年農業委員会法の改正に伴い、西桜島村農業委員条例第一〇号により公選委員は一一人となった。

浜田　新吉（公選）　上山栄太郎（公選）
長谷　一雄（公選）　四元　良江（公選）
山下　末雄（公選）　立場　源次（公選）
松元　実（公選）　森　重吉（公選）
白川　光徳（公選）　山下　福男（公選）
武　定利（公選）
久米　芳季（選任）　西元　亀吉（選任）
有村虎太郎（選任）

三代委員　自昭和三十二年七月二十日
至昭和三十五年七月十九日

浜田　新吉（公選）　松山　定吉（公選）
四元　良江（公選）　山下　末雄（公選）
山元　義成（公選）　上山栄太郎（公選）
中村　愛吉（公選）　森　重吉（公選）
畠山　勇（公選）　山下　福男（公選）
高原　休一（公選）
武　定利（選任）　久米　芳季（選任）
上野　英徳（選任）　有村虎太郎（選任）

四代委員　自昭和三十五年七月二十日
至昭和三十八年七月十九日

浜田　新吉（公選）　有村虎三郎（公選）
高原　休一（公選）　四元　良江（公選）
西元　芳弘（公選）　山元　義成（公選）
中村　愛吉（公選）　竹ノ下勝徳（公選）
畠山　勇（公選）　山下　福男（公選）
松山　定吉（公選）
武　定利（選任）　時崎　侃（選任）
有村虎太郎（選任）　竹ノ下　光（選任）

五代委員　自昭和三十八年七月二十日
至昭和四十一年七月十九日

田原　萬次（公選）　有村虎三郎（公選）
高原　休一（公選）　松山　定吉（公選）

四元　良江（公選）　西元　芳弘（公選）
久米栄三郎（公選）　中村　愛吉（公選）
竹ノ下勝徳（公選）　竹ノ下　光（公選）
北村　盛徳（選任）　上野　英徳（選任）
時崎　侃（選任）　山下　末雄（選任）

六代委員　自昭和四十一年七月二十日
至昭和四十四年七月十九日

田原　萬次（公選）　有村虎三郎（公選）
高原　休一（公選）　山元　清誠（公選）
山下　福男（公選）　松山　定吉（公選）
四元　良江（公選）　岩元　藤保（公選）
山元　満（公選）　中村　愛吉（公選）
竹ノ下勝徳（公選）
山下　末雄（選任）　中元　文雄（選任）
隈元　次男（選任）　村山　親良（選任）

七代委員　自昭和四十四年七月二十日
至昭和四十七年七月十九日

田原　萬次（公選）　萩原　実（公選）
山田　正則（公選）　川口　利夫（公選）
木島　安夫（公選）　岩元　藤保（公選）
山元　満（公選）　中村　愛吉（公選）
竹ノ下勝徳（公選）　岡山　堅二（公選）
山下　末雄（選任）　隈元　次男（選任）
福田　実良（選任）　村山　親良（選任）

八代委員　自昭和四十七年七月二十日
至昭和五十年七月十九日

田原　萬次（公選）　木島　安夫（公選）
藤崎　勝利（公選）　岩元　藤保（公選）
野元　俊夫（公選）　萩原　実（公選）
松元　正義（公選）　竹ノ下勝徳（公選）
大野　弘（公選）　川添　為清（公選）
山田　正則（公選）
村山　親良（選任）　萩原　俊通（選任）
畠山　勇（選任）　岡山　堅二（選任）

九代委員　自昭和五十年七月二十日
至昭和五十三年七月十九日

浜田　義輝（公選）　有村　幹郎（公選）
山田　正則（公選）　木島　安夫（公選）
村山　未利（公選）　藤山　実（公選）
野元　俊夫（公選）　松元　正義（公選）
宮脇　正（公選）　大野　弘（公選）
川添　為清（公選）

横村　貫一（選任）　松元　弘（選任）
川口　利夫（選任）

十代委員　自昭和五十三年七月二十日
　　至昭和五十六年七月十九日

中島　美枝（公選）　有村　幹郎（公選）
山田　正則（公選）　川脇　貞男（公選）
四元　盛幸（公選）　藤山　実（公選）
野元　俊夫（公選）　松元　正義（公選）
宮脇　正（公選）　大野　弘（公選）
川添　為清（公選）
松元　弘（選任）　久米栄三郎（選任）
福田　実良（選任）　岩元　藤保（選任）

十一代委員　自昭和五十六年七月二十日
　　至昭和五十九年七月十九日

中島　繁雄（公選）　村山　勝典（公選）
山田　正則（公選）　大野　弘（公選）
川添　為清（公選）　川脇　貞男（公選）
四元　盛幸（公選）　藤山　実（公選）
隈元　盛秀（公選）　松元　正義（公選）
宮脇　正（公選）
村山　親良（選任）　川口　利夫（選任）
松元　弘（選任）

十、畜　産

本町は明治の後半、大正の初期までは甘蔗の栽培が盛んで、製品は黒糖として販売していたが、これが製造工程で、牛、馬に車を引かし冬の夜長を過ごした記録もあって相当古くから牛、馬は飼育されていたものと推測される。

また、耕地は道路幅が狭く、傾斜を有した地形のため、各農家には資材運搬用として、他方堆厩肥の増産のため、牛馬の一頭ずつは飼育していた。

畜産について大正十二年調査資料によると畜産頭数は次のとおり。

畜種	頭羽数	生産	処分
牛　雄	三		使用後売却
雌	一		
馬	四五〇	四	役用
豚	二六四		繁殖　肥育
鶏	二〇五〇		食用　産卵用

馬は殆んど役畜として飼育され、以前、赤生原で軍馬、競馬用馬を飼養していた者もあったといわれるほか

は、殆んど農耕、運搬用に使用されていた。

戦時中、馬は軍事目的のため徴発され、減少し（昭和十二年馬頭数三〇八頭）これに代わって牛が導入されて来た。

町は馬の生産、振興を図るため、昭和二十年代前半から昭和三十年代初期まで、白浜部落の馬の飼育について熱心な農家を選定し、種付けを委嘱したがこれが実績については芳しくなかった。

昭和三十年代に入ると失業対策事業、土地改良事業によって農道が急速に整備されるに伴い、テーラー（ガーデントラクター）が導入され、従来運搬用として肥育して来た馬が漸次減少して来た。また、養鶏業は卵用を主体として放し飼いが多かったが、近年になり鶏舎を設け飼養する農家が多くなった。

やがて農業振興資金等を導入して、事業として経営し、県指定の種鶏業者も数人いたが、卵価の低落と生産コストの高騰、さらに全国的な生産過剰から廃業して現在養鶏業経営者は一戸である。

大正五年ごろ既に西道、松浦に養蜂をした人がいたと記録されているが判然としていない。昭和十四年ごろ、本町に養蜂業者が誕生したが、主として老人の隠居仕事

家畜飼育頭羽数

昭和30年4月1日現在

畜種 性別 / 部落名	牛		馬		豚		緬羊		山羊		鶏		あひる	
	雄	雌	雄	雌	雄	雌	雄	雌	雄	雌	雄	雌	雄	雌
赤水	32				73	57					40	1,566		
小池	3	9			51	10	3	8		1	22	1,512	1	3
赤生原	13			1	43	29	1	1		5	5	114		3
武(西)	4	2	5	32	9	17	4	4			11	101		
武(東)	2		3	7	27	8	3	6		2	10	145		2
藤野	8		6	18	15	10	2				26	188		
西道	7	1	14	5	9	10			1	1	1	125		
松浦	10		15	28	4	3	1	3			16	328		4
二俣			11	17	10	10					17	163	2	1
白浜(西)	4		8	10	50	63	1				1	27		
白浜(東)	33	5	17	37	22	17	1	2			22	44	1	1
新島	6				41	1					30	102		
計	122	17	79	155	354	235	16	24	1	9	201	4,415	4	14

※本表鶏の羽数は，20羽以上の飼養農家を対象としているため20羽以下の飼養羽数を含めると11,000羽程度と推計される。

的性格のものであってこれ以前は他地方の養蜂家が蜜源を本村に求めて往来、従事していた記録もあって当時の養蜂戸数は一八戸と記録されている。

即ち、本町はビワ、ミカン等果樹栽培の地域であることから昭和三〇年代後半まで三戸の養蜂屋が居住していた。

家畜生産額

畜種＼年度	45	50	55	57
豚　飼育戸数	2	4	2	2
頭　数	200	172	47	114
生産量(t)	43	36	10	23
生産額(千円)	13,230	20,930	6,096	13,800
肉用牛飼育戸数	39	39	55	53
頭　数	70	75	302	393
生産量(t)	28	30	181	236
生産額(千円)	12,040	26,340	138,908	236,000
にわとり飼育戸数	30	16	3	3
羽　数	40,000	13,814	19,860	16,750
生産量(t)	640	221	318	268
生産額(千円)	108,800	44,200	63,600	50,920
合　計	134,070	91,470	208,604	300,720

なおここで農家が家畜飼養についての問題点に言及すると、本町は一坪の水田を有しないため、粗飼料として使用するイネワラはすべて対岸の姶良郡に求めている。

更に、昭和三十年爆発以降は間断なく降下する灰石によって飼料作物の栽培が困難である。

行政では、昭和二十年代後半から昭和三十年代前半まで毎年、農協と共催で畜産品評会並びに果樹（柑きつ）、根葉類の品評会を開催し、斯業の発展、振興に努めた。

町乳牛が天覧に

昭和三十三年五月一日付け公民館便り、第三八号で本町乳牛が天覧の光栄に浴したことについて次のように報道した。

「今回の両陛下のおでましに際し、小池の有村虎太郎氏が丹誠こめて飼育していた乳牛（三十二年度県共進会二等入選）が県下優良家畜と共に、四月十二日新装なった吉野の県種畜場において、畏くも天覧の光栄に浴した。折からの小雨の中を、両陛下はしばし足をとどめて、熱心に御覧になり、斯道奨励の深い御心を示された。飼主の有村氏は一生の光栄とし、「日ごろ丹誠の甲斐あった。今回益々飼育に精進する」と感激して語られた。

因みに当日天覧に供した県下優良家畜は、和牛六頭、

乳牛四頭、馬四頭、豚五頭、めん羊二頭、山羊二頭、にわとり四羽であった。」（以上原文のまま）

十一、農機具利用状況の推移

本町の農道は一名鬼道と呼ばれ、道路幅は狭隘でしかも路面が凹凸で殆んど平坦な道路は一本もなく、馬の背に肥料樽を着けてようやく通行出来る程度の農道のため、馬が最高の稼働力を有していた。圃場への生産資材や農産物の搬出には絶対欠かせない。

馬の補助役として本村の地形に密着した特徴的農作業具で「カイノ」また一名「カレコ」ともいい、人間が一人一人背中に着け、これで資材、農産物を運搬する農作業具で背負子ともいっている。この「カイノ」がいつの時代に導入されたかは判然としない。（カイノについて別紙参照）

大正三年大噴火の惨状を記載して出版された「園芸の友」はその中で「然し大正噴火当時、当村の果樹栽培者剪定鋏の所有者さえ稀なる有様にて」と記しており、また、大正五年ごろの桜島地区（東西桜島をふくむ）の農具の実状について記載した花田氏の言では「本島の土壌が軽石より成り、しかも地積狭少にして、園芸的農業が営まれて居るために、自然大農具の発達使用を許されず、整地の如きものにても、畜を入れて犂を使用するが如き困難なるため、手用農具使用されつつあり」とあることからしても、大農具は使用されていなかったことが推測出来る。

本町は明治、大正時代の農作物としては、穀類、薯類等が多く、従って手先用の使用農具であった。

即、鉈、鎌、鍬、山鍬、シャベル（スコップ）ザリン（ザレン）三鍬（三つ股）など。

運搬用で「イネサン」天秤棒も大きな役割りを果たしていた。

昭和二十五年ごろから農道が漸次整備され、昭和三十年に入ると失業対策事業や、土地改良事業等によって、急ピッチで整備されるに伴って、前記手用農機具から機械化に転換されて来た。

陸稲脱穀機も千刃機から足踏脱穀機へ

薬剤撒布も栽培面積、経営面積の増加と樹幹の成長、肥大によって、従来の手押噴霧機、人力肩掛噴霧機から半自動になり、昭和二十五年ごろから漸次動力噴霧機が導入されるようになった。昭和三十年後半になると全農家が動力噴霧機を使用している。

除草などは、一部の農家では手取りから除草剤を撒布すると同時に草刈機も導入され、除草剤撒布と併用した。

この間に、柑きつの病虫害駆除と昭和二十年代中期から燻蒸幕を各部落に配布してその効果の増大を図って来たが、樹幹の成長につれて作業に相当労力を必要とすることと、経費も相当かさむようになり、自然に使用するグループ、農家が減少して来た。燻蒸幕を使用する時代は、親類同士、近隣同士で結成され、一致団結、和気藹藹の中で作業が進められ防除効果もあがった。

昭和三十年ごろからテーラー（ガーデントラクター）が導入されるようになると、役場は鹿児島警察署に、テーラーの実技講習会を現地で開催するよう要請、二回実施して使用者の資格取得に機会を与えた。従来運搬を主目的として飼育して来た馬は漸次減少して来た。

このころから運搬を主目的として小型三輪車、四輪車が次第に多くなり昭和四十年代中期に入るとテーラーの台数も数台に減少して、これに代わって前記車両が増加して来た。道路の幅員も拡幅され全面舗装され、さらに町道に編入されると整備も充実、強化されて、中型、大型貨物車も導入されるようになった。

中耕機等も大型が圃場のここ、かしこに活躍する。

昭和35年主要農機具保有状況

機種／部落名	噴霧機		動力耕耘機（テーラー型）	燻蒸天幕			三輪車
	動力型	その他		個人	共有	公有	小型四輪車
赤水	2台	37台	—台	2台	—台	6台	1台
小池	22	138	9	160	5	27	1
赤生原	20	115	2	96	10	5	1
武（西）	22	290	1	120	—	—	
武（東）			4	200	—	—	4
藤野	27	189	12	30	50	—	—
西道	9	53	8	10	14	—	—
松浦	18	94	3	80	30	—	1
二俣	26	57	18	—	—	—	1
白浜(西)	10	42	6	40	8	—	2
白浜(東)	18	156	11	5	55	—	—
新島	—	—	—	—	—	—	—
計	174	1,171	74	743	172	38	11

農具　カイノ（カレコ）の伝説

カイノ、カレコとは背負い梯子のことである。

カイノには有爪型と、無爪型の二つのタイプがある。

本町農家が使用するカイノは後者の無爪型が使用されている。佐多町古里の明治三十二年生まれの古老の言によれば、有爪カイノのことを「ショノヤマガレ」樟脳山ガレといった。原生林の中にはクスの木も相当に多い。この木から「樟脳」を採取する業が南九州では二十年ぐらい前まで行われていた。（「注」本村の樟脳製造のことについては林業の項で記述した。）

原木を輪切りにして樟脳だき小屋まで運ぶときに有爪カイノを利用したと伝えられている。爪が突出しているから輪切りした丸太をのせると、縄がけをしなくても運ぶことが出来、荷をおろすときにも傾けさえしたら落下するので非常に便利であった。

これに対し無爪カイノは単にカイノといい、男女とも使用した。

現在ショノヤマガレは全く姿を消してしまったが、無爪カレコは昭和四十年代前半まではよく利用された。

無爪カイノは村人の生活の中に密着しているのに対して、ショノヤマガレは山林の特殊な業として一緒に始まったが、それが時代の波に消失していくと運搬具もともに姿を消して、やがて道路の整備に伴って一輪車に転換した。

大根占町宿利原では有爪カイノのことをツメガレと呼び、豊後（大分）の炭焼きによって伝来されたものだといわれている。

柳田国男氏はその著「炭焼小五郎が事」の中で、「豊後は今において尚炭焼の本国である」と記している。

炭焼に限らず、ナバ（シイタケ）作りも豊後の人々がもたらしたようである。森林の中でのこのような作業は重労働であり、当然男が中心であった。このような山の民の労働と、セットになった形で入りこんで来たのが有爪カイノであったと思われる。

これに対して無爪カレコは、里の民の運搬具であったといえる。有爪カイノが大きくて爪が突出して荒々しい感じをもっているのに対して、無爪カイノは、小ぶりで里の民の民具として生活の中に密着しているという感じを与える。前者を男性的であるとすれば、後者は女性的である。事実、前者を男ガレ、後者を女ガレといっている所もあるという。

また、前者が森の特殊技能とセットに対して、後者は

農民の生みだした民具である。
因みに、カイノで桜島大根の最大のものを運搬する場合は、二本から三本、馬で四本ぐらい。葉煙草は伐採したものをムシロで巻きカイノに副って縦に括って運ぶ。

第二節　林　業

一、林業全般

本町の山林は、急な勾配を有する傾斜地の中にあり、少量の雨にも災害が発生し易い土壌条件である。火山灰噴石等の堆積で地力がなく、伸長率が悪い。
昭和三十年の大爆発から降灰、噴石の堆積、昭和四十七年以降の間断なく降る灰、石は山林に大きな災害を与えている。
一方、林道が一本もなく、資材の運搬は主として人力によって処理されて、伐木はすべてダシ（牛馬にけん引させて搬出）で里まで運搬している。
このような悪条件から、農家も造林に対する意欲もなく林業への依存度は極めて少ない。
森林面積は、一五五三㌶（下表参照）で、針葉樹四八・三㌫、広葉樹が五一・七㌫で広葉樹のしめる割合が大きい。しかも広葉樹の大部分が自然林で生産性の低い粗悪林である。
針葉樹では松が最も多く、杉が二位で檜は殆んど造林されていない。
広葉樹ではタブ、カシ、樟等が多い。
昭和二十年代までは、農家も伐採跡地にはよく植林をしていたが、昭和三十年の大爆発以降から林業に対する関心度が低下して来た。
一方果樹、特に柑きつに対する新植熱が高まり、ミカン園造成のため開墾され、一部林野面積も減少しつつある。
本町では奥地林道を開設、造林の奨励、指導を行い昭

昭和57年現在

公私有別	人工林天然林の別	樹種別	面　積
公有林	人工林	針葉樹	㌶ 59
		広葉樹	0
		計	59
	天然林	針葉樹	34
		広葉樹	283
		計	317
		合計	376
私有林	人工林	針葉樹	203
		広葉樹	3
		計	206
	天然林	針葉樹	454
		広葉樹	517
		計	971
		合計	1,177
総合計			1,553

和四十六年から補助事業により四九㌶が増殖されたが、降灰、噴石、ガス等の被害により、成育はあまり芳しくない。

本町の林業は前述のように不振の中でも松は県内でも良質だと折紙がつけられ、昭和二十年代後半から三十年代前半にかけて、松の実採種用として母樹の指定を受けている。

二、西桜島村森林組合

昭和十年代後半に組合員の森林経営案の作成、経営に関する指導、林業経営に必要な資材の供給、その他森林施業の合理化等図る目的をもって、西桜島村西道一七三番地に設置され、その後鋭意目的達成のため努力するかたわら、製材業等経営して来たが、製材業は個人経営者が出現して廃止するなど、運営が困難になって来たため、昭和三十一年から村の経済課が森林組合業務を代行した。

このような現状から組合員の組合に対する不信感が日増しに増加し、遂に昭和四十二年解散するに至った。

解散当時の組合員は約四〇〇人。

因みに組合解散の経過措置は次の組合総会議決のとおりである。

西桜島村森林組合解散の経過措置

1、昭和四十二年七月五日森林組合臨時総会開催

議事

1、西桜島村森林組合解散議決の件

組合解散理由書

本組合はもともと経営基盤が浅い上に、耕地転換等による森林資源の減少に依って、組合経営は不振に陥り、経営は益々困窮し、昭和三十一年来、組合活動は事実上有名無実のまま放置された状態で今日に至りました。このままの現状では組合員はじめ、関係機関にも迷惑をかけますので解散する。

2、昭和四十二年七月十五日

県知事宛　森林組合解散認可申請

3、昭和四十二年八月三日

県知事認可

4、昭和四十二年八月三日

県林務部長名をもって森林組合長宛認可指令併せて西桜島村長宛通知

第三節　水産業

一、漁業の概況

地理的特色

桜島町は四方を海に囲まれた桜島の北西部三分の一を占め、海岸線は、最西端の大正溶岩域と、最東端に位置する東白浜古河良地区と北岳溶岩域を除いて、他は赤水から白浜まで扇状地の裾野となり、砂礫の海岸を形成している。大正の噴火前は、のちに溶岩に埋没した赤水、横山部落が最も大きな漁業者集落であったが、噴火後、住民は他所へ離散、現在の赤水、小池、赤生原に漁業で生計を営むものが残った。桜島の中でも桜島町の区域は大きな扇状地帯を持ち、海岸域に定住しながら農業に従事する者が大部分であるため、漁業者集落を形成しない。漁業者は赤水から赤生原までと、古河良、新島だけに存在する。しかし、住家は海岸に沿って密集しているため、農業を営みながら余暇を利用しての遊漁が盛んであり、兼業的に一本釣に従事し、また養殖業者の投餌労務に従事している者も多い。

また大正三年噴火以前の赤水、横山地区では海岸の遠浅を利用して地曳網が盛んであったが、噴火によって地曳網の網代を失った。しかし、溶岩が海中にせり出し岩礁地帯を造り出したために、小池、赤生原の漁師に磯刺網の発展をうながした。また昭和三十年代には水族館が開館して、それまで未利用であった小形魚、特に観賞魚の利用度が高まり、磯刺網や追込網なども盛んに行われるようになった。

古河良、新島海域では水面上に五つの島があるが、水面下には広い面積にわたって瀬があり、好漁場を形成している。

明治時代から昭和初期の漁業

藩政時代の漁業の記録にふれることは、困難である。明治から昭和の初期にかけて、大正の大噴火をはさみ、島民移住のために漁業も衰退したが、昭和四十年三月水産庁調査研究部の鹿児島湾の調査研究によると、噴火の影響は水産資源にはたいして及んでいない。桜島爆発の日（野添武著）橋口新蔵体験談中にも漁獲に影響しなかったことがうかがわれる次のような記述がある。

「最初に出漁したのは噴火後十日ぐらい経った旧正月前からで、鹿児島を基地として出漁しました。大漁につぐ大漁であったことに加えて、前述しましたとおり、桜島の瀬戸、赤水、横山あたりの八田網が全滅したこと

や、湾奥の海域が軽石で閉塞されて、湾奥の業者が出漁できなかったこと（後略）この好漁は、その後も続きましたので……（後略）。」

噴火前の桜島の様子を知る一端として、前述の橋口新蔵氏は、「ここでその当時の赤水部落民の人口や船の保有数について申しあげますが、赤水の戸数は三〇〇戸足らず、一、七〇〇人ぐらいで、船は六ﾄﾝから七ﾄﾝぐらいの貨客船（和船）が六隻、八田網（ザコ網）が私の家のものを含めて三組ありましたから六隻一組で計十八隻になります。それに小型の一本釣り船が三十隻ぐらい（後略）。」と語っており、鹿児島湾調査報告書の中に新島漁業組合長の聞きとり調査として、「新島を含めて西桜島地区は漁業特に網漁業が盛んなところで、その種類も多様をきわめ漁船も三百隻以上あった。また爆発当時新島には五十五世帯（二五〇人）あって、各戸漁船を有し、漁業への依存度が高かった。」とある。

このような状況の中で行われた漁業の種類を次に挙げる。

二、釣漁業

1、一本釣漁業　一本釣り漁業は藩政時代から漁業の主体をなしていたものと思われる。明治から大正時代にかけて網元による組織化された漁業が始まっても、余暇を利用した一本釣りは続けられた。しかし、漁業が近代化した今日においては、漁業者の間では殆んど行われず、遊漁程度に過ぎなくなった。漁獲物は少量であるため、一人の人が何人分もの漁獲物を依頼されて市場に持っていった。

2、延縄漁業　新島、古河良の漁師の間では付近の瀬や福山沖まで出かけた延縄漁業が盛んであった。噴火前は瀬戸を通って海潟まで出漁していた。また小池方面の漁師は小池沖、三船沖などに縄を延え、盛んにマダイ、タチウオ、アナゴなどを漁していた。

三、網漁業

1、地曳網　地曳網にはタイ地曳網とイワシ地曳網、タコ網があった。

a、新島地区では、噴火前イワシ地曳網が三統あった。新島の南側は好漁場であり、マイワシ、カタクチイワシ、アジなどが好漁であったが昭和に入って二統に減じた。小池地区のイワシ地曳網は噴火前は十統ぐらいあり、夜間焚入れをして操業していた。

噴火で横山、赤水の網代を失ってからは激減し、昭和四十年代には二統残っていたが殆んど操業はしなくなった。

b、タイ地曳網は三月から七月初旬にかけて八統が地先一帯の瀬の間で操業していた。魚そのものは一本釣のそれと違って小形のタイが多かった。噴火後二統が残って終戦前まで操業していたが、現在は網を入れることは少なくなっている。

c、タコ網は噴火前二十統もあり、冬から春にかけてタコ、エビなど小魚をとっていた。噴火後も細々と漁を続けていたが現在は全く見られなくなっている。

2、**刺し網**

a、磯建網　磯建網は、一五ピロから二〇ピロの刺し網を瀬のある付近に、夕方建てまわし、一夜置いてあくる朝網をあげる漁で、タイ、メジナ、ボラ、ヒラメ等多種の魚を漁獲するものである。昭和に入って三重網が考案され、大きなものから、小さな魚まで刺し網にかかるようになった。小池地区では噴火後、横山、赤水地区にできた溶岩の瀬によって新しい漁場が開け、噴火後も盛んに操業されるようになった。特に昭和三十年代に水族館が開館してからは新しい需要が生じた。一方新島地区では付近に瀬が多く噴火前三十統以上の磯建網が操業していた。噴火後も昭和三十九年の調査で二十七統が残っていた。

b、キビナゴ刺網　五、六月キビナゴが産卵のため岸に寄る時期に、網を入れてとるもので、噴火前は神瀬～沖小島の間で百隻近くの漁船が、夜明けにホラ貝の合図とともに一斉に出漁、盛況を見せたものであったが現在ではその盛況はなく新島地区でも、噴火前には三十統以上もあったのが、次第に減少して三十九年の調査では全く無くなっている。

c、イワシ刺網　沖小島を中心とした谷山～垂水間、大崎沖などで百隻以上の漁船によって行われた。江戸中期以降畿内を中心とした商品作物の栽培が盛んになるにつれて、魚肥需要が増し、薩摩藩でも大量に生産・移出されていたので肥料原料としてのイワシは需要度が高かった。その後明治期に入ると、南薩一帯に勃興したブリ飼付漁業の餌料としての需要が高まり、漁獲高も増大し、価格も高騰した。湾内でとれたイワシ（ウルメイワシが主であった）は冬

期になれば、その八～九割までがブリ飼付餌料となっていた（錦江湾）。また大正末期から昭和十年ごろにかけてイワシの大漁が続いた（錦江湾）。これらの豊漁の中でイワシ刺網もにぎわったがその後、八田網の発達とイワシの減少によって次第にイワシ刺網漁は衰退し、現在では全くなくなってしまった。

d、バショウカジキ刺網　秋バショウカジキが回遊する頃に行われた。一尾当たり四〇～五〇キログラムもあるバショウカジキが網にかかる勇壮なものであった。小池地区に五統の網があり終戦後も続けられていたが現在は全く行われなくなった。

e、イカ網　イカ柴を入れ、そのまわりに網を建てて、イカを追い、網にイカをかける漁法で今も細々と漁がなされている。

3、敷網

a、八田網　藩政時代には四艘張網が広く普及していたが、明治二十年～四十年代にかけて網の材料が麻から綿糸にかわり、網が大型化して現在の八田網へと発展して行った。県内の様子をみると、明治三十五年に四艘張網が百三統であるのに対し、八田網は百九十統と優勢になっている。漁獲量でみると、八田網は四艘張網の五倍にも当たっている。

八田網の発達にやや遅れて明治四十年代になるとカツオ釣り船が動力化し、船の大型化、漁場の沖合化を促した。その結果として、使用する餌料量の増大とカツオの生存期間の延長が要求された。

カタクチイワシを活簀で蓄養することは明治三十五年ごろから天草郡牛深で始められ、鹿児島では、県の水産試験場が明治三十八年に阿久根村で蓄養試験を成功させ、翌三十九年には錦江湾内で蓄養の適地とカタクチイワシの量を調査させている。カタクチイワシ蓄養の技術が確立し、山川港がカツオ漁業基地として発展すると、錦江湾は八田網主業地帯に位置づけられるようになって、八田網漁業はいよいよ発展すると共に餌料供給側も採捕と蓄養の分化が生じた。

八田網は前述の橋口新蔵氏の談話にも出てくるように、六艘が一組になって操業していたが、谷山沖鹿児島～桜島間を主な漁場として九統が周年操業していた。また噴火前は昼張八田網が数統あったが、噴火後は無くなっている。昭和三十年代以前盛況を

極めた八田網漁業も、カタクチイワシ魚群の回遊の減少と労働力の流出によって衰退の過程をたどり、昭和四十年代に入ると、年に一回か二回操業するだけとなっていた。

昭和四十年ごろまで八田網漁業者は赤水の橋口新蔵、大保国彦、浜元仲之丞、小池の池田信男、萩原初、古河良の宮元純夫、新島では中村純義の各氏であった。

一方、八田網カタクチイワシ漁に付随するものとして発展してきたのが餌漁業であった。昭和四十年の水産庁調査研究部の鹿児島湾漁業調査の中に、「カツオ餌の活かしは大正二年から天草の業者が、大正三年からは海潟の業者が、カタクチイワシを小池で蓄養を始めた」と見える。餌業者は毎日漁場まで竹活簀篭を船一杯積み込んで行き、網掲と同時に篭の中に生きたカタクチイワシを移し、蓄養場まで引いて行き、カツオ漁船は蓄養場まで餌の買付けに来た。昭和三十年代まで、赤生原には中村水産、浜田水産、森水産、揚村水産、今給黎水産、萩原水産があり、小池海岸から赤生原の海岸には生簀篭が並び、海にはカツオ船が来てカタクチイワシ漁業の隆盛を物語り、一種の風物をなしていた。

b、追込み網　桜島における追込み網は刺し網ではなく、敷網に類するものであった。桜島ではこの網をブイ網と呼んだが、「おどし」にねむの木の木片を使用したので「ネブイの木」が「ブイ」になったと聞かされている。十～二十艘の漁船が出て「ブイ木」と沈子のついたロープを瀬の周りに回し、海岸地帯では陸から、神瀬付近では二〇人ぐらいの勢子を乗せた船二艘から、地曳網よろしくロープを曳き、その範囲を縮めていった。途中、瀬にロープがかかると周りに付いている船がロープを持ち上げて瀬をかわし、適当に範囲が縮まったところで、裸潜りが飛び込んで魚群の周りに網をまわした。魚群の濃縮に従って二～三回網を入れ、いよいよ魚群が固まったところで、敷網か袋網を入れてこれに裸潜りが魚を追い込み、最後に船が網を曳き上げるという方法であった。漁獲された魚は直ちに活簀に移されるために無傷の魚獲があり、市場の取り引き価格も高いものであった。特に昭和三十年代水族館に入れる活魚としては最高に良質のものであったことは否めない。この漁は特に小池地区の漁民の間で盛んに

漁船数の移りかわり（西桜島漁協）

漁業種類 ＼ 年		40	42	45	50	55	56	57
採介藻	隻数		2	5	3	3	3	2
	トン数		4.27	7.56	10.80	7.14	7.14	3.88
小型定置網	隻数				1	7	11	13
	トン数				1.65	16.37	25.65	28.24
一本釣	隻数	63	62	57	66	62	65	63
	トン数	84.21	65.86	72.37	84.70	65.81	72.32	67.71
延縄	隻数	6	4	3	2	8	8	8
	トン数	8.39	5.87	5.20	3.55	14.94	14.94	14.94
磯建網	隻数	1	3	18	20	40	42	42
	トン数	2.03	5.54	34.45	40.36	54.65	78.30	78.30
地曳網	隻数	3				5	5	5
	トン数	4.22				12.75	12.75	12.75
中型まき網	隻数				1	16	10	10
	トン数				7.46	147.38	98.24	98.24
小型まき網	隻数		1	1			6	6
	トン数		1.20	3.45			24.74	24.74
四艘張網	隻数	12	4	2		11	5	5
	トン数	71.24	9.69	7.33		60.80	36.13	36.13
はまち養殖	隻数	1	1	5	24	92	98	101
	トン数	2.03	1.12	18.35	138.10	509.37	556.24	561.66
総計	隻数	86	77	89	117	244	253	263
	トン数	172.12	93.55	148.71	286.62	889.28	922.28	926.59

（昭和59年度鹿児島試験所周辺漁業用施設設備助成概算要求書より）

行われ、瀬についているタイ、イサキ、ヤガタイサキなどを目的に二十統が操業していた。昭和四十年代十三統が残っていたが現在は全く操業されなくなっている。

4、定置網　桜島は内湾であるため定置網漁業は盛んではない。二十年程前は藤野から白湾の間に数網が設置されタイ、ミズイカ、ボラ、その他雑魚が漁獲されていた。近年になり漁獲量も少なくなり、養殖業に押されるような形である。

5、船曳網

a、タイ二双船曳網　噴火前に新島地区に四統あって、片船に四人が乗り込み、新島周辺の瀬でタイ、中アジ、イサキなどを漁獲した。現在時折り操業している。

b、小型底曳網　数統あって小池、沖小島、西道沖などで、ヒゲナガエビ、オオメハタ、キュウシュウヒゲ

魚種別漁獲量（トン）

魚種＼年次	45	50	55	56	57
まあじ		4	2	2	3
ぶり	13.8	5	10	15	12
ひらめ	1.8	1	1	1	3
かれい		1	1	1	1
まだい	5.7	5	6	8	9
ちだい	31.7	1	2	2	3
くろだい	0.8	3	4	5	5
ぼら	0.2	3	3	5	4
その他魚種	74.3	37	42	45	48
魚類計	128.3	60	71	84	88
いか	10.0	8	7	5	6
たこ	29.2	4	3	2	3
うに・なまこ		25	23	28	21
水産動物計		37	33	35	30
合計	167.4	97	104	119	118

50年～57年－昭和59年度鹿児島試験用地漁業用施設設置助成概算要求書より
45年――――鹿児島湾における漁業の現況より

などの底魚を漁獲していたが、漁獲量が少なく現在は全く操業していない。

c、タコ網　一種の舟曳網で舟を錨で固定して、舟の上から地曳網のように底を曳く小型の底曳網でタコ、エビ、小魚などを漁獲した。往年は小池地区に二十統、新島地区でも二十統が冬から春にかけて操業していたが、現在殆んど操業していない。

d、小型定置網　赤水から白浜までの海岸に現在も六統の定置網が敷設されている。漁獲物はボラ、イカ、クロサギなどであるが水揚げ量は少ない。

四、その他の漁業

その他の漁業として、鉾突きとして夜漁り、ナマコ漁、ウニ漁、アオノリ採捕などがあるが、ナマコ漁は厳寒期の夜、採捕するもので高額で取引きされる。ウニ漁はガンガゼが主体であり、近年になってガンガゼのウニ卵が見直されて取り引きされるようになった。アオノリも冬期に採捕されるが、桜島では鹿児島市場が近いために生のまま市場に出されており、漁民のみならず、農家の主婦の別収入にもなっている。その他アオリイカ、ヤリイカの一本釣、干潮時に岩間に密むタコを布片で追い出してとる漁もある。

五、現代の水産業

前述のような経過をたどっている桜島町の水産業も湾内のカタクチイワシ不漁と経済成長の波に乗った労働力の流出によって八田網業及びカツオ餌業が衰退し、養殖業の年代に入る。真珠貝養殖、ハマチ養殖については後述するが、桜島の漁業形態は典型的な半農半漁型であ

西桜島漁協の漁業形態

項目／漁業種類	魚　種	統　数	漁期（月）	C.P.U.E (kg／day)	備　　考
磯　建　網	ボラ,アメウオ	10	周　年	23.7	三重網,水深40mまで
キビナゴ刺網		5	10～6末		
一　本　釣	タイ,イカ,イサキ,ハマチ,タコ	10	秋～冬	15.3	タイ（5～6,11～12月),イカ(10～4月),ハマチ（9月),タコ（5～8月）
旋　　網		7			
延　　縄		6	周　年	28.9	
モジャコ採捕		5	4.20～5.25		
鉾　突　き	赤ナマコ	8～10	11～3		
小型定置網		2	周　年		
ハマチ養殖		12			32.7万尾
ノ　リ　採　捕		30人	1～3		神瀬

り、溶岩地帯を含む天然魚礁が多く、潮流も比較的速いので公害の心配も少ない。魚族資源も豊富であり、鹿児島市を控え、卸売市場も近いために漁価も高い。半農半漁の漁業者が多いこともあり、沖合漁業への漁業形態に組換える必要もなく、八田網の衰退と養殖業の転換がみられた以外は大した変動もなく、図や表で示されているような操業が続けられている。漁業形態は漁獲量の比率からみると次頁の表のようになっている。ハマチ養殖業を除いて考えるとき、五十七年度でみると、概略網漁が三〇パーセント、釣漁が五〇パーセント、延縄漁が一〇パーセント、その他一〇パーセントとなる。

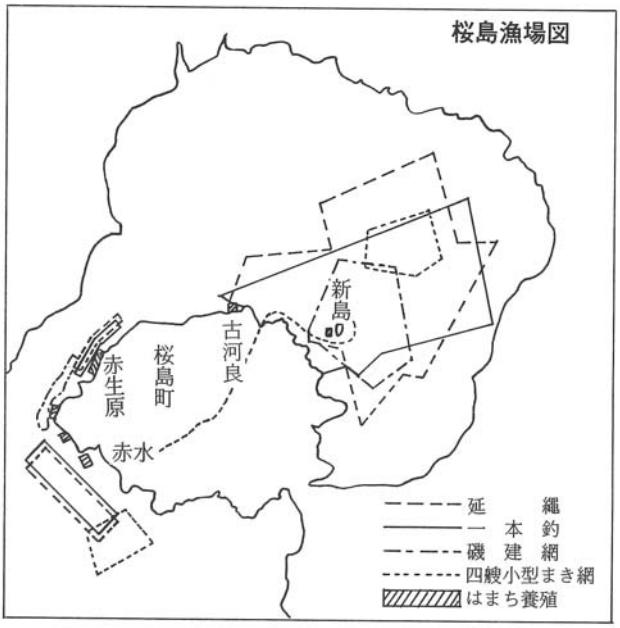

漁業種類別漁獲量

区分／年次	四十二		四十五		五十		五十五		五十六		五十七	
	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%
底びき網	四											
まき網											一	
敷網							二				一	
その他刺網	九〇				一六		一七		一八		二〇	
小型底地網					一九		四		八		八	
地曳網							五		五		五	
網漁計	九四	四五・六	五七	三二・六	三五	三五・〇	二八	三二・二	三三	三二・七	三五	二九・二
いか釣					六		一二		一〇		一〇	
その他釣	七七		四五	二五・七	二五		二九		三五		四八	
釣計	七七	三四・四	四五	二五・七	三一	三一・〇	四一	四七・一	四五	四四・五	五八	四八・三
はえなわ計	二一	一〇・二	六五	三七・一	五	五・〇	一〇	一一・五	一三	一二・九	一五	一二・五
その他漁業	一四	六・八	八	四・六	二九	二九・〇	八	九・二	一〇	九・九	一二	一〇・〇
小計	二〇六	一〇〇	一七五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	八七	一〇〇	一〇一	一〇〇	一二〇	一〇〇
はまち養殖	三		八		二〇		二六		三一		三〇	
計	二〇九	一〇一・五	一八三	一〇四・六	一二〇	一二〇・〇	一一三	一二九・九	一三二	一三〇・七	一五〇	一二五・〇

（昭和五十九年度鹿児島試験所周辺漁業用施設設置助成概算要求書より）

六、真珠養殖業

桜島でも昭和三十八年から四十二年ごろにかけて、真珠養殖業が台頭し、一時のブームをもたらした後、水泡のように消えていった。この真珠養殖が脚光を浴びたのは県の行政指導にもよったが、八田網漁業が衰退した後、小資本で事業が始められることと、近くに低廉な労

働力があったからであった。

鹿児島県における真珠養殖の歴史をたどってみると（錦江湾、鹿大水産学部発刊）幕末の頃、薩摩藩主島津斉彬が肥前大村から真珠貝をとり寄せ、藩の各地に移植を試みたことに始まるが、この試みは失敗に終わっている。その後長い間のブランクがあり、昭和に入って幾度か養殖が試みられたものの、黒蝶貝による半円真珠であったことと、母貝である黒蝶貝が減少していったことによって、大した成果が得られず、自然に衰退、消滅していったもようである。

アコヤ貝を使っての養殖試験は、昭和三十四年西薩地方で始められ、これは成功して今も続けられている。錦江湾では水温は冬でも一五度以下になることがないため、母貝の成長が早い。植物性プランクトンに富み、水深が深いので病害が発生しにくく、漁場が老化しにくいという観点から錦江湾の湾奥部が注目され始めたのである。

昭和三十八年、漁業権の免許更新に際して、県は母貝生産と真珠養殖とを分離する方針をとった。これは真珠養殖は高度の技術と、多額の資本を要するため、県外業者の独壇場であったが、彼等によって母貝生産まで行われたのでは県内漁民の出る幕がなくなるからであった。

真珠養殖が最も盛んであった四十一年の母貝生産者は県内に二四六業者で、三千六百万個の母貝が養殖されていた。そのうちの八割強が鹿児島湾奥部に集中していたのである。このブームに乗って、桜島町でも赤水、小池、赤生原、古河原の漁業組合員の多くが真珠養殖に手をつけた。昭和四十年三月発行、水産庁調査研究部の鹿児島湾調査報告によると、西桜島漁協内に真珠養殖一件、母貝養殖五十五人が挙げられている。当時漁民の主婦をはじめ、降灰のためにミカン産業にかげりをさした農家の主婦たちが、パートタイマーとして母貝の掃除に精を出していた。

稚貝は主に高知県や愛媛県から購入し、二年間養殖して、その殆んどを県内に進出して来た県外業者へ販売し、そこで核入れ手術が行われていた。真珠養殖業者即ち核入れを行う業者は三十五年には県内に六経営体だったのが、四十一年には三十七経営体と飛躍的に増えている。施術量もこの間に百万個から一千八百万個へと増大している。鹿児島県の真珠生産は中・大玉が主流を占めていたが、中でも資本力、技術ともにすぐれている県外業者が中・大玉生産の中心となり、逆に県内の個人業者は資本力、技術面が遅れていたので、資金回収のための売り急ぎもあって中・小玉生産が多かった。

このように急成長を遂げ、湾奥部を筏で埋め尽くす程の盛況をみせた真珠養殖業も、内的には密殖による病害の発生と漁場の老化、外的には過剰生産による価格の低落化、それに加えて主要な輸出先であったアメリカの不況によって一挙に崩壊の道をたどった。それは衰退などといった生やさしいものではなく、四十二年ごろから数年のうちに全滅する程の激しいものであった。

真珠母貝の養殖という漁業はあくまでも、真珠養殖業者の母貝買い付けによって成立するものであり、真珠売買の不振によって県外業者が鹿児島から立ち去っていったことは、鹿児島県の母貝養殖業の崩壊を一層急激で徹底的なものにしていった。桜島におけるすべての母貝養殖業者もその例にもれず、大きな負債をかかえたまま崩壊し、一部は零細な一本釣漁業にもどり、一部はハマチ養殖業へ転換をはかったが、残りの一部は俸給生活者に転身する者もあった。

七、ハマチ、イシダイその他の養殖

カタクチイワシの減少と漁業技術の改良によって、八田網の競争が激しくなり、情勢に対応しきれなくなった八田網漁者が次第に休業、廃業していく中で、網元層は八田網の立て直しを図ろうと努力するだけでなく、それに代わるべき漁業の模索を真剣に考えるようになり、昭和三十年代の後半になって、ハマチ養殖が転換業種の柱として選ばれるに至った。三十年代後半といえば鹿児島湾奥部は真珠貝養殖も爆発的なブームになろうとする時であったが、八田網の網元層が代替え業種として目をつけたのは、適当な企業的性格をもったハマチ養殖業であった。とは言いながら、初め牛根の桜島口に築堤式蓄養池を造り、養殖を始めたが、牛根、海潟などの八田網元などには無関心な者が多く、この事業を推進しようとしていた牛根漁協長の中村萬太郎・県水試調査部長の別府義輝氏等が説得に当たった苦労は並大抵ではなかった。この蓄養池を利用したハマチ養殖は、三十四年の初年度には県水試の試験船で採捕したモジャコ三万五千尾を蓄養したが、給餌技術のまずさなどから種苗育成の段階で全滅させてしまった。翌三十五年には

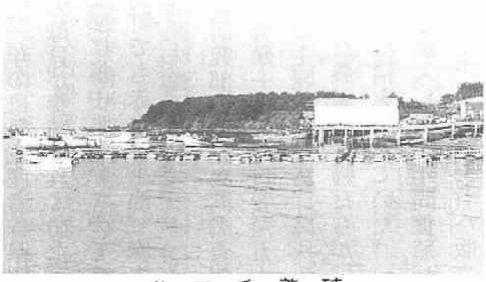

ハマチ養殖

九千尾を放養し、歩留り率二八㌫の成績をおさめ、一応養殖の見通しがついた。三十六年、海潟の川畑源之丞氏と深見正道氏等が小割り式網活簀を使用した蓄養をはじめて本格的な養殖事業が始められた。

昭和三十七年、牛根、海潟のほか、八田網で漁獲した二〇〇㌘程度のハマチ四～五百尾を蓄養した西桜島の浜田敬三氏と東町の釜浦氏が加わり、鹿児島県では五経営体となって、県のハマチ養殖業が確立された。この浜田敬三氏の事業参加が桜島においてのハマチ養殖業の草分けであった。

鹿児島におけるハマチ養殖の経営体数および生産量を比較してみると次のようになっている（鹿児島県農林水産統計年報）。

	経営体数	生産量
昭和三十五年	一経営体	三・一㌧
昭和三十八年	七〃	二二・一〃
昭和三十九年	一四〃	一二九・六〃
昭和四十年	一六〃	三〇二・四〃

四十一年以後、地域的にも牛根海潟のほか、西桜島、鹿児島、東桜島、鹿屋、山川、隼人などへ拡大し、四十六年には対象地域における漁協の約半数にあたる十漁協でハマチ養殖が行われ、その経営体数は百五十八、総生産量は一万四一一㌧となっている。この生産量は県全体の九七・四㌫となっている。その後県内各地への普及によって、鹿児島湾のハマチ養殖の県全体に占める相対的な地位は低下している。現在も著しく高い比率を占めていることには変わりはない。

右に示したことから、当初は経営体の増加に比べ、生産量の増加の方がはるかに大きく経営規模の拡大が顕著であったが四十一年以後、小生産者の経営参加があり、経営体数が著しく増加している。これは前述の真珠養殖の崩壊とも関連しており、次第に浅海養殖の全盛期へと移って行った。

蓄養場、種苗採捕、餌料など養殖技術面の変化についてみてみると、

1、蓄養場　初め牛根の桜島口で築堤式の養魚池で蓄養を始めたが、ハマチの排泄する糞尿や餌料残滓によって漁場環境が悪化し、養殖池としての採算がとれなくなった。四十三年には漁協と業者の共同出資による「桜島漁業観光株式会社」を設立し、観光客用の釣堀とした。築堤池による養殖は水変わりが少なく、短時間に蓄養池の汚染が進行するので、漁場汚染を比較的容易に回避できる小割式網活簀へと変

化していった。

小割式活簀も竹の活簀篭から金網活簀へと移っていった。県水試では化繊の活簀をフグ等による破網、台風の被害などから回避するため、海潟の川畑源之丞氏に金網の活簀二台を貸与し養殖試験を行った結果、好成績を得たので、その後湾内の養殖業者へ急速に普及していった。桜島ではカタクチイワシ蓄養時代の技術を生かして、稚魚時代は別として竹の活簀篭が使われていたが、小割が小さすぎることと、台風による被害が大きかったので、昭和四十一年ごろから金網活簀に替えられていった。

2、種苗　種苗のモジャコは、一〇センチ前後になるまで流れ藻の中に身をかくし、藻と共に海面を浮遊する。その習性を生かして流れ藻を採捕し、モジャコを採集するのであるが、当初県水試が試験船を使用し、モジャコの分布調査をかねて、たも網ですくいとったものを養殖業者に配給する方法で供給されていた。養殖尾数の増加にともなって需要量をまかなうことが困難となったため、養殖業者の自己採捕を呼びかけると共に、まき網漁法による採捕技術を指導し、昭和三十九年には十一万尾が採捕された。しかし当時は種苗の育成段階での斃死率が高く、養殖尾数をまかなうことができなかったため、種苗のおおよそ半数は宮崎県からの購入に依存していた。昭和四十二、三年ごろからモジャコ採捕漁業の収益性がいちじるしく高まって、モジャコ採捕業を営む漁業者が増えてきた。現在では薩南海域に優秀な種苗漁場をひかえていることもあって、全国でも屈指のモジャコ供給県となり、県内の種苗はすべて自県でまかなっており、桜島でも地域内のモジャコ供給は自組合内で行っていた。昭和五十八年の状況をみると、十の業者が採捕許可を得たが、萩原重治、竹之下一、野原一成、永野義信、永野水産、浜田水産の六業者が採捕に出漁し、桜島内においての種苗をまかなった。

3、餌料　餌料魚はモジャコの場合とは逆の現象がみられ、養殖開始の当初は八田網漁業で獲れたイワシ類を使っていたが、八田網の衰退と養殖尾数の増大に伴って自給できなくなり、餌料の多くが県外からの購入に依存している。

桜島のハマチ養殖の現況をみると、十一区画において三十業者が約七十五万尾を養殖している。これを表にすると次のようになる。

養殖ハマチの経営体と養殖尾数（昭59.1月現在）

鹿特魚No	養殖業者名	筏台数	筏の大きさ	養殖尾数 1年魚	養殖尾数 2年魚	始業年（昭和）	場所
68	中村純義	10	7×7×6.5m	15,000	9,000	56	新島西側
69	芝利治	10	〃	15,000	9,000	56	新島東側
70	永野義信	9	〃	15,000	6,000	50	古河良
〃	竹ノ下一	12	〃	18,000	8,000	51	〃
〃	宮元純男	7	〃	10,000	5,000	52	〃
71	篠原直高	7	〃	10,000	5,000	52	赤生原
〃	(資)浜田水産	15	〃	25,000	10,000	38	〃
〃	(株)なかむら	16	〃	25,000	12,000	39	〃
〃	築地義輝	10	〃	0	10,000	48	〃
〃	野原一成	12	〃	17,000	8,000	50	〃
〃	森勝哉	16	〃	25,000	12,000	39	〃
〃	萩原清春	7	〃	10,000	5,000	48	〃
〃	(有)永野水産	15	〃	22,000	11,000	42	〃
〃	(有)重治水産	16	〃	25,000	12,000	39	〃
〃	池田泰三	6	〃	28,000	0	48	〃
〃	池田耕三	10	〃	15,000	7,000	48	〃
〃	萩原初	9	〃	15,000	6,000	49	〃
〃	萩原家光	7	〃	10,000	5,000	49	〃
72	(有)四男水産	15	〃	25,000	12,000	48	赤生原
〃	萩原清春	13	〃	20,000	10,000	48	〃
73	川原千代久	3	〃	15,000	0	50	大正溶岩
〃	篠原次則	3	〃	15,000	0	50	〃
〃	折田健一	3	〃	15,000	0	50	〃
74	藤崎豊武	8	〃	10,000	5,000	52	喜平ケ湾
〃	宮元港	9	〃	10,000	7,000	50	〃
75	宮元澄男	8	〃	15,000	6,000	46	赤水
〃	中野佐津則	18	〃	30,000	12,000	48	〃
76	池田正雄	8	〃	10,000	6,000	51	沖小島沖
〃	有村勇	7	〃	10,000	6,000	51	〃
〃	有村満洲雄	7	〃	10,000	6,000	51	〃
〃	桑原三男	7	〃	10,000	5,000	48	〃
100	池田泰三	14	〃	0	13,000	59	沖小島沖
〃	川原千代久	6	〃	0	7,000	59	〃
〃	篠原次則	6	〃	0	7,000	59	〃
〃	折田健一	6	〃	0	7,000	59	〃
計	30経営体	335		495,000	249,000		
				744,000			

赤潮の弊害

昭和五十二年六月八日、鹿児島に発生したホルネリア赤潮は桜島の養殖業者にも多大の損害を与えた。それまで鹿児島湾でも鞭毛藻類のヤコウチュウによる赤潮は、春から秋にかけてよく発生し、海水を赤く変色させることは知られていたが、養殖魚が死滅することはなかった。六月八日の朝一夜にして、鹿児島湾の平川と柊原を結ぶ線以北の湾奥部はしょう油を流したような濃褐色に変色、養殖ハマチは酸欠状態におちいり、次々に斃死していった。県水試では、早速赤潮対策本部を設置し、業者被害の調査が行われたが、被害回避の対策としては、とりあえず活簀を沖合に移動し、少しでもきれいな海水を送りこむようにというのが精いっぱいの指導であった。このホルネリア赤潮は瀬戸内海では大発生したことがあったが、鹿児島湾漁民にとっては全く初めてのことであり、これに対処する心構えさえも皆無の状態であった。桜島でも、地先にあった活簀を沖合に移動させるのに大わらわであった。この時の赤潮は二週間後に消滅したが、この間に斃死した魚はハマチが大部分で、大きい魚程被害が大きく、モジャコには全く害はなかった。

イシダイ、その他

モジャコと共に流れ藻から採捕されるイシダイ、その他にマダイ等を養殖しているが、これは尾数も少なく、ハマチと同一活簀に放養し、活簀の掃除に役立てている程度である。

八、噴火の影響と水産業――水銀汚染魚の出現

大正三年大噴火の影響は、沿岸のアオノリに大きな被害を与えたが、その他の魚介類には大きな影響はなかった。瀬戸海峡が陸続となり、潮流が変化したので、これを掘削して水路を通すための調査が昭和三十九年に行われたが、人工による水路造成が潮流に与える影響は微々たるものであるとの結論に達してそのままになっている。

昭和四十八年十一月の某日、鹿児島湾奥部で採れたタチウオから高濃度の水銀が検出された。鹿児島湾の魚でこんな水銀値がでる筈はないと、検査員は自らの試験を疑った。分析の測定値は、厚生省が暫定的に決めている〇・四ＰＰＭをはるかに超える二・五五ＰＰＭであった。再三再四検査の結果、暫定規制値を超える水銀がタチウオ、マアナゴ、マアジ、ソコイトヨリ、キアマダイ、オ

オメハタ、ヤガタイサキ、アオリイカ、アカカマスの十種類から検出され、水銀汚染魚騒ぎが始まった。

早速「鹿児島湾奥水銀汚染魚調査班」が編成され、原因究明が始められた。推理に推理を重ね、結局原因として考えられる二十九項目があげられた。先ず農薬が容疑第一号となったが、追跡調査の結果、否定された。霧島温泉群の温泉廃水、旧鉱山跡の鉱水、工場廃水や人為汚染と次々に追跡調査が行われたが、最後に残ったのが、以前から知られていた湾奥の「たぎり」、つまり海底噴気孔であった。湾奥部の福山沖に二つの噴気孔があり、一つは水深七八㍍、他の一つは二〇〇㍍の所で、両方とも盛んにガスを噴出している。噴気ガスの分析の結果、ガス中に含まれるいろいろの成分の中に水銀があり、噴気孔付近の底泥からは最高二六七ＰＰＭという高濃度の水銀が検出された。これは水銀で汚染されて国の大きな問題となっている水俣湾のヘドロよりもはるかに高濃度であった。しかし噴気孔から離れると、急激に含有水銀量は減少していった。そして海水中に含まれる水銀量は外洋に比べて若干高い程度で、検出されないといってもいい程であった。

ただ、水銀の発生源をつきとめることはできたが、これが魚にどのようにして入り込むのか、無機水銀がどのような過程で有機化するのか、プランクトンからそれを摂取した魚類に移っていく法、底泥内の底棲動物から魚類への食物連鎖を考えるなど、汚染の過程は解明されないまま、自主規制は十年を過ぎた。規制区域内で漁業を営んでいる桜島町漁民に対する影響は大きく、特にマアナゴの底延縄漁業に当たっている漁民の苦悩は大きい。湾奥漁民の中には漁獲水域をいつわって市場に水揚げする者もでる状態で漁民の苦悩の状態が察せられる。

一方湾岸の住民を対象に健康診断を実施し、毛髪等の水銀含有量調査を続けているが、先祖代々湾内産魚類を多食している湾奥部漁民からさえも、有害と目される水銀含有数値は計測されていない。

鹿児島県漁業共同組合連合会と鹿児島湾奥水質浄化対策協議会では、昭和五十七年七月二十八日と五十八年六月十三日の二回にわたり「鹿児島湾産魚介類にかかる水銀の暫定的規制値の見直しについて」と題し、厚生大臣、水産庁長官に陳情書を提出し、西桜島漁業協同組合長有馬精雄氏も陳情団の一員として上京、陳情した。

陳情書には

「漁獲規制が継続されるなら湾内産の魚介類は、水銀

漬けとしてのイメージにより、漁獲対象から永遠にはずさざるを得ない宿命を負わされ、湾内漁業の破綻は目に見えており……」

「深海性魚介類等は漁獲量が僅少であること」

「含有している水銀は天然に由来するものである…」

「厚生省がとりまとめたメチル水銀摂取量に関する流通市場の検査と試算から、国民の通常の食生活上健康被害を生ずるおそれはない」として、水産庁の趣旨に対して明解な解釈をくだし」

の語句が散見される。

昭和五十八年六月の陳情の結果として、五十九年の夏まで健康診断と水銀測定を続け、その状況をみて、まぐろや他水域の深海性魚類と同様、規制の適用外措置をとってもらう見通しがついている。

九、西桜島漁業協同組合

昭和二十三年十二月十五日の水産業協同組合法の制定によって昭和二十四年に創立された。漁業協同組合が発足するまでは、赤水漁業会（会長　浜田仲之丞）、西桜島漁業会（会長　有村三介）、新島漁業会（会長　竹元昇）がそれぞれ別々の組織として活動していたが、これら三漁業会は何時組織されどのような活動をしていたものか詳細は詳らかでない。

昭和二十四年、水産業協同組合法にのっとって、赤水、西桜島両漁業会は西桜島漁業協同組合として発足し、初代組合長に池田国義氏を据えた。二代組合長　酒匂綱吉氏、三代組合長　萩原行雄氏となったが、昭和四十三年九月二日、萩原氏が不慮の事故によって死亡し、その後を四十三年度中は五代組合長として永野栄二氏が当たった。昭和四十四年から有馬精雄氏が六代目組合長として現在に至っている。新島漁業会はそのまま新島漁業協同組合となった。

組合発足当初から昭和三十年代前半までは、八田網漁が盛んに行われており、カタクチイワシがカツオ船の餌として供給され、赤生原はカツオ餌の基地としてにぎわっていた時であったので、カツオ船の入漁料によって組合もうるおっていたが、三十年代の後

西桜島漁業協同組合

半になると餌漁業は不振となり、カツオ船も次第に姿を消す結果となった。

八田網漁業が不振になった頃、昭和三十八年から爆発的に取り入れられ、発展していった真珠養殖業も四十年代に入ると衰退し始めた。折から漁業協同組合で信用事業を開始し、苦境に立った真珠養殖業者の救済に当たった。漁業協同組合では大きな負債をかかえた真珠養殖業者の需要に応えきれず町当局に補助を仰ぐ程であった。その後、昭和四十八年ごろから次第にハマチ養殖業者も増加し、現在は前述のように三十経営体を数えるまでに成長し順調な経営が続けられている。

新島漁業協同組合との合併

昭和四十二年七月二十四日に制定された「漁業協同組合合併助成法」の目的である「漁業協同組合を広範囲に育成して漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため…漁業協同組合の合併の促進を図る…」を受けて、昭和五十年になって東桜島、西桜島、新島の三漁協を合併しようとする気運がもち上がり、協議が続けられたが、漁場や漁業権の問題で東桜島漁協と西桜島漁協との意見のくい違いがあり、合併は実現しなかった。遂に昭和五十五年九月一日に西桜島漁協が新島漁協を吸収合併することにより、桜島町内に一つの漁業協同組合が確立した。漁業協同組合員数の推移をみると次表に示すとおりである。

漁業組合員の推移

年度	計	組合別会員数	内訳 正会員数	内訳 準会員数
50	161	西桜島 123 新　島　38	118	43
51	172	西桜島 134 新　島　38	132	40
52	183	西桜島 145 新　島　38	130	53
53	199	西桜島 161 新　島　38	134	65
54	236	西桜島 195 新　島　41	152	84
55	248	西桜島・新島合併により一つの組合となる。	156	92
56	259		158	101
57	259		155	104

漁業協同組合に対する行政援助

水産業に対する行政の援助が表れたのは昭和四十一年である。漁業組合が信用事業を開始し、漁民は真珠養殖の不振によって、大きな負債を背負い真珠養殖業から手を引こうとする時であった。その後次第に補助、負担の額は増加していった。

昭和四十九年には桜島フェリーの航路補償にかわる漁

業協同組合運営費として百万円を補助し、その後五十四年まで毎年四十万円ずつ補助を続けたが、昭和五十五年、漁協の新舎屋建設に当たって五百万円を補助し、その後この補助は打ち切った。その他負担金及び補助金の額は表に示すとおりで、大部分は築磯事業に対する補助である。イカ柴投入タコ壺投入、溶岩投石、廃車バス投入、並型魚礁投入等の事業を行ってきた。現在はイカ柴投入は組合自身が行っている。各事業の補助率は、溶岩投石と廃車バス投入では町補助二分の一と自己負担二分の一、タコ壺投入では県補助三分の一、町補助二分の一、自己負担六分の一であるが、並型魚礁投入事業は国県補助六分の五、町補助六分の一であり、事業後の潜水調査によって、魚礁付近にはブリ、カンパチ、マダイ等の数種の魚が群がっているのが確認されている。

参考文献

鹿児島湾調査報告　水産庁調査研究部（昭和四十年三月）
鹿児島湾水域環境調査報告書
　昭和四十七～四十八年度調査　鹿児島県（昭和四十九年）
錦江湾自然と社会 編者 岩切成郎
大正三年桜島爆発の日 野添武士

桜島町負担金及び補助金の推移　（単位：千円）

項目＼年度	41	45	50	51	52	53	54	55	56	57
鹿児島湾栽培漁業協同組合負担金								200	200	820
鹿児島湾漁港協同組合負担金				45	5	5	5	5	5	5
鹿児島地区水産改良普及推進協議会負担金				20	20	20	20	20	30	30
その他負担金							10	10	10	20
漁業近代化資金利子補給補助金			162	644	606	615	407	338	295	425
並型魚礁及び築磯事業補助金			700		750			337	1,172	428
西桜島漁業協同組合運営費補助金			400	400	400	400	400			
西桜島漁業協同組合事業費補助金				500						
水銀汚染被害漁業者利子補給補助金			385	282	178	74				
赤潮被害補助金					300					
その他補助金		294	81	20	20	20		10,757	5,000	400
長谷浜港建設に伴うハマチ養殖筏移転補助金								3,353		
県漁業信用募金協会出資金		100	550	500	500	1,000	1,000	1,000	1,600	1,400
	857（補頁合計）									
計	857	394	2,278	2,411	2,779	2,134	1,842	16,020	8,312	3,528

第四節　商工業

本町の集落は海岸線に沿って帯状に長く、かつ分散して形成され、商店もその地域に適当に点在している。

商店は、米、煙草、酒類、食塩等の生活用品、雑貨品を主体としているが、一部一般衣料品、生鮮食料品、魚介類の販売をしている商店もある。

明治、大正時代仕立船、部落船と呼ばれる個人経営の小型木造帆船から昭和三十一年町営に移管した期間も通じ、町内農産物は一貫して船舶によって鹿児島市内をはじめ、対岸の姶良方面へも販売されていた。船が唯一の交通機関であった。

今日では町営のバス、フェリーの連絡で、益々交通の便が良好である。

農産物は一日一往復運行の船舶により、鹿児島市で販売され、当日現金化し、その帰りに日用品、生活物資を購入していた。このような観点から鹿児島市への依存度は昔も今も変わりはない。したがって商店の経営は一部を除いて芳しくない。

なお自家用車の増加に伴い陸路を利用して、親類、グループ等で垂水方面からの購入も少なくない。

終戦後、袴腰の神社参道に木造の小規模の観光土産品店が立ち並んでいたが、火災で一部焼失したのを契機に、周辺の溶岩地帯が整備され、駐車場を中心に新たに観光土産品、食堂が建設された。しかし不況の波や桜島爆発等、さらに観光客の性格も通過観光客へと変容して来たため経営は期待出来ない現状にある。

ターミナル周辺の土産品店、食堂等も同じことがいえる。

観光客の足を如何にして長時間引き止めるかが大きな課題で、町と一体となり、現在組織されている袴腰通り会が中心となり、さらに組織を強化充実し、桜島の特色を生かすべく努力されている。

前記業態の商店の外、理髪店、美容店、石油スタンド、スポーツ用品店、本屋、電気製品の販売店、さらに、移動販売を専門に魚介類、生鮮食糧品の販売の業者も数人いる。

袴腰港の近くの溶岩台地に昭和三十年に町唯一の観光ホテルが建設されたが、桜島岳の爆発による観光客の減少等により四十年にホテルの営業を停止した。その後隣接地に観光みやげ品と大口観光団体客を対象とした食堂（桜島レストハウス）が建設され、「国民宿舎さくらじま荘」と共に本町の観光に大きく寄与している。

1．業種別商工業者会員の推移

昭和47.50.54年

項目 / 年度		鉱業		建設業		製造業		卸小売業		運輸通信業		サービス業		その他		計	
		事業所	会員	事業所	会員	事業所	会員	事業所	会員	事業所	会員	事業所	会員	事業所	会員	事業所	会員
実績	47	3	2	8	5	4	2	87	55	4	2	21	10	—	—	127	76
	50	3	2	10	6	7	6	95	81	6	4	17	11	14	12	152	122
	54	2	1	14	12	13	12	97	81	6	4	20	13	29	26	181	149

2．商店数，常時従業者数及び販売額

（昭和56年商業統計調査）

業種 / 項目	商店数			常時業者数内訳					年間商品販売額
	法人	個人	計	1−2人	3−4人	5−6人	10−19人	常時従業人数	(53.6.1−54.5.31)
一般卸売業		1	1	1					万円 1,000
代理商，仲立商									
各種商品小売業									
織物衣服，身のまわり品小売業									
飲食料品小売業	2	49	51	44	6		1	95	1.218
自動車，自転車，荷車等小売業									
家具，建具，じゅう器小売業	1	5	6	5	1				261
その他小売業	3	15	18	13	4	1		39	269
総数	6	70	76	63	11	1	1	134	2,748

3．飲食店の業種別店数

（昭和56年商業統計調査）

合計	法人個人別		食堂	日本料理店	西洋料理店	そば・うどん店	すし屋	料亭	酒場・ビアホール
	法人	個人							
9	1	8	7	1	—	—	1	—	—

昭和五十四年には袴腰地帯に桜島町農協経営の「Aコープ店」が新設され、地域の発展に大きく貢献している。また宿泊施設として民宿も数軒ある。

工　業

本町においては過去においても、また現代においても特筆すべき工業は発達していないが、小規模の製造業は存在している。

先ず現在事業を経営しているものから順次記述する。

桜島造船所

赤生原に存置する桜島造船所は町内唯一の造船所であって、昭和二十年代初期から創業を開始し、町営の木造フェリー建造の全盛時代から今日まで健全な運営をしている。

町外からの発注も多く、過去木造船から鋼船、プラスチック製の船舶の建造も多かった。

また町は漁業者も多く小形漁船の建造も多かったが、現在では木造船は少なく、鋼船その他それに代わる資材の漁船も多い。

桜　島　造　船　所

セメントブロック工場

武部落にあるセメントブロック工場は現在二つの業者が営業しているが、ブロックの製造は勿論、高級瓦の製造まで幅広く事業を行って従業員も数人雇用し、島内の建築工事や土木工事に貢献している。

赤水部落には薩摩焼、溶岩焼の窯元が二軒あり、桜島爆発による噴出物の灰も素材として使用され、評判もよく珍重がられ、観光土産品として移出されており本町発展の一翼を担っている。従業員も町内から採用、また同地域には鉄工所もあり　町内の需要に応えている。

ブ　ロ　ッ　ク　工　場

セラミック工場

昭和五十年初期に西道にＩＣ部品の加工場として産声

を挙げ、農家の小屋を改造した作業場で、十人前後の従業員で創業を開始した。昭和五十年代後期に入り、事業の発展に伴い、作業場に狭隘を感じ、柑きつ園約三〇アールを整地して、近代的建物を建設、事業の拡張を図った。工場では十数人の従業員の外、工場外で働くいわゆる家内工業に従事する婦人も相当数にのぼっており、町民所得の向上に大きく寄与している。

その他、自動車修理工場も数ヵ所経営されており、増加の一途をたどりつつある自動車業界で、急を要する修理、車検前の修理を施工し、車社会のため大きく貢献している。

豆腐の製造業も数ヵ所あり製品の販売は、協力しながら分担して運営している。

以上記述した事業は健全な運営がなされている。

次に記述する事業は明治時代後期から行われていたが、現在は廃止している。

先ず樟脳の製造工場を挙げる。本町には山林内にも耕地内にも樟の大木があった。二俣部落に樟脳の製造工場があり樟脳の製造をしていたが、原木の払底によって昭和二十年代後半には事業を廃止した。

竹製品の工業（製造）で生簀籠がある。いつの時代からその業が起ったかは、はっきりしていない。当、竹製品は赤生原地区が作業場で、材料は猛宗竹が主体、部分的には唐竹の上質なものを使用している。

一箇の生簀籠（かご）を作る作業人員は二、三人で連系プレーで手際よく機械的に働いている。一・五～二・〇メートル立方のもので相当大きい。用途はカツオの餌になる学名「カタクチイワシ」俗名タイクチを飼養する容器である。八田網で捕獲したカタクチイワシをこの生簀に移し置き、遠くは静岡、四国地方からもカツオの餌として、カツオ釣り漁船に積み込む様は全く盛況であった。

その後、カタクチイワシの収穫が殆んど皆無になったことや、経済効率を考えて業者がハマチ養殖に転換したため、生簀籠の必要がなくなった。

ここで生簀籠にまつわるエピソードを一つ記述する。

籠が空になって海岸（浜辺）に揚げられると、子供達がカクレンボをしたり、籠から飛び移ったりして遊んで所有者から叱られたものである。

武の長谷浜地区に竹根工場があった。竹根は町外から搬入して当地では専ら手提げの柄、新聞立てなどに加工して製品として製作していた。従業員も数人採用して一時は活況を呈していたが、原材料の入手難等により事業

を廃止するの止むなきにいたった。
精米、精粉工場も数カ所で経営していたが、果樹面積の増反によって穀物類の作付面積は漸時減少し、昭和四十年代に入ると殆んど作付けする農家もなく、したがって自然に廃業の形となった。
油絞め工場は藤野部落にあって、椿の実から油を精製しているが、昭和十、二十年代のように盛況ではない。
本町の山林や宅地、畑等には椿が多く自生しているため、自家用に製油を依頼する農家が多かった。終戦直後までは手作業による製油が行われていたが、昭和三十年代には機械による製油が行われるようになった。
「追記」この外戦後一時期森林組合と個人経営の製材工場があったが、長続きせず廃業した。

桜島町商工会

町内の業者の経営の指導・育成については、役場内に「西桜島村商業組合」が設置されていたが、昭和三十五年五月二十日法律第八九号で、商工会の組織等に関する公布施行になり、昭和四十六年六月十一日、結成準備委員会を開催、同年十二月一日に設立総会を開き、翌四十七年二月二十一日登記を完了した。これに伴い前記商業組合は発展的に解消した。

本会の業務内容その他運営の概略について述べると、
一、業務内容　小規模事業に対する指導相談の業務と、事業主の委託を受けて伴う業務代行とを主内容にする経営改善普及事業及び、地域商工業の総合的な改善発達を図るために必要な広凡な内容をもった一般事業
二、昭和四十八年四月一日現在会員数
建設業　七人　製造業　二人　運輸通信業　二人
サービス業　一〇人　小売業　六七人
三、商工会青年部発足　昭和五十年十月十五日
部員　二五人
四、商工会婦人部発足　昭和五十二年四月十五日
五、昭和五十七年四月一日現在会員数　一三八人
個人経営　一二二人　法人　一六人
（内訳）建設業　一五人　製造業　一二人
運輸通信業　四人　サービス業　一四人
小売業　六九人
その他（はまち、造園業）二四人
六、昭和五十七年四月一日現在役員数
会長　一人　副会長　二人　理事　一一人
監事　二人
七、歴代会長　昭和四十六年十二月一日

川添慶二　現在に至る

八、昭和五十七年四月一日現在職員　三人

経営指導員　一人　　経営補助員　一人

記帳専任職員　一人

九、昭和五十七年度主要業務

1、納涼花火大会

2、諸種研修、講習会の開催

3、金融公庫借入斡旋

4、納税組合青色申告の指導

5、労働保険事務研修

6、青色申告会とその指導

7、珠算検定試験業務

8、その他

十、経営改善普及事業実績　年度別

自昭和四十六年　至昭和五十六年

注　別表

別表　経営改善普及事業実績（年度別）自昭和46年～至56年

年度	講習会の開催		経営指導員による相談指導		金融斡旋		その他の事業(珠算)		商工貯蓄共済加入状況			決算額
	回数	受講者数	巡回	窓口	貸付件数	貸付金額	開催回数	合格者数	加入者数	加入口数	貯蓄高	
	回	人	回	回	件	千円	回	人	人	口	円	円
46	3	42	—	—	—	—	—	—	—	—	—	146,500
47	11	173	159	25	9	8.850	—	—	—	—	—	2,259,841
48	12	131	254	118	34	32,050	2	38	—	—	—	3,528,514
49	13	115	293	223	77	95,900	3	29	37	338	3,375,540	4,863,285
50	9	69	325	302	74	107,200	3	45	39	377	7,087,220	5,847,827
51	10	99	303	343	73	173,500	3	101	39	392	10,710,605	6,684,707
52	8	105	350	312	83	201,100	3	158	35	403	12,388,939	7,736,338
53	6	103	333	260	74	204,200	3	161	32	328	13,719,500	9,040,041
54	10	129	328	290	69	218,400	3	120	—	—	—	10,065,200
55	7	154	316	309	64	242,800	3	77	—	—	—	11,509,407
56	9	203	343	308	62	247,100	3	107	46	359	20,040,920	11,929,068

第四章　土木・建築

第一節　土　木

一、土木事業

大正時代までの桜島では、農産物を運ぶにも道らしい道はなく、海岸線に沿って走っている現在の県道は、細い「うさっごろみち（兎道）」で、所々通れないところがあった。遠方への往来は、たとえ村内であっても、各部落の船着場から船着場へ、海路が利用されていた。陸路として、武と西道の間を「うえんみち（上道）」が走っていた。この道にしても農道で道幅は一間もない細い道であった。物を運ぶにはよく馬が利用され、背に荷を積んだ馬があちこちに見られた。牛は「だしごろ」牛として使用された。馬車や牛車を使うにも坂道が多く利用できなかったため荷車の発達も、そのための道の開鑿（さく）もおくれて来たのであろう。部落内の道も傾斜地で雨水の流れで削られるのを防ぐために石だたみが敷かれていた。

二、海岸線

白浜から袴腰までの海岸線は一貫した正規の道路はなく、石礫の道路で満潮時には道路の部分にまで波が寄せ交通不能になるところも多い状態であった。夏場は波に足を洗われながら、また冬になると民家の庭伝いに通学するところもあった。

村では各部落を連結する海岸線道路を開鑿する計画をたて、昭和六年度から十四年度までの継続事業として実施。昭和七年十月に着工し、十四年十月まで七年の歳月をかけてようやく完成した。この道路の完成は桜島においての陸上交通の革命でもあった。それまでの細い道に代わり、馬車はおろか村営のバスまで通うことになったのである。それ以前昭和十一年には溶岩道路が完成しており、既に車の往来も可能になっていた。袴腰においてはバスと村営船とが連絡運航するようになり、鹿児島へ行くにも陸路が十分利用されるようになったのである。

昭和二十年の枕崎台風は、昭和の三大台風の一つとして後世に名を留めているが、この台風は西桜島にも大きな被害を与えた。海岸線幹線道路の大部分が破壊され、車の交通は不能の状態になった。村では復旧工事を計画したが、終戦後の物資の不足、村の財政状況からして

も、工事の進捗はままならず、昭和二十五年になってようやく修復が完了した。

昭和二十六年十月十四日には串木野付近に上陸後九州を斜断したルース台風が、満潮時と重なり、薩摩半島の西側を通過したために、鹿児島湾では異常高潮現象が発生した。この高潮によって沿岸各地で大きな被害を被ったが桜島でもその例にもれず海岸線がずたずたになった。中でも藤野海岸の道路の決壊がひどく、被害復旧工事は翌二十七年二月になりようやく完了した。

一方昭和二十六年度から五ヵ年計画で、現在の県道桜島港～黒神線のうち西白浜公民館前から東白浜バス停付近までを皮切りに工事に着手した。これが昭和二十九年十一月に完成、従来の「かわらみち（川原道）」が改良されて村内一円バスの走れる道路となった。昭和三十一年になり、陸上自衛隊によって一周道路工事が着工され、昭和三十二年八月に完成、西桜島村民を含め、高免以東黒神方面の住民にも大きな福音がもたらされた。この工事は極めて難工事であり、誰言うとなく名付けられた「ごくろう坂」は工事の様子を如実に物語っている。また工事の基点となった黒神口に建てられた記念碑には桜島一周道路をつくるに至った経緯が次のように記されている。

「桜島一周道路をつくることは、東桜島村合併以来の懸案であったが、昭和三十年十月南岳が突然爆発し、活動を始めたのでこの道路急設を痛感し、陸上自衛隊に援助を懇請した。

その結果翌三十一年八月陸上自衛隊第八混成団第八施設大隊の出動で第一期工事として桜島口から黒神付近の最も困難な溶岩地帯に工事を起こし炎天下わずか一月たらずでこの開さくを終わり、越えて三十二年六月第二期工事が再び同隊により施工され、あらゆる悪条件を克服し、最終地点の高免までこの間約一万㍍に及ぶ工事を完了してついに桜島一周道路が開通した。

この道路の完成によりいかなる爆発に際しても完全に避難できるとともに産業の開発にも大いに寄与するものと信じ、ここに一周道路開通にあたり碑を建てて記念とする。

昭和三十二年八月十日

鹿児島市長　勝　目　清」

昭和三十三年十一月一日にこれら袴腰から黒神口に至る道路は県道に認定され早崎～桜島港線と命名された。

以来県施工の局部改良や補修工事が行われるようになった。

昭和五十七年四月一日に主要県道に昇格し、黒神桜島港線と改名され、将来国道移管が期待されている。

三、町　道

居住地内道路は整備された良い所で石畳道であり、普通では良くて石礫、または土砂道路であった。そのため、雨天の場合など雨水は山林から農道を経て里道を流れ歩行は困難であった。また好天の場合でも、各家庭から流れ出る汚水が道路を流れ、ひどい所では、両側の樹木の木陰のため、昼なお暗く常時じめじめした不潔な道でもあった。特に夜間は一歩外に出るにも灯(あか)りが無ければ歩くことができず、各家庭に提灯が一、二個は常備されていた。この状態が第二次世界大戦後まで続いていたが、時の村長武定利氏の決断により各部落道路を改修する部落には資材及び補助金を出すようになり、各部落では測量を村に依頼し、他町村から石工を手配、セメント等の現品は村からの支給、石工等の賃金は村の補助金、労働はすべて部落民の賦役奉仕によって改修工事が始まった。

農道は俗にいう「うさっごろみち」で、石礫道か土砂道路であった。雨天の場合は河川と化し、特に雨量が多い日に農作業から帰宅する時は道を通れずに畑から畑へと通って帰っていた。また農作物の肥料は殆んどが堆肥と人糞尿に頼っていたが、これら肥料や生産資材の運搬は馬及び人の背で行っていたので農道は馬の往来が激しかった。雨後の道路は荒れて山鍬等で道路の修理をしながら馬を駆るのが常であった。各部落では年に一回、梅雨の上がりを見計らって部落総出で農道補修奉仕作業が行われていた。

昭和十二、三年ごろから、大雨の後道路が荒れると、県の災害対策事業として農道の改修工事が行われるようになった。農道工事の殆んどが幅員二㍍、傾斜十分の一ぐらいの勾配の道で、被災個所を石畳道に改修していった。付近に石材のない部落では他の部落から現場まで人夫が背負って運んだので人夫の数は相当多数に及んだが、各部落民の賦役奉仕によったもので、この賦役は戦前戦後を通じて続けられた。

昭和三十年十月十三日、突然桜島南岳が爆発し、降灰が桜島大根やミカン類に降りそそぎ、農業生産品は全滅に近い大被害を受けた。農民は全く生産意欲を失い、途

方にくれる状態であった。うちひしがれた農民を救済するために失業対策事業を行うことにし国に申請、陳情を重ねて各機関に働きかけ、努力が実って村に失業対策事業が認められた。そして昭和三十一年度から失業対策事業として道路改修工事が始められた。

昭和三十二年度から村に土地改良区が設立され、土壌保全を兼ねた関連事業として、県の事業で道路改良事業が行われるようになった。

その後県単独事業で国の景気浮揚対策のための臨時市町村道路整備事業としての道路改良工事が行われた。その間樹園地道路及び夏柑対策事業としての道路改良、舗装事業がなされ、特に噴火避難道路としての改良工事なども行われた。現在も各種名目の道路改良工事が継続中である。

失業対策事業

失業対策事業は前記のように、昭和三十年度後半から始められたが、事業費分担は次のようになっている。

人夫賃　国三分の二　町三分の一
資材費　国二分の一　町二分の一

人夫賃、資材費の割合は各五〇㌫で資材費が人夫賃を上回ることは不適とされる。

昭和三十年度の決算をみると、失業対策事業費補助として六九万四、九〇〇円が歳入され、賃金七七万一、九〇〇円及び原材料費二三万六、一二六円、計一一〇万八、〇二六円が歳出されていて事業内容は不明であるが、昭和三十八年度までは、国は各事業に対する補助金として国庫補助金で歳出していたが、昭和三十九年度からは、失業者救済事業と考えるようになり、国庫負担金として歳出している。昭和三十年度以後昭和五十六年度までの決算状況を次に列記するが、これによって昭和三十二年度から昭和三十八年度までの、失業対策事業で行われた事業内容が明らかである。

第二次世界大戦が終わり、巷に失業者があふれる世情の中で、国においては昭和二十四年五月、法律第八九号で、緊急に失業対策法が公布され、国庫補助による地方公共団体の事業が始められた。

西桜島村では、昭和三十年度に許可を得て失業対策人夫を募集したところ、応募人員が多数にのぼり、県の職業安定課で審査の結果二五〇人が人夫として許可になった。その後次頁の表に揚げたような事業に従事してきたが、経済状態の好転と共に他事業に転職し、次第に就労

人夫の数も減少していった。昭和五十三年四月には一〇〇人を切って九七人になり、年ごとに九四人、八九人、八六人と減少し、昭和五十七年九月には遂に七〇人となり現在に及んでいる。就労者も老齢化し、男子一九人の平均年齢は六十六・八歳、女子五一人、六十四・二歳となっている。

就労内容についても、道路の側溝掃除、道路両側のやぶ払い、役場や町立公民館及び企業部の清掃等が主となっているが、過去における農道改良が八一路線・延六六・八二二メートルに加え、道路改良事業や簡易舗装事業など町の農地基盤整備への貢献は大きなものがあった。

失業対策事業決算（単位千円　千円未満四捨五入）

年度	失業対策事業費補助	袴腰港湾局部埋立工事費	道路改良事業費	道路補修事業費	水族館プール工事	道路新設事業費	桜峰小整地事業費	国民宿舎整地工業費	競泳プール事業費	土地整備事業費	資材採取製造事業費	道路舗装工事費
30	675	賃金　772　原材料費　336　その他　126										
31	5,438	116	7,120									
32	8,572	1,770	11,355									
33	10,816	956	12,909	2,471	2,621							
34	14,320		18,196	2,891	2,796							
35	16,281		9,292	3,088	3,377	13,941						
36	18,913		7,088	2,352	5,170	23,609						
37	20,402			694		4,254						
38	22,800		14,045	6,635		7,738						
39	21,134	8,615	38,793	332			1,162					
40	21,095	4,824	45,422	221			1,262					
41	21,985	4,268	43,756	169				585				
42	24,614	4,777	41,938	194					4,132	2,191	3,134	
43	27,885	6,388	48,869	196							3,932	8,970
44	29,095	10,154	51,522									
45	32,204	15,155	56,443									
46	30,718	20,999	74,283									
47	33,461	10,296	69,585									
48	37,743	12,907	75,430									
49	44,576	16,871	92,532									
50	51,098	18,756	102,061									
51	52,056	5,638	112,416									
52	55,025	5,171	115,612									
53	59,075	8,485	121,289									
54	59,449	9,571	125,607									
55	63,017	11,301	132,718									
56	60,373	23,988	131,963									

	労働費国庫負担金	失業対策総務費	一般失業対策費	労働諸費
39	21,134	8,615	38,793	332
40	21,095	4,824	45,422	221
41	21,985	4,268	43,756	169
42	24,614	4,777	41,938	194
43	27,885	6,388	48,869	196
44	29,095	10,154	51,522	
45	32,204	15,155	56,443	
46	30,718	20,999	74,283	
47	33,461	10,296	69,585	
48	37,743	12,907	75,430	
49	44,576	16,871	92,532	
50	51,098	18,756	102,061	
51	52,056	5,638	112,416	
52	55,025	5,171	115,612	
53	59,075	8,485	121,289	
54	59,449	9,571	125,607	
55	63,017	11,301	132,718	
56	60,373	23,988	131,963	

土地改良区事業（県営）

水路工事が目的で、昭和三十三年度から始められたものであり、当初は資材搬入のための二㍍以内の幅員の道路であったが、昭和四十年度から、水路兼道路として認められた。

土地改良区事業の事業費分担は、五十六年度までは、

水路　国五〇、県三〇・二五、町一九・七五㌫

道路　国四五、県三一・二二五、町二一・七七五㌫

五十七年度は

水路　国五〇、県三〇、町二〇㌫

道路　国四五、県三二、町二三㌫であった。

土地改良区の事業内容は次のとおりであった。

昭和三十一年に西桜島村土地改良区設立発起委員会を結成し、昭和三十二年六月十五日に認可申請書を提出した。

設立認可申請者　西桜島村西道一三九番地

久米芳季外一九人

昭和三十三年四月八日に設立が許可された。

認可番号　鹿児島県第三七五号　組合員一、二〇九人

昭和三十三年七月三十一日に土地改良区第一回総代会が開催され、事業が開始された。

西桜島村土地改良区事業は、土壌保全事業で、第一次工事は昭和三十二年度から四十八年度まで行われた。

三十二年度から三十五年度まで　東西白浜地区

受益面積　一〇八町歩

事業量（水路）　四、四一八㍍

事業費　二四〇四万三〇〇〇円

三十六年度から四十一年度まで

第二桜島（二俣、松浦、西道地区）

受益面積　一五三町歩

事業量（水路）　一〇、五五七㍍

事業費　一億二〇二一万二〇〇〇円

三十九年度から四十四年度まで

第三桜島（藤野地区）

受益面積　七九町歩

事業量（水路）　六、八六九㍍

（水路兼農道）　三、四一六㍍

事業費　九六九〇万二〇〇〇円

四十年度から四十八年度まで　第四桜島（武地区）

受益面積　一二五町歩

事業量（水路）　九、一〇五㍍

（水路兼農道）　二、四九九㍍

事業費　一億五五三四万七〇〇〇円

四十一年度から四十七年度まで

第五桜島（赤生原、小池赤水地区）

受益面積　一六一町歩

事業量（水路）　六、八四四㍍

（水路兼農道）　五、一九六㍍

事業費　一億七八八一万四〇〇〇円

白浜、二俣、松浦地域で山林の開墾が急速に進み、開墾地における農地保全の必要が生じてきた。四十六年一月十四日に第二次土地改良区事業として二俣地区農地保全事業を申請した。

施行申請者　西桜島村白浜一、〇三二番地

轟木長藏外一五人

四十六年度から　二俣（東西白浜、二俣）地区

受益面積　一一八町歩

事業量（水路）　四、一一八㍍

（関連道路）　二、六六二㍍

事業費　一億三〇〇〇万円

四十七年度から　二俣（松浦、西道）二期地区

受益面積　一二九町歩

事業量（水路）　三、五二二㍍

（関連農道）　二、〇〇五㍍

事業費　一億五一〇〇万円

二俣地区、二俣二期地区共に継続事業で現在もなお施行中である。

その他

◎県単独道路事業は昭和四十五年より着工した。

事業分担は県、四〇㌫、町、六〇㌫財源内訳で毎年二本～三本の線の改良工事が行われている。

臨時市町村道路整備事業は、国が景気浮揚対策として、昭和五十一年度から始めた事業で、全額を起債で充当した。

道路舗装は、三十六年度以前の失業対策事業では舗装工事は行われず、単に開鑿、整地するだけの新道造成であったが、昭和三十七年度の町道（村道）１３５号深道線（林道）工事から舗装事業が行われた。その後県単独舗装事業及び降灰対策事業等で全町道舗装が完了した。

四、海岸高潮対策事業

海岸高潮対策事業は昭和三十一年五月十二日に、海岸法（法律第一〇一号）で公布された事業である。この法

律は津波、高潮、波浪または地盤の変動等による被害から海岸を防護し、国土の保全に資するための法であり、西桜島村は昭和三十三年四月一日に海岸保全区域と指定された。

沿岸名　鹿児島湾沿岸
海岸名　西桜島海岸

事業は昭和三十六年度から県営事業として、最初に方崎、小池海岸の工事から始まった。その後緊急必要性のある部分から逐次施工することになり、部分的には県道改良と同時施工となった。桜島町海岸の総延長八、三九〇㍍の内七、八六五㍍が昭和五十七年度までの施工済で、未施工の五二五㍍は長谷海岸と桜島中学校下海岸の公有地造成計画分のみとなっている。これら未施工部分についても逐次計画が実施に移されようとしている。

昭和五十七年度までの総事業費は九億四五四二万四〇〇〇円で、町の負担金割合は当初は約五㌫であったが、現在は約七㌫となっている。

国道２２４号（袴腰直接道路）

昭和四十六・七年から南岳の噴火活動はいよいよ活発になり、連日の降灰は山も里も灰一色に覆いつくしてしまった。激化する噴火活動に住民は一旦緩急ある時の避難について心配し始めていた。

赤水と袴腰を結ぶ国道２２４号は大正溶岩原の海岸線に沿って走っており、湾曲が多く、風情には富んでいたが、走行中の危険性も予測され、避難時の混雑を考えると適した避難道とは考えられなかった。そこで時間短縮できる直線道路を新設することが発案された。

直ちに赤水から袴腰まで幅員五〇㍍の直線道路を新設することで、県を通じ国に陳情。しかし、当該地域は国立公園の第二種特別地域内であるために環境庁の許可問題で難航した。国の文化財保護審議委員が現地を視察し、検討がなされた。

避難道路新設という大義名文があるだけに、人命と文化財保護との間に慎重審議の結果、直線道路新設は許可された。しかし、初期の目的であった幅員は五〇㍍から削られて一二、五㍍になった。車道の外にグリーンベルトを挟んで自転車道兼歩道が計画され徒歩で避難する人の安全がはかられることになった。工事内容は次に示すとおりである。

着　工　　昭和五十一年一月
完　成　　昭和五十一年九月

延長　一、九〇〇㍍
幅員　一二・五㍍（車道六・五㍍　歩道兼自転車道四・〇㍍　グリーンベルト二㍍）
事業費　四億五〇〇〇万円
施工者　一工区　㈱野添組　㈱瀬戸口組
二工区　㈱鮎川組　㈱斎野組
備考　旧国道２２４号は町道に移管され、町道２２４号となった。延長二、八七一㍍新設された国道２２４号は旧国道より九七一㍍短縮された。

白浜トンネル

白浜トンネルは町道40号、古河原線に昭和四十八年七月に完成した延長一一二㍍のトンネルである。町道40号はこのトンネルを挟んで、白浜側に二〇一・四㍍、古河原側に二八四・九六㍍の延長をもつ町道であり、このトンネルの完成によって古河原住民ははかり知れない恩恵を被った。

従来の古河原は陸の孤島といわれ、深い谷間の北端が海に開いているばかりで、昼なお暗い小地域であった。谷間の部落故に道路状況もすこぶる悪く、同じ字内にある隣の白浜部落に行くにも溶岩の突出したでこぼこの急傾斜の坂道を登り下りしなければならなかった。毎日西道まで通う学童たちも、この道を通らなければならず、風雨の強い日、盛夏、極寒の季節の苦労は筆舌に尽くし難いものがあった。部落の集会が夜間開かれるときなど、大人たちは暗がりの急峻な道を避け、海路白浜港に船をつけ、集会に参加したものであった。

村当局は古河原に通ずる道路建設を苦慮した末、鹿児島市と共同で白浜から古河原を経て高免に通ずる農免道路を計画し、また、白浜から海岸線を迂回する道路をも計画したが、いずれも地主の反対によって実現はしなかった。

最後の手段として直接トンネルを掘削することになり、昭和四十六年から二年計画で町道40号は着工された。40号の途中にできたこの白浜トンネルこそ桜島に初めてのトンネルである。

工事名　団体営土地改良事業
事業内容
計画　昭和四十六年～昭和四十七年
事業実施　昭和四十六年度
白浜側道路　二〇一・四〇㍍

古河原側道路　二八四・九六メートル（トンネル出口より仁田川下流まで）
工事費　一、二八五万六〇〇〇円
施工者　株式会社熊谷組
昭和四十七年度
トンネル工事　一一二メートル
道路工事　三七メートル（白浜側三四メートル）
古河原側三メートル）
工事費　五〇、八〇〇万七〇〇〇円
施工者　株式会社熊谷組
七、〇八六万三〇〇〇円
トンネル型式　馬蹄型
施工法　上部半断面先進工法
四十八年度へ繰越し、四十八年七月完成

総事業費
備考

第二節　建　築

一、公共建物

町庁舎

公共建物のうち、役場庁舎以外の建物は、それぞれその建物の所属する事業等の項で記載したので、本項では、役場庁舎についてのみ記述することとした。

役場庁舎

明治二十二年（一八八九）西桜島村制施行により、役場は横山部落の桜洲小学校の北に建設されたが、大正三年の大噴火の際溶岩の下に埋没し、臨時に鹿児島郡役所内に設置された。同年三月三十一日に西道の上山源九郎氏宅に移されて執務したが、更に大正四年十二月二十九日、同じ西道の萩原有吉氏宅に移転した。

大正五年上山宇平次氏の厚意により藤野東原四番一四九三の一番地を「役場として使用すること」という条件つきで無償貸与され、役場が新築された。萩原有吉氏の日誌によれば、

大正五年七月二十九日
土曜　晴
父上ノ容体悪ケレバ役場ニテモ其ノ意ヲ汲ミ、本日愈々新舎へ引越サル。

と記されている。

新築された役場は木造平屋建て瓦葺で建坪三五・五

昭和12年ごろの村役場前景

坪（一一七・二四平方メートル）、事務室と小使室とから成っていた。年を経るにつれて手狭になり、図示したように五回にわたり増築した。昭和三十九年まで村議会議場がなく、桜峰小の教室などを利用して議会が行われていたが、三十九年八月十二日、本庁舎の西側に桜洲小学校の廃材を使って会議室四八坪（一五八・二平方メートル）が新築された。会議は昭和五十一年度から新庁舎の議事堂が完成されるまで、西道避難港の退避舎で行われ会議室には経済課、農業委員会、建設課が入った。

その他、便所、倉庫等次の表に示すとおりであるが、これら建造物のすべては藤野東原四番一四三九番地に現庁舎が完成した後昭和五十四年度に解体され、昭和五十六年三月倉庫及び車庫一〇六・二平方メートルが新築された。

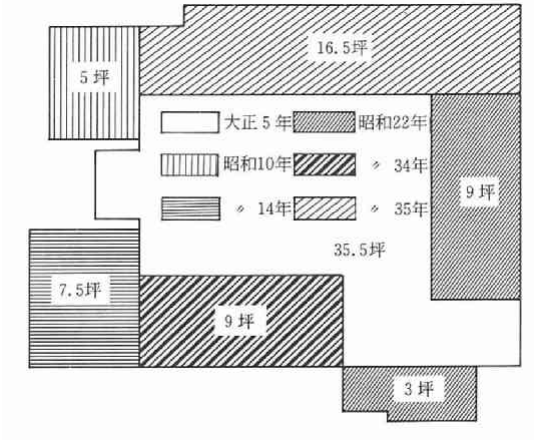

庁舎　木造平屋建　瓦葺　藤野　東原一四九三の一

年月日	摘要	面積	備考
大5・7・29	新築	一一七・三六	中心部と小使室
昭10・4・1	増築	二四・七九	北西部
14・4・1	〃	一六・五三	南西部
22・8・1	〃	三九・六七	東部と南東部炊事場
34・12・1	〃	二九・七五	南部
35・8・15	〃	五四・五五	北部
56・3・	解体	二八二・六四	新庁舎へ移転

会議室　木造平屋建　瓦葺　藤野　東原一四九三の一

昭39・8・12	新築	一五八・五二	会議室　委員会室
40・8・10	増築	四・九五	青写真室
56・3・	解体	一六三・四七	

便所

大5・7・29	新築	四・九五	本庁舎　南側　付帯施設
昭37・10・20	増築	三・三〇	
56・3・	解体	八・二五	

保安庫　石造平屋建　石葺　東原一四九三の一

年月日	摘要	面積	備考
大5・12・1	新築	四・九六	
昭56・3・	解体	四・九六	

倉庫　東原一四九三の一

年月日	摘要	面積	備考
大5・12・1	新築	九・九二	所管　衛生　消防
昭35・9・1	〃	三三・〇六	所管　会計
37・10・2	〃	一六・五三	各課書類倉庫
42・2・28	〃	八四六	建設課所管
45・3・25	増築	四三・一七	二階建
56・3・	解体	一一一・一四	

倉庫　役場所在地外

年月日	摘要	面積	備考
昭34・6・1	新築	三三・〇六	西道絵袋一六五の二　五十一年解体
36・9・1	〃	九二・五六	西道金床一八七
〃	〃	九二・五六	〃

油倉庫

年月日	摘要	面積	備考
昭36・4・1	新築	一九・八三	西道金床一八三
50・5・	解体	一九・八三	

西桜島村の庁舎は前述のように大正五年に建てられ、その後増築を重ねてきたが、それでもなお手狭になり、且つ床は揺れ、雨漏りはひどくなって新庁舎の建設は必至の状態に追い込まれていたが、学校建築を優先することで庁舎建設は延び延びになっていた。昭和四十五年刊行の「西桜島村の展望村づくり十ケ年計画」には「将来の行政中枢区としては、現在の庁舎所在地付近と、袴腰周辺が考えられるが、住民利便を根本理念に、場所選定の検討が必要である」と記している。昭和四十七年度各小中学校の校舎も鉄筋校舎への改築が終わったので、庁舎建設が具体化し、昭和五十二年ようやく、庁舎近くに土地の買収も終わり、昭和五十三年二月に建設工事が始まった。同年十一月完成し、現在の庁舎に移転執務するに至った。

現役場庁舎の概要は次のとおりである。

所在地　桜島町藤野東原四番一四三九番地

敷地面積　五八〇四・二九平方メートル

構造規模　（本館）鉄筋コンクリート二階建　塔屋一部三階

（車庫）鉄筋コンクリート平屋建

建築面積　一三四六・八三平方メートル（車庫二三六平方メートルを含む）

床面積　二四四六・九五平方メートル（車庫二三六平方メートルを含む）

建築物の高さ　軒高一〇・三メートル
最高部位一三・六メートル

設備

電気設備

受電設備（最大出力六六〇〇ボルト）
（受電電圧二〇〇ボルト）

発電設備（出力三五キロボルトアンペア）
（出力電圧二〇〇ボルト）

その他（防災・行政無線、自動火災報知機、電気時計設備、拡声放送設備、屋外電気

庁舎一覧表

部所名	面積㎡	備考
町長室	40.3	飾棚　ロッカー　手洗いを含む
秘書企画室	42.0	受付カウンター　職員６人
相談室	15.4	
災害対策室	58.8	
救護物資補給室	31.0	
災害救護室	31.3	和室14畳　押入
災害文書印刷室	8.7	
炊出室	12.8	
無線室，交換室	19.1	
仮眠室	20.4	
耐火倉庫	16.5	
助役室	16.5	ロッカー　手洗い
総務課	66.1	職員10人
町民福祉課	70.4	職員８人
税務課	52.8	職員７人
保健衛生課	52.8	職員８人
収入役室	54.0	指定金融機関出納室 70㎡ 用度品庫，金庫 会計課　職員４人
経済課	54.0	職員８人
建設課	61.0	職員14人
玄関ホール	79.8	うち町民ホール 29.2㎡
一階計	803.7	

塔屋

部所名	面積㎡	備考
機械室	44.1	
電気室	39.6	
青写真室	14.2	
塔屋計	97.9	
本館総計	1688.4	

別棟

部所名	面積	備考
消防車庫	88.0	備品庫　プロパン庫　物入れ
公用車庫	64.0	下部浄化槽
公用車庫	84.0	
別棟計	236.0	

設備、自動ドア）

機械設備

空気調和設備（冷暖房設備、換気設備、空気調整設備）

給排水衛生設備（給排水設備、給湯ガス設備、浄化槽設備、焼却炉設備）

電話設備

自動交換機　一〇局線（内線一二〇回線）

工事期間

着工　昭和五十三年二月一日

完成　昭和五十三年十一月二十二日

事業費　三二一、三二万五〇〇〇円

二　階

部所名	面積㎡	備考
議場	192.2	議場160㎡ モニター室6.1㎡ 傍聴席26.1㎡（30席） 記者席　3席
議長室	48.1	ロッカー　手洗い
議会事務局	56.8	ロッカー　手洗い　職員3人
監査委員室	48.1	職員1人　委員2人
議員控室	63.3	定数18人
第一委員会室	48.1	
大会議室	105.6	スライディングドアで間仕切り可能
第二委員会室	55.1	
教育長室	21.0	ロッカー　手洗い
教育委員会事務局	49.2	職員6人
農業委員会事務局	32.9	職員3人　外に会長席
社会福祉協議会事務局	13.2	
小会議室	17.6	
書庫	13.0	
二階計	786.8	

事業費内訳表　単位千円

	円
地質ボーリング工事	792
建物本体工事	217,800
空調給排水衛生換気設備工事	46,642
電気設備工事	39,926
設計管理料	7,850
事務費	2,790
備品費	5,525
計	321,325

二、公営住宅

町営住宅

西桜島村の公営住宅制度は昭和十五年に始まった。当時の役場の道路向かいにあった上山豊信氏の土地を借用し、一九坪の家が新築された。図に見るように一棟二戸建てになっており、片方が一〇・二五坪、他方が八・七五坪で、土間付きの建築であった。この建物は老朽化し、昭和五十年代になると居住不能に陥り、家は五十四年十月取りこわし、土地を地主に返還した。

その後昭和十八年から第二次世界大戦後の昭和二十五

年にかけ、西道診療所と、袴腰巡査駐在所、それに学制改革によって新しく発足した西桜島中学校（現桜島中学校）の教職員住宅等が建築された。

昭和二十六年になり、敗戦後の住宅に困っている低額所得者に安い家賃で住宅を供給し、健康で文化的な生活を営ませる目的で、国と地方公共団体が協力して、公営住宅を建設するための公営住宅法が昭和二十六年六月四日に制定された。この法の制定によって、西桜島村においても、公営住宅の建設が始まり今日に及んでいる。各建物の概要は次のとおりである。

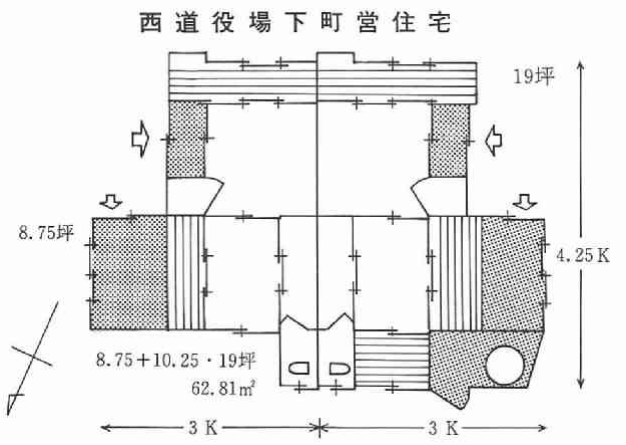

一、旧役場下住宅
昭和十五年度（昭和十五年五月一日　新築）
木造　平屋建　瓦葺　一棟二戸建
藤野東原一四八四の一　六二・八一平方メートル

一、西道診療所
昭和十八年度（昭和十八年九月二十二日　新築）
木造　平屋建　瓦葺
藤野東原一四八六、一四八七の一
一一五・六九平方メートル
当初九六・三七平方メートルを新築し、昭和二十二年四月一日に増築して現況に達した。他に倉庫二四・〇〇平方メートルを昭和四十三年三月十日に新築した。

一、医師住宅
木造　平屋建　瓦葺
藤野東原一四八七の一　六六・一二平方メートル

一、中学校教職員住宅
昭和二十年度　新築　木造　平屋建　瓦葺
藤野東原一三六〇　一五四・九四平方メートル
中学校に隣接して新築された中学校教職員のための住宅であったが、中学校の拡張に伴い、取りこわされた。

一、中学校校長住宅
昭和二十五年度　新築　木造　平屋建　瓦葺
藤野東原一三五〇　一一八・一八平方メートル
中学校の敷地内に校長住宅として新築されたが、昭和四十七年度、中学校が校庭拡張、校舎改築をするに伴い取りこわされた。
一、袴腰巡査駐在所
昭和二十五年度（昭和二十五年十二月二十五日　新築）
横山西平一七　六〇・三三平方メートル
袴腰に巡査駐在所として新築されたが、昭和五十一年四月一日、小池一五二七の一番地に、新しい駐在所が県費で建築されて空家となり、昭和五十七年三月まで、営林署の現場事務所として賃貸しした。
一、公営住宅　桜峰小学校教職員住宅
昭和二十六年度　新築　木造　平屋建　瓦葺
松浦下西尾三一九の一
四四・六三平方メートル　三棟
三九・六七平方メートル　一棟
当初桜峰小学校教職員の住宅として建築されたが、昭和四十七年度、桜峰幼稚園が建設されるに当たり廃止、取りこわされた。

一、小池診療所と医師住宅
昭和二十七年度（昭和二十七年四月二十日）
木造　平屋建　瓦葺
小池宮元五六の一
昭和二十七年度桜洲小隣りの小烏神社入口の所（小池宮元五三）に診療所（一八・七五坪）を新築したが、桜洲小学校の改築に伴って、四十一年六月三十日赤生原尾立一の一に移転した。更に四十一年七月増築して（六八・五九平方メートル）昭和四十九年度桜洲小学校プールが建設されることになり、診療所は小池西原一四三〇の三番地に移転新築された。
昭和四十八年度（昭和四十九年三月三十一日）
コンクリートブロック　平屋建のスラブ
小池西原一四三〇の三　一四二・九八平方メートル
一、医師住宅
昭和四十八年度（昭和四十九年三月三十一日新築）
木造　平屋建　瓦葺　小池西原一四三〇の三
七一・七四平方メートル
昭和五十五年十二月十三日　増築
一〇四・五七平方メートル（増築分、三二・八三平方メートル）
昭和五十六年度から、横田医師の定年に伴って、診

療所を同医師に委託した。同時に住宅を普通財産に所管替えを行った。

一、薬品倉庫

昭和四十九年度（昭和五十年三月八日　新築）

コンクリートブロック建　六・六四平方メートル

一、小池団地　桜洲小学校教職員住宅

。第二種公営住宅

昭和二十六年度（昭和二十七年四月二十日　新築）

木造　平屋建　瓦葺　五棟六戸

小池宮元一一三

一棟二戸建　七六・〇四平方メートル

五棟一戸建　各三八一・〇二平方メートル

当初、桜洲小学校教職員住宅として建築されたが、昭和四十五年度、桜洲小学校教職員住宅が赤生原尾立五四の一六〇の一に新築されてから、一般町民に貸与していたが老朽化のため、昭和五十五年度取りこわし、桜洲小学校園地とした。

。第二種公営住宅

昭和五十四年度（昭和五十五年三月二十八日　新築）

簡易　耐火構造　平屋　二棟六戸建

赤生原尾立　五四　一六三・五平方メートル

一、藤野団地

。第二種公営住宅

昭和二十七年度（昭和二十八年三月一日　新築）

木造　平屋建　瓦葺　藤野東原一五〇七の三

七九・三二平方メートル　一棟

老朽化のため入居不能になり、五十五年三月、明け渡し、取りこわし

。村営住宅

昭和三十九年度　新築

木造　平屋建　瓦葺　藤野東原一五〇六

七二・七三平方メートル　二棟

昭和五十年度　入居不能　明け渡し　取りこわし

。村営住宅

昭和三十九年度（昭和三十九年十二月一日　新築）

木造　平屋建　瓦葺　藤野東原一五〇六の一

三六・三六平方メートル　一棟

老朽化のため、五十八年五月十八日　明け渡し　取りこわし

。村営住宅

昭和四十二年度（昭和四十二年十一月十日新築）

木造　平屋建　瓦葺　藤野東原一五〇六

五五・三七平方メートル　一棟
車庫　六・五一平方メートルを増築し、計六一・八八平方メートルとなる。五十三年度解体。
。第一種公営住宅
昭和四十三年度（昭和四十四年三月三十一日　新築）
補強ブロック　平屋建　瓦葺　藤野東原一五〇六
一四八・八平方メートル　一棟　四戸
昭和四十六年度に刊行された「桜島の展望村づくり一〇ケ年計画」によると、「本村における住宅不足は、約一〇〇戸内外と推定される。したがってこれらの住宅不足解消と居住水準の向上をはかるため、低所得層の住宅事情緩和対策として、公営住宅の建設を促進するとともに……」と記されており、世帯分離即ち核家族化によって、世帯数は急激に増加の傾向を示しつつあった。また昭和五十五年度に刊行された「第二次桜島町振興計画」によると「本町における住宅不足は、昭和五十年の時点でほぼ解消された。したがって今後は人口増加対策として年次的に公営住宅の建設を促進するとともに……併せて、公社、公団住宅や県営住宅の誘致を積極的に進める。」と記されている。
振興計画にしたがって、昭和五十二年度に藤野団地の計画ができ、公営住宅の建築が始められた。
。第二種公営住宅
昭和五十三年度（昭和五十四年三月三十一日　新築）
簡易耐火構造　平屋建
藤野東原一五〇七の一
二〇六・九七平方メートル　二棟　八戸
昭和五十三年度計画は年度中の五十四年三月中に完成したが、五十四年度には建築されず、五十五年度に三戸建二棟が建築された。
。第二種公営住宅
昭和五十五年度（昭和五十六年三月十九日　新築）
簡易耐火構造　平屋建
藤野東原　一五〇九の一
一七一・四五平方メートル　二棟　六戸
昭和五十五年度建築が計画されていた藤野東原一五〇六番地の一棟二戸は不執行のまま企業部の住宅が残されている。
一、第二種公営住宅　赤生原住宅
昭和二十八年度（昭和二十八年十月一日　新築）
木造　平屋建　瓦葺　赤生原出口一七八番地
三九・六七平方メートル

昭和三十五年（一九六〇）四月一日に風呂場一・五平方㍍を増築して計四四・六三平方㍍となった。昭和五十七年十月まで入居、老朽化のため取りこわし予定。

一、西道巡査部長駐在所

昭和二十八年度　新築

木造　平屋建　瓦葺

藤野東原一四八一の一

七七・六九平方㍍

巡査部長駐在所として新築されたが四十九年度で廃止、取りこわし、その後土地のみ県に貸付けの形で舎屋は県が建築した。

一、第二種公営住宅　赤水住宅

昭和二十八年度

木造　平屋建　瓦葺

赤水八丁崎一一一二

五七・八四平方㍍

老朽化のため五十年度で廃止

一、長谷浜団地

。第二種公営住宅

昭和二十八年度

木造　平屋建　瓦葺

武長谷八二

六五・四二平方㍍　三棟　六戸、三四・七一平方㍍　一戸。

災害住宅として、二六・四五平方㍍分については国県補助があったが、家族持ちには狭過ぎるということで、六・六一平方㍍を村費持ち出しで追加建築したが、昭和三十三年八月八日、落雷のため焼失した。

。第二種公営住宅

昭和四十三年度（昭和四十二年三月三十一日　新築）

簡易耐火構造　平屋建

武長谷八一

一四四・四平方㍍　一棟　四戸建

焼失家屋の後地隣りに建築した。

一、白浜団地

。第二種公営住宅

昭和二十八年度（昭和二十八年十月一日　新築）

木造　平屋建　瓦葺

白浜中城九六三

五七・八四平方㍍　一棟　二戸

現在老朽化し、一戸は入居不能、一戸のみ入居中である。

風呂場棟の三・三平方㍍と四・九五平方㍍はそれぞれ入居者が増築した。

一、村営住宅

桜峰小学校校長住宅

昭和四十二年度（昭和四十二年十一月二十五日　新築）

木造　平屋建　瓦葺

松浦下西ノ尾三一九の三

七〇・三〇平方㍍

一、中尾団地

。第二種公営住宅

昭和五十六年度（昭和五十七年二月　新築）

簡易耐火構造　平屋建

藤野中尾五　一一九三の二

二四二・四四平方㍍　一棟　四戸

一、東原団地

。第一種公営住宅　第二種公営住宅

昭和五十八年度（昭和五十九年三月二十三日　新築）

簡易耐火構造　平屋建

藤野東原　一五一八の三

藤野東原　一五一八の五

西道堀内七の四

二四六・八七平方㍍　一棟　四戸　うち二戸は第一種公営住宅で一戸当たり六三平方㍍、他の二戸は第二種公営住宅で一戸当たり六〇・四三五平方㍍である。

企業部住宅

昭和三十年後半に観光客が増大し、バスガイドが増強され、ガイド寮が必要となり、白浜の町営住宅を寮にするとともに藤野に寮を新築した。

一、藤野寮

昭和四十年度（昭和四十年十月　新築）

木造　平屋建　瓦葺

藤野東原一五〇六

七二・七三平方㍍　一棟　二戸建

老朽化のため入居不能　五十八年度取りこわし

一、袴腰住宅

城山を公園にする企画が持ちあがり、城山台地の買収が始まった。城山の斜面にあった藤野禎宗氏の土地家屋を買収し、自動車管理者の住宅とした。

昭和四十三年三月　買収

木造　平屋建　瓦葺

横山西平二五の一　五一・二四平方㍍

老朽化のため昭和五十七年度取りこわし

教職員住宅

公立学校共済組合が組合員に対する福祉事業の一貫として、また地方公共団体としては、教職員の福利厚生面の充実と人事行政を円滑に行うために、共に教職員住宅が必要であるという観点から、公立共済組合の資金を投融資するもので、桜島町では昭和四十四年度から、この制度を取り入れ、教職員住宅の建設が進められた。

事業の進め方には投資方式と融資方式の二つの方式があるが、本町では投資方式を採用した。

投資方式による建設は敷地を公共団体が提供し、公立学校共済組合が建設した教職員住宅を、譲渡契約に基づいて、公共団体が管理・運営しながら、譲渡代金を割賦で支払うもので、住宅の所有権は譲渡代金の支払いが完了するまで公立学校共済組合が保有するというものである。本町内に建設された教職員住宅はすべて簡易耐火構造であり、償還年数は十五年である。したがって四十四年度建設の住宅の償還が完了するのは昭和六十年度である。

また昭和五十九年度に二俣または白浜地区に教職員住宅を建設する計画が立案されている。

西道住宅

所在地　桜島町藤野（字東原四）一五〇六―一

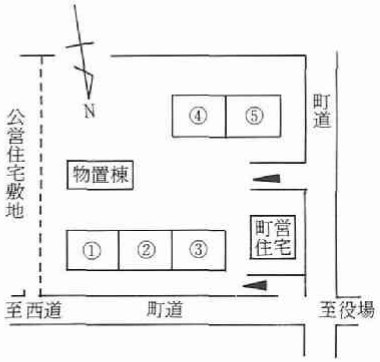

敷地面積　1,047.74㎡（台）

住宅番号	構造	床面積 ㎡	建設年度
①	簡易耐火構造瓦葺平屋建	三九・七四	四四
②	〃	三九・七四	〃
③	〃	三九・七四	〃
④	〃	三九・七四	〃
⑤	〃	三九・七四	〃
計	二棟　五戸	一九八・七〇	

小池住宅

所在地　桜島町赤生原（字尾立）六〇―一

藤野住宅

所在地　桜島町藤野（字村尾五）八九〇―一

住宅番号	構造	床面積 ㎡	建設年度
①	簡易耐火構造平屋建	四六・九〇	四五
②	〃	三九・七四	〃
③	〃	三九・七四	〃
④	〃	三九・七四	〃
⑤	〃	三九・七四	〃
計	三棟　五戸	二〇五・八六	

住宅番号	構造	床面積 ㎡	建設年度
①	簡易耐火構造平屋建	四二・四七	四五
②	〃	四二・四七	〃
計	一棟　二戸	八四・九四	

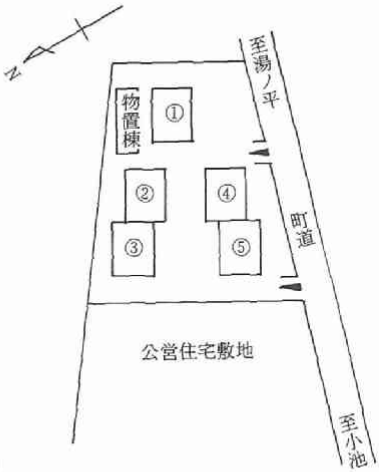

敷地面積　571㎡（台）
（P.T.A借地）

半分園住宅

所在地　桜島町西道（字半分園）六七六

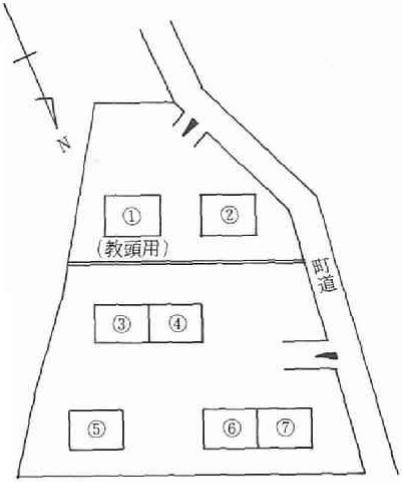

敷地面積　1,269㎡（台）

敷地面積　890―1　247
―4　77.56
計324.55㎡（台）

赤水住宅

所在地　桜島町赤水（字八町）一〇八五―二

住宅番号	構造	床面積 ㎡	建設年度
①	簡易耐火構造瓦葺平屋建	五九・四七	四七
②	〃	四九・六〇	〃
③	〃	四七・四四	四六
④	〃	四七・四四	〃
⑤	〃	四七・四四	〃
⑥	〃	四七・四四	〃
⑦	〃	四七・四四	〃
計	五棟　七戸	三四六・二七	

住宅番号	構造	床面積 ㎡	建設年度
①	簡易耐火構造平屋建	四九・六〇	四八
②	簡易耐火構造平屋建	四九・六〇	〃
計	二棟　二戸	九九・二〇	

敷地面積　370㎡（台）

住宅番号	建設年度	戸数	建設年月日	所在地	建設事業費（円）
①	昭和四十四年度	五	昭和四十五年四月	桜島町藤野 東野一五〇六―一五〇七	八、九八〇、五〇〇
	四十五年度	五	〃 四十五年	〃 赤尾原五四の一　六〇の一	一四、七九四、〇八〇
		二	〃 四十六年二月	〃 藤野 村尾八七〇の一　八九〇	
	四十六年度	五	〃 四十七年三月	〃 西道 半分園六七六	一三、五三四、六二〇
	四十七年度	二	〃 四十八年五月	〃 西道 半分園六七六	八、三二一、〇一〇
	四十八年度	二	〃 四十九年三月	〃 赤水一〇八五の三	二二、九三二、六六〇
	四十九年度	一	〃 四十九年五月	〃 赤生原二八	八、八八二、〇四〇
		一	〃 五十　年三月	〃 藤野一三四二	

桜洲小学校長住宅

所在地　桜島町赤生原（字尾立）二八

敷地面積　442㎡（台）

住宅番号	構造	床面積 ㎡	建設年度
①	木造瓦葺平屋建	八三・九三	四九

桜島中学校長住宅

所在地　桜島町藤野（字東原三）一四五五―一

住宅番号	構造	床面積 ㎡	建設年度
①	木造瓦葺平屋建	八三・九三	四九

新島分校教職員住宅

新島分校の教職員住宅は桜島本土の教職員住宅建設が始まる前年の昭和四十三年度に「僻地学校設備等整備費補助事業」によって建設された。

昭和四十三年度（昭和四十三年十二月五日　新築）

赤水新島島村三五〇〇番地　木造　平屋建　瓦葺

四〇・〇三九平方メートル　一棟一戸

建設費　八八万八〇〇〇円

桜峰小学校新島分校は昭和四十八年三月三十一日をもって廃校となったが、校舎及び教職員住宅は廃校時のまま残されている。

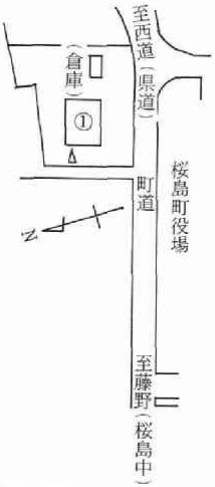

敷地面積　1,348.05㎡（台）

三、個人住宅

大正三年爆発前後の住宅は、一割程度の瓦葺きがあっ

たが、大部分の家が藁葺で、大きく、うどこ（大床）式、合掌造りであった。基礎石は大きな丸石を柱口として、これをよく安定させ、その上に柱を建てて造ってあった。そのため床が高く、冬の間は土間に降りると、床下からの風が当たって非常に寒かった。風を防ぐのに、晩秋には山林まで柴刈りに行き、床の下に柴を並べて、土間の吹き込み風をしのぐのを習慣としていた。

桁、梁など大きな材料が使われ、土間付きの構造で、玄関付きの家は部落内でも二、三軒あるかないかの状態であった。土間は幅一間半（約三㍍）、奥行き二間（約四㍍）ぐらいで、土間の内側の奥の方に大きな大黒柱があり、その隣に三尺（約一㍍）四方のいろりがあった。冬の夜はいろりの火に当たりながら一家団らんの一時を過ごした。土間の奥座敷は板張りで、朝晩の食事をする場所となっていた。台所は普通土間から一間（二㍍）ぐらい突出した構造で、台所水鉢、水タンゴ等が備えつけられ、水タンゴで水汲みがされていた。部落の要所要所に共同の井戸があり、その井戸から主婦は朝早く、また夕方は主人より一足早く野良仕事を切り上げ、水汲みに専念した。家庭に井戸のあるのは稀で、つるべ式で時間がかかった。順番を待つ間たわいもない世間話がはずんだ。俗にいう井戸端会議であった。子供達も小学校高学年になると、放課後は学校から帰ると水汲みの手加勢をするのが普通であった。また風呂も各家庭にあるわけではなく、銭湯もなかった。男は夕方、女は夕食後風呂主の家に薪を少しずつ持って入浴させてもらっていた。これを「もらい風呂」といった。風呂のある家庭でも母屋の中にはなく、庭の一角に五右衛門風呂を据えそれに板囲いをする程度のものが多かった。時には板囲いもなく露天のものさえもあった。

かまどは土間の中央に大・中・小または特大と並び、石と粘土で作ってあった。主婦はかまどの前にしゃがんで食事の煮炊きをした。

家の屋根が藁葺であったことはたばこ耕作者には大きな利点があった。桜島では大部分の家庭がたばこを耕作していたが、たばこは丸葉品種で住宅で乾燥していた。たばこは茎ごと切って茎に葉をつけたまま屋根につるし、いろりの火で二十日から二十五日もかかって乾燥していた。そのため藁葺屋根が多く、また瓦葺きに改造するのが遅れた原因の一つにもなっていた。

納屋もすべて藁葺屋根であったが、藁葺き屋根は台風に弱く、平と妻を年に一回は葺き替えなければ雨が漏るようになった。桜島で屋根に葺く藁は麦藁であったので

屋根葺きに見合う麦藁が必要であり、相当の麦が栽培されていた。また藁葺き屋根は棟が高く、台風時には棟が吹き飛ばされないようにロープをかけて縛りつけていた。大きな家では二、三本、小さな納屋でも一本はロープをかけていたので、各家庭ではロープの四、五本ぐらいは常備品として備え付けてあった。

昭和の初期（七、八年ごろ）になって、たばこ耕作も在来の丸葉品種から米葉と呼ばれる欧米品種に変わり、乾燥場が別に造られて自家乾燥の必要がなくなったこと、それに麦作も少しずつ減っていったので、次第に藁葺き屋根から瓦葺き屋根への改造がされていった。藁葺きの屋根部分だけを取り除き、屋根だけを新調して瓦葺きに替えることを「小屋替え」といった。

第二次大戦後麦の統制令の撤廃によって、自然に麦の耕作者はなくなり、全戸といっていい程、小屋替え、あるいは新築して瓦葺き屋根に変わっていった。昭和三十年代になると、県農業改良普及所の指導で台所改善も進められ、経済成長に伴って改造新築が続けられ、都会的に応接間、居間を備えた家に変わってきたが、農業、柑きつ栽培が続けられている今日、作業場、貯蔵庫としての納屋が附属するのが普通である。

第五章　消防・治安

第一節　消　防

一、消防の変遷

昔は、江戸のような大都市には消防組という組織だったものがあって、消防活動を行っていたが、田舎には組織的なものはなかった。

したがって火災が発生すると、近隣の人たちが思い思いに現場にかけつけて消火していたので、いたずらに混雑するばかりで十分な効果を挙げることはできなかった。

本県に消防組織が設置されたのは、明治十一年で、西南の役の薩軍敗残兵鎮圧のため東京警視庁から鹿児島へ派遣された警察隊が始まりである。その警察隊が戦火に備えて持参した消防ポンプが活躍し、効果を挙げたといわれている。

明治二十一年四月十八日県令第四四号を以て消防組織編成規則が公布され、一町村一組以上を編成することが定められた。この県令によって多くの町村が私設の消防

組を結成した。桜島においては昭和三年四月一日西桜島村消防組が発足したがそれまでの消防記録については不明である。

松浦地域消防車庫

二、戦争中の消防組織

日華事変勃発後は、消防組は防空業務も担当するようになった。そのため従来の組織を改変し強化する必要にせまられ、昭和十四年四月警防団令が公布された。警防団は地方長官の監督下におかれ、警察署長が地方長官の命を受けて警防団を指揮することになったのである。警防団の任務は、軍や警察に協力して防空、消防の業務はもとより、治安のための広範な活動をすることにあり、戦後消防団となるまで村内の治安に当たったのである。

西桜島村では、昭和十四年四月一日に従来の消防組が警防団に改組され、団長、副団長、桜洲校区、桜峰校区に分団長が置かれ村内の警防に当たった。初代の団長には久米芳季、二代目上山秀志、三代目図師広氏が就任した。

三、警防団から消防団へ

昭和二十二年四月三十日勅令第一八五号に基づく消防団令の施行により、戦争中の警防団は解散し、消防団となった。昭和二十三年三月六日消防組織法、同年八月一日消防法が制定公布され、市町村の規模に応じ消防本部、消防署、消防団、消防職員が置かれることになった。またこれまで警察の指揮監督下にあった消防団は、警察行政から離れて、自治体消防となり、市町村の管理となり、これに必要な経費は市町村で負担することになった。

新設警防団幹部並び団員一同

西桜島においては、右の法律に基づき昭和二十二年警防団が解散し、新しく西桜島村消防団が発足して、村長の責任で消防活動をするように改められた。初代団長に藤山久夫、二代目に中尾実清氏が就任し今日に至っている。

昭和二十二年西桜島村消防団組織図

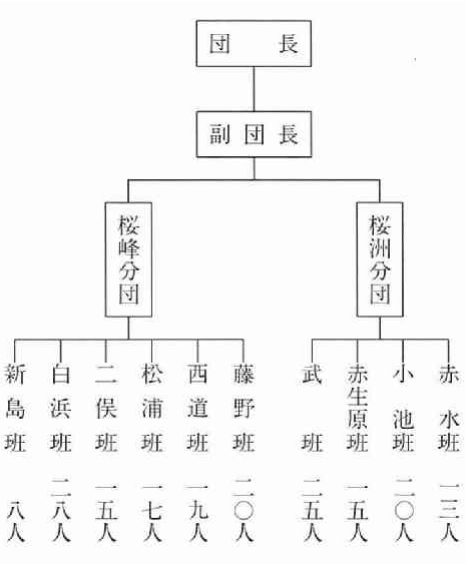

その後、時代の進展に伴い、消防の設備も逐次改善され、昭和四十一年十二月十五日中央分団とその下に本部班を新設して、組織の拡充が図られた。また昭和四十八年五月一日町制施行に伴い、桜島町消防団を改組し、企業部班を新設し、従来の二個分団一〇班が三個分団一三班になった。

昭和五十七年桜島町消防団組織図

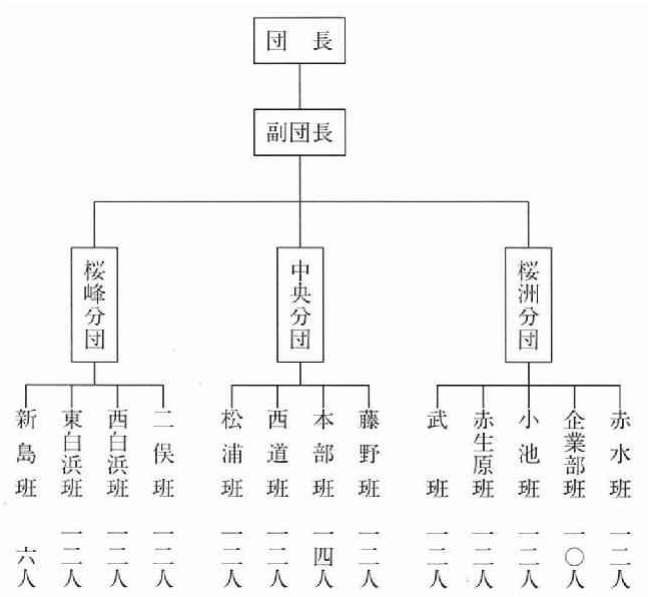

昭和五十七年桜島町消防団防火設備品

水槽付消防車　二台

ポンプ車　一台
小型動力ポンプ積載車　一〇台
小型動力ポンプ　一台
予備　二台
防火水槽　四〇トン　六四基
防火水槽　二〇トン　三基
消火栓　一〇六ヵ所

四、昭和四十五年以降消防団の出動した桜島町における災害等調査表

年月日	場所	災害の内容
45・4・26	袴腰	火災
〃・5・17	小池	ボヤ
〃・7・3	長谷浜	油火災
〃・7・30	赤水	火災
〃・8・5	藤野	山火事
〃・8・17	園山	電柱火災
〃・8・18	松浦	大雨災害
〃・9・14	東白浜	行方不明人捜査
〃・10・5	〃	福古良ボヤ
〃・11・18	武	森永ブロックボヤ
46・2・18	東白浜	火災
〃・3・10	〃	海難捜査
〃・3・31	武	火災
〃・4・28	東白浜	〃
〃・7・9	〃	大雨災害
〃・7・15	〃	バス転落事故
〃・9・25	西道	ボヤ
〃・11・9	東白浜	火災
47・1・3	〃	行方不明人捜査
〃・2・13	藤野	火災
〃・3・3	小池	〃
〃・3・21	引ノ平	〃
〃・3・22	西白浜	〃
〃・3・26	赤生原	〃
〃・12・17	〃	ボヤ
48・1・1	赤水	神社火災
〃・4・8	松浦	ボヤ
〃・4・30	西白浜	海難事故
〃・7・3	藤野	火災
〃・9・4	〃	〃
〃・10・9	袴腰	〃
〃・11・21	武	ボヤ
〃・12・10	赤生原	火災
49・4・16	武	船火事
〃・7・13	〃	大雨災害
〃・8・9～11	野尻	野尻川事故
〃・8・17	長谷浜	ボヤ
〃・12・7	袴腰	ユースホテルボヤ

50・3・11	藤野	火災
〃・4・7	松浦	松浦川災害
〃・4・29	西道	西道川災害
〃・6・22～24	〃	大雨災害
〃・7・10	赤生原	火災
〃・7・11	藤野	〃
〃・7・19	〃	大雨災害
〃・9・1	古里	火災
〃・9・10	〃	台風災害
〃・9・12	〃	〃
〃・12・28	藤野	火災
52・2・6	武	〃
〃・2・8	松浦	〃
〃・3・2	武	〃
〃・4・17	二俣	水害
〃・6・10	〃	大雨災害
〃・6・21	赤水	ボヤ
〃・7・10	小池	桜洲ポンプ室増水
〃・9・11	武	ボヤ
〃・10・16	東白浜	〃
53・4・23	〃	行方不明人捜査
〃・8・21	赤生原	火事
〃・11・11	古河良	〃
54・2・19	袴腰	火災
〃・8・10	赤生原	〃
〃・8・10	藤野	〃

54・12・21	小池	桜洲校ボヤ
55・4・25	武	火災
〃・5・2	二俣	〃
〃・5・25	小池	〃
〃・11・21	藤野	車火災ボヤ
56・3・3	〃	火災
〃・4・21	赤生原	〃
〃・6・6	小池	農業センター
〃・11・6	〃	家出人捜索
〃・12・14	松浦	ボヤ
57・4・7	〃	家出人捜索
〃・6・22	〃	〃

第二節　治　安

一、警　察

沿　革

明治四年七月廃藩置県が行われ、それまで続いた治安、司法の行政は太政官の管轄となり、明治七年一月東京警視庁が発足し、各県には知政所が置かれてその下に司法警察も収められた。鹿児島県には明治十年七月御着屋跡に警視出張所が開設され、県内一七ヵ所に警視分署が次のとおり設置された。

鹿児島警視出張所
- 伊集院警視分署
- 谷山警視分署
- 加治木警視分署
- 大口警視分署
- 向田警視分署
- 宮之城警視分署
- 山川警視分署
- 加世田警視分署
- 垂水警視分署
- 志布志警視分署
- 高山警視分署
- 小根占警視分署
- 国分警視分署
- 蒲生警視分署
- 栗野警視分署
- 桜島警視分署
- 河田村警視分署

当時桜島に警視分署が設置された理由、所在地、管轄区域など全く不明である。

明治十一年十月、鹿児島警視出張所は閉鎖され、県警察課が開設された。同時に県内に次の十警察署と十六の分署が置かれ巡査を募集、各署に配置した。

その後警察区画はしばしば改正され、明治十三年一月、新たに派出所が設けられ、次のように組織された。

警察署	分署
鹿児島警察署	谷山・伊集院
鹿屋〃	大根占・志布志
水引〃	阿久根・出水・宮之城
加世田〃	知覧・山川・伊作
加治木〃	蒲生・牛山・福山
都城〃	小林
宮崎〃	高鍋
飫肥〃	
延岡〃	
大島〃	徳之島

本署長
警察署

警察署	分署	派出所
鹿児島	谷山・種ケ島	
加世田	山川・知覧・伊作・市来	枕崎
鹿屋	垂水・大根占	
隈之城	阿久根・出水・宮之城・牛山	
加治木	国分・末吉	福山
都城	高岡・志布志	小林
宮崎		上田島・美々津
飫肥		福島
延岡	細島	三田井
大島	徳之島	

明治十六年宮崎県の分県により、都城、宮崎、飫肥、

延岡の四署は宮崎県の管轄となった。

その後も何回か組織の改正があり、明治十九年十二月には警察本署が警察本部に改められた。

大正十五年六月、勅令第一四七号、第三九条に「各府県管内ニ警察署ヲ置ク、ソノ位置・名称及管轄区域ハ知事之ヲ定ム。」と定められたことにより、従来の分署をすべて警察署に昇格させたので県内の警察署の数は三三となり、この制度はその後長く維持された。

昭和二十九年七月、警察法が全面的に改正され、新しい警察法が制定された。すなわち今までの国家地方警察と自治体警察との二本建制と公安委員会が廃止され、都道府県には新しく公安委員会が発足して一本化し、都道府県警察（本部と各市郡警察署）が設置された。なお都道府県警察の経費は原則として当該都道府県で負担するものとした。同年十月県内には警察署三三、警部派出所九、警部補派出所六〇、巡査駐在所三七四であった。

駐在所の誕生

1、駐在所の発足

明治二十年七月、巡査配置法が施行され県内に約一六〇の駐在所が設置された。その主な業務としては受持ち区域内の巡羅査察と戸口調査であった。

この頃桜島は鹿児島警察署の管轄で横山部落に駐在所があり、大正三年の大噴火後、武部落～西道部落と移転した。また明治四十年ごろ二俣に巡査駐在所が設置された。当時は一定の庁舎もなく白浜・松浦の民家を借り上げて執務していたが、最後は二俣の隈元平次氏所有の住宅を借り上げ、ながく巡査の住居が事務所を兼用していた。二俣巡査駐在所には新納・大水流・安藤・松永・松崎・田之上巡査が歴任し、同駐在所は昭和十五年ごろまで存続した。

2、西桜島警察官駐在所

現在西道部落にある駐在所の設置年月日は不明であるが、当初二俣巡査駐在所と呼ばれていたことからして、二俣巡査駐在所の連絡所として発足したものと考えられる。昭和二十三年警察制度改革まで鹿児島警察署の管轄内にあった。

昭和十年従来藤野一四八六番地にあった園田英世氏が所有する家屋の巡査駐在所を同氏の他の家屋と借用替えしたが、この家屋は昭和十二年八月同氏から西桜島村が現在の海水浴場敷地も含めて買収し、その後も引続き警察官駐在所として無償で使用していた。

昭和二十年七月巡査部長派出所となり、そのうち事務所

も改築された。昭和二十三年制度改革により、鹿児島地区警察署の管轄下に編入され、昭和二十六年十月一日東桜島村が鹿児島市に合併したのに伴い受持ち区域に一部変動があった。昭和二十九年四月十日、名称を「西桜島巡査部長派出所所在地」と改称、昭和四十年三月二十五日県公安規則第五号により、右名称を廃止「西桜島警察官駐在所」となり現在に至っている。受持ち区域は藤野（一部）・西道・松浦・二俣・東西白浜・福古良・新島で、所在地は道路より二メートルも低く、建物も老朽化し、事務所も暗く、車両の乗り入れもできない宅地であったので、昭和四十九年九月二十六日村費で約四〇万円を以って埋め立てに着工、同年十月十五日完了、敷地面積九三坪が整地された。ついで県費四七三万円で建物の新築がなされ、昭和五十年二月二十五日完成し、翌二月二十六日より新装なった庁舎で執務を開始した。

西桜島警察官駐在所歴代受持担当者

就任年月日	転勤年月日	階級	氏名
		巡査部長	井尻広人
昭24・9・30	昭28・6・16	〃	安藤清
28・7・1	30・6・20	〃	中城盛吉
30・6・28	32・3・29	〃	田畑澄夫
32・3・27	33・4・20	〃	愛甲貞次
33・5・1	35・9・21	巡査部長	西谷平
35・9・21	40・4・1	〃	大瀧實一
40・4・1	43・2・15	〃	栄信雄
48・5・1	51・9・1	〃	上原親盛
51・9・2	53・9・1	〃	上四元一則
53・9・1	54・3	〃	浜田康
54・3	55・9・1	〃	義村平
55・9・1	56・8・31	〃	内田成秋
56・9・1	現在	〃	橋口洋一
23・4	24・3	巡査	田中秀雄
25・9・10	25・12・3	〃	和田十
26・2・3	27・6・1	〃	針原次雄
27・6・6	29・2・16	〃	児島正光
29・3・6	29・7・22	〃	東村宗明
29・7・23	32・3・27	〃	久保貞義
32・3・27	39・4・1	〃	松若勇吉
39・4・1	40・4・1	〃	市来靖造
43・3・27	45・9・30	〃	五百路司

3、桜島警察官駐在所

従来、当駐在所は西桜島村藤野（西道）に設置されていたが、昭和二十五年十月一日から同村藤野～赤水までを受持ち区域と定められ、所在地も便宜上横山三〇番地原田徳三氏宅一間を借りて執務、藤野（西道）巡査駐在

所として運営された。昭和二十五年十一月十七日小池一五〇二番地藤崎ナギ氏方へ移転、昭和二十六年十月十四日ルース台風の被害により武一七九番地森脇一夫氏所有の住宅へ移転、昭和二十六年十一月十三日西桜島巡査駐在所と名称変更された。昭和二十八年一月横山三〇番地原田徳三氏所有の住家を村で買収、改築し、正式に駐在所用建物と決定し、同年三月七日受持ち区域も武部落より赤水に至る桜洲校区に変更となる。昭和二十九年四月一日、袴腰巡査駐在所と呼称、昭和三十九年四月一日、鹿児島警察署袴腰警察官駐在所と改称した。

昭和三十年代になり逐年増加する観光客と大隅半島と鹿児島市を結ぶ自動車交通の要衝として、重要な役割を占めるところから、警察制度の充実及び庁舎の建設が取りあげられ、国民宿舎「さくらじま荘」に隣接する溶岩原約四〇坪を村費約一二万円で整地し、昭和四十一年七月に完工した。昭和四十二年二月十六日、県費約一三〇万円で一二坪鉄筋コンクリート造りの庁舎が完成した。同年十月一日、桜島警察官派出所は、昭和五十年四月一日「鹿児島中央警察署桜島駐在所」と改称され現在に至っている。

昭和五十一年四月一日、小池一五二七の一に同じく「桜島駐在所」として木造家屋が建築されたが、昭和五十六年まで宿舎として使用、事務は国民宿舎隣接の駐在所で以前同様に取扱いされた。当該駐在所は昭和五十七年四月一日、桜島連絡所と名称を変更、事務は小池一五二七の一の駐在所で実施されるようになった。

鹿児島中央警察署桜島駐在所歴代受持担当者

就任年月日	転勤年月日	階級	氏名
昭25・10・1	昭27・5・30	巡査	川原　廣
27・6・1	28・1・15	〃	針原次雄
28・1・16	30・6・28	〃	宮内栄次
30・7・4	32・8・26	〃	田中勝二
32・8・26	33・5・31	〃	前迫静美
33・5・31	36・3・28	〃	門之園静雄
36・4・1	38・4・17	〃	松村辰巳
38・4・21	43・2・10	〃	川畑善次郎
43・2・10	45・4	〃	町　久光
45・4	46・2・24	巡査部長	中村純志
45・10・9	46・2・26	巡査	小村達躬
46・2・24	48・3・19	〃	旭　光国
48・3・20	51・3・24	〃	栫　亮一
51・3・23	52・9・1	〃	久保勝一
52・9・4	54・2・22	〃	小永田豊
54・3・1	56・3	〃	山口章
56・3・25		〃	白肌睦雄

二、自警団

自警団として各部落ごとに自主的に行われたものと推察される。現在の警察、消防団等で行うべき取締まり等を青年団で行っていた。団員も現在のように出稼ぎとか郷里を離れる者が少なく、その数も多く、火災、水難事故、盗難予防まで、部落の中心的役割りを果たしていた。

火災、盗難の予防では各期間の火災発生件数の多い十一月から翌三月末日までは夜警の任務、盗難事故はその実情により、結果処分まで青年団の任務とし、人身事故等においては率先して日夜を徹し、捜索を行った。

実例を二、三列記すると、

一、火災が発生すると直ちに警鐘乱打で先ず団員の集合を行い、早い者から順次消火用具を持参して火災現場にかけつけ、先ヅロ（大きい部落名の提灯）を立てその場に部落団員は集まり、桶で海岸から潮をかつぎ共同井戸から水を運搬して散水、トビロ、スコップ等で消火に参加、部落では婦人会、処女会等で炊出しの任務があった。

一、部落民の何等かの事情で所在不明になると、先ず家族が一通り親せき等を探し、後青年団に届ける。青年団では両貝を吹き鳴らし団員の集合を求めて先ず部落内をくまなく探し、大人であれば本人のその日の動向に依り、畑地から山林まで夜を徹して探し求め、なお不明の場合は各部落に応援を求めて徹夜で捜索した。

一、鹿児島との交通機関は各部落に小さな帆舟があり、舟の事故等の時も、その都度警鐘乱打で団員を集め先ず人の救助、そして舟の始末まで行う事も度々あった。

一、盗難事故（農作物盗難、山林盗難）が多く、被害者は直ちに青年団に申し入れ団では早速その顛末をしらべ犯人が発覚すると、両貝で青年団員の不時呼集を行い処分検討会の末、始末書提出を求め、次の犯人を探すまで山林等を回り山番をする事になった。但し農業が主であるため毎日ではなく山番に出る日は幹部に届けて従事した。

一、国際的実例の一つ

昭和十年十月ごろ、英国艦隊が入港、桜島登山を行い三、四人が帰艦しないとの事で午後九時ごろ役場に捜索の依頼があった。各部落青年団に通報。両貝を吹き鳴らし団員の集合を求め各団別に登山捜索

の任にあたった。英国艦隊から照空燈により桜島北岳を一面に照空し、団員は登山道路を提灯の明かりで登山。丁度三区と四区の縦走点（当時の登山としての縦走点）までたどりつくと、中岳の一合目から二合目付近で遭難兵が火を燃やしているのを確認、先ず一番のりをめざし北岳頂上から中岳付近に行き現地に到着できる様計画、現地に向け前進を続けたが、提灯の明かりだけでは危険を感じ、現場を引き返し下鉢の中央部に戻りその晩は団員の現地の状況報告と翌朝の食糧運搬のために若い団員を麓に帰し、あとは代わる代わる薪を集め一晩中火にあたりながら下の鉢で夜を明かした。夜明けと共に前夜の地点まで行ってみると、旧噴火口のふちまで行っていた事がわかり、日中でも通過する事は危険なため後退し、昨晩遭難兵の火を発見した三、四区の縦走点まで引き帰した。こちらから呼ぶと向こうも叫び返し両方から呼び合ったが、北岳中岳の谷間が深く、目的地まで行けず、一応一二区の縦走点（広場）に引き返し現地に向かうべく計画を変更した。

当日は捜索人員も増加し、英国艦隊からも多数兵隊がロープその他たくさんの登山道具持参の上捜索隊に加わり現地までたどり着き午前中に遭難兵も無事一二区縦走点まで引き揚げ、捜索隊全員現場解散となった。

以上青年団は自警の任務を遂行して来たが、昭和十二年七月七日蘆溝橋事件に端を発し、支那事変となり、防空業務が必要となり、昭和十四年四月警防団令が公布され、警防団が発足、軍や警察に協力して、防空、消防の業務はもとより治安のために活動することになった。太平洋戦争終結後、昭和二十二年四月三十日、勅令第一八五号に基づく消防団令施行により戦争中の警防団は解散し新しく西桜島村消防団が発足し村長責任で消防活動をするように改められた。

三、交通安全

交通安全協会

戦後設立された鹿児島県小運搬業協同組合（通称荷馬車組合）が、交通機関の発達につれて事故も増えてきたので、発展的に解消し鹿児島県交通安全協会が設立された。

その目的と事業は

一、交通事故の防止と交通道徳の高揚

二、交通施設の改善及び交通能率の増進

三、交通従事者の資質の高揚

などが、その主なものである。

昭和三十八年六月一日県交通安全協会桜洲班、桜峰班が結成され、交通安全体制を整えると共に、交通安全を推進し、事故防止に努力した。昭和四十二年七月十日桜洲班、桜峰班を統合し、鹿児島県中央交通安全協会桜島支部が結成され、支部長に永江清盛が就任、現在に至っている。

桜島町におけるロードミラー設置状況、交通事故発生状況、自動車保有台数、町交通災害共済加入状況は次のとおりである。

桜島町ロードミラー設置状況

昭和57年4月1日現在

部落名	カーブミラー（S）	カーブミラー（W）	計
赤　水	11	6	17
小　池	24	2	26
赤生原	10	3	13
武	16	6	22
藤　野	19	3	22
西　道	19	4	23
松　浦	4	0	4
二　俣	8	1	9
西白浜	9	0	9
東白浜	15	0	15
観光道路	44	0	44
計	179	25	204

総務課調べ

桜島町内交通事故発生状況

地域＼年度		48	49	50	51	52	53	54	56
224号		7	7	8	5	2		4	14
小池	横山地区	13	13	11	4	7		1	0
	小池地区	5	3	5	2	4		3	1
	小　計	18	16	16	6	11		4	1
赤生原		4	3	3	5	2		3	3
武		6	3	2	2	4		4	0
藤　野		9	4	0	1	2		1	1
西　道		2	5	1	2	0		1	3
松　浦			1	1	1	1		1	2
二　俣		1	2	1	0	0		0	0
白　浜		4	1	1	3	1		2	1
合　計		51	42	33	25	23	44	20	25
		内 死者2 傷者57	内 死者0 傷者69	内 死者0 傷者43	内 死者1 傷者31	内 死者1 傷者34	内 死者0 傷者44	内 死者0 傷者20	内 死者0 傷者34

町勢要覧1981より

桜島町自動車等保有台数

昭和五十七年四月一日現在

区分	種別	台数	摘要
県税対象分	トラック	四二	
	バス	二四	
	普通乗用車	五	
	小型トラック・ライトバン	三四四	
	小型乗用車	八二四	
	特殊車	二〇	ブルトーザーなど
	計	一、二五九	
町税対象分	軽四輪乗用車	九七	
	軽四輪トラック	八一八	
	二輪車	一一	オートバイ
	原付	六九二	一二五cc以下
	農耕用特殊車	一九	テーラー
	計	一、六三七	

県税事務所
町税務課）調べ

桜島町交通災害共済加入状況

年次	加入者数 人	加入金額 円	見舞金人数 人	見舞金額 円	加入率 %
昭和四十五	一、五八七	九三一、三二〇	一一	八一〇、〇〇〇	三六・三
四十六	二、七九二	一、〇〇五、一二〇	二〇	一、二八〇、〇〇〇	四〇・三
四十七	二、七六二	九九四、三二〇	一一	七二〇、〇〇〇	四〇・五
四十八	二、八八七	一、〇三九、三二〇	一三	一、三〇〇、〇〇〇	四二・一
四十九	三、〇八四	一、一一〇、二四〇	五	一六〇、〇〇〇	四五・八
五十	三、三九二	一、二二一、一二〇	九	四三五、〇〇〇	五一・七
五十一	三、四七九	一、二五二、四四〇	一三	七三〇、〇〇〇	五三・八
五十二	三、一九五	一、一五〇、二〇〇	八	三五五、〇〇〇	五〇・一
五十三	三、〇五九	一、一〇一、二四〇	七	五三五、〇〇〇	四八・六
五十四	二、九二七	一、〇五三、七二〇	一一	七三五、〇〇〇	四七・〇
五十五	三、二〇二	一、一五二、七二〇	七	四一〇、〇〇〇	五一・七
五十六	三、〇七五	一、一〇七、〇〇〇	一五	一、五六〇、〇〇〇	五〇・九
五十七	二、七八六	一、〇〇二、九六〇			四五・八
計	三九、二二七	一四、一二一、七二〇	一三〇	九、〇三〇、〇〇〇	

総務課調べ

第六章　民生・衛生

第一節　社会福祉

一、戦前、戦時中の社会福祉

明治以前には、社会福祉的制度は殆んどなかったようである。われわれの祖先は、どんなに貧困や病気などで不幸であっても全く自力で生きて行かねばならなかった。飢饉が続けば草の根をかじり、間引き逃散という悲惨事も起こった。

明治時代になってようやく福祉的な制度として恤救規則が制定された。この規則は明治七年に制定され、身寄りのない独身の廃疾者、老衰者、傷病人及び幼弱児の救済のための制度であった。昭和四年救護法が制定され、その種類は生活扶助、医療扶助、助産婦扶助、生業扶助の四種類で、救護機関を市町村とし、方面委員がこれを補助するという形となっていた。また救護費の負担は国が二分の一、県と市町村が四分の一となっていた。その内容は、それまでの恤救規則に比べて格段の進歩を示すものであったが、その実施はわが国を襲った経済恐慌のため昭和七年に延期された。

昭和八年少年保護法と児童虐待防止法の二法及び昭和十二年十三歳以下の子を持つ配偶者のない貧困母子家庭の生活、養育、生業、医療扶助を目的とした母子保護法が制定された。

昭和十三年国は厚生省を新設して福利厚生事業を総合的に進展させることにした。すなわちそれまで内務省社会局において行われていた社会事業行政を新設の厚生省に移管し、救護、医療、罹災、救助、方面委員、公益質屋、共同宿泊所、同和事業、母子保護法、少年保護、児童虐待防止等すべてにわたって所管することになった。その後昭和十三年三月社会事業法（公私社会事業活動のすべてを対象とし、これに対して国庫補助、地方税の免除等の助成措置をはかるもの）昭和十五年軍事扶助法（従来の軍事援護法を改正し、傷痍軍人及び軍人遺家族の救護を目的としたもの）。昭和十六年三月医療保護法（救護法、母子保護法等に規定されていた医療保護制度を統合したもの）等が次々と制定された。

二、戦後の社会福祉

戦前の社会福祉事業は、慈善的な性格をもち、かつ、

戦時中は人口の増強、生産力の増大及び軍事援護を目的とし、結局は戦争遂行体制づくりの一手段の域を出ることはできなかった。これに対し戦後の社会福祉制度は人権を尊重するという憲法の精神を前面にうち出し進められたということが特色とされる。

戦後混乱する社会情勢の中で、政府が最初に制定したのは、生活保護法であった。この法律はまさに画期的なもので、貧困者を国家の責任において保護し、近代的な社会保障制度への前進を示したものであった。生活保護法の制定と共に、従来の方面委員に代わる民生委員法が制定され、救済事業の実施機関である市町村長の補助機関として、民生委員が第一線事務に当たることになった。その後次々に社会福祉関係の法律が制定されたが、その主なものは次の通りである。

一、生活保護法　昭和二十一年九月制定
一、災害救助法　昭和二十二年十月制定
一、児童福祉法　昭和二十二年十二月制定
一、失業対策事業法　昭和二十四年五月制定
一、身体障害者福祉法　昭和二十四年十二月制定
一、社会福祉事業振興会法　昭和二十八年制定
一、未帰還者留守家族援護法　昭和二十八年制定
一、母子福祉法　昭和二十八年制定
一、老人福祉法　昭和三十八年七月制定

その後これらの法律は時代の推移と共にたびたび改正され、社会福祉制度は徐々に充実の方向へと進展して行った。

戦後の西桜島村民は、食料はもちろん物資も極度に欠乏していたので、多くの住民は自家製の塩などを背負い、熊本県、宮崎県遠くは北九州方面まで食糧の買い出しに行き、生きるための道を求めた。一方、戦没者の遺家族、戦争未亡人、戦災者など戦争犠牲者の不満も重なって民心の不安は増大するばかりであった。したがって、村政も福祉行政を第一に取りあげて、生活保護法を活用し救護の徹底をはかり、民生安定への努力が払われた。

三、社会福祉事業の現況

1、生活保護

生活保護法の理念は憲法第二五条の規定に基づく「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という思想を具現することにある。そのため、国は困窮者に対しその程度に応じて必要な保護を行

い、最低限度の生活を保障すると共に、その自立を助長しなければならないとしている。

生活保護事務の強化と事業のいっそうの推進をはかるため県に民生部厚生課があり、その下に各郡に福祉事務所が設置されている。これまで市町村長の責任で行われていた福祉関係の事務は市を除いてすべてこの福祉事務所で処理されることになり、生活保護費も県市町村がそれぞれ一割負担であったものが、県二割負担となり町村負担はなくなった。昭和四十五年度以降桜島町の生活保護状況は次のとおりである。

生活保護の状況

単位：円

種別 / 年度	被保護世帯数	人員	保護費支給総額	保護費の内訳						
				生活扶助	医療扶助	住宅扶助	教育扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
昭45	934	1,878	28,198,582	6,600,179	20,670,963	101,950	712,840	6,100	15,000	91,550
46	951	1,796	31,899,102	8,126,900	23,745,067	132,000	716,716	13,100	75,000	40,319
47	930	1,693	31,732,988	9,201,647	21,511,684	313,970	636,690	0	0	68,997
48	916	1,649	33,565,847	9,770,671	22,635,477	259,720	784,425	0	85,376	30,178
49	983	1,655	59,969,118	13,982,882	44,799,211	225,990	863,585	0	55,000	42,750
50	917	1,523	67,358,822	15,873,426	50,281,146	281,040	839,940	0	30,000	53,270
51	805	1,313	62,807,752	14,150,822	47,463,427	224,540	819,323	0	20,000	129,640
52	820	1,353	62,149,298	17,269,912	43,462,549	208,400	847,045	0	113,000	248,392
53	740	1,167	64,211,800	17,884,526	44,912,126	484,050	544,298	0	80,000	306,800
54	780	1,204	77,053,609	19,790,454	56,469,698	131,316	508,961	0	83,180	70,000
55	805	1,218	86,097,712	20,538,509	64,123,493	740,290	655,420	0	40,000	0
56	783	1,147	82,085,431	22,341,733	58,315,608	529,600	722,130	0	0	176,360
57	774	1,171	100,826,512	25,194,939	73,392,004	1,100,650	854,385	0	20,000	264,534

2、児童福祉

終戦直後政府は日々増加する少年犯罪と非行浮浪児に対し、一斉取締まり指導を行いその一部を各地の施設に収容し保護した。また次代を背負う児童の健全育成のためには、より根本的な児童福祉対策が必要なことから、「すべての国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるよう努めなければならない。またすべての児童はひとしくその生活を保障され愛護されなければならない」という児童福祉の基本原理に立って、昭和二十二年十二月児童福祉法が制定された。この法律の制定によって、それまで保護の対象とされていた孤児、浮浪児、捨児などの特殊な児童だけでなく、広くすべての児童に公的福祉事業の手がさし伸べられることになった。

児童福祉は、福祉事務所や児童相談所が担当することになっているが要保護者の発見、通告、連絡などには児童委員（民生委員兼任）が当たることになっている。

児童手当　年次支給金額

年度	人員	金額
48	人 2,442	円 7,326,000
49	3,216	10,739,000
50	3,118	13,482,000
51	2,907	14,535,000
52	2,714	13,570,000
53	2,514	13,290,000
54	2,418	14,185,000
55	2,220	13,390,000
56	2,090	12,708,000
57	1,912	12,060,000

（月手当：年間延人員）

3、身体障害者福祉

わが国の身体障害者福祉事業は明治七年制定の恤救規則にはじまる。この規則によると七十歳以上または十五歳以下で老衰もしくは重病のため自活能力がなく、誰からも扶助されることのできない生活困窮者をその対象としていた。その後昭和七年に施行された救護法は「不具廃疾、疾病傷病その他精神または身体の障害により労務を行うに故障あるもの」という形で、はじめて身体障害者についての具体的な規定を設け、その行政体系も市町村長が直接保護機関として生活扶助、医療扶助、生業扶助を行うものとした。しかし、この場合でもなお身体障害者を生

桜島町身体障害者手帳交付状況（57年度末）

障害／級別	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	言語障害	内臓障害	計
1級	10	11	1	0	13	35
2級	13	11	2	7	0	33
3級	22	5	0	0	6	33
4級	26	5	0	0	4	35
5級	17	0	0	0	1	18
計	88	32	3	7	24	154

活困窮者の一部としてとりあげているにすぎず、積極的な意味でこれを身体障害者対策とみることはできなかった。戦後ようやく社会経済情勢が平静化するに伴い、これらの諸対策についての基本立法をはかる気運が起こり、昭和二十四年十二月身体障害者福祉法が制定された。これにより人権尊重のたて前からも積極的諸施策が講ぜられ身体障害者の社会参加や保護育成の充実が図られるようになった。

桜島町で身体障害者手帳の交付を受けている者は、一五四人でその内訳は前頁の表のとおりである。

単位：円

種別＼年度	昭48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
母子福祉資金貸付申請件数	6	4	3	4	1	7	3	0	3	1
同上金額	910,000	132,000	360,000	1,656,000	156,000	390,000	335,000	0	1,056,000	850,000
寡婦福祉資金貸付申請件数	2	4	2	7	3	4	4	0	1	1
同上金額	450,000	1,350,000	1,100,000	3,900,000	2,100,000	2,520,000	2,950,000	0	200,000	850,000

4、母子福祉

母子福祉法は母子家庭の生活の安定と向上を図るため制定された法律で、対象者は「配偶者のない女子で現に二十歳未満の子女を扶養している者」とされている。この法律は母子家庭に対し、事業資金、修学、就職支度資金、住宅資金等の福祉資金貸し付けや、生活相談・指導を行い母子世帯の福祉と厚生をはかるものである。

桜島町における母子福祉及び寡婦福祉等は次の表のとおりである。

5、老人福祉

戦後国民の平均寿命は、食糧の改善、医学の進歩発達、環境の整備により急速に上昇したが、他方、老齢人口の増加をもたらし、家族制度の崩壊と社会機構の変動により、老人層に経済的、精神的大きな不安を与える結果となった。そのようなことから老人対策は大きな社会問題となり、昭和三十八年七月老人福祉法の制定をみるにいたり、老人福祉行政が総合的に推進されることになった。昭和四十七年度以降桜島町の老人福祉行政の実施状況は次の通りである。

種別 ＼ 年度		昭47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
町内65歳以上の人口		707	712	717	722	741	760	779	799	818	863	900
老人クラブ	クラブ数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	14	14
	会員数	767	758	763		643	714	836	800	853	855	812
	助成額							1,411,160	1,300,800	1,500,200	1,834,400	1,704,000
老人健康診査	一般受診人員	125	166	166		20	210	200	269	252	228	225
	精密受診人員	18	19	19		0	20	0	0	0	0	0
老人ホーム	養護老人ホーム入居者数											6
	特別老人ホーム入居者数											9
老人家庭奉仕員	奉仕員数	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4
	対象老人数									134	141	115
敬老の日記念事業	70歳～89歳人員								285	302	304	318
	90歳人員								15	12	11	10
	敬老年金支給総額								1,759,000	1,824,000	1,904,100	1,882,000

⑴　長寿会

昭和五十七年現在町内に住む六十五歳以上の老人は九〇〇人で、町人口の一四・八七パーセントと、全国や県に比べかなり高い割合になっている。これらの老人たちは、お互いの親睦と融和をはかるため部落ごとに「長寿会」を結成し、生きがいのある余生を過ごしている。

昭和三十八年四月部落ごとの長寿会を結集して「西桜島村長寿会連合会」が結成され、規約に基づいて自主的に種々の活動を行っている。

初代会長　久米豊歳　自昭和三十八年四月一日　至昭和四十八年三月三十一日

二代会長　浜田　実　自昭和四十八年四月一日　至昭和五十七年三月三十一日

三代会長　中島綱雄　自昭和五十七年四月一日　現在に至る。

⑵　老人憩の家

昭和四十一年になって、老人に娯楽の場を与え、健康を保つために「老人憩の家」を建設するようになり、建設地を国民宿舎さくらじま荘の中庭に設定、国民宿舎に接続して建設することに決められた。

建設が計画された時点では、国民宿舎が小池一三六〇番地に掘削した温泉湯源から給湯ができていたので、老人憩の家でも温泉を浴場に使用する計画であったが、完成の時点で泉源が壊れ給湯ができなかった。浴場は国民宿舎の沸かし湯を使う結果となってしまったが、それでも老人には初めて与えられた公共の憩いの場であり、毎日十数人の老人たちが憩の家を訪れ、夕方近くまで談話と入浴の時を過ごした。

自動車課ではターミナルから国民宿舎までの系統路線を増設して憩の家を訪れる老人にサービスした。

老人憩の家の建設概要

所在地　横山鶴崎一七二二の一番地

構造規模　鉄筋コンクリート平屋建

建築面積　二一九・四八平方メートル

床面積　二〇一・七五平方メートル

規　模

集会室	三室	五二・四二平方メートル
娯楽室	一室	一七・四七平方メートル
談話室	一室	一二・六七平方メートル
浴室	二室	一三・六五平方メートル
脱衣室	二室	一〇・四六平方メートル
湯沸室	一室	六・六六平方メートル

ロビー廊下　五二・六一平方㍍
管理人室受付　一一・九五平方㍍
便所・洗面所　一八・二七平方㍍
押入　二　五・五九平方㍍
計　二〇一・七五平方㍍

工事期間
着工　昭和四十一年十二月二十七日
完成　昭和四十二年四月六日
開設　昭和四十二年五月一日

建設費
工事費　六、八〇〇千円
設計費　一七一千円
その他　八三千円
計　七、〇五四千円

財源内訳
起債　四、〇〇〇千円
一般財源　三、〇五四千円

前述のように老人憩の家は町内の老人の憩いの場として利用度は高かったが、昭和五十六年八月に老人福祉センターが建設されて不用になった。一方「国民宿舎さくらじま荘」は会議場を持たない不便をかこっていたので、この老人憩の家を譲り受け、会議場に改装した。

用途廃止　昭和五十六年九月一日
譲渡　昭和五十六年十一月二十日
譲渡価格　一、七四二千円

⑶　老人福祉センター

昭和五十四年になって、老人憩の家に代わるものとして、老人福祉センターの建設が企画され、五十五年に県に計画書を提出した。規模は老人福祉センター設置運営要綱によるA型であった。A型の建物の構造、規模は、簡易耐火建築または耐火建築とし、四九五・五平方㍍以上と規定され、次に掲げる事業を行うことが規定されている。

一、生活相談、健康相談
二、生業及び就労の指導
三、機能回復訓練の実施
四、教養講座等の実施
五、老人クラブに対する

老人福祉センター

援助等

町では、この施設を実際に使用していくであろう老人の意見を聞くために、長寿会に諮問したところ次のような要望が提出された。

一、六十五歳以上の老人はすべて敬老パスが交付されているので、設置場所は遠近を問わないが、孤立した場所でなく、町の総合施設の一角に設置し、他の年代層との交流が容易であり、温泉掘削の可能な場所が望ましい。

二、敷地内に、付帯施設として二面以上のゲートボール場を造設して欲しい。

町は昭和五十五年三月発刊の第二次桜島町振興計画の中の集団施設区域内に公民館、体育館、競技場等と共に公民館に接続する形で老人福祉センターを建設することに定め、五十五年八月に設計を依託し、昭和五十六年一月二十三日から同年八月三十一日まで二百二十一日間の工期で工事が始められた。

所在地　横山鶴崎一七二二の一番地

施設の種別　老人福祉センターA型

構造規模　鉄筋コンクリート平屋建

収容（利用）定員　二〇〇人

建築面積　六〇〇・九〇平方メートル

床面積　五九一・九〇平方メートル

玄関　一〇・五　平方メートル

ホール　三〇・〇　平方メートル

事務室　二九・一五平方メートル

相談室　一七・四九平方メートル

図書室　五二・四四平方メートル

集会室　一四一・一四平方メートル

教養娯楽室　五二・八〇平方メートル

機能回復訓練室　三四・二〇平方メートル

配膳室　一四・三〇七平方メートル

浴室　二八・一二八平方メートル

脱衣室　二一・九七五平方メートル

倉庫　一一・四〇平方メートル

電気室　二一・〇〇平方メートル

空調機室　七・三六平方メートル

ボイラー室　一四・〇〇平方メートル

廊下　七一・八一平方メートル

便所　三四・二〇平方メートル

合計　五九一・九〇平方メートル

建物の高さ　五・〇〇メートル（最高部位）

設　備

一、電気設備

受電設備　出力六・六キロワット

電圧二〇〇ボルト

自動火災報知機、館内放送設備

二、機械設備

空気調節設備、冷暖房設備、換気設備、給排水衛生設備、浄化槽、ガス設備

三、電話設備　インターホーン設備

工事期間　着工　昭和五十五年八月二十五日（設計委託）

完成　昭和五十六年八月三十一日

総事業費　一一一、二〇〇千円

財源内訳　国庫補助金　三四、八二〇千円

起債　四九、五〇〇千円

一般財源　二六、八〇〇千円

また町では長寿会の要望にそい、老人の健康管理と親睦のための場として老人福祉センターに隣接する敷地に次のとおりゲートボール場三面を設置した。

このゲートボール場は老人の大いに活用するところとなり、町や老人クラブ等の主催する競技大会はいつも盛況をきわめ、平日も十数人を下らない老人たちが集まってゲートボールを楽しんでいる。

敷地面積

一、九三二平方メートル

工事費

三、六〇六千円（一般財源）

着工年月日

昭和五十六年十一月

完成年月日

昭和五十七年一月

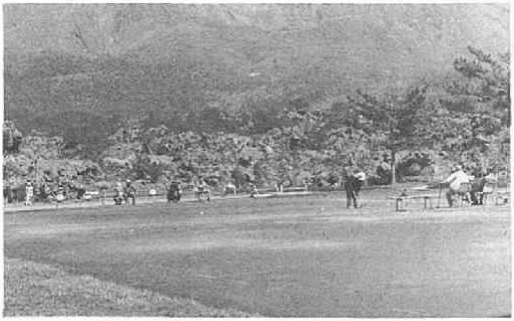

老人福祉センターゲートボール場

⑷　家庭奉仕員（ヘルパー）

町では独居老人対策として昭和四十七年家庭奉仕員制度（ヘルパー）が設置された。

現在独居老人九四人、寝たきり老人一八人がいるがヘルパーはこれらの老人家庭を訪問し、掃除洗濯、買い物の手伝いなどの奉仕をして喜ばれている。なお、ヘルパーは当初二人であったが、昭和五十三年からさらに奉仕の徹底をはかるため四人に増員した。

(5) 老人福祉バス

町では老人福祉の一環として福祉バスを次により購入、研修旅行や諸会合の出席及びゲートボール等の送迎に役立っている。

購入年月日　昭和五十四年九月二十日
購入価格　二、一〇〇千円うち二分の一（一、〇五〇千円）は国庫補助

四、民生委員

昭和二十一年九月従来の方面委員に代わる制度として民生委員法が制定された。ついで昭和二十二年児童福祉法が制定され民生委員は児童委員を兼ねることになった。民生委員の任務は福祉事務所長などの福祉行政に対する協力機関であって、地域、社会福祉全般の増進につとめることである。

民生委員には、自主性と奉仕性、地域性が要請されるが、福祉社会の建設が進められている今日、その任務はますます大きく、期待されているものといえよう。

桜島町における部落別民生委員は下の表のとおりである。

民　生　委　員

部落	氏名	期間	氏名	期間
赤水	橋口　浩	昭44年6月～51年6月1日	中島　美枝	昭51年7月1日～現在
小池	横山　新蔵	昭34年12月～52年11月30日	篠原　仁次	昭52年12月1日～現在
赤生原	長谷　一夫	昭37年～46年(9年)	赤尾　ユリ	昭46年12月～現在
武	山野　清信	昭37年～46年11月30日	有村　時男	昭46年12月～現在
	川口　勇	昭44年12月～55年11月30日	上野　豊栄	昭55年12月1日～現在
藤野	山本　利男	昭43年12月～52年11月30日	坂元　フミ	昭52年12月1日～現在
西道	久米　俊	20年9ヵ月	古江　シジ	昭46年12月～57年5月31日
	山元　ハル	昭57年6月1日現在		
松浦	竹下　忠治	9年	久保元春香	昭46年12月～55年11月30日
	西村　光明	昭55年12月1日～現在		
二俣	竹之下勝清	昭40年12月～49年11月30日	中島　綱雄	昭49年12月～現在
西白浜	田中　徳一	昭43年12月～54年1月18日	竹沢桂太郎	昭54年2月～55年11月30日
	谷川　実	昭55年12月1日～現在		
東白浜	西田　光夫	昭和43年12月1日～46年11月30	岡山　堅二	昭46年12月～54年7月31日
	西田　光夫	昭54年8月～現在		
新島	竹元　昇	昭45年4月～49年8月29日	中村　純義	昭49年12月～現在

五、社会福祉協議会

地域の社会福祉事業を一層推進するため昭和三十八年九月西桜島村社会福祉協議会が発足した。その後八年にわたって住民の福祉向上増進をはかるとともに、一般社会の福祉のために努力を重ねた。しかし、その成果は組織の面、活動の面での態勢が不備なため、住民の期待に十分応え得ないうらみがあった。当時社会情勢は急激に変化しつつあり、これに呼応して、国を挙げて福祉施策を強力に推進しているにも拘わらず、地域社会にはなお多くの問題が残されていた。このような問題解決のためにも組織を整備強化する必要にせまられ、昭和四十六年十月一日専任職員を設置し、昭和四十七年七月一日法人化のための認可申請書を知事に提出した。

昭和四十八年五月二十八日「社会福祉法人桜島町社会福祉協議会」として厚生大臣の認可をうけ設立登記を昭和四十八年七月五日に完了し、事務所を役場内に置き現在に至っている。社会福祉協議会の事業内容及び歴代会長は次のとおりである。

1、事業

⑴社会福祉を目的とする事業についての調査研究及び総合的企画

⑵生活その他心配ごとの相談に応じる事業

⑶低所得者に対して資金を貸し付ける事業

⑷共同募金及び日赤募金への協力

⑸その他本会の目的達成に必要な事業

歴代会長

初代　野口藤市　自昭和三十八年九月一日　至昭和五十年六月二十四日

二代　横山新蔵　自昭和五十年六月二十五日　至昭和五十二年十一月三十日

三代　浜田　実　自昭和五十二年十二月一日　至昭和五十七年三月三十一日

四代　中島綱雄　自昭和五十七年四月一日　至現在

六、西桜島中央隣保館

地域住民の願いを基本として文化、教育、医療、保健、福祉等の増進を図るために設置されたものであり、昭和十年西桜島村隣保協会が結成されると、その場を武四七三番地、西桜島布教所におき、その責任者として村永教正氏を置いた。そして昭和十四年には恩賜財団愛育会指導の愛育村となった。愛育村とは、乳幼児の死亡率

の高い村のことで、婦人会をもって「愛育班」を組織し行政当局もこれに協力し「家の子としてよりも、社会の子供として」の児童愛護を進め、優良児コンクール等も開かれた。村内を十一の班に分け班員五九人で組織、隣保館には保健婦一人がおかれ、村内一円の妊産婦、乳幼児の保護にあたるとともに一般保健衛生、病人の救護、応急処置が行われて隣保相互扶助の実を上げた。

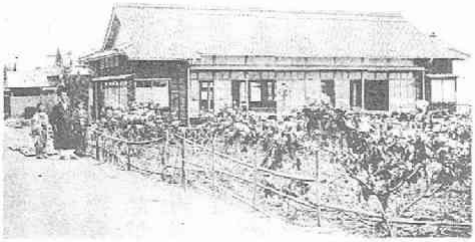
隣　保　館（保育園）

七、桜島保育園

昭和二年三月浄土真宗本願寺派西桜島駐在布教使となった村永教正氏は、浄土真宗の西桜島開教にあたるが、そればかりではなく社会事業普及発展にも努力した。当時、県社会事業協会は、県内に「季節保育所は農繁期における乳幼児の保育を全うできるばかりでなく作業能率を高め愛児を通じて隣保の交誼を厚くすることができる。」として積極的に開設を働きかけていた。昭和二年県内には、すでに四ヵ所の季節保育所が開設されていたが、西桜島においては、昭和四年藤野部落の武基家にて、保母一人、園長一人での季節保育所が開設された。これが、桜島保育園の始まりである。

昭和十年四月になると武家を拠点として行われていた布教活動もひとつの実を結び、武四七三番地に西桜島布教所建設が成ると西桜島保育園も同じ布教所内に設けられ、季節保育所から常設保育所となり、とかく閑却されがちな乳幼児を保護し、その健全な育成に大いに貢献した。児童の託児施設としては、仏教二葉園（鹿児島市）、正徳保育園（串良町）、谷山託児園（谷山町）、山下愛児園（鹿児島市）に次いで、県内五番目に建設された施設である。

また、同布教所には西桜

桜　島　保　育　園

島村隣保協会の委嘱により西桜島中央隣保館も設けられていた。しかしこの建物は、昭和十三年一月不審火のため全焼したが、翌年六三・二五坪で再建されると保育事業も拡大し常設保育所の外、村内五ヵ所で農繁期保育所が毎年六月に開設された。

昭和二十年五月戦況は急をつげ建物は予科練八〇人の宿舎となり、保育園は休園のまま終戦を迎えた。昭和二十年八月十五日の終戦は、それまでの日本の社会体制をほぼ完全に崩してしまうものであったが、昭和二十二年制定された児童福祉法は従来の保育所も新たに認可し整備するものであった。当桜島保育園は戦後まもなく襲った枕崎台風により建物の一部流出の被害を受け、物資の不足などにより復旧も思うにまかせず休園を続けたが、昭和二十三年五月新たに定員七四人で認可を受け再出発した。以来、児童数の増加と共に園舎の増改築並びに定員の増をなしてきた。また園舎隣接河川、深谷川の氾濫による武六四八番地への移転など諸問題に対処しながら、児童の養護とその育成教育を続けてきている。

しかし、昭和五十年の末より過疎現象が町内にもあらわれ、以来児童数の減少が新たな問題となっている。昭和五十九年三月現在延べ四〇一六人の卒園児を出している。

歴代園長は次の通りである。

第一代園長　村永教正　昭和四年から昭和二十三年
第二代園長　村永キエ　昭和二十三年から昭和四十三年
第三代園長　村永行善　昭和四十三年から現在に至る

桜島保育園沿革

昭和　四年　藤野部落、武基家を拠点として季節保育所を開設。
昭和　十　年　武四七三番地に西桜島布教所設立、常設保育所西桜島保育園を併設。
昭和　十三年　火災のため焼失。
昭和　十四年　布教所再建とともに桜島保育園並びに中央隣保館の併設。
昭和　二十年　予科練宿舎となり保育園は一時休園。枕崎台風のため建物一部流出。
昭和二十三年　定員七四人で保育園再開。
昭和二十九年　園舎増築、定員九〇人となる。
昭和五十一年　深谷川土石流、園舎直撃。
昭和五十二年　社会福祉法人西寿寺福祉会設立。
昭和五十三年　武六四八番地の鉄筋コンクリート造五四〇平方メートルの園舎完成。

四月、新園舎へ移転。
昭和五十六年　鉄筋コンクリート造二階建一八〇平方㍍の園舎増築。
定員一二〇人となる。
昭和五十八年　児童数減少により定員三〇人を減じ九〇人となる。

第二節　保健・衛生

一、保健、衛生思想の普及と衛生組合の設置

封建社会における庶民生活は、窮乏甚だしく、ただ働くだけであった。米食を欲しがる死期の近づいた病人に食べさせる米がなく、竹の筒に少量の米を入れて病人の耳元でそれを振って慰めたという哀話が伝えられているほど貧困であったのであろう。ましてや保健衛生の思想など全く頓着されなかった。生活環境も衛生的考慮も払われず、医術も幼稚で一度病気にかかるとすべてが悪魔に取りつかれたものと信じ、これを病身から追い出すために加持祈禱を行った。

また、天然痘流行のときは村を挙げて「ホソ（疱瘡）踊り」を行ったり、方々にあるイボの神さまに自分の年の数の石や大豆を供えてイボのなくなる祈願をしたという。このような行為は迷信に過ぎないことだが、昔はこれが真剣に行われ、昭和の今日でもこれを信じているものが少なくない。したがって一度伝染病が流行すると、その伝播は早く、罹病者の多くが死んでいった。

明治時代になると政府は保健思想の普及に力を入れるようになった。

明治二十二年の町村制施行前は、村の衛生事務は衛生委員が行っていた。衛生委員は戸長の下に置かれ、その任務は、衛生関係の事項を住民に伝達したり、伝染病の予防及び届出、種痘の実施や清潔検査に立ち会うなどであった。県は明治二十六年警察部内に衛生課を設け、伝染病の予防、屠畜、食品営業の許可、認可や事業の取締まりに当たった。明治二十八年四月衛生組合規制を制定し、各町村に衛生組合の設立を義務づけた。それによれば、二〇戸から四〇戸を以って組合を組織し井戸、下水、塵だめ、畜舎の改善、飲料水の適否調査、種痘の普及徹底等衛生思想の啓発に努め伝染病患者の隔離や消毒など必要な予防対策に当たった。明治三十年九月衛生組合規制が改正され、組合は大字ごとに設置することとされた。これによって西桜島村には各部落ごとに設置され、この組合は戦後二十二年まで続き、住民の保健衛生

につくすところが大きかった。

二、保健所の発足

昭和六年の満州事変、昭和十二年の日華事変を契機として、戦力増強の上から国民の体位向上や出産奨励をはかるため、従来の取締まり的保健行政から指導的行政へと移されることとなった。昭和十二年保健所法が定められ、昭和十三年厚生省に保健行政が移管され、同年二月本県でも初めて川内保健所が設置された。しかし、保健所はその後増設されないままに数年を経過したが、昭和十九年鹿児島、指宿、加世田、伊集院、出水、大口、隼人、志布志、鹿屋、西之表の十ヵ所に次々に設置され、保健衛生の指導にあたったが、この頃は太平洋戦争の戦局悪化のため、その目的を十分に発揮できないまま終戦を迎えた。

戦後、連合軍司令部は、日本の荒廃、極度の生活難、衛生状態の悪化について政府に対し保健衛生の改善についての指導命令を行った。県は、これらの指導命令と相俟って保健衛生行政に力を注ぎ、度々機構改革を実施し、保健衛生の向上に努めた。昭和二十三年衛生課を衛生部に改め、医務、薬務、予防、公衆衛生、乳肉衛生の五課をおいて、画期的な保健衛生行政の整備充実を図った。その後、公衆衛生課と乳肉衛生課を統合し環境衛生課とした。一方、保健所については、昭和二十二年九月保健所法が全面的に改正され、保健所はおおむね十万人を担当するものとし、人口一五万人以上の市では市がこれを設置することとなった。これによって、県内各地に保健所網が拡大整備され、年々その内容も充実して地域住民の保健衛生の中心的機関としてその使命を果たしてきた。桜島町の保健衛生業務は加治木保健所並びに診療所または民間医療機関の指導、助言、援助により今日に至っている。

三、診　療　所

(1)　西道診療所

西桜島は昭和初期まで民間の医療施設があったが、その後無医村の状態になったので、村は診療所設置の必要に迫られ、昭和十三年同村藤野東原一四八六に西道診療所の建設に着工した。昭和十四年四月完工と同時に県立病院より医師を派遣してもらい、初代医師として田中尚義医師が着任した。田中医師は、約二年後の昭和十六年に帰任し、その後県立病院小児科助教授として活躍。

西道診療所

二代目医師として日高為成医師が着任した。昭和二十三年までの約七年間在任であったが、昭和二十年終戦前後の食糧、医薬品等欠乏を極め、衛生状態が著しく悪化の時代に住民の医療につくされ、その功績は大なるものがあった。三代目医師として古江不二海医師が昭和二十三年九月着任、昭和五十年定年になるまで勤務し、よく住民の医療に貢献したが、定年後も診療所の施設を町から借り受けて診療業務を続けている。

(2) 小池診療所

村は桜洲校区住民の便利を図るため昭和二十七年四月小池宮元五三（桜洲小学校脇の小烏神社入口付近）に小池診療所を設置したが、桜洲小学校の改築に伴って昭和四十一年六月赤生原尾立一の一に移転した。さらに昭和四十九年に桜洲小学校にプールが建設されることになり、診療所は借入金一五〇万円をもって同年三月三十一日小池西原西三〇の三に移転新築された。

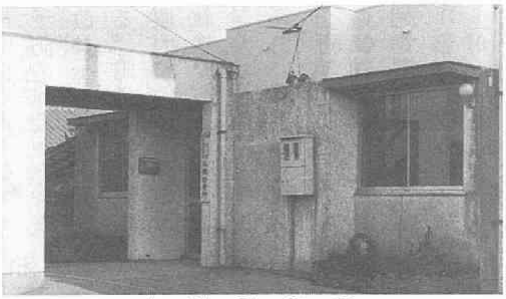
小池診療所

小池診療所の歴代医師は次のとおりであるが、各医師の就任、退任年月日及び在職期間等詳細については不明なものが多い。

初代　荒武〇〇　昭和二十九年六月～三十四年四月

二代　伊東祐元　昭和三十五年～三十六年

三代　山下兼達（かねさと）　約三年

四代　有川定清　約四年

五代　要慎一郎　昭和四十三年四月～四十六年三月

六代　石原露（あきら）　週二、三日鹿児島市より来院

七代　桜井朝生　昭和四十六年四月一日～昭和五十六年三月末日まで

八代　横田瑞夫

横田医師は、昭和五十六年まで勤務し、診療所の委託経営にあたり、よく住民の医療に貢献された。

⑶　白浜出張診療所

村は北部地区（白浜、二俣、松浦方面）の住民の便利をはかるため、昭和三十年白浜一一二二番地西白浜公民館の一階に診療施設を設置した。その後公民館裏に建てられた木造の小屋で診療を続けたが、最後には出荷場の一角に移転した。ここの診療所は医師は常駐せず西道診療所から古江医師と看護婦が週二、三日午後または、必要に応じ応診等をする出張診療所であった。しかし、交通の便もよくなり、病人は直接西道診療所や鹿児島市内の病院で診療を受けるようになったので年々利用者も漸減しその存在価値もうすらぎ昭和三十六年廃止された。

四、保健、衛生対策

⑴　成人病

成人病は全国的に最も死亡率が高く、わが桜島町でも同様である。特に悪性新生物（ガン）は昭和五十年では本町の死亡原因の一〇パーセント前後であったが、昭和五十七年では三倍の三〇パーセントになり、ついに死亡原因のトップに踊り出ている。成人病は早期発見、早期治療しか治癒の方法はないので、町では保健所や医師の協力を得て脳卒中、胃、婦人病等の集団検診及び精密検査を徹底し、「健康な町づくり」政策に取り組んでいる。なお、成人病は食生活に関係があるので、予防の見地から栄養改善等も行っている。町の最近の死亡原因順位は下表のとおりである。

死亡原因順位

順位＼年度	55	56	57
1位	脳卒中 12人	脳卒中 13人	ガン 17人
2位	ガン 11	ガン 10	脳卒中 11
3位	心臓疾患 10	心臓疾患 8	心臓疾患 8
4位	結核 2	老衰 4	老衰 1
	その他 35	その他 20	その他 20
合計	71	55	57

⑵　伝染病予防

近年予防医学の進歩により伝染病の発生は極度に少なくなったが、子供の伝染病や日本脳炎などは県内のどこかで毎年発生している。町ではその対策として次のとおり予防接種を実施している。

・日本脳炎
対象者＝三歳児、四歳児、小学校一年生、四年生、中学校一年生、三年生
・インフルエンザ
対象者＝保育所、幼稚園、小、中、高の児童生徒
・小児マヒ
対象者＝生後三ヵ月から十八ヵ月に至るまでの者
・百日咳、ジフテリア、破傷風（三種混合）
対象者＝生後二十八ヵ月以上六十六ヵ月の者
・ジフテリア
対象者＝十二歳に達する日の属する年度

隔離病舎は明治三十年四月一日伝染病予防法が制定され、各市町村に設置された。西桜島村では同村武、長谷八二（現在町営住宅）に建設された。この隔離病舎は主に赤痢患者を収容したが大正三年の桜島噴火後廃止となった。その後藤野一三四二（現在中学校）に建設された隔離病舎は結核患者や赤痢患者等を収容し昭和十年ごろまで存続したが人々はこれを避病舎と呼んで恐れ、この付近を通る時は病気が伝染しないように鼻をつまみ息を殺して急ぎ足で立ち去るものだった。

⑶　結核

結核は昔は不治の病として恐れられた。しかし近年、医療技術の進歩発達により、その死亡者は急激に減少、桜島町でもかつては死亡原因の第一位であったが、昭和五十六年、五十七年とも死亡者は零であった。しかし、潜在的患者は少なくないのでその絶滅を期するため、毎年全町民にレントゲン検診と幼児及び小、中学生のツベルクリン反応検査を定期的に行い、特に老人の検診にも努力している。

⑷　精神衛生

社会環境の変化につれて精神障害者は増加しつつある。桜島町の精神障害者の入院加療者は昭和五十八年三月現在三四人で、昭和四十五年の一三人に比べ異常な程の増加である。なお、入院患者の外に、精神的に不健康状態でありながら放任状態の患者も見受けられるので、町では在宅患者の訪問指導と万一の事故防止に努めている。

本町の精神障害者実態及び病類別は次表のとおりである。

精神障害者実態

区分／年度	措置入院	同意入院	32条通院	その他通院	その他	計
昭和57年	10	25	9	4	12	60人
昭和58年	9	25	18	2	8	62人

精神障害者病類

区分／年度	精神分裂症	そうつ病	てんかん精神病	酒精中毒	精神薄弱	非定型精神病	心因反応	動脈硬化性精神病	その他の精神病	計
昭57	31	5	4	10	2	3	0	3	2	60人
昭58	30	6	4	10	3	4	0	3	2	62人

⑸　栄養改善推進事業

村は、ともすれば偏りがちな農村の食生活を改善し、併せて成人病予防及び村民の健康の維持増進をはかるため、昭和四十二年栄養改善推進協議会を結成した。この推進協議会から任命された八人の栄養改善推進員が各部落を担当して地区指導に活躍し、正しい食生活を各家庭に浸透させるために、部落班別の指導、家庭訪問等を実施して運動を展開していたが、近年出稼ぎ主婦が多くなり、昼間の講習会受講者が少なくなってきた。今後の課題として、これらの問題の究明や推進員の増員が必要とされつつあったが、昭和五十八年には健康づくり推進協議会が発足し、その中で栄養改善事業も進められていった。

⑹　太陽の子運動

昭和四十四年五月鹿児島県が丈夫で健康な子どもを生み育てるために、挙県的体制のもとに推進した「太陽の子運動」を村においても強力にもりあげるために、昭和四十五年八月推進役員三〇人をもって太陽の子運動推進協議会を結成、同時に太陽の子運動推進員五人（昭和五十八年現在は各部落に一人ずつ計一〇人）を任命した。以来推進員は妊婦の早期届出、健康審査の督励、ミルクの支給等住民の相談相手として保健婦に協力している。その後、具体的施策として、すべての子供が健やかに生まれ、たくましく、成長するよう次のような項目を掲げた。

ア　よい子を生む。
イ　丈夫に育てる。
ウ　地域ぐるみで母と子を守る。
エ　幼児教育の普及徹底を図る。
オ　産み得る人は第三子まで産む。

以上五つの実践項目により、推進協議会においての問題解決と、運動の住民への浸透など地域ぐるみの運動として実践活動を促進した。そのために、「よい子を生む対策」として、未婚者の婚前教育（結婚教育の開催）、結婚時の健康審査、妊産婦の検診と保健指導、精神薄弱児や心身障害児等の出生を防止する施策、母と子の栄養をよくする施策等が推進されており、現在は健康づくり推進協議会に包含されて、事業が進められている。

(7) 健康づくり推進協議会

昭和五十八年四月一日、健康づくり推進事業、保健事業、栄養改善事業、母子保健事業の推進を目的とする「桜島町健康づくり推進協議会」を発足させた。会長には町長を置き、副会長には桜峰校区から一人、桜洲校区から一人ということで農協の組合長と、町議会の議長が据えられた。

会の中に栄養改善推進員、太陽の子運動推進員、健康体操推進員各数人ずつを置いて各事業の発展を促した。このことによって昭和四十二年に発足した栄養改善推進事業及び昭和四十四年に発足した太陽の子運動はこの健康づくり推進協議会の中に包含されることになった。

五、国民健康保険

すべての国民がなんらかの医療保険に加入し、それぞれの保険によって医療の給付を受けるようになったのは、昭和三十六年からである。即ち、昭和三十三年十二月国民健康保険法が公布され、市町村を義務的な保険者とし、他制度の適用を受けない国民のすべてを、その被保険者としたのである。

西桜島村の国民健康保険も昭和三十四年を準備期間として各部落を啓蒙し、昭和三十五年四月から発足した。発足当時の村内人口に対する加入率はおよそ七〇㌫であった。また、保険給付率は家族全員が五割給付であったが、昭和三十八年に世帯主は七割となり、昭和四十一年から世帯主以外の家族も七割給付となった。

また、昭和四十七年から七十歳以上は医療費の自己負担が無くなり、同四十九年十月からどんなに高額の医療費を要しても本人は月三万九〇〇〇円負担すればよいことになった。なお、昭和五十八年一月から非課税世帯以外の世帯に対しては、月負担額五万一〇〇〇円に引き上げられた。昭和五十八年十二月現在桜島町の老人医療費受給対象者は五八三人である。

国民健康保険の年度別被保険者数

年　　度	世　帯　数	被保険者数	町 総 人 口	適　用　率
50	973	3,129	6,634	47.2
51	976	2,985	6,734	44.3
52	964	2,870	6,640	43.2
53	983	2,875	6,260	45.9
54	1,000	2,831	6,185	45.8
55	991	2,727	6,076	44.9
56	1,014	2,695	6,081	44.3
57	1,036	2,690	6,000	44.8

国民健康保険の年度別費用負担額

年　度	件　数	保　険　者　負　担　分			指　数
		他　病　院	直　　診	総　　額	
50	17,208	100,630,856	8,496,298	109,127,154	100
51	17,063	122,566,118	6,378,161	128,944,279	118
52	16,905	125,462,206	5,624,794	131,087,000	120
53	17,092	172,919,967	6,467,622	179,387,589	100
54	17,731	191,234,628	6,017,109	197,251,737	110
55	17,393	220,575,090	5,986,603	226,561,693	126
56	18,835	219,402,612	6,295,553	225,698,165	126
57	18,097	237,961,303	5,350,387	243,311,690	136

その他の保険給付状況

1．助産費給付

	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度
件　数	26	18	12	10	11
支給額	1,560,000	1,160,000	940,000	800,000	1,100,000
備　考	60,000円	60,000円×14件 80,000円× 4 件	60,000円× 1 件 80,000円×11件	80,000円	100,000円

2．葬祭費給付

	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度
件　数	26	33	42	29	31
支給額	130,000	255,000	420,000	290,000	310,000
備　考	5,000円	5,000円×15件 10,000円×18件	10,000円	10,000円	10,000円

国民健康保険事業歳入年間推移調

区分＼年度	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
国民健康保険税	14,004,000	14,572,310	15,261,450	13,571,480	26,029,320	25,843,650	36,708,840	45,087,930	48,675,280	59,081,310	82,697,170	82,845,890
使用料及手数料	20,000	19,980	19,660	12,880	19,660	16,780	18,960	17,220	11,620	9,360	23,040	31,040
国庫支出金	36,366,000	51,504,497	64,340,036	93,931,902	99,003,796	130,314,917	114,552,052	150,043,284	176,531,508	197,400,400	181,948,918	214,000,399
財産収入	73,000	29,770	25,608	47,466	183,000	663,458	243,595	226,067	15,679	97,745	1,973	61,281
繰入金	5,000,000	8,000,000	7,779,000	0	(基金 4,000,000) 4,000,000	(基金 6,000,000) 6,000,000	0	(内基金 7,000,000) 11,000,000	3,500,000	(内基金 2,400,000) 5,400,000	4,000,000	4,000,000
繰越金	3,000,000	2,900,000	2,600,000	8,700,000	7,700,000	227,000	7,518,000	650,000	2,273,000	1,751,000	480,000	499,000
諸収入	331,000	495,367	615,686	620,738	415,466	446,408	2,199,219	301,517	634,717	2,331,977	2,165,458	2,428,472
計	58,794,000	77,521,924	90,641,440	116,884,466	137,351,242	163,512,213	161,240,666	207,326,018	231,641,804	266,071,792	271,316,559	303,866,082

国民健康保険事業歳出年間推移調

区分＼年度	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
総務費	6,033,112	6,760,771	8,823,125	9,485,859	8,660,628	8,818,768	9,111,267	9,585,891	10,344,987	10,879,785
保険給付費	72,113,886	90,872,135	117,185,730	141,218,313	143,517,462	195,768,343	218,940,995	255,396,961	254,770,699	275,209,025
保険施設費	2,160,089	3,409,481	3,847,397	3,820,107	4,235,393	40,410	0	0	297,000	864,700
基金積立金	25,608	47,466	183,000	663,382	243,595	226,067	15,679	97,745	1,973	61,281
公債費	0	104,279	120,382	355,000	5,510	59,671	0	30,864	0	0
諸支出金	1,079,779	172,256	964,037	50,650	3,883,742	20,000	62,620	0	4,902,001	93,280
老人保健拠出金										7,362,890
(　　)書は前年度対比	(9.0%)	(24.5%)	(29.4%)	(18.7%)	(3.0%)	(27.6%)	(11.3%)	(16.2%)	(2.0%)	
計	81,412,474	101,366,388	131,123,671	155,593,309	160,546,330	204,933,259	228,130,561	265,111,461	270,316,660	294,470,961

5カ年間療養給付費負担状況

年度	区分	診療件数	費用	保険者負担分	うち老人医療費分						備考
					件数	占める割合	費用	占める割合	保険者負担分	占める割合	
53	年間	17,446	257,064,776	179,387,589	4,445	25.49	109,711,220	42.68	76,797,854	42.81	
	月平均	1,454	21,422,065	14,948,966	370		9,142,601		6,399,821		
54	年間	18,137	282,030,014	197,023,048	4,592	25.32	108,504,410	38.47	75,953,087	38.55	
	月平均	1,511	23,502,501	16,418,587	383		9,042,034		6,329,424		
55	年間	18,180	324,057,260	226,561,693	4,865	26.76	138,093,470	42.61	96,665,429	42.67	
	月平均	1,515	27,004,772	18,880,141	405		11,507,789		8,055,452		
56	年間	18,835	322,901,340	225,698,165	4,946	26.26	133,345,400	41.30	93,341,780	41.36	
	月平均	1,570	26,908,445	18,808,180	412		11,112,117		7,778,482		
57	年間	18,111	347,995,770	243,311,690	4,270	26.31	118,397,750	34.02	82,850,513	34.05	老人医療については10カ月分
	月平均	1,509	28,999,647	20,275,974	427		11,839,775		8,285,051		

5カ年間高額療養費負担状況

年度	区分	診療件数	費用	保険者負担分	高額療養費	うち老人医療費分				備考
						件数	占める割合	高額療養費	占める割合	
53	年間	406	97,926,450	68,548,515	13,543,935	227	55.91	7,104,504	52.46	
	月平均	34	8,160,538	5,712,376	1,128,661	19		592,042		
54	年間	526	133,884,795	93,719,356	18,793,439	277	52.66	8,577,267	45.64	
	月平均	44	11,157,066	7,809,946	1,566,120	23		714,772		
55	年間	594	164,070,550	114,849,385	26,052,066	377	63.47	13,241,124	50.83	
	月平均	50	13,672,546	9,570,782	2,171,006	31		1,103,427		
56	年間	664	174,467,570	122,127,300	26,435,938	338	50.90	13,242,017	50.09	
	月平均	55	14,538,964	10,177,275	2,202,995	28		1,103,501		
57	年間	708	196,936,940	137,855,857	29,290,020	309	43.64	11,089,014	37.86	老人分については10カ月
	月平均	59	16,411,411	11,487,987	2,440,835	31		1,108,901		

六、水　道

桜島には河川も湧水もなく昔の住民はもっぱら雨水と海水を利用したのだろう。桜島に初めて井戸が出来たのは、古老の話によると藩政時代から明治にかけての頃と推定されるが詳かでない。本格的に井戸が掘られるようになったのは明治の末ごろからで、部落ごとに三～四ヵ所、大きい部落で十ヵ所前後掘られ共同井戸であった。昭和時代になると井戸は各家庭につるべ井戸が掘られるようになった。しかしその普及率は三〇～四〇％で、井戸を持たない家庭は部落の共同井戸を利用するか近所の井戸から貰い水した。このような状態が太平洋戦争後まで続いた。

(1)　部落簡易水道

時代の進展に伴い昭和三十年代には各部落に任意の組

部落別簡易水道調査結果表　（昭和49．6．1調）

項目／部落	建設年月日	給水戸数			給水人口			給水能力		タンク規模		タンク距離高さ		ポンプ規模	
		当時	現在	今後	当時	現在	今後	当時	現在	トン	基	距離	高さ	馬力	基
赤　水	昭 47. 5	120戸	145	160	450	580	600	27㎥	27㎥	54	1	500m	100	15	1
小　池	33. 4	150	295	345	700	750	800	充分	不足	52 51.6	2	250	60	15 13	1 1
赤生原	34. 5	89	138	198	397	540	740	130戸	140戸まで	63	1	800	30	15	1
武　西	32. 1	52	102	150	219	365	550	5馬力	7.5馬力	54 14	1 1	280	38	7.5	1
武　東	31.12	112	167	175	460	605	650	600人分	不足	32 16	1 1	850		7.5	1
藤　野	30.11	87	173	180	600	706	750			32	1	400	40	23	1
西　道	33. 9	120	225	300	500	721	800	9㎥	8㎥	32	1	700	64	10	2
松　浦	30. 4	108	108	107	360	360	360			32	1	450	35	6	1
二　俣	45. 9	83	83	90	330	359	430	13㎥	同じ	54	1	1,000	100	15	1
西白浜	31. 3	87	121	225	285	423	437	7.5㎥	9.2㎥	補助13 38	1 1	1,000	100	予備 7.5	
東白浜	32. 3	150	200	250	800	830	1,000	7.2㎥	14.4㎥	32 54	1 1	200 300	100	7.5	1
新　島	35.11	28	15	15	135	50	50	1.4㎥	1.4㎥		1	250	20	12	1

（注）部落水道は部落で管理していたため，給水能力の単位が不揃いである。

合方式に基づき簡易水道が布設されるようになった。即ち、昭和三十年四月に松浦部落に設置されたのを皮切りに同年十一月藤野部落、昭和三十一年三月西白浜部落、同年十二月武東部落に次々と設置され、昭和四十七年五月赤水部落を最後に全部落に簡易水道が布設された。これによって井戸のない家庭はたいへんな恩恵をうけることができた。また、井戸を所有する殆んどの家庭もその便利さのため、井戸を閉鎖し急速に水道に切り替えるようになった。

昭和四十九年六月一日現在における部落簡易水道の状況は前頁の表のとおりである。

⑵　町営簡易水道

前述のように部落簡易水道の設置は住民にとって大きな福利をもたらしたのであるが、年月の経過とともに施設の老朽化による故障が続出し、給水できないという現象が起こり始めた。また、生活文化の向上により各家庭においての水の消費量も年々増大するようになり、既存の施設では十分に対応できなくなる事態になった。町は昭和四十八年から四十九年に町営による上水道を設置すべくその調査研究を始めた。

計画遂行にあたり町民の一部に反対の意見もあったが、十分な説明により了解を得、議会等の気運も熟してきたので、県の認可を受け、まず、昭和五十一年一月中央地区の工事に着工した。そして昭和五十三年九月北部地区、昭和五十七年九月新島に着工し昭和五十八年二月新島飲料水供給施設の完成を最後に全工事を終わり、赤水を除き全町にわたり町営の簡易水道施設が完成したのである。これによって新鮮な水が豊富に供給され、生活環境防災等の面でも大きな役割を果たすようになった。

桜島町の水道施設の概要は次のとおりである。

①桜島町中央地区簡易水道施設

上水道設置に関する申請書

提出　昭和五十年七月七日

認可　昭和五十年十一月十五日

給水区域　小池地区から西道地区まで

給水戸数　一、二三三戸（内事業所三一）

計画給水人口　二一〇〇人

計画給水量　一人一日最大給水量三〇〇リットル

一日最大給水量二、〇〇〇立方メートル

工事期間　着工　昭和五十一年一月三十一日

完成　昭和五十三年三月二十五日

総事業費　三九〇、九七四千円

（財源内訳）国県補助金　一四二、一一七千円
企業債　二一二、〇〇〇千円
一般会計出資金二八、五一四千円
内部留保金　八、三四三千円
設計者　九州水道コンサルタント株式会社
工事施工者　南海建設株式会社、株式会社浅野工事、株式会社赤尾工務所、三和興業株式会社、明興電設株式会社

②桜島町北部地区簡易水道施設
上水道設置に関する申請書
提出　昭和五十三年六月三日
認可　昭和五十三年六月五日
給水区域　松浦地区から東白浜地区まで
給水戸数　五二二戸（内事業所二）
計画給水人口　二一〇〇人（現在給水人口一七六四人）
計画給水量　一人一日最大給水量三〇〇リットル
一日最大給水量六四六立方メートル
工事期間　着工　昭和五十三年九月十八日
完成　昭和五十五年十月三十一日
総工事費　二三九、六六五千円
（財源内訳）国県補助金　七七、二四〇千円
企業債　一三三、八〇〇千円
一般会計出資金一〇、六六四千円
内部留保金　一七、九六一千円
設計者　九州水道コンサルタント株式会社
工事施工者　南海建設株式会社、株式会社赤尾工務所、明興電設株式会社

③新島飲料水供給施設事業
上水道設置に関する申請書
提出　昭和五十七年五月八日
認可　昭和五十七年六月二日
給水地区　新島地区
給水戸数　二〇戸
計画給水人口　八〇人（現在人口五〇人）
計画給水量　一人一日最大給水量三〇〇リットル
一日最大給水量三〇立方メートル
工事期間　着工　昭和五十七年九月二十七日
完成　昭和五十八年二月二十八日
総事業費　一二四、九七〇千円
（財源内訳）国庫補助金　六一、六〇〇千円
辺地対策事業債　一五、三〇〇千円
簡易水道事業債　四六、三〇〇千円

一般会計出資金　一、六四五千円
消火栓負担金　一二五千円
設計者　九州水道コンサルタント株式会社
工事施工者　浅野工事株式会社
事業内容　鹿児島市水道局東桜島水道施設から（口径二五ミリメートル）分水を受け、浦之前に受水槽一五立方メートルを設置、海底送水管（二重鉄線がい装ポリエチレン管）水深マイナス一一四メートル、総延長一、九一〇メートルにより、島内へ送水し、ポンプ圧送により、島の配水池六〇立方メートルへ揚水、配水池より各戸へ自然流下方式により給水する。

七、清掃施設

㈠　ゴミ処理

戦前まではゴミは各家庭で処理し、危険物などは青年団が中心となって各部落に数個所の危険物入れを設置し、それを埋めるか海中に放棄していた。戦後になってもゴミの大部分は、海岸か溶岩地帯に放棄されていた。しかし、生活水準の向上に伴って排出されるゴミの量もだんだん増大するようになってきた。そのため、環境衛生や観光の面からもゴミの収集体制の確立と焼却場の整備を急ぐ必要にせまられ、村は次により焼却炉を建設した。

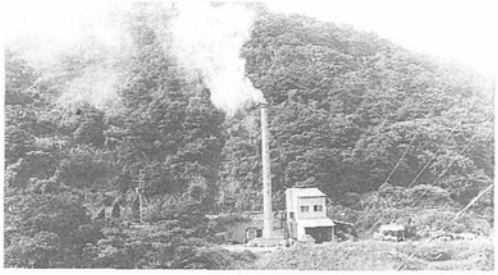

焼却炉

場所　赤生原一四〇〇番地
面積　三〇、〇〇〇平方メートル
工事期間
着工　昭和四十六年十二月十七日
完成　昭和四十七年三月三十一日
工事費　六、七〇〇千円うち国庫補助一、二〇〇千円
処理能力　一日5トン
工事施工者　太陽築炉工業株式会社

当初、ゴミの収集運搬等は人夫をつかって実施していたが、その量は年を経るにしたがって増える一方で、これらの収集、運搬体制を強化するため、昭和五十六年十一月からその業務を民間に委託し今日に及んでいる。

なお、焼却炉も老朽化し、処理能力も限界にあるので近い将来新しい場所の選定と施設の改善が急がれている。

(二) し尿処理

住民のし尿処理は、昭和三十年代までは農業経営に欠くことのできない肥料として各家庭で処理していた。村においても、し尿車及びし尿船を公営事業として運営し、農家へ供給していた。しかし、その後生活水準の向上に伴い、農家への供給が殆んどなくなり、村民の生活上のし尿処理が変化してきたため、環境衛生行政として村の衛生担当課で終末の処理方法を地下浸透方式により処理することに改めた。さらに住民サービスを低下させないために、昭和四十五年度からこの事業を民間に移管した。

今後、生活様式の都市化、近代化によってし尿処理の衛生的な処理に対する要請はますます強まり、し尿の水洗化の時代が到来するものと考えられるので、現在町では町道の側溝の整備充実をしつつある。昭和五十八年十二月末現在桜島町における部落別浄化槽の設置数は下の表のとおりである。

部落別浄化槽設置状況

部　落	設置数
赤　水	13
小　池	78
赤生原	20
武	35
藤　野	33
西　道	23
松　浦	22
二　俣	8
西白浜	9
東白浜	14
計	255

第七章　噴　火

第一節　和銅～安永

桜島は、鹿児島図幅説明書によると、和銅元年（七〇八）隅州向島湧出とあり、同書に「和銅元年一夜にして湧出祭神月読尊」とあるが祭神月読尊とする神社が既に存在し、住民が住んでいたものと推察される。桜島港のある袴腰三角台地は、軽石の多い火砕流堆積物、いわゆるシラスから出来ており、桜島の基盤をなすものと思われる。その軽石層中の木片について測定された炭素同位元素カーボン一四による年代は一万七百年前（桑代一九六九）を示しシラスは約一万三百年前にできたと推定されている（福山一九七八）。

記録にのこされている噴火は和銅元年のそれが最初であり、大正三年の大噴火に至るまで約三十回の噴火の記録があるが、昭和三十年の噴火は現在（昭和五十二年）まで継続噴火している。これらの噴火のうち、最も活動の激しかったものは文明年間、安永年間、大正三年の噴火であったとされている。

文明年間の噴火

文明年間の噴火は、下記年表によっても明らかなように、文明三年（一四七一）九月十二日から文明十年（一四七八）に至る間に五回に亘る爆発が記録されている。中でも文明八年九月十二日の噴火が最も大きく、このことを薩隅日地理纂考には「向島大に燃出づ此五日以前より大きに地震す是に至て岳上燃崩れ沙灰近国迄雨ふること七日許りなり其十九日に及んで未刻より真の暗夜の如し當島の西南に地湧出して本島に連る其周廻二里許なり災火砂石の為に舎屋埋没し人畜死亡せしこと其数を知らず」とある。降灰砂礫のために舎屋が埋没し、人畜の死者が無数に出たと記されているのを見るとき、その噴火の激しさがうかがわれる。また同書の島の西南に地湧出して本島に連らなるについて「是今の燃崎の事なりと云又沖小島烏島なりとも云沖小島烏島の湧出とすれば周廻二里許の義付合せず然れば当初は二島相接して本島に連なりしが其後沈みしも知べからず」の註書きが付せられている。これよりして沖小島、烏島と燃崎とはこの時の噴火によって出来た島であろうと想像される。

一、桜島噴火年表

年	記事	備考
七〇八年（和銅元年）	隅州向島湧出（向島は桜島の旧名）	鹿児島図幅説明書
七一八年（養老二年）	向島湧出 霊亀四年 向島噴出す。（霊亀四年は養老二年）	桜島の土池田新兵衛所蔵事代記
七六四年	西方有声似雷非雷時當大隅薩摩	薩藩名勝考
天平宝字八年十二月	両国界煙雲晦冥……砂石自聚化三島……被埋者民家六十二区口八十余人……	続日本記地理纂考（日本地震資料）
七六六年 天平神護一年六月	大隅国神造新島震動不息以故民多流亡仍加曝恤	続日本記稱徳帝紀
一四六八年（応仁二年）	向島山上に火災を発し……	福昌寺日記
一四七一年 文明三年九月十二日	向島黒神村神火燃ゆ、又向島野尻村神火燃ゆ、又本邑の地中に火を発し、大石を飛ばし砂を降らす。	薩摩名勝考 鹿児島図幅説明書
一四七三年 文明五年四月	桜島噴火する。	文明記 名勝記 島隠集 地理拾遺集 等
一四七五年 文明七年八月十五日	向島黒神神火燃ゆ。向島野尻村神火燃ゆ。又野尻村火を発し、砂石を降らし、焼石累々……。	地学協会報告
一四七六年 文明八年九月十二日	大隅の国、桜島岳噴火し、岩石破裂して人畜の死亡多く、数日の間降灰あり、数里の土地を埋めた。	薩藩地理拾遺集 同名勝考 地理纂考
一四七八年（文明十年）	大隅桜島岳噴火して灰を降らし、福山の原野四里は砂漠となった	鹿児島名勝考 西藩野史
一六四二年 寛永十九年三月七日	向島神火燃える	地学協会報告
		玉龍山年代記 薩摩年代考

一六七八年 延宝六年 一月九日	桜島噴火	地学協会報告
一七〇五年 宝永二年 十二月	桜島噴火	地学協会報告
一七四三年 寛保三年 三月二日	桜島噴火	地学協会報告
一七四八年 寛永二年 八月	向島野尻村の上大平山焼ける	桜島池田新兵衛所蔵年代記
一七五六年 宝暦六年 八月十五日	向島横山温泉湧出 大隅の国桜島噴火	桜島上山年代記 大日本山岳誌
一七六六年 明治三年 四月十三日	桜島噴火	日本災異誌
一七七九年 安永八年 十一月一日	九月十四日頃より地震頻発したり噴火当日早朝には井水沸騰、海水紫色に変ずる等前兆現象を残して午後二時、黒神の上方御岳の下、脇、有村、及び高免白浜の間、高免の海中の四ヵ所より噴火し、猛烈を極めた。噴煙一、二〇〇㍍降灰江戸に至り、死者一四〇余人に達し、翌九年十月までに前後八回小島を湧出した、新島はその一つである。	記録多し
一七八〇年 安永九年 八月十一日	桜島噴火（海中噴火、津波）	日本災異誌
一七八一年 安永十年 三月十八日	大隅の国桜島岳大噴火（出来島より噴火　死者行方不明一五人）	地学協会報告

一七八一年 天明元年 十月四日	燃島火を発す　又向島炎上	松本氏蔵記録 勝目氏記録及び上山年代記
一七八一年 天明元年 十二月五日	向島炎上（高免沖より噴火）	玉龍山年代記及び上山年代記
一七八五年 天明五年 十月十九日	向島炎上桜島岳燃出どろどろと鳴動（燃跡附近より小噴出灰石を降らす）	上山年代記 藤崎氏桜島炎上覚書
一七九〇年 寛政二年 六月十八日	向島炎上（桜島鳴動降灰により、西瓜、たばこ被害）	桜島上山年代記
一七九一年 寛政三年 八月十四日	向島炎上	桜島上山年代記
一七九二年 寛政四年 八月二十六日	向島炎上及び桜島岳噴火	桜島上山年代記及び地学協会報告
一七九四年 （寛政六年）	向島炎上及び桜島岳噴火	桜島年代記地学協会 玉竜山続年代記
一七九七年 （寛政九年）	向島炎上及び桜島岳噴火（灰が降り甘藷収穫なし）	上山年代記 地学協会報告
一七九九年 寛政十一年 二月二十二日	桜島岳噴火（噴煙降り、麦作に被害　三月七日に止む）	上山年代記 地学協会報告
一八六〇年 万延元年 二月	桜島岳噴火	日本災異誌
一九一四年 大正三年 一月十二日	記事別項	

一九三九年 昭和十四年十月二十六日	七月頃より噴煙が多くなり、注意をひいていたが十月二十六日二時三十分、南岳東側海抜七五〇メートルの地点に新噴火口を作り噴火した。溶岩の噴出はなく、かなりの黒煙（噴石、灰を含む）を噴出、漸次少なくなり十一月十二日まで続いた。	九州噴火史	
一九四一年 昭和十六年四月二十八日	四月二十八日より噴煙等活発であったが、二十一時十分、昭和十四年の火口から噴出した。以前より火口がやや拡大したが、溶岩の流出はなくやや赤熱した噴石をかなり多量に噴出した。爆発は一回のみで三十日と五月一日にやや多量の黒煙があった。	九州噴火史	
一九四二年 昭和十七年七月十六日	前兆なく、十四年噴火口を推定される地点より噴火、溶岩の流出なく、噴石、降灰量ともに少なく、爆発は一回で終わった。	九州噴火史	
一九四六年 昭和二十一年一月より	一月三十日に灰を含む大噴煙があり、以降二月中は毎噴煙を多量に噴出、有村、黒神方面では、赤熱噴出も観測した。続いて三月九日十日、十一日と降灰、噴石を交えた大噴煙があり、十一日には多量の溶岩を噴出し、四月、五月には黒神、有村方面の海岸に達した。又噴火活動は五月末頃まで活発で以後漸次弱くなった。	九州噴火史	
一九五〇年 昭和二十五年六月二十九日	六月二十九日をはじまりとし、七月、八月、九月初め頃まで時には灰を交えて多量の噴煙を噴出し	九州噴火史	

	た。これはA火口から大部分C火口から少量出た模様	火山爆発情報 火山爆発速報 火山情報	
一九五五年 昭和三十年十月十三日	南岳噴火口から灰を交えた噴煙を多量に噴出、五〇〇〇メートルまで達したこの噴火は十七日まで八回に亘り爆発したが、前兆も伴わず溶岩の流出もなかった。急激な爆発のため登山中の者に、死者一人、負傷者九人の人的被害と果樹類等の農作物に被害を与えた。その後、現在まで断続的に噴煙を吹き上げ年間を通じ風下の方に灰を降らせ農作物等に大きな害を与えている。以下その間の画期的事項についてのみ記す。		
一九六〇年 昭和三十五年一月十九日	夕方から夜にかけ連続的に爆発し引之平頂上に牛身弾（重さ約五トン）、火口から二・五キロメートルの東桜島町および古里町では、人頭大以上の噴石が多数落下した。降灰は黒神町の大正溶岩上から桜島口にかけて最も多く、平方メートル当たり一・五瓩に達す。		
一九六〇年 昭和三十五年十月二日	南岳二合目の東桜島町焼野の安永溶岩岳陵上（A火口から三キロメートル）にまでこぶし大の噴石が多量に落下し、数ヵ所で山火事が起きた。		
一九六一年 昭和三十六年三月六日	東桜島町の民家の火口に面している窓ガラスが多数割れ、三合目まで人頭大の噴石を多量に飛ばした。		

年	爆発	噴煙
一九五五	6	18
五六	115	306
五七	57	259
五八	83	337
五九	109	200

一九六一年	昭和三十七年九月	京都大学火山観測所が春田山山上に出来た昭和三十三年から袴腰の防空壕、小学校その他に観測機器を設置し観測していた。
一九六三年	昭和三十八年二月十二日	東桜島の民家付近まで、こぶし大の噴石がとび、火口から三・五キロメートルの同町湯之の大根畠では巨大な噴石のため、直径三メートル深さ一メートルぐらいの大穴が数ヵ所できた。また古里町の旅館の窓ガラス及び扉のガラス（厚さ三ミリ）が破損した。
一九六三年	昭和三十八年六月	鹿児島大学火山観測所が東桜島町有村に開所
一九六三年	昭和三十八年十一月六日	南岳三合目まで巨大な噴石が多量に落下し、東桜島町湯之、持木町などで十数ヵ所山火事が発生した。続く爆発では東桜島町人家の近くで四ヵ所山火事が起こり二ヵ所は手のほどこしようもないくらいであった。また古里町の旅館の窓ガラスが軒なみ多数破損した。
一九七二年	昭和四十七年十月二日	火口から三キロメートル南の古里海岸にホテルの屋根を飛びこえて、巨大噴石が落下、また火口から二・五キロメートルの古里東の畑には巨大噴石の落下による直径四メートルくらいの大穴があちこちでみられた。三、四合目一帯に山火事が起こり、古里文学碑では二時間以上燃え続けた。

一九六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	一九七〇	七一	七二
414	196	89	136	88	29	44	127	37	22	19	10	108
1117	867	123	873	324	36	225	511	351	128	355	45	483

一九七三年	昭和四十八年六月一日	噴煙高度五、〇〇〇メートル湯之平から桜島口まで国道沿いにこぶし大の噴石や火山礫が多量落下。負傷者一人、自動車のガラス五十六台破損。
一九七四年	昭和四十九年二月二十八日	有村から桜島口にかけては、こぶし大の噴石が、桜島口から垂水市海潟小浜地区にかけては、こぶし大よりやや小さめの噴石を含む火山礫が多量に降った。このため、火口から南東六キロメートルにあたる小浜地区でビニールハウスが蜂の巣のように破れ、人家のガラス一枚、自動車のフロントガラス一枚が破損した。
一九七四年	昭和四十九年七月	三日には、ひっきりなしに上げ続ける噴煙のために道路に灰が積もり、桜島町で三件のスリップ事故が起きた。下旬には、顕著な溶岩上昇のため地震回数が飛躍的に増加し、桜島の活動がどこまでエスカレートするのかと危機感を覚える一時期があった。
一九七六年	昭和五十一年五月十三日	約四十分にわたって、強い噴煙活動が続き、総量五〇万トン以上と推定される火山噴出物が噴出され折から吹いていた上層南西、下層北西の強風に流され大隈半島から宮崎南部にかけて広く降灰があった。
一九七七年		強い北西風の影響で風下の南東側に著しく、強い空振が伝わり、垂

七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	一九八〇	八一	八二
144	362	199	176	223	231	149			
673	1222	709	490	447	478	306	267	201	302

昭和五十二年二月一日	水市の協和小学校では窓ガラス五十六枚が割れた。なお都城、油津測候所や肝属川通報所でも爆発音や空振が感じられた。	
一九七八年 昭和五十三年七月三十一日	停滞中の台風8号による強い南東風が吹いている所へ、多量の噴出物を伴う爆発が重なり、火口から北西側を向いた細い扇形状の地域に集中的に礫を含む大量の噴出物をもたらした。即ち、火口距離三・二キロの藤野、武部落で最大径五～六キロ、火口距離九キロトルの鹿児島市内吉野台地で最大径二・八センチの礫が降り、火口距離一五キロメートルの高速道路吉田料金所付近でも、走行中の自動車の窓ガラスが礫のため破損する程であった。このため礫による負傷者三人、自動車窓ガラスの破損四五台、家屋の窓ガラス破損六二戸、タキロン（屋根材）破損八一棟などの被害が発生した。このほか、七月三十一日九時から八月一日九時までの間に平方メートル当たり、一〇、一七三グラムという驚異的な降灰のあった吉野地区では、降灰が電柱のガイシに附着し、漏電して約二五〇〇戸が停電するという特異な事故まで発生した。	
一九七八年 昭和五十三年十二月四日	十一時五十五分の爆発で全日空トライスター五四五便が国分上空で桜島の噴煙に遭遇し、フロントガラス二枚にひびがはいった。	
一九七九年 昭和五十四年一月三日	十三時三十六分と十四時四十九分の爆発のうち、後者に伴う火山礫によって国道上で自動車のフロントガラスが破損。破損車両五台。火山礫の大きさ五ミリ、降灰、視界一〇メートル。	
一九七九年 昭和五十四年十二月	十二月十日から二十八日まで二十日を除き、連日爆発し、爆発回数は三十六回を数え、年間の最多爆発月となった。前月にも増して噴煙活動が活発となり、多量の火山灰を連続的に噴出し、十八日には全日空（トライスター）が二十四日には、東亜国内航空機（YS―一一）がフロントガラスにひび割れ事故を生じた。	
一九八〇年 昭和五十五年三月	四月十五日までに二十回の爆発、噴石が火口外に飛散、火山雷十四回、火柱が六回も観察された。	

二、安永年間の噴火

安永八年癸亥十月一日（太陽暦十一月一日）の噴火は桜島の噴火の中で最も大きかったものと思われる。文明年間の噴火によって、沖小島・烏島が生まれたとあり、噴火の規模も大きかったと想像されるが、文献が少なく、想像の域を脱しない。これに比べ安永の噴火は、記録も多く詳細を知ることができる。中でも伊地知季虔氏による「桜島燃記」は垂水より見た桜島の炎上を細かに

描写したものであり、勝目政右エ門氏は日ごとの記録を残している。

薩隅日地理纂考によれば「安永八年癸亥十月朔日桜島岳大に火を発す初九月廿九日亥の上刻より方数十里地震甚し翌朔日巳午の刻に至り島中の井水悉く沸騰し所々水迸り出ず又海水紫色に変ず未刻に至りて山上両中より忽ち一帯の黒煙立登り須らくあって大に鳴動し東西両所一時に炎上れり、火災れば地隨て震い地震えば火愈炎て沙石を飛し泥土を流し黒煙空を覆い白日変じて暗夜の如し」とある。九月十五日より大地震十月五日まで止まず、又九月廿九日の夜午后八時頃より地震起こり、二時間位の間に七、八十回（藤崎氏記録、鹿児島県　桜島大正噴火誌）十月朔日午前地震して不止とある。

桜島燃記のうち噴火の激しさを物語る部分を抜き書きすると……「世の常の地震は　うかりうかりとして、浮かべる舟のたゆたふ如くなるを、このたびのはさまかわり、ぶりぶりと動きて、湯洗いせる馬のたて髪をふるうが如く　屋上隔つる山鳥のおろおろと鳴くに似たり……」「未の時過ぐる比ほひ桜島のいただき俄かに地裂けて火の迸り出けるが、其はげしき事、石火矢てふ物をいくらともなうつるべ放したらんが如く、ごほごほと響きて、からうすの絶間なきに似たり……煙の内より黒く丸かれたる物の名の如くなるが、ここら落下りけるは、鳥の飛かふかとあやまたる。（こなたより島までは二里に余りて隔たりけるにかくばかり見えけるは石の大きさ思ひやるべし）火に焦れたる石にもやありけん。落ちかかりたる処は、草ともいはず、木ともいはず、家どもも一つに燃え上りて……（其折ふし鹿児島の医師、小田医三といへる人、用ありて肥前の長崎にありけるが、彼処にも朔日の晩景、灰のふりけるゆえ、人皆あやしと思へるに桜島の燃えけるよし三日の朝はや聞えわたりぬ。百里に近き境なるに、いとも早く聞えけるは、置郵して命を伝ふるよりも速なりしは、いともあやしからずや、と後に彼人に語りき、江戸のわたりには七日の日、灰降りけるよし聞えぬ、されば日の本の内、普く降りわたりけること押して知られたり。庄内の高城といへる処は十里にも余りたる処なるが、けふ晴れたる空に、煙棚引来れるのみにして、雨さえふらず、雷夥しく鳴りて、しかも幾処ともなう落ちけるとなん、煙の内にも焔を包みて、雷と成にけるにやありけん。遠き境に至りては、火の気も衰えぬべけれども、高城は至って寒気強き地なれば、寒熱戦ひて鳴もきびしく落ちけるにや、と後に高城の人語

りき）……（申の時ばかり一しきりいたう地ふるひいかづちのはげしく黒神の上向面のあたり幾処ともなう燃え出けるよし又白浜の上あたり処々地裂け大水湧上り人の家をも倒し畠地も多くあらひ崩しけるとなん是や山汐とかいへるもののたぐひなるべし）……」等々山裂け、地鳴る阿修羅の様子が生々しく綴られている。またこのように荒れ狂う自然の中に民衆はパニック状態になった。……「幾度ともなう燃出でける穴より、軽石といひて水に沈まざる石を夥しう吹出しけるが、海の表は皆畳敷たらんが如く浮びて、然も此狭ばやかなる迫門を、ひしひしと閉塞き、弥が上に流れかかりて、棚かけたらんに等しく、舟どもの通ふべき様なかりければ、かき着かん方なく皆浜辺にいまみ居て、小袖めく物共引かつぎ、立たり居たり、泣より外の事なし（古里・有村・脇・黒神の里々は、燃石の落ちかかりて、家一つも無く焼けければ、皆瀬戸村に逃来れり、此村は、東にさし出たる処にて、燃穴より些ばかり遠かりければにや、石の落ちけるも少くして、家一つ二つ残りたり、……）そが中に、心雄々しき若者にやありけん、かう畳み上げたる軽石なれば、浮橋てうもの渡したるに異らず、いで、かちよりして渉り見ん、葛城や久米路の橋中は絶ゆとも、よそにのみ見て止みなむもうしろめたしとて、三たり相伴いて渡りけるに、二人は難なく渡り付きぬ。跡なるひとりは、石の薄き方にやありけん。つぶりと落入りて失せしとかや、其後よりは渡る人もなかりしが、初渡りける者共、辛じて海潟までたどり付　瀬戸村の有様を、かくと語りけるよし……目もいたう泣はれたるおみなの、云いけるを聞くに、始め燃え出ける折ふし、やけたる石の雨の降るが如く落ちかかりて、家も残らず焼失いしかば、老たるも若きも、皆あはただしう逃惑い我舟人の舟のわいだめなう、おのがじし打乗うちのりさし出しけるに跡より取縋りて、弥が上に乗り充ちたれば、程なく乗沈めて底のみ屑と成けるも多く、たまさかに遠くさし出しける舟も、浮石にせかれて動きしもえらず、いづくに流れゆきけんも知るべからず、此舟共は、唯流れに流れて、海も広く軽石の薄き処に至り、辛じて谷山、喜入、山川あたりに行着ぬとかや……。」

また死傷者のことについて……「其頃死しける人の数を後におほやけより改め玉ひしに百五十七人又は百四十四人なりしと聞ゆ、いづれかまめなりや、そも此国の掟に札といふものを一人に一枚づつ渡し置、其札改め帳あり、戸籍などいへらんが如し、帳の面にて生死幾人と詳

に分る事なり、されどしも様の者共は、物六ヶ敷とて生れ子十歳許より内は彼帳にも記さず、大かたなるものなれば、稚き者は数の外なるべし、去れば死しける人の数は凡そ三百人にも及ぶべし……」とある。

新島を主島とする数箇の島はこの折一夜にして湧出した。その時の様子を桜島燃記には次のように記している。……「日数へて霜降月十二日夜に入りて又地ふるひ出づ、桜島より少しく東に当りて、雷の音凄しく絶間もなう鳴り響きて、煙打覆ひ、月の光も見えず目路の限りは皆棚ぎりあひたり、されど夜昼分かぬ程にはなかりき、此度は砂にはあらで、泥様の物の降りけるも亦あやし、されば早崎の頂、燃え崩れしとも云ひ、牛根の地に燃え出しとも様々にいひふらしぬ。こはいづくまでも燃え来りて、此方の地つづき、すべて火の内になりぬべし、など皆人現心もなかりしに、三日三夜を過ぎぬれば、音もなく煙も空に消え果てける。其跡に向面の東十七、八町許沖に　九つの小島あらはれたり、一つの島は白き色して砂なるべし廻り一里もやあらん。其西に今一つ、是も砂島なるべし、廻り二三町もあるべし、外七つは色黒し、石島なるべし、皆小さき嶋にして、瀬の些高き様なり、彼二柱のさぐりたまひし鉾の雫には変りて、祝融とか云へる神の　百尋に余れる海の底より、かつけ出玉ひし力の程恐れても猶恐るべし……夫より後はさせるふしも無く、煙のみ立ちのぼりて、鳴り出ける事は稀に成りしかば、人の心もいつしか長閑になりもてゆき、たのもしくめでたき春をむかへて安永九のとし庚子にもなりぬ（砂島の一里廻なるには、いざら清れ出て、人も住むべき様なりければ、おほやけのはからひにて、家一つ二つ作り、人を移し玉ひぬ、よき畠地ども多かりしかば、向面あたりより移り来りて、今は数十七、八もあるべし、（本書の著作年、天保九年＝一八三八）　祝ひ嶋とか名付しよし、祝融の文字を取けるにや、又猪の子島とも唱ふとかや、亥年に生れ出し嶋なればにや、誰人の名付しやらん、二、三年過ぎて後、石嶋四つはいつとなう海に沈み入りて今は嶋数凡そ五つぞのこりける）……。」

薩隅日地理纂考に次のように記されている。

「新島、向面村の前にあり其島凡そ五つありしが次々に合併して今は一島となる。安永八年己亥十月朔日桜島火を發し地大に震ひ黒煙天を覆い忽ち暗夜の如し五日経て後煙消へ天晴なる十四日一島涌出す。（向面村の地を距ること三町南北五十七間東北五十間高さ一間三尺ばかり）其翌年七月朔日水中に没す是を一番島といふ同十五

日又一島涌出す（一番島を距ること卯の方一町十六間許向面の地を距ること四町半許にありその状嵓島なり）是二番島と云俗に猪子島と稱す巳亥十月化生の故なり同十一月六日夜又一島涌出す（二番島を距ること巳方十五町向面の地を距ること十町許にあり其状又嵓島なりし）是を三番島と云同十二月九日夜又一島湧出す（三番島を距ること午の方六町許向面の地を距ること廿三町許にあり其状又嵓島なりし）是を四番島と云三四の両島は硫黄の気あり因って硫黄島と稱す同九年庚子四月八日二島相並び又涌出す五月朔日に至て自ら合して一島となる（四番島を距ること未申の方十四町余向面の地を距ること十二町許にあり）是を五番島という今俗に安永島と称す同六月十一日又一島涌出す（五番島を距ること丑寅の方十四町余向面の地を距ること十町許にあり）是を六番島と云同九月二日又一島涌出す（六番島の辰巳にあり）是を七番島と云同十月十三日又一島涌出す（七番島の辰巳の方にあり）是を八番島と云後七八の両島合して一島となれり因て併せ称して七番島と云漁人釣を垂るるに魚を得ること多く俗に恵美須島と名づく初め火を發せしより一年の際海底鋳冶の如き音ありて海潮沸騰し砂を飛し泥を雨らし或は石を發し或は三日を経或は五日を過ぎ出没常なし巨嵓崩れて細石を変し泥沙聚りて洲嶼に化し其状定ることなし其一島涌出する時は必泥沙泔（うずま）き上りて山の如く其高さ三四丈に至り倒れて海水人家に逼る炎気稍退き五島全く其形を成す即ち其二番三番五番六番の五島を併せて新島と名づく其中五番島最大きにして其周廻二十町高さ六丈なり草木發生し水泉迸出す於是寛政十二年閏四月島民六口を此島に移す今向面の海底を測るに深きこと凡そ八十尋若くは九十尋ありかかる海底より諸島を湧出すること造化の功用眞に不思議なりといふべし。」とある。十一月十二日（太陽暦）の爆発から八番島が湧出するまで、丁度一年間を要しているがこの一年間は不穏な日々

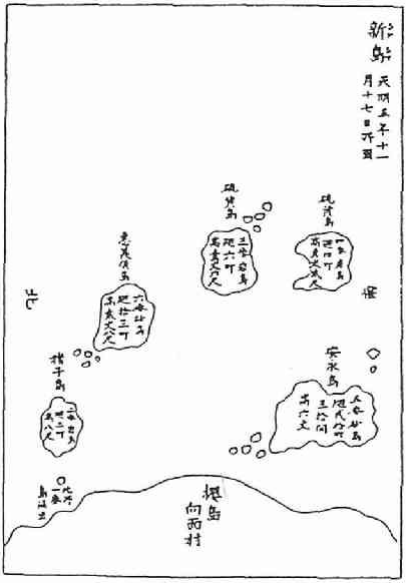

の連続であったろうと推定される。

また桜島燃記の一節には赤水のことについて次のように記されている。「赤水の上に、ひょくと云へる岡あり其麓、から堀ほり廻らしたらんやうに、くるりと皆深き谷なり、雨降りける時はかの谷より流れ出る水、赤水の前なる海に入ける故常は一通りの広き水なし河原なり、今年五月雨の頃、彼ひよく谷、堤もてふたぎたらんやうに、砂に堰かれて水多く湛えたるが、或時、いといたう降り来りて、砂の堤一度に破れ、流れて、逆巻水の勢ひ夥しく、然も河原の頭に大きなる石転び出て、動きもやらず水にさからひける程に　西と東に分れ流れて、野尻、赤水の家居も皆押流され、畑地も残らず洗い崩し、或は砂石をゆり入しかば、里人共たまりかねて、皆余処の里に移り行き、終に二村共に潰れたり（ひよく谷の内大きなる杉の数多ありて、よく栄たる処なりしが、此燃より皆枯果たり、土中の火の気蒸しあげたるにやありけんかし、野尻、赤水共に潰れ居たりしが、五十年許此頃に至りて、又人も帰り来り、家共爰彼処に見ゆ、いづこも仮の宿ならぬかは、といひしはさる事ながら、住馴れし故郷は、いかにも思ひ捨てがたきぞ、人の心なるべき」と河原の氾濫が激しかったことを物語っている。

三、安永噴火の被害

桜島噴火誌は伊地知、勝目、四位、藤崎氏等の記録を基にして左のような表を載せている。

地名	伊地知氏記録 降灰の深さ	勝目氏記録 降灰の深さ	四位氏記録 降灰の深さ
都城			三分積む
鷺巣			右　同
安久			降灰あり
田邊			降灰あり
河東			稀にふる
末吉			五寸許
敷根			降灰
境			四尺乃至五尺
牛根			八尺
市成		一尺余	一尺一寸又拳太の軽石降りて傘を破れり
百引		浅―	降灰の為野菜皆枯死
垂水	平地に二寸	桜島に近き程深し	降灰の為野菜皆枯死云々
新城			右同
花岡			右同
恒吉		灰ふりうづむ	右同
高隈		すべて降灰	右同
鹿屋		少々降灰	
志布志		降灰の爲草木枯る	
国分			
中ノ俣	三寸若くは四寸		
海潟	五六寸又は一尺		
小浜	自三四尺　至五、六尺		
飫肥			四寸許
細島			降灰
長崎	灰降れり		

人畜の被害

地名	伊地知氏記録 死人数	藤崎氏記録 死人数	四位氏記録 死人数
古里村	男女　七人	六人	黒神、瀬戸、脇村古里村合せて死人一二七人云々
有村	六〇人	五七人	
脇村	三三人	三四人	
瀬戸	五二人	四六人	
黒神村		五人	
計	一五〇人	一四八人	一二七人

牛馬死　二千餘頭　（泰平年表）

牛馬死　二千八百餘頭　（見聞雑録）

安永噴火後の損害額

安永噴火後、島津重豪より幕府に届出た損害額は「桜島大正噴火誌」によると次のように記載されている。

第一回の分（大噴火後一日位の調）

高二万三千五百六十二石餘

中一万五百二十石餘　永損

一万三千四十一石餘　當損

一、潰家　五百軒　一、堂舎十一宇　一、寺二軒

一、米雑穀七万石餘　一、小船　十二艘

一、死者百五十三人（中男七九人、女七四人）

一、死馬二百八十五疋

第二回の分（前回届漏れ及び新規損害安永九年五月初までの調）

高一万五千六百五十石七斗六升餘　當損

一、枯密柑木　二万千五百本

一、枯櫨木　十二万九千五百本

一、死牛　百三十五疋　一、死馬　千五百七十五疋

一、海底五十尋より七十三尋程有之候海中（左の通島燃出候）

一、島壹流五十七間　横五十間高九尺

一、同壹流九十五間　横五十八間高五尺四寸

一、同壹流二百二十間　横八十四間高六丈

一、同壹流五十二間　横四十間高一丈八尺餘

一、同壹流百七十間　横六十間高一丈八尺餘

一、同壹流百四十間　横百十間高六丈但此島當分燃最中に御座候

第三回の分（前回後同年八月中までの損害調）

一、高六百七十五石餘　永損

一、同一万七千六百四十七石餘　當損

一、米三千三百六石餘　救米

一、汐揚屋敷　四百十七所

一、汐揚屋　七百九十八軒

一、潰家　中百六十八軒潰家

一、潰家　六百三十軒半潰家
一、土手道　一万千三百八十間餘
一、石垣　千二百三十七間餘

第四回の分（天明元年三月十八日及び四月八日即ち噴火後一年半の噴火損害）

一、死人八人　一、行衛不明七人　一、怪我人一人
一、船大小六艘
一、高五百三石餘　當損
一、米雑穀　一万千九百八十餘石
一、汐揚屋敷　二百七十三所
一、汐揚屋　六百七十二軒
一、潰家　二十三軒
一、土手道　七千三百四十九間
一、石垣　千百九十間
一、川筋　千六百二十五間
一、橋　六ヵ所

右の届出書と前表との間に、例えば死人の七人と一五〇人のように、相当の開きがある。いずれが正確であるか知る由もないが、これらによって安永の噴火の激しかったことがうかがわれる。

第二節　大正三年の大噴火

一、噴火前の桜島

大正三年一月十二日の噴火は、島の東方鍋山付近と西方引之平付近がほぼ同時に爆発し、多量の溶岩を流出して東の方では、瀬戸、脇、有村を埋めつくし、瀬戸海峡を閉塞して大隅半島と連なったこと。一方西の方では桜島で最も大きな集落であった横山、赤水を埋め尽したことで知られるものである。この噴火は、文明、安永の噴火と共に桜島噴火のうち三大噴火の一つである。

大正噴火前の土地、人口、職業、学校等は次の表に示すとおりであった。（桜島大正噴火誌）

土地

全島の土地面積は三千八百五町八反八畝十三歩（約三七七四四二八七平方㍍）であり、その内訳は次のとおりであった。（桜島大正噴火誌）

東桜島　官地　一六六町二反八畝
（一六四九〇五七平方㍍）
民地　一六三九町二畝二七歩
（一六二五四八二四平方㍍）

西桜島　官地　二四九町八畝一歩
（二四七〇二一七平方メートル）
民地　一七五三町四反九畝十五歩
（一七三九〇〇二四平方メートル）

人口

戸口数（現住戸数　本籍数は六八一多い）

村名	戸数	男	女	計
東桜島	一、一一四	四、一三六	四、一九五	八、三三一
西桜島	二、〇〇二	六、四五八	六、五七九	一三、〇三七
計	三、一一六	一〇、五九四	一〇、七七四	二一、三六八

職業

農業が最も多く、漁業がこれに次ぎ、商工業を生業とするものは非常に少なかった。しかし農業と商業または漁業等を兼ねているものがあった。明治四十四年末調査の職業別は次のとおりである。

村名	現在戸数	農業専業	農業にて兼業	漁業	商業	工業
西桜島	二、〇〇二	一、〇五二	八八六	六七	九	八
東桜島	一、一一四	八三〇	二六一	一八	三	
計	三、一一六	一、八六二	一、一四七	八五	一四	八

教育機関

教育機関としては、西桜島村には字横山に桜洲尋常高等小学校、字西道に桜峰尋常高等小学校、新島に桜洲尋常小学校の分校があった。また東桜島村には野尻に中央尋常小学校、湯之に芝立尋常小学校、古里に改進尋常小学校、有村に川原尋常高等小学校、瀬戸に瀬戸尋常小学校、黒神に宮原尋常小学校、高免に宮原尋常小学校の分校があった。大正二年度末の各学校の学級数、就学児童数は次頁の表のとおりである。

噴火の状況

大正三年の噴火は今を去る六十有余年以前のことであり、体験者も現存する。また記録も数多い中で、昭和五年一月から約一年間に編集された「桜島大正噴火誌」は本文四六四頁に及ぶ膨大なもので、実に細かく記載されている。本誌においてはこの「桜島大正噴火誌」の記載を基にして記述する。また他よりの引用には注を付す。

二、噴火の前兆

噴火の前兆現象としては地震が頻発し、井戸水がことごとく沸騰し、所々に水が湧き出るといわれているが、

学校名	学級数	性	在籍児童数	校長名
桜洲尋常高等小学校	一七	男	五〇二	鶴留盛衛
		女	三〇四	
	三	男	一三三	
		女	三一一	八七六
				一六四
桜洲尋常小学校新島分校	一	男	二一一	池田三平
		女	一四	三五
桜峰尋常高等小学校	一三	男	四一七	萩原才之助
		女	三〇〇	七一七
	二	男	七四	九七
		女	二三	
西桜島村計	三六	男	一、一四七	
		女	七四二	一、八八九
中央尋常小学校	三	男	八三	国生岩右衛門
		女	六八	一五一
芝立尋常小学校	四	男	一一三	岩重清治
		女	九二	二〇八
改進尋常小学校	二	男	五九	池田三平
		女	六〇	一一九
川原尋常高等小学校	四	男	一〇〇	石川巖
		女	〇八	二〇八
	二	男	六	
		女	五七	七二
瀬戸尋常小学校	六	男	一五七	濱田敬輔
		女	一六六	三一三
宮原尋常小学校	四	男	一一八	山口佐兵衛
		女	九六	二一四
宮原尋常小学校高免分校	二	男	二六	松澤善次
		女	一八	四四
東桜島村計	二六	男	七三三	
		女	五九六	一、三二九

大正噴火においてもこれらの前兆が見られた。大正二年度中に三回強度の地震があり、大正三年一月十日から鹿児島市付近に頻繁に地震があった。

鹿児島測候所の観測結果によると、一月十一日午前三時四十一分に無感覚の微震があったのを最初として、同日中に二百三十八回の強弱地震があった。九時五十七分四十五秒の強震では初期微動約三秒時の後、主要動に移り、その震動の状態は、初動及び最大動の方向は南南東—北北西を示した。この強震以後地震が頻発し、同日正午からは毎時十回以上、夜に入っては毎時二十回を超えた。このように地震が頻発するようになると、感震器の計端は常に微動を伝えて安定しなかった。翌十二日午前一時から二時までの一時間は地震は半減して十回以下となったが、午前三時からはまた増加して毎時二十回以上となって有感の地震が増えた。以上は測候所の記録に基づく地震現象であるが、この外各地から寄せられた前兆報告は次のようなものであった。

(一) 西桜島村の前兆報告

地震

一月九日午後四時ごろから時々微震を感じたが、十一日午前三時から強度となり、午後二時からは一層激震と

なり、回数も頻繁となり、一時間に七、八十回にもなった。このような状態が十二日の爆発まで続いた。

水

数ヵ月前から村内の井戸水が減量したが、一月十二日早朝になって水量が増加し、平常の数倍に達した。また西道湯崎の泉水も非常に増量して、付近一帯の浜の所々に泉水が湧き出した。

崩岩

十一日、横山、赤水の東方に当たる山上の岩が絶えず崩れ落ち、その音響がすごかった。

噴煙

十一日午後三時ごろ、小池の三本株の東方、湯の権現の辺に一条の白煙が立ちのぼり、しばらくして消えた。また十二日午前九時ごろ南岳旧噴火口から白煙が立ち昇るのが見受けられた。

㈡　東桜島村の前兆報告

地震

一月十日午前七時ごろから微震があり、同十一日午前三時ごろから強震と共に地鳴りを感じた。午後五時ごろになって一時間に五、六十回の強震となり、十二日午前三時ごろからは強震は間断なく、同五時ごろから上下動の大強震が頻発し、老幼、婦女子は悲鳴をあげながら海岸に集合し避難しようとした。

温泉の沸騰と出水

十二日午前七時ごろには有村温泉は沸騰し、渚からは出水が甚しかった。

地鳴りと崩壊

強震と共に桜岳が崩壊する音とごうごうと鳴る地鳴りとが一緒になって、百雷が轟くようであった。

噴煙

十二日午前七時ごろ、白煙が南岳の絶頂の旧噴火口から噴出した。

㈢　川原尋常高等小学校石川巌校長談

大雪

一月八日、鹿児島市は勿論桜島も近年稀な大雪で実に静かな雪景色でしたが、九日はまたとない静かな日和で快晴でした。これが大噴火に移る予告ではなかったかと思われます。

地震

地震は九日の夜から何回も感じたが、それが中々強いもので、十一日の日曜には早朝から、私宅に生徒が暇貰いに続々やって来ました。「何のためか」と聞くと「地

震が恐ろしいのと島が燃え出る心配があるから牛根へ避難する」のだと申しました。島民はたしかに十日の夕方から爆発を気づかって心配したことは明らかです。しかし私は何ら不安の念は抱きませんでしたが、十一日になって頻々と襲来する大地震には早朝から頗(すこぶ)る神経過敏となりました。しかしもう止むだろう、そんなに長くは続くまいと思っていましたが、夜に入って、だんだん強く、しかもその震度数が多いばかりか、震動の時間もまた長くなって来ました。この夜眠りについても激震のためややもすれば目を覚まされてとうてい安眠は出来ませんでした。

地鳴崩壊

前申したように地震で安眠が出来ないばかりか、鍋で湯を沸かすようないやな音と、有村から西と東の方面に交互にごうごうと汽車がレールの上をきしるような物すごい音がして殆んど不安の念に打たれ夜の明けるのが待ち遠しかったのです。その鍋に水を沸かすような音は地震のため島岳が崩れて落下する音で、ごうごうと東西に遠雷のように聞こえたのは、西のは赤水権現の噴火口、東のは鍋山権現の噴火口で、東西一直線上に噴火口が開こうという予備行動であったのでしょう。十二日午前七時ごろ頻々と起こる地震の中に朝飯をすませて定刻に出校すると、教員も小使も出ず、山下善之助という生徒が一人出ていただけでした。もうその時の山崩れのすさまじい有様は何にたとえようもありません。ただグワラグワラグワラゴウという有様でした。

温泉と水の異状

十二日朝八時ごろと思います、有村海岸一帯は地裂がして熱湯や水が盛んに湧くというものですから、行ってみると、実際浴槽の中にも泥が盛んに吹いて、渚といわず石垣といわず湯や水が盛んに川をなして大きな穴があいていました。

噴　煙

十二日午前八時ごろ山上旧噴火口から硫黄の煙が灰白色になって一筋スーッと上がった。この時有村海岸に避難しようと船のある者など皆悲鳴を上げて叫喚した。暫時にしてまた島の西から一団の煙が上った云々

㈣　東桜島村助役の前兆談

以上の外、東桜島村助役の報告によっても地震、地鳴り、崩壊、噴煙等前記とほぼ同様であったが井水の異状については多少参考とすべき点があるのでこれを次に記述すると、

井水温泉

助役の長女が十二日午前七時ごろ炊事をする時、父に向かって五、六日前から涸喝して一滴もなかった井戸水が、今朝から多量の水を湧出した。とは言っても、当時満潮であったのでその影響であろう、全く心に掛けなかったが、ここにまた従来異状のなかった沿岸汐の満潮線から凡そ三間ぐらいも高い所から水が出ていたので、不思議に思いながら温水を見たところ（有村温泉は私の家の直下にあった）直径二尺五寸ぐらいの水柱を立てて湧いているのを見た。この時、私は桜島噴火の前兆であることを確信して避難の必要なことを呼びかけたので、人々は皆集まって来て、この様子を見ると、これは一大事が起こると避難の必要を叫んだ。丁度その時は八時過ぎであった。しばらくして水は石垣の下からいよいよ流出し（有村海岸の宅地は海面約二間ぐらい高く、石垣が築いてあった）、海水は一面に湯気を立てていた。温泉は二、三日前は冷却したが十二日になって再び沸騰した。

加治木中学校教諭田代善太郎氏が篠本第七高等学校講師にあてた通信によれば、加治木温泉は一月七日ごろから温度を増し、また加治木、国分付近の井戸はその水量が増加したとあり、鹿児島市内西田、新照院、武付近の井戸水は濁り、涸喝した。

また鹿児島市民の話でも前記のような地震、白煙の噴出、地鳴りが確認され、避難民の談から一月十一日ごろ、瀬戸、有村付近の海岸にはエビなどが死んでいるのが見られた。

測候所の不信

前記のような前兆現象の中で住民は一大事変の起こることを察知し、心が動揺し始めた。その中で測候所は爆発の心配はないと答えたために後世に悔いを残す事態となった。そのことを「大正三年　桜島爆発の日」（野添武志著）は次のように記している。

第三話　東桜島避難記　野添八百蔵体験談より抜粋

当時、私は元気盛りの三十二歳で、東桜島村役場の書記を勤めていた。役場では竹下助役が、鹿児島測候所に電話で桜島の状況を報告して、桜島が噴火するのではないか、村民は恐れおののいているが避難しなくてもよいのだろうかと問い合わせたところ、測候所の返事は、「震源地は鹿児島市の北方、三里（約十二キロメートル）ぐらいの所であるから、桜島にはなんら異変はない」というこ

とであった。おぼつかなく思いながらも、各部落に「桜島に危険はない。避難するに及ばない」という測候所の回答を知らせたのである。大正三年一月十二日の鹿児島新聞は震源地は市付近という見出しで次のように掲載している。「昨朝来の地震は日没頃までに百回以上にも及びたるが此の如きは当市未曽有の天変にて市民は何れも安き心地なかりしが今県下各地より本県警察部に達したる情報に依れば伊集院地方の如き軽微の震動にて南薩方面また同様微弱の震動なりしという殊に五六回の振動を感じたる迄なりといへば此の震源地は市を距る遠からざる吉野地方ならんという。」

しかしながら、その日の午後五時ごろになると、一時間に五、六十回も揺れ、岳が崩れ落ちる物凄い響きと地鳴りで、それはそれは言葉や筆では表わせない程の、恐ろしさであった。

地面を踏みつけている足が、がたがたとふるえ、体は宙に浮きあがる気持ちで極めて不安定であった。

気の早い者は測候所の回答を信用せず、牛根、垂水、鹿児島市方面へ続々と避難を始めた。それは私どもの説得で、おさえられるような勢いではなかった。

私自身も役場の書記でなければ、彼等と同様に避難をはじめていたかも知れない。

三、科学不信の碑

桜島爆発記念碑建立余話（野添八百蔵氏談　全文）

大正三年の大爆発により、凍死並びに溺死者は、沖小島と湯之の海峡において、一三人を数えた。その中には、川上村長の実弟も含まれていた。

また、瀬戸海峡においては、山下収入役と、大山書記が殉職したことは前にも述べた。その他を含めて犠牲者の数は二八人にも達したのである。彼等は測候所の判定を忠実に守り続けたために、悲惨な最期を遂げたともいえるのである。

当時ほうはいとして起こった東桜島住民の測候所に対する不信感は、到底おさえきれるものではなかった。一番苦しい立場に置かれたのは最高責任者で指揮をとった村長であったことは言うまでもない。彼は日々断腸の思いで、せめて後世の住民が、私の誤った足跡を踏まないように記念碑を立てて遺(のこ)したいと念じていた。その碑文に測候所の判定に従わないで、自分達の判断で避難するように強調し、これだけは自分の在職中に設立しようと、口癖のように話されていた。

しかしながら爆発後の疲弊した村の財政再建と、緊急を要する復興事業等、村政のために日々を追われ、なかなか建立とまではいかなかった。そしてその成果を見届けることもなく、村民に惜しまれながら急遽この世を去られたのである。

私（野添八百蔵＝あとを継いだ村長）は、その全生涯を村政と村民のために捧げ尽くして逝かれた川上村長の第一の遺志ともいうべき、爆発記念碑を設立することは地下に眠られる川上村長のみ霊に応えることであり、それは同時に村民の意志に従うものであると固く心に誓った。財政は苦しいが、どうしてもこれだけは万難を排してやり遂げなければならない。

その後の村議会の際、一議案として碑文の件を提案したのであるが、口を揃えて飛び出す言葉は、測候所に対する不信感であった。そして碑文には「測候所の判断には決して従うことなく、急いで避難せよ」という文を入れるべきだとの意見がまとまり、後は村長に一任するということで終わった。その翌日私は鹿児島新聞社（南日本新聞の前身）にそのことを依頼したところ、新聞社は快く引き受け、数日後、牧暁村という歳のころ四十歳ぐらいの記者が訪れた。私は全員の総意をくわしく話すと、記者からも更に私に向かって問いかけがあるなどして、記事をとって帰られた。数日経って持ってこられたのが次の碑文である。

桜島爆発記念碑碑文（東桜島小学校校庭）

大正三年一月十二日、桜島ノ爆発ハ、安永八年以来ノ大惨禍ニシテ、全島猛火ニ包マレ、火石落下シ、降灰天地ヲ覆ヒ、光景惨憺ヲ極メテ、八部落ヲ全滅セシメ、百四十人の死傷者ヲ出セリ。其爆発数日前ヨリ、地震頻発シ、岳上ハ多小崩壊ヲ認メラレ、海岸ニハ熱湯湧沸シ、旧噴火口ヨリハ白煙ヲ揚ル等刻々容易ナラザル現象ナリシヲ以テ、村長ハ、数回測候所ニ判定ヲ求メシモ桜島ニハ噴火ナシト答フ。故ニ村長ハ残留ノ住民ニ狼狽シテ避難スルニ及バズト諭達セシガ、間モナク大爆発シテ、測候所ヲ信頼セシ知識階級ノ人、却テ災禍ニ罹リ、村長一行ハ難ヲ避クル地ナク、各身ヲ以テ海ニ投ジ、漂流中、山下収入役、大山書記ノ如キハ、終ニ悲惨ナル殉職ノ最期ヲ遂グルニ至レリ、本島ノ爆発ハ、古来歴史ニ照シ後日復亦免レザルハ必然ノコトナルベシ。住民ハ理論ニ信頼セズ、異変ヲ認知スル時ハ、未前ニ避難ノ用意、尤モ肝要トシ、平素勤倹産ヲ治メ、何時変災ニ値モ、路途ニ迷ハザル覚悟ナカルベカラズ。茲ニ碑ヲ建テ以テ記念ト

ス。

大正十三年一月　　東桜島村

（原文）

ところが、あれ程強調した点、即ち、異変が起こったら測候所を信頼しないで急いで避難せよというくだりの文句がはいっていないので、その点を記者に問いただしてみると、測候所の体面もあることだし、このことばに替えたと、示されたのは「理論ニ信頼セズ」異変ヲ認知スル時ハ、未前ニ避難ノ用意、尤モ肝要トシ……であり、測候所ということばが「理論」ということばにぼかされていた。人に頼んだ手前、不満も言えず、そのまま現在の碑文となったのである。（中略）

その後、東大教授で地球物理学者である竹内均氏は、この碑文を見て、「これは科学に対する、市民の痛烈な挑戦状と言ってよい」と彼の著書、火山の旅で述べておられる。

挑戦状だとすれば、それを受けとめた日本の科学陣営、いや世界の科学陣営は少なくも地球物理学の分野において、私共市民を安心させるだけの解答を出してくれなければならない。しかし、現在この時点において爆発の予報もできないまま、桜島は時を定めず気ままに爆発を続けている。

それから六十六年の歳月が流れた今日（昭和五十五年十二月刊）、思うに任せないのではないかと気遣うのは私一人ではあるまい。このようなことが解明されない限り、少なくとも地球物理学の分野においては、この記念碑が後世に語り継ぎ訴えていることは、未だに死文ではないと思うのである。（後略）

測候所が、震源地が鹿児島の北方三里の所にあり、桜島の噴火とは関係がない。と答えた結果として、桜島住民の不信をかう結果となったが、そのことについて、大正三年二月十七日と十八日の鹿児島新聞に測候所長の公開状が掲載され、公開状に対する反応が掲載されている。

鹿児島測候所長の公開状

鹿角　義助

鹿児島新聞者編輯局諸賢

大正年代劈頭の天変地異として、世界の耳目を聳動（しょうどう）したる桜島噴火に至るまで、最近半歳の間、余が施行及計画せし一班を報じ、併せて自己の職責に関して所信を披瀝し得るは余の最も光栄とする所なり。

顧ふに客年五月下旬宮崎県加久藤より本県吉松地方に亘りて鳴動地震頻発するあり、続いて六月末の伊集院地方となり、十月二十八日霧島山麓に強震起こり、同三十一日鹿児島付近に強震を発し、十一月八日霧島火山の爆発して周囲十里の郡村を振感す。其の後一ケ月を経て、十二月九日に至りて復一層強大なる爆発を現し遠近二十餘里に鳴動を伝へたり。是れに於いて余は霧島火山系の活動旺盛なるを以って、漸次対応の手段を講じ、先づ現在の普通地震計の外に微動計購入の経費を豫算に計上し、次で調査資料の必要に依りて天変地異報告に関する上申を為せり。即ち十二月十五日訓令甲第四十二号「町村役場暴風雨又は洪水（被害なきものを除く）海嘯、落雷、地震、火山異変（鳴動、噴火、降灰、異状なる噴煙等）其の他気象上及び地質上の変動ありたるとき若しくは其の兆候を認めたるときは其の穏急に依り電報電話又は書面を以て鹿児島測候所へ其旨通報すべし」之なり、更に余は明治二十六年五月二十三日付を以って震災予報調査会長より地方長官への依頼なる「地震噴火及地質上に関する変動磁気学上に関する異変等貴管内に差起たる節は勿論其兆候等有之候場合には其穏急大小等御見計の上御通報相成候様致度右は事宜により当会より出張取調候義に有之候条必要の分は電報にて御通報相成度此段豫め及御依頼候也」との主旨に由りて専門学者の実地調査の必要なるを認め十二月十日「近来霧島火山の活動旺盛にして再三爆発を起こし候處同火山の調査は将来保安上必要と被認候に付震災豫防調査会より調査員派遣方同会長へ御照会相成候様致度」云々の上申を為したり、其の如くにして余は地震及火山の調査に就ては相当なる手段と適宜の方法を尽して万々遺算無からんことを期せり。あわれ大正二年も何時しか果てて、新暦茲に改まりて一月八日霧島山又爆発するあり。鹿児島地方は其当時恰も降雪甚しくして、聲響を聴かざりしも鳴動遠く九州北部に達したりと謂へば、爆発の勢力甚大なりしを想ふべし。同月十一日午前四時ごろ初めて弱震を感じ続けて同二十六分復弱震を発したり。余は直ちに暗を冒して登庁せり、木村技手は既に熱心に観測中にて、初発以来十数回の微弱震ありしを告ぐ、爾後相協力以て観測に従事せり、其発作の頻繁なるは応接に遑なき程にて到底精密なる調査を遂ぐるの時間と餘裕を有せず。只其中の主なる三個の気象に就て験測を遂げ得たるに過ぎざりき。此成績に依れば、初期微動三秒時間、主要動の初動並に主動の方向は南々東―北北西にして其振動の周期は零秒三位

の比較的に緩慢なる地震なるを知り得たり。同日午後二時余は第一回の報告を公示せり。其内震源地点に関する記事を摘録すれば「震源地点は目下調査中なるも蓋し市を去る四、五里の陸上にありて客年の伊集院地震に関連せる震源に発したるものの如しとあり」、其当時に在っては一の普通地震計の気象より他に何等の材料を有せず、只其験測の示す所に従ふて震源地点を概定せしに過ぎざりしは全文を一読して直に了解し得べきなり。抑々震源地点を確定することは地震学上の最重要なる条件にして復困難なる事柄に属し、僅少の材量と時日とを以って容易に決定すべからざるは事実之を説明せり、然るに世間往々震源地点を探究することは一の地震計を以て恰も嚢中の物を探るが如く極めて容易なることなりと思料する者あるは恐らくは事実をわきまへざるの致す所なるべし。且又此際に於いて実際不明なりし震源地点を予断せしを責むる者あるも余が最後の断定を下せしにあらざるは前文に明白なる而已ならず。此の如き場合に於いて唯一の機械的験測の表示を度外視して、妄りに憶測を挾むは慎むべきことならずや。

時は刻々進みつつ十一日の午後に移り地震は猶ほ益々増加に傾くのみにて、土地は不断の動揺を感ずるに至り形勢ただかならず、即ち警察官署に電話し地方の状況を聞くに何らの情報を得ざりき、夜に入り有感の微震は著しく増加して土地の動揺増進せるを示せり。夜半に至りて警察官憲より電話を以って地方の地震の概況を報せらる。曰く加世田微震数回、伊作同二、三度、谷山地震八回位、知覧強震二、三回、指宿微震十七八回、頴娃同七八回、加治木屢々強震す、志布志微震一回、鹿屋同三四回、串良同数回、伊集院同五、六回、市来同三、四回、枕崎、岩川、末吉、宮之城、出水は地震無し而して各地いづれも被害なしとなり。是に於いて余は鹿児島加治木一帯の地方に強震頻発し、略ぼ桜島を中心として発作する地震なることを推知するを得たり。然れども余は不幸にして猶ほ重大なる事変を必生すべき確信を発表すべく余りに小膽に過ぎたり。記憶せよ噴火は必ず地震を伴ふ。されど地震必ずしも噴火を伴はざるを。加之、山体の異変は山腹に於ける岩石の墜落に由りて起これる砂塵の昇騰…世間往々之を噴煙なりしと云う者あるも、余は断して砂塵なりしと信ず……と一回の聲響ありしと謂ふの他に何等の現象を認めず且つ外に一の情報に接せざるが故に徐ろに其の経過を待つに若かずと思考せり。十二日早暁に至るや、地震の初期微動は益々短縮して一秒内

外に出でずして震源の近傍に接迫せることを示したり、午前八時始めて山側に白煙の徂徠せるを観たり、此時余は必然大変災を惹起すべき確信を持するに至り即時警察官憲に向ひ其危急を電告したり。其後約二時間を経て午前十時、驚天動地の大活動を開始せり、嗚呼桜島の爆発噴火！

今日に至りて之を云ふは、恰も死児の齢を算ふるの愚に似たるを知る。然れども暫く各位の寛容に寄依して、余が終世の遺憾として夢寐の間にも猶ほ忘却する能はざる二三を陳べん哉。

地方の状況不明なりしこと其の一なり、聞くならく、西桜島村に於いては旧臘井水の減退著しく、用水の不便を致したりと云ひ、十一日朝より鳴動地震併発して何れも強大なりしと云ひ、岩石の落下山腹の断崖の崩壊の為めに雷鳴の如き聲響を挙げたりと云ふ等の事実は実に異状なる現象として前顕天変地異報告の訓令に該当するものにあらずや。各村は同訓令に依りて即時測候所に向け其状況を電告すべかりしなり。然るに不幸にして此訓令は一の活用をなさず、測候所当事者に於いては桜島に於ける異状現象に付て終に一小事実さえ知得するを得ざりしなり、彼の千古の英将も敵艦の航進を探知するには幾多の哨艦の無線電信に依りたりと云うにあらずや、況んや不肖の如きは豈に地方の報告を得ることなくして能く其実況を知悉し得るの理あらむ哉

震災豫防調査会委員の派遣其時機を免れたること其二なり。同会官制第一条に規定するところに據れば「震災豫防調査会は文部大臣の監督に属し震災豫防に関する事項を攻究し其施行方法を審議す」とあり又前掲の同会長の発せられたる公文を対照すれば、地震噴火等の天災豫防調査及其施行方法は正に同会の主管たるべし、是を以て客秋来頻々として発現したる地震及び火山の活動現象は勉めて同会に向かって報告を怠らざりき、猶ほ其調査の為めには専門学者の実地踏査の必要なるを認めたるが故に同会委員の派遣を請ひたるは既設の如し、其し夫れ同会に於いて急速本県の請求を容れ直ちに委員の派遣を命じ、其調査に従事せんか、或は這般の災害に先ちて有効なる能力を発揮し得べかりしならむ也、不幸にして前記の上申は終に実際上何等の効果を見ざるに至りたるは余の頗る遺憾とする所なり。

測候所の職務を誤解せる者ある其三なり、気象台測候所条例施行細則第二条に規定せる所に據れば「地方測候所は所在地の気象を観測し所属庁管内の気候を調査し地

方天気予報地方暴風警報を発する所とす」とありて其職務の範囲及職責の区分炳として日星の如し、然るに噴火の警報を前日に発し得ざりしを測候所の失態となし余が職務上の過失と見做す者尠からざるが如きは余の了解に苦しむ故なり、例えば船車の孰れも運輸交通の事に従ふの故を以て航海の難易を駅長に問ひ鉄路の安否を船長に質すは果たして事理を辨ずる者の敢えて為すべきことなりとなす乎、与論の先達者の中、天下の耳目たる諸賢の間に居て猶ほ且つ期の如き見解を持する者あるは余の甚だ遺憾とする所なり、余は再言す、現行法規の示す所に據れば気象台測候所は地震予報噴火警報に付いては何等の職務上の義務を有せずと。

余が執務上の過誤之れ其四なり、一月十一日地震頻発、桜岳の砂塵現象を認めたるに当たり、可及的神速に地震の区域を探究すべく有ゆる手段を講じ、乃至自身渡島して實況を視察することは、余に取りては最も賢き途なりしなり「然るに従来の観測を先にし而して調査を後にす」の習慣に捕らへられたるは執務の順序其当を得ざりしの非難は免るべからず、又其当時迅速に震災豫防調査会に電報して当局大家の高見を伺ふべかりしに、発電の時期後れしため当局者の活動に余時無からしめたるは自らの深く遺憾とする所なり。

之を要するに、余は斯の如くにして遂に過去半歳の間に於ける其施設は挙げて無効に了り、総ての計画は悉く水泡に帰し、何等の実益をも提供し能はざるに終わりたるは余の寔に痛恨に耐へざる所なり、終に臨み、今回の禍災につき、大森博士及び今村博士の公開書中、直接又は間接に表示されたる御同情に対して余は満腔の謝意を表し、猶ほ今村博士に対しては余が斯学の趣味浅薄なりしより、終に其指導を空ふしたる点に付ては茲に慎んで博士の寛恕を請ふ（完）

付記　昨日ジャクガー博士と語る　氏は主管の布哇火山の周囲に十二個の地動計を設置せむとする計画を聴き、企関の雄大と調査の緻密なるを羨望すると共に東洋火山観測の最も貧弱なるを思ひ感慨特に切なるものありき（大正三年二月十五日記）

前掲の公開状が二月十七日と十八日の両日に分けて掲載されると、翌十九日には次のような記事が掲載された。

測候所所長に与ふ（公開状）　辯護士　松尾栄一

鹿児島測候所長　鹿角義助君

余は昨日来鹿児島新聞紙上に於いて貴下の公開状なるものを拝見したる者の一人なり、貴下は県下の一大新聞たる此鹿児島新聞紙上に於いて其桜島爆発に至る迄最近半歳の間に貴下の施行計画せられし事跡並に貴下の職責に関する所信を披瀝せられ以て其可否の判定を一般読者に求められたり、之に対し余が今茲に一言を貴下に呈せんとするは、是正に本紙読者の一員たる余の権利にして又義務なりと信ず。

桜島爆発の当時貴下が自殺せられたりとの風評高く各地の新聞紙は又堂々として之を事実として伝えたり。当時余は此事は必ずや事実ならむと信じ、又事実ならむことを希望したるの一人なりき。何となれば是正に言責を重んずべき日本男児の執るべき当然の道なりしが故なり。

然るに其後貴下の自殺に関する風評は全然虚偽にして貴下は今尚此世に生息し居らるることを知るに当たり、余は頗る失望せざるを得ざりしと雖も尚一縷の□□□□□嘱し居たり何となれば貴下は必ずや言責を重じて辞職せらるる可と信じ居たるが為なり。

然るに今や事実は全然余の期待に反し、貴下は臆面もなく公開状なるものを以て貴下が職務上に於いて何ら過失なきことを辯せらるるに至りては、余は貴下のズーズーしさ加減に呆れざるを得ざるなり。貴下は地方測候所条例施行細目第二条を楯に取り、地震予報噴火警報に付きては何等職務上の義務なきことを辯せられたり。然らば余は敢て貴下に問はん、貴下は何が故に其の何ら職務上の義務なきことに関し妄に「震源地は桜島にあらず」「桜島は何等の危険なし」「煙に非ず雲なり」と放言せられたるや、貴下の此の言明ありしが故に桜島島民は爆発間際に至る迄避難の準備を為さず為に幾多の生命と財産とは失はれたるに非ずや、貴下は此の言責に対し、果して如何に貴下自身を處分せんとするか是余が貴下に大に問はむとする所なり。

貴下は先づ余が此問に対して明答を与えよ然らば余は貴下と大に論ずる處あらむとす（二月十八日記）

二月二十日の鹿児島新聞にはまた次のように火山観測所の設置を望んだ記事が掲載された。

火山観測所の急設を望む　　雙峰生（寄）

諒闇明け、大正三年の劈頭に於いて、天は吾人に一大鉄槌を加え、凄絶悲絶の惨状を県下に提出したるは、吾人の共に痛嘆に堪えざる所也。夫れ天災地変は人力の以

て如何ともすべからざる所、腫物の治療は名医の執刀に依り破裂前に之を除去し得るあらんも、天の為せる災は、如何なる有力者も之を防止し得べくもあらず。天の未だ陰雨せざる先つ其庸戸を綢繆せよは、古聖賢の箴言(しんげん)にして天災地変に対しては、之を未然に知り未発に覚(さと)り、以て其災禍を避くるの方法を講ぜざるべからず。今回の如き天災に当り、前日来幾多の震動を生じ、且つ島民に之を聴けば十一日の夜の如きは御岳が鳴り、枕の下が（がんがん）音して恰も瓦壺を敲くが如く終肖寝もならざりしと云ふ。されば天は正しく即ち大正に島民に向っては警告を発したるなり、然れども哀れなる哉、島民にも此警告を聞くべき耳を有せざりし也。只御門遣いとも言うべき測候所を余りに信頼せしの結果、遂に避難の機を失せしものの如し、又市民に於ても、既に十二日の大爆発を目撃し、将に来るべき強震を半豫知しながら、其強震の来るまで避難を見合し、既に激震の後に於て始めて恐怖の念を生じ、大騒擾を為し、避難に後れし避難をなし、阿鼻叫惨の修羅場を演出せしは、天は必ずその愚を憫笑せしなるべし。之れ果して何の故ぞ、当地に火山観測所の無きが為にして、吾人の大に遺憾とする所也。余は此時、此際、七高教授篠木二郎氏の言を聞き、切に当地に火山観測所の急設を絶叫して止まざる者也。然れども其観測は、独り本県の為のみならず全国火山観測研究の材料を得るにも、本県に設置するを以て最も適切とするも、巨大の経費を要するとの事なれば、一市一県の能くすべき所にあらざるべし、時恰も、帝国議会の開会中に属す、本県有志の士、振って調査講究を遂げ、一日も速かに適当なる方法を設け之れが設置を当路に訴えられんことを切に望む。尚ほ、其詳細なる意見及び外国の火山と都市との距離、及其観測所の設備経営の方法等に至りては、篠木氏に於て発表の労を惜しむ勿からんことを懇願に堪えざるなり。

因みに桜島に於ける地動観測は、鹿児島地方気象台がそれまでの地方気象台の地震計と同所からの肉眼による観測を続けていたものから、昭和二十六年十月一日から西桜島村横山の城山台地上に舎屋を建て計機による地動観測が始められた。

一方京都大学桜島地震観測所は昭和三十一年五月から西桜島村横山の第二次世界大戦末期に掘られた防空壕で地震観測を始めた。昭和三十七年十月には春日山に舎屋を建設し、島内各地及び対岸などに地震計を設置して有

機的な観測を始めた。また昭和五十三年四月からは横山鶴先に移転し、近代機器を完備した地球物理学の研究所として研究観測が続けられている。

四、噴火の様子

大正三年一月十二日。昨日までの前兆に引き続き、十二日午前十時五分、大轟音と共に爆発し、島内は一大修羅場と化した。

初め午前八時東桜島鍋山の西の方から噴煙を発し、数分の後桜島御岳の西側に雲霧状の白煙が噴出された。横山村の上の方海抜五〇〇㍍ばかりの所からも噴煙を始め同九時十分またもや南岳の頂上から白煙が立ち昇るのが認められた。

午前十時五分西桜島村字赤水の上方海抜約三五〇㍍から四〇〇㍍の中腹にある谷間から、にわかに一団の黒煙りが上がり轟音を伴って噴火した。同十時十分にはその基底から燦然たる光を放っているのが目撃された。その後時々轟音と共に噴煙が盛んに噴出して、午前十一時にはその黒煙は高く天に沖して高さ二、〇〇〇㍍に達した。十一時十分ごろから灰が降り始め、三十分ごろになると渦巻き昇る黒煙の間から巨大な岩石が暗褐色の飛跡を曳きながら噴出、落下するのが見られた。遠くからこの様子を眺めていると、群鵜が雲間を飛んでいるようにも見え、噴出物が飛散する様は猛烈極まりない状態であった。この日は無風状態であったので噴煙は益々上昇して、七、〇〇〇㍍の高さにまで達し、黒煙の中には無数の雷光が閃きわたり凄絶を極めた。午後二時三十分ごろには噴煙と蒸気が全島を包み、また、陽光をも煙にかくされて見えるものは煙塵のみとなった。三時三十分になって、数百の砲弾が一時に空中で破裂したかのような爆音が起こり、激しい空震に戸障子、ガラス窓等は大きく震るいまたは壊われ、人々は恐怖の極に陥った。六時三十分既に周囲が暗くなる頃　激震と同時に火影は拡大し、爆発音はいよいよ強くなっていった。大正噴火誌は「斯くて麑城山水の生命と仰ぎし秀麗の桜峯も一朝にして万人暗魔の悪島と呪咀声裡に惨憺悲痛の印象を深くして忘れ難き爆発初日の一月十二日は過ぎたり。」と記している。

東桜島鍋山方面では十二日午前八時三十分ごろ、南岳の頂上にある旧噴火口付近から一本の白煙が立ち昇ると同時に有村付近の海岸一帯には湯が沸き出し、また有村温泉の浴槽には臭気のある泥水を噴出した。やがてまた

南岳頂上から白煙が立ち昇ると見るやすぐに消失して、赤水方面に噴火して約十分後の午前十時十五分　俄然東桜島村字黒神の西南約半里（二キロメートル）鍋山の南肩約四〇〇メートルの所から噴火した。噴煙は赤水方面のそれよりも強大であり、遠雷の轟くような豪音と共に爆発が続いた。天空高く吹き上げられた溶岩砂礫は火煙を曳きながら縦横に飛散落下し、または海上に墜落し、水煙を高く上げるなど正に地獄の様相を呈し、鍋山の西南噴火口を中心とした東桜島方面の噴火は西桜島方面のそれに比べ一段と猛烈であった。午前十一時ごろからは黒神方面に火災が起こり、火災による煙が部落を覆った。正午ごろには字瀬戸部落も焼滅し、午後一時から二時の間に有村温泉場も総て火災に包まれた。部落に於ては全て茅葺屋根であったので、赤熱の溶岩が落下すると当然発火したものと考えるが、有村方面は大抵瓦屋根であったけれども、当時貯蔵していた甘庶殻などに火がつき、延焼して瓦屋根といえども忽ち灰燼と化した。また脇部落もあい前後して烏有に帰した。大正噴火誌はいう「午後三時頃より時の進むに従ひ噴火爆発の度は次第に強烈となり、温泉に有名なりし有村、風景絶佳にて俗謡に『瀬戸をちょいと出て有村見れば、有村お假屋の景色のよさ』と歌ひし有村も大正三年一月十二日を限りに溶岩下に埋没され桑田空しく荒廃に帰したりとは天の悪戯も亦甚しと云うべし」と。

東西桜島爆発噴火の猛威に鹿児島市民の多くは先を争い市外地へと避難し、殆んど人影も見られなくなった。午後六時二十九分、俄然強烈な地震が襲った。この大烈震に全戸の電燈は消え、屋根瓦は落ち或いは軒端の崩れ落ちるものなど、更に土壁の崩壊、煙突の倒壊などが起こり、噴火の轟音と相い和して、鹿児島市も惨憺たる状況であった。

また十三日午後八時十四分の大噴火によって、落下した噴石や火の粉によって北岸一帯は火災を起こし、小池、赤生原、武の三部落は殆んど全焼し、藤野、西道の一部も一斉に炎焼した。三部落の罹災家数は次のとおりである。

字名	元数	焼失戸数	字名	元数	焼失戸数
小池	二二二	二二二	赤生原	一六九	一六九
武	二七六	二四七	藤野	一五九	四六
西道	一二七	半焼一	計	六九五	
		厩六五			

噴火の経過日誌

噴火の経過を鹿児島測候所の日誌によってみる

一月十一日

午前三時十一分　無感覚の微震あり、午後地震頻発、十二日午前十時までに総計四百余回に及ぶ。その多数は微震で、弱震以上は三十三回　その震動は主に水平動で上下動は極めて軽微であった。性質は稍々急

一月十二日

午前八時、御岳の西側に雲霧状の白煙が立ち昇り、同九時十分南岳の頂上から同様の白煙が立ち昇るのを見た。午前十一時十分より降灰、午前十時五分赤水の真東、海抜三五〇〇㍍ないし四〇〇〇㍍の谷間から一団の黒煙が上がる。同十分その基底から火光が噴出するのが見られた。大音響起こる。これと同時に南岳の背面にも大黒煙が高く昇るのが認められた。

前日よりの気圧は概して高く、十一日は平均七六八・三㍉、十二日は平均七五九・一㍉を示し、天気は好晴温暖で平均気温一一度を示し、平年に比べ三度高く、風力弱し、

午前十一時、黒煙の高さは三〇〇〇㍍以上に達し、同三十分ごろより盛んに岩石を噴出、落下するのを見る。戸障子は空振のために鳴響を始めた。

午後二時三十分黒煙白煙が。次第に鳴轟が強くなり、午後三時三十分初めて爆発音が聞こえた。あたかも砲弾が破裂するかのような音であった。午後六時三十分烈震が起こり、同時に火影拡大、鳴轟は次々に強大となった。同十時より爆発音は次第に強くなった。

一月十三日

午前一時前後最も旺盛、同六時よりやや軽減したが、日中はなお間断なく鳴動を発した。午後五時風が南に転じ右側の島影が初めて現れた。

同八時十四分大噴火起こる。火の粉が山頂から山麓に連なり、盛んに溶岩を流出す。鳴動轟々爆発音を連発し、黒煙は東方にたなびき、火山雷の閃光が縦横に飛び散る。北岸に火災起こる。同三十分、爆声が止み、続いて鳴動が断続するようになって戸障子のふるえも殆んど止む、八時になって降灰止む。灰量一方尺に付三匁

一月十四日

午後一時以後、盛んに噴煙を上げていたが鳴動はやや遠い。同七時溶岩の噴気が盛んに爆発するのが見られた。この溶岩は昨夜流れ出したもので、城山の上方、約五町ばかりの距離まで押し出し、その幅は凡そ二十町、

厚さ数十尺に及んでいる。城山より沖小島付近の海上は一面に軽石が浮いて黒灰色になっていたが正午ごろまでにすべて南の方に流れ出した

午後五時ごろから溶岩の噴気がやや弱まる。同夜間は横山の真東にある火口の活動が激しかったが、それでも日中に比べ弱かった。

一月十五日

噴火の状況は大きな異状は無い。噴煙は減少の様相。大溶岩流は徐々に流下して海岸に接近している。赤水、横山方面は遂に海中に突入して烏島に向かう。午前十時四十五分愛宕山より黒煙上がる。同五時十五分鳴動一時止む。夜に入り山麓溶岩上の爆発が盛ん。同十時噴火は弱まり、鳴動も衰う。同十時三十分山麓溶岩上に於て、七個の噴火口が一列に並んで、轟々たる音響が強い。

一月十六日

噴火は昨日に比べ、やや大きい。溶岩の右側は既に烏島に接続し、左方は海岸に接近しつつある。午前八時三分鳴動強く、噴火が盛ん。同九時音響は減少、同四十分よりまた鳴動が強く噴火が盛んになった。同五十五分大鳴動、午後一時二十五分一大鳴動と共に噴煙高く上がる。同四時五十分大噴煙、同五時また大噴煙、同七時三十分から後にも数回の大鳴動

一月十七日以後も鳴動を伴った噴火を続け、風向きによって降る灰は夥しく通行人は傘をさし、眼にはセルロイド製の眼鏡をかけた。噴火の経過日誌をそのまま記述するのは複雑で、同じような記述が重複するので略述すると十八日に、桜島の島影が見られ、烏島の方へ流れ出た溶岩は同島付近一帯の海面を埋没し、盛んに白煙を上げていた。十九日には烏島は溶岩に包囲されその所在を認めることができなくなった。

一月二十一日〜一月三十一日

一月二十一日溶岩は城山を圧し、西方十余町の沖合に達したものが、次第に海中に伸び、一月二十六日「溶岩の流下猶止まず、其尖端は殆んど神瀬、桜島間の中央に達す。」とある。噴火噴煙は依然として継続しているが其の勢いは次第に弱まりつつある。「上部の大火口は全く活動を終熄せしものの如く、只山麓の小火口より噴火するは前日に異るなきも、其勢力やや衰退し、煙量亦減少す。」「最上部の大噴火口壁を観望し得るに至れり。此火口は引の平の北方に位し、口径約二町余あり、中部の火口も殆んど終息に帰し、山麓に於て、三ケ所より時々噴煙す。」とある。

二月一日以後

横山方面の小噴火は毎時二、三回ずつ繰り返すのみで、終息状態に近いが、鍋山の噴煙は依然として強く、しばしば大噴煙を吹き上げる。

鍋山から流れ出た溶岩は南東へ流れて有村、脇、瀬戸の各部落を埋め尽し、瀬戸海峡へと迫った。当時の瀬戸海峡は幅三町十八間（約三六〇㍍）平均水深五〇尋（約七五㍍）の潮流の早い海峡として知られていた。一月三十日までは少量の潮水が流通していたが、翌三十一日には遂に大隅の地に接続して、二月一日には全く閉塞され桜島は島ではなく、大隅半島に接触する一半島となった。その後も溶岩は流れ続け、大隅半島と桜島の接続線は約五〇〇㍍に及んだ。

桜島大正噴火誌における鹿児島測候所の日誌は続いて噴煙、小爆発、地震の様子を記録し、六月十八日の分までを登載している。十八日の記述は「一昨日来煙烟の観望を遮断せし雲務は今朝午前十時頃より稍消散せしも噴煙は北西風の為に高騰せず大隅中部に流布するものの如し、而して鳴動は前日より全く之を聞かず。十七日午後零時十七分三十秒に弱震一回す。」とある。

前述は鹿児島測候所の日誌によるものであるが、一月十九日の鹿児島新聞は「驚天動地の変災」という見出しで「嗟呼惨なる哉、震災の惨　十一日来昼夜間断なき大小幾百回の震動は其震源の何れにあるを詳かにせず、人々不安の念に堪えざりしが、果然十二日午後六時半ごろに至り、桜島の大鳴動大噴火大地震を勃発して桜島居民は付近市郡一帯の上下混乱動揺、恰も鼎（かなえ）の沸き、蜂の巣の破れ江河の決したるが如き形勢を呈しつつ、殆んど筆舌に絶えたる光景を示せり。其状正に天地晦冥、四顧暗澹、山裂け、地軸崩れ、海飜（ひるがえ）りて実に畏るべく悲むべく。世間傷心の事未だ期くの如きはあるなし。然れど不幸中の幸とも申すべきは此の天変地妖が余り久しきに亘らずして十八日には沈静状態に入り、此に初めて蘇生の念ひをなし、云々」とあり。また地震、爆発のすさまじさもさることながら、降灰砂礫及び浮石の量も想像を絶する程のものがあった。県から内務大臣への第十四報告（十六日午後五時半発電）によれば「桜島黒神の避難民十数名牛根村境浜沖へ浮石の為めに船舶の自由を失ひ、瀕死の情態に在る旨情報あり直に水雷艇の捜索を求め一面石油発動船竹島丸をして捜索救護に従事せしめたるに、遭難船は陸地より約半哩の地点に発見したるも噴

火口より出でたる軽石の海上に夥しく集まれる為水雷艇さへも其場所に進み得ざる状態にて到底船舶救助の見込みなきを以て、陸地より筏を以て連絡する救助法施行中」（桜島大正噴火誌）と海上におびただしく浮遊する軽石の様子を描写していると共に、堆積した灰砂礫の量を現在に残すものとして黒神中学校脇にある鳥居及び鳥居の北方約二〇〇㍍の道路脇の門柱が上部だけを残して埋没しているのが見られる。

五、避　難

安永以来の大爆発に桜島の島民はもちろん鹿児島市民及び垂水、牛根、福山、加治木、重富等の対岸の住民に至るまで、何れも恟々（きょうきょう）として怖惧戦慄し、先きを争い、あるいは老幼を扶（たす）け、病者を救い、東西南北に続々避難し、その混乱雑踏の様子は言語に絶するものがあった。

㈠　東桜島村の避難状況

既に前述したように、東西桜島においては爆発の前兆として種々の異変を来たし、一月十一日に至っては大小の地震が頻発、遠雷の轟にも似た異様な地鳴りを感じた。また時々土砂岩石が崩れ落ちるのが見られ、薄い噴煙が上がるのが見られるなどしたので、既に島民は何らかの変事が起こる前兆であろうと考えている時、この鳴動は次第に強くなり、地震の頻度はいよいよ増してきた。島民は今に一大椿事が起きるものとして動揺し始めていた。黒神、湯之部落の青年会は村役場に震源地を問い合わせた。村長は震源地及び桜島の安否を測候所に問いただした。測候所の答えは震源地は吉野方面であり桜島は異常なしとのことで、青年会に避難の必要はないことを部落民に告げるべく急いで帰らせた。しかし刻々増大していく、地鳴り、地震に安心し切れず、黒神・瀬戸・脇・湯之等の部落では部落民の総意によって避難の準備・手配り等を定め、先ず舟を持っている者の老幼婦女子を第一とし、舟を所持する者の家族及び主人がこれに次ぎ、舟を持たない者を最後と定めて順次対岸の垂水・牛根方面に避難を始めた。

有村部落では村長・学校長・駐在巡査その他村の有志等が郵便局に集合し、電話でしばしば鹿児島測候所に夜来の実況を報告し、桜島には異常はないかどうかを問い合わせた。測候所では何時も「異常なし」と断言した。村長初め村の有志者はこの言を信じ、却って島民を慰めたが、動揺した多くの島民は、これを信ずる余裕がな

く、続々避難を始め、噴火の前日には、大部分の住民は島を離れたという。残った島民は薄氷を踏む思いで、不安の中に瞬もせず一夜を明かし、十二日の夜明けを待って海岸に集まって来た。

有村温泉の浴槽は臭気のある泥水を噴出し、海岸は至るところ熱湯が沸き、地震は刻々頻度を増してくるので、村長は更に測候所に電話でその判定をお願いしたが、依然「桜島には異常は無い。湯が沸くのは当然であり、煙と見えるのは雲である」と否定して来たので、あわてて避難の必要なしと通達した。しかし実状は次第に危急を告げ、大地の震動はいよいよ激しさを加え、程なく赤水方面に大爆発が起こり、一団の黒煙が上がった。このすさまじい現実を見ては測候所の判定を信ずる勇気もなく、村長の通達に従ってもおれず、全島が忽ち阿鼻叫喚の巷と化し、狼狽(ろうばい)して逃げ迷うなど混乱の極に達した。この時また群衆のま上、鍋山の西方が爆発し、砂礫灰が雨のように降って来たので島民の驚きと周章はその極に達し、海岸に持ち出した家財道具まで棄てて舟を争う等、その惨憺たる混乱の状況は殆んど修羅の巷と化した。垂水青年会では直ちに立ち上がって舟を用意し、多くの島民を救助した。

㈡　西桜島村の避難の状況

西桜島方面でも東桜島方面と同じく、前日来頻発する地震崩壊に島民は不測の変災を懸念し、横山郵便局から電話で鹿児島測候所に判定をお願いしたが、また有村方面と同一の回答にして桜島には異変はないとのことであった。とはいいながら、脚下の動揺は次第に強くなる一方で危険は刻々迫って来るので測候所の判定を半信半疑のまま庭前に場所を設け十一日の夜を明かした。もともと西桜島の横山、小池、武の各部落には由緒ある家が多く、比較的教育を受けた者も多く、測候所の判定を信頼し、前日から避難をした者は少なかった。したがって噴火当時の混乱もまた一層甚しかった。十二日午前十時五分が然赤水のま上に爆発が起こるのを見た島民はあわてふためいて狂奔し先を争って海岸へと集まってきた。この惨憺たる山の様子を見た鹿児島の方では県市当局者を初め鹿児島郡役所に至るまで一刻も猶予すべきではないとして、公力を以って湾内に停泊中の汽船を徴発し、横山・赤水・小池その他各方面に救護船を出したが、海岸に集まった住民は救護船を待ち切れず、わずかばかりの漁船を争い海中に落ちる者、あるいは四キロメートルの海上を泳いで鹿児島市に上陸する者、あるいは溺死した者も

あった。しばらくして熱砂灰が雨のように降り始め、危険が迫って来ても県当局者は奮闘努力、救護に従事した。

また古里、湯之、持木、野尻等の残留島民は急を知って沖小島の対岸燃崎に集まった。当時海岸にはわずか三隻の荷足船があるだけであった。その一隻に百余人を乗せ、これを沖小島に上陸させ再び引き返して残りの者を運び出す予定で出発したが、三隻ともそのまま谷山方面に避難し、残った三十余人はその無情を憤慨し、無惨の最後を遂げようとする折りから救護船曽良丸が発見することになって幸に難を逃れた。この中に住み慣れた島を去るに忍びず避難しないという者が数人あったが、中でも九十三歳になる上山市左衛門老人は家人が避難を強請したにも拘わらず、自分は四肢が不自由で他人に迷惑を掛けることも多いので、むしろこのまま島と共に滅びようと言い張り、その娘もまた高齢の父を一人残すに忍びないと残っていたのを救護隊が発見してようやく避難させた。

また島の北に当たる西道、松浦、高免方面では各部落の青年会員が結束して十一日以来重富、加治木、福山方面へ避難させたので大きな混乱は免れた。

㈢　東桜島村長等の避難状況

東桜島村長等の避難状況は特筆に価する。川上村長は石川校長、木佐貫郵便局長、小松駐在巡査と共に、電話で桜島の変状を鹿児島測候所に通じ、判定を依頼したが、常に「危険なし」との回答であったので、村長は避難の必要のないことを住民に通告した。しかし、程なく大爆発が起こり、村長は、今更村民に申しわけなく思い東西に奔走して住民に避難をすすめ、また校長石川巖氏は一命を賭して御真影の安泰を図り、郵便局長は絶えず島民の危険を通話して救護班の派遣を請求、総ての局務を終了し、小松巡査は村民が一人でも居残る間は島を去らないと決心していた。川上村長、山下収入役、野添書記等は役場に始末してあった公金数千円を取り出し、それを国旗に包んで海岸に出たが、一隻の船も無く、三人共ども帆柱を浮かべて海中に投げ入れ公金は帆桁に結び付け、脇部落の海岸から垂水をさして泳ぎ出したので、後に残った石川校長と小松巡査とは声を限りにその無謀を止めようと注意して叫んだが耳にも入れず泳いでいった。程なく瀬戸の漁船が通りかかり、一行を救助したが、あわれにも山下収入役は遂に力尽きて息絶えていた。これに特筆すべきことは石川校長、小松巡査、木佐

貫局長の三氏が最後まで島に留まり残留者十六人を救護した活躍振りであり、これこそは後世の鑑とすべき事項である。

このように、空前の大変災の中にあって、県当局者はじめ一般公私に至るまで救護の方法が行き届いたため、島民の死者が僅かに三人と行方不明十八人を出したに過ぎなかったことは救護従事者の勇敢な活動に基づくものであろう。

㈣　鹿児島市の混乱

爆発の音と共に黒煙がもうもうと桜島に上ると鹿児島市は動揺した。警鐘は鳴り響き、人々は右に左に走り回り、非番巡査は召集され、湾内の汽船は徴発されて、殆んど戦場の巷と化した。しかしこれは唯島民を救済しようとする官憲の活動と空前の大噴火に対し、その偉観と避難島民の惨憺たる光景を目撃しようとの動揺であった。そのため市民は對岸の火事を見るような気持ちであるいは海岸に駈け出、あるいは城山へとかけ登りこのものすごい光景を見物する程度であった。噴煙はますます強大となり岩石が飛び交い、爆音がしばしば起こるに至って次第にあやぶみ始め、危険や災害が身近になっているのではと不安にかられているところに、「毒ガスが山から出て窒息の恐れがある」とか、あるいは「津波が押し寄せて来る」とかの流言飛語が伝わり市民の恐怖の念はだんだんとその度合を高めていった。各学校は臨時に休業し、商家は店を閉じて避難を始め、老人や子供を助けながら荷物を運び東西に移動する者が次第に多くなってきた。全市民が動揺混乱を始めたのは主として十二日午後六時二十九分の大烈震が起こってから後のことであった。この烈震が一たび起こると、電燈は消え、石塀は倒れて道路を塞ぎ、煙突の崩壊、家屋の倒壊するものなど、あちこちに死傷者が出始め、七万市民はあわてふためき伊敷あるいは伊集院、市来、串木野方面へと次々に避難し始め伊敷の国道筋には人馬があふれ、鹿児島、武両駅は空前の混雑を来たした。国鉄では早速数回の臨時列車を運転させたが、なお続々と集まってくる乗客を収容しきれず、切符を買いながら一回も二回も列車に残される者も多かった。このような混雑の中にまたもや「高潮は下町を浸し、県庁付近にまで水びたしである」との飛語が伝わったので、市民はまたも動揺し始め、泰然として居残っていた者も城山方面に避難したり、無我夢中になって伊敷方面へ逃げ出すなどその混雑ぶりは想像以上のものとなった。

桜島大正噴火誌は避難の項の終わりを次のように結んでいる。

「斯くの如くにして鹿児島市は殆んど一般市民は人影を絶ち、萬戸扉を閉じ、街頭寂として声なく唯軍隊歩哨と警察官の時々巡羅せるのみ、此寂寞を破りて照すは天心に懸れる寒月と噴煙中に放射する閃光のみなりき」と。

野添武志著「桜島爆発の日」の第四話「赤水部落避難記」（橋口新蔵体験談）を原文のまま掲載する。このことは避難の具体的状況と大正三年時の風俗習慣を知る縁（よすが）となるであろう。

大正三年、一月八日は、桜島一帯は何十年ぶりの大雪で島の岳をはじめ野も里も一面の銀世界で、赤水あたりも五寸ぐらいの積雪がありました。九日、十日と雪はすぐ溶けました。

私の家は八田網漁業（ザコ網ともいう）をしていました。十日の日は旧暦の十五日で月の間（満月の前後三～四日は休漁日になっている）だったので、数人の水夫と網を染める作業をしました。

十日の夕刻、夕飯を食べる時、小さな地震がしました。小さな地震は二～三年前から桜島は、よく起こっていましたので、さして気にも留めませんでした。そのうち、少し大きい地震が、何回もしましたが、たいして強い地震ではありませんでしたので寝てしまいました。ところが夜明け近くなると、地震のゆれと一緒に、ゴーッと言うような、グワラグワラというような、地鳴りとも地響きとも知れない音に目がさめ、妻のカメヅル（二十歳）と何の音だろうかと不安になりはじめたのです。

十一日は、一月四日の初商で買い込んでいた油カス（肥料）を受取りに、鹿児島へ船で出発する予定になっておりました。六時半ごろ起きて、自宅の前の井戸で顔を洗おうと庭へ出ると、私より早く起きていた父が「北岳がアバテンネ（沢山）崩れ方をしている」というのです。山を眺めてみると、北岳の八合目から上の崖が、地響きをあげて崩れてくるところでした。その様子は、グワラグワラ、ゴーッと砂煙りをあげて、すさまじいものでした。しばらくするとおさまり、また崩れるというように周期的な崩れ方を繰り返しているようでした。

私達も、それまでは地震は大したことはないと思っていましたが、この山が崩れることには、何かいやな予感がしました。しかし桜島が爆発するなどとは、夢にも思っていませんでしたので、「先日の大雪で地盤がゆる

んでいたので地震で山崩れがするのだろう。そのうちに地震も止むだろう」と話し合っていました。

予定どおり鹿児島から油かすを運搬するため、父と私と、姉カノ（二十三歳）の亭主、岩元弥吉兄と、父の妹の亭主の浜田畩熊兄（四十九歳）の四人で、鹿児島へ網船の親船を四丁櫓で漕いで海をわたりました。鹿児島のボサド海岸の下に舟を寄せ、二時間ぐらい鹿児島にいましたが、その間に何回も地震がでました。しかし、この地震は桜島の地震に比べると弱いものでした。

舟に油カス三十俵ぐらい積み、また桜島へむかいましたが、北岳は連続的に砂煙をあげ、ゴーッゴーッと崩れるのが海上から手にとるように、よく見えていました。その日の午後四時ごろ、赤水に着き積んできた油カスを自宅の倉庫に運び入れていると、村ではすでに避難騒ぎが始まっていました。母のケサヅルが来て、「地震がだんだん強くなり、山崩れが一層激しくなったのでみんなは島が燃え出る恐れがある、といって逃げる準備をしている」と言うのです。そこで私共もこれはいかんという訳で、避難準備をしていると、赤水の青年会から、測候所は「地震は桜島が原因ではないから急いで逃げんでもよいから安心せよ」と言っていると布令て回ってきました。私共もそれでいくらか安心しましたが、気の早い人達は、その晩のうちに鹿児島へ、どんどん逃げて行くありさまでした。

ここでその当時の赤水の部落民の人口や船の保有数について申しあげますが、赤水の戸数三百足らず、千七百人ぐらいで、船は六㌧から七㌧ぐらいの荷客船（和船）が六隻、八田網（ザコ網）が私の家のものを含めて三組ありましたから六隻一組で、この船の大きさが三㌧型三隻、一・五㌧型三隻ずつでありますから、八田網の船が合計、三㌧型九隻と一・五㌧型九隻の計十八隻になります。それに小型の一本釣り船が三十隻ぐらいおりましたが、これだけの船全部で腹一杯人を積んでも、赤水の部落の全人口の約半分ぐらいしか運ぶ能力はありませんでした。

夕方六時ごろから山崩れの音と地鳴りは一層ひどくなり、地震も上下動を交えて強くなりました。父が言うには、「こんなに強い地震では、何時、家が崩れるか心配だし、それに何時急に逃げんとならんかも知れないから、身の回りの品物や食糧と、先日染めて、まだ濡れている網も商売道具だから船に積んでおけ」と言って、積めるだけの家財道具を積むことにしました。その晩は旧

暦の十六日で、冬の夜間の汐は、たくさん干上がるので船を十分に沖に出しました。前述しましたように、私の家では祖父の代から八田網をやっていましたので、この頃も大小六隻の網船がいました。この六隻に、私共、母や子供、それに父方母方の親戚の人々を分乗させて船の上で一泊しました。私共の他にも船泊りの部落民が多かったようです。しかし父は一人留守番として家に残りました。

船の上は、山の崩れる音こそ聞こえましたが、地震もせず、ゆっくりと眠れました。また、波ひとつなく、油を流したような静かな海でしたが、地震のせいか海岸近くでは小さなさざ波が立っていました。

明くれば十二日、朝暗いうちから部落の人達は全部海岸に集まって、あちらこちらに焚火をして、いつ逃げ出そうかと協議する人や、まだ荷物を持ち出す人、親や子を探す人などでさながら戦場のようでした。

私の家は海岸のすぐ近くでしたので、まだ何か忘れ物をしたような気がしたので、急いで家に帰ってみましたが、戸や障子がガタガタゆれて下から突きあげるような地震がひっきりなしに続き、到底家の中に留まる気はしませんでした。それでも地震や山崩れの音は怖いと思いましたが、桜島が爆発するとは思っていませんでした。それは私だけでなく、殆んどの部落の人がそのように思っていたものと思います。いくらかの手荷物をかついで浜の船に急ぐ途中、喉が渇いていたので自宅前の井戸の水をツルベであげて飲みましたが、水量の増減や異臭など全然変わったことはありませんでした。

海岸に出てみると、従弟の新助（二十一歳）などが、昨日神瀬から貝を掘って来ていて、それを海岸の焚火で煮ていたので、皆でそれを食べてから父がまず神瀬に渡って様子をみてみようとのことで、私共親族の乗った六隻の船は神瀬に向かって相前後して漕ぎ出しました。

私の家の前から神瀬までは一・二キロメートルで船で二十分ぐらいかかったかと思います。大部分の人が荷物だけは船に積んだまま神瀬に降りました。

しばらくすると、北岳の古畑山の付近から、白い煙が竹ノ子のように、スーッと真直に上昇してゆきました。それが高くなるにつれて、先が大きくなりきの子型の白い雲になりました。これを神瀬で見ていた人は、スワッ、桜島の爆発と悲鳴をあげ、船に急いでかけ乗りました。その中に煙は消えて無くなり、桜島はもとの姿にかえりました。

誰かが、もうあの煙が出たから地震もおさまるだろうと言うと、皆その気になり、急いで船にかけ乗った人もまた陸に上がってきました。それでも北岳の山崩れだけは少しも衰えません。神瀬でも地震がしていましたが、あとしばらく休憩して桜島の様子を見ていようということになりました。それから、しばらく経って、丁度午前十時ごろだったと思いますが、引ノ平権現のところから、モクッと今度は真黒い煙があがったと思うと、それがどんどん大きくなり、ものすごい音がして爆発したのです。

今度は本物の噴火だと、誰の目にもはっきりとわかりました。これを見ていた人々の間からは一斉に悲鳴とも何とも知れない叫び声がドッとばかりあがりました。

私共は我れ先にと船に飛び乗り、鹿児島めがけて漕ぎ出しました。船には濡れた網を積み、その上三十人も乗り込んでいるので、外板のスリ板一杯まで吃水線がきて非常に危険な状態でした。その日の海は油を流したように静かで、風ひとつないのが何よりの神の助けでした。

私共の船は四丁櫓で、男も女も一生懸命に漕ぎましたが、船は積荷が重いので思ったように走りません。そのうちに鍋山の方面も噴火して、ますますものすごい爆発となり、噴石や雷や鳴動など口では言い表せない光景でした。そのうちに噴煙は私共の舟の上にもかぶさって来ました。あの煙に巻かれたら毒ガスがあり死ぬものと思っていましたので、女や子供は泣き叫びました。私共はこの噴煙から少しでも遠ざかるため、沖へ沖へと、男も女も老人も一丁の櫓に二人も三人もかかって漕ぎました。噴煙と稲妻と、轟々たる爆音が後から追いかけてくるようでもう足も腰もかなわぬ思いでした。

都合のよいことに、その時は引き汐で、船はこの汐に乗って少しでも早く桜島から遠ざかることになり、やがて十二時過ぎ、鹿児島市・鴨池の商船学校の下の砂浜に漕ぎつけたのです。全員ぐったりと疲れていました。しばらくすると私共と同じように船でこの浜に逃げて来た数百人の避難民と共に商船学校に収容されました。

しかし父と私は船の始末をしなければ逃げる訳にもゆきません。特に父は先日染めたばかりの網がまだ濡れたままで船に積み込んであるので、このまま長く放置すると、ボロボロに腐敗することをひどく心配していました。そこで安全な避難港をと思い、天保山の荒田川へ行ってみましたが、この川は干潮時だったので入港できず、仕方なく引き潮にのり、谷山方面に下り、夕方ごろ

谷山の永田川にたどり着きました。この川をさかのぼり、最初の石の橋の下をくぐり抜けたその時、大音響と共にこのくぐり橋の石の欄干がくずれ落ちてきました。もう少しのところで船も人も木っ端みじんになるところでした。

この時、桜島は夕闇のなかにたたずんでいましたが、袴腰の上と思われるあたりに、何千㍍にも達するような火の柱が何回もあがり、無数の稲光にまじって百雷の一時に落ちるような轟音がとどいてきました。その光景は口ではたとえようもない凄惨なものでした。私と父は海上の船のなかでしたので、欄干が落ちたのが大地震のせいだとはわかりませんでした。ただ桜島の噴火が益々激しくなり、鹿児島の地下からも噴火するのではないかとそれが不安でした。その時、谷山の村の方で、津波が来たと叫ぶ者がありました。そう言えば永田川の河口あたりも、風もないのに大きなうねりがしていました。私と父はこの津波が怖くて永田川を上流へ上流へと必死にのぼってゆきました。そして船の底が川床につかえる所まで遡行しました。

川岸の沿道には、たくさんの人が逃げてゆくのを目撃しました。私と父はここで船と陸とをとも綱でしっかりと固定しました。そこで私が父に「アタイどんも、こん人達のように山手の方へ逃げよう」と言ったところ、父はしばらく黙っていましたが「津波が来れば、船と網が心配だから船に残ろう」と、つぶやいたきり、どうしても船から離れようとしません。私は「谷山の人さえ逃げるのに」と、もう一度父をさそったところ「俺(オヤ)、船に一人残るからお前は一人で逃げろ」と言いました。

父はかねてから「船と網は漁師のめしの種子だ。これには人間の魂が乗り移っている」と言うのが持論の人でした。……（この時私は父が船と運命を共にしようとしていることを察しました。）私は自分一人だけでも逃げようなどと思ったことが恥ずかしく、この晩は父と二人で船の中へ泊まることにしました。船の中にはカマドや炊事用具もあり、帆布を屋根にして寝ることもできました。

桜島は一晩中ドロドロと鳴りひびき、稲妻をはしらして、とても寝ることはできませんでした。テント代わりの帆布は一晩中ブルブルと震えておりました。もうこれから先は何処へ逃げようにも船の底が川底についているので、一尺たりとも逃げられないと思うと、妙なもので、肝がすわったのでしょうか、そんなに怖くありませ

んでした。

明くれば十三日、冷たい朝でした。灰が少し降り、霜が一面におりていました。桜島は相変わらず活発に噴火を続け、その勢いは少しも衰えていません。付近には人間はおろか猫の子一匹の姿も見つけることはできませんでした。私と父は船のカマドでめしを炊いて食べたあと、船底に積んでいた濡れ網を少しずつ川岸に陸揚げし、天日で作業する作業にかかりました。いつもは広い砂浜でしかも数十人でやる仕事を狭い河畔でたったの二人でやるのですからなかなかはかどりませんでした。

噴火の方は十三日、十四日と猛烈を極めていましたが、そのうちでも十三日の晩の噴火の火柱は物凄いものでした。降灰は谷山方面には、そんなに多くありませんでしたが、噴火の鳴動と雷の音が恐ろしく、この音響がこびりついていたのでとにかくこの音の聞こえないところまで逃げたいものだと思いました。

噴火後三日ぐらい経った頃、私の母と姉の亭主である岩元弥吉兄が私共の船を捜しあてて来ました。母が涙声で父にいうには「溶岩が流れて来て、赤水も横山も溶岩の下にうっかぶせられたち言もんど、もうあたいどもは何処へ行こうにも家も畑もなくないもしたど、こいからいけんしっせえこん子どんの衆を食わせっ行っがなっどかい……」と母の涙声はいつしか慟哭に変わっていました。

私はあまりにも突然のことだったので、義兄の弥吉兄の顔をみたところ彼の沈痛な表情からすべてが現実のものとわかりました。溶岩は既に赤水、横山の大部分を埋め尽くし、烏島に迫ろうとしていること、又付近の海面は水蒸気の水柱で汽船の近寄れないということなどもわかりました。

しばらくして憮然としていた父が泣いている母の肩に手を置き、静かにこんなことを言いました。「元気で働きさえすればお天道様は食わぬようにはしてくださらん。身内の者に死傷者がなかったことが何よりの幸福だ。それに船も網も水夫（カコ）も全て無傷で残っている。噴火さえおさまれば明日からでも出漁できる。魚さえ獲ったら家も畑も又買うことができる。これから先橋口網の身内を維持する為に一番大事なことは身内衆の和だ。これから先はお前達女衆も担い売（イネウ）りでもするぐらいの気持ちが無いといかん……」と……　先の先を読んでいる父の話に安心したのか、それとも泣くだけ泣いてさっぱりしたのか母も笑顔になって四人でお茶を飲みながらお互い

の無事を喜びあいました。

そのうち、母や弥吉兄の話によると……「橋口一族の者は十二日の昼過ぎ商船学校に収容されていたが、十二日の夕方に大地震がしてからは、津波がくるということで母と弥吉兄の妻のカノ、私の妻のカメヅル、次女のタネ、次男隆之助、三女ユリなどと、谷山の中山から五ケ別府を経て更に伊集院へと一晩中逃げて行った。途中地割れがして、寒さと飢えでひどい目に合った。又当時、横山に六組、赤水に三組あった八田網の網元のうち、網を積んで避難したものは私共橋口網だけで、他の八組の網はすべて溶岩の下に埋没された」など話しました。私共は父の機転で網を持ち出して避難したお陰で、この網がその後の橋口一族の文字どおり〈めしの種〉になったのでした。

最初に出漁したのは噴火後十日ぐらい経った旧正月前からで、鹿児島を基地として出漁しました。大漁につぐ大漁であったことに加えて、前述しましたとおり、桜島の瀬戸、赤水、横山あたりの網が全滅したことや、湾奥の海域が軽石で閉塞されて、湾奥の業者が出漁できなかったことや、そのうえ私共の網の女衆が担い売りをしましたので思いのほか高い利益をあげることができました。

この好漁はその後も続きましたので、資金の方も都合がつき、現在の赤水の野尻寄りにあった広い原野を買収して集団移転することにしました。

二月中旬の月の間（休漁期）に湯之から麦わら葺きの古屋を二軒買ってきて、この地に建て、とりあえず一族の仮の宿にしました。ここから出漁し、休漁日には噴火で枯死した松ノ木などを伐採、これを薪として鹿児島に船で積んで行って売ったり、石ころの原野を開墾して畑にしたりして、現在の赤水の地の村はずれに、橋口一族の集落ができ上がった訳です。それまでには、移住者一人一人の血のにじむような努力のほかに、私の父の「和の雰囲気」をもとにした強力な指導力があったからだと言うことは衆人の認めるところだと思っています。

次に私が、かつての赤水部落が溶岩に埋没する以前に強い熱風によって一瞬に燃え尽きたのではないかと思ったことについて当時見聞したことを申し述べます。

大正三年一月十八日ごろだったと思います。鹿児島の名山堀にいた私共のところに母の親戚の切原兵袈裟さんと岩元弥吉兄の二人が来てこんな話をしました。「赤水も横山も殆んど溶岩の下に埋没し、赤水の村はずれにあ

る私の家の付近の家屋も残らず全焼しているが、宅地はまだ溶岩に埋没されずに残っている。昨日赤水の人達が島に上陸して確認しているので間違いはない。又上陸しても噴火の危険はなかった」など……。そこで兵袈裟さんが更に私の父に向かって、「新助どん、お願いがある。実はあの金庫の中味は燃えていない筈だが、何とかならんもんじゃろかい」と切り出しました。

ここで、この金庫の件について少し説明しますと、

日露戦争前から切原兵袈裟氏は鹿児島に出て事業をしておられましたが、その頃仕事の方が思わしくなく、銀行の差し押さえを免れるため、私の家の倉庫の奥に大きな金庫を預けておられたわけでした。

この兵袈裟氏の要請に父も初めはしぶっていましたが結局船を出してみることにしました。同行したのは父と私と義兄の弥吉兄、従弟の原田新吉君、母の妹の亭主で浜田袈裟熊兄の五人でした。名山堀から四丁櫓で漕ぎ出しましたが、しばらく進むうち横山と赤水を埋没した溶岩は更に海中に流入して烏島も飲み込んだものか、この付近一帯は水蒸気が一杯立ちこめているのが望見されました。

神瀬が近づき横山の沖と思われるあたりから、軽石に混って、焼けた家の材木（焼けすぼくり）が無数に浮いていて、船はこの焼けすぼくりを竿や手で除去しながら進行してゆきました。焼けすぼくりは全面に亘って黒く炭化したものもありましたが、大抵のものは半分ぐらい燃えて残りは少し焦げた程度のものが多かったようです。

烏島の沖に来てみますと、溶岩は烏島を取り囲むようにして大きな岡をつくり、大量の水蒸気をあげておりました。この付近には先の焼けすぼくりが特にたくさん浮いていて、船はこれを除去しなければ進行できず苦労しました。烏島の付近の沖には、その当時横山の墓地に生えていた見憶えのある松の大木（周囲六～七尺）が数本、枝もついたまま根こそぎの形で海に浮いていました。私共は、このような松の大木が何百㍍もの沖合までどのようにして運ばれてきたものかと話しながら、この傍を漕ぎ抜けました。間もなく赤水の私の家の下の砂浜に接岸しましたがこの砂浜一帯も、家の焼けすぼくりが一杯寄せていました。

その頃の私の家の位置は引ノ平権現の噴火口まで東北東へ約二・八㌔㍍、袴腰の西側の最も海岸よりの噴火口まで北東へ約二㌔㍍、赤水の五社河原まで北へ約〇・七

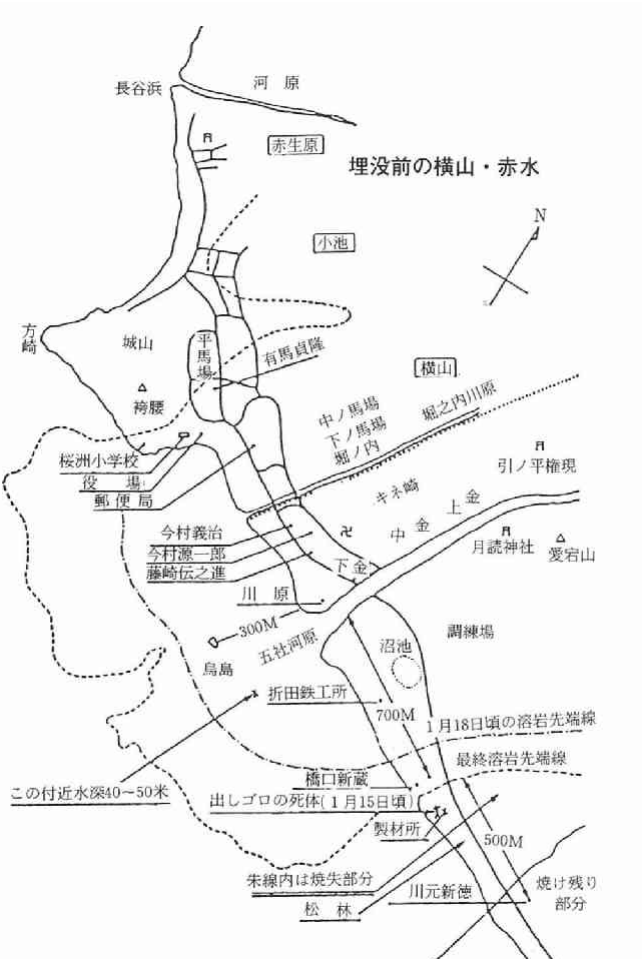

キロメートル現在の国道二二四号の赤水バイパス入り口から袴腰寄りに約百メートルの溶岩下に位置します。

一、私の家の跡地にきてみますと、溶岩は宅地の袴腰寄り約百メートルまで、小高い岡となって押し出してきていました。

二、私の家は、母屋も物置も全部焼失しているうえにたが、金属の部分が赤黒く焼けて、再使用ができるような状態とは思われませんでした。中味については鍵がなかったので開くことができず、そのまま船で運ぶことにしました。

井戸のツルベの滑車とこれを支える二本の掘立て柱（杉丸太材）、並びにツルベのロープについては少し焦家のあった跡地には灰もなく、瓦一枚すら残っておりませんでした。

三、家の跡地に残っていたものは、母屋の北西側に築いてあった石塀と、基礎石（柱石）、それに例の金庫と井戸のツルベ一式だけでした。

ここでこれらの焼きの状態等について申しあげますが、石塀と柱石は破損や変形もなくそのままの形で残っておりました。例の金庫は従来置いてあった位置で倒壊した形で発見されまし

げた状態で、そのまま原型を保っていました。私がツルベで井戸水を汲もうとツルベのロープを曳いてみましたがツルベが井戸の底で何かに押さえつけられた感じで、どうしても持ちあげられませんでした。

母屋と物置のあった跡はきれいに掃除したように何一つ残っているものはありませんでした。父や袈裟熊兄が家の焼け跡には瓦や灰、釘など残るものだが、瓦一枚すら残っていないとは不思議なことだ。これはアバテンネ火風（強力な熱風）が吹いて、何もかも海へ吹き込んだに違いないと話していました。

私共は、折角来たのだから何か目ぼしいものがあったら船に積んで帰ろうと思って付近を徘徊してみました。

一、周囲の畑や原野の夏草は勿論ですが、冬草も完全に焼失し、灰も残っておりませんでした。

二、私の家から南東の野尻寄り、五百㍍ぐらい離れたところに川元親徳さんの麦わら葺きの住宅があったのですが、私の家とこの新徳さん宅との間には樹齢十年から二十年ぐらいの松林がありましたが、火災は新徳さんの麦わら葺きの家の北西側五〇㍍ぐらいの線で鎮火しており、新徳さんの家は焼失を免れていました。

三、焼失した松林の焼きの状態ですが、殆んど松の木が海岸側に十度から三十度ぐらい傾いて焼失しており、そのうちには完全に倒壊している松の木もありました。松林の下草は先程の畑や原野のススキやカヤのように灰も残らないぐらい焼失していました。

四、松の木の葉は梢の先端にいたるまで完全に消失し、幹と枝だけ焼け残っておりました。地上六㍍から七㍍の高さに至る松の葉が完全に焼失している割りには、主幹の焼け方は外皮が少し焦げている程度であって、地表面からだけの火熱にしては両者の焼きの程度の釣り合いがとれないと父が不思議がっていました。

五、私の家の付近や川元新徳さんの家の付近には噴石や軽石が落下したような形跡は何一つ発見されませんでしたので、赤水の私の家付近は噴石による火災とは考えられません。

以上のことから考えられることは……大正三年一月十二日の午後六時三十分の大地震から翌日十三日朝までの間に強い火柱が噴き上がるのを私共が何回も何回も望見していますので、その頃強い「火風」が赤水、横山方面を襲ったものと考えられます。私共五人は金庫を四人が

かりで二本の担い棒でかつぎ、船に積み込んでから、また付近を見て歩きました。

山はたえずドロドロと鳴り、噴煙や噴石をとばしていましたが、風が西風で、また引ノ平の噴火の勢力が最盛期の半分ぐらいだったので心配はありませんでした。しかし鍋山の噴火は引ノ平の噴火に比べてまだ激しい鳴動と共に強い勢いで活動していました。赤水方面に溶岩が流出してきている状況を観察するため、私共は溶岩の三十㍍ぐらいのところまで接近してみました。この付近では顔が熱く感じ、また地熱も強く、私はこの時わら草履をはいていましたが、足も熱く感じました。溶岩は流れているのか、止まっているのか見た目には少しもわかりませんが、時々崖が崩れるように、グワラグワラと部分的に先端が崩れて、少しずつ進んでくる感じでした。溶岩の隆起のところどころに赤い火の塊が見えている程度でしたので、この状態なら私の宅地は埋没を免れるのではないかとその時は思われた程でした。

海上の方では猛烈に水蒸気があがっていましたので溶岩は目に見えないくらいの速さながらも、少しずつ流出している感じを受けました。そのうちに、父が「潮の流れが引き潮に変わったから早く引きあげよう」と言うので、急いで出港しました。引き潮になると湾奥の軽石が流出して来て船が軽石で身動きできなくなることがあるとのことでした。途中の海上は軽石が相当浮上していましたが、船の航行に支障はありませんでした。しかし、例の焼けすぼくりの材木は、先程の往路と同じように航行の障害となりました。その日の夕方ごろ、鹿児島の名山堀に漕ぎつけ、例の金庫は袈裟熊兄を通じて兵袈裟さんに届けさせましたが、金庫の中味のことは聞いておりません。

この他に噴火後しばらくしてから聞いた話ですが、噴火当時赤水に住んで出シゴロ稼業していた人に、海江田六郎（六十歳ぐらい）さんと、六十歳ぐらいの人で名前は忘れました（通称ダシゴロどん）の二人が噴火の朝逃げ遅れて島外へ避難できず、海江田さんは野尻にたどりついてそこの民家で噴火がおさまるまで滞在されたそうです。

この人の話によると野尻では灰は沢山降ったが、火風や噴石落下、ガス発生などの被害は何一つなかったとのことでした。今一人のダシゴロどんは一月十五日ごろ最初に赤水に渡って来た人達が私の家の百㍍ぐらい東にあった製材所の横の空地で焼死体で発見したそうです。

あと一人赤水の人で逃げ遅れて行方不明になっている

人があります。この人は田原という人で二十八歳ぐらいの人でしたが、彼は他家から田原家に養子に来た人で、十二日の朝噴火寸前に村の衆と一緒に避難船に乗り込んだのですが、急に「牛と馬の鼻綱を切って牛馬を放ってくる。」と言って自宅へ帰ったところ、その避難船は彼の帰りを待ち切れず出港してしまったとのことで、それ以後この田原さんを見かけた人が無いことから、田原さんも先の「ダシゴロどん」と同じ時刻ごろ強い火風で焼死したのではないかということです。田原さんの家は赤水の横山寄りに位置していましたから、彼の死体はその後流出した溶岩の下で焼失したものと思われます。

六、避難地と罹災民

噴火による桜島の罹災民と噴火並びに地震のためにあわてふためいた鹿児島市民は県内各地に避難地を求めた。それは主として津波の襲来と毒ガスが流れ出るというデマに動かされたものであったが、日が経つにつれてそれらがデマであることがわかるにつれて、市民の多くは十五、六日ごろから次第に鹿児島市へ帰って来た。しかし十七日の鹿児島市の降灰はひどく、再び市民を避難のやむなきに至らしめ、一旦帰って来た者も前の避難地

鹿児島市		二、四四二				
鹿児島郡	西武田村	三一〇	伊敷村	三、二七〇	吉田村	一六三
	中郡宇村	一一八	吉野村	二〇七	谷山村	一、二一〇
	計					五、二七八
日置郡	伊作村	一八三	郡山村	一九三	下伊集院村	三四四
	串木野村	九七	日置村	八五	上伊集院村	三八〇
	東市来村	一三九	吉利村	五		
	西市来村		中伊集院村	二一九	計	一、六五五
姶良郡	加治木町	七三八	帖佐村	三三六	福山村	七六
	重富村	四三五	横川村	二七	国分村	二七
	蒲生村	四七二	栗野村	一〇八	西国分村	三一七
	山田村	一八四	吉松村	六四		
	溝辺村	六一	西襲山村	六九	計	二、九二四
肝属郡	花岡村	三五〇	姶良村	一〇七	垂水村	六七六
	新城村	六五	大姶良村	一六五	大根占村	二〇
	鹿屋村	六一三	高山村	四九		
	高隈村	一五六	西串良村	六五		
	百引村	四一	東串良村	一七	計	二、三二五
総計						一四、三二五

備考　その他指宿、薩摩、伊佐、曽於の各郡にも収容、救助した者もあるが、その数が少数であるので省略する。

に引返し、それと共に鹿児島市へ帰ろうと準備中の者を思い留まらせた。そのため避難した鹿児島市民の大部分が復帰したのは二十日以後であった。

桜島の島民の多くは住家を失いまたは土地を溶岩に埋没され、親子、兄弟離ればなれになって帰る所も無い状態であったので避難地の公私の同情に頼った。二月四日現在の県警察部の罹災民救助所に滞在中の人員は前頁の表のとおりであった。

移住地

桜島爆発災害の最も大きかったのは東西桜島、牛根、百引、垂水等の各村で、住民の大部分は他の地に移住しなければならず、県内若しくは隣県に吏員を派遣して移住の候補地選定に着手した。県内では熊毛、肝属の二郡、隣県の宮崎県西諸方郡等の各官有地中適当な移住地を選定し、ま

移住地名	肝属郡					熊毛郡				宮崎		朝鮮	計
移住者原籍地名	北野	名辺迫	内之牧	大中尾	大野原	中割	国上	現和	夷守	昌明寺			
東桜島村 人口	五八八	四七一	四六四	一、二二三		一九二八	二一三四	二三四	四七七			三、五一九	三二五
東桜島村 戸数	四一	六三	〇七	四一		、九	一六	一三	二一			、二	二九
西桜島村 人口			一六二八		一三二四	一、一七八	二三四七	二六三九	二二三九	七一二	五一〇	二、三六三	二九二
西桜島村 戸数					一三二	一三一	一三	六六	二二	三	四	一、	一
牛根村 人口							一二三					一二三	
牛根村 戸数							一二					一	
百引村 人口				一一二			九三二〇					二〇三四一	
百引村 戸数				一〇			九					二	
垂水村 人口					三五二六三							三五二六三	
垂水村 戸数					三							三	
市成村 人口							四一		五二一			五六一二	
市成村 戸数							四		五			五	
西志布志村 人口							五一					五一	
西志布志村 戸数							五					五	
合計 人口	五八八四一	四七一六三	五九二七五	一、二四五三九	四八四八六	一、二〇六三〇	一〇〇五六七	四三二八九	五二三八	一二七三	一〇五四	一、〇〇二六、二四五	
合計 戸数	八一	七一	九二	二四	八四	二〇六	一〇〇	四三	五二	一二	一〇	一、〇〇二	

た一方北海道、朝鮮、台湾等にも吏員を派遣して調査させると同時に、罹災者には移住地の希望を申し出させ、その希望によって移住させ、あるいは従来の職業の関係から開墾に従事し得ない者には任意移住させることにした。その総数は指定地移住者は一、〇〇二戸、六、二四五人、任意移住者二、〇六六戸、一四、五八七人に達した。

指定地移住者

指定地移住者は前に掲げた表のとおりであって、これら移住者に対しては、家族数または開墾反別に応じて移住費または罹災救助基金で農具種苗費、家具費、小屋掛費等を支給し、また食料費としては、年齢の区別及び土地の状況によって、一日一人平均六銭〜八銭の範囲で、現品または現金を支給した。

移住者に貸し付けられた地積は一戸につき平均、宅地五畝歩（四九五平方㍍）、耕地一町七反歩（一六、八六〇平方㍍）以内として開墾して作付けさせたが、移住地の多くは樹林地であったので開墾作業は困難を極め、予定通り進まなかっただけでなく、作付けの時期がおくれ、粟作、陸稲の類の収穫は皆無の状態であったので、食料費は予定期間より延長給与された。

任意移住者

指定地に移住を希望せず、他に移住した者は次の表の通りであった。これらの移住者の中災害の程度が最も大きかった者に対しては罹災救助基金または移住費から、小屋掛費、就業費、食料費、家具等を支給した。

村名	県内	宮崎県	東京府	大阪府	兵庫県	佐賀県	計
東桜島村	二九九戸	一戸	戸	戸	戸	戸	三〇〇戸
西桜島村	七四九	七四	三	二	一	一	八三〇
牛根村	四二四	二二八					六五二
百引村	一三八	八六					二二四
市成村	一〇	八					一八
野方村	一九	一					二〇
高隈村	二〇	二					二二
計	一、六五九	四〇〇	三	二	一	一	二、〇六六

移住地は次のとおりである。

一、県内移住地　鹿児島市、鹿児島郡、揖宿郡、川辺郡、日置郡、薩摩郡、出水郡、伊佐郡、噌唹郡、肝属郡、熊毛郡の一市十一郡

二、宮崎県　西諸県郡、宮崎郡、南那珂郡、児湯郡、

東臼杵郡、西臼杵郡の以上七郡

三、佐賀県東松浦郡、大阪市、東京市、神戸市であった。

（表は大正十四年六月十日現在）

朝鮮移住者

朝鮮移住者は別表に示すように十家族五十四人であり、西桜島村からの移住者であった。移住者の氏名及び支給金額は後の表に掲げるとおりであるが、旅費として鹿児島市と朝鮮の金堤間は三等汽車賃の半額を給し、農具は普通農具費として一戸四円ずつ、この外に田地灌漑用の水車一台（これは十戸共同使用させるもの）を六〇円と見積り、その十分の一に当たる六円を給与するようにした。食料は四月七日から翌年一月二十四日まで一人一ヵ月平均二円五〇銭が支給され、その他家具は内地の分と同額が支給された。大正三年五月一日から四年一月二十四日までの食費は東拓会社に依託給与することにした。

移住者たちの開拓作業

桜島噴火によって、祖先伝来の家屋敷、農耕地が溶岩によって埋め尽され、あるいは数尺にも及ぶ噴出物をか

別表　朝鮮移住者

氏名	直接支給額 旅費	農具費	家具費	四月七日より四月中の食費	計	東拓会社に依託給与 五月一日より一月二十四日迄の食費	計
上山　備　六人	二三、六七〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	五五、六七〇	一三二、〇〇〇	一八七、六七〇
折田吉之進　三人	一五、七八〇	一〇、〇〇〇	七、〇〇〇	六、〇〇〇	三八、七八〇	六六、〇〇〇	一〇四、七八〇
有村熊十郎　六人	二一、〇四〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	五三、〇四〇	一三二、〇〇〇	一八五、〇四〇
有村十右衛門　七人	二六、三〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇	一四、〇〇〇	六一、三〇〇	一五四、〇〇〇	二一五、三〇〇
白浜　正吉　五人	一五、七八〇	一〇、〇〇〇	九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四四、七八〇	一一〇、〇〇〇	一五四、七八〇
酒匂忠三郎　二人	一〇、五二〇	一〇、〇〇〇	七、〇〇〇	四、〇〇〇	三一、五二〇	四四、〇〇〇	七五、五二〇
平川　森吉　五人	二三、六七〇	一〇、〇〇〇	九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五二、六七〇	一一〇、〇〇〇	一六二、六七〇
有村　雄一一九人	三六、八二〇	一〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	一八、〇〇〇	七六、八二〇	一九八、〇〇〇	二七四、八二〇
藤崎　権村　七人	三一、五六〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇	一四、〇〇〇	六六、五六〇	一五四、〇〇〇	二二〇、五六〇
西川　孫助　四人	一八、四一〇	一〇、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	四四、四一〇	八八、〇〇〇	一三二、四一〇
十戸　五四人	二二三、五五〇	一〇〇、〇〇〇	九四、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	五二五、五五〇	一、一八八、〇〇〇	一、七一三、五五〇

ぶった土地を見棄てて他の地に移住しなければならなかったが、その落ち着いた先での苦労はまたひとかたならぬものがあった。昭和五十七年三月二十日発行による大根占町郷土誌による桜島町から移住した人々の様子が記されている第四章大原の開拓のうちから桜島からの移民に関する部分を引用すると、

一、中尾、内之牧

大正三年一月十二日の桜島爆発により、西桜島村赤水部落、東桜島村脇部落民は佐多街道を南下し、新城村へ避難し、新城小学校、寺院、民家などに収容された。

新城村民へ迷惑がかかるというので、二月八日知事の認可を得て、建坪六百六坪二合二勺（約二、〇〇〇平方メートル）の木造茅葺の家、二十余棟が建設された。

当時の肝属郡長別府良時氏は町村長会を招集協議し、避難民の移住希望の調査をしたところ、両部落民は部落が全滅し、帰郷の見込みがないとみて移住させることを決心し、適地選定方を郡長、県当局へ嘆願した。

県、国の指導によって田代村の内之牧国有地に移住するよう勧誘を受けた。罹災者一同は各部落から委員数人を出し、移住地を視察調査させた。瀬戸部落は中尾、脇部落は内之牧を調査し、視察員一同は両部落とも移住することを決議し、新城の収容所に帰り、一同に報告した結果、皆も喜び移住することに決した。

各戸から一人ずつ内之牧、中尾へ出かけ小屋掛けを始めた。一ヵ月を費し一戸に対し一家屋を建設したが、それは建設の苦労苦心に対し、村民の同情を得て、ようやく完成したものであった。四月十五日家族一同新城海岸を出発、大根占村上ノ浜に上陸し、移住地に向った。

次に移住当時の人名をあげる

内之牧部落（元西桜島村赤水部落、東桜島村脇部落）

梅元畩五郎　中村松太郎　川崎武之進
山下善之助　中島寅太郎　池田　三郎
岩切亀次郎　山下浅次郎　鳥越　次郎
川元　三吉　岩切畩五郎　脇田　寅八
濱田　権助　村山直太郎　梅元　寅熊
岩切　長吉　山下喜之助　中村畩次郎
川田　熊市　濱元　スギ　梅元　与助
磯口四太郎　岩切　仙助　濱田権太郎
脇田　寅畩　岩切　七郎　松山　源八
池田　十吉　中村　畩吉　中村松五郎
松山金次郎　池田　権助　山下仙左衛門
山下市之亟　磯口　矢一　磯口畩五郎

川崎　直矢　　松山　庄畩　　梅元千代助
松山畩次郎　　岩切長太郎　　濱田新五郎
酒匂　爲吉　　酒匂　三吉　　酒匂　武二
源匂源兵衛　　村山　栄次　　村山　小熊
村山　五郎　　松元　宗市　　藤崎　タカ
古江　源藏　　以上五十二戸
　中尾部落
横原猪之吉　　坂元　三吉　　有村　鉄助
坂元熊太郎　　山野鹿之吉　　指宿三之助
坂元庄五郎　　横原　畩市　　山野　三助
瀬戸内岩次郎　　松下金之助　　横原　正吉
西元十右衛門　　坂元　孫吉　　松下チョミツ
坂元　フヂ　　坂元千代八　　松下畩五郎
宮田　長吉　　村中勘四郎　　門松次右衛門
以上三一戸

二、久木野

西桜島藤野、武、松浦等の部落民は、心岳寺鼻へ船を寄せ避難、上陸後重富に向かい重富小学校へ収容された。その後県と協議が重ねられ、田代村の国有地に移住が決定された。まず現地視察が行われ移住することが決定された四月十六日十八戸の戸主たちは田代村民の同情を仰ぎ、二十日余で十四棟の家屋を建設した。五月十三日午前九時、大川丸に便乗して鹿児島港を出帆、大根占村上ノ浜に上陸し、田代村麓に一泊、翌十四日午前十二時ごろ久木野の移住地に到着した。

移住者

西桜島村藤野部落民　十戸
岩下宗太郎　　宮本　栄吉　　藤崎正太郎
藤崎藤次郎　　中村　畩八　　上野善之助
大川ケサヅル　　村山　休一　　濱川万千代
川畑　熊市
　西桜島村武部落民　二戸
石原　虎畩　　永野　孫八
　西桜島村松浦部落民　二戸
中村十次郎　　濱平　熊畩
　西桜島村西道部落民　三戸
上原伝次郎　　有村　彦志　　酒匂　重志
　西桜島村二俣部落民　一戸
園田庄次郎
　以上十八戸（田代町郷土誌には二十六戸とある）

田代町郷土誌「各部落の生い立ち」が語られている中に前述の桜島からの移住の話が諸々に語られている。こ

れらの話のうち、桜島噴火と移住民にかかわる部分を借用させてもらうことにする。

大原部落　中野純吉氏の話から

大正三年一月十二日朝礼が始まっていると、北方に爆音とともに黒煙が立ち昇るのが見えて、尋常科の高学年と高等科の生徒を十人ぐらいの先生が大根占田下の砕石場の有る屋根続きのシリシ岳に連れて行かれ噴火現場を観測されたが噴煙がたな引いて真黒になり多分霧島山らしく推測され帰校して授業を終え帰宅途中、村民のくわしい人達から桜島であったとの話を聞いた。そして四月となり、私達も高等科二年生となり、田代村の内之牧、中尾、久木野の三ヵ所に二百戸近い人達が移住されて来られるということを聞き、担任の大木先生からは教材にまでして、今回桜島から移住して来られる皆さんは死線を越えられた人達ばかりである。皆さんは幸にして被災にもあわず一層勉強して天晴れ村民として活躍しなければならないと励ましの教訓を受けたことは記憶に新しい……

内之牧部落　山下善五郎氏の話から

大正三年一月十二日の桜島の大噴火から三月程たった四月半ば、私が二十歳の時に約五十戸の家族が、この内之牧に入植いたしました。

内之牧に来てみますと、周囲には樟と杉の、大きさは親指ぐらいの太さで植え付けたばかりのようなのが一面に立っており、その間には背の高さぐらいのすすきが生い茂っておりました。見たかぎりではこれが農地になるだろうかという不安もありましたが、私達は一時雨しのぎの掘っ立て小屋に入居しますと、次の日から早速開墾に精を出しました。

杉や樟は伐採して、すすきは掘り返して火をつけて焼きました。そのあとにはからいもと陸稲を植えつけましたが、私達は必死でしたので、開墾も植えつけも夜昼の区別なく体がくたくたになるまでがんばりました。払い下げてもらった土地は大体五十町歩ぐらいでした。その年の夏の終わりごろには収穫も始まり、どうにか自家用の食料生産ができたのです。当時鹿児島市の永吉という人の所有していた山が夫婦須田に四百町歩からあり、その山で伐採や炭焼きの仕事をして現金収入を得ました。女の人達も炭俵作りに励んでいました。

体の方は重労働でしたが、そんな現金収入の道がありましたので、割に生活は楽でした……

中尾部落　山野三藏氏談

私達の中尾部落は、もと鹿児島県鹿児島郡東桜島村の瀬戸という大きな部落でありました。戸数が三百二十六だったように聞いております。人口ははっきり分かりませんが、約千三百人以上は暮らしていたように聞かされております。半農半漁の平和で静かな生活を営んでおりました。もちろん桜島には川がありませんので、田はなく畑作ばかりの農業でした。大根、甘藷、粟、そば、甘庶、野菜類それに蜜柑、枇杷のようなもので、収穫をあげておりました。男達は農作業が終わると浜辺に魚を取りに出かけて、一日一日を楽しんでおられました。網のある家は浜で漁をし、一本釣りの人は佐多岬の方に釣りに行かれたそうです。船はもちろん機械船ではなく櫓でこいでいたそうです。家畜としては牛馬はおりましたが、農作業のものだけでした。それから学校も一校だけでそれも小学校六年までででした。お寺も一棟ありました。旧のお盆になりますと島まわりと言って男の大人たちが裸になり、若い女の人たちが三味線太鼓を船にのせて、桜島一周の船こぎ競争もありました。とてもすばらしい楽しい勝負の競争でした。私たちは子供でしたがよくおぼえています。それから十五夜には青年の方々が大きなくずのかずらを組んで、驚くような大きな綱を作って村全体が二つに分れて、綱引きをしてとてもおもしろかったものでした。飲料水は井戸水がありましたが、少し塩分のある水でした。良い水は船で向こうの大隅に流れている水を取りに行っておられました。それから電気などは無かったので石油ランプでした。そして此の大きな部落に自転車が二、三台あったぐらいです。電気がないので、電化製品はもちろんありませんでした。蓄音機は見たことがありましたが、大きなラッパがついていたようでした。生活程度は良い家庭もあれば悪い家庭もあり、全般的にはまあまあと言うところでした。

ところがあの大正三年の大爆発により部落の人達は思い思いの考えで垂水方面、牛根方面、鹿児島方面へと言うことになって、いよいよ今度が最後の避難通報が出るだろうと言う夜に、浜では魚やタコが赤くなって浮いてきました。もうその時は海の水も大分熱くなっていました。私達も海に手をつけて熱いのに驚きました。そして大人達が家財道具やその他必要なもの、それに少しばかりの食品などを船に積みこんで、避難通報を待っておられました。でも各戸一人は家に残って、家を守っておられました。家族は船で夜を明かし、次の日とうとうあの

大爆発をおこしたのです。それから全部の人達が避難ということで、牛や馬はそのまま馬屋につないで、前記の三方面へ避難しました。船は大人が櫓でこぐのですが、機械船のようにはなかなか進まなかったのです。子ども達が危ないというので、垂水方面に行く子ども達は途中で海潟の海岸に上陸させてもらって、それから垂水、新城方面に避難致しました。その時大人の人達の話に子ども達は、爆発で吹き出した雲よりも早く急がないと危ないと聞かされて、道中学用品の入ったカバンを抱えて、上空ばかり見て急いだので、向こうに着いた時には硯箱や本などは殆んど道に落として、なくなっていました。あの時の恐ろしさや悲しさは六十年以上も経った今日でも決して忘れることはできません。ほんとうにそれは昨日の出来事のように思われます。

そしてやっと落ち着いた所は、県当局や市町村、まわりの方々のお世話で避難小屋が建てられ、そこから私達子どもは近くの学校に通学したのです。月日が経つ内に県の方から、桜島の郷里は溶岩の下になったから、とても帰る事はできない。どこか他の場所に移住しなくては駄目だということで、各戸から一人ずつ田代方面、佐多方面、鹿児島方面、牛根方面そして種子島方面へと視察に出て結局私達は中尾という現在地に二十二世帯移住しました。同時に内之牧、久木野部落にも移住されたのです。

（中略）次にその当時から現在に至るまでの、生活状況などを申しあげますと、前文にもありますように、各戸一人ずつの代表が現地を視察して相談した結果、田代の中尾が良いということで、三回目の出直しで小屋作りが始まったのです。小屋作りには二二人の方々が行かれました。家を造るのには大工さんが必要ですけれどもそれもできず、材料の丸木も小さな丸木でしたが、家の形に丸木を組んで縄で結び、切り倒した茅を陽に干して、それで屋根をふきました。だからほんとに雨つゆをしのぐだけの粗末な小屋でしたけれども、二二人の人々がお互いに助け合い粗食に耐えながら、今日は誰の家明日は誰の家というふうに、苦労を忘れて家造りに努力されたのです。そこで全部の家が出来上がって二二人の人達は、家族の待っている垂水、新城の避難小屋に帰ってこられたのです。垂水に居る間も県や市からの温かい救助物資を頂き、みんな心から喜んでいました。

その後県からの通知で、いよいよ中尾に移住することになりました。中尾に来た人はみんな、県から手配された「種子島丸」と言う船だったと思いますが、その船に

乗って大根占港に着いたのです。その頃の大根占の道路もそんなに広くはありませんでした。自動車はその当時あった筈ですが良くおぼえておりません。家族の荷物は思い思いに各自荷馬車を頼んで中尾まで運んでもらいました。道がでこぼこの悪い道で中尾まで荷馬車が着くのはそれはそれは大変でした。私達子供は幼児以外は、全員車の後からぞろぞろ歩いて行きました。中尾に着いて周囲を見ますと見渡す限り野と山又山で、自分達の家になっている所も竹藪でした。道らしい道も全くありませんでした。ただ大原と新田に通じる小さいせまい道があったばかりでした。その頃内之牧、久木野部落の方も後先に移住されて、それこそ大原方面は賑やかになりました。

そこで県の耕地課より罹災者に対して、畑が二〇アールぐらい、また宅地としては中尾は配分地が少なかったので一世帯当たり〇・四アールぐらいの土地配分がなされたのです。そしてみんなが農作業に精を出して何とか飢をしのぐようになりました。しかし移住当時は原野、雑木林、竹藪ばかりでしたので、今日は誰さんの所の開墾、明日は誰さんの所の開墾ということで、男も女も老人もみんな心を合わせて、一心に開墾作業に取りくみました。初めの間は食糧も不十分でしたが、畑から作物がとれるようになるまでは近くの新田、大原の部落の方々から米や甘藷を分けてもらいました。その間がなかなか大変でしたが、手持ちの良い人は駄馬を買入れ、近くの大根占町笹原、また半下石方面へ、食糧買入れに行かれたこともありました。そして水田になりそうな所は開田して、また経済的にゆとりのあった人は、水田を買入れて収穫を上げるようになりました。耕地配分の土地に甘藷陸稲が出来また野菜類がとれるようになった時の気持は、それこそみんなが心から喜んでいたようでした。（後略）

鵜戸野・久木野部落　楠元忠雄氏談より

（前略）そして大正三年一月十二日あの空前の桜島大噴火が起こり、この年五月十四日桜島より移住のため一行十八家族（七、八十人であったろうか）久木野に到着したのである。

この人達はあの言語に絶する大爆発それに伴う地震、火災等によって家財道具等殆んど失って生命からがら、時には家族の何人かと別れて漸く生き延びて来た人達であった。主として今の桜島町西道、武あたりに住んでいた人達である。一まず鹿児島に渡り、それから汽船で大根占港まで来て、そこからその頃炭や木材を運んでいた

荷馬車をそれぞれの家で雇って当時のそれはひどい道のりを一日がかりで漸くたどりついたのである。そしてこれより後にも幾人かの人が久木野に来て急梼(こしら)えの住居を作って置いた所に上下二ヵ所に分けて住みついたのである。この頃この辺り一帯は原生林と原野であった。数年前から炭焼きが始められており、所によっては既に山は伐採されてこの跡に鵜戸野の安田氏等が三人でそれぞれ一町歩ぐらいずつ拓いてソバや陸稲等を植え付け、その年陸稲二十三俵かを収穫しこれによってここに来た時の借金を返したと言っていた。こうした土地や伐採跡地などすぐさま開墾にかかり、その年からもうすでにこの辺りの人達が植え終わる頃のカライモの苗床ごと苗を買ったり貰ったりして植え付けが始まった。何と言っても家族づれでの大人数で殆んどの家が食物の貯えなどあろう筈はなく、まず食物の買い出しが急務であった。しかし何と言っても着のみ着のままの人達の多い、生活はどんなに苦しいことの連続であったろう。石原虎畩氏はその時二円持って来たと言っておられるが、殆んどの人がこうしたことではなかったろうかと考えられる。大原付近はもとより遠く川原方面、猪ケ倉方面や郷原、遠くは辺志切あたりまで食料を買いに行かなければならず、この買い出しの苦労は未だに忘れることはできないと言っておられる。石原氏は担棒で前後に荷物を下げて運んだと言われ、また岩下正一氏など背中に負って来るのがそれはそれは大変なことだったと話しておられるがこの時石原氏二十六歳、岩下氏十六歳だからこうした屈強の青年達も手に余る程の難儀なことであったのである。

とにかくこうしてさらに住みつく決意をした以上、何が何でも後に退けぬと言う覚悟があったし、一つにはあの凄惨な大爆発の言いようもない恐ろしさ、全く火で焙られるような恐怖を覚えたことにもあった。だから朝は暗い中から夜星を戴いて帰るまで、殆んど山鍬だけによる開墾が毎日であった。住みついた当時の余りの辛さに石原氏の奥さんは二ヵ月ぐらい帰ってしまわれたこともあったと言う。当時、炭焼きの日雇い等に行った日給が十銭程だった。それでも飢えをしのぐのには仕方のない仕事であった。また炭俵にするためのダツ（ススキ、カヤで編んだコモ状のもの）作りは欠かせない内職であってどの家庭でも女どもは殆んどの余暇をこれに当てて少しでも家計の足しにしたのである。（中略）

鵜戸野・久木野共相当の開墾もできた十二年ごろ、水田も大分開田された。米、甘藷、粟、ソバ、大豆等殆ん

ど作らないものはなかったが、中でも久木野の人達が桜島から身につけて来た桜島大根の作り方は抜群だった。
こうして暮らしはいくらか良くなって来たがどこでもあるような移住者としての言われない差別があったようで、当時の人はほんとに情けなく、時にはたたきのめしてやりたい位だったと述懐されている。（後略）

桜島の農地

大爆発とその被害によって、他の地で生きていかねばならなかった多くの人々の移住後の苦労は、いずこも同様であったと想像される。その中から田代町民の談話を転載させて頂いたが、桜島に残った人々の苦労も並みたいていではなかった。
爆発当時横山部落に住んでいた（現在は小池一三四七番地）横山新藏氏七十九歳（当時十歳）の談話によると、
それまで地震が続き、井戸水も増えてきて、私達は山の噴火を心配して、気象台の方に問い合わせたのですが、気象台は震源は吉野の方だと言うことでした。一月十一日になると山の様子はいよいよおかしくなり、地震はひどく、家の中に寝るのが怖くて、十一日の夜は庭にある大きな島ミカンの木の下にむしろを敷いて、不安の一夜を過ごしました。十二日の朝になると山はグワライグワライ崩え始め、私の家の近くにあった病院の石垣が倒れるなど居たたまれない状態になったので、鹿児島の方へ避難を始めたのです。
鹿児島へ逃げる途中、船の上で桜島が大きな音を立てて爆発しました。煙が空高く昇り、その煙が私達をウッかけて（追っかけて）来るようで生きた心地はありませんでした。私達は西本願寺に避難しました。西本願寺は桜島から避難して来た人達で、イモの子を洗う混雑ぶりでした。夕方というよりも、もう夜になっていましたが、私達はにぎりめしをもらい、それを食べようとした時、ものすごい地震がありました。避難民たちは大いにあわてました。津波が押し寄せてくるというのです。私達はあわててさらに伊集院の方へ避難を始めました。夜の伊敷街道は私達避難民と津波の襲来を恐れた鹿児島市民の奥地へ避難しようとする人々、それに家財を少しでも多く積み込んだ荷車でたいへんな混雑でした。
しばらくの間、伊集院に居ましたが津波の恐れがないことがわかって、田上まで帰って来ました。そして田上の避病舎から小学校に通いました。私はその時、小学校の三年生でしたが、三年生を田上で卒業して桜島に帰っ

て来ましたから、多分桜島に私達の家族が帰って来たのは三月の末か四月の初めごろのことだったろうと思います。桜島に帰ってみると、横山部落と赤水部落は溶岩の下に埋まってしまい、私の屋敷も溶岩に埋まる寸前のところで溶岩が止まっていました。周りの家は全部焼けてしまい、焼け残った柱と、周りの立木の骨だけが降りつもったザリ（噴出物）の中に立っていました。辺りは死の世界を思わせました。嘆いてばかりいても仕方なく、父は対岸の磯から家を買って来て、それを建てなおし、親戚の萩原さんと共同住まいをしておりました。食べるために鹿児島に出稼ぎに行きました。赤生原の方に畑地を持っていた人達は、畑にカライモをいけておりましたが、一㍍余りも積もった軽石の下を手探りと勘を頼りに掘り当て、そのいけていたカライモを食べたり、現金に換えたりしました。ここの城山の上には砂糖キビが植えてありましたが、葉は焼けただれておりましたけれども、この砂糖キビも換金の役に立ちました。

横山部落と赤水部落は溶岩の下になり、役場も学校も郵便局もなくなっていました。溶岩の流れから難を逃れた所でさえも、大きなものでは人頭大の軽石と火山灰が一㍍余りも積もり、元の畑に立ちもどるものかどうかも心配されました。溶岩に土地家屋を埋められた人々は勿論のこと、荒廃した地を捨てて、大隅、種子島、宮崎、遠くは朝鮮へと新天地を求めて行った人も数多くありました。移住して行った人の苦労も大変なものだったと聞きますが、桜島に居残った人々の苦労も大変なものでした。先程も言いましたように鹿児島に賃稼ぎに出ましたし、畑も整備しなければなりませんでした。一㍍余りのザリが全土を覆っているのです。これらの砂利を取り除き、もとの黒土にしなければなりません。天地がえしが始まりました。まず表面の一㍍余のザリを除け、更に一㍍余りの穴を掘って中にザリを入れ上から黒土をかぶせていきました。この作業を天地がえしと言いました。金のある人達は、鹿児島から人夫を雇い、この人達に一反いくらで請け負わせましたが、そこは請け負いのこと、天地がえしの層が薄く、作物を植えても収穫があまりありませんでした。これを「ひっかけ工事」と言いましたが、このため二度のめんどうをしなければならない人も出て来ました。こうして天地がえしが終わるのには数年の歳月がかかりました。しかし天地がえしの後の収穫は非常によかったようです。カライモなどは子供の頭ほどもあるのが収穫出来ましたし、砂糖キビも以前よりよく

出来たようです。多分火事で焼けた灰がきいたのでしょうね。

赤生原ではトロッコに砂利を積んで海に捨てましたし、西道、白浜方面では砂利の粒も小さく量も少なかったので、表土に砂利を鋤き込むだけで良かったようです。二俣では砂利は一尺二・三寸（三・四〇センチメートル）であったのですが、砂利を表土に混ぜ込むことで水通しが良くなったのか、その後作物が良く出来たそうです（最後の部分は二俣、図師広氏談）

桜島の爆発は噴出した溶岩によって赤水及び横山を埋め尽くし、その他の土地を著しく荒廃させ、ために桜島を去った人の数は想像に余るものがあった。しかし、次第に噴火が静かになるにつれて帰って来る者もあり、噴火以前の大正二年二月二十日、人口一三一〇五人あった人口は大正三年八月八日即の調査では半数を割って六二九六人に減少していた。

七、各界の救護活動

県及び各市町村

大正三年一月十二日の桜島大爆発に対して、県、郡市町村当局並びに警察、軍隊、鉄道、郵便局などに加え、民間団体や個人も直ちにそれ相応の方法と精力を尽くして救護に当たった。死ぬ思いに苛（さいな）まれた桜島の住民にとって、地獄で仏に遭遇した思いであったに違いない。これら美挙は桜島島民にとって、後世忘るべからざる恩義として特筆大書しておくべきことである。

鹿児島県

県は、十二日桜島が爆発するや直ちに、湾内に停泊していた大小の船舶を徴発して、救護に当たることを主体とし、乗組員の配置、巡査の非常召集、消防組の召集、罹災民の処置及び市内秩序の維持等の計画を立てた。先ず避難して来る島民は商船学校、東西両本願寺別院、不断光院その他数ヵ所の救護所に収容して、その安全を図った。

船舶の救護活動は十二日に引き続き後日も行われ、十四日早朝、高免、黒神で三三人を救助し、十五日には野尻で五人、黒神で一人の残留者を発見して無事救助した。また十六日には黒神の避難民十数人が牛根村境浜方面で噴出した浮石のために、船舶が自由を失い立ち往生しているのを発見、直ちに水雷艇の捜索を求め、一方県水産試験場所属の竹島丸にも捜索に当たらせた。遭難船

は陸地から半マイル程の所に発見できたが、海に浮いている軽石の量は夥しく、水雷艇でさえも近寄れない状態であった。到底、船舶救助の可能性が無いことを見通し、陸地から筏をもって連絡する救助法を考案実施することでやっと救出できた。

一月十二日、救助に従事した船舶及び救助人員は下の表に示した。

下表の外に和船七十四隻が救助に当たり、県庁及び鹿児島警察署で救助した二、五七三人の外、垂水分署五人、国分署二五〇人、加治木署一九〇人、谷山分署一人、計三、〇一九人を十二日に救助した。

十二日、午後六時二十九分に激震が起こった。桜島からの避難民を救助し、炊き出しに当たっていた市民も、地震に伴う津波が押し寄せて来ることを恐れ、いつの間にか避難してしまう状況になった。県当局者は罹災民の救助、死傷者の処理、救護、市街民家の盗難、火災の予防など、いずれにしても努めなければならない中にあっ

船形	船名	救助人員	監督者乗組医師	所有者
大型汽船	第二太湖丸	三八〇	田畑警視 太田衛生医師	大阪尼崎伊三郎
〃	第二大信丸	三三	中村巡査部長 医師中村平輔	大阪商船株式会社
〃	平壌丸	一三二	中島警部 医師　宮原武熊 赤星弥藤次	右　同
〃	琉球丸	一五八	丸田巡査部長 石沢警察医	右　同
〃	鶴嶺丸	三〇〇	上ノ門・近藤両警部 吉武警察医	太洋商船株式会社
〃	沖縄丸	五二	美戸警部補	鹿児島郵船株式会社
〃	武光丸	三五〇	酒匂警部 美戸警部補	九州汽船株式会社
〃	日運丸	三二		日本西廻汽船株式会社
小型汽船	隼人丸	一五〇		九州汽船株式会社
〃	新川丸	二五七		右　同
〃	松壽丸	一〇〇	鎌田警部	鹿児島湾内汽船株式会社
〃	生陽丸	二	宇都警部	右　同
〃	龍丸	四二	鳥丸警部 萩原巡査部長	右　同
〃	錦丸	一〇三	上床警部 県立病院小倉貞亮	県立商船水産学校
〃	鶴丸	三〇〇	田畑警視 上床・鎌田両警部	鹿児島警察署
石油発動船	曽良丸	八〇		中島辰次郎
〃	金光丸	八六	校医永山在船	硫黄島殖産商会
〃	竹島丸	一六	池田巡査部長	県水産試験場
計	一七隻	二、五七三人		

て、商店は店を閉ざして避難しているため、金はあっても品物は買えないありさまで食事もとれない状態になった。当日は軍隊からの贈与米でようやく空腹を満たしたが、翌十三日からは、県庁職員は皆一食に一個の玄米握り飯の配給で飢えをしのぎ、副食物は全くなく、あわれな状態であった。握り飯に味噌をつけて三日間を過ごしたにも拘わらず知事以下あらゆる困難と闘いながら、秩序の維持、罹災民の救助、被害の調査、あるいは日根野待従、または大森博士等の迎送に当たり、二十日に知事、二十二日に内務部長が初めて帰宅したほどであった。

桜島の住民は、十二日の噴火と共に着のみ着のまま家を飛び出し、争って乗船し、各地へ船を漕ぎ出して、ようやく避難し得た状態であったので、親子ちりじり一家離散のままで、お互いに家族の所在を確かめ合っていた。谷口知事はこれらの捜索に当たる者、または罹災難民を一定の場所に集合させる場合の鉄道運賃の無賃輸送のことを、一月二十日内務大臣に上申し、一方、九州鉄道管理局長に配慮を要請する旨の電報を打った。国及び九州鉄道管理局は快くこれを承諾し、二月二十五日までの約一ヵ月間、罹災民は無賃で乗車できた。この間の無賃乗車証発行枚数は二、三五三枚で乗車人員は三、七一九人であった。乗車証発行枚数と実乗車人員数の誤差はまとまった一家族に対しては証券一枚を発行したためである。

警察部及び消防組もそれぞれの持ち場にあって、その任務についたが、その苦労状況は前述の県職員のそれに準ずるものであり、ここでの記述は省略し、救助された難民を掲げる。（次表）

十二日	救助	三、〇一九人
十三日	救助	一〇人
十四日	救助	三二人
十五日	救助	六人
十六日	救助	一六人

また桜島難民のうち所在不明の者二七人は、種々調査捜索したが、死体を発見することが出来ず、生存の見込みがないものと判断した。

直接救助に従事した警察官及び消防組

鹿児島市当局では、島民が避難してくる惨状を見るや、鼓川町の竹内安太郎、住吉町の藤安辰次郎、西千石町の枝元喜之助、下荒田町の酒匂弥兵衛氏宅の四ヵ所に炊出所を設け、市吏員は県当局者と協力して避難民に握り飯を分け与えた。折りしも十二日夕刻、大地震が起こり、津波が押し寄せるという流言によって、市内は騒然となり、市役所前に続々と避難して来たので、市役所前

の広場も一杯になった。市は更に市役所前と常盤町の瀬戸口源之助氏宅、下荒田町の八幡神社の三ヵ所に炊出所を増設して救護することとし、市長代理、助役山本徳次郎以下吏員一同徹夜で救護に努力した。

歩兵第四十五連隊では十二日演習中であったが、それを中止し、桜島出身の兵士五九人及び鹿児島市付近の兵士には軍友二・三人をつけて帰宅させたが、取り敢えず将校一人、下士官一〇人、兵一〇人で救護警戒隊を組織して鹿児島市の北部浄光明寺の高地に急行し、状況に応じて行動出来るように準備した。また別に軍医と担架兵とで救護隊を編成し、浄光明寺に待機させ、県庁、警察、市役所と連絡を密にし、その要求に応じていつでも出動できるようにした。

午後になって避難民のため市内が混雑し始めると、市の秩序を維持するため巡察団三組を編成、鹿児島を三区に分けて警備させた。

十二日午後六時過ぎ大烈震が起こると、市民の大部分が避難を始め、全市をあげて混乱を極めて来たので、事態は容易でないと判断、鹿児島市の中央部、照国神社境内に司令部を移し、更に将校一人、下士官以下三〇人から成る警戒隊一一個を編成して、市街を一一区に分け警

種別	召集消防組	同上人員
鹿児島警察署	鹿児島市消防組 自第一部 至第七部	二二四
谷山分署	谷山村消防組	二四
伊集院警察署	中伊集院村消防組	三二
市来警察署	西市来消防組	三一九
	串木野村消防組	四一
隈之城警察署	隈之城村消防組	四〇
	平佐村消防組	二三
	東水引村消防組	一四
宮之城警察署	宮之城村消防組	九一〇
	大村消防組	三一〇
横川警察署	横川村消防組	四三
加治木警察署	加治木村消防組	六八二
	蒲生村消防組	四
國分警察署	國分村消防組	三七
	西國分村消防組	三二
	東國分村消防組	三〇
	敷根村消防組	二七
	福山村消防組	三〇
岩川警察署	岩川村消防組	六五
末吉分署	末吉村消防組	六五
	財部村消防組	三〇
鹿屋警察署	鹿屋町消防組	六四
	高須部消防組	五〇
	花岡村消防組	四〇
柏原分署	東串良村消防組	五〇
	同農業部消防組	三五
	西串良村消防組	三五
	高山村消防組	四六
	同波見部消防組	三九
	内之浦村消防組	三
垂水分署	垂水村消防組	四九
大根占分署	大根占村消防組	四五
合計	三八組	一、四九五

種別	警察部長	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	技師	警察医	技手	衛生技師	衛生技手	計
警察部	一		七		七	一五	一	二	二	一	一	三七
巡査教習所			一		一	三一						三三
鹿児島警察署		一	二	二	八	一〇八						一二一
谷山分署				一		一〇						一一
指宿警察署			一		一	六						八
頴娃分署				一		二						三
加世田警察署			一	一	一	六						九
知覧分署				一		二						三
伊集院警察署			一			二一						二三
伊作分署				一		九						一〇
市来警察署			一		一	一八						二〇
隈之城警察署			一	一	二	二五						二九
宮之城警察署					一	六						八
大口警察署			一	一	一	八						一一
横川警察署			一		二	一七						二〇
加治木警察署			一	一	一	二四						二七
国分警察署			一		二	二四						二七
岩川警察署					一	九						一一
末吉分署					二	九						二二
志布志警察署			一	一		一五						一七
鹿屋警察署			一	一	一	一七						二〇
柏原分署					二	一六						一九
垂水分署				一		九						一〇
大根占分署			一		一	五						七
合計	一	一	二五	一四	三七	四一二	一	二	二	一	一	四九六

備に当たらせ、先に派遣していた巡察団と協力して市民の避難後に於ける火災防備、治安維持につけた。七昼夜の間、警戒を維持し、十九日になって市民の大部分も帰って来たので、その部隊を半減し、二十日になって全部隊を撤兵した。その間四人の窃盗を逮捕し、約百三十人の窃盗嫌疑者を追っぱらうなどの外、四十五連隊営門前や練兵場付近に集まった者の中には、特に桜島避難民では、爆発以来絶食の状態で殆んど飢餓に頻しようとする者もあったので、県当局の依頼によって十三日と十四日の夕刻まで炊き出しを行い、米七石二升（約一㌧）を消費した。

海軍もまた遭難者救護及び通信の任務に従事するため急拠佐

世保港を抜錨し、十三日午後三時鹿児島湾内辨天台場前に投錨した。鹿児島では汽船まで動員して桜島住民の救護に当たっている時であり、この艦船の来援は実に幾万の援兵を得たように喜んだ。海軍では救護隊、防火隊、通信隊の三個陸戦隊を編成して上陸させ、陸上の防火警備医療に当たらせた。爆発も次第に衰え、鹿児島市内も落ちついて来たので佐世保軍港に向け帰港した。

以上の外鉄道院に於いても、前述のように無賃乗車を認めたり、郵便局でも、各地区ごとの連絡に当たるなどの任に当たり、郵便物の集配業務の停滞と混乱を避けるために努力をした。

公私団体並びに一般個人の援助

前にも述べたとおり、一般官憲の措置は実に適切なものであったが、県内各避難地での公私団体および一般個人も我が事のように懇切な救護活動に当たった。

桜島のうち東桜島の住民の多くは牛根、垂水方面へと船を漕ぎ出し、湯之、持木、及び西桜島の住民は、谷山、磯、鹿児島、重富方面へ向けて避難を始めた。早くも十時四十分ごろには磯の海岸に避難船が着いた。また鹿児島の商船学校下の浜、脇田浜、小松原、和田浜などに、罹災島民は続々と避難して行った。各村＝当時伊敷村、西武田村、中郡宇村、吉野村は独立した別村であった＝では避難民の情報が到達するや直ちに青年会を召集し、避難民救護施設を設け、婦人会を動員して炊き出しを行い、これを避難してくる人々に与えた。十二日の午後六時過ぎに大地震が起こった後、津波が押し寄せてくるとの流言が広まると、桜島の住民のみならず、鹿児島市住民の大部分が高地や奥地へと続々避難し始めた。避難民は国道筋をはじめ、幹線、脇道を問わず奥へ奥へと避難して行った。そして吉田村、伊敷村、上・下伊集院村、遠くは串木野村、吉松村へと押しかけて行った。東桜島の住民の多くは肝属、曽於方面へ避難して行った。各郡、各村の救護の状況は大同小異、殆んどが全力を尽くして救護に当たったが、上伊集院村の救護の様子を「桜島大正噴火誌」の文を借りて記述すると

「十二日午前九時三十分桜島噴火を確認せり。されど其被害の範囲及程度等に至りては全々不明なるを以って急使を饅頭石停車場に派し、鉄道電話を以って桜島及び鹿児島市の状況を問いたるに、鹿児島市には危険なし、島民は盛んに避難しつつありとの報告に接したり。茲に於いて鹿児島市の無事は之を知悉するを得たりといえど

も尚今後大激震を起こす慮なきやは保し難し、故に此の場合に處する救護の方法を講じ大体の方針を定め置くの必要ありとし、之が協議を爲し、一面に於いては直接災害の影響を受くべき鹿児島市の状態を視察せしむると同時に今後万一の場合に村民が周章狼狽適歸する処を失うが如き事無きよう注意を与え、又他の方面には今後の噴火活動に対する専門家の意見を速に聞かんことに努めたるも何等得る所無くして遂に当日は日没に及びたり。

本村は其の位置鹿児島市に接近すると雖、鹿児島郡伊敷、谷山、西武田の三村に隣接し、同方面より西薩地方に避難せんとするものは其の汽車に乗ると徒歩に依るとに拘わらず、是非一度は本村を通過せざるを得ざるが故に、十二日の強震の夜間より十三日の昼夜に亘る一昼夜間には無慮五万の避難者続々として本村に集合し、或は飢寒を訴え、宿舎を求め或は病老の保護を乞い、荷物の運送を要請し、其の混雑名状すべからず。

村に於いては斯る場合の到来すべきを予期し、各部落の青年会に警告して臨機救護の準備を命じ置きたるを以て避難者の集合を見るに至るや、各青年会は時を移さず饅頭石停車場に集合して活動を始めたり。則ち応急の策としては蒸唐芋、握飯等の炊出しを爲し、一時の急を救い、然る後順を以て避難者を各部落に配送し、学校又は民家に収容し、則ち依託救護の形式に依り救護を継続せしめたり。而して一昼夜間に収容したる人員実に一、一一七人の多きに及び猶一時入村し、一食又は二食にして退去したる者二、一五八人に達し、両者合計するときは実に三、二七五人の多数避難者一日に入村したりしを以て其混雑の程度又推知するに足れり。況んや直接村の保護を受けたるものにあらずと雖も数万の避難者が一時に村内を通過せしに於てをや。

以上は一時応急の方便に過ぎずして従って永久に之を継続せしむることを許さるるが故に結局之を救済するの方法を講じ、以て規定の手続きを経て十五坪余りの避難家屋を大字福山に建設し、之に移転せしめたり。然も猶避難者数非常に多く、到底斯る小規模舎に全部収容し得らるべきにあらざるを以て比較的差支の少なき民家に収容したる避難者は其儘移転せしめざる事とせり」

このような救護活動によって拠出された各郡の義援金及び寄贈物件は次表のとおりであった。救援物資には白米、粟をはじめ味噌、醤油から餅、下駄まで様々であった。

また個人でも多くの出費を伴って救護活動に当たる者

郡名＼種別	金額 戸数	金額 金額（厘）	金額 平均	物件 戸数	物件 金額	物件 平均	合計 戸数	合計 金額	合計 一戸平均
鹿児島市									
鹿児島郡	一三八	一九、二三〇	一三九	八六三	七九〇、六九七	九一六	八六三	八〇九、九二七	九四六
揖宿郡	八	二〇二、五九〇	二五、三三三	一三	一四三、一六〇	二、〇一二	二一	三四五、七五〇	一六、四六四
川辺郡	一一	一二、二四〇	一、一一三	一九	九五、四八〇	五、〇一五	三〇	一〇七、七二〇	三、五九一
日置郡	九八	三六〇、六三四	六〇七	六、一七九	一、五〇九、二五七	二、四四三	六、二七七	一、八六九、八九一	一、〇〇一
薩摩郡	七〇	九四、九二〇	一、二三三	五〇	一二二、一九五	四、三七一	一二〇	二一七、一一五	一、八〇九
出水郡	一三、九一三	一、八一五、六七〇	一三一	八、四五一	一、〇九一、二二〇	一二二	二二、三六三	二、九〇六、八九〇	一二九
伊佐郡	一七	九、一〇〇	五三五	一七	二四八、七九五	一四、六三五	三四	二五七、八九五	一五、一七〇
姶良郡	五六七	五七九、八八〇	一、〇二三	九四〇	二、二六一、八二五	二、四〇六	一、五〇七	二、八四一、七〇五	一、八八五
曽於郡	五四	一一、八〇〇	二一八	八一九	二九四、一三〇	三五九	八七三	三〇五、九三〇	三五〇
肝付郡	二四四	一〇九、〇〇〇	〇四五	三二六	九一八、〇一六	二、八一六	五七〇	一、〇二七、〇一六	一、八〇〇
熊毛郡									
大島郡									
計	一五、一一九	三、二一五、〇六四	二一三	一七、六七七	七、四七四、七八五	四、二二八	三二、六五八	一〇、六八九、八四九	三、三二八

が多かった。中でも磯、玉里の両島津公爵邸に於いては、邸内に救護所を設けて救護に当たり、邸内の長屋、天幕内の桜島罹災民には一人五銭ずつを与えるなどの救済に当たった。また金生町山形屋呉服店、易居町材木商の田中藤兵衛氏、和泉屋町吉村新左衛門氏、同町中馬辰次郎氏、堀江町明治屋呉服店主山下喜兵衛氏、西千石町医師岩切實氏、伊敷村上伊敷農業宮原虎次郎氏の救護に対する厚情は桜島大正噴火誌に細かに記録されている。

その他鹿児島県教育会、日本赤十字会、鹿児島市医師会など諸々の団体が救援の活動を行った。鹿児島県教育会では罹災民に対する同情を訴えた趣意書を広く配布し、募金したところ、二、五二八円五五銭が集まったので、これを県に配分方を依頼して次のような標準に基づいて分配した。

一、職員を次の四等に区分する。

一等　溶岩部落（横山、小池、赤水、赤生原、有村、脇瀬戸、黒神の各字）出身者で同上の奉職者

二等　溶岩部落出身者で他に奉職する者及び同上出身者

三等　東西桜島村の溶岩部落以外の各部落、及び牛根村麓、二川部落出身者で同上各学校に奉職する者

四等　同上各部落学校奉職及び同上出身者

二、児童に対しては次の三等に区分する。

一等　溶岩部落各学校在籍児童

二等　東西桜島村溶岩部落以外の各学校在籍児童及び牛根村麓二川各学校在籍児童

三等　牛根村境外百引、垂水村、高隈方面（部落名を細かく掲げてある）の各部落からの就学児童

鹿児島市報徳会は罹災島民救助の目的で雇人の周旋を開始した。また噴火がやや鎮静した一月二十三日から見学のために桜島に渡航する人々が多くなったため、渡航船百余隻を準備して運送業に従事させ賃金を得させた。

更に溶岩あるいは罹災木を利用して茶台、急須台などを製造させ、これを販売させた。この三事業は約二ヵ月間に右の表の成績を上げた。この外寄附金募集に努力し、一、金　七六五円六一銭五厘、二、白米　一石一斗八升、三、餅　九、二九八個、四、衣類　七六〇枚、その他雑品数十点等が集められた。

事業種目	雇・日夫数	所得金高
雇日夫	三、九八二人	二、三九三円
渡航船	一、二三二隻 二、四六四人	一、八二五
記念品製造	四九〇人	二六八
計	八、九三六人	四、四八六

事務所を経ないで出稼した者あり、これを加うれば更に多くなる。

宗教家団体では九州の各教区布教団体協同で救護団を設立し、本部を鹿児島市不断光院に、支部を谷山浄土宗教会所、垂水正覚寺に設け、避難民の救護に当たった。また救恤品が信徒より集められこれが配分された。

本派本願寺別院が取扱った慰問金品は、一、金二、〇四五円六九銭五厘、一、慰問袋並びに雑品六、三九二個であった。以上の外各末寺から直接救護事務所並びに新聞社宛に寄贈した分も多数あったが、これは省略した。

鹿児島市医師会は一月三十一日代議会を開き、罹災民患者に施療券を与えることと、金壱百円を寄附することを決め、二月二日に施療券五百枚を発行、四月一日までにこの施療券を持参した者だけでなく、罹災民患者と認

められる者には一々施療をして、患者数は総計一、五〇〇人、施療金額は一、八三八円九六銭に上った。

国内では広く各府県とも大きな同情を表わし多額の金品の寄贈を受けた。その主なるものは天皇陛下の御内帑金一五萬円、岩崎、三井の富豪が各一〇万円を東北九州救済会に義援があったのを初め、朝鮮、台湾、満州の各新聞社、学校、青年会、婦人会、仏教団体などあらゆる各団体は義援金の募集に全力を傾注して本県庁へ送ってきた。

また外国でも桜島噴火の報が伝わるや、同情慰問の親電を寄せ、義援金を募集し、それを領事館へ届けた。

義援金品分配標準並びに交付

前述のように内外各地から寄せられた義援金品の分配に対し、不公平がないように標準を設けた。

義援金分配標準

一、死者及び行方不明者

	遺族で生計が困難な者	上記外及び遺族のない者
世帯主一人に付	一〇〇円	三〇円
	二十二人	七人
非世帯主一人に付	五〇円	一五円
	十三人	三十人

二、住家が溶岩に埋められた者

（赤水、横山、小池、赤生原、黒神の焼失埋没を含む）

一戸に付き八〇円

家族数七人以上は一人に付き七円を増す。

三、住家の焼失、流出したる者

一戸に付き六五円

家族の数七人以上は一人に付き六円増す。

四、住家の倒潰、埋没した者及び東西桜島村、牛根村麓、二川の内二川、嶽野上の原並びに百引村上百引の内嶽野、風呂段における第二、三項以外の者。

一戸に付き五〇円

家族数七人以上は一人に付き四円を増す。

五、百引村下百引、平房、上百引（嶽野　風呂段を除く）牛根村二川の内浮津、深湊、高野、市成村市成の内久木野々、宮園假屋、野方村の内水谷、荒谷、西志布志、村野神の内水谷

一戸に付き二〇円

六、垂水村市木、海潟、高城、本城、中俣、新御堂、高隈村上高隈の内鶴川間、及び前各項各部落居住者の内移転した者

一戸に付き村外四〇円、村内三〇円。

一般義援金交付額（大正五年八月調べ）

郡市別	死者及行方不明者 人員	死者及行方不明者 金額	溶石埋没焼失流失 人員	溶石埋没焼失流失 金額	其他被害 人員	其他被害 金額	指定ニ依リ教員児童ヘ配付 人員	指定ニ依リ教員児童ヘ配付 金額	罹災地ヘ他市町村ヨリ来往セシ者ヘ交付 人員	罹災地ヘ他市町村ヨリ来往セシ者ヘ交付 金額	其他諸費	合計 人員	合計 金額
鹿児島市	一人	四八五円	人	円	六人	九〇円	八人	一六、六〇〇円	人	円	円	二五人	五九、一六〇〇円
鹿児島郡	四四	二、五三五	二、三〇五	一九五、二八九	一、三七四	七三、一〇八	三、三一五	二、四一九、一六〇	四四	一、一四〇		七、〇八三	二七四、四九一、一六〇
揖宿郡					一	一五						一	一五、〇〇〇
日置郡	六	四三〇										六	四三〇
姶良郡					七	一〇五						七	一〇五、〇〇〇
曽於郡					九四二	一〇、一九五	四二	八、二一〇				九八四	一〇、二〇三、八二〇
肝属郡	三	一八〇	三二	二、二〇六	一、八四五	五五、五一〇	一、〇三一	四七九、三一〇	一〇	一五〇		二、九二一	五八、五二五、三一〇
熊毛郡	一	一五										一	一五、〇〇〇
合計	六五	三、六四五	二、三三七	一九七、四九五	四、一七五	一三九、〇二三	四、三九六	二、九二三、九〇〇	五四	一、二九〇	二、七五四、九九〇	二、〇二七	三四七、一三一、八九〇

七、牛根村境、高隈村上高隈の内鶴川間浅留者及び井手、市成村市成の内麓、諏訪原の内柏木、谷田、野方村の内塗木、中組、上別府、平野、下組、西志布志村神の内塗木、抜谷、曲、平野、恒吉村大谷の内宮ケ原、黒脇、月野村の内青松段、桑ノ迫、藤ケ峯、新留、岩元一戸に付き平均一〇円

本項はその金額を郡長に内示し、郡長は町村長に配当の方法を定めさせ、知事の認可を受けるものとする。

但し、第二項以下の配当を受くべき者で月収五〇円以上の者及び第三項以下の者で従来直接国税一〇円以上を納めた者には配当しない。

八、爆発と被害

大正三年一月の噴火は引の平、南岳、鍋山を結ぶ線上に数多くの噴火口を作り、引の平から噴出された溶岩は西南西へ流れて横山、赤水部落を埋め尽くした。一方鍋山の近くに、一直線にできた噴火口から流れ出した溶岩は東南東へ流れて有村、脇、瀬戸を埋没し、更に瀬戸海

峡へ流入して海峡を閉塞して大隅半島と連なった。

爆発によって空高く噴き上げられた火山灰は西風に乗って流れ、大隅半島を荒野と化した。中でも牛根、百引、高隈、市成、野方、恒吉などは、桜島内の降灰にも似て、多い所では五尺～六尺（一・五㍍～二㍍）にも及び住家の軒に達するところもあって、見渡す限り灰に覆われ、緑の色を認められないまでの状態であった。

右記のように爆発、降灰の被害は広く大隅半島全域に及んだが、桜島、特に西桜島村を中心に被害の状況を記述する。

人畜の被害

西桜島村で死者一人、負傷者一人、東桜島村で死者一人、行方不明二十三人を出したに過ぎなかったが、これは不幸中の幸いであった。しかし東桜島村の行方不明者の殆んどが沖小島の方へ泳ぎ出たか、瀬戸海峡を泳ぎ渡ろうとして凍死（不明）した者であった。また鹿児島市民の死亡者が多かったのは十二日午後六時二十九分の一大地震によって建物、石塀、煙突などが倒れ、十二人の死者と九十六人の負傷者を出した。また同日鹿児島郡西武田村の天神ケ瀬戸を通過しようとする折、午後六時過ぎの地震によって高さ四〇㍍の崖が幅二五㍍にわたって崩れ落ち、九人の圧死者を出した。これら死傷者の多くは、爆発に驚き戦々恐々として避難を急ぎ、海を泳ぎ渡ろうとしたり、崩れ落ちる危険を度外視した行動によるものであった。

畜産に関する被害のうち桜島に属する分は次の表のとおりである。

種別	被害前見積価格	被害後見積価格	被害見積価格	被害割合
牛	一三、一八〇、〇〇〇円	三、一八〇、〇〇〇円	九、〇〇〇、〇〇〇円	七三・九%
馬	一二〇、〇五〇、〇〇〇	六〇、二〇〇、〇〇〇	五九、八五〇、〇〇〇	四九・九%
豚	六、二一〇、〇〇〇	—	六、二一〇、〇〇〇	一〇〇・〇%
鶏	五、一五六、〇〇〇	—	五、一五六、〇〇〇	一〇〇・〇%
合計	一四三、五〇六、〇〇〇	六三、三八〇、〇〇〇	八〇、一二六、〇〇〇	五五・八%

建物の被害

被害のうち家屋の焼失は殆んど東西桜島に集中して起こった。東桜島村においては、十二日の爆発後、落下する焼石、砂礫が茅屋根及び貯蔵の甘藷穀に落ちて炎上する結果となり、午前十一時ごろから黒神方面の家屋が炎上し、十二時・一時・二時と時の進むにつれて瀬戸部落や、有村温泉場付近が次々と炎上していった。（これらは後では溶岩に埋没した）西桜島村の小池、赤生原、武、藤野、

桜島噴火震災被害調査表（県噴火記録）

村名＼種別	人 死	人 傷	人 所在不明	焼失戸数 全焼	焼失戸数 半焼	倒壊住家 全倒	倒壊住家 半倒	倒壊家屋概舎 全倒	倒壊家屋概舎 半倒	倒壊家屋其他 全倒	倒壊家屋其他 半倒
鹿児島市	一三	九六				三九	一三〇			一三	六
鹿児島郡谷山村外二ケ村除ク	一五	九				一八	二三				
谷山村	一	六		三			八			一〇	五
東桜島村	一		二三	六七七			一〇				
西桜島村	一	一		一、四六七		二四	一六				
喜入村						一		二	一		
浦生村							一				
国分村						一		六	二		
東国分村								四		一	
西国分村						二	一	一九		八	
清水村								一			
西襲山村								一			
岩川村											
牛根村	四			一		一六	六	二		七	
松山村						二					
百引村						九	一〇				
垂水村						一					
計	三五	一一二	二三	二、一四八		一二〇	一九五	四五	三	三九	一一

（注）牛根村の死者四人は黒神の避難民が牛根で死亡したもの。

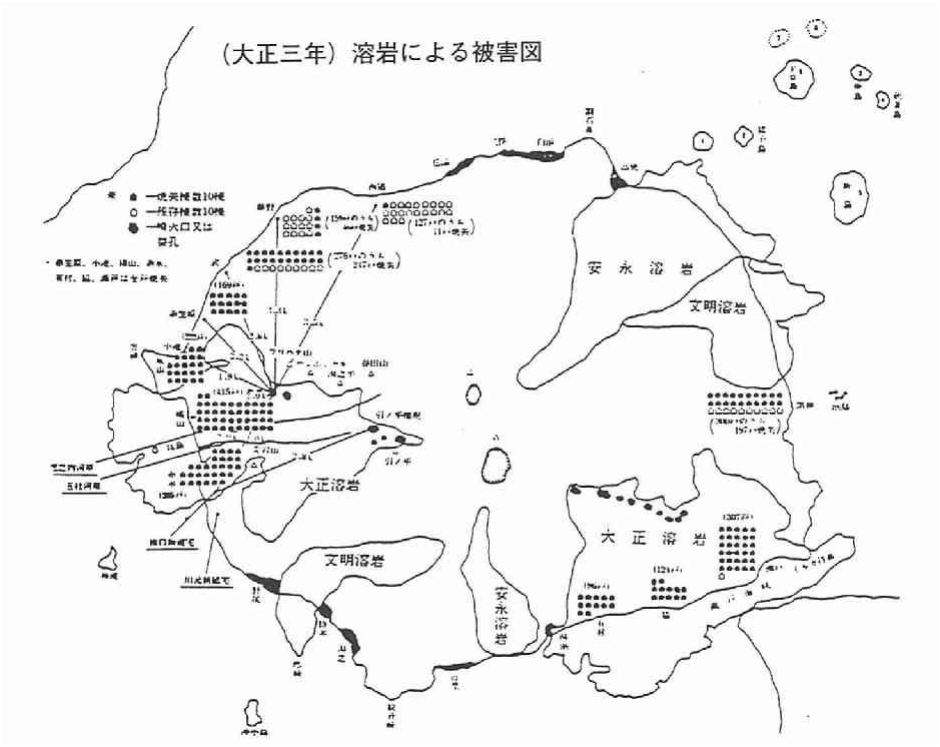

西道などは、十三日午後八時過ぎの爆発で噴き上げた一大火柱の火の粉によって一斉に炎上する結果となった。一方鹿児島市では十二日午後六時過ぎの大地震によって家屋、煙突、石塀などが倒壊して大被害を被った。

農作物の被害

東桜島村では有村、脇、瀬戸の三部落、西桜島村では赤水、横山、小池の三部落の大部分が溶岩に埋没されて全滅した。残る各部落でも想像を絶する程の降灰、軽石の量で、赤生原ではその積灰量は六・七尺（二㍍以上）に達して、殆んど全滅の状態であった。比較的堆積物の少なかった島の南部に当たる東桜島村の野尻、湯之、古里の部落では一～二寸（三～六㌢）であったけれども、その他の部落では全部一～四尺（三〇㌢～一・二㍍）の積灰で一大砂漠を見るような状況で、その被害がいかに大きかったかは想像に難くない。

麦は全部降灰石砂中に埋められ、茎葉は勿論、根までも腐乱して全滅、蔬菜類も葉菜、

種類	西桜島被害歩合	東桜島被害歩合
麦類	全滅	九割九分
蔬菜（葉菜、根菜）	全滅	九割
	全滅	八割九分
果樹（柑橘その他、落葉果樹）	九割	八割
	八割	六割
茶樹	全滅	九割
甘蔗	全滅	七割
煙草	全滅	全滅

根菜共に全滅し、四・五日経過した後、掘り起こして見ると腐敗臭をまでただよわせていた。果樹ではミカン、ビワなどの常緑果樹は勿論、その他の落葉果樹といえども、枝梢がすべて折れ全滅した部落が多かった。被害の軽い所でもミカン類は葉が殆んど全部変色し、ちぢれが甚だしく、枯れるものも多く出た。その他タバコ、茶樹、甘藷など何一つとして被害を受けないものはなかった。山林の樹木も殆んど枝梢は折れて、その被害は言語に絶するものがあった。

桜島の対岸に位置する鹿児島市・郡、及び肝属、曽於、姶良地方でも相応の被害を受けたが、ことに肝属郡の牛根、百引、高隈、曽於郡の市成、野方、恒吉方面では桜島に劣らぬ被害を被った。

畜産業の被害

一月十二日、桜島岳が爆発すると、それまで地震におびえながらも測候所の回答を信じ、爆発はないものと思っていた島民はあわてふためき、ようやく我が身を避難させるのに精一杯であった。家畜は皆廐舎に繋いだまの避難であったため牛馬、豚、鶏などの焼死もしくは火傷したものは数知れず、対岸の磯海岸にさえ十数頭の馬の死体が漂っていた。また牛根近海では軽石の間に漂流している牛馬の死体をカラスがついばんでいる有様は見るに堪えない状態であった。

家畜の焼死は実に二、八七五頭、負傷六三頭で、その他の各郡の家畜の死傷数を合算すると二、九六二頭に達した。また降灰量の多かった曽於、肝属、姶良の各郡は本県産馬事業の最も発達した所であったが、降灰石量が多く、一帯が灰石の砂漠と化して、耕作物だけでなく野草に至るまで、緑色のものが無いくらい被害が甚大であったので、馬匹の飼料に困窮し、母馬の健康の悪化から乳質を変化させ、子馬の発育さえも阻害されたものも多かった。

水産業の被害

水産業つまり漁業に従事する者は、西桜島村赤水、横

山、小池、赤生原に漁業を専業とする者があったが、大部分は兼業であった。東桜島村では漁業部落としては瀬戸部落のみであった。

鹿児島湾はいわし、鯖の八田網漁業が盛んで、西桜島は鰹漁業の生き餌の供給地となっていたが、八田網漁業には大きな影響は表れなかった。また底刺網漁及び底延縄漁業では、爆発被害によって漁具を失ったものが多かったために出漁者が減り、漁獲量は減少した。もっとも陸上が被った害に比べると影響は少なかったらしく出漁した者は相当の漁獲を揚げた。地曳網漁業では鰛、鯖仔などが沖合いには群遊していたが、沿岸に近寄らず漁獲が減少したがこれは海水が混濁したためであろうかと大正噴火誌の著者は書いている。以上のように遊泳魚の受けた被害は小さかったが、岩礁の貝類及び海藻類は大きな影響を受け全く海藻が繁茂しなかった。しかし、前にも触れたように、魚具の損失は表に示したとおり大きく、直ちに出漁することが出来ない状態に陥った。

村別	東桜島村		西桜島村	
業別	戸数	人員	戸数	人員
専業	—	—	九八	二九五
兼業	一八〇	二五〇	一、二〇〇	二、四〇〇
採藻業	一〇〇	三〇〇	—	—
計	二八〇	五五〇	一、二九八	二、六九五

（大正元年十二月現在）

また溶岩による海峡の閉塞は、実に驚嘆に値するものである。深さ七、八〇メートルもあった瀬戸海峡が完全に閉ざされ、従来同海峡を主として上下していた湾内の潮流は勢い方向を変更して、袴腰・磯間を上下しなければならなくなった。このため鹿児島湾内の東海岸即ち肝属郡に近い方の海流は比較的ゆるやかになり、これに反して従来ゆるやかであった西海岸では著しくその速度を増した。ことに袴腰・磯間の水道は湾奥に出入する唯一の関門となったため、潮の干満による潮流は従来のそれに培加する速度となった。

袴腰・磯間の水道以北の潮流にも著しい変化が生じた。従来瀬戸海峡を通って流れていた牛根海岸の潮流は殆んど静止し、重富方面の潮流は著しく速度を増した。また湾奥の東西国分村、敷根村付近の潮流は満潮は東に、干潮は西に流れるようになった。しかし閉塞、潮流変化による漁業への影響は大きくなかったことが、昭和四十年三月、水産庁調査研究部の鹿児島湾調査報告書で結論づけられている。以下同書に掲げられた関係図表の一部を掲げる。

漁具被害高

横山部落

漁具名称	数量	時価見積
鰛地曳網	三	三九〇円
鰛地曳網	三	三六〇
鱧(ハモ)刺網	三七	三、七〇〇
鰛刺網	五三	五、三〇〇
鯛地曳網	二	二〇〇
蝦手繰網	一九	五七〇
やず刺網	四	四八〇
棒受網	九	九〇〇
持網	一四	四、九〇〇
鯛延縄	六艘分	一六〇
篝火器	一一	一、一〇〇
かし網	一七	六八〇
すぼた網	一	三〇〇
たこ壺	六	一二〇
かます刺網	一	六〇
ぼら建網	一	一二〇
あめうお網	二	五〇
瀬張網	一	五〇
打網	一	二〇
計	一九一	一九、四六〇

小池部落

漁具名称	数量	時価見積
鯛延縄	一七	一七〇円
鰛刺網	一九	一、九〇〇
かし網	五	二〇〇
瀬張網	三	一五〇
持網	八	二、八〇〇
張刺網	四	四〇〇
たこ壺	一一	二二〇
蝦手繰網	二	六〇
打網	四	八〇
鯛地曳網	五	五〇〇
篝火器	一	五〇
計	七九	六、五三〇

赤水部落

漁具名称	数量	時価見積
蝦手繰網	六	一八〇円
鯛延縄	一	一〇
鰛刺網	一二	一、二〇〇
鯛地曳網	一	一〇〇
計	二〇	一、四九〇

赤生原部落

漁具名称	数量	時価見積
蝦手繰網	二七	八一〇円
鯛延縄	四	四〇
かし網	一	四〇
たこ壺	一	二〇
鰛刺縄	二	二〇〇
鱧(ハモ)刺縄	一	一〇〇
打網	二	四〇
計	三八	一、二五〇

東桜島町

瀬戸部落

漁具名称	数量	時価見積
雑魚地曳網	六	七円
鰛刺網	一二	一、二〇〇
漁地引網	一	〇〇
蝦手繰網	一	三〇
計	二〇	一、四〇二

噴火前の漁場図

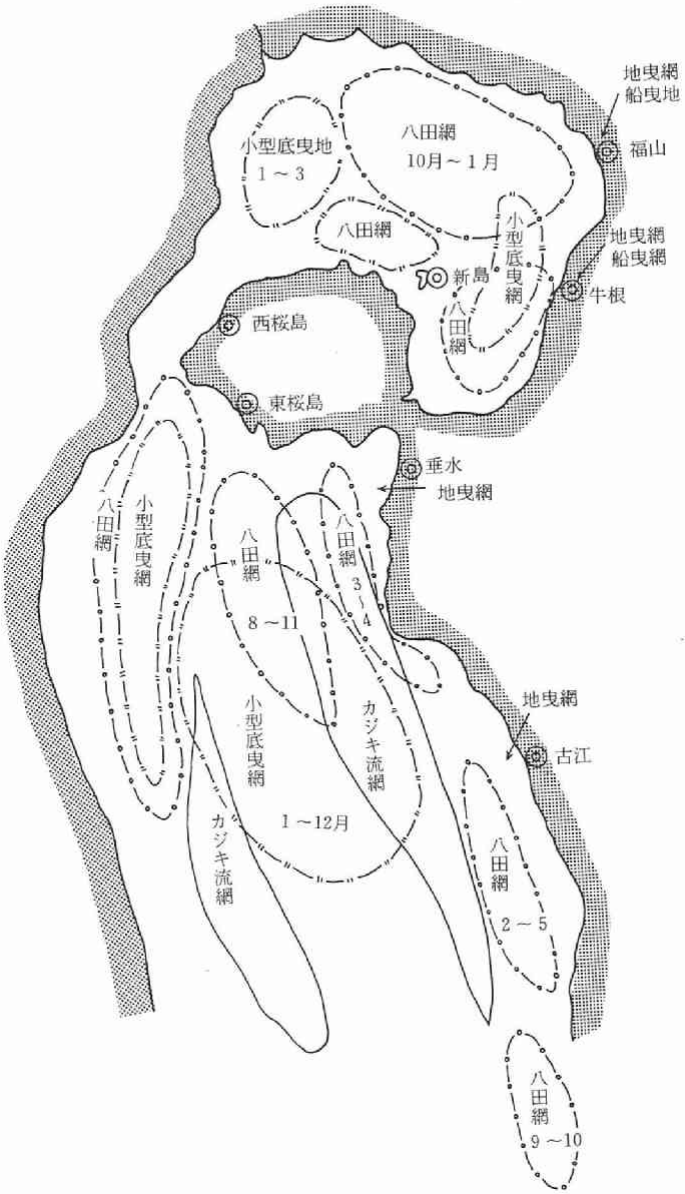
地曳網
船曳地
福山
八田網
10月～1月
小型底曳地
1～3
八田網
小型底曳網
地曳網
船曳網
新島
牛根
八田網
西桜島
東桜島
垂水
地曳網
八田網
小型底曳網
八田網
8～11
八田網
3～4
小型底曳網
カジキ流網
1～12月
カジキ流網
地曳網
古江
八田網
2～5
八田網
9～10

現在の漁場図

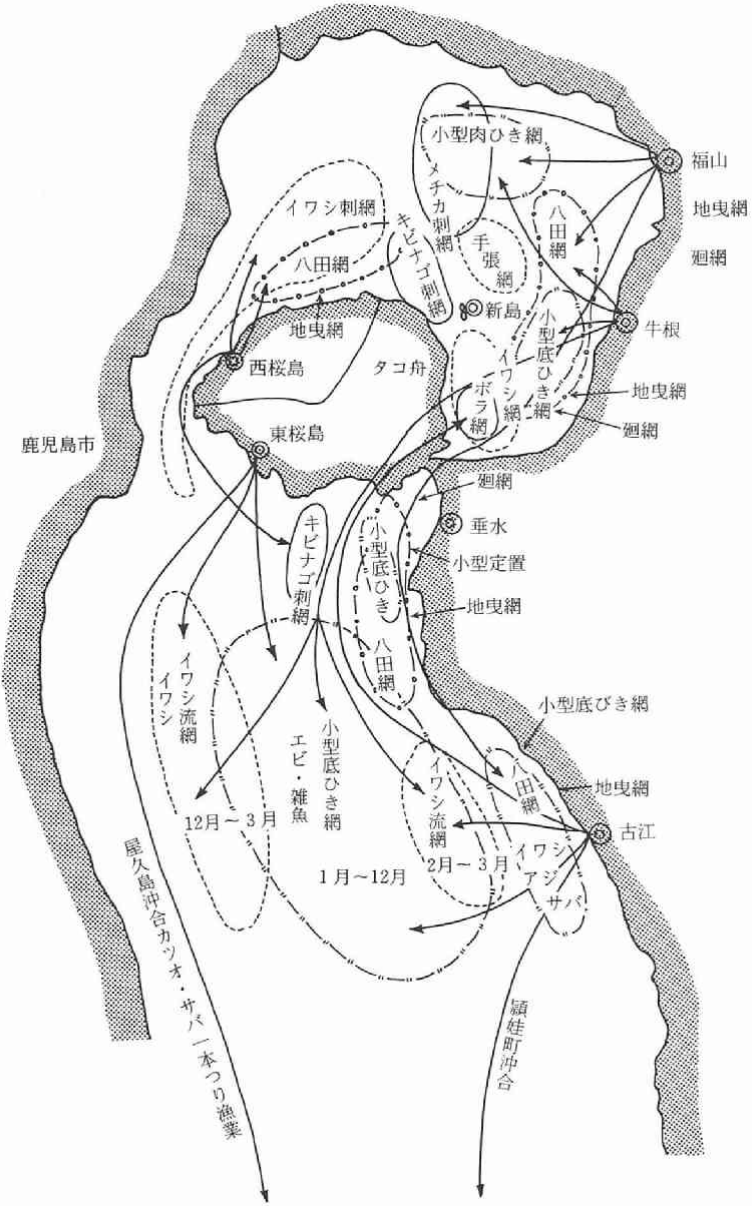
小型肉ひき網
福山
地曳網
廻網
イワシ刺網
キビナゴ刺網
メチカ刺網
八田網
手張網
八田網
新島
牛根
小型底ひき網
地曳網
西桜島
タコ舟
イワシ網
ボラ網
廻網
鹿児島市
東桜島
廻網
垂水
小型定置
キビナゴ刺網
小型底ひき
地曳網
八田網
イワシ流網
イワシ
小型底ひき網
エビ・雑魚
小型底びき網
地曳網
八田網
古江
12月～3月
イワシ流網
2月～3月
イワシ
アジ
サバ
1月～12月
屋久島沖合カツオ・サバ一本つり漁業
頴娃町沖合

桜島爆発前後魚種別漁獲高

（鹿児島県統計書）

計	大正四年 肝付郡	大正四年 揖宿郡	大正四年 鹿児島郡	大正四年 鹿児島市	大正四年 姶良郡	大正二年 計	大正二年 肝付郡	大正二年 揖宿郡	大正二年 鹿児島郡	大正二年 鹿児島市	大正二年 姶良郡	区分	市郡		
kg 615,750	円 8,103 kg 151,000	円 17,101 kg 314,000	円 12,000 kg 150,000		円 100 kg 750	kg 707,844	円 12,872 kg 24,135	円 22,333 kg 465,263	円 13,750 kg 206,250		円 1,794 kg 12,236	金額 数量	マイワシ	魚類	
336,992	2,476 5,267	14,160 331,725				101,000	4,600 86,250	600 15,000				〃	セグロイワシ		
3,953	79,775 119	22,280 84			500 3,750							〃	ウルメイワシ		
299,663	33,675 229,600	6,053 61,350	4,494 4,213		3,700 4,500	869,448	50,611 332,970	7,323 91,538	9,754 121,970		1,192 322,970	〃	サバ		
124,023	12,968 22,240	70,332 42,200	12,240 57,308		720 2,275	323,075	17,994 108,518	26,976 172,557	7,840 42,000			〃	カツオ マグロ		
394,718	52,496 382,845	848 6,000	1,240 5,813		16 60	1,763,025	280,824 1,755,150	1,120 6,000	350 1,875			〃	ブリ		
123,583	10,962 62,876	5,316 29,813	3,827 14,539	1,574 5,888	3,324 10,467	173,453	17,760 95,123	4,133 20,681	7,866 37,995	5,783 15,454	1,344 4,200	〃	タイ類		
7,951	117 1,013		720 6,750		50 188	196	32 196					〃	ヒラメ カレイ		
11,948	411 2,573	1,500 9,375										〃	サワラ		
57,545	1,616 12,469	1,439 9,638			4,725 35,438	31,202	3,060 11,475	1,204 6,949	120 1,125	270 2,025	1,220 9,628	〃	ボラ		
14,506	1,716 5,363	216 638	10 4		4,534 8,501	15,583	1,506 4,766	18 38	107 942		5,030 9,837	〃	淡水魚		
350,757	21,124 198,038	2,468 34,275	4,520 42,375	45 536	14,095 75,506	101,358		2,863 35,786		139 870	6,902 64,702	〃	アジ		
351,979	21,957 139,502	41,256 106,126	556 2,250	682 6,188	32,246 97,913	121,943	22,504 26,183	50,790 93,176	15,300	566 2,584	16,949	〃	その他の魚類		
2,258,368	247,442 1,212,905	181,584 645,224	39,607 148,252	2,301 12,639	64,025 239,348	4,200,459	429,068 2,436,808	117,355 906,988	65,989 412,157	6,658 20,933	28,037 423,573	〃	計		
6,376	175 6,188				15 188	3,600	466 975			1,057	260 2,625	〃	貝類	貝類	

計	大正四年 肝付郡	大正四年 揖宿郡	大正四年 鹿児島郡	大正四年 鹿児島市	大正四年 姶良郡	大正二年 計	大正二年 肝付郡	大正二年 揖宿郡	大正二年 鹿児島郡	大正二年 鹿児島市	大正二年 姶良郡	市郡 区分		
kg 47,145	円 3,409 kg 26,926	円 5,062 kg 16,251	円 166 kg 780		円 595 kg 3,188	kg 73,876	円 3,812 kg 3,612	円 4,802 kg 57,465	円 1,145 kg 8,250	円 72 kg 450	円 656 kg 4,099	金額 数量	イカ	魚類
70,413	2,630 24,656	512 3,813	4,304 40,350		212 1,594	66,495	1,394 13,763	403 4,312	3,936 26,835	19 18,375	471 3,210	〃	タコ	
125,849	3,035 28,465	2,280 42,563	3,040 26,625	82 206	2,984 27,990	72,746	2,236 14,006	2,520 49,554	60 375	132 441	781 8,370	〃	エビ	
225	7,713 225				550	75		6,000 75			300	〃	その他の水産動物	
285,132	16,767 80,272	7,854 104,127	10,510 67,755	206	4,341 32,772	245,693	7,442 63,882	13,725 111,406	5,141 35,460	223 19,266	2,208 15,679	〃	計	
275,926		3,666 229,125		1,907 46,613	15 188	3,600	466 975			1,057	260 2,625	〃	貝類	
21,960	2,798 17,460	600 4,500				3,420	1,074 3,420					〃	テングサ	
3,405	439 3,405		600								100	〃	その他の藻類	
25,365	3,232 20,865	600 4,500	600			47,156	9,238 47,156				100	〃	計	
2,850,979	267,616 1,320,230	193,704 982,976	50,717 216,007	4,290 59,458	68,381 272,308	4,855,033	446,214 2,548,821	131,080 1,018,394	67,130 447,617	7,938 40,199	30,605 440,002	〃	合計	

調査地区	漁業種類	統数	漁期（月）	漁場	対象魚種	統数	漁期（月）	漁場	対象魚種	摘要
牛根地区	地曳網	7～8	周年	地先	カタクチ、アジ、サバ、キビナゴ	12（7～8）	周年	地先	カタクチ、アジ、雑魚	現在は時折り操業するだけ
	舟曳網					15				
	八田網	4	〃	牛根、福山、垂水沖	〃	7	〃	湾内一円	〃	噴火前は瀬戸海峡を通って垂水沖にも出漁した
	小型（機船）底曳網	10	〃	牛根、福山沖垂水～谷山沖	エビ、メバル、底魚	16	7～5	牛根、福山、重富沖、湾内中央部		噴火前は五十～六十ヒロ線が中心
	二双舟曳網	5～6	4～10	地先沖	コダイ、イトヨリ、アジ、サバ	1				現在あまり操業していない
	タコ網（二双舟曳網）	12～13	5～10	地先	タコ	2				〃
	メチカ網	5	8～10	地先沖	ソーダカツオ、ハガツオ	1				〃
	釣漁業			地先	タイ、瀬魚	30			タイ、タチウオ、瀬魚	一本釣、ハエナワ
福山地区	地曳網	15	4～5	地先	カタクチ、ウルメ、アジ、サバ	7～8	7～9	地先	カタクチ、アジ、雑魚	噴火前は夜焚き、現在は不振
	八田網	1	周年	福山、重富沖	〃	1				噴火前からイワシの煮干し加工があって現在資源・人手不足で操業しない
	小型（機船）底曳網	10	冬	地先沖古江沖	エビ、ヒウチダイ、底魚	2	11～3	福山沖・重富沖湾中央部	エビ、底魚	現在八田網の裏作
	まわし網	5	夏	地先沖	マグロ、キハダ	3～4（1）	夏	地先沖	マグロ、ソーダカツオ	以前は二百均のマグロがとれたこともあるが現在では時折り五～六均のマグロがとれる
	タコ網	7～8		地先	タコ					
	二双舟曳網	2	4～10	地先沖	コダイ、イトヨリ、アジ、サバ					
	メチカ流刺網	4～5	夏	地先沖	ソーダカツオ、ハガツオ					噴火後に起こって大正末期から昭和十二、三年頃まで盛んであった。
	イワシ刺網									
	大敷網									余り盛んではない
	釣漁業				タイ、メバル、瀬魚				タイ、メバル、瀬魚	
東桜島地区	地曳網	10		地先	タコ、カタクチイワシ、ウルメ	4		地先		操業はしていない
	小型底曳網	8～9		沖小島～垂水	エビ、底魚					噴火後五～六年続いた
	イワシ流刺網	5～6		〃	マイワシ					

西桜島地区（新島）							西桜島地区（本島）											東桜島	
イカ網	タコ網	タイ二双舟曳網	地曳網	キビナゴ刺網	磯建網	八田網	タコつぼ	地こぎ網	追込網	磯建網	イワシ刺網	キビナゴ刺網	昼八田網	八田網	タコ地曳網	イワシ地曳網	タイ地曳網	釣漁業	八田網
20	20	4	3	30	30	4		4	20		〃	100	?	9	20	10	8		
				4～6		周年	12～9	4～6				5～6	春、秋	周年	冬～春	4～5	3～7		
〃	〃	周辺	新島南側	〃	〃	周辺	地先	地先	地先沖	地先沖	谷山～垂水～大崎沖	神瀬～沖小島	〃	谷山、鹿児島～桜島間	〃	〃	地先		
	タコ、エビ、雑魚	タイ、イサキ、中アジ	イワシ	キビナゴ	イサキ、ボラ、瀬魚	イワシ、アジ、サバ	タコ	イサキ、タイ、イシダイ、ブリ	タイ、イサキ	ヒラメ、タイ、クロダイ、ボラ	大羽イワシ	キビナゴ	〃	イワシ、アジ、サバ	タコ、エビ、雑魚	マイワシ、カタクチ、アジ、小サバ	タイ、瀬魚		アラ、タチウオ、マグロ、カツオ、アジ、メチカ、ブリ、サバ
20	5 (4)	2			27	3	15 (4)		13	12				1		2	3		
						周年	周年												
						湾内一円	地先		〃	地先沖									
						カタクチ、イワシ、アジ	タコ		タイ、イサキ	タイ、ボラ、瀬魚									
		現在時折操業する					噴火当時一統 四十～五十投入		夜間操業	噴火当時は十五～二十ヒロの網を用いた	昭和十二、三年頃まで好漁で二十七年頃までは幾分とれた	夜明けにホラ貝を合図に一斉に出漁した		現在あまり操業していない。カツオ餌の活しは大正二年小サバ、大正三年からカタクチの畜養が小地で始まった		噴火により赤水、横山の網代がなくなった	操業していない	瀬戸部落で盛んに行われているハエナワ漁は佐多岬、屋久島にまで出漁（マグロ、カツオ）	

噴火被害に対する救済

大正三年一月の噴火は桜島島内に限らず、隣接の市町村の殆んどが、十二日の夕刻発生した大地震と降石灰によって壊滅的な被害を被ったので、県は桜島住民のみならず広く救済の道を講ぜざるを得なかった。救済するといっても一時的飢餓を防止して救済するだけでなく、永久的な救済上の最善策を立てて事に当たった。

当時の概算によれば、県内の損害は

家屋財産等	約　二二五万円
道路橋梁	約　二〇万円
農作物	約　一二五万円
畜産	約　七五万円
林野	約　二三五万円
養蚕	約　三〇万円
果樹茶園	約　一〇〇万円
水産	約　五万円
田畑宅地	約二九〇〇万円
合計	約三七一五万円

右のとおりであった。

県としては以上のような莫大な損害を地主の自力、または市町村費にまかせることは不可能と判断した。一方県でも諸建物及び道路橋梁などの復旧工事に多額の費用を必要とし、且つ地租税その他の収入にも大きな欠陥を生ずることになり、県の財政上も困難になった。

県は

土地復旧費	一九〇万円
教員給料充当費	四万円
河川堤防復旧費	四五万円

の計二三九万円を国庫から、更に県有財産営造物復旧費五万八、〇〇〇円を罹災救助基金より借り入れるよう臨時県議会に諮ったところ、いずれも万場一致で可決されたので県は直ちに手続きをとった。

県が借入れた一九〇万円を災害地町村に対し、無利息、五ヵ年以内据置、十五ヵ年以内年賦償還で貸し付け、町村から耕地整理組合または産業組合に転貸して災害地の土地復旧に当たらせた。かくして大正五年五月までの間に東西桜島二村の外、姶良郡一〇町村、曽於郡九町村、肝属郡一二町村、合計三三町村の四九組合に対し、一一四万三五七五円五〇銭を貸し付け、田園等五八、七六三町歩を復旧させた。借入額は百引村の一八万三、〇〇〇円が最も多く、次いで野方、市成、西桜島の各村何れも一〇万円以上を借り入れた。治水堤防費として借入れた四五万円は災害町村の河川復旧工事に対する

補助に充て、教員給料充当費四万円は財政困難のため小学校教員の給料を支払えない町村に対する貸し付けに当てた。西桜島村が借入した教員給料充当費は俸給年額の全額に当たる二、六二八円であった。

記念の碑

この大惨事を忘れることなく、後学のためにと、記念の碑が建てられた。場所は東桜島村地区が東桜島小学校の校庭、西桜島村地区は桜峰小学校の校庭と桜洲小学校裏門脇に建てられた。東桜島の碑文は前に桜島爆発記念碑建立余話として全文を掲載しているので、桜峰、桜洲の碑文を全文次に記述する。

桜峰小学校校庭記念碑文

櫻島爆發紀念碑文

我ガ櫻島ハ火山系ニ属シ古來屢々噴火ス維時大正三年一月十二日復爆發ノ惨ヲ見ル前日早晩始テ微震シ漸次其度ヲ強メ是日午前ニ及ヒ實ニ四百十八回ノ震度ヲ數フ人心為ニ恟々タリ時恰モ十時五分西櫻島ノ直上ナル海抜約三百八十五米突ナリ溪間ヨリ灰色ノ噴煙蒙々トシテ渦巻キ上リ地下鳴動遠雷ノ如シ既ニシテ東櫻島鍋山亦爆發シ大小幾坑前後勢ヲ合セ火焔噴石岩ヲ飛ハシ轟鳴次第ニ加ハリ火光放射ス村民ハ事ノ以外ナルニ驚駭周章シ老幼提携〇ニ身ヲ輕舸ニ寄セテ難ヲ鹿児島始良其他ニ避ク既ニシテ沖天ノ黒煙ハ次第ニ散布シテ全島ヲ蔽フ午後二十三時ノ交更ニ一大爆声起ル大砲彈ノ空中ニ炸裂スル如シ是前後多數救護船來集シ島民悉ク難ヲ避ク其難ニ死セシモノ僅ニ二十人ニ止マリシハ不幸中ノ幸ナリ薄暮俄ニ大震動殺到ス震域九州全土ニ及ビ音響數百里ニ達ス是ヨリ爆發愈猛ヲ加ヘ喧々囂々天柱裂ケ地維斷ツノ概アリ鹿児島ノ如キ驚惶ニ加ヘ毒瓦斯及海嘯來ル浮説巷ニ盈チ一夜四散シテ殆ト隻影ヲ留メス翌十三日ハ降灰天地ヲ籠メ夜ニ入リ更ニ大爆發ト共ニ一大火柱天ニ沖ス柱碎焔崩シ灼熱ノ熔岩四方ニ噴騰シ火粉全島ヲ蔽ヒ西海岸ノ民家一濟ニ炎上ス十四日轟鳴稍衰フルモ噴煙尚熾ナリ赤水横山ハ熔岩ニ埋没シ小池赤生原及武ノ大部分藤野西道ノ一部ハ大ニ焚カル翌日轟鳴再ヒ烈シク熔岩ノ流出休マス其翌十六日熔岩海ニ入リ西ハ烏島ヲ呑ミ一大碕ヲ突出ス東ハ有脇瀬戸ノ諸部落ヲ埋メ遂ニ海峡ヲ横キリテ大隅本土ニ聯繋ス要スルニ今次ノ災一島ノ耕地家屋全滅ニ歸スルモノ東西七部落ハ赤水横山小池赤生原東有脇瀬戸家畜悉ク燒死シ灰沙田野ヲ埋ルコト數尺又ハ數丈住民ニ萬殆ド耕スニ地ナク居ルニ家ナク凄絶惨絶言語

ニ絶ス斯ニ二十日ヲ過キ噴火漸ク衰ヘ二月ニ入リテハ山趾ノ小坑時ニ小爆發ヲ反復シ熔岩濛々白気ヲ颶クルニ止ル是ヨリ前ニ西桜島役場ヲ横山ヨリ鹿兒島郡役所ニ移ス三月二十一日更ニ之ヲ西道ニ移シ有村貞隆助役武直ニ專ラ前後ノ事務〇掌ス四月改選シ大窪宗輔ニ当選ス時ニ噴火漸々収マルト共ニ經濟難來ル全村戸數二千百三十八戸有リ縣廳ハ移住地種子島其他數所ニ定テ窮民ヲ分附ス本村ニ歸住スルモノ猶千十七戸アリ是ニ於テ土地復舊ノ要迫ル乃チ耕地整理組合ヲ組織シテ大窪村長之力長タリ隈元藤村副長タリ政府ヨリ無利息金十四万八千二百餘円ヲ借リ土地七百三十町八反歩餘ヲ復舊ス又産業組合ヲ興シ其長ニ大窪村長ヲ充テ縣廳ヨリ肥料購入資金一万三千三百六十五円ノ補助ヲ受ク其他官帑御救恤金一千五百二十四円二十錢縣廳救濟金及各府懸寄附金併セテ八万一千七百八十八円寄贈ノ物品又少ナカラス斯クテ外ニハ各方面ノ同情ト内ニハ村會議員村吏員老者等ノ協同盡〇トニ依リ漸ク面目ヲ回復シ人々其堵ニ安ンズルコトヲ得タリ爾來五周星人心漸ク舊ヲ忘レントス顧フニ近古傳フル所文明及安永ノ噴火ヲ最烈トス安永ヲ去ルコト百三十餘年ニシテ今次爆發アリ住々因テ來ヲ察セハ今後ノ事知リ難カラス後人能ク萬一ヲ無虞ノ日ニ警メ安キニ狃レス変ニ騒カス以テ先人ノ憂勞ニ答フル所アランカ則チ此碑ヲ建ル本旨ニ負カサルモノト謂フベシ因テ梗概ヲ此ニ證ス

村　長　大窪　宗輔
建設委員長　隈元　藤村
同　藤崎　国彦
同　上山　平吉
石　材　商　田之頭三次郎

大正八年五月十二日

第七高等学校造士館教授正五位勲五等　山田準撰

桜洲小学校裏門脇記念碑文

櫻島爆發紀念碑　鹿兒島郡長從七位　濱田壽一書

大正三年一月十二日午前十時五分我校区内赤水ノ眞上海抜約三百八十米突ノ地點ニ當リ俄然一大爆發〇〇シ鳴轟益々熾烈ヲ加ヘ正ニ大砲彈ノ炸裂スルガ如ク初春ノ碧空ニ大石巨岩ヲ噴出シ灰煙濛々トシテ天地映冥為ニ咫尺ヲ辨セス今ヤ南國ノ名島櫻島モ懐滅セントシ其光景轉凄惨能ク筆舌ノ盡ス所ニ非ス遂ニ我櫻洲校ヲ初メ横山赤水小池殆ト全滅シ全島被害ノ甚大ナル眞ニ言語ニ絶ス爾來春秋十一星霜島民克ク困苦缺乏ニ耐へ

聖天ノ鴻恩ト内外人士ノ篤キ同情トニ浴シ舊闘是レ努メ己ニ復旧ノ曙光ヲ認ムルニ至ル此秋ニ際シ校長北原元吉並ビニ有志全校區民ト相謀リ全校區青年團員ノ熱誠ナル勞働奉仕ニ依リ茲ニ紀念ノ碑ヲ建テ以テ後世子孫ノ為ニ之ヲ貽スト云爾

大正十四年一月十二日　鹿兒島郡視学　佐多博謹書

第三節　昭和期の爆発

大正三年の爆発後、昭和十年九月、小爆発して相当量の火山灰を降らせて活動を開始し、昭和十四年十月二十六日、また破裂して新火口を生じ、新岩漿を噴出、ついに爆発の現象を呈するに至った。その活動は二十八日まで三日間つづいたが、火口付近の灌木林が枯死した程度のものであった。

昭和二十一年一月三十日に大噴煙を上げて爆発し、その後間断なく小爆発が起こり、降灰があった。噴火口は南岳東斜面の九合目付近であった。三月三日には黒神方面に溶岩流が進出、三月十七日、その支流が有村方面へ流れて来た。そして三月三十一日には遂に有村海岸まで到達した。この溶岩流を昭和溶岩と呼んでいる。

更に昭和二十五年六月二十九日から九月まで噴煙が続いたが、爆発はなかった。

昭和三十年十月十三日午後二時五十五分、一大爆発音が鹿児島に響いた。当日は曇天で、桜島は五合目以上が雲で覆われていた。この爆発音は桜島を中心に都城、市来、川内、宮之城を結び直径八〇キロメートルにも及ぶ程の大きさであったが、平穏な日々を送り、晴天の日など桜島登山で賑わっている時だけに、住民は桜島の爆発を夢想だにしなかった。鹿児島市内では多くの人が城南町にあるガスタンクが爆発したかと思い、外に飛び出してみたが、ガスタンクはいつもと変わらず平然と立っていた。勿論、桜島は雲に覆われて爆発を知る由もなかった。桜島でも、屋外に居た人々はすぐに爆発と悟ったが、屋内では何かほかのものの爆発と勘違いした程であった。東桜島農協野添八百藏支所長（当時七十三歳）は「いま登山道路をつくっているので、ダイナマイトの音だと思った。家がぐらつき、窓ガラスがふるえたので、爆発だとすぐに外へ飛び出した（南日本新聞）」と語っている。風は南東の風であったので、爆発後しばらくして武・藤野を中心に降灰があり、爆発が実感として身にしみてきた。

当日、鹿児島市松原小学校一八一人と、上市来小学校

九五人、鹿大生一一人が登山していた。その安否が気づかわれたが、小学生は両校とも全員無事に下山してきた。しかし、大学生一一人は羅災し、死者一人（下山後）、負傷者九人の犠牲者を出した。

松原小学校五年生の藤島隆昭君は「こわかった桜島登山」と題して次のように綴っている（南日本新聞）

朝はからりと晴れて、ぼくらの乗った船は九時過ぎに武に着いた。ぼくたちのめざす桜島だと思うと、胸がどきどきしてきた。一合目、二合目、三合目と登るにつれて山道はけわしくなり、そしてそこを通りぬけると観光バスのためにつくられた車道に出た。八合目で一休みしていると、先生が「これから杖がありがたくなるよ」といわれた。ぼくは「ああ」と言って、よこの草原に足をのばして、ひょっと手を見る。手はもうおかしをにぎっていた。ぼくはおかしをにぎったつもりではなかったけど、と思いながらおかしを見つめていた。おかしを食べようか、食べまいかと思っていると、先生が「おかしを一つぐらいは食べてもいい」と言われたので、うれしくてほおばるととてもおいしい。それでやっと元気がでてきたので、頂上への最後のコースへかかった。

山頂の赤ずんだ岩が見える。力を入れて上るとずるずるすべる。くやしくてまたのぼる。またずるずるとすべる。かる石にまけるものかと思って、思いきって走って上る。そして、ひょっと横を見ると、ぼくはもう頂上に立っている。ぼくは「なあーんだ」と思ってひたいの汗をふきながらふりかえると皆苦しそうに杖をたよりに上ってくる。「オーイ、しっかりがんばれ」とぼくは叫んだ。

それから大きな眺めを楽しんでいると、旧火口原からひえびえとした空気や雲が吹き上ってくる。その大きな穴は鴨池グラウンドの三ばいぐらいの大きさだ。そのくらい大きい穴の中にはいってごはんを食べることになった。一時間の休けいがすむと、中岳から南岳にいくつもりであったが、雲が多く、時間もたらないので、船におくれてしまうので行かないことになった。

それから、下山の注意をきいて一の組から出発だ。かる石が多いので、ハゲ山をぼくたちは、そろそろおりていくと、うしろの方からとつぜん、山下さんが、あぶないかる石の上を、ものすごく走っていった。とまれないようだったが、船蔵さんにぶっつかり二人と

もころんだ。ぼくは胸がゾーッとした。二人はしばらくしてから立ち上がった。

やっと危険なハゲ山からおり、小さな木の茂った間をとおって、八合目を過ぎたころ、ゴロゴロとかみなりのような音がしたようだったので、おそろしくて走りだした。まもなくぼくが七合目まで下っていた。はやいようだが、ぼくは長い一八〇人の列の後の方だろう。その時とつぜん「ドカーン」という音がしたのでふりかえると、中岳の方のところから、黒いような煙が上っている。そしてぼくたちの所は、火山礫がバラバラと木の材にあたったり、音をたてて落ちてきた。ぼくは小ゆびにあつい礫があたって少しけがをした。しかし、いたさも忘れて逃げるのにむちゅうだった。みんながかける。運動会の時よりずっと早く走る。茶店の所で青年の人が「桜島の爆発だから、よく気をつけて急げよ」とどなるように言った。

足もとのあぶないのも忘れて、二の組の友だちと、海岸の方へかけ下りていく。道路も畑も火山灰がいっぱいつもっている。みんなが灰でドロンコになってそろって船に乗った時、急につかれがでたようだ。「よかった。よかった」と先生も何べんも言われた。ぼくはあのこわかった途中のことを思い出して小指の傷をなでていた。

一方、鹿児島大学教育学部の学生一一人は北岳山頂でキャンプをしていた。同行の石原義秀君は「耳をつんざくような地鳴りがしたかと思った瞬間、こぶし大の石が雨のように降ってきた。〈爆発だ〉と思ったときは、灰で前の方が薄れ、お互いの声さえ聞こえなくなった。ただ夢中で〈すり鉢山〉をはいのぼり、下山の道を探したが、その間にお互いはちりぢりになってしまった。ただ女子学生が心配だったが、どうすることもできなかった」と語っている。また、役場から救助に出向いた職員に巻いてもらったと思われる、血のにじんだ包帯を頭に巻いた伊藤順子さんは「頂上の付近で悲鳴が聞こえたが、どうすることもできなかった」と語っている（南日本新聞）

役場の方では、爆発音を聞いて一時は、ジェット飛行機の爆発音とまちがえた人もあったらしい。空の雲の様子が分厚く見え始めたことから、桜島岳の爆発の音と悟った程度であったが、やがて灰が降り始めて、山の爆発が確定的になった。しばらくして大学生が一人遭難を知らせてきた。とりあえず携帯用の救急箱を持って上山

正徳、酒匂景弘、竹ノ下光の三氏が山頂へ向かった。途中で二〜三人の遭難者に逢い、頭に包帯を巻いてやったが、他の遭難者の様子が全くつかめないので、遂に南岳の火口壁まで行ってしまった。中岳から南岳の付近は直径一㍍〜一・五㍍もあろうかと思われる真新しい溶岩が落ちていた。その後も遭難者には逢えずそのまま引き返した。竹ノ下氏（当時二十二歳）は二次爆発のことも考えずに南岳の火口壁まで行ったが、今になって考えると無謀なことをしたものだなーと述懐している。

小池在住の村山恒憲氏（当時二十七歳）は、雨模様の天気ではあったが、桜島の頂上近くまで水を担ぎ上げ、平穏な活火山を賑わす登山客のために水を売っていた。爆発が起こると、氏は登山客が山頂に居ることを知っていたので、逸早く登頂し、不安におののく遭難者を誘導して下山させた。その後は、警察の捜索隊の誘導員として捜索に当たるなど協力を惜しまなかった。このことに対し鹿児島県警察本部は写真のような感謝状を村山氏に贈った。

感謝状
鹿児島市桜島横山町
村山恒憲殿
貴殿は本年十月十六日桜島南岳の爆発に際し
現地四合目迄出張登山者の救護に当り
登山者に水を売り不安動揺を防止し
登山者の捜索に協力し共警察官と一緒に
遭難者を誘導して下山させ
遭難者に対し親切に表し
誠に感謝にたえません
昭和三十年十二月十日
鹿児島県警察本部長
警視正 金谷武彦

下山の途中、雨と灰で全く視界をうばわれ、同僚を見失い、一人ぼっちになってしまった鹿児島大学三年生の遠矢貞夫君は落石で重傷を負いながら松浦に下山してきて、無事を確かめたが、その後容体が悪化して遂に帰らぬ身となった。

爆発による降灰は南東の風に乗って、武・藤野を中心にして、生憎（あいにく）の小雨に混じって農作物に降りそそぎ、命とたのむ柑橘類と、ようやく大根葉らしくなった桜島大根をたたきのめした。十月十六日の南日本新聞は次のように記している。

十三日四時頃から小雨にまじって火山灰は降りはじめた。灰はミカンの皮を伝って流れた。経験から知っている村人はすぐ収穫にかかった。ところが収穫して一時間もたつと、ミカンの表皮は黒く焼け、ひどいのははじけて割れた。実っていたミカンは雨で灰がくっついたため灰の後は真黒に焼けた。名産桜島大根の葉は煮たように焼けただれた。恐ろしい亜硫酸ガス、「小雨さえ降らなかったらせめて二割は売り出された

のだが…」全滅になったミカン畑に立つ村人の声は悲痛。

それから三日たっても噴煙はまだおさまらない。村民たちは真白になった畑を耕し、エンドウを植えたが、また灰をかぶった。一日がかりで洗ったミカンの木も再び灰で真白になった。木をゆすると葉がバラバラと落ちる。「どうなるのだろうか。考えると恐ろしいくらいだ」みんな仕事も手につかず南岳を見上げるばかり。

十六日午後零時四十四分、南岳がまたまた二、五〇〇㍍の噴煙をふき上げた。白い道を村人がひきつった顔で走った。知らせであちこちに集まって噴煙を見上げる一群からワーッと泣き声が起こった。二人が泣いていた。恐ろしさに泣いたのではない。生活をあずかる主婦にはあすの悲惨な生活がひしひしと身をつつむのだろう。まもなく灰が降りはじめ掘り起こした黒土を灰で埋めた。

一番ひどい打撃をうけているのは赤生原、武、藤野、小池、西道の五部落だ。部落を通るとさながら、セメント工場を回っているようだ。座敷も一日に何度ふいてもすぐ灰で白くなる。一面にひろがる灰。役場のマイクが「ミカンは収穫できないが木を助けよう。石灰をまいて手入れしないと三年間は結実しない」と何度もくり返していた。木を守ることが残されたただ一つの仕事だ。公民館にははやくも某前代議士が乗り込み「補助金獲得の方法」を村長をはじめ村人に話していたが、聞く人たちは真剣な表情の反面、どこかウツロな顔だった。

船付場では朝、鹿児島市に収穫した〈黒いミカン〉を売りに出た農婦が帰っていた。聞くと「二束三文に買いたたかれ……」力なくボソリ語った。カゴにはまだ〈黒いミカン〉が残っていた。農協でもこのミカンの処置に困り、ジュース会社や、カンヅメ会社に売り込みにかかったが「まだ甘味がない」との理由でことわられたという。ミカンと大根で生活をたてるこの村から二つを除いたら何が残るというのだろうか。役場には「失対工事をやって賃金労働をさせてくれ」と村人たちが何人も申しこんでいた。役場でもこの対策に頭を痛めているが、それと同時に農作物の被害対策を講じなくてはと武村長も日曜を返上してかけまわっている。係員が災害救助法の適用を県に申請に行ったが「台風や火災と違って適用にはならないだろう」との

返事でがっかりさせている。

十年目に怒るという〈宿命の島〉。移住しても必ず帰ってくるという村人たちに温かい法の援護はないものか。煙を噴き上げた後、桜島の登山口には消防団員が登山客の防止にあたっている。

十七日は、桜島は噴煙をあげなかった。全地域に灰をかぶり、打ちひしがれていた西桜島の人たちの顔はようやく明るさをとりもどしてミカン畑にくりだした。「ミカンの実はたとえ全滅でも、ミカンの木だけは守ろう」と灰おとし作業にたち上がった。二、三年は木の回復は見こまれないことを胸の奥に秘めながら、動力機械を持っている農家は噴霧機を使い、持たない農家は棒で灰を落とした。

農作物の被害は柑橘、大根だけではなかった。開花期に入ったビワとソバも全滅に近い打撃を受けた。カンショや白菜などソ菜類は全体に灰をかぶっているので、後で被害が表面化する恐れがある。とにかく灰を除去することが急務で県でも灰落としを強く呼びかけた。豪雨が降って灰を洗い流してくれれば良いのにと住民は願いながら灰落とし作業を急いだ。

十月十三日の農作物の被害は東桜島町のビワが一、八〇〇万円、柑橘類が二、八〇〇万円、ソ菜類一、一四〇万円、合計五、七〇四万円（昭和三十年十月十五日現在）と推定された。

昭和三十年十月十三日の爆発について、鹿児島大学教授波多江信弘氏は、私は火山が専門ではないがと前置きして次のように語った。

爆発の前兆でもなさそうだし、時期的にみて昭和二十一年のつながりのように見られる。つまりあれから八、九年程度しか経過していないから、火山活動期として一括してもよいと思っている。地下の深部から起こった新しい火山爆発とは今のところ考えられない。というのは、地下深部からの溶岩の噴出であれば、地震をともなうものだが、地震計に記録されたのは四六〇ミクロンだけである。しかも噴煙ごとに大して地震計に及ぼすものがない。爆発前に地震があるのは常道だが、こんな調子である。それにこれまでの例によると、地下水が上昇（爆発後下る）したとか、温まるなど前兆があったようだが、こんどの場合一部にそんな話もあったので、調べてみたら事実がないから前兆でもなさそうである。こんどの爆発はむしろ22号台風な

どのひきつづく降雨量で火口に土砂が流れ込んで火道をふさいだため、火山力のエネルギーが膨張して堪え切れず、爆発したのではなかろうか。それも降ってきた礫がみんな角ばっているからで地底の深部が爆発した溶岩ならいく分丸味があるはずである。角ばった礫は火道壁の基礎の古い岩石が飛び散って吹き上げて来た証拠だ。いま礫や灰は分析中で、古いものか新しいものか不明だが、十種の要素について分析するから、あと一週間ばかりかかる予定だ。桜島の場合、珪酸分が新しいほど少なくなって逆に酸化鉄分がふえている傾向にある。

また鹿児島地方気象台安井観測課長もこう言っている。

火山の大噴火には必ずその前に地震が頻発するし、前駆地震のない爆発は常に大きなものではない。それに異変が前兆として利用され得るのには、それが通常起こるありふれたものでは駄目だ。その異変の時間的経過があまり緩慢なのも認められない。土地全体がゆっくり陥没したり隆起するのは、その土地が安定していない証拠で、将来何か予備資料にはなるが、それでは何時ごろ起こるかということになると、これは予測できない。

こうした話によると今回の爆発は今後に大した関連性はないものとみられる。と南日本新聞の記事は結んでいるが、昭和三十年の初発以来、溶岩は湧出しないまでも、爆発を続け、風向きによって主に夏は西及び北の方角、冬は東及び南の方に灰を降らせ続けている。そして昭和四十七年以降は爆発降灰活動が激しくなり、農業、土木の分野に多大の被害を与えている。これに対し国県も多大の援助を与えたが、町当局の努力と共に、農業、土木建設の項に表わすことになろう。

第四節　桜島爆発防災訓練

昭和三十年桜島岳が爆発してから既に十五年、未だ噴煙は収まらず住民に脅威の念を与え続けている。

爆発に対する防災訓練をとおして、一旦緩急の時に備えようと、鹿児島県防災会議は桜島爆発災害対策の中に桜島爆発災害に際し、県市町村及び各機関の対策を調整するため、知事は県災害対策本部に『桜島爆発対策連絡協議会』をおいた。構成は次表に示すとおりであり、災害対策の調整に必要な市町村及び各機関の出席を求めて会議が開かれた。

機関名	主管課
鹿児島県	総務部 消防防災課
警察本部	外勤課
鹿児島市	市民安全課
鹿児島市消防本部	警防課
西桜島村	総務課
垂水市	市長公室
姶良町	総務課
第十管区海上保安本部	救難課
陸上自衛隊	第3係
海上自衛隊	第1航空群幕僚室
日本赤十字社	事業課
海運局	監理課
食糧事務所	業務第一課
鹿児島地方気象台	観測課
京都大学火山観測所	
鹿児島大学	教養部 理学部
国分市	市長室
加治木町	総務課
隼人町	総務課
福山町	総務課

鹿児島市と西桜島村は桜島爆発連絡協議会の意思に従い、当年四十五年度中に桜島火山爆発総合防災訓練実施要綱を作成、四十九年一月十二日に鹿児島市有村町を基地として第一回の防災訓練が実施された。

以後毎年、大正三年噴火の記念日に鹿児島市と桜島町とで防災訓練が実施されているが、第三回は県が主管し、第七回からは桜島町と鹿児島市とが交互に主管し、それぞれの行政地域で実施された。実施内容は多岐にわたり、参加団体も毎年増加、第七回には二十六団体であったものが第十三回では三十一団体となっている。訓練実施内容の概容について昭和五十年度を例にとって示すと次のとおりである。

第回	昭和年度	実施主管及場所
1	45	鹿児島市 有村町
2	46	〃 持木町
3	47	鹿児島県 野尻町
4	48	鹿児島市 黒神町
5	49	〃 東桜島町
6	50	〃 高免町
7	51	桜島町 西道
8	52	鹿児島市 古里町
9	53	桜島町 小池
10	54	鹿児島市 持木町
11	55	桜島町 松浦
12	56	鹿児島市 野尻町
13	57	桜島町 白浜
14	58	鹿児島県 桜島全域

一、実施目的

災害対策基本法及び桜島火山爆発防災計画並びに鹿児島市・桜島町の地域防災計画の定めに基づき、爆発、地震等の災害発生の危険に際し、関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら各種の応急対策が迅速、適切に行われるよう訓練を実施し防災体制の整備充実と防災思想の普及を図ることを目的とする。

二、実施日時

昭和五十八年一月十二日　八時三十分～十一時四十分

三、実施場所

桜島町　白浜地区

四、参加団体

鹿児島中央警察署、鹿児島海上保安部、第十管区海上保安本部、陸上自衛隊第一二普通科連隊、自衛隊鹿児島地方連絡部、海上自衛隊第一航空群、海上自衛隊鹿児島試験場、鹿児島地方気象台、九州海運局鹿児島支局、鹿児島県鹿児島土木事務所、日本赤十字社鹿児島県支部、県アマチュア無線赤十字奉仕団、鹿児島小型船舶交通安全協議会、鹿児島市医師会、桜島町、桜島町企業部、桜島町教育委員会、桜島町診療所、桜島町消防団、桜島町婦人会、西桜島漁業協同組合、桜島町公民館連絡協議会、桜峰小学校、桜峰幼稚園、白浜婦人会、鹿児島市、鹿児島市教育委員会、鹿児島市消防局、鹿児島市消防団、鹿児島市東桜島地区協力員連絡協議会、東桜島地区婦人会

五、訓練本部

㈠　実施本部長　桜島町長

㈡　実施本部員　参加団体代表者

六、訓練基本想定

一月十一日、桜島の各地において有感地震が群発し、火口付近の鳴動が激しくなり、井戸水の増加、温泉の温度上昇、ガス臭気の発生、死魚の浮上などの異状現象が続発した。

桜島町、鹿児島市は島内各地におけるこれらの異状現象、災害情報等を関係防災機関へ通報するとともに、非常事態に備え、関係機関と緊密な連携につとめている。

一月十二日に入り、これらの現象がさらに著しくなり、大爆発の兆候が濃厚となった。

鹿児島地方気象台は、九時三十分に「山腹からの大噴火も考えられる」と火山活動情報を発表した。

発表後の十時十五分、激しい地震が発生し、山腹各所につぎつぎ大爆発が起こった。

島内各地に家屋の倒壊や、噴石による火災、がけ崩れ等の災害が発生し、とくに白浜地区の住民は危険にさらされている。

訓練種目別実施細目は次頁の表のようになっていた。

昭和五十八年度の訓練は、五十九年一月十二日が大正の大噴火から七十周年に当たること、五十八年の十月三日に三宅島の大噴火があり、それに防災訓練が大いに役

番号	訓練種目	行動概要	参加機関・人員	使用資器材
1	情報連絡訓練	桜島町総務課は、異常現象について白浜公民館と情報連絡中、八時四十分電話不通となる。関係職員は非常連絡体制に入る。気象台は直ちに白浜部落へ直行し、それぞれ無線による交信を行う。火山活動情報の発表により、九時四十分災害対策本部を設置する。関係機関はその旨通報、あわせて消防団に避難指示等の処置を指令する。総務課	町役場 3 消防団 5 企業部 2 教育委員会 1	町防災行政無線 無線車 携帯無線機
2	情報伝達訓練	消防団は、火山活動情報と避難準備を地区住民及び桜峰小学校、桜峰幼稚園に伝達する。 海保安部は、部内及び在港船、船舶会社等に非常事態を伝達、又巡視船舶等に待機を指令する。 陸上自衛隊は、出動要請があったものとして、ヘリコプターを急行し、現地の状況偵察を行う。 本部及び陸上部隊へ情報伝達する一方、住民へ上空から情報を伝達する。 海運局は、船舶会社に対し、応援要請訓練を行う。（船舶会社は、所属船舶に対し出動指示訓練を行う。）	消防団 26 海上保安部 68 陸上自衛隊 4 海運局 3	消防車 ヘリコプター 2
3	通信訓練	それぞれの所管において無線による通信訓練を行う。 災害対策本部は、災害応急復旧用無線により県及び関係機関に連絡を行う。	中央警察署 海上保安部 陸上自衛隊 日赤アマチュア無線奉仕団 10 2 10 10	船舶無線車 アンプ放送器材 天幕（無線連絡車）
4	炊出訓練	炊出しを実施し、白浜港にて訓練参加者に給食を配付する。	陸上自衛隊 町役場 桜島町婦人会 東桜島婦人会 20 30 8 8	炊事係 3 野外炊具缶 3 水天幕、つくえ 10
5	交通規制訓練	避難の安全を確保するため、県道早崎～桜島港線及び桜島町道の要所において交通規制を行う。 又訓練実施中の安全を図るため、県・市・町は協力して車両等の整理を行う。	中央警察署 県土木事務所 5 10 市役場建設部 5 8 東桜島支所 5	携帯無線 トランシーバー 道路パトロール車
6	避難訓練	災害対策本部は、消防団に避難指示を行うとともに防災無線（広報）により町内一円に避難指示を行う。 消防団は、災害対策本部の指令により、十時十五分に避難指示（マイク、サイレン、警鐘）を行う。 地元住民は、消防団員及び公民館長の誘導に従い集合場所に集結し、人員点呼後白浜港の退避舎に避難する。 桜峰小児童、桜峰幼稚園児は校長、園長の指示に従い所定箇所において、人員点呼後白浜港の退避舎に避難する。	消防団 26 中央警察署 8 教育委員会 5 桜峰小学校 286人（先生14人 児童272人） 桜峰幼稚園 76人（先生4人 園児72人） 地元住民 100人	消防車 3 マイク サイレン 警報

12	11	10	9	8	7
避難所開設訓練	脱出訓練	孤立者救出輸送訓練	救出訓練	救護訓練	災害状況調査訓練
市災害対策本部の担当収容班長は、所定の学校に連絡、避難所の開設を学校長に報告する。	要請により陸上自衛隊は救出に間に合わなかった住民をヘリコプターにより退避舎屋上より吊り上げ脱出させる。 海上自衛隊は上陸用船艇を現地に急行し、災害対策要員を救出し、島外脱出を行う。	要請を受けた陸上自衛隊はヘリコプターを松浦公園に急行し孤立した消防団員等全員を救出し、鹿児島市内へ輸送する。	桜島フェリーは正面岸壁に着岸し、避難者の救出を行う。（船上にて救命胴衣の着装指導を行う。） 海上保安部巡視船は、救助活動によりフェリーに間に合わなかった地元住民の救出を行う。（胴衣着装） 地元船、漁船等は関係者が乗船し速やかに離島する。 小型船舶は付近海上を巡回し、避難者の有無を監視する。 その他船舶は沖合海上において待機警戒に当たる。 第十管区海上保安本部は、海上保安部との連携により、負傷者一人を退避舎屋上より吊上げ巡視船に輸送する。	救急車は現場に急行し、負傷者を白浜港まで搬送する。 日赤、医師会及び町診療所は白浜港に救護所を開設し、搬送された負傷者の救護を行う。手当後フェリーへ搬送。 自衛隊担架班は白浜広場前から負傷した住民二人を搬送し救護所に引継ぐ。	要請により、海上自衛隊第一航空群ヘリコプターは、溶岩流出状況、被災地の状況を空中撮影し、撮影した写真を白浜退避舎に投下する。 消防団員がこれを回収し、災害対策本部に届ける。
市福祉事務所 17	海上自衛隊鹿児島試験場 2 陸上自衛隊 6 消防団 10 役場 10 中央警察署 5 日本赤十字社 5 東桜島支所 2	陸上自衛隊 6 消防団 4 役場 2	第十管区海上保安部 2 海上保安部 61 陸上船艇 7 企業 12 消防団 26 小型船舶協 10 地元住民 100 桜峰小学校（先生 14 児童 272） 桜峰幼稚園（先生 4 園児 72） 計 286 計 76	日本赤十字社 13 市医師会 5 町診療所 5 消防団 6 地元住民 3 桜峰小 6 陸上自衛隊 10	海上自衛隊第一航空群 2 消防団 2
	上陸用船艇 1 ヘリコプター 1	ヘリコプター 1	地元船 3 漁船 3 小型船舶 5 フェリー船 1 巡視船 1 警備救護艇 2 救命胴衣負傷者（ダミー）	救急車 2 担架 4 携帯無線 4 医療器材 1 天幕 1	大型ヘリコプター投下写真 1

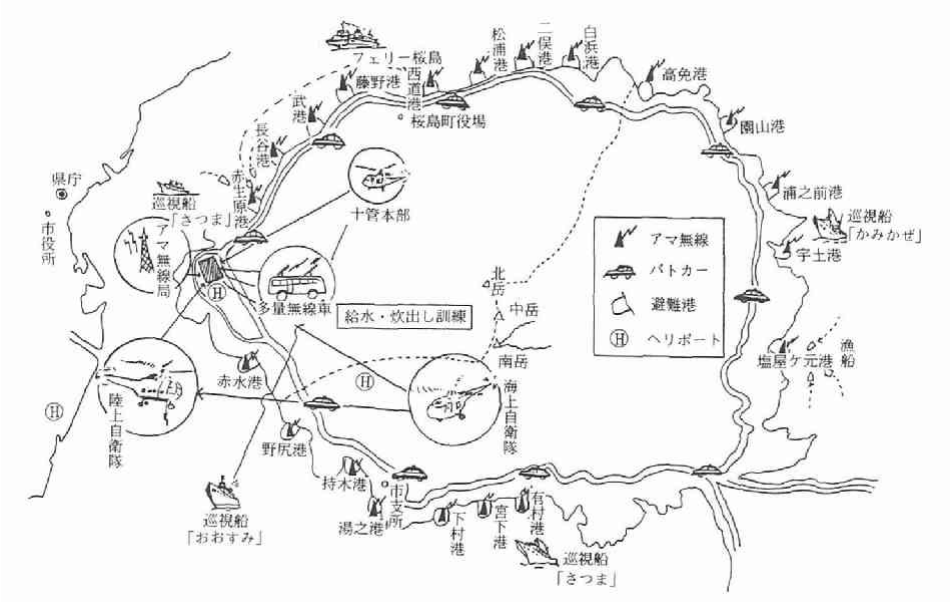

立った事実などもあって、県が主管となって行われた。訓練に参加した機関の数も湾岸の団体のほか鹿屋市、輝北町、曽於、肝属の地域振興連絡協議会、県立鹿屋病院など計六十に達し、実質人員四三〇〇人余が参加して、これまで一港しか使用しなかった避難港を、桜島にある二十港すべてを使い、訓練実施本部を桜島町溶岩グラウンドに置いて実施した。

第五節　桜島南岳噴火対策

南岳山頂が昭和三十年十月十三日突然大爆発を起こし、藤野以西の部落は、ミカン、大根等壊滅的大被害を被った。本町（村）では執行部当局、議会等協議を重ね、税金の減免措置、高校の授業料減免措置等を県市に陳情、また農家の営農資金等に対する陳情を行って、資金借入れに依り、今日まで営農を続けている。

昭和四十七年から噴火は一段と激しく、しかも悪質成分を含んだ降灰によるミカン等農作物の被害は甚だしく、国・県に対する陳情を行った。国会では災害対策委員会に噴火対策小委員会が設けられ、県選出国会議員に党派を超えて桜島問題に取りくんでもらった結果、昭和四十八年七月、活動火山対策特別措置法として「活動火

山周辺地域における避難施設等に関する法律」が公布された。この法律の目的は、火山の爆発、その他火山現象により著しい被害を受け、また受けるおそれがあると認められる地域等について、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講じ、当該地域における住民等の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることとなっている。

本町（村）はこの法律により、各地域に避難港、避難舎、退避壕を建設した。

昭和五十二年から降灰量が急増したため、この対策について、本町は議員全員による特別委員会を結成したが、本町だけの単独陳情ではその効果が乏しいので、鹿児島市、垂水市、桜島町の二市一町が各特別委員会を結成した。その連合組織である二市一町の議員協議会が国会、各省庁に対する陳情を行った。一方県では県六団体即ち県執行部当局、県議会、市長会、市議長会、町村会、町村議長会をもって一本化陳情が行われた。

たまたまその頃、国では防災営農区域が拡張されたので、姶良郡福山町、曽於郡輝北町が二市一町に加入し、二市三町の降灰対策協議会が新たに結成された。

昭和四十八年七月の活動火山対策特別措置法では不十分であり、火山法改正の陳情を兼ねて行い、その結果、昭和五十三年四月、法律二九号で改正され、現況ではその改正に対する関連陳情を毎年行っている。

次に鹿児島県市長会及び町村会とその議長会が昭和五十二年十月提出した特別立法等に関する要望書と、二市三町が提出した要望書のうち昭和五十四年十月のものと五十七年十月のものを転載する。

昭和五十二年十月提出の要望書

桜島災害（爆発降灰）に対する特別立法に関する要望

桜島の火山対策につきましてはかねてから格別の御高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

御承知のように昭和四十八年「活動火山周辺地域における避難施設等に関する法律」が制定され、この法律をもとに避難施設および防災営農施設の整備が進められ、治山事業、砂防事業等も積極的に推進され、地域住民の安全および農林漁業の経営の安定のための措置が講ぜられてきたところであります。

しかしながら桜島の活動はその後もますます活発の度を加え、連日、数次にわたる爆発、地震、噴煙を繰返し

ており、ために山腹の荒廃はさらに甚しく、周辺地域の避難施設の一層の充実、桜島における治山砂防工事の大幅な促進の必要に迫られているところであります。とくに近年桜島および広範囲の周辺地域にかつてないおびただしい量の降灰をもたらして居り、県民の日常生活にこれまで経験したことのない深刻な打撃を与えております。

降灰が甚しいときには、道路の通行・自動車の運行にすら支障をきたし、学校教育、とりわけ屋外の教育活動もそのため中止を余儀なくされることもあり、さらには、農林漁業、商工業の生産活動への影響も極めて深刻なものがあります。

また連日の降灰による、道路、各種公共施設等の積灰の除去に住民および関係機関は疲労困憊(ばい)その極に達している状況にあります。とくに本県は高温多湿の土地柄から降灰のもたらす日常生活での不快感はきわめて大きなものがあります。

これらもろもろの事態に対処するためには、現行の立法措置をもってしては極めて不十分であり、各般にわたる多角的対応策が強く要望されているところであります。

県関係市町村は一体となって避難施設の整備、清掃事業の拡充、営農対策の推進、住民の健康対策等に努力してきたところであります。またその影響の度合が広範囲にわたって一層深刻化しているだけに、地方公共団体の力だけではその対策は到底全きを期し得ない実情にあります。

国におかれてはこのような深刻な事情を十分ご賢察のうえ次の事項について緊急にあらたな特別の立法措置を講ずるとともに必要な予算措置を講じ、県および関係市町村が実施する対策について格別のご援助を賜わり県民の不安の除去と生活の安定を図って頂きますよう要望申しあげます。

一　「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」の改正について（各省共通）

現在、法律の助成対象事業となっている避難施設事業及び防災営農施設整備事業のほかに新たに「降灰対策事業」を追加するとともに、降灰によって生活環境に著しい影響のある地域を「降灰激甚地域」として指定し、被害防止のため積極的諸施策を講ずること

二　降灰除去事業の推進について（文部省、厚生省、運輸省、建設省、自治省、環境庁）

最近の降灰の状況に鑑み各般の施設にわたり降灰除去事業を推進する必要があるので、次の事業について国庫

の助成措置を講じられたい。

㈠　指定地域内の道路、公園、公共下水道、学校、公民館、老人福祉施設、児童福祉施設等公共施設の降灰除去事業に対して国において助成すること。

㈡　道路撒水車、道路清掃車等の機材購入に要する経費について国において助成すること。

㈢　指定地域内における国立公園清掃活動補助事業に降灰の除去事業を加えると共に、事業費の増額をはかること。

㈣　指定地域内における降灰収集事業に対し財政措置を講ずること。

三　公共施設等に係る降灰対策の推進について（文部省、厚生省、医療金融公庫）

本県は高温多湿の土地柄から降灰のもたらす日常生活での不快感が甚だしく、学校等公共施設に対する降灰対策事業を推進する必要があるので、次の事業について国庫の助成措置を講じられたい。

㈠　指定地域内の義務教育諸学校、公立高校、公立幼稚園の左記設備の設置等に要する経費及びその管理経費について国において助成すること。

ア、冷房設備

イ、窓枠の改造、窓ガラスの強化

ウ、プール上屋およびプールクリーナー

エ、運動場のスプリンクラー

㈡　指定地域内の老人福祉施設、児童福祉施設等社会福祉施設の冷房設備に要する経費及びその管理費ならびに窓枠改良に要する経費について国において助成すること。

㈢　指定地域内の病院、診療所等医療施設及び冷房設備に対する医療金融公庫の融資条件の緩和と融資枠を拡大すること。

四　農林漁業対策について（農林省　林野庁、水産庁）

降灰による農林漁業の被害を防止するため、次の措置を講じ、これに要する経費について高率の国庫助成等を講じられたい。

㈠　防災営農施設整備計画を下記のとおり拡充すること。

ア、昭和四十八年度から実施している防災営農整備計画を改定し、昭和五十三年度以降も引き続き行うこと。

イ、降灰によって農作物に多くの被害をもたらしてい

る地域を新たに防災営農計画の区域に加えること。

ウ、下記の事業を新たに認めること。

(ア) 野菜花き等に対する硬質ビニールハウス等による恒久的な降灰施設を対象事業にすること。

(イ) 降灰による果実の裂果等を防止するため、果樹に対する簡易ビニール被覆施設を対象事業にすること。

(ウ) 人工飼料飼育による稚蚕飼育を対象事業にすること。

(二) 指定地域内における林業労働者の安全衛生確保をはかるため、必要な設備等の整備や健康診査の実施に対する助成制度を創設すること。

(三) 森林国営保険制度の保険対象事故に「噴火の害（降灰も含む）等」を入れること。

(四) 指定地域内における降灰対策としての養殖筏退避施設事業、漁獲物共同処理施設設置事業、漁獲物加工施設設置事業を沿岸漁業構造改善事業の一環として新設し、高額助成をすること。

(五) 指定地域内における自作農維持資金等農林漁家に対する降灰対策資金の融資条件の緩和と貸付限度額を引き上げること。

(六) 農林産物に係る降灰対策試験研究費の国庫助成措置とその増額をはかること。

五　商工業対策について（大蔵省、中小企業庁、国民金融公庫、中小企業金融公庫、環境衛生金融公庫、商工組合中央金庫）

降灰による商工業者の被害を防止するため、次の措置を講じられたい。

(一) 指定地域内の中小企業者が行う降灰の防止及び除去対策に要する資金に対する政府系金融機関の融資条件を災害資金並みとするとともに、融資枠を拡大すること。

(二) 指定地域内における商工業者の事業用資産に関する減価償却について、税法上の特別措置を制度化すること。

六　避難施設緊急整備計画の拡充について（各省共通）

避難施設緊急整備地域を拡大するとともに、避難施設等の整備事業の拡充をはかること。

七　治山砂防事業の推進について（建設省、林野庁）

顕著な山腹の荒廃に対処するため、桜島地区における直轄治山事業及び直轄砂防事業の予算枠を拡大するとと

もに県の負担割合の軽減をはかること。

八　住民の健康対策等について（厚生省　環境庁）

火山活動が激化し降灰量が非常に多くなっているので、関係住民の健康対策に係る次の措置を講じ、これに要する経費について高率の国庫助成を講ずること。

㈠　桜島降灰による人体への影響調査研究に要する経費について国庫の助成措置を講ずること。

㈡　桜島火山活動に伴う環境への影響を判断する大気質測定に要する器具の整備費等について国庫の助成措置を講ずること。

九　地震・火山活動研究観測体制の充実強化について（文部省、気象庁）

桜島には、現在、鹿児島地方気象台、京都大学、鹿児島大学などの観測施設及び研究施設があるが、現状では十分でないので、施設、設備を拡充するとともに所用の人員を配置し総合観測体制の充実をはかること。

十　その他（厚生省、自治省）

㈠　特別交付税に関する省令に「活動火山対策に要する特別の賊政需要」を明記すること。

㈡　桜島災害に係る地方公共団体の負担について地方債の許可に特別の配慮をされ、その元利償還について交付税において措置すること。

㈢　降灰除去に伴う水道施設の拡充に必要な公営簡易水道事業に対し高率助成をはかること。

なお、この県内六団体代表者陳情に本町も特別参加した。

昭和五十四年九月提出の要望書

桜島火山の降灰対策に関する問題事項について

桜島の火山爆発対策につきましては、平素から格別の御高配と御支援を頂き誠に感謝に堪えません。

活動火山対策特別措置法の制定によりまして、宅地、側溝、公共下水道等の降灰除去事業をはじめ、小・中学校等の教育施設及び保育園等社会福祉施設に於ける窓枠改修や空調設備等の降灰防除施設整備事業等を国庫補助事業として実施致しております。又、農林業対策事業として、防災営農施設整備事業の一環である土壌等矯正事業をはじめ、耐灰性作目導入事業等諸対策を講じるとともに、商工業対策及び住民の健康対策等の降灰対策を積

極的に推進致しております。しかしながら、活動火山対策特別措置法では、救済できない問題点もありますので、更に次の事項について、格別の御詮議を賜わりますよう要望致します。

降灰除去事業等及び土石流対策等について

(1) 降灰除去事業（道路降灰除去、公共下水道降灰除去、市街地（宅地）降灰除去）の補助率を一律に三分の二とされたい。

(2) 土石流対策を国の直轄事業として強化されたい。

ア、直轄治山事業の全体的な見直しと、事業の促進方を図られたい。

イ、黒神川（地獄河原）の直轄工事費の枠を拡大されたい。

ウ、高免河原の土石流対策については、防災事業として、抜本的な対策を講じられたい。（砂防区域設定について努力中であります。）

エ、仁田河原については、早急に対策を講じられたい。

オ、金床沢水系の治山、砂防事業を早急に完成されたい。

(3) 小型ロードスイパーの購入について助成されたい。

(4) 桜島周辺道路（国・県道）の整備を促進されたい。

商工業対策について

(1) 指定地域内に於ける商工業者の事業用資産に関する減価償却について租税特別措置法上の特別措置を制度化されたい。

(2) アーケードの降灰除去事業費について助成されたい。

(3) 降灰防除対策資金の融資利率を引き下げられたい。

農林業対策について

(1) ガス対策について

近年、火山性のガスが多発し、農作物の被害が激増しているので、ガスの分析及び農作物への対応策を早急に樹立されたい。

(2) 畜産業等の対策について

防災営農事業の一環として、畜産関係事業を新設し、地域営農の安定を図られたい。

(3) 降灰地域土壌等矯正事業に係る「有機質素材」投入地域の拡大を図られたい。

(4) 野菜降灰防止栽培促進事業の補助事業採択基準を緩和されたい。

⑸　施設園芸の張り替え防塵ビニールの購入費について助成されたい。

社会福祉施設等対策について

⑴　新設（改築）の社会福祉施設に於ける降灰防除施設に対し降灰対策事業補助金を別枠として措置されたい。

⑵　小規模の社会福祉施設（簡易児童館、簡易老人憩の家等）に対し、降灰対策事業の助成対象とされたい。

教育関係対策について

⑴　指定地域内の義務教育諸学校、公立学校、公立幼稚園の下記設備の設置等に要する経費及びその管理経費について助成されたい。

ア、冷房設備

イ、学校敷地内及び屋上の降灰除去

ウ、運動場のスプリンクラー、散水施設用井戸掘削

エ、学校花壇（教材園）等に対する降灰防除施設（防除用ビニール被覆施設、設備）

オ、当分改築計画のない健全木造校舎窓建具のアルミサッシ化

カ、屋内運動場窓建具のアルミサッシ化

⑵　指定地域内の教育機関（公民館、少年自然の家、異人館、美術館等）の下記設備の設置等に要する経費及びその管理経費について助成されたい。

ア、冷房設備

イ、窓枠の改修（アルミサッシ）

ウ、雨樋の取りかえ

エ、屋根、敷地内の降灰除去

⑶　教育施設に係る降灰防除の為の施設整備に要する費用の補助を三分の二とされたい。

⑷　私立学校等及び私立幼稚園の降灰防除施設整備事業に対し助成されたい。

⑸　降灰時はプール用水の交換が頻繁となり上水道用水に不足をきたすので、プール用水専用の地下採水工事費について助成されたい。

⑹　窓枠改修工事に係る吹付け塗装工事費について助成されたい。

⑺　プール上屋施設について、文教施設債で対応できるよう措置されたい。

住民の健康対策について

⑴　桜島降灰等による影響について住民の健康診断の実施など保健衛生対策を充実されたい。

交通事業対策について

⑴　電車軌道敷内の降灰除去について、道路なみに助成されたい。

消防対策・その他

⑴　防災拠点として消防分遣隊、分団舎の堅牢化に伴う補助金の制度化をはかられたい。

⑵　現庁舎等の降灰による雨樋、窓、屋根等の取替及び冷房（換気装置）に対し助成されたい。

（その他）

⑴　公共施設の雨樋等の改修について助成されたい。

昭和五十七年七月提出の要望書

桜島火山の降灰対策に関する問題事項について

桜島火山活動対策につきましては、平素から格段の御配慮を賜わり厚く御礼申し上げます。

活動火山対策特別措置法の制定によりまして、降灰除去事業及び降灰防除事業並びに防災営農施設整備事業等を国庫補助事業として実施し、降灰対策を積極的に推進いたしております。

又、本年度は、治山、砂防事業や防災営農施設整備事業の拡充等御高配を頂き、心から感謝申し上げます。

しかしながら、桜島火山は、永年にわたる降灰、火山ガスの発生により諸々の影響を生じており、活動火山対策特別措置法では救済されない問題等もありますので、次の事項について格別の御詮議を賜わりますよう要望いたします。

一、治山、砂防について

桜島の治山、砂防事業はきわめて大規模でかつ緊急を要するので全面的に直轄事業に編入し、工事費の枠を拡大して事業の促進を図られたい。

二、道路整備について

桜島周辺の国、県道について工事費の枠を拡大し、更に整備の促進を図られたい。

三、降灰除去事業について

降灰除去事業〔道路降灰除去、公共下水道降灰除去・

市街地（宅地）降灰除去）補助率を一律に三分の二とされたい。

四、軽石対策について

桜島周辺海域に流出する軽石によって生ずる漁業被害を防止するため、適切な対策を講じられたい。

五、降灰防除施設整備事業について

既設の公民館の降灰防除施設整備事業に要する経費について助成されたい。

六、防災営農対策の推進について

降灰等による農作物被害の防止を図るため。防災営農施設整備計画の計画期間を更に延長（昭和五十九年度～昭和六十一年度）すると共に、事業費枠を拡大されたい。

七、火山ガス対策について

桜島火山ガスによる人体への影響と農作物被害について、更に調査、研究を推進し、早急に対策を樹立されたい。

活動火山対策特別措置法に基づく主な事業は次のとおりである。

。避難施設緊急整備計画の地域指定（同法第二・第三・第四・第五条）

。防災営農施設整備計画（同法第八条）

。治山治水事業の推進（同法第一六条）

。降灰除去等（同法第一一条　追加昭和五十三年四月法律第二九号）

。教育施設に係る降灰防除の為の施設の整備（同法第一一条　追加昭和五十三年四月法律第二九号）

一、避難港

昭和四十八年度～四十九年度

ア、西道避難港　西道字金床一七一番地先

事業費　四〇、八七〇千円

内訳　改修費　三六、一八〇千円

環境整備費　四、六九〇千円

イ、赤生原避難港　小池字西原一、四四八番地先

事業費　四五、九二〇千円

内訳　改修費　三七、六七〇千円

環境整備費　八、二五〇千円

昭和四十九年度～五十年度
ア、武避難港　武字船付三一四番地先
事業費　四八、一三〇千円
内訳　改修費　三九、三一〇千円
環境整備費　八、八二〇千円
イ、白浜避難港　白浜字園山一、一三七番地先
事業費　四八、八八〇千円
内訳　改修費　三八、九八〇千円
環境整備費　九、九〇〇千円
昭和五十年度～五十一年度
ア、赤水漁港
事業費　六〇、〇〇〇千円（局部改良費）
昭和五十四年度
ア、長谷避難港　赤生原字出口一八四番地先
事業費　一〇五、〇二九千円
内訳　改修費　七四、三五〇千円
環境整備費　三〇、六七九千円
イ、藤野避難港　藤野字村尾五番九〇二番地先
事業費　七一、四一〇千円
内訳　改修費　六七、七〇〇千円
環境整備費　三、四三四千円
ウ、松浦避難港　松浦字東向四八番地先
事業費　七四、四一〇千円
内訳　改修費　七一、五〇〇千円
環境整備費　二、九一〇千円
エ、二俣避難港　二俣字横垣三五五番地先
事業費　六九、二八九千円
内訳　改修費　六六、八〇〇千円
環境整備費　二、四八九千円
以上、九避難港総事業費　五六三、六六二千円
二、避難舎
昭和四十九年度～五十年度
ア、西道避難舎　西道字金床一七一番地先
事業費　一二、二〇八千円
財源内訳
国庫補助　五、五三四千円
県補助　二、七六七千円
町負担　地方債　三、五〇〇千円
一般財源　四〇七千円
イ、地区公民館　白浜字園山一一三七番地先
事業費　四四、一五八千円

財源内訳（要検討）
国庫補助　一四、一三一千円
県補助　六、八八八千円
町負担　地方債　三、四四四千円
一般財源　三、六〇〇千円
二二九千円

昭和五十年度
ア、赤水避難舎（公民館兼用）　赤水字八丁崎一、一六六番地
事業費　一〇、七一八千円
財源内訳
国庫補助　四、八〇八千円
県補助　二、四〇四千円
町負担　地方債　三、三三〇千円
一般財源　一七六千円
イ、小池避難舎　小池字西原一、四四八番地先
事業費　一四、七三一千円
財源内訳
国庫補助　六、八八八千円
県補助　三、四四四千円
町負担　地方債　四、一七〇千円
一般財源　二二九千円
ウ、武避難舎　武字船付三一四番地先
事業費　一四、一三一千円
財源内訳
国庫補助　六、八八八千円
県補助　三、四四四千円
町負担　地方債　三、六〇〇千円
一般財源　二二九千円

昭和五十四年度
ア、赤生原避難舎　赤生原字出口一八四番地先
事業費　二〇、〇〇〇千円
イ、藤野避難舎　藤野字村尾五番九〇二番地先
事業費　二〇、〇〇〇千円
ウ、松浦避難舎　松浦字東向四八番地先
事業費　一五、六〇〇千円
エ、二俣避難舎　二俣字横垣三五五番地先
事業費　一五、四〇〇千円

以上四事業の総事業費は七一、〇〇〇千円で、財源内訳は次のとおりであった。
国庫補助　二八、九八〇千円
県補助　一四、四九〇千円
町負担　地方債　二四、七〇〇千円

一般財源　二、八三〇千円

三、退避壕

構造　鉄筋コンクリート造り

面積　一〇平方メートル

形式　片屋根式

1　白浜字仁田川原二一一一番地

昭和四十九年三月　事業費　八二八千円

2　白浜字中城九六三番地

昭和四十八年十月　事業費　五七五千円

3　二俣字横垣一番三八三番地

昭和四十九年三月　事業費　六三〇千円

4　二俣字横垣一番三五六番地

昭和四十九年三月　事業費　六八二千円

5　松浦字西向二〇番地

昭和四十九年三月　事業費　五七五千円

6　松浦字初崎一〇二番地

昭和四十八年十月　事業費　六六五千円

7　西道字金床一七九―一番地

昭和四十九年三月　事業費　七二五千円

8　藤野字中尾五番一二三〇番地

一二三一番地

昭和四十八年十月　事業費　五七五千円

9　武字榎木川三九八―一番地

昭和四十九年三月　事業費　七五〇千円

10　武字船付三一四―一番地

昭和四十八年十月　事業費　五七五千円

11　武字長谷三八―一番地

昭和四十九年三月　事業費　七三二千円

12　赤生原字喜入園一六九―一番地

昭和四十九年三月　事業費　六三〇千円

13　小池字方崎一五二一―一番地

昭和四十九年三月　事業費　六八一千円

14　横山字鶴崎一七二三―一番地

昭和四十八年十一月　事業費　六〇〇千円

15　赤水字千代崎三六二九―一番地

昭和四十八年十一月　事業費　六〇〇千円

16　赤水字八丁崎一二〇一―一番地

昭和四十九年三月　事業費　七〇七千円

17、18、19、計三棟

横山字鶴崎一七二三―一番地（国道添）

昭和五十五年二月　事業費　三、一〇〇千円

計一九壕　事業費計　一三、六三〇千円

財源内訳
国庫補助　六、〇一八千円
県補助　三、〇〇八千円
町負担　地方債　三、九〇〇千円
一般財源　七〇四千円

四、無線通信施設
製作者　松下通信工業株式会社
購入年月　昭和五十四年九月～五十五年三月
購入価格　五三、四八〇千円
財源内訳
国庫補助　一四、七〇四千円
町負担　地方債　三四、八〇〇千円
一般財源　三、九七六千円

施設内訳
戸別受信機（五八台）　消防団幹部、役場課長　消防係　地域公民館長宅
可搬型無線機（二七台）　町長一、役場六、公用車四、各消防詰所一一、学校三、警察一、企業部一
屋外トランペット受信機　二一基

設置場所
1　赤水字元川原一四一六―一番地
2　赤水字八丁一一一八―三番地
3　横山字鶴崎一七二二―一番地
4　小池字方崎一五二七―一番地
5　横山字城山添二四二―五番地
6　赤生原字宮元四番地
7　赤生原字喜入園一六九―九番地
8　赤生原出口一八一番地
9　武字長谷八一番地
10　武字船付三一五番地
11　武字榎木川三九九―一番地
12　藤野字村尾五番九〇一番地
13　藤野字東原一二八〇番地
14　西道字金床一七一番地
15　西道字水取六〇四番地
16　松浦字東向九五―一番地
17　二俣字宮ノ尾二二三番地
18　白浜字園山一一三七番地
19　白浜字丸尾一一〇七番地
20　白浜字高尾六二七番地
21　赤水（新島）字島村三四六〇番地

降灰除去事業

昭和三十年十月以降、続く降灰により農作物の被害は前述の通り、特に四十七年からの降灰はひどく四十八年八月下旬に二俣、白浜部落を中心に積もった降灰は、俗に言う「ドカ灰」となり、県道では車両通行も出来ない状態にあり、樹園地から宅地内まで、全く処置できない程の降灰量であった。町執行部は、直ちに消防団の出動を要請し、降灰除去を行ったが消防団のみでは如何ともし難く、自衛隊に要請、約一週間ぐらいを要し県道及び部落内主要道の除去を完了した。その後は降灰の都度、消防団に依頼し各部落道路の水洗を実施した。

活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六一号）には降灰除去事業の制度がなく、地元二市三町の噴火降灰対策協議会の度重なる陳情で、活動火山対策特別措置法が昭和五十三年四月に改正された。

第十一条　国は火山の爆発に伴い年間を通じて、政令で定める程度に達する多量の降灰があった道路で政令で定めるもの又は、政令で定める程度に達する多量の降灰があった市町村の区域内の下水道、都市排水路若しくは公園で政令で定めるもの、若しくは宅地に係る降灰（宅地に係る降灰にあっては、市町村長が指定した場所に集積されたものにかぎる）について、市町村が行う当該降灰の除去事業（国がその費用の一部を負担し、又は補助する災害復旧事業として行われるものを除く）に要する費用については、政令で定めるところにより、その三分二以内を補助することが出来る。

2、前項の規定の適用を受ける事業につき、市町村が必要とする経費については、第七条第一項〔起債の特例〕の規定と準用する。

右の法律改正により道路及び宅地内の降灰除去事業が国庫補助事業として開始された。

以後実施された事業の概要は次のとおりである。

一、路面清掃事業

昭和五十三年度　大型機械　九八四・二キロメートル　人力清掃　四六八八七一・五㎡　側溝清掃　一三〇七メートル

事業費　一八、九九〇千円

財源内訳

国庫補助　一二、六六〇千円

町費負担　六、三三〇千円

昭和五十四年度
大型機械　一二〇八五キロメートル
小型機械　二〇五四キロメートル
側溝清掃　二〇七一メートル
事業費　一二、八八五千円
財源内訳
国庫補助　八、五九〇千円
町費負担　四、二九五千円
昭和五十五年度
大型機械　九四五九キロメートル
小型機械　二九四一キロメートル
側溝清掃　七五一メートル
事業費　一二、五九一千円
財源内訳
国庫補助　八、三九四千円
町費負担　四、一九七千円
昭和五十六年度
大型機械　七六五二キロメートル
小型機械　三一八〇キロメートル
側溝清掃　九〇一メートル
事業費　一二、三六〇千円
財源内訳
国庫補助　八、二四〇千円
町費負担　四、一二〇千円

昭和五十七年度
大型機械　一〇三六九キロメートル
小型機械　三七二五キロメートル
側溝清掃　〇メートル
事業費　一七、一六三千円
財源内訳
国庫補助　一一、四四二千円
町費負担　五、七二一千円
計総事業費　七三、九八九千円
財源内訳
国庫補助　四九、三二六千円
町費負担　二四、六六三千円
二、宅地内降灰除去事業
昭和五十三年度事業量　五二一〇㎥
事業費　一九、〇〇〇千円
財源内訳
国庫補助　九、五〇〇千円
町費負担　九、五〇〇千円
昭和五十四年度事業量　五八八㎥
事業費　二、二〇〇千円
財源内訳
国庫補助　一、一〇〇千円

町費負担　一、一〇〇千円

昭和五十五年度事業量　八七四㎥

事業費　三、六四八千円

財源内訳

国庫補助　一、八二四千円

町費負担　一、八二四千円

昭和五十六年度事業量　九六四㎥

事業費　四、〇二四千円

財源内訳

国庫補助　二、〇一二千円

町費負担　二、〇一二千円

昭和五十七年度事業量　一〇〇〇㎥

事業費　四、九四六千円

財源内訳

国庫補助　二、四七三千円

町費負担　二、四七三千円

計総事業量　八六三六㎥

事業費　三三、八一八千円

財源内訳

国庫補助　一六、九〇九千円

町費負担　一六、九〇九千円

三、樹園地降灰除去事業

昭和四十八年八月下旬の二俣、白浜地域の「ドカ灰」の降灰により町では経済課を主体とする農業委員会、議会経済土木委員会及び県果樹園芸課、農業改良普及所、県果樹試験場等の審議の結果、灰に酸の含有量が多く樹体に悪影響を及ぼすという結論に達し、早速樹園内の灰を除去すべく意見の一致をみた。

その結果、県においては県単独補助事業として、降灰地域の樹園内降灰除去を施行するようになり、また国では既定法の農地災害復旧事業として、降灰量三㌢以上の地域の降灰除去を行うようになった。

県単独降灰除去事業

昭和四十八年度

松浦～東白浜　一二三・三三㌃

赤水～武東　一七八・八二㌃

計　三〇二・一五㌃

事業費　三六、二六四千円（一〇㌃当たり一二千円）

財源内訳

県補助金　二七、一九七千円

町費負担　九、〇六七千円

昭和四十九年度　赤水地域を除く全地域で、藤野～東白浜地域は上場のみ実施

計　二二七・四二ヘクタール

事業費　三一、一〇九千円（一〇アール当たり一三、六〇〇円）

財源内訳

県補助金　二三、三三一千円

町費負担　七、七七八千円

昭和五十年度

赤水地域　一三・七〇ヘクタール

小池～武　二〇一・三〇ヘクタール

計　二一五ヘクタール

事業費　三一、三九〇千円（一〇アール当たり一四、六〇〇円）

財源内訳

県補助金　二三、五四二千円

町費負担　二、七四六千円

個人負担金　五、一〇二千円

昭和五十一年度

赤水地域　一四・七〇ヘクタール

小池～西道　一七六・七三ヘクタール

計　一九一・四三ヘクタール

事業費　三〇、二四六千円（一〇アール当たり一五、八〇〇円）

財源内訳

県補助金　二二、六八三千円

町費負担　二、六四六千円

個人負担金　四、九一七千円

昭和五十二年度

小池～武　四〇・三二ヘクタール

松浦～東白浜　一〇八・七四ヘクタール

計　一四九・〇六ヘクタール

事業費　二六、八三二千円（一〇アール当たり一八千円）

財源内訳

県補助金　二六、一二四千円

町費負担　二、三四八千円

個人負担金　四、三六〇千円

昭和五十三年度

町全域（上場のみ）四二ヘクタール

事業費　八、四〇〇千円（一〇アール当たり二〇千円）

財源内訳

県補助金　六、三〇〇千円

町費負担　七三五千円
個人負担金　一、三六五千円
昭和五十四年度
赤水地域　九・一六ヘクタール
松浦～東白浜　一〇九・一九ヘクタール
計　一一八・三五ヘクタール
事業費　二四、八五五千円（一〇アール当たり二一千円）
財源内訳
県補助金　一八、六三八千円
個人負担金　六、二一七千円
昭和五十五年度　ナシ
昭和五十六年度
赤水地域　一・九七ヘクタール
二俣～東白浜　六一・六一ヘクタール
計　六三・五八ヘクタール
事業費　一五、八九六千円（一〇アール当たり二五千円）
財源内訳
県補助金　一一、九二〇千円
負担金　三、九七六千円
昭和五十七年度
赤水　三・九七ヘクタール
赤生原～二俣（上場地域のみ）　八一・七七ヘクタール
計　八五・七四ヘクタール
事業費　二三、一五一千円（一〇アール当たり二七千円）
財源内訳
県補助金　一七、三六二千円
負担金　五、七八九千円
計　事業量　一三九四・七三ヘクタール
事業費　二二八、二三三千円
補助金一七一、〇九七千円
町費負担二五、三二〇千円
個人負担費三一、七二六千円

農地災害復旧事業（国庫補助事業）

昭和四十八年度
二俣地域　四一・三〇ヘクタール
事業費　一七、二三〇千円（園外持出工法）
昭和四十九年度
藤野～白浜　二一九・八〇ヘクタール
事業費　一五〇、〇〇〇千円（穴埋め工法）
昭和五十年度
藤野～白浜　七四・三〇ヘクタール
事業費　五七、二三一千円（穴埋め工法）

昭和五十一年度
松浦～白浜　八八・七九㌶
事業費　二三、五二六千円（カキ集め工法）
昭和五十二年度
赤水～武　二九・一〇㌶
事業費　九、二五八千円（カキ集め工法）
昭和五十三年度
藤野～白浜　二六五・四三㌶
事業費　三一八、一五四千円（穴埋め工法）
昭和五十四年度
町内全地域　二三九・三九㌶
事業費　二六一、〇六四千円（穴埋め工法）
昭和五十五年度　ナシ
昭和五十六年度
赤水　二・二二㌶
事業費　二、九八一千円
計　事業量　九六〇・三三㌶
事業費　八三九、四四四千円
この事業はすべて請負事業で各農家の内出来得る農家は請負業者より賃稼ぎとして一〇㌃当たりで各自事業を行った。

防災営農事業

活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六一号）第八条第一項に、都道府県知事は避難施設緊急整備地域又は其の周辺の地域で火山の爆発によって生ずる農作物の被害が農業経営に著しい支障を及ぼす恐れがあると認められる地域につき、当該農作物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する計画（以下この条において防災営農施設整備計画という）を作成するものとする。これにのっとり町においては防災営農施設事業を進めている。ただしこの法律は五十八年度までの時限法で、噴火活動はさらに活発化し、降灰による農作物の被害は増大したので、継続延長の陳情を行っているところである。

五十七年度までの防災営農施設事業は次のとおり

1、土壌等矯正事業
2、野菜降灰防止栽培促進事業
3、果樹安定対策簡易ビニール被覆施設
4、果樹安定対策農機具導入事業
5、耐灰性枇杷導入事業
6、ミカン洗浄施設整備事業

1、土壌矯正事業（降灰による土壌の酸性化、老朽化による苦土石灰、バーク堆肥施用の促進）

昭和五十年度

苦土石灰　六一〇ヘクタール（九六八戸）

事業費　六、三四四千円

財源内訳

国庫補助　四、七五八千円

町費負担　一、五八六千円

昭和五十一年度

苦土石灰　バーク堆肥　五〇六・八ヘクタール（八〇九戸）

事業費　三八、六九五千円

財源内訳

国庫補助　二九、〇二〇千円

町費負担　五、八〇四千円

個人負担　三、八七一千円

昭和五十二年度

苦土石灰バーク堆肥　四九九ヘクタール（八〇三戸）

事業費　三九、六九六千円

財源内訳

国庫補助　二九、七七二千円

町費負担　五、九五四千円

個人負担　三、九七〇千円

昭和五十三年度

苦土石灰バーク堆肥　四九三ヘクタール（八一五戸）

事業費　三九、六〇五千円

財源内訳

国庫補助　二九、七〇三千円

町費負担　五、九四〇千円

個人負担　三、九六二千円

昭和五十四年度

苦土石灰バーク堆肥　四三五・四ヘクタール（七七五戸）

事業費　三四、九六二千円

財源内訳

国庫補助　二六、二二〇千円

町費負担　五、二四四千円

個人負担　三、四九八千円

昭和五十五年度

苦土石灰バーク堆肥　三五五・三九ヘクタール（六八〇戸）

事業費　三〇、五五〇千円

財源内訳

国庫補助　二二、九一二千円

町費負担　四、五八二千円

個人負担　三、〇五六千円

昭和五十六年度

苦土石灰バーク堆肥　三八六・四三㌶（七一八戸）

事業費　三〇、〇二六千円

財源内訳

国庫補助　二二、五一九千円

町費負担　三、〇〇二千円

個人負担　四、五〇五千円

昭和五十七年度

苦土石灰バーク堆肥　三六七・四八㌶（六七九戸）

事業費　二八、四二五千円

財源内訳

国庫補助　二一、三一八千円

町費負担　二、八四二千円

個人負担　四、二六五千円

計　三六五三・五㌶（六二四七戸）

事業費　二四八、三〇三千円

財源内訳

国庫補助一八六、二二二千円

町費負担　三四、九五四千円

個人負担　二七、一二七千円

2、野菜降灰防止栽培促進事業

昭和五十一年度　本圃ハウス　四〇五四㎡

本圃トンネル　一七六〇〇㎡

計　二一㌶（二一一戸）

事業費　八、三六一千円

財源内訳

国庫補助　六、二七〇千円

町費負担　八三六千円

個人負担　一、二五五千円

昭和五十二年度　本圃ハウス　四六一二五㎡

T型ビニールトンネル　六九九七二㎡

本圃ビニールトンネル　八四〇〇㎡

計　二㌶（二三三戸）

事業費　一四、三五五千円

財源内訳

国庫補助一〇、七六五千円

町費負担　一、四三六千円

個人負担　二、一五四千円

昭和五十三年度　大型ビニールトンネル　七九二〇㎡

T型ビニールトンネル　一四五六八㎡

小型ビニールトンネル　七五〇〇㎡

かん水防除施設一式
計　一七ヘクタール（二六戸）
事業費　一四、七九六千円
財源内訳
国庫補助　一一、〇九六千円
町費負担　一、四七九千円
個人負担　二、二二一千円
昭和五十四年度　大型ビニールトンネル　四二〇七・五㎡（四七棟）
かん水施設一式
計　〇・四二ヘクタール（四七棟　九戸）
事業費　七、一九〇千円
財源内訳
国庫補助　五、三九二千円
町費負担　七一九千円
個人負担　一、〇七九千円
昭和五十五年度　大型ビニールトンネル　一六四二九㎡
小型ビニールトンネル　一一六〇〇㎡
かん水排水施設一式
計　二八ヘクタール（一七一棟　三〇戸）
事業費　三二、〇〇二千円
財源内訳
国庫補助　二三、九三五千円
町費負担　三、一九一千円
個人負担　四、八七六千円
昭和五十六年度　大型ビニールトンネル　一一〇五二㎡
小型ビニールトンネル　三一一〇〇㎡
かん水施設一式
計　四二ヘクタール（一二一棟　三八戸）
事業費　二九、〇九〇千円
財源内訳
国庫補助　二一、八一七千円
個人負担　七、二七三千円
昭和五十七年度　大型ビニールトンネル　七一〇五五㎡
小型ビニールトンネル　一三一〇五五㎡
計　二〇二ヘクタール（二七四棟　二一戸）
事業費　二九、〇四三千円
財源内訳
国庫補助　二一、七八一千円
個人負担　七、二六二千円
計　一五二四ヘクタール　一七八戸
事業費　一三四、八三七千円

財源内訳
国庫補助　一〇一、〇五七千円
町費負担　七、六六一千円
個人負担　二六、一一九千円

3、果樹安定対策簡易ビニール被覆施設事業

昭和五十四年度　ビニール被覆（ミカン）
八九一六㎡（一二〇棟）〇・八九ヘクタール（一四戸）
事業費　一〇、三八〇千円
財源内訳
国庫補助　七、七八五千円
個人負担　二、五九五千円

昭和五十五年度　ビニール被覆（ミカン）
一一一七六㎡（一二一棟）一・一ヘクタール（一〇戸）
事業費　一二、八八〇千円
財源内訳
国庫補助　九、六六〇千円
町費負担　六四四千円
個人負担　二、五七六千円

昭和五十六年度　ビニール被覆
ミカン　二二九六〇㎡
ビワ　四〇六〇㎡
計　二七ヘクタール（三五戸）
事業費　三六、九七七千円
財源内訳
国庫補助　二七、七三二千円
町費負担　三、六九七千円
個人負担　五、五四八千円

昭和五十七年度　ビニール被覆
ミカン　九〇三〇八㎡
ビワ　二七四七・五㎡
計　九三ヘクタール（一〇一戸）
事業費　一〇九、二〇四千円
財源内訳
国庫補助　八一、九〇一千円
町費負担　一〇、九二〇千円
個人負担　一六、三八一千円
計　一三・九九ヘクタール（一六〇戸）

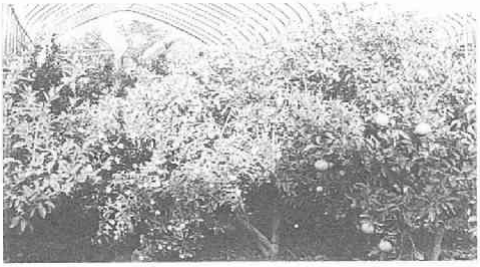
防災営農ミカン屋根掛

事業費　一六九、四四一千円
財源内訳
国庫補助一二七、〇八〇千円
町費負担　一五、二六一千円
個人負担　二七、一〇〇千円

4、果樹安定対策農機具導入事業
昭和五十三年度　四八〇・七㌶（六五一戸）
動力噴霧機　一一一台
ローリータンク　一〇六台
管理機　八三台
事業費　三五、四四九千円
財源内訳
国庫補助　二六、五七七千円
個人負担　八、八七二千円
昭和五十四年度
四八〇・七㌶（六五一戸）
動力噴霧機　五八台

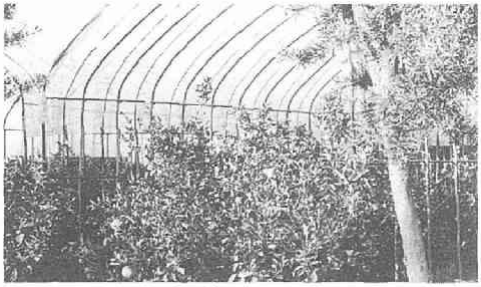
防災営農ミカン屋根掛

ローリータンク　五八台
管理機　三七台
事業費　一七、一一〇千円
財源内訳
国庫補助　一二、八三二千円
個人負担　四、二七八千円
計　動力噴霧機　一六九台
ローリータンク　一六四台
管理機　一二〇台
事業費　五二、五五九千円
財源内訳
国庫補助　三九、四〇九千円
個人負担　一三、一五〇千円

5、ビワ導入事業
昭和五十年度　ビワ苗木　八㌶（一五五戸）
事業費　四、三五二千円
財源内訳
国庫補助　三、一三〇千円
町費負担　五六九千円
個人負担　六五三千円

昭和五十一年度　ビワ苗木　一五・四五ヘクタール（二〇六戸）
事業費　八、四〇五千円
財源内訳
国庫補助　六、三〇三千円
町費負担　八四〇千円
個人負担　一、二六二千円
昭和五十二年度　ビワ苗木　七・八ヘクタール（一一五戸）
事業費　四、六〇二千円
財源内訳
国庫補助　三、四五一千円
町費負担　四六〇千円
個人負担　六九一千円
昭和五十三年度　ビワ苗木　五・五ヘクタール（八七戸）
事業費　三、二四五千円
財源内訳
国庫補助　二、四三三千円
町費負担　三二四千円
個人負担　四八八千円
昭和五十四年度　ビワ苗木　一・七七ヘクタール（二六戸）
事業費　一、一五〇千円
財源内訳
国庫補助　八六二千円
町費負担　一一五千円
個人負担　一七三千円
昭和五十五年度　ビワ苗木　四・二四ヘクタール（五〇戸）
事業費　三、一一二千円
財源内訳
国庫補助　二、三三四千円
町費負担　三一一千円
個人負担　四六七千円
昭和五十六年度　ビワ苗木　一・二一ヘクタール（二〇戸）
事業費　八九三千円
財源内訳
国庫補助　六六九千円
町費負担　八九千円
個人負担　一三五千円
昭和五十七年度　ビワ苗木　二・三八ヘクタール（三〇戸）
事業費　一、八七一千円
財源内訳
国庫補助　一、四〇二千円
町費負担　一八七千円
個人負担　二八二千円

計　ビワ苗木　四六・三五ヘクタール（六八九戸）
事業費　二七、六三〇千円
財源内訳
国庫補助　二〇、五八四千円
町費負担　二、八九五千円
個人負担　四、一五一千円

6、ミカン洗浄施設整備事業
昭和五十年度　洗浄タンク、エスカレーター、洗浄機
事業費　四、六二五千円
財源内訳
国庫補助　三、四六八千円
農協負担　一、一五七千円

7、肉用部門導入事業
昭和五十六年度　共同畜舎二棟（三六一・五五㎡　七〇頭）
事業費　二五、四一七千円
財源内訳
国庫補助　一九、〇六一千円
町費負担　一、二七〇千円
個人負担　五、〇八六千円
昭和五十七年度　共同畜舎一棟（二六三・七五㎡　三〇頭）
事業費　一四、三八九千円
財源内訳
国庫補助　一〇、七九一千円
町費負担　七一九千円
個人負担　二、八七九千円
計　共同畜舎三棟六二五・三㎡　一〇〇頭
事業費　三九、八〇六千円
財源内訳
国庫補助　二九、八五二千円
町費負担　一、九八九千円
個人負担　七、九六五千円
昭和五十七年度までの防災営農
総事業費　六七七、二〇一千円
財源内訳
国庫補助　五〇七、六七二千円
町費負担　六二、七六〇千円
個人負担　一〇六、七六九千円
（うち農協負担　一、一五七千円）

教育施設等に係る降灰防除施設

活動火山対策特別措置法　第一三条　教育施設等に係る降灰防除のための施設の整備

国は降灰防除地域内の学校、保育所その他の政令で定める教育施設又は社会福祉施設について、降灰による支障を防止し、又は軽減するため必要な施設で政令で定めるものの整備を行う地方公共団体、その他の者に対し、政令で定めるところにより、その費用の三分の二以内を補助することができる。（本条は昭和五十三年四月法律二九号）

次に同法施行令（昭和五十三年七月四日政令第二七四号）の第四条及び第六条により

1、各小中学校運動場の散水施設工事

2、各小中学校のプール上屋建設工事

3、桜洲、桜峰小学校の窓枠改造及び冷房施設工事

1、桜島小中学校散水施設工事

桜島町立小、中学校運動場は降灰のため屋外体操、スポーツ等に著しく支障をきたし、堆積している降灰を沈圧し、運動場の円滑な利用度を高めるために散水施設を施す。

ア、グラウンド周辺域に必要な給水口を設置し、直径四〇ミリメートルの消防ホース及び散水用筒先をもって、人為的散水をする。

イ、水源は原則として、自家用水を使用することとし、万一のことを考慮して、町営水道にも接続し、止水栓を施して置く。

ウ、桜洲小学校においては揚水機器を新しく取り付ける。

工事期間　昭和五十三年七月二十五日より昭和五十三年八月三十一日まで二十八日間

設計委託料　一一八千円

工事費　三、六九〇千円（町単独工事）

請負者　株式会社　赤尾工務所

効果　桜洲小学校に三ヵ所　桜峰小学校に二ヵ所、桜島中学校に六ヵ所の散水栓を設け、校庭の全域に散水できるようにしたため、降灰後及び夏季における運動場の利用効果が非常に高まった。

2、プール上屋建設工事

公立学校施設整備費補助事業（水泳プール等補助）

補助率三分の一以内

桜島南岳の爆発に伴う降灰は桜島町では特に夏季に多く、プール内に降る灰を防止し、児童、生徒の水泳

の授業を円滑にし、体育振興に処する。

工事の概要は次のとおり

(1) プール全体を覆い、周りには窓を設ける

(2) 日光を取り入れるため、屋根及び壁はガラス繊維ポリエステル板とする

(3) 室内の温度を調節するために、強力換気扇を付設する

(4) 屋根に積もった灰を流すために、棟に散水装置を付設する

。桜洲小学校プール上屋建設工事

施工期間　自昭和五十三年十一月六日
　　至昭和五十四年二月二十八日

設計委託料　四九〇千円

工事費　一九、七三七千円

財源内訳

国庫補助　四、五四三千円

町費負担　一五、一九四千円

請負者　横村建設株式会社

。桜峰小学校プール上屋建設工事

施工期間　自昭和五十四年四月二日
　　至昭和五十四年六月三十日

設計委託料　三一二千円

工事費　三〇、二〇二千円

財源内訳

国庫補助　四、九二〇千円

町費負担　二五、二八二千円

請負者　株式会社豊建設

。桜島中学校プール上屋建設工事

施工期間　自昭和五十五年四月七日
　　至昭和五十五年六月三十日

設計委託料　一六八千円

工事費　三三、五〇〇千円

財源内訳

国庫補助　五、五〇〇千円

町費負担　二八、〇〇〇千円

請負者　株式会社新川組

。総計費

委託料　九八〇千円

工事費　八三、四三九千円

財源内訳

国庫補助　一四、九六三千円

町費負担　六八、四七六千円

3、窓枠改造及び冷房施設工事

公立学校施設整備費補助事業　補助率　三分の二

桜島南岳の爆発に伴う降灰は、夏季は特に桜島町側に多く降り、窓から灰が入り込むため、窓を閉じなければならない。そのため冷房施設を設置し、教育効果を高め、また、冷房施設に伴い、隙間風による冷房効果の低下を防止するため、木造の窓枠をアルミサッシに取替える。

。桜峰小学校の施設工事

施工期間　自昭和五十三年七月十五日
　　至昭和五十三年九月三十日

設計委託料　三、三〇〇千円

工事費　九六、二五一千円

財源内訳

国庫補助　六三、二九三千円

町費負担　三二、九五八千円

請負者　株式会社前田組

。桜洲小学校の施設工事

施工期間　自昭和五十四年六月十五日
　　至昭和五十四年九月二十日

設計委託料　六一八千円

工事費　九二、〇〇〇千円

財源内訳

国庫補助　六一、九四六千円

町費負担　三〇、〇五四千円

請負者　株式会社前田組

。桜島中学校の施設工事

施工期間　自昭和五十五年六月二十七日
　　至昭和五十五年九月二十日

設計委託料　二、四一二千円

工事費　九五、九〇〇千円

財源内訳

国庫補助　六四、三〇五千円

町費負担　三一、五九五千円

請負者　内村建設株式会社

。総計費

設計委託料　六、三三〇千円

工事費　二八四、一五一千円

財源内訳

国庫補助　一八九、五四四千円

町費負担　九四、六〇七千円

4、体育館窓枠改造及び換気設備工事

公立学校施設整備費補助事業　補助率　三分の二

桜島南岳の爆発に伴う降灰により、夏季に体育館の窓が開放できないので、体育館に強制換気装置を施設するのに伴い、木造の窓枠では気密性に乏しいので、アルミサッシの窓枠に取替える。

。桜峰小学校

施工期間　自昭和五十六年七月六日
　　至昭和五十六年八月二十八日

設計委託料　八四七千円（ただし桜洲小分も含む）

工事費　一三、五〇〇千円

財源内訳

国庫補助　九、〇九〇千円

町費負担　四、四一〇千円

請負者　竹元建設

。桜洲小学校

施工期間　自昭和五十六年七月六日
　　至昭和五十六年八月二十八日

設計委託料　（桜峰小分に含まれる）

工事費　一二、〇〇〇千円

財源内訳

国庫補助　八、〇八〇千円

町費負担　三、九二〇千円

請負者　株式会社豊建設

。桜島中学校（換気設備のみ）

施工期間　自昭和五十六年七月六日
　　至昭和五十六年八月二十八日

設計委託料　五一千円

工事費　一、五〇〇千円

財源内訳

国庫補助　一、〇一〇千円

町費負担　四九〇千円

。総計

設計委託料　八九八千円

工事費　二七、〇〇〇千円

財源内訳

国庫補助　一八、一八〇千円

町費負担　八、八二〇千円

噴火降灰対策による小、中学校関係災害対策事業費として昭和五十七年末、総補助事業費（運動場の散水施設費、プール上屋事業費、窓枠改造、冷房装置費）として

設計委託料　八、三二六千円

工事費　三九八、二八〇千円

財源内訳
国庫補助二二二、六七七千円
町費負担一七五、五九三千円（但し運動場散水費は町単独費）

第六節　土壌保全と営林署事業

土壌保全（農地防災）**事業の経過**

町の生産基盤安定に基づく農業経営の拡大を図る目的で昭和三十二年に桜島町全域を対象とする土地改良区を設立し昭和三十三年より第一次土壌保全事業が桜島町の東部東白浜部落周辺から着手することになった。その頃農業はすべて、人力と馬を利用した経営で、傾斜面に設けられた運搬道路は幅員一㍍程度で降雨時は排水路兼用で浸蝕されることから、これを防止するため一部を階段状の石張が布設されていたが、生産物の搬出入に多くの労力を要し、農業経営を極度に阻害する要因となっていた。

このような現況から特殊土壌保全事業は急速に事業の促進が図られ、農業経営を容易にし、生産体系が変わる程地域住民に活気と魅力を与え農業経営の拡大が図られた。昭和三十年に桜島南岳が突然大爆発を起こし以来連続して噴火活動を繰り返し多量の噴火灰を生産基盤に堆積させるようになった。その頃は住民も非常に驚き不安の毎日であったが、三十年から四十六年ごろは主要生産物（果樹）の被害も少なく、社会情勢は高度成長時代で桜島の農業経営もその影響により、基盤の整備にともない大きく成長しつつあった。本村の土壌保全事業は年次計画に基づき、基盤整備の促進が図られ、第一次保全事業は水路四八九〇八五㍍事業費五七五、二九九千円を投じ昭和三十三年より四十八年まで十六年間に東白浜から赤水まで全町が完了した。

このように長期間を要した本事業は当初実施地域と後期実施地域に格差が生じ、白浜部落～西道部落の上場地帯に土地利用状況の変化即ち、高度整地用時代に農地造成が行われ耕地が拡大されたことによって、第二次土壌保全事業を計画、昭和四十六年に新規事業として採択された。四十七年から二俣地区、二俣二期地区として着手することになったが、この頃から桜島の火山活動はさらに活発化し、噴石まじりの灰が連続して降り、降雨時には各河川に土石流が頻発する異常現象が見られるようになった。このため生産基盤はもとより、各種施設ならびに村の特産果樹にも大被害を受け、農業経営は極度に悪

化する事態が生じはじめた。

土壌保全施設は十分にその機能を発揮し、効果をあげたが、主要河川の土石流対策等については国直轄の治山砂防で対応するよう要望活動を繰り返すこととなった。本町の主要河川は左の通りで上流の民有林地帯はすべて林野庁（営林署）の直轄事業、下流は県砂防課と農地防災課の二本立て事業となっており、下流河川を建設省直轄事業で施行されるよう、現時点では陳情中である。

1　長谷川　県砂防で上流部分は営林署
2　深谷川　農地防災で上流部分は営林署
3　中津野川　上流部分は営林署、県砂防で下流（海岸より三〇〇㍍）は農地防災
4　金床川　農地防災（昭和五十七年度より建設省直轄）で上流部分は営林署
5　西元川　農地防災で上流部分は営林署
6　西道川　農地防災（橋から下流は県砂防）で上流部分は営林署
7　松浦川　県砂防で上流部分は営林署
8　アミダ川　農地防災で上流部分は営林署
9　ナメイ川　農地防災で上流部分は営林署
10　古河良川　県砂防
11　引之平川　営林署
12　八谷川　営林署

○　**治山治水事業のあらまし**

※活動火山対策特別措置法（治山治水事業の推進）

第一六条　国及び地方公共団体は避難施設緊急整備地域及びその周辺の地域において、火山の爆発に伴う降灰、土石流等による災害防止のため必要な治山事業及び治水事業の推進に努めなければならない。

1、民有林直轄治山事業（営林署）

桜島の火山活動は近年特に活発となり地震降灰の堆積噴石等により山容が変貌する程の山腹崩壊等が発生し更に最近の火山活動は近時例をみない規模で噴煙と鳴動が続いている。このような状況の下で山地は荒廃と渓流の浸蝕は急速に進み各河川とも豪雨等による土石流発生の危険性をはらんでいる。そのため農耕地（ミカン園等）はもとより人家、道路、港湾等は重大な危険にさらされている。

2、治山のあゆみ

桜島における治山事業はすでに昭和三十七年度以降積極的に鹿児島県治山課により実施されてきており、

県砂防課、農地防災課等による防災工事と共に昭和五十七年度までに八億円余の治山防災工事が実施されており、その効果は非常に大きい。

3、民有林直轄治山事業について

桜島は近時の火山活動の活発化に伴い土石流の発生が年数回あり崩壊地が年々拡大しているため、早急に治山事業の規模拡大等が必要となり、地元の強い要請もあって昭和五十一年度より国の直轄治山事業で鹿児島営林署が実施することとなった。

なお、この事業は十ヵ年間で二三〇億円の工事費をもって行う予定である。治山事業の特徴は火山性特殊荒廃地で基岩がなく、荒廃による浸食が激しく火山活動に伴う火山灰とともに下流に多量の土砂を流出させている。また、流域は山地からすぐに扇状地となり錦江湾に注いでいる。したがって、土石流が直接民家、耕地等を直撃し非常に危険性が大である。

4、治山事業基本方針

この治山事業は左記の方針により実施することとする。

(1) 河川上流谷頭部における土石流の発生を防止する。

(2) 河川中流部における土石流の流下を抑制し、併せて渓床と山脚の浸食を防止する。

(3) 下流扇状地における氾濫災害を防止するため、流路工等を整備する。

(4) 崩壊山腹については緑化をはかり土砂の生産を防止する。

(5) 森林の保全機能を維持増進する。

(6) 事業の円滑な実施をはかり、その施行効果を高めるため県、町当局をはじめ関係機関の緊密な連係をはかる。

桜島地区全体計画推移表　　熊本営林局

種別	着工(変更)年度	施工予定区域	総工事費	備考
		ha	千円	
復旧治山	51	2,430	3,472,870	直轄開始当初（県より引継ぎ）
	52	2,430	4,072,900	51年度災害により全体計画変更
	53	2,430	9,520,450	全体計画の見直調査により変更
	54	2,430	13,000,000	53年災害により全体計画を変更（54.4.12変更上申）
	56	2,430	13,197,000	54，55年災害により全体計画変更
	57	2,430	23,298,000	全体計画の見直調査により変更（57.5.12変更上申）

昭和51年度　桜島地区民有林直轄治山事業渓流別実績表

（単位：千円）

渓流別	谷止工		床固工		護岸工		水路工		導流堤		土留工		山腹工		資材運搬路		その他		小計	その他経費	工事費計
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額			
引の平沢	個 ( ) m³		個 ( ) m³		m ( ) m³		m ( ) m³		(1)個 m³ 729.8	15,400	m³ ( ) m³		ha		m				15,400	1,606	17,006
横石沢	(1) 1,034.4	29,300															土のう積	111	29,411	3,071	32,482
官迫沢		–																			–
長谷川	(3) 3,954.9	90,313			(129.4) 593.5	17,337											貫入試験	1,046	108,696	11,352	120,048
深谷川	(2) 1,114.8	23,747											0.30	15,456					39,203	4,097	43,300
中津野川	(1) 501.2	12,100																	12,100	1,263	13,363
金床沢		–	(4) 262.6	6,806			(102.4) 408.4	14,187											20,993	2,193	23,186
西元川	(1) 346.1	8,022	(1) 40.3	1,074			(97.5) 521.4	17,004											26,100	2,725	28,825
西道川	(1) 185.9	5,391			(21.0) 64.8	1,950													7,341	769	8,110
松浦川	(1) 449.7	15,610																	15,610	1,630	17,240
あみだ川	(4) 1,902.9	51,259			(34.0) 77.8	2,470													53,729	5,611	59,340
白浜ナメイ川		–																	–		–
古河良川		–																	–		–
計	(14) 9,489.9	235,742	(5) 302.9	7,880	(184.4) 736.1	21,757	(199.9) (929.8)	31,191	(1) 729.8	15,400			0.30	15,456				1,157	328,583	34,317	362,900

昭和52年度　桜島地区民有林直轄治山事業渓流別実績表

（単位：千円）

渓流別	谷止工		床固工		護岸工		水路工		導流堤		土留工		山腹工		資材運搬路		その他		小計	その他経費	工事費計
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額			
引の平沢	個 ( ) m³		個 ( ) m³		m ( ) m³		m ( ) m³		個 ( ) 2,068.2	44,280	個 ( ) m³		ha		m			4,230	48,510	2,713	51,223
横石沢	(1) 1,216.9	26,200			(58.4) 144.0	4,846							0.05	2,454					33,500	1,870	35,370
官迫沢																			–		–
長谷川	(3) 4,269.8	89,750	(2) 326.0	2,776	(59.5) 240.5	14,625												8,318	115,469	6,452	121,921
深谷川	(1) 964.7	24,871	(1) 248.2	6,222	(298.9) 1,092.2	33,261					3個 (112.0) 323.6	10,259	(0.26)	10,057	932	2,633			87,303	4,876	92,179
中津野川	(1) 573.0	14,200									1個 (43.0) 171.5	6,735							20,935	1,173	22,108
金床沢		–																			–
西元川	(2) 1,141.0	28,576			(195.2) 316.9	9,526													38,102	2,126	40,228
西道川	(3) 1,230.9	32,577	(3) 622.8	18,147	(379.9) 1,737.0	50,948	(15.0) 13.7	642					0.01	81					102,395	5,719	108,114
松浦川	(5) 2,332.3	61,206	(3) 541.8	14,318	(135.5) 476.3	14,355													89,879	5,022	94,901
あみだ川	(5) 3,215.3	83,676	(1) 115.2	3,334	(82.5) 311.8	9,324	(104.9) 861.5	23,443											119,777	6,709	126,486
白浜ナメイ川		–																	–		–
古河良川		–																	–		–
計	(21) 14,944.9	361,056	(10) 1,854.0	44,797	(1,209.9) 4,318.7	136,885	(119.9) 875.2	24,085	(2) 2,068.2	44,280	4個 (155.0) 495.1	16,994	(0.26) 0.06	12,592	93.2	2,633		12,548	655,870	36,660	692,530

昭和53年度　桜島地区民有林直轄治山事業渓流別実績表

（単位：千円）

渓流別	谷止工		床固工		護岸工		水路工		導流堤		土留工		山腹工		資材運搬路		その他		小計	その他経費	工事費計
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額			
引の平沢	(2)個 1,908.9 m³	51,440	(1)個 69.9 m³	1,960	m ( ) m³		m ( ) m³		(1)個 942.1 m³	22,700	m ( ) m³		ha		m				76,100	3,410	79,510
横石沢	(1) 1,268.3	34,700			(95.2) 299.8	9,900												550	45,150	1,894	47,044
官迫沢		–																			–
長谷川	(3) 2,018.3	59,666	(3) 744.6	23,267	(306.7) 1,875.8	59,442												920	143,295	6,441	149,736
深谷川	(1) 877.7	23,880	(3) 494.7	14,146	(178.8) 693.8	24,756	(67.3) 655.6	23,108					(0.30)	14,545	620.0	72,306			172,741	7,577	180,318
中津野川	(2) 1,284.6	35,471			(45.6) 136.1	4,714					2個 (83.0) 427.9	19,223							59,408	2,652	62,060
金床沢	(1) 302.2	9,348									2個 (36.5) 122.8	5,523						268	15,139	758	15,897
西元川		–																		–	–
西道川	(3) 1,524.8	47,510	(1) 117.7	3,237	(178.9) 975.2	32,633					2個 (101.4) 277.5m²	5,944							89,324	3,789	93,113
松浦川	(3) 1,693.2	48,047			(200.7) 807.2	33,408					4個 (95.5) 329.9	8,622			374.0	63,437			153,514	6,820	160,334
あみだ川	(5) 1,762.5	53,406	(4) 374.6	10,363	(205.2) 568.1	20,510	(70.9) 278.5	13,080			3個 (45.0) 71.3	2,628			(補修)	59			100,046	4,546	104,592
白浜ナメイ川		–																	–		–
古河良川		–																	–		–
計	(21) 12,640.5	363,468	(12) 1,801.5	52,973	(1,211.1) 5,356.0	185,363	(138.2) 934.1	36,188	(1) 942.1	22,700	13個 (361.4) 277.5m² 951.9m³	41,940	(0.30)	14,545	(補修) 994.0	59 135,743		1,738	854,717	37,887	892,604

昭和54年度　桜島地区民有林直轄治山事業渓流別実績表

（単位：千円）

渓流別	谷止工		床固工		護岸工		水路工		導流堤		土留工		山腹工		資材運搬路		その他		小計	その他経費	工事費計
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額			
引の平沢	個 (1) m³ 1,568.5	40,042	個 (　) m³	－	m (　) m³	－	m (　) m³	－	個 (　) m³ －		2個 (33.1m) 153.9m³	3,337	ha	－	m	－		－	43,379	1,996	45,375
横石沢	(1) 749.2	18,988	(1) 207.1	4,814	(138.1) 824.5	23,697	(53.4) 81.6	2,793	－		1個 (13.6) 58.8	1,604		－	(補修) 111.3	521		－	52,417	2,409	54,826
官迫沢																			－	－	－
長谷川	(2) 2,628.6	58,431	(3) 1,264.1	34,662	(97.4) 1,467.9	49,302					2個 (75.9) 192.1	5,150			124.0	26,146			173,691	7,985	181,676
深谷川	(1) 769.5	20,609			(144.4) 540.0	28,252	(25.9) 472.0	23,639			9個 (140.4) 925.6	30,413	0.08	4,170	920.0	97,251		53 2,972	207,359	9,529	216,888
中津野川	(1) 875.4	26,069	(1) 31.4	1,228	(95.1) 330.7	9,931	(262.4) 89.1	17,169			1個 (9.0) 37.0	1,241							55,638	2,559	58,197
金床沢	(3) 662.5	17,072			(311.8) 704.1	28,346					15個 (405.4) 424.0m³ 1,760.1m³	62,579			(補修) 280.0	3,500		－	111,497	5,129	116,626
西元川																			－	－	－
西道川	(3) 3,162.2	78,109			(188.2) 853.0	27,465		－	－		4個 (93.2) 225.8	7,293				－		－	112,867	5,187	118,054
松浦川	(7) 3,714.7	99,493			(217.3) 1,167.6	36,945					3個 (224.3) 581.9	20,391			397.0	59,259		－	216,088	9,937	226,025
あみだ川	(2) 1,539.7	38,857			(179.7) 685.7	22,674					6個 (216.8) 630.8	21,873						－	83,404	3,837	87,241
白浜ナメイ川																			－	－	－
古河良川																			－	－	－
計	(21) 15,670.3	397,670	(5) 1,502.6	40,704	(1,372.0) 6,573.5	226,612	(341.7) 642.7	43,601			43個 (1,211.7) 424.0m³ 4,566.0m³	153,881	0.08	4,170	補修 391.3 新設 1,441.0	4,021 182,656		3,025	1,056,340	48,568	1,104,908

昭和55年度　桜島地区民有林直轄治山事業渓流別実績表

（単位：千円）

渓流別	谷止工		床固工		護岸工		水路工		導流堤		土留工		山腹工		資材運搬路		その他		小計	その他経費	工事費計
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額			
	個 m (1) 3,157.7	千円 82,833	個 m³ —	千円	m m³	千円	m m³ (23.6)	千円 1,390	個 m (1) 210.3	千円 8,190	個 m m² —	千円	ha —	千円 —	m (補修) 380.0	11,334	—	千円 —	千円 103,747	千円 5,296	千円 109,043
横石沢	(2) 1,494.6	37,542	—	—	(222.6) 640.7	21,653	(14.5) 72.1	2,387	—	—	(1) (20.0) 77.5	2,606	—	—	—	—	—	—	64,188	3,277	67,465
官迫沢	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長谷川	(3) 1,194.8	34,284	—	—	(241.4) 1,866.1	58,985	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	93,269	4,762	98,031
深谷川	(2) 657.6	19,176	(1) 98.0	3,980	(79.2) 551.2	17,022	(94.3) 593.2	21,928	—	—	(5) (227.5) 176.3m³ 332.2m²	14,465	0.13	6,370	(補修) 51.7 550.0	5,995 93,612	標柱建込	351	182,899	9,337	192,236
中津野川	(3) 3,492.2	91,052	—	—	(65.6) 285.0	9,629	(209.4)	17,079	—	—	(10) (353.6) 3,4514.1	101,620	0.32	25,655	—	—	—	—	245,035	12,510	257,545
金床沢	—	—	—	—	—	—	(74.6) 391.5	14,906	—	—	(5) (91.0) 766.0	24,726	0.12	6,497	—	—	—	—	46,129	2,355	48,484
西元川	(5) 28.6t 1,709.3	60,786	—	—	(57.2) 230.2	9,249	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	70,035	3,575	73,610
西道川	(1) 638.6	18,188	(1) 228.4	6,528	(260.4) 1,417.9	46,093	(107.4) 295.4	8,392	—	—	—	—	0.09	4,750	(補修) 30.0	431	—	—	84,382	4,308	88,690
松浦川	(6) 2,222.2	64,371	—	—	(254.2) 1,185.4	37,880	—	—	—	—	(3) (99.0) 217.0	7,507	—	—	181.0	31,057	水路疎通	1,429	142,244	7,262	149,506
あみだ川	(2) 1,181.7	33,552	(1) 17.2	586	(147.9) 921.8	30,279	(13.3) 32.8	1,896	—	—	(1) (47.7) 225.1	9,392	0.12	3,703	—	—	—	—	79,408	4,054	83,462
白浜ナメイ川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
古河良川	(1) 2,253.0	58,137	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	58,137	2,968	61,105
計	(26) 28.6t 18,001.7	499,921	(3) 343.6	11,094	(1,328.5) 7,098.3	230,790	(429.7) 1,089.6	67,978	(1) 210.3	8,190	(25) (722.9) 5,071.9	160,316	0.78	46,975	(補修) 461.7 731.0	17,760 124,669		1,780	1,169,473	59,704	1,229,177

昭和56年度　桜島地区民有林直轄治山事業渓流別実績表

（単位：千円）

渓流別	谷止工		床固工		護岸工		水路工		導流堤		土留工		山腹工		資材運搬路		その他		小計	その他経費	工事費計
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額			
	個 (2) m³ 885.2	千円 26,489	個 (1) m³ 31.5	千円 855	m (164.8) m³ 612.0	千円 24,105	m (　) m³	千円	個 (1) m³ 389.8	千円 9,630	m (14.7) m³ 57.0	千円 1,874	ha 0.06	千円 780	m	千円		千円	千円 63,733	千円 4,592	千円 68,325
横石沢	(1) 1,221.8	34,967			(52.5) 229.0	7,646					(89.0) 288.7	9,314	0.08	3,323					55,250	3,981	59,231
官迫沢																			–		–
長谷川	(3) 1,313.0	42,813	(9) 1,288.2	34,278	(343.0) 1,716.7	56,140	(6.0) 2.0	188			(111.8) 208.9	8,292							141,711	10,210	151,921
深谷川	(3) 166.1	5,557	(4) 333.7	10,505	(384.5) 2,106.8	75,341			(2) 610.6	21,843			0.06	895	167.0 160.0	6,619 65,003			185,763	13,384	199,147
中津野川			(1) 110.2	2,918	(236.5) 938.3	34,486	(97.5) 498.2	19,939			(113.5) 1,059.7	33,341	0.64	31,938			モルタル吹付 m² 5,795.5	29,163	151,785	10,936	162,721
金床沢					(22.8) 123.4	3,912	(95.4) 447.7	17,534			(161.8) 1,177.0	38,867					〃 10,991.4	41,305	101,618	7,321	108,939
西元川	(2) 1,042.7	29,274			(150.6) 748.6	29,303					(21.6) 69.0m³	1,766					捨土	335	60,678	4,372	65,050
西道川	(1) 1,552.4	46,982	(2) 415.3	11,087	(227.7) 1,218.1	39,912	(26.5) 56.5	3,250			(217.4) 779.8	26,347							127,578	9,192	136,770
松浦川	(3) 2,315.0	64,678			(240.7) 1,467.1	49,321	(8.8) 7.4	419			(206.1) 658.2	25,354					水路疎通	230	140,002	10,087	150,089
あみだ川	(4) 1,462.7	43,217	(1) 57.2	1,587	(159,0) 859.1	27,902					(22.3) 141.6m³ (105.9) 288.7	3,075 10,390							86,171	6,208	92,379
白浜ナメイ川																			–		–
古河良川																			–		–
計	(19) 9,958.9	293,977	(18) 2,236.1	61,230	(1,982.1) 10,019.1	348,068	(234.2) 1,011.8	41,330	(1)m³ 389.8 (2) 610.6	9,630 21,843	(43.9)m³ 210.6 (1,020.2) 4,518.0	4,841 153,779	0.84	36,936	補修 167.0 160.0	6,619 65,003		71,033	1,114,289	80,283	1,194,572

治山　　五十七年度

勘定別	工種	数量	金額
治山勘定	谷止工	（二六個）一〇、九〇四・四㎥	三五七、七七六
直轄治山事業費（民直）	床固工	（二六個）三、〇一〇・七㎥	一一一、〇三五
	護岸工	九、二五〇・七㎥	三四八、二三二
	運搬路	二六〇m	九五、六一九
	導流堤	（二個）一九九・九㎥	六、八七九
	水路工	一、三四五・四㎥　七、〇一五・〇㎥	九六、九八〇
	土留工	一、〇七三・五㎥	四一、五九八
	緑化工	一・四〇ha	六四、八六三
	計		一、一二二、九八二

第七節　降灰対策の要望と処理

降灰対策事業に関する要望事項（当初より五十六年）　二市三町事務局（降灰対策室）

要望事項	処理状況
Ⅰ「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」の改正について（昭48・7・24・公布） 現在法律の助成対象事業となっている避難施設事業及び防災営農施設整備事業のほかに、新たに「降灰対策事業」を追加すると共に、降灰によって生活環境に著しい影響のある地域を「降灰激甚地域」として指定し、被害防止のため積極的施	Ⅰ要望達成につき取下げ（昭53・11） 1、「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」（昭48・7・24法第六一号）が全面改正され「活動火山対策特別措置法」（昭53・4・26法第二九〇号）及び「同法施行令」（昭53・7・4）が公布施行された。 2、同法により新たに降灰除去事業、防除事業等の降灰対策事

策を講ずること（昭50・10）

Ⅱ治山砂防事業等の推進

1、顕著な山腹の荒廃に対処するため、桜島地区における直轄治山事業及び直轄砂防事業の予算枠を拡大するとともに、県の負担割合の軽減をはかること（昭52・10）

2、土石流対策を国の直轄事業として強化されたい。

(1)黒神川（地獄河原）の直轄事業として強化されたい。
（昭53・11　54・7　54・9）

(2)仁田河原については早急に対策を講じられたい。
（昭53・11　54・7　54・9）

(3)第一古里川を早い時期に国の直轄河川に移管されたい。
（昭53・11　54・7　54・9）

(4)高免河原の土石流対策は防災事業として抜本的対策を講じられたい。
（昭53・11　54・7　54・9）

業が追加された。

3、降灰激甚地域を降灰防除地域として指定された。
昭和五十三年七月二十八日鹿児島市、垂水市、桜島町昭和五十四年四月十七日？

1、上欄1及び2の要望中、未解決分について、文言を修正し次の通り一本化した。「直轄治山、砂防事業の全体的な見直しと、工事費の枠を拡大し、事業の促進をはかられたい」
（昭54・10）

(1)(2)黒神川、仁田河原は五十六年度から新規事業として、火山等緊急火山対策砂防事業が設けられ、既設砂防ダムの堆積土砂除去、それまでの県単事業が国庫補助事業として認められた。

(3)第一古里川は昭和五十四年度から直轄砂防事業に編入、取下げ。（昭54・10）

(4)地域指定については、地元住民と折衝中である。砂防指定の手続きが完了すれば国の直轄に於いて対策を講ずるとのことで取下げ。（昭54・10）

尚、砂防指定については、昭和五十六年四月二十日、県に申請、現在県で検討中である。ルート選定後、地元説明会が開

⑸金床沢水系の治山、砂防事業を早急に完成されたい。
（昭54・9　54・10）

Ⅲ降灰除去事業の推進

1、指定地域内の道路、公園、公共下水道、学校、公民館、老人福祉施設、児童福祉施設等、公共施設の降灰除去に対して、国において助成すること。（昭52・10）

2、道路放水車、道路清掃車等の機材購入に要する経費について国で助成すること。（昭52・10）

3、路面清掃に使用するロードスイーパーの国の貸与台数を増加されたい。（昭53・11）

4、降灰除去事業（道路降灰除去、公共下水道降灰除去、市街地「宅地」降灰除去）の補助率を一率に三分の二とされたい。（昭51・11　54・7　54・9　54・10　55・8）

かれる予定である。

⑸金床川としては五十六年度から直轄砂防事業として実施されることになった。（昭56・7　取下げ）

1、要望達成取下げ（昭52・7）
活火山法の改正により（昭53・4・26）、国庫補助事業として認められた。ただし公民館については対象外につき、別途教育関係において継続要望中。

2、要望達成取下げ（昭53・7）
機材等の購入については購入費及び管理費等の経費の増大を招くことから、ロードスイーパーを国が貸与することになった。

3、要望達成取下げ（昭54・7）
昭和五十四年度から建設省の貸与台数一台が三台増車され、四台となり、垂水市、桜島町にも早急な対応がはかられることになった。

4、継続要望中
国の見解として、今後においても降灰の状況に従って現行の規定を適用する。
現行規定は
道路…平方メートル当たり一〇〇〇グラム以上…二分の一

5、小型ロードスイーパーの購入について助成されたい。
（昭54・9）

Ⅳ教育関係

1、指定地域内の義務教育諸学校、公立高校、公立幼稚園の左記設備の設置等に要する経費及びその管理経費について国において助成すること。

(1)冷房設備（昭52・10　53・11　54・7　54・9）
(2)窓枠改造、窓ガラスの強化
（昭53・10　53・11　54・7　55・9）
(3)プール上屋及びプールクリーナー
(4)運動場のスプリンクラー、散水施設用井戸掘削に要する費用
（昭52・10　53・11　54・7　54・9　54・10　55・9）
(5)学校敷地内及び屋上降灰除去作業に要する経費
（昭53・11　54・7　54・9）
(6)学校花壇（教材園）等に対する降灰防除施設（防除用ビニール被覆施設、設備）に要する費用

平方㍍当たり二五〇〇グラム以上…三分の二
公共下水道……三分の二
宅地……二分の一

5、要望達成取り下げ（昭54・10）
昭和五十四年度において国庫補助事業として購入、補助率三分の一

(1)要望達成につき取下げ（昭54・10）
(2)要望達成につき取下げ（昭54・10）
(3)要望達成につき取下げ（昭54・10）
(4)散水施設用井戸掘削に要する経費、散水の目的は運動場の維持管理の色彩が強いので助成困難（継続要望）
(5)管理経費につき取下げ（昭54・10）
(6)管理経費につき取下げ（昭54・10）

（昭53・11　54・7　54・9）

⑺高校の補助率二分の一を三分の二の補助率に引き上げられたい（昭53・11　54・7　54・9　54・10　55・8）

⑻雨どいの取りかえ（昭53・11　54・7　54・9）

⑼当分改築計画のない健全木造校舎、窓建具のアルミサッシ化の費用

⑽屋内運動場窓建具のアルミサッシ化に要する費用

（昭54・7　54・9　54・10）

⑾窓枠改修工事に係る吹付塗装工事費について助成されたい。

（昭54・9）

2、指定地域内の教育機関（公民館、少年自然の家、異人館、美術館）の左記設備の設置等に要する経費及びその管理経費について助成されたい。（昭53・11　54・7　54・9）

⑴窓枠改造（アルミサッシ）

⑵雨どい取りかえ

⑶冷房設備

⑷屋根、敷地内の降灰除去作業に要する費用

3、私立学校及び私立幼稚園等の降灰防除施設整備事業に対し助成されたい。（昭53・11　54・7　54・9）

⑺事業完了につき取下げ（昭56・7）

⑻管理経費につき取下げ（昭56・7）

⑼要望達成につき取下げ（昭55・8）

昭和五十五年度予算に計上

⑽要望達成につき取下げ（昭55・8）

昭和五十五年度現計予算の中で運用

⑾管理経費につき取下げ（昭54・10）

2、⑵⑷について管理経費につき取下げ（昭54・10）

公民館、少年自然の家に対する補助については既設に対する補助制度はないが、新築については、冷房工事を含めた建設費補助を行っている。

3、取下げ（昭54・10）

私立学校については、私学振興財団から融資制度がある。また鹿児島県開発促進協議会が私学振興対策として実質二分の一の補助制度を講ずるよう要望している。

4、降灰時はプール用水の交換が頻繁になり、上水道用水に不足をきたすので、プール用水専用の地下採水工事費について助成されたい。（昭54・9）

5、プール上屋施設について、文教施設債で対応できるよう措置されたい。（昭54・7　54・9　54・10）

V社会福祉施設等対策

1、指定地域内の老人福祉施設、児童福祉施設等、社会福祉施設の冷房設備に要する経費及びその管理費ならびに窓枠改良に要する経費について助成されたい。（昭52・10）

2、社会福祉施設に対する降灰対策事業補助金を別枠として措置されたい。

(1)社会福祉施設の降灰対策事業補助金は施設の大規模修繕分としてみられるため、補助対象が既設の施設に限られ、施設を新設（改築）する際に、同時に降灰防除施設をする場合には対象とならないので、これも補助対象となるよう単独の降灰対策事業の補助金枠として措置されたい。

（昭53・11　54・7　54・9　54・10）

3、小規模の社会福祉施設に対しても降灰対策事業の助成対象

4、事業完了につき取下げ（昭54・10）

5、事業完了につき取下げ（昭54・10）

昭和五十五年度で事業完了、プール上屋施設は体育施設補助金交付要綱で実施、これは五五〇万円の定額補助である。文教施設債（義務教育施設整備事業債）は償還時に交付税対象

1、要望達成につき取下げ（昭54・10）

活火山法（昭53・4・26）により設備費について国庫補助事業として認められた。

ただし管理費については対象外

2、要望達成につき取下げ（昭55・8）

(1)社会福祉施設を新築（改築）した場合の降灰防除施設の整備については、事業実施の翌年度に大規模修繕即ち桜島降灰対策事業として実施することになり、運用面で解決した。

3、市の単独事業につき取下げ（昭54・10）

とされたい。

(1)簡易児童館、簡易老人憩の家、その他小規模の社会福祉施設等についても降灰防除事業の助成対象とされたい。

（昭53・11　54・7　54・9）

Ⅵ農林水産対策

1、防災営農施設整備計画を左記により拡充されたい。

(1)昭和四十八年度から実施している防災営農整備計画を改定し、昭和五十三年度以降も引き続き行うこと。（昭52・10）

(2)降灰によって農作物に多くの被害をもたらしている地域を新たに防災営農計画の区域に加えること。（昭52・10）

(3)左記の事業を新たに認めること。（昭52・10）

ア　野菜花弁等に対する硬質ビニールハウス等による恒久的な降灰施設を対象事業とすること。

鹿児島市が設置している簡易児童館、簡易老人憩の家は市単独事業として運営している。

1、要望達成につき取下げ（昭53・11）

(1)昭和四十八年に降灰地域防災営農施設整備計画を策定し、昭和五十二年まで第一次整備事業を推進した。引き続き昭和五十三年度から五十五年度を第二次整備計画として事業を実施し、更に、現在第三次整備計画として五十六年度から五十八年度までを策定し、計画に従い事業推進中。

(2)昭和四十八年度第一次計画地域は二市二町（鹿児島市、垂水市、桜島町、福山町）であったが、昭和四十九年度二市五町（輝北町、高山町、内之浦町を追加）に拡大、更に五十五年五月二市二十四町、五十一年四月に四市三十町、五十三年五月五市三十八町に拡大された。

(3)

ア　昭和五十四年度から、降灰激甚地域を対象に野菜降灰防止栽培促進事業の中で、硬質ビニールプラスチックハウスの導入が認められ事業推進中

イ　降灰による果実の裂果等を防止するため、果樹に対する簡易ビニール被覆施設を対象事業にすること。

ウ　人工飼育による稚蚕飼育を対象事業にすること。

2、指定地域内における林業労働者の安全衛生確保をはかるため、必要な設備等の整備や健康診断の実施に対する助成制度を創設すること。（昭52・10）

3、森林国営保険制度の保険対象事故に「噴火の害（降灰を含む）等」を入れること。（昭52・10）

4、指定地域内における降灰対策としての養殖筏退避施設事業、漁獲物共同処理施設事業、漁獲物加工施設設置事業を沿岸漁業構造改善事業の一環として新設し、高額助成すること。（昭52・10）

5、指定地域内における自作農維持資金等、農林漁業に対する降灰対策資金の融資条件の緩和と貸付限度額を引き上げること。（昭52・10）

イ　昭和五十五年度から降灰激甚地域を対象に降灰地域果樹安定対策事業の中で果樹類への簡易ビニール被覆事業が導入された。

ウ　昭和五十三年度から稚蚕飼育施設整備事業が導入された。

2、取下げ（昭53・11）

制度化されていないが国、県、市町において住民定期検査を実施している。

本町においては林業の専業従事者はいない。

3、要望達成取下げ（昭53・11）

森林国営保険法の一部改正が昭和五十三年四月二十六日付けで公布され、噴火災害による損害が填補の対象として追加された。

4、要望達成取下げ（昭53・11）

活火山法改正により、法の中に防災漁業経営施設整備事業が導入され、鹿児島市漁協においては、昭和五十五年度に降灰防止、降灰除去施設整備事業として、ウニ加工処理施設及び水産物荷捌施設を実施した。

5、取下げ（昭53・11）

貸付利率五パーセントを四パーセントに引き下げ、要望に対し昭和五十三年度から四・六パーセントに引き下げられた。

貸付基準の緩和（貸付対象書類作成）については、県公庫の

6、農林水産物に係る降灰対策試験研究費の国庫助成措置とその増額をはかること。（昭52・10）

7、降灰事業の実体に鑑（かんが）み、果樹共済制度の改正をはかられたい。（昭53・11）

(1)基準収穫量の算定について現行では基準収穫量は、過去五ヵ年の中庸、三ヵ年の平均値となっているが、降灰激甚地域にあっては再生産が可能な数量を基準収穫量として新たに追加されたい。

(2)ビワに対する共済制度の適用については早期実現をはかられたい。

8、桜島地区や近郊農業を実施中の地区においては降灰除去のため農業用水の確保が必要であるので、降灰対策事業の一環としてもボーリング箇所を増すなどの措置を講じていただきたい。（昭53・11）

審査手続きなど、制度上簡素化できない点もあるので、農家とも十分連けいをとる中で、早期に経営計画を立て、借入申し込みをするよう指導している。

6、取下げ（昭52・11）

国の総合助成試験事業の中で、桜島火山降灰対策に関する研究（昭49～53）及び桜島火山降灰被害の恒久的対策に関する試験（昭54～58）を県農業試験場が主体となり実施した。農作物については、県、市、町において降灰防止試作展示圃を設置して、耐灰作物の選定技術の向上に努めている。

7、取下げ（昭54・10）

(1)柑橘類の共済制度は昭和四十八年度施行、四十九年度果実から適用された。共済制度は相互扶助が目的であり、基準収穫量算定基準の変更は困難だったが、桜島地域については特別な配慮がなされている。

(2)ビワ共済制度については、昭和五十四年度施行、昭和五十五年度産から適用されている。

8、要望達成取下げ（昭54・10）

申請どおり、電探ボーリングを昭和四十八年度から実施した。鹿児島市桜島地域では昭和五十五年まで八ヵ所をボーリング、うち二ヵ所は清水を得たが、六ヵ所は塩水または温水

9、降灰の激甚化に伴い、ビワの成木を枯死させる紋羽病などの病害が発生し、病害駆除に多大の費用を要しているので、降灰対策事業における国の財政面の措置等を配慮していただきたい。（昭53・11）

10、ガス対策について

近年火山性ガスが多発し、農作物の被害が激増し、又人体への影響も懸念されるのでガスの分析及び農作物への対応策を早急に樹立されたい。（昭54・7　54・9　54・10）

11、畜産業等の対策について

防災営農の一環として、畜産関係事業を新設し、地域営農の安定をはかられたい。（昭54・7　54・9　54・10　55・8）

12、降灰地域土壌等矯正事業に係る有機質素材投入地域の拡大を図られたい。（昭54・9）

13、野菜降灰防止栽培促進事業の補助事業採択基準を緩和され

で農業用水としては利用できなかった。桜島町は四十八年度藤野、四十九年度西道でボーリングを実施し清水を得たが、農業用水として使用していない。

9、取下げ（昭54・10）

営農上の消耗機材の購入資金を助成対象とするのは困難との国の見解。

10、要望達成取下げ（昭55・8）

県農業試験場が国の総合助成試験事業の中で昭和五十四年度黒神町、宇土、五十五年度野尻町でガス観測を開始した。昭和五十五年六月二十四日、国土庁の諮問機関として火山ガス等調査委員会が設置され、総合的な調査研究が推進された。

11、要望達成取下げ（昭56・7）

第三次防災営農施設整備計画（昭和五十六年から昭和五十八年）において耐灰性作物等導入促進事業として、肉用牛部門が導入され、昭和五十六年度から事業を実施している。

12、取下げ（昭54・10）

桜島地域及び垂水市の一部を対象に実施している。

垂水市から市全域を対象とするよう要望があったが、降灰量の関係で拡大されていない。

13、要望達成取下げ（昭54・10）

たい。（昭54・9）

14、施設園芸の張り替え防塵ビニールの購入費について助成されたい。（昭54・9　54・10　55・8）

15、桜島周辺海域に浮遊する軽石により漁業及び漁船に被害を生じているので適切な防止対策を講じられたい。（昭56・7新規）

Ⅶ商工業対策

1、指定地域内の中小企業者が行う降灰の防止及び除去対策に要する資金に対する政府系金融機関の融資条件を、災害資金なみとするとともに、融資枠を拡大すること。（昭52・10　53・11）

昭和五十三年度に実施した野菜降灰防止栽培促進事業では、一五〇〇〇平方㍍以上だったのが、六三七六平方㍍で採択された。更に五十六年度においては三〇〇〇平方㍍に緩和された。

14、取下げ（昭56・7）

肥料、農薬と同様営農資材となるので補助対象としては困難である。ただし火山周辺に限り、農業近代化資金の融資対象としている。また昭和五十四年度から施設共済制度が樹立され破損ビニールハウスが共済の対象となった。

15、昭和五十六年度新規要望事項。参議院地方行政委員会で、水産庁は「昭和五十七年度以降、軽石の海上拡散防止対策を実施したい」旨答弁した。（昭56・10・15）

また、建設省も「軽石流出は全量止めるのはむつかしいが、抜本対策は可能と考えており、本年度内に工法を含めて検討、来年度予算措置したい」と述べ、国土庁においても今後とも調整を続けるとのことである。

Ⅶ要望達成につき取下げ（昭54・10）

1、2、3について、中小企業金融公庫、国民金融公庫環境衛生金融公庫において、昭和五十三年度から降灰対策に係る融資制度が実施された。また県においても融資制度が発足した。

2、降灰被害甚大企業に対し、運転資金融資制度を実施されたい。（昭53・11）

3、降灰防除対策資金の融資利率を引き下げられたい。（昭54・9）

4、指定地域内における商工業者の事業用資産に関する減価償却について、税法上の特別措置を制度化すること。（昭52・10　53・11　54・7　54・9）

5、アーケードの降灰除去事業費について助成されたい。（昭53・11　54・7　54・9）

6、指定地域の病院、診療所等医療施設及び冷房施設に対する医療金融公庫の融資条件の緩和と融資枠を拡大すること。（昭52・10）

Ⅷ避難施設緊急整備計画の拡充

1、避難施設緊急整備地域を拡大するとともに、避難施設等の整備事業の拡充をはかること。（昭52・10）

4、取下げ（昭54・10）

税務署もチラシでＰＲしたが申告の実績がなかった。現行法で対処できる。また要望のあった鹿児島県中小企業団体中央会から要望取下げの旨回答があった。

5、取下げ（昭54・10）

県中央会から要望取下げの回答あり、アーケード建築の際無利子の融資制度があることと、市から補助金を支出している。また固定資産税を免除している。

6、要望達成につき取下げ（昭53・11）

活火山法の改正（昭53・4・26）により、融資制度が発足した。

1、要望達成につき取下げ（昭53・11）

地域の拡大がはかられ、施設が整備された。

桜島地区（昭48・12・28）

垂水市の一部（昭53・7・28）

2、桜島周辺道路について

(1)国、県道について、更に整備の促進をはかられたい。（昭54・9　54・10　55・8）

(2)県道早崎～桜島港線、仏迫～牛根線については、主要地方道として位置付けされたい。（昭55・8）

Ⅸ地震火山活動研究観測体制の充実拡充

1、桜島には現在鹿児島地方気象台、京都大学、鹿児島大学などの観測施設及び研究施設があるが現状では十分でないので、施設設備を拡充するとともに、所要の人員を配置し、総合観測体制の充実をはかられたい。（昭52・10）

2、

(1)継続要望中

(2)要望の二線は共に主要地方道として昇格（昭57・4・1）

Ⅸ要望達成につき取下げ（昭53・11）

1、観測体制については逐次整備充実の方向である。

ア　県及び二市三町観測地点

二市三町二十八ヵ所、県四ヵ所、計三十二ヵ所、観測地点十ヵ所

イ　桜島地区日記観測

十ヵ所

ウ　気象台における観測

地震計五ヵ所（袴腰、赤生原、湯之、黒神、園山）

傾斜計一ヵ所（高免）

地磁気観測二ヵ所（白浜、持木）

エ　京都大学観測所

オ　日本における活火山観測

全国七十七ヵ所、うち常時観測二十ヵ所、臨時観測三十七ヵ所

X住民の健康対策について

1、桜島降灰による保健衛生対策を充実されたい。

⑴住民の健康診断の実施について、特段のご配慮を願いたい。（昭53・11　54・7　54・9）

⑵桜島降灰による人体への影響調査研究に要する経費について国庫の助成措置を講ずること。（昭52・10）

XI交通対策費

1、電車軌道敷内の降灰除去について道路なみに助成されたい。（昭52・11　54・7　54・9）

2、電車冷房装置設置費に対し助成されたい。（昭53・11）

カ　市公害対策課における観測
　市内十八ヵ所（鹿大工学部）
　自動測定局（市役所、谷山福祉、有村町）
キ　県公害規制課
　（桜島町役場、赤水、垂水市）
ク　県農業試験場内、黒神町、宇土、野尻町外七ヵ所

⑴要望達成取下げ（昭54・10）
　国、県、市町において定期検診を実施している。

⑵要望達成取下げ（昭54・11）
　厚生省が鹿児島大学における「桜島降灰の人体に及ぼす影響に関する調査研究のためのプロジェクトチーム」に対し、昭和五十三年度から医療研究助成補助金を交付し、調査研究委託した。

1、取下げ（昭54・10）
　道路管理者と協議し、運用面で対処すること。

2、3、取下げ（昭54・11）

3、冷房バス購入費に対し助成されたい。（昭53・11）

Ⅻ 消防、救助対策等

1、防災拠点として消防分遣隊、分団舎の堅牢化に伴う補助金の制度化をはかられたい。（昭53・11　54・7　54・9　54・10）

2、避難誘導及び救助活動用装甲消防車の購入に対し助成されたい。（昭53・11）

3、降灰被害による消防自動車、救急自動車の更新に対し助成されたい。（昭53・11）

4、現庁舎等の降灰による雨どい、窓、屋根等の取替え及び冷房に対し助成されたい。（昭54・7　54・9　54・10）

昭和五十六年度要望事項と現状

要望事項

1、治山、砂防について

桜島の治山砂防事業は極めて大規模で、かつ緊急を要するので、直轄事業を全体的に見直し、工事費の枠を大幅に拡大して事業の促進をはかられたい。特に西元川、中津野川については早急な直轄砂防事業編入と事業の促進をはかられたい。

電車、バスの冷房化については降灰対策としてではなく、企業の営業サービス面として対応すべき問題である。

1、継続要望中

2、取下げ（昭54・10）

大震火災対策等、整備補助金交付要綱が制定され、昭和五十四年度から要望車両等に対する助成措置が講ぜられた。

3、取下げ（昭54・10）

補助制度の趣旨から更新車に対する助成は該当しない。

4、取下げ（昭55・8）

管理経費につき取下げ。

現況

1、

(1)昭和五十六年度から新たに桜島町側の金床川が直轄施行区域に編入され、また五十六年度から新規事業として火山等緊急対策砂防事業が設けられ、古河良川に既設砂防ダムの蓄積土砂除去、県単事業の補助事業化が認められた。

2、桜島周辺道路について

(1)国、県道について、更に整備の促進をはかられたい。

(2)県道早崎～桜島港線、仏迫～牛根線については、主要地方道として位置付けされたい。

3、降灰除去事業について

降灰除去事業（道路降灰除去、公共下水道降灰除去、市街地

---

(2)西元川、中津野川の上流については、林野庁の直轄工事であり、下流は県の治山事業でやっている。

(3)昭和五十七年度予算

ア　治山直轄事業

一、三七六千円（前年比一〇七パーセント強）

イ　砂防直轄事業

一、五一〇千円（前年比一〇七パーセント強）

2、

(1)国道整備については、有効利用をはかりながら、落石防止等の防災工事の優先実施中である。

二二〇号線はあと二・三年で一次防災工事を完了する予定である。

二二四号線は五十五年度でおおむね一次防災工事を完了し、今後野尻、春松、持木川の河川改修（土石流対策）に伴う道路改良、有村地区局部改良等を実施する予定である。

(2)県道早崎～桜島港線、仏迫～牛根線は昭和五十七年四月一日付けで、県道桜島港～黒神線、垂水～大崎線として主要地方道に指定された。（建設省告示第P三〇号、道路法第五六条の規定による。）

3、今後においても降灰の状況において現行の規定を適用する。

現行規定

「宅地」降灰除去）の補助率を一律に三分の二とされたい。

4、降灰防除施設整備事業について

(1)既設の教育機関（公民館・少年自然の家）の降灰防除施設整備事業に要する経費について助成されたい。

(2)公立小、中学校及び高等学校の運動場の散水施設及び散水施設用井戸掘削に要する経費について助成されたい。

5、桜島周辺海域に浮遊する軽石により漁民及び漁船に被害を生じているので、適切な防止策を講じられたい。

6、防災拠点として消防分遣隊、分団舎の堅牢化に伴う補助金の制度化をはかられたい。

昭和五十八年度要望事項について

その後の経過等

1、治山砂防について

桜島における河川は、鹿児島市管内七河川、桜島町管内九河川であり、建設省直轄砂防事業が実施されているのは、鹿児島市管内七河川と桜島町管内の金床川（五十六年度指定）である。

土石流は近年増加しているので、直轄編入の増進と事業費の拡大について要望を続けたい。

なお、昭和五十八年度の事業費は次のとおりである。

a道路（側溝を含む）

平方メートル当たり一〇〇〇グラム以上……二分の一

平方メートル当たり二五〇〇グラム以上……三分の二

b公共下水道……三分の二

c宅地……二分の一

4、

(1)既設の施設に対する改造費補助制度はないが、新設については建設費補助を行っている。

(2)学校運動場に対する補助制度はない。又散水は維持管理の色彩が強いので特別助成はむつかしい。

5、昨年建設省に「黒神川砂防技術検討委員会」が設置され、目下答申をまとめている段階で、その答申によって、関係省で具体的対策を進める方針である。

6、継続要望中

直轄砂防事業費

一、五二一、〇〇〇千円

（前年比一〇〇・七パーセント）

県通常砂防事業費

三〇三、〇〇〇千円

（前年比一〇〇・〇パーセント）

直轄治山事業費

一、三八七、三七〇千円

（前年比一〇〇・八三パーセント）

建設省 直轄砂防事業費（単位：千円）

年度	事業費
昭和51	320,300
52	752,600
53	922,200
54	1,120,000
55	1,170,000
56	1,407,000
57	1,510,000
58	1,521,000

農林省直轄治山事業費（単位：千円）

年度	事業費
昭和51	417,999
52	780,881
53	998,901
54	1,226,695
55	1,369,241
56	1,359,444
57	1,376,000
58	1,387,370

県通常砂防事業費（単位：千円）

年度	事業費
昭和51	186,000
52	168,000
53	141,000
54	330,000
55	432,000
56	360,000
57	303,000
58	303,000

2、桜島周辺の主な国県道整備について

主な国、県道は国道二二〇号及び二二四号と、主要地方道（県道）桜島港黒神線及び垂水大崎線（いずれも昭和五十七年四月一日指定）があり、年々整備が進んでいる。

周辺道路は避難道路としても整備を促進する必要があり、さらに要望を続けていきたい。

昭和五十八年度事業費（単位：千円）

路線		
国道二二〇号線	五二〇、〇〇〇	六三〇、〇〇〇
〃 二二四号線	一一〇、〇〇〇	
県道桜島港黒神線	七〇、〇〇〇	一四五、〇〇〇
	（県単）七五、〇〇〇	
垂水大崎線	一一〇、〇〇〇	一五九、〇〇〇
	（県単）四九、〇〇〇	
計		三〇四、〇〇〇

主要道路車輪通行量　昭和五十五年十月（一日上下）

路線	調査地点	通過台数	区間距離 km
国道二二〇号線（福山～垂水間）	垂水市牛根	四、二八二台	三五、七
国道二二四号線（袴腰～桜島口）	鹿児島市古里	四、八一三台	一三、八
県道桜島港～黒神線	桜島町西道	二、五二一台	二一、〇
垂水～大崎線（二川～輝北）	輝北町百引	一、〇四三台	三三、七

3、降灰除去事業について

降灰除去（道路、公共下水道、宅地）事業の補助率を三分の二にされたい。

厳しい状況にあるが続けて要望していく。

現行の補助率

	年間平方メートル当たり一〇〇〇グラム	平方メートル当たり二五〇〇グラム
道路（側溝を含む）	二分の一	三分の二
公共下水道	三分の一	三分の二
宅地	二分の一	二分の一

4、軽石対策について

軽石対策としては、昭和五十六年度建設省に「黒神川砂防技術検討委員会」が設置され、検討されている。昭和五十七年度は国土庁が災害対策総合推進調整費から水産庁へ調査費として四八万円を支出した。昭和五十八年度については、国土庁が「桜島地域軽石流出調査費」として次のように計上した。

農林水産省（水産庁）へ「海域における軽石流出調査費」として二三六万六〇〇〇円

建設省（砂防）へ「軽石流出対策費」として二四四万九〇〇〇円、計四八一万五〇〇〇円を計上した。

5、防災営農対策の推進について

降灰等による農作物被害の防止を図るため、防災営農施設整備計画の計画期間を更に延長、昭和五十九～六十一年度までにするとともに事業費枠を拡大されたい。

昭和五十八年度継続要望

昭和五十八年三月二十四日の衆議院災害対策特別委員会において本県選出の議員がこの問題を取り上げ、質問、加藤国土庁長官と大坪農林水産大臣官房審議官が答弁している。それによると、鹿児島が策定している第四次防災営農施設整備事業計画を十分伺った上で、関係省庁と協議し、適切な対応をしたい旨の答弁があった。

（ほかに土石流関係についても質疑応答あり）

(1) 防災営農施設整備計画

			事業費	
第1次計画	昭和48年～50年 変更～52年度	2市2町 追加4市30町	千円 3,482,392	
第2次計画	昭和53～55年	5市38町	4,374,385	硬質プラスチック等，肉用牛ビワ被覆
第3次計画	〃 56～58年	5市38町	6,026,374	

(2) 農家戸数及び年度別事業費

項目 / 市町名	農家戸数	農家人口	防災営農				
			昭和55年	56年	57年	58年	48年～58年累計
鹿児島市	(内桜島666) 7,300	(2,161) 26,136人	千円 154,488	千円 159,158	千円 81,656	千円 216,197	千円 1,128,980
垂水市	2,752	9,534	55,938	39,101	70,155	108,218	598,861
桜島町	1,080	3,500	83,897	155,760	182,606	192,460	1,966,677
福山町	1,399	4,219	38,270	64,339	58,050	74,262	419,874
輝北町	1,238	4,167	65,976	81,896	82,981	73,685	419,948
計	13,769	47,556	398,569	500,254	475,448	664,822	4,534,340

6、火山ガス対策について

火山ガス対策としては、昭和五十七年度、国土庁は「災害対策総合推進調整費」から三〇三万円を農林水産省研究費として支出した。（農林水産省は鹿児島県へ委託）昭和五十八年度については農林水産省が中核研究として調査研究を継続実施する計画である。また降灰検診については昭和五十八年度も引き続き実施する。

(1) 昭和五十七年十一月五日の報告により「火山ガス等調査委員会」の調査は終了するが、引き続き次の対策を実施する。（火山ガス等調査委員会は昭和五十四年七月の要望により、五十五年六月二十四日設置）

ア 火山ガス等の観測については、気象庁、熊本県、鹿児島市及び関係大学において今後も継続して行うとともに、引き続きデータの一元化を鹿児島県消防防災課で行う。

イ 人の健康への影響については、鹿児島県において、検診や統計分析により地域住民の健康状況の把握を継続して行う。

住民健康調査　県　一、三八五千円
　　市　五三四千円

ウ 農作物被害については、農林水産省及び県において引続き被害発生メカニズムの調査及び対策調査を行う。

(2) ガス観測地点

自動測定局、有村町（市）、桜島町役場、赤水、野尻町、黒神町宇土（県）五ヵ所に設置してある。

第八節　京都大学桜島火山観測所沿革

桜島火山観測所

一、沿　革

大正と昭和の噴火活動については、近代的な研究がな

され、火山物理学上貴重な成果が得られている。しかしこれらの調査研究は、噴火が発生してから開始されたもので日々続けて、長い期間の観測が基礎となったものではなかった。そのため火山活動の機構を効果的に捕らえることには程遠い状態であったといえる。昭和三十年十月十三日南岳の山頂爆発が発生し活動が続くなかで、住民の間にはかつてのような溶岩の流出が起こるのではないかという不安が広がってきた。当時防災研究所において火山噴火予知の研究を指導していた佐々憲三教授（現京都大学名誉教授）はこの火山活動の再開を注目、その推移を見守っていた。昭和三十一年六月、地元の要請もあって、観測調査を行った結果、今回の活動が山頂での本格的な活動であることから、地元の力強い援助のもとに、昭和三十五年十二月文部省令により桜島火山観測所が防災研究所の附属施設として正式に発足した。ついで昭和三十七年四月には南岳の活動火口の北西二・八キロメートルの位置にある。ハルタ山頂上に観測所舎屋（現ハルタ山観測所）が落成し、ここに桜島火山観測所の基礎が確立された。

さらに昭和四十年には資料室が増築され、また昭和四十二年には桜島東部の観測を強化するため黒神観測室が新築された。

一方昭和四十一年には口永良部島火山が二十一年ぶりに噴火、続いて昭和四十二年八月から阿多カルデラ地域に、地震が群発し、昭和四十三年二月には加久藤カルデラ地域に、えびの群発地震が発生した。これらの調査結果と地元の強い要請もあって昭和四十五年吉松町に吉松観測室が新築された。同年鹿児島市内冷水観測室は観測不能となり、下伊敷観測室が新築された。

南岳の山頂噴火活動は昭和三十五年に年間四〇〇回を超える山頂爆発のあと、漸次衰えるかにみえたが、昭和四十七年十月二日の比較的大きい爆発を契機に再び激化した。この爆発では噴石のなかに捕獲岩がみられ、地上深部からの溶岩の急速な上昇が推定された。この山頂噴火活動の再開は火山灰降下による大きな災害（主に農林災害で後に土石流災害も惹起する）をもたらし、住民の不安は再び増大した。昭和四十九年には年間爆発回数四〇〇回を超えるほど活動は急速に高まった。

このような時期に測地学審議会の建議があり、文部省はじめ関係当局の努力で第一次噴火予知五ヵ年研究計画（昭和四十九年～五十三年度）が事業として実現されるにいたった。この計画に基づいて観測点の充実、増強、

観測の多様化及び観測解析装置の近代化がはかられつつある。また昭和四十九年には九州薩南諸島地区担当の火山活動移動観測班が新設され増員（助手一技官一）があった。これらの研究計画を推進するには既設の観測所では手狭となり、また近代的装置を収容する設備にも欠けているため、新たに条件の整った観測所が必要となってきた。そこで大学及び文部省当局と協議した結果、地元の協力もあって、昭和五十三年四月山麓に新館が落成した。新館の設置に当たっては観測、解析装置が電子計器により構成されるので火山灰、火山ガスの影響を少なくし、火山活動の目視観測が可能であり、しかも大正クラスの活動に際しても研究活動が続けられるように考慮された。

本観測所の歴代の施設長は次のようである。

教授　佐々　憲三　昭和35・12～昭和38・3
〃　吉川　宗治　昭和38・4～昭和39・3
〃　石原藤次郎　昭和39・4～昭和39・5
〃　吉川　宗治　昭和39・6～昭和41・5
〃　吉川　圭三　昭和41・6～昭和48・3
〃　村山　朔郎　昭和48・3～昭和48・4
〃　加茂　幸介　昭和48・5～現在に至る

二、観測施設

本館は南岳の活動火口より西北西五キロメートル桜島港（袴腰）の東約五〇〇メートル山麓に広がる大正溶岩原にあり。北岳と南岳の稜線に平行に建てられ、桜島火山体の西面が一望できる。鉄筋コンクリート構造二階建で延六〇七平方メートル、管理棟と研究観測棟（一部三階）からできている。管理棟には事務室、宿泊室及び工作室等、研究観測棟の一階には機械室、電気室、テレメータ記録室、データ記録室、データ解析処理室、移動観測班データ解析室、二階には研究室㈠、図書会議室、資料整理保管室等、三階には気象観測室がある。

ハルタ山観測室は南岳の活動火山口より北西約二・八キロメートルの桜島の中腹にあり、開聞岳火山及び霧島火山が遠望できる位置にある。鉄筋コンクリート建構造二階で延二四九平方メートル、テレメータ記録室や研究室のほか宿泊設備等がある。増築された資料室（鉄筋平屋建七七平方メートル）は一部地殻変動実験室となり、一部は改装後重力計室及び地磁気記録室になる。

黒神観測室は桜島東部の観測拠点であり、鉄筋コンクリート構造平屋建四八平方メートルであり、現在ではテレメータ送信室と低倍率地震計室がある。

吉松観測室は省略する。

以上南九州の火山の研究のための諸施設のほか、各種観測設備を収容するため一五ヵ所に小観測室を擁している。また防災研究所内には本観測所分室がおかれている。

。本観測所の構成人員（昭和五十三年九月現在）定員教授一、助教授一、助手二、技官三、雇員一、そのほか併任一、研究担当六を委嘱している。

三、観測設備及び事業

桜島火山は世界でも例のない程活動的な火山で、噴火予知の研究にとってもっとも適した火山ともいえる。したがって本施設の主な目的は噴火機構の解明にある。それには火山活動と地震活動、地殻変動との関連性、桜島火山帯の構造、霧島火山帯における火山活動の相互関連性及び火山観測計器の開発データの自動処理等の課題がある。

現在噴火予知には火山性地震の観測がもっとも有力とされているので、本観測所においても、地震観測と地震データの解析に重点がおかれ、加えて地殻変動の観測、測定、重力測定、地磁気の観測が実施されている。このほか事業として火山活動移動観測班が、九州薩南諸島火山を定期的に調査し、全国主要活火山の集中観測を実施してきている。

これらの観測や事業のため、中域火山観測用データにより集録装置、桜島及び周辺八ヵ所の小観測室より、公社線あるいは無線のテレメータにより、地震データが本館に伝送集録される。一部の観測点からは傾斜計あるいはプロトン磁力計のデータが含まれている。

ハルタ山観測室では、このうち三点について中域地震観測装置により分散記録している。

1、データ解析処理装置　ミニコンピュータを主装置とし、地震データ自動収録処理、半自動震源決定処理がリアルタイムでまた研究用バツジ処理としてグラフィックディスプレイ装置で験震、震源決定のほか波動解析が可能である。

2、低倍率地震計　本館、黒神観測室及び吉松観測室において倍率二〇～二〇〇倍で設置してある。

3、極小地域地震観測網　ハルタ山構内にスパン百㍍前後の高低差を利用した六点からなる観測網が設置されていて有線でハルタ山観測室と結ばれている。

4、有線遠隔三点地震観測装置　スパン約五百㍍の三

点観測網があり、吉松観測室内の記録装置により集中記録され、すべて自動化されている。

5、地殻変動連動観測　振子型傾斜計、気泡型傾斜計、佐々式伸縮計、棒型伸縮計及び水管自記傾斜計は六観測室に設置してある。

6、潮位観測　検潮儀による一種の地殻変動連続観測であるが、桜島東部、西部、南部において実施している。北部について計画中である。

7、水準測量、光波測量　桜島一周ルート四七点、登山ルート二四点、錦江湾ルート一〇点のベンチマークを設置してあり、年間少なくとも一回の水準測量を実施してきている。光波測量については、桜島周辺西部八測線、東部八測線を設定している。測定頻度は年数回である。

8、重力測定　桜島内六〇点、カルデラ周辺四〇点及び、等重力点二を設定し、拠点については年間二回の繰り返し測定を行う。

9、地磁気の連続観測　プロント磁力計による観測は桜島東部（黒神）、南部（古里）、火口付近（ハルタ山）及び吉松観測室において行われている。

10、火山活動移動観測班設備　移動観測車、十二成分自動地震観測装置、移動無線テレメータ装置二セット、ジオジメータ6BL、ラコステG型重力計、気泡型傾斜計パーソナルコンピュータ9815A、精密水準儀Zeiss　Nil及びNi2、セオドライトTM−1A等

11、全国主要活火山集中観測　すでに阿蘇山、浅間山、有珠山等の集中観測に参加したが、桜島については八項目にわたる観測を昭和四十九年、五十一年の二回実施、昭和五十三年には三回目を計画している。

　またこの観測のなかで航空機による熱の隔測を実施し、なお本館では各種観測を欠測なく遂行するため、大容量の無停電化装置と自家発電装置を備え、また各送信装置は無停電化されている。

四、研究結果の例

　桜島火山の山腹噴火即ち大活動の前には有感地震が、多発することがわかっている。

　山頂噴火についても従来の研究でいわゆるA型地震とよばれているやや深い場所に発生する地震が関係しているらしいと指摘されてきた。中域火山観測網が整備されるにつれて、震源精度が向上し、この辺の事情がさらに明らかになりつつある。昭和五十年から昭和五十二年の

間に震源の決まった火山性地震の震源分布がはっきり記録されている。最近のやや深い地震の発生は、活動火口の直下から南々西の地域に発生していて、火口から離れる程深さが増している。典型的には、はじめ深部に地震が発生し、だんだん浅部へ移動して山頂噴火が起こっている。あたかも震源分布が溶岩の上昇経路を示しているようにみえる。また爆発地震は火口直下深さ一～三キロメートルに垂直に分布していることもわかっている。次に姶良カルデラの縁にあるＢＭ二四七四の隆起沈降を代表に桜島周辺の地盤の垂直変動、火山活動と火山周辺の地盤変動の関係は、教科書にもしばしば引用されている。すなわち溶岩を流出した大正爆発直前は約三〇センチぐらい隆起し、直後はマイナス五〇センチぐらいまで自然隆起しつつ、昭和爆発直前にはマイナス五センチぐらいまで隆起、直後約マイナス一五センチぐらい沈降している。そのため観測所設置以来丹念に繰り返し水準測量を行い、山腹噴火だけでなく山頂噴火についても周辺地盤の動きと密接な関係があることを見出した。

その極大値を示す昭和三十五年と昭和四十九年に注目するとＢＭ二四七四の隆起運動が停滞状態になっていることがわかる。

また、桜島周辺の隆起運動はほぼ一定の値をとっていることがわかる。そこで姶良カルデラ下に供給される量と火口より放出される量との間の関係を調べてみると、桜島周辺が平均膨張率を保って隆起をつづける限り長期的展望として十年山頂噴火の激化を10^2～10^3（一〇〇～一〇〇〇）年に山腹噴火を繰り返すであろうとの予測をたてることができる。

第二次噴火予知五ヵ年研究計画（昭和五十四年～五十八年）が立案され発足されようとしている。桜島火山観測所では、潮位観測の強化とデータのテレメータ化、地震観測網の広域化、移動観測設備の重装備化、特定火山集中総合観測及び火山観測の自動化等を年次的に計画している。

五、桜島火山観測所及び観測設備

1、本館　鹿児島県桜島町横山字鶴崎一七二二―一九

中域火山観測用データ集録装置、電磁式強震計三成分、移動地震観測装置、光波測距儀、精密水準儀、セオドライト、データ解析処理装置

2、ハルタ山観測室　桜島町赤生原揚ケ谷一五六三―二

中域三点地震観測装置、Ｓ一〇〇〇型地震計三成分、

S五〇型地震計二成分、志田式微気圧計、極小域地震観測網六点、振子型傾斜計二成分、気泡型傾斜計、重力計、プロン磁力計

3、黒神観測室　鹿児島市黒神町五七三―八
中域火山観測用データ送信装置（有線テレメータ）
S三〇〇〇型地震計三成分、プロトン磁力計

4、吉松観測室　姶良郡吉松町川西字西海子三〇一八―三三
低倍率地震計三成分、有線遠隔三点地震観測装置
気泡型傾斜計、プロトン磁力計

5、引ノ平観測室　桜島町垂水引ノ平及び横山御嶽
電磁式地震計三成分、気泡型傾斜計、中域火山観測用データ送信装置（無線テレメータ）

6、古里観測室　鹿児島市有村町
電磁式地震計三成分、中域火山観測用データ送信装置（有線テレメータ）、プロトン磁力計

7、権現山観測室　鹿児島市黒神町
電磁式地震計三成分

8、北岳観測室　桜島町武鹿馬野
電磁式地震計一成分、中域火山観測用データ送信装置（無線テレメータ）

9、野尻観測室　鹿児島市東桜島町五本松
電磁式地震計一成分、中域火山観測用データ送信装置（有線テレメータ）

10、白浜観測室　桜島町白浜
電磁式地震計一成分、中域火山観測用データ送信装置（有線テレメータ）

11、小池観測室　桜島町小池
電磁式地震計一成分、中域火山観測用データ送信装置（有線テレメータ）

12、鍋山観測室　垂水市新御堂字湯ノ谷
電磁式地震計三成分、中域火山観測用データ送信装置（有線テレメータ）

13、新北岳観測室　桜島町武
電磁式地震計三成分、地中傾斜計二成分、地中温度計一台

14、袴腰観測壕　桜島町横山
佐々式伸縮計二成分、スーパーインバール棒型伸縮計三成分、振子型傾斜計二成分

15、袴腰検潮儀室　桜島町桜島港　隔測自記検潮儀

16、古里検潮儀　古里町下村港　隔測自記検潮儀

17、黒神検潮儀　黒神町塩屋元港　隔測自記検潮儀

18、下伊敷観測室　鹿児島市下伊敷町
水管自記傾斜計、水平振子型傾斜計二成分、佐々式伸縮計二成分、スーパーインバール棒型伸縮計三成分
19、開聞観測室　揖宿郡開聞町　電磁式地震計一成分
（京都大学防災研究所附属桜島火山観測所の昭和五十三年の記録より）

第九節　土石流

昭和三十年、南岳が噴火して以来、山頂は常に火山灰と火山ガスに襲われ植物類は枯れ始め、山頂は禿げ山状態になってしまった。かつての北岳は山頂まで緑の木々で覆われ美しい姿を見せていたが今日では荒れ地が下まで下がり、三十年前の面影はない。

植物の枯死は山肌の浸食を生み、昭和三十九年ごろより島内十八河川はついに土石流を見るようになった。

山頂近くに発生源のある土石流は下流に至った時には時速四〇キロから六〇キロにも成って凄まじいばかりの破壊力をみせつける。

昭和四十年七月梅雨末期症状の豪雨は町内各河川に土石流を生じ深谷川は氾濫し武四七二番地に居住していた石黒氏宅に流れ込み家財道具、その他を流し去った。また長谷川も一年後には長谷橋を流失しバスは折返し運転をして交通の便を図った。さらに昭和五十一年六月深谷川の土石流は桜島保育園を直撃し保育園移転の原因となった。西道、西元川はその前年思いもかけずして氾濫し山元氏宅に流れ込み県道に堆積し交通をまひさせた。土石流は発生以来年をおうごとに激しさ増し野尻川に至っては昭和五十九年、観測史上最大の三〇万立方の土石を流出し、その十年前四十九年八月には五人の犠牲者まで出している。現在野尻川には一号から七号までの砂防ダムが作られているが、土石流発生源は噴火危険地域内にあるため、発生源対策はとれず専ら大規模な土石流があっても外に氾濫させず海に流すことが検討され、実行されて来ている。

一方山頂まで木々のあった北側斜面の土石流は南側に比べると量も少なく規模も小さいと言われていたが、昭和五十一年の集中豪雨はガリと呼ばれる浸食谷を生み、又発達させそれを契機に頻繁に土石流は出るようになった。南側では溶岩、北側では軽石を多く含むを相互の異なりと言うが、北側でも深谷川は多量の石を流すのを特長としている。石の多い深谷川、ボラの多い松浦川とその質は違っているが、北側斜面下流は人家の多くがあ

り、相対に川幅は狭く長谷川以外はすべて下流においてはコンクリートで作られ、中には暗渠になっている所もある。このことは町当局にとっては想像を超える土石流が起こった時、川の断面が持ちうるかどうかを心配さすものであった。

北側斜面はボラ層が多いため、わずかの雨でも谷が深まり、ガリの浸食が進めば大量のボラ、土石を下流に流し氾濫が心配される。そこで床固工を用いてダムをつくり、しかも近い距離で上流に向かって何段も設けるやり方で土石やボラを滞積さす工法をもって土石の勢いをやわらげようとしている。

北側河川も南側と同じく土石流発生源の対策は危険地域にあるために取ることが出来ないのは苦しいところである。

また土石流の発生予測については困難な問題もあろうが鹿児島大学春山元寿教授はＮＨＫＴＶ「山は崩れる」の放送で「一般的に土石流発生最少降雨条件は降りはじめからの雨量が一〇ミリ程度で十分間雨量が五ミリ程度、降りはじめてからの雨量が二〇ミリ程度で十分間雨量三ミリ程度で発生している。これが桜島の特徴だ」と語り「降雨の条件と土石流の発生条件の研究は土石流発生予測につながる」といっている。

土石流の発生源対策がとれぬ状態の中では土石流の防止は不可能なことであろうが防災のめんから土石流の発生予測は住民の安全対策上ないがしろに出来ぬ問題であろう。

第八章　教　育

第一節　桜島町教育の概要

桜島の教育については、大正三年の大噴火による焼失のため、記録に残されたものを全く発見できない。古老の話を総合判断する中で、士族の若者たちは鹿児島まで船を漕いで行き、武術の練習をし、夜遅く帰ってきたものであったらしいと聞くとき、島津藩の直轄地であったがため、教育・鍛練の場は、特に組織化されたものは島内には無く、鹿児島の城下のそれが利用されたのではないかと想像される。

わが国の教育が急速に近代化していったのは藩校、私塾、寺小屋の教育に負うところが大きい。

藩校は士族階級の子弟が藩の支配者、指導者としての資格を身につける学校であった。藩校では儒学を中心とした学問が行われ、教科書としては論語、孟子などが使用された。

これに対し、私塾、寺小屋は庶民の子弟に対し日常生活に必要な教養を身につけることを目的として、読み、書き、そろばんを主として教えた。

「われらのふるさと桜島」（一九七〇）によると明治二年ごろから県内各地の郷、村の中には私塾を開いて後進の子弟を教育したところがあった。それがやがて明治五年の学制領布となって、郷校と称し、更に小学校令によって小学校となった。

桜島では嘉永・安政の頃、有村助右ヱ門は村の庄屋を務めながら、付近の幼童の求めに応じ、家で読み・書き・そろばんを教えたと伝えられている。横山では古くからこのような形で村の子弟が教育されたものと思われる。

また白浜に研明学舎、藤野に共研学舎と呼ばれる舎があり、そこで寺小屋式の読み、書き、そろばんの学習が行われていたと聞いている古老が多く、大正噴火五十年誌に存在していた記録を見ることはできるが、詳細は不明である。

桜峰小学校の前身であるとされる日新、同仁小学校についても、日新小学校は西桜島村白浜丸尾一〇九九―一番地にあり、二三七平方㍍が学校敷地として利用されていたこと、また、同仁小学校は同村藤野村尾五―八七三番地にあり、一、三一二平方㍍が利用されていたことが

古い地籍図によって判明したが、校舎その他施設の状況、教師や生徒数など解明の手がかりもなく、また研明・共研両学舎との関連も明らかでない。

桜島における学校史は明治十五年（一八八二）の桜洲小学校の創立に始まるが、桜峰小学校についても、後述するように、村では桜洲、日新、同仁の三小学校を設立して三集落ずつ分散し学校教育が始まったのではないかと考えられる節もある。

明治元年以後の歴史の流れは町（村）、県、国に分けて年表で表わすことにするが、維新前の県内の教育の様子を知るために、安永二年（一七七三）以後、明治に入るまでの様子を列挙すると、

安永二年（一七七三）　聖堂（後の造士館）創設
三年（一七七四）　医学館竣工
八年（一七七九）　明時館（天文館ともいう）設立。純粋の学校ではなかったが、天文の測定、編暦の研究を行った。
天明四年（一七八四）　加治木に毓英館設立
六年（一七八六）　聖堂を造士館と命名
この頃、諸郷に学塾が普及し、寺院や士宅で藩士子弟の初等教育を行った。庄屋、名主等の私宅では一般庶民のため筆算を教えた。
安政二年（一八五五）　明時館の中に蘭学講習所を設立。
四年（一八五七）　一八五一年に城内に設立した花園製練所を開物館、磯邸内の反射炉を集成館と称して洋学研究と製造の中心とした。この年斉彬が一郷一校案を出したので、鹿児島に郷校が設立され始めた。郷中では新屋敷方限に郷校を設立した。これが鹿児島郷校の嚆矢である。
元治一年（一八六四）　洋学教授の学校である開成所を設立。蒲生の准進館及び国分の学問所を設立。

第二節　学校教育

小学校の充実

明治二十三年、桜島村には三つの小学校が設立されていた（桜洲、同仁、日新小学校）が同年十月二十三日小学校令が改正され、それまで小学校は普通の教育を授けるところという程度であったが改正によって教育の目的

が明確に示された。

「小学校ハ児童生徒ノ発達ニ留意シテ道徳教育・国民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ教育技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」と定義した。

また、小学校は尋常小学校と高等小学校となった。桜洲小学校は既に高等科を設置していたが、同仁、日新の両小学校は尋常科だけであった。

明治四十年三月、小学校令改正によって、それまで四年であった小学校の修業年限が六年に延長され、高等科は二年となり三年も許可された。

大正・昭和初期の教育

第一次世界大戦も終わり、平和の世になると尋常小学校の大多数の生徒が高等小学校に進むようになり、小学校を卒業後進学しない生徒のために設置されていた補修科が廃され、その代償として実業補習学校が設置されることになった。

西桜島村では高等科が設置されていたので、補習科の設置はみられなかった。また、桜島の実業補習学校は地域がら農業が主軸となり農業補習学校と呼ばれた。

大正十五年には青年訓練所令が出され、軍事訓練が始められた。

戦時下の教育

昭和六年、満州事変が勃発し、教育にも軍事体制が要求されるようになった。その後昭和十二年に日華事変が起こるに及び、その体制はますます強化されていった。そして、昭和十四年、青年学校が男子のみ義務教育となり尋常小学校卒業後、高等小学校二年、青年学校五年と実に十三年の義務教育が科せられるにいたった。

また、尋常小学校も国民学校と名称を改め、教科の編成も従来の教科目を解体して、戦争体制に即したものにした。

戦後の教育

昭和二十年八月十五日、太平洋戦争は敗戦という形で終わりを告げ、教育も占領政策にそって改められた。しかもその改革は急激に一八〇度の転換を以っての改革であったために、国民はとまどいを感じたが、封建性の強い社会風習、通念、組織といったものが改められ、個人の尊厳を中心においた民主的近代国家、平和国家への基礎が形づくられ、近代民主教育への方向付けがなされた

ことは喜ばしいことであった。

昭和二十二年四月学校教育法が施行されて六・三・三・四の制度のもとに新しい教育が始まった。

新制中学校発足

国民学校初等科が小学校と改称され、小学校を卒業した者は義務的に中学校に進学しなければならなくなった。それまで国民学校初等科を卒業すると大部分の生徒が高等科へと進み、ごく一部の生徒が鹿児島市の中学校に進学していた。鹿児島市の中学校に通学するには授業料、下宿料、通学費その他相当の財力を必要としたので、進学する実力は備えていても容易に進学できるものではなかった。昭和二十二年の法施行によって桜洲小学校高等科と桜峰小学校高等科の生徒は青年学校跡に新しく生まれた西桜島中学校に義務的に行かねばならなかった。一方それまで鹿児島市の中学校や実業系中学校に通っていた生徒は改称された〇〇高等学校併設中学校の一、二、三年生として、旧制中学生の名で残り、一年生が高等学校に進学するまでの三年間は二本立ての中学制度が続けられた。そして昭和四十八年町制が施行されるに及んで西桜島中学校は桜島中学校となり、現在に至っている。

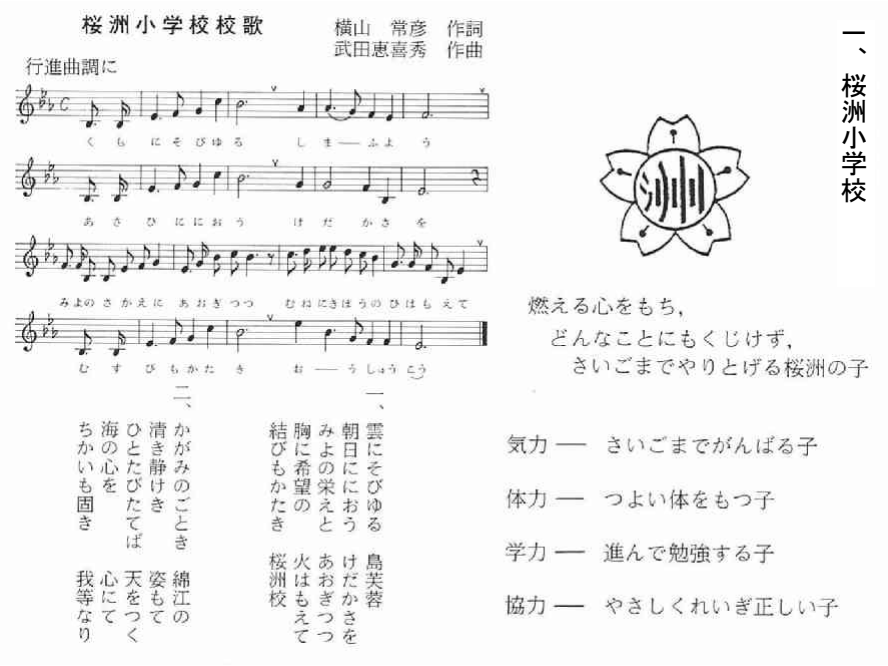

桜洲小学校は明治十五年、横山村、城山添一八五番地の地頭屋敷跡に創設された。有村栄助氏は「我等のふるさと桜島（昭45・12月発行）」の中に次のように記述している（抜粋）。

「西南側角に椋の木があった。この大樹の下に石造りの祠が建ててあった。学問の神様である天神様を祭ってあったのである。

桜洲校の前身が郷校と称していたかどうか、今はつまびらかでない。しかし桜洲小学校の洲の字は「しま」と読む字であるから桜島郷を代表する小学校として発足したことには間違いあるまい。そして十五年にはすでに校舎ができていた。

明治十九年（一八八六）の小学校令によって小学校は尋常小学校四年、高等小学校四年の制度になった。桜洲小学校の旧校舎はその時分に建ったものと思われる。旧校舎は平家建てで、中廊下の薄暗い教室で東側に教員室があった。別に北側に一棟あって裁縫教室となっていた。明治三十四・五年ごろ、新校舎の建築が始まり、敷地作りのため住宅の移転となり、旧校舎はとりこわされた。私共は小池や赤水の青年舎の仮教室で授業を受けた」

明治三十年には高等科を併置し、桜洲尋常高等小学校となった。（明30・3・17　鹿児島新聞）

大正三年の爆発により横山にあった桜洲小学校は溶岩の下に埋没した。鹿児島市その他に難を避けた住民も段々と復帰して住居を構えるようになると、児童教育は必然のこととして要求され昭和四年、現在の地、小池五五番地に応急の校舎を建築した。また低学年を複式学級として授業を行い、高学年は桜峰小学校へ通学の途を講じた。

赤水部落の全域が溶岩の下に没し、住民は新溶岩よりも南側の元調練場に新開地を求めて定住していったので、道を溶岩に遮断された児童は東桜島小学校に委託教育されなければなかった。部落民は奉仕作業によって、溶岩上に通学路を開拓し、ようやく児童が桜洲小学校に通えるようになったのは昭和三年のことであった。

その後、校庭の拡張、校舎の増改築が行われ現在に至っている。学校の沿革は後述のとおりであるが、特記すべきこととして、昭和四十七年から桜島の火山活動がいよいよ激しく噴煙活動が盛んになり、降灰がひどくなったために、国は昭和四十八年七月二十四日「活動火山対策特別措置法」を制定して、活動火山周辺地域の避難施設を整備することにした。これによって桜島の義務

教育の三学校も、プールに上屋を付け、校舎の木製窓枠をアルミ製のものに改造して冷房機を設置した。桜洲小学校もこれによって五十三年度、五十四年度に二つの事業が完成したことになる。

学校沿革

年・月	西暦	事項
明治15・	一八八二	桜洲小学校創立
		（西桜島村横山城山添一八五～二一二番地）
30・3	一八九七	桜洲尋常小学校に高等科を併置
大正3・1	一九一四	一月十二日桜島大噴火により溶岩流出のため埋没
4・4	一九一五	桜洲尋常小学校として桜島村小池五五番地に移転
9・	一九二〇	学校増築　二四三坪　二五、七五〇円
13・4	一九二四	高等科設置　桜洲尋常高等小学校と改称
昭和7・9	一九三二	校旗制定
14・7	一九三九	武部落を桜洲校区に編入
16・4	一九四一	桜洲国民学校と改称
17・	一九四二	台風により一六八坪の校舎と一棟倒壊
		増改築四一一坪
		運動場拡張一、八〇〇坪となる。
22・4	一九四七	桜洲小学校と改称
32・	一九五七	給食開始・週三日制　パンは業者委託。
34・5	一九五九	完全給食実施（週六日）
38・5	一九六三	第一期新校舎完成（五年・六年教室）
昭和39・6	一九六四	第二期新校舎完成
40・6	一九六五	第三期新校舎完成
41・9	一九六六	講堂完成　全校舎落成式
49・7	一九七四	プール完成
51・4	一九七六	特殊学級設置
54・1	一九七九	全員にヘルメット配布
54・3	一九七九	プール上屋完成
54・9	一九七九	校舎窓枠改修　冷房施設完成
56・8	一九八一	講堂窓枠アルミサッシ取付
57・10	一九八二	放送設備　スタジオ完成
57・11	一九八二	創立百周年記念式

桜洲小学校歴代校長、教頭、ＰＴＡ会長（判明分のみ）

校　長（明治十五年から大正三年までは不明）

萩原　有吉	大正4年	日高　哲志	昭和25年
北原　元吉	12年	稲森　清重	27年
永野　美規	昭和2年	益山　正清	28年
松山　英徳	3年	井尻　良春	33年
飛田　秀雄	6年	八木矢三郎	37年
久木元延治	8年	稲田　正敏	44年
今西栄之助	12年	中山　四郎	45年
中村　安昭	16年	福重　寅雄	50年
国生　政男	20年	丸岡　浩	53年
西村　福義	21年	山下　典夫	58年

教頭

松山平右衛門　昭和16年
宇田　貞部
児玉　篤信
丸岡　直匡　20年
山下　直樹　21年
野添　熊行　24年
原田　徳三　26年
鶴田　金蔵　28年
大内山喜三郎　31年
田尻　克巳　35年

吉永　哲夫　昭和38年
肥後　精一　41年
新宮領成男　43年
針持健一郎　45年
長野淳一郎　48年
加塩　功　50年
日高　忍　53年
角野　俊策　55年
馬場　初雄　59年

PTA会長

野口　藤市　武　昭和23年
酒匂　景春　小池　33年
横山　金盛　武　35年
福田　実良　赤生原　37年
横山　金盛　武　40年
藤崎　重夫　小池　41年
有村　義一　小池　42年
横山　金盛　武　43年
村山　親良　小池　44年

山道　虎重　赤生原　昭和45年
福田　実良　赤生原　46年
寺園　鉄夫　小池　47年
上原　学　武　49年
有馬　静雄　小池　50年
有村　文一　小池　51年
折田　武郎　武　52年
岩元　治保　小池　55年
村山　勝典　小池　59年

二、桜峰小学校

調和のとれた，ひとりひとりの可能性をのばす桜峰の子

よく考え，よく学ぶ子

礼儀正しく，心やさしい子

心身ともに健康でたくましい子

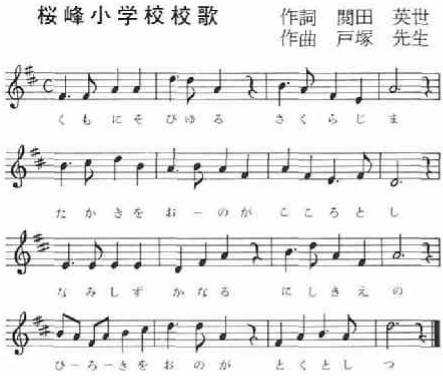

一、雲にそびゆる桜島
高きをおのが心とし
波静かなる錦江の
広きをおのが徳としつ

二、正き集まるわが里の
学びの庭につどいつつ
師のみ教えに従いて
向上の道たどるかな

三、至誠の真道一すじに
清き明るき心もて
不断の努力怠らず
みくにのためにつくさなん

桜峰小学校は大正十五年（一九二六）二月十一日と同月十九日の二回にわたる火災によって書類のすべてを焼失したために創立については確たる記録を入手することができない。

昭和五十八年度までの桜峰小学校学校要覧には

明治二十七年四月　西桜島村松浦岩屋三五五に校舎建築、桜峰尋常小学校創立（藤野同仁小学校、白浜日新小学校を合併して）

明治二十九年四月　高等科を設立し、桜峰尋常高等小学校と改称、創立

と記載されている。

また、昭和三十九年一月十二日発行の「大正三年噴火五十年記念誌」の一八ページの次にくる「年表」の明治三十一年の欄に

「桜峰小学校創立（同仁日新合併）」、備考欄に「同仁、日新小学校創設、年月日不明」

と記載され、四年の誤差を生じていることで混乱を招いた。しかし、明治三十二年三月八日の鹿児島新聞（南日本新聞の前身）の中に桜島通信として、

「当学区内、元同仁、日新両校は校舎古く、敷地狭く、両校を区東西に僻在せしめんよりはむしろ合併して完全を図ると共に、従来の補習科にあきたらず、村内既に一の高等小学校あるも尚進みて、一個の高等科を併置するの必要を認め、茲に人民有志の奮励は表れて、区の中心字西道（実は字松浦と字西道にまたがっている）をトし、新なる桜峰尋常小学校は建てられたり。…（中略）茲に新築工竣（おえ）本月二日を以って落成式は挙げられたり（後略）」

と記載されている。

また、白浜では明治三十一年一月九日午後二時半ごろに出火して大火になった。この日は旧藩主忠義の国葬のため、小学生は葬儀に参列、他の住民も仕事を休んで鹿児島に出ていたため白浜の大部分を焼失してしまっているが、一月十九日の鹿児島新聞は「白浜火災の詳報」と題する記事の中に

「…殊に用水に乏しき場所なるを以て消防に盡瘁せしかども火の手は益々猛勢を加へ四方八方に延焼し、校舎も将に危険にひんしたり。中略……斯くて教員住宅、学校附属研明学舎等は見る間に烏有に帰し、遂に校舎に延火したるも直ちに消し止むることを得しは不幸中の幸なりき …」

と記載されている。

この二つの記録を総合してみるとき、明治三十一年一月には白浜の学校（日新小学校）が存在したことは明らかであり、明治二十七年に桜峰小学校が創立された記録は誤りであろうと考えられる。この三十一年の火災を機に、敷地面積二三七平方㍍と狭隘な学校を廃し、藤野にある同仁小学校と合併、武と白浜の中間点にある現在地に桜峰小学校建設の運びとなったものと考えられる。

このことから明治三十一年に同仁、日新両小学校が合併して桜峰小学校が創立され、三十一年度中に校舎の建築が進められ、明治三十二年三月二日新築落成式が挙行される運びとなったとするのが妥当ではなかろうか。

一歩進んで桜峰小学校の創立について思索するとき、明治三十一年時点には既に同仁小学校と日新小学校が存在していたが、両小学校の創立は明確ではない。両小学校が桜峰小学校に引き継がれたものならば、両小学校の創立までも思いを走らせる必要があろうかと思われる。

そこで、明治十三年に小学校教則綱領が布達され、翌十四年現在の町村に小学校区が設けられた。

十五年に西桜島村では村内を三つに分けて、桜洲小学校＝赤水・小池・赤生原、同仁小学校＝武・藤野・西道、日新小学校＝松浦・二俣・白浜の三小学校を設立した。しかし明治三十一年一月の白浜の大火をきっかけとして、同仁・日新両小学校を合併して桜峰小学校の創立となった。そのため武部落の生徒は、昭和十四年校区変更を行うまで桜峰小学校に通っていた。

以上は入手できた資料をもとにした推測であるが、この三校が明治十五年に同時に創立されたものであるとするならば、桜峰小学校も桜洲小学校同様百年以上の歴史を刻んでいるといえる。

同仁・日新小学校については古い土地台帳によって、同仁小学校は西桜島村藤野村尾五―八七三番地にあり、敷地面積一三一二平方㍍を有し、日新小学校は同村白浜丸尾一〇九九―一番地にあって敷地面積二三七平方㍍であったことが判明しているが、校舎その他の施設状況、教員数、生徒数などは全く不明である。

大正十五年二月十一日には講堂から出火して、校舎一棟を残して講堂と四棟の校舎が灰燼に帰した。そして僅かに焼け残った一棟の校舎で取りあえず二部授業を開始し、深憂のうちにもようやく多少の落ち着きを見るに至ったが同月の十九日の午前三時ごろ、またまた残りの一校舎から出火、またたく間に当該校舎を焼失するに

至った。仮校舎を建て授業に入ったが、昭和四年になり本校舎が竣工した。

昭和四十八年度に制定された「活動火山対策特別法」によってプール上屋、窓枠改造と冷房機設置が施工されたことは桜洲小学校の項で述べたとおりである。

学校の沿革

年・月	西暦	事項
明治31・32・4	一八九八	同仁小学校(藤野)、日新小学校(白浜)を合併して西桜島村松浦岩屋三五五に桜峰尋常小学校創立
33・4	一九〇〇	高等科を設立し、桜峰尋常高等小学校と改称
大正4・4	一九一五	桜洲小学校分教場として新島分校創立
15・2	一九二六	新島分校を桜洲小学校から桜峰小学校分校として移管
昭和2	一九二七	十一日と十九日の未明二回にわたる火災のため全校焼失
4	一九二九	仮校舎建築
14・4・4	一九三九	本校舎建築完成
16・4	一九四一	校区変更　武部落桜洲校区に編入
22・5	一九四七	桜峰国民学校同新島分校と改称
32	一九五七	桜峰小学校同新島分校と改称
33	一九五八	給食施設外学校施設拡充　学校給食開始
昭和33・9	一九五八	鉄筋校舎建築着工
36・9	一九六一	完全給食実施(週六日)
37・2	一九六二	鉄筋校舎本館完成
37・10		屋内体育館完成
42・11	一九六七	製パン工場完成
47・5	一九七二	創立七十周年記念式　プール竣工
48・9	一九七三	学校自家給水工事完成
53・10	一九七八	水洗便所完成
54・7	一九七九	校舎窓枠改修　冷房施設完成
		プール上屋完成

桜峰小学校歴代校長、教頭、ＰＴＡ会長

校長

萩原才之助	明治31年	吉村伊右衛門
不明		昭和21年4月
東田喜兵衛	大正7年	東郷宗俊
臼井与一	11年	伊地知季隆
瀬戸口勝二	昭和3年4月	大山尚敏
福田金次郎	7年4月	横山満雄
山下義虎	8年4月	野添実
末永伊助	12年4月	池田敏安
大山一芳	15年4月	栗山重弘
中間芳雄	17年4月	古園精一
谷川市二	20年4月	山口久
松下繁	22年4月	山本徳雄
	24年4月	
	27年4月	
	31年4月	
	40年4月	
	47年4月	
	49年4月	
	50年4月	
	55年4月	
	58年4月	

教頭

若松　侃　昭和18年4月～昭和20年12月
迫田　清志　20年1月～25年3月
中島　綱雄　25年4月～28年3月
原田　勝治　28年4月～29年12月
園田　英充　30年1月～33年3月
寺脇　秋夫　33年4月～36年3月
桑原　正俊　36年4月～41年3月
横山　員作　41年4月～44年3月
渕脇　春雄　44年4月～48年3月
川床　二男　48年4月～51年3月
辰野　吉郎　51年4月～54年3月
木佐貫　修　54年4月～57年3月
谷山　季男　57年4月～60年3月
中村　賢一　60年4月～

PTA会長

土井　忠義　昭和36年
図師　広　松元　弘　37年
西村　福喜　藤山　勇次　38～39年
藤山　久夫　久米栄三郎　40～42年
立場　源次　西元　芳弘　43～46年
平山　司　山下　和満　昭和47～48年
藤山　実　49年
国生　淳　50年
山元　満　51～52年
浜川　義弘　53年
山下　勲　昭和54～55年
西元　照清　56～57年
山村　一光　58年
山下　勝馬　59年～

桜峰小学校新島分校

新島は鹿児島市黒神町浦之前の沖合に浮かぶ小島であるが、安永八年の桜島岳の噴火の折、湧出した島々であり、その後赤水から漁民が移住したために桜島町に属する赤水の一部となっており、大字赤水、字新島となっている。

明治三十三年(一九〇〇)、新島に分校が設立されたが、これは字赤水ということから、桜洲小学校、新島分校と命名された。しかし発足当初の学校規模、生徒数などについては資料を発見できず不明である。そして大正の大噴火の後大正四年(一九一五)、桜洲小学校が現在地に復興される時を機に、新島分校は桜峰小学校の分校となった。

大正十二年(一九二三)校舎を新築した。しかし、昭和四十三年校舎老朽化のため、ブロック、コンクリート

造りの校舎一三六・八平方メートルを新築した。新島分校の生徒は卒業すると対岸の黒神中学校に通い（黒神中学校は行政区の異なる東桜島村内の学校）、委託教育することになった。（昭和三十六年度まで、桜島中学校の項参照）

新島分校　児童数の推移

年度	児童数
昭和31	20
32	20
33	22
34	25
35	28
36	28
37	28
38	36
39	不明
40	不明
41	32
42	29
43	28
44	22
45	22
46	8
47	0

昭和四十七年度になると、新入学児が一人残存することになった。一人のためにスクールボートは運行される筈であったが、入学直前になって桜洲小学校区に移住することになり、新島分校区の児童数は零となり、昭和四十七年三月三十一日を以って、桜峰小学校新島分校は廃校することとなった。

三、桜島中学校

知性は
　山の如く高く
徳性は
　海の如く深し

桜島中学校校歌

高城　宗　作詞
渓水　鳳悦　作詞

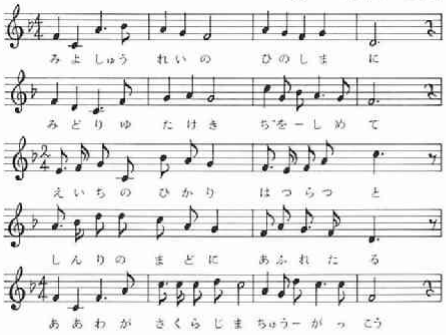

一、見よ秀麗の火の島に
緑ゆたけき地を占めて
えいちの光はつらつと
真理の窓にあふれたる
ああわが桜島中学校

二、錦江湾の朝な夕
心を玉と身を鉄と
友愛清く手をとりて
団結花と咲きかおる
ああわが桜島中学校

三、山河明るきこの里に
高き理想を受け継ぎて
正しく強くゆくところ
世紀は今ぞ明けそむる
ああわが桜島中学校

昭和十六年十二月八日に火ぶたを切った大東亜戦争（第二次世界大戦後期）も、同二十年、わが国の無条件降伏によって終戦となり、同二十二年、新制度の下に西桜島中学校として、青年学校跡地に青年学校の校舎を利用して発足した。

発足当時の中学校は町道（現県道）に面して正門が開かれていた。敷地はやや高い所にあり、四・五㍍の坂を登って門柱に達していた。現在の地形から推してもわかるように、傾斜地にある学校として、段差のある学校であった。上の方を「上ン校庭」と呼び、下の方を「下ン校庭」と呼んでおり、その高低差は七、八㍍もあり、下の方は青年学校の校舎がそのまま残っていた。九ヵ年義務教育制となったために、小学校六年を卒業した生徒は高等科で修学する予定であった者、あるいは家業についていた者も中学生として編入することになり初年度から一・二・三年生を擁する中学校となった。旧青年学校の校舎及び新築の校舎には二年生三学級、三年生二学級が当てられ、一年生四学級は上の校庭の西側に建てられたバラック校舎が当てられ、二十二年五月二日に九学級四二六人の入学式が挙行された。二十六年、正門を入った正面に二階建て校舎が建築され、一年生校舎として使用された。上校庭の校舎はとりこわされた。教職員室も新しい校舎に移っていった。

同三十二年には上の校庭の上にあったミカン山を整地し、運動場が拡張されていった。

終戦前は青年学校校舎として使用し、それを受け継いだ校舎は老朽化がひどく、校舎のあちこちに雨漏りがし始め、新しく建てられた二階建ての校舎でさえも白蟻等によって台風の時などはワイヤーロープで四方から補強する状態にあった。四十四年ごろになると校舎建築が話題にのぼり始め、検討が重ねられた末、四十六年に鉄筋三階建ての校舎建設が起工された。そして翌四十七年三月に現在ある新校舎の本館が落成した。

施工に当たって上の校庭の土砂が切りとられ、下の校庭に移された。上の校庭と下の校庭とは同じ高さになり、稀（まれ）に見る広さの運動場となったが、本館は一段高い所にあって一部は運動場の観覧席として利用された。また町道沿いの校門は無くなり、新しい校庭の東面に設置されたが、その校門を入ってすぐ右側に悠然と立っている栴檀（せんだん）の幹は以前に地表にあった部分が洗われ、地下部分のやや細くなったところが旧上ン校庭の高さを物語っている。

また、四十七年六月には別館も完成し、家庭実習室、音楽室として利用されたが、本館は側壁及び廊下がタイルで張りつめられ、美術室、学習機器室を備えて超現代的な建物、施設であったために、日本一の豪華中学校と呼ばれ、県内外からの視察団がひきもきらない状態が数年も続いた。

同九月には新校舎と共に建設されたパン工場で製パン作業が行われるようになり、昭和二十九年に始められた学校給食の製パンは桜峰小学校を基点として配されていたが、中学校にパン工場を作ってからは、三校分の製パンをこの工場で一手に引き受け、両小学校では温食のみを調理するようになった。パン工場では町費職員四人が配置され、製パンから配送までの仕事を担っていた。五十一年ごろから米飯給食が奨励され始めまた一方職員減と製パン職員、配送職員の臨時休日（年休、病欠）等による臨時職員の雇用が非常に難しくなって来た。教育委員会では米飯給食への切り換えを検討し、垂水にある「福吉パン」に製パンと炊飯を依頼して、五十三年九月から、桜島町小・中学校に一週三回の米飯給食が始まった。

新島の中学生

西桜島村の行政区内、字赤水に属する新島には、かつては桜洲小学校の分校であり、昭和二十二年当時は桜峰小学校の分校と変わっていた新島分校があった。九ヵ年の義務教育制がしかれ、新島の生徒も中学校に通わなければならなくなったが、通学の用に供するには最も近い浦之前港に通っている西元利秀氏の便船を使う以外になかった。

西桜島村は東桜島村に委託して、新島の生徒を黒神中学校に入学させた。

しかし、昭和三十七年になり、生徒の下校時が学年ごとに異なることから、既設の運航時間では帰宅に不都合な点が問題となり委託教育でなく、自村内教育という正常化を目指して、新島から浦之前まで自主船を運航してスクールボートを通わすことを企画、船主の了解を得て、昭和三十七年四月十三日付けで不定期航路開始届を提出、昭和三十七年度から西桜島中学校に通学するようになった。そして昭和四十七年度児童生徒が全くいなくなるまで十年間新島の児童生徒はこのスクールボートで本島に渡り、村営バスで西道まで通うことになった。一方、東桜島村行政区内の高免小学校の児童は西桜島村に委託教育され未だに桜島中学校を巣立っている。

学校沿革

年・月	西暦	事項
昭和22・4・5・2	一九四七	設立認可　村青年学校一部使用 開校式　第一回入学式（九学級　四二六人）
28・1・11・4	一九五三	校章制定 校歌制定
29・1	一九五四	講堂落成
32・5・2・4・2	一九五七	学校給食開始 創立十周年記念式典挙行
34・12	一九五九	学林地を旧在郷軍人会より無償譲渡
37・6・5	一九六二	完全給食開始
43・3	一九六八	創立二十周年記念梅園設立
44・6	一九六九	教育機器導入
46・9・27	一九七一	現校舎起工式
47・3	一九七二	現校舎本館落成 現校舎別館落成
48・3・9・1・6	一九七三	パン工場桜峰小より移転操業開始 体育館完成
4		特殊教育総合学級開設
5・1		町制施行により校名改称　桜島町立桜島中学校となる。
49・9	一九七四	プール開き
52・1・10	一九七七	創立三十周年記念式典挙行
53・9	一九七八	米飯給食開始
55・7	一九八〇	プール上屋完成
9・4		冷房施設完了

桜島中学校歴代校長、教頭、ＰＴＡ会長

校長		教頭		ＰＴＡ会長	
山田　香苗	昭和22年4月	横山　満男	昭和40年4月		
柏　常徳	25年8月	小牧　辰巳	45年4月		
二木　幹雄	29年4月	福岡　早苗	51年4月		
上川　秀一	32年4月	高岡　忠美	54年4月		
小野田実秋	36年4月	下吉　時徳	57年4月		
松元　勝	昭和22年	針持健一郎	昭和42年		
国生　茂治	28年	長嶺虎千代	45年		
吉森　郁夫	32年	清水　芳考	49年		
米倉　兼雄	36年	松山　司郎	52年		
是枝藤三郎	39年	本野　一郎	55年		
ＰＴＡ会長					
川野宗之丞	昭和22年	西元　芳弘	47年		
上野　英徳	26年	久米栄三郎	49年		
横山　新蔵	30年	西元　芳弘	52年		
北村　盛徳	35年	竹ノ下　光	53年		
久米　貞厚	37年	内村　弘香	54年		
北村　盛徳	39年	上原　政親	55年		
松元　弘	44年	川添　慶二	56年		
久米栄三郎	45年				

四、桜峰幼稚園

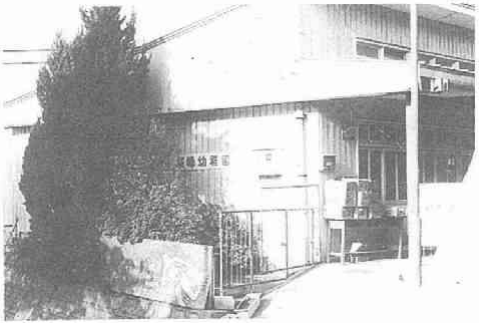

幼稚園は天保九年（一八三八）ドイツのフレーベルがブランケンブルグに開いたのを始まりとし、我が国では明治九年（一八七六）に東京女子師範学校（現在のお茶の水女子大学）に設けられたのを最初としている。本県では鹿児島女子師範学校付属幼稚園（現在の鹿児島大学付属幼稚園）が明治十二年（一八七九）に我が国第二番目の幼稚園として設立された。

幼稚園は学校教育法において、義務教育ではないとしても、学校教育体系の一環として位置づけられ、その目的を学校教育法第七七条に、「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」と規定している。そして幼児に適する生活経験を与える領域として、幼稚園教育要領に言語、社会、自然、音楽リズム、絵画製作、健康の六つを設定し、総合的教育計画をたて、幼児の調和的発達をもたらすことを任務としている。昭和六十年現在、県内の幼稚園数は、国立一、公立一三二、私立一六三園で、うち公立幼稚園の大部分は小学校長が幼稚園長を兼任している。これは、金丸知事による政策として昭和四十年代に始められたものであり、桜島町立桜峰幼稚園も、この形をとって、昭和四十八年に定員一二〇人で桜島町松浦三五五番地に開園された。

以来今日まで五歳児を対象に町内全域から募集し、就学前児童の殆んどすべてを就園させ、教育基本法、学校教育法及び幼稚園教育要領桜島町立学校管理規則に則り、地域の実態に即し、幼児の楽しい経験の場として環境整備に留意し、楽しく正しい集団生活を通じて、幼児にふさわしい心身の健康豊かな情操、すなおな心、社会性を培い、幼児の好ましい人格の発達助長に努めるを目標として保育を展開している。

町内に唯一の幼稚園であり、町内全域の五歳児を預かることにした幼稚園では町営バスを通園バスと考えて、運行ダイヤを開園時間に合わせて増発し、園児の料金は無料にし、また保育料も八〇〇円と低料金にして町民の便宜を図った。しかし、開園当初一二〇人あった園児も、桜島町民の過疎現象と相まって次第に減少し始め、

島内五歳児がすべて就園しながら、五十年度八三人、五十五年度一〇六人となった。職員も当初五人の教職員と給食婦一人、それに通園補助者として交通従業員を非常勤で雇っていたが、五十三年度からは教職員三人とし、管理事務嘱託員を置いた。五十八年度には園児六〇人となり、開園当初の半数になったことを機に級数を二に減じ、教職員も二人に減じた。

幼稚園沿革

年・月	西暦	事項
昭和48・4・1	一九七三	西桜島村立桜峰幼稚園設立認可
4・10		開園式・入園式（三学級　一二〇人）
5・1		町制施行により町立桜峰幼稚園と改称
5・2		給食開始

桜峰幼稚園歴代園長　ＰＴＡ会長

園長　桜峰小学校長と兼務（桜峰小学校参照）

ＰＴＡ会長

川添　慶三　昭和48年度　竹沢　勝次　昭和53年度
浜川　健　49年度　浜村　忠敬　54年度
山村　一光　50年度　赤尾　力　55年度
西元　照清　51年度　折田　一夫　56年度
藤山　良昭　52年度　西田　純一　57年度
白川　隆　昭和58年度　池畠　隆実　昭和60年度
園田千佳子　59年度

第三節　社会教育

社会教育は教育基本法第七条「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」と規定され、社会教育法（昭和二十四年六月十日）には第二条にこの法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」と規定され、社会教育は学校に於ける教育課程に含まれないすべての教育活動を包含することを明示している。

これによると、社会教育が昭和二十二年の教育基本法によって初めて制定されたような錯覚を起こすが、真の社会教育は太古の昔から常時行われていたものである。明治後期の頃、社会主義思想との混同から、社会教育という言葉もやや影を潜めたが、大正デモクラシーによって再び隆盛し、日華事変から太平洋戦争が激しくなるに

つれて使われなくなった。しかし、少年に対する軍事訓練をはじめ婦人会の銃後活動、青年団の活動は前にも増して盛んであった。

そして第二次世界大戦後、昭和二十四年文部省内に社会教育課が設置され、その後市町村の教育委員会にも社会教育課あるいは社会教育係が誕生して今日に及んでいる。

桜島町に社会教育課が誕生したのは昭和三十七年のことである。他の市町村に遅れて社会教育課を設置する結果となったが、これは社会教育をないがしろにしていたのではなく、昭和二十四年社会教育法が施行されて以来社会教育主事を置いて自治公民館の設置及び規約等の制定並びに地域住民の協力体制、奉仕作業等社会教育的基盤に立った指導を行っていた。昭和四十六年になって社会教育課を整備し、初めて専任の課長を置き、係、指導主事と課内の体制を整え、社会教育体制の万全を期するに至った。

一、子どもの教育

明治から大正期にかけては子供の教育は家庭における人間教育が主であり、家族の一員として、人間としての生き方が教えられた。

男子は家畜の世話、薪取りの外、大人と共に野良に出て、仕事を手伝い、生活するうえに必要な条件を幼いうちから仕込まれたし、女の子も水汲み、洗濯、子守などを手伝う中で家庭内の炊事、洗濯などを自然のうちに身につけていった。こうして両親の仕事がどんなものかを知り、両親への感謝、敬愛の念と家族の連帯意識が培われていった。

また、遊びにしても単なる遊びではなく、体力、精神力を鍛えるような遊びで、道具も先輩達に教わり、自らの手で作ったものであった。

このように組織化された社会教育はなかったけれども家庭教育の中で生活の知恵と力が培われていった。小学校を卒業すると二才（にせ）の仲間に入れてもらい、人と人との繋がりや集団における規律などを学んでいった。

少年団

昭和の時代に入り、国際状態も険悪になってくると、国内的にも戦時体制が要求されるようになり少年団、健児団の結成がなされて、健児団訓練では団員全体が敬天愛人の鉢巻きを締め、分列行進や体力訓練などの集団訓練が整然と行われ軍国の少年団としての組織が強化されていった。

子供会

戦後はアメリカの教育の方針を受けて子供たちの自主性・自立性などを育てるため学校では児童会・生徒会が結成され、地域ではそれぞれの地域における生活活動を中心に自律心と郷土愛の精神・郷土に生きる連帯意識を育てるために子供会が結成された。

桜島においては十の各地域に中学生を交えた子供会が結成されそれぞれの地域の美化清掃活動や地域の奉仕作業にあたった。

子供を強く、正しく育てていくために「子供を守る会」と名付けられた育成会が生まれ子供たちの自主活動の道を外れた行き過ぎを見守り、助言を与えながら育成に当たってきたが、これは何時の間にか子供会育成会と名称をあらため、桜島町教育振興会の一枝となって活動を続けている。

また、子供会のために毎年桜島町夏季子供体育大会を開催し各地域対抗として子供の体育の増進に努めており、鹿児島郡では三島、十島、吉田とともに鹿児島郡子供会大会を開きながら今日に及んでいる。

二、青年の教育

藩政時代から明治の時代にかけて二才組という青年の組織があった。十五歳になるとこれに加入しなければならなかった。入会をニセイリと言い、ニセイリすると日常の礼儀作法から行動にいたるまで、こと細かに具体的に指導されたものである。

二才組は地域の夜警、消防、道普請、行事の主催、公役など地域の総会の決議を経て実践したものである。地域では二才組については特権を与え、文句をいわなかった。それ程権威を持ち信頼されていた。二才組としてはきまりを厳しくし、これを破った者にはそれ相当の制裁を加えて、地域の信頼に応える努力をした。

青年会の設立

明治の末期から大正の初期にかけて二才組は青年会へと変わっていったが、それは明治三十九年十二月、政府が青年会の設立を奨励したためである。青年会は名こそ変えたものの二才組の風紀を受け継いで風紀の改善、農業の改良などに意を注ぎ、社会に貢献するところが大きかった。

青年団の統一と戦時体制

明治四十三年には名古屋市において全国青年大会が開催され、青年団を統轄して、より強力な活動を展開するための機運が生まれた。また、大正四年には内務省・文

部省が訓令を出し、青年活動が国運の伸長にいかに大切であるかを訴え、知能と体力増強に努めるよう要求した。日華事変から戦時体制の進展に伴って高度の国防体制をとらざるを得ない状態となり、昭和十六年には従来の青年団を解消して県青年団に一本化されることになった。県知事自らが県青年団長になり、各町村では青年学校長か小学校長が団長となって命令系統が統一された。青年団の任務も国防訓練や興亜運動など管制団体となり、青年団としての主体性は失われていった。

戦後の民主青年団と活動

終戦を迎えて文部省は新しい日本建設の教育方針として、郷土を中心とした復興を目指して、自発能動的団体として青年団の結成を提唱した。

西桜島村においても新しい民主団体として、男女一緒になった青年団が結成され新しい民主社会を目指して、苦しい食糧難を乗り越えて懸命の努力を重ねていった。昭和三十年代になると努力の甲斐があり、復興の萌しが目に見え始めた。民心も落ち着きを取り戻すと、青年団の活動も活発の度を増していった。

昭和三十四年に始まった海外派遣制度の第三回日本青年団海外派遣団員の一人に選ばれた竹ノ下光氏は九月十二日から二ヵ月間北米及びカナダにおいて社会教育一般について学び、帰国した。民主社会教育の先進地で研修を積んで帰った青年指導者によって社会教育全般が活性化していったことはいうまでもない。

しかし、自由主義による個人の尊重から団結心の薄れが表面化し始めた。それと共に日本経済が高度成長期に入り、働き口が門戸を広げ、就職先が広範囲になったことに追い討ちをかけるように、桜島岳の噴火が激しくなり昭和四十年代半ばに入ると若い青年達が町外に流出する結果を呼んで、次第に地域ごとに結成されていた青年団も活動出来なくなって、全町一本化した青年団を残すのみとなっている。

三、婦人の教育

藩政時代から明治時代を通して婦人には一般社会人としてよりも家庭の主婦としての教養が重んじられた。家庭にあって家事をよく処理し、夫に従い、よい子供を育てることが立派な婦人と言われていた。礼儀作法を身につけるため屋敷奉公や女中奉公に出されていたが、これは貧困のためばかりではなく行儀作法、料理、裁縫など女としての修養を積むためのものであった。

明治、大正の時代になっても女性が団体で行動するよ

うな組織化されたものは存在しなかったが、明治二十七、八年の日清戦役の時に銃後の守りとして婦人が目覚ましい活躍をみせたので、以来婦人の組織化が叫ばれるようになり婦人活動が始まった。

大正の終わりから昭和の始めごろは未婚の女性は処女会という組織を作り、処女会において風紀の改善、読書会の開催、各種の講習会、言葉使いの学習などを行った。

大正十五年十一月に文部省は「女子青年団の指導奨励について」という訓令を出し、女子青年団の設立を促してきたので、昭和の時代に入ると女子青年団と呼ぶように変わってきたが、それでもやはり処女会と呼ぶ習慣は、ぬけきれずしばらくは混同して使われていた。

昭和六年満州事変が起こり、支那事変へと戦時体制がエスカレートするにおよび、戦時下の女子として国家の非常時に対処していくための団体訓練として、国防訓練、勤労奉仕、軍事援護活動などが課せられた。

昭和十六年太平洋戦争に突入すると、男子は軍人として殆んど応召し、女子青年団、婦人会が銃後を守る担い手となった。モンペに防空頭巾姿で、竹槍訓練や防空訓練に涙ぐましい努力が続けられた。

戦後は男女統合した青年団が誕生したが、当初はそれまで男女一緒に話し合ったり行動したりする機会がなかったため運営にも戸惑うことが多く、体力の違い、考え方の違いなどもあって、現在のようなスムーズな運営が出来るようになるまでには、かなりの努力と時間を必要とした。

婦人会

婦人会の誕生も、発端はやはり国策の上に立って発生した。女子青年団つまり処女会は婦人会の処女部的存在のものであった。日露の国交が険悪となり、婦人もお国のために団結してことを処することの必要性から、明治三十六年政府の要望により愛国婦人会が誕生した。愛国婦人会の目的は、平時にあっては強い兵士となる男子を育て、戦時には銃後の守りを固めるという、戦時体制に協力するというものであった。

大正から昭和初期にかけて婦人としての修養を身につけ、地域の奉仕的行事も婦人会の名のもとに協力して行うように婦人会の組織と地位が確立されていった。

満州事変が勃発し、国の内外の情勢が険悪の度を増してくると、軍部の力がつよくなり、大日本国防婦人会が全国的規模で結成されることになった。太平洋戦争が勃

発するに及び、大日本連合婦人会、愛国婦人会、大日本国防婦人会の三団体を統合して大日本婦人会として発足することになり、大政翼賛会の傘下に置かれることになった。二十歳未満の既婚女性及び二十歳以上の女性は全員加入することになった。その目的とするところは高度の国防体制に即応するため、国体観念のかん養、婦徳の修練、国防思想の普及徹底、家庭生活の刷新及び非常時に対する準備、次代の国民の養成、家庭教育の振興、軍人の援護、国防訓練、隣保共助、貯蓄奨励など実に多彩であった。

婦人会員はモンペをはき、エプロンをつけ、たすき姿で軍歌を歌い、日の丸の旗を打ち振って出征兵士の見送りに明け暮れる日が続いた。英霊の出迎え、遺族の励ましなど遺族にとっては大きな支えとなった。太平洋戦争が激烈化すると竹槍訓練、空襲に備えてのバケツリレーによる消火訓練などが日ごと行われ銃後の備えに万全を期した。昭和二十年六月、国民義勇隊が結成されるに及んで、大日本婦人会は解散することになった。

昭和二十年八月十五日、国を挙げて戦って来た太平洋戦争も敗戦という形で終戦を迎えた。婦人会も新しい民主団体としての婦人会として昭和二十一年、西桜島村婦人会が会長平瀬ノキ、副会長浜田某氏でもって発足した。新生婦人会は地域作りを第一に、婦人の教養を高めるために進んで学習活動を続け、青少年の健全育成、虚礼廃止のための生活合理化運動、などを実施して地域の文化向上につとめるとともに婦人の地位の向上につとめている。

歴代桜島町地域婦人会連絡協議会長

平瀬　ノキ　昭和21～26年　畠山のり子　昭和50～58年
松元キクエ　26～37年　崎村美江子　59年～
崎村美江子　38～49年

四、父母と教師の会（ＰＴＡ）

ＰＴＡが組織されたのは戦後のことであり、戦前は後援会とか父兄会の名のもとに教育後援のための寄付集めが主たるものであった。戦後昭和二十二年に結成されたが、ＰＴＡの本来の目的である父母と先生が同等の立場で教育に当たるということが理解されずしばらくの間は依然として後援会的運営が多く、学校教育費の補助的運営が多かった。

昭和三十年後半になると日本経済も立ち直り始め、会費も本来の運用がなされるようになり、会員の研修とか会自体の運営費に使われるようになった。

各学校のＰＴＡ活動も軌道に乗ってくると町、郡、県と組織化が進み、本町のＰＴＡも連絡協議会ができ、町Ｐ連と呼んで各学期ごとの終わり、休みに入る前に連絡協議会を開いて各学校の一学期間の反省及び休み中の校外生活指導の方法などを中心に、次の学期の活動などが話し合われながら各単Ｐが運営されている。

五、社会教育施設

自治公民館

公民館活動は昔から村落の自治組織として、政治の末端組織の伝達機関として存在していた。始め小組合といい、戦時中は隣保班とか隣組とかいって協力体制をつくり銃後の守りを固めていた。統制経済の時代は物資の配給業務などをつかさどった。

終戦後になって、社会教育法が施行されると、これらの部落活動が土台となって、公民館活動へと発展していった。

西桜島村には十の部落があり、十の自治公民館が発足していた。各公民館には館長の外に部落駐在員がいて、行政の末端事務は彼の手によって行われ、自治公民館は社会教育法第二十条に明示されているとおり地域住民の実際生活に即応する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すればよかった。しかし、部落駐在員は公民館の業務と行政の業務の両方を担当する関係から業務の混同が行われ行政の業務が公民館の班長を通じて行われることがあった。昭和三十年代後半から四十年代半ばごろ、自治公民館は行政の下請団体ではないという意識が強くなり、行政業務は行政連絡員の名のもとに行政の下請のみを担当するようになった。時代の流れでもあったろうけれども昭和四十七年から激しさを増した降灰は町民の離農を促し、町民の多くが鹿児島市に職を求めるようになった。結果として自治公民館の館長の選任に大きな障害となった。どの地域でも公民館長を快く引き受ける人が少なくなり、選任が遅れるのは毎年の慣わしであった。昭和五十年代も終わろうとする時、財政合理化の波が国全体の動きとして押し寄せてきた。合理化の一環として公民館長に行政連絡員を兼任させるという一項が入っていた。つまり行政連絡員に対する手当てが公民館長に行くことによって事態を解決しようというのであった。結論は公民館長が連絡員を兼務するところは行政連絡員の辞令を出し、兼務しないというところは別に連絡

員を推薦するという方法で公民館長に進んで就任する地域も出始めて、各地域の公民館長は住民のための業務を推進している。

町公民館、白浜地区公民館

町立の公民館が出来るまでは町が主催する集会、講演など少人数のものは地域公民館を借り、大きな会合には小・中学校の体育館を借用して行事を遂行していた。

昭和五十一年条例公民館として白浜一一二七番地の一に地区公民館が設立された。地区公民館には大研修室、小研修室、和室、調理実習室、図書閲覧室等が出来、婦人会、青年団それに地域住民などが大いに利用した。婦人会は勿論のこと、活気を失っていた青年団もグループの趣味を中心にした団体を作り、新しい館に集まって活動を始めた。

昭和五十六年、横山一七七二番地の一、大正溶岩原の中に桜島町の中央公民館ともいえる館が完成し町で主催する中央行事はこの公民館へと移って行った。各団体の集会をはじめ、町の主催する講演会、学習会、趣味講座などに加え、同地区に設置されていた溶岩グラウンドで催される各種行事の拠点としての役割も果たした。三〇〇人も収容できる大研修室では文化祭の催し、社会教育大会など一年間の集大成を飾る行事が毎年盛大に行われた。白浜地区公民館時代に始まった「ねんりん」の発刊はお年寄りの昔の体験談がつづられた小冊子であるが昔の生活を知る貴重な資料として今も続けられている。

六、社会体育

日本が敗戦という形で終戦を迎え、平和な時代となったがしばらくは食糧難を乗り切るために町民は懸命であった。世の中が経済的に落ち着いてくると自然的欲求からスポーツ活動が始まった。昭和三十年代になると町民運動会とか青年団員による桜島一周駅伝などが毎年盛大に行われた。町民運動会は青年団の手で運営され町を挙げて賑わい、社会体育の総決算ともいえる盛況であった。昭和三十六年六月にはスポーツの振興を図るため、「スポーツ振興法」が制定され、国民の心身の健全な発達と、明るく豊かな国民生活を形成するという初期の目的を達成すべくあらゆる努力が払われた。また青年団がバレーで鹿児島県の優勝者となり、全国大会に出場して活躍したことも記録に値しよう。昭和四十年代に入った頃から西桜島中学校の先輩がもたらしたサッカー競技はスポーツ少年団を通じて成長し、小・中学生は毎年全国大会に県代表として出場、県高校の選手の中に占める桜

島町出身者は高い割合を示している。それにもまして今や家庭の主婦までもがサッカーを論じ、壮年の男性がサッカーを楽しみ町技サッカーと呼ばれるまでに発展している。

社会体育施設

桜島村営（町営）の体育施設としては学校の施設、学校の体育館以外の施設は無く、あらゆるスポーツの練習には学校の施設を利用していたが、昭和五十年代に入り住民の要求から地域に運動広場を設置し、子供の広場を確保することになった。

チビッコ広場

昭和五十三年、地域の神社の境内を整備して地域運動広場とし、それを通常「チビッコ広場」と呼んだ。広場では子供たちがソフトボールに興じ、夏休み中のラジオ体操にと利用されているが、盛んになってきたゲートボール場として地域の高齢者の利用も見逃せない。地域運動広場の設置状況は次のとおりである。

一　藤野運動広場　藤野東原一番一二八〇番地
二　赤生原運動広場　赤生原出口二二七番地
三　武運動広場　武二〇九番地一
四　小池運動広場　小池字宮之五六番地一
五　松浦運動広場　松浦字初崎一〇二番地
六　藤野第二運動広場　藤野八四七番地
七　白浜運動広場　白浜西平一二四六番地―五

溶岩グラウンド

町ではグラウンドを所有しておらず町民運動会その他広い敷地を要する行事はすべて、前にも記したように小・中学校の施設を利用していた。昭和五十二年公園整備という名目で溶岩探勝路の西の端、横山一七二二番地の一に面積一五、六〇〇平方㍍のグラウンドを作った。町民の社会体育もさることながら桜島フェリーという企業を有する町にとって、町外の利用者も大いに歓迎するところであった。企業部の観光課に管理、運営させ、使用料は無料にした。町の運動会を始め、町民はサッカー、ソフトボールなど盛んに利用した。また鹿児島市民もよく利用し、休日など予約を調整しなければならない状態であった。昭和五十七年には第二溶岩グラウンドとして一八、〇〇〇平方㍍を開発し、翌年度にはナイター施設を施し夜間の利用を促した。グラウンドが整備されると溶岩原を一周する五㌔のランニングコースを作り、町内外の利用者にたいへん喜ばれている。

ゲートボール場

老人福祉を推進するため、国民宿舎の一角に建ててあった「老人憩いの家」に代わって昭和五十六年に「老人福祉センター」が横山一七七二の一に建築された。ちょうどそのころ桜島でも老人の間でゲートボールが盛んになり、各地域とも空地をみつけてはゲートボール場を作るようになっていた。町では福祉センター南側のスペースを利用して五面のゲートボール場を作った。高齢者の社会体育の場として毎日利用されているし、大会もよく開かれながら今日に及んでいる。

体育館

昭和六十年度、溶岩グラウンドに近接して体育館の建設が計画された。体育のみならず多目的利用を考えた体育館である。バレーコート四面をもつ県内でも有数の体育館となるはずである。

社会体育行事

島回り船漕ぎ競争

藩政時代から大正三年の大噴火前、瀬戸海峡が閉鎖されるまでは「島回り船漕ぎ競争」が行われていた。これは島を挙げての一大行事であったが、瀬戸海峡が閉塞されて姿を消してしまった。

桜島登山競争

戦前には、ちょうど桜島岳も平穏な時であり、青年団が中心となって登山競争が行われていた。しかし、戦後は昭和二十一年に噴火があったこともあり、また住民は生活と復興に追われていた時でもあったので登山競争は実施されなくなった。

桜島一周駅伝競走

昭和三十二年、桜島を一周する避難道路が国分自衛隊の手で完成され、鹿児島市黒神方面の住民のみならず桜島全島が喜びにわいた。これをきっかけにして、一月十二日桜島爆発記念日に桜島一周駅伝が始まった。鹿児島湾に面する市町村対抗で覇を競うものであった。西桜島村の青年も地元として当然出場した。各部落とも住民は道路に出て村の青年が競うのをありったけの声を張り上げて応援をした。しかし、この市町村対抗の一周駅伝競走も数回で取り止めになった。というのも昭和三十年に始まった噴火による降灰の影響によるものと思われる。その後もしばらくの間は桜島の青年団の部落対抗で継続されていたが、青年団員が確保できない状態になり、昭和四十年代に入るころには一周駅伝競走は消えていた。

地域対抗駅伝競走

昭和四十七年降灰はひどくなり、町全体が疲弊しきった状態にあるとき活気を呼び戻すために企画されたのが地域対抗駅伝大会であった。小学生・中学生・青年男女・子供会育成会の男女から選手を選びだし部落対抗で覇を競った。以来今もなお地域駅伝競走は続いている。

町民運動会

町民運動会は青年団が発足して間もない昭和二十年青年運動会として始まった。が、昭和三十年の噴火による降灰は農作物を荒廃させ、収入の道を閉ざし、住民の心まで疲弊させていた。昭和三十二年の運動会を青年団では運営できないという申し出が青年団から出され、桜島村が引き継ぐことになった。それいらい桜島村・町行事として今では十月十日、体育の日に溶岩グラウンドで行われている。

地域運動会・ファミリーゲートボール

各地域では町民運動会の外に地域運動会を実施し地域民の親睦をはかるところもある。地域運動会はあくまでも運動会をとおして地域住民の融和をはかるためのものであり娯楽が主軸となる、地域総出で和やかな一日を過ごし、町民の中には町民運動会を止めて地域運動会に相応の補助を出してくれたらいいという人もあるくらいである。またお年寄りを中心に活発化しているゲートボールを体育と地域民融和の媒介役としてファミリーゲートボール大会を地域で開くところもある。

ナイターソフトボールリーグ戦

溶岩グラウンドにナイター施設が設備されて、町内のソフトボール愛好者は大いに喜んだ。教育委員会は結成されているチームに呼び掛けてナイターソフトボールリーグ戦を計画した。夏の夜の時間を使ってのリーグ戦である。八つのチームが登録して熱戦を繰り広げている。

サッカー蹴り初め大会

桜島にサッカーが普及し、部としての組織もようやく固まってきた昭和四十四年、第一回桜島村サッカー蹴り初め大会が挙行された。それが今では一月十五日、成人の日に小学生・中学生・高校生・社会人のチーム、子供会育成会のチームまで参加し、県内の強力チームを招待して、溶岩グラウンドで盛大に行われる年中行事の一つとなっている。

南日本新聞社旗、桜島杯争奪ちびっ子サッカー大会

桜島町のサッカー熱は異常なほどに高まり桜洲サッ

カースポーツ少年団も、桜峰のそれも、桜島中学校のサッカー部も全国大会に出場するほどの高レベルに達するようになった。折しも溶岩グラウンドも整備され昭和五十四年度には南日本ちびっ子サッカー大会を開くことにして県内のスポーツ少年団に呼びかけた。二十九チームが誘いに応えた。年を経るにつれて出場チームの数はうなぎのぼりに上っていった。第五回の大会から南日本新聞社も主催者の一員に加わりたいという意思を示したので、「第〇回」というのを止めて「南日本新聞社旗・桜島杯争奪南日本ちびっ子大会〇〇年大会」と名称を変え、毎年出場チーム数を増やしながら今日に及んでいる。

ランニング桜島

昭和五十五年、国民の間にジョギング熱が高まりつつある時、南日本新聞社の誘いを受けてジョギング大会を開くことになった。県教育委員会・鹿児島走ろう会を主催者に加え、四者の主催で五十六年三月一日の日曜日に第一回のランニング桜島が第一溶岩グラウンドを起点として五キロメートル、十キロメートルのランニングコースで行われた。

初年度は参加者が一、二四〇人であったものが年を重ねるにつれて増加し、遠くは北海道、沖縄からの参加をみるにいたった。大正溶岩を一周する五キロメートル、赤生原まで足を延ばす十キロメートルコース共に絶景で走りよいコースとして全国的にも好評のコースである。桜島町は「マイペースあなたが映える溶岩原」のキャッチフレーズに参加者を増加しながら今日に及んでいる。

第四節　その他の教育

(1) 実業補習学校　義務教育を終えて上級の学校に進む者は別として、義務教育を終わって直ちに社会で働く青年の教育はどうするのか、このことは大きな問題である。政府は、明治五年（一八七二）の学制において、「諸民学校ハ男子十八歳女子十五歳以上ノモノニ生業ノ間学業ヲ授ケ又十二歳ヨリ十七歳マテノ者ノ生業ヲ導カンカ為メ専ラ其業ヲ授ク故ニ多ク夜分ノ稽古アラシムヘシ」といい、早くから配慮していたが、当時は小学校の整備に忙しく、勤労青年の教育はすぐには着手できなかった。明治二十六年（一八九三）十一月、実業補習学校規程が出るに及んではじめてこの教育が始まった。

(2) 青年訓練所　第一次世界大戦が終わると、ヨーロッパでは、国際連盟の成立で、戦争回避の気分が高まり、また戦後の荒廃を早く復興するために、常備軍の縮小や

現役兵の在営年限短縮を図った。そして、そのために生ずる兵力縮小については、青年に軍事教育を施すことによって、これをカバーすることにした。日本も大戦後は、大正九年（一九二〇）、早くも過剰生産、輸出貿易の不振に陥り、不況が慢性化してきたので、民力培養の立場から、軍縮論がやかましくなり、陸軍を四個師団廃止した。そこで政府は大正十四年、「陸軍現役将校学校配属令」を公布し、現役将校を中学校以上の男子の学校に派遣して生徒・学生の軍事教練を強化し兵力縮小の欠点をカバーすることにした。それに呼応して、小学校を卒業して職業に従事する勤労青年に対しても、二十歳までは兵式訓練を実施することを計画し、大正十五年、青年訓練所令を公布した。

青年訓練所は、おおむね十六歳から二十歳までの男子を収容し、訓練期間は、四年を通じて、修身および公民科百時間、教練四百時間、普通学科二百時間、職業科百時間を下らないことにした。実業補習学校に比較して、教練の時間が多く、職業訓練は時間が少なくなっている。設立は、公立の場合は、実業補習学校または小学校に併置することを常例とした。

(3) 公民学校　大正十四年、普通選挙法が通過すると、学校教育・社会教育の面で、公民教育の必要が重要視され、補習学校は公民教育に力を入れるようになった。勤労青年の教育は、補習・職業教育も必要であるが、単にそれだけにとどまるべきでなく、りっぱな公民たるべく教育すべしとの論がやかましくなったのである。そして昭和十年、青年学校が設立される時には、補習学校・青年訓練所はみな公民学校と称していた。

(4) 青年学校　昭和十年実業補習学校と青年訓練所を統合して、青年学校をつくった。

青年学校は、「男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ鍛練シ、徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及実際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的」とするもので、普通科・本科・研究科・専修科の四科をもって構成され、施設は独立校舎を要望し、小学校などに付設する場合は、専用教室を設けることにした。

勤労青年は、小学校を卒業するとその後七年間引き続き教育を受けることになったが、就学率が青年訓練所時代とあまり変わらないので、政府は、昭和十四年青年学校を義務制にすることに踏み切った。

終戦後の青年学校は、新学制によって廃止となった。

村立青年学校独立校舎の建築（「公僕三十二年の歩み」から抜粋）

従来村の青年学校は桜峰、桜洲の両校区の通学区域により尋常科高等科の教育が施されつつ在りし関係上その青年学校は定時制なるにより、便宜桜洲小学校を本校とし桜峰小学校分校形態にて開校の経営組織の下に整備、教育は施行されつつ在りと雖も校庭運動場教室の関係と青年教育は村内統一の教育方針の必要性に鑑み、村の中央に青年学校の独立校舎を建築、青年教育の徹底を期すべく、村議会に提出するに当たり、附帯案として此の機に小学校の高等科の二年制を三年制に改め青年学校校舎に更に教室を増築収容し、教育の上昇を計るべく桜峰、桜洲の両小学校は義務制の尋常小学校として編成替えを附加提出せるに学校建築の位置高等科問題について意見の一致を見ず論争となり、其の中央の位置が武部落と藤野部落の境界線附近なるも藤野部落東原地区内に村有地として学校敷地に可能の土地然も部落の端に位置するにより不足分の土地買収も容易にして、土地代金も低廉なるに引き替え、武部落と藤野部落境界線附近は民家の住宅地帯にて土地代高く更に家屋の移転補償等の関係に依り建築費の軽減の立前も在りて現在の位置に解決を得たれ共高等科三年制には両小学校より高等科の児童を引き抜く事により、桜峰小学校は当時二十一学級編成なるに引き替え、桜洲小学校は八学級編成の現況なるにより高等科の児童を引き抜く事は学校経営上偏ぱの観ありとの理由に基づき通学区域変更の動議あり動議成立し採決の上適正なる措置とて武部落の児童を桜峰小学校より桜洲小学校へ通学替えにより桜峰小学校の学級編成は十八学級に減じ、桜洲小学校は十二学級に増加される事により高等科三年問題は今後の重要課題として研究するものとしてもつれ掛けたる村議会も互譲の精神を生かし青年学校独立校舎の建築議案は一応修正可決させ着工其の建坪数並に建築諸費は左の通り

校舎納舎堆肥場・養豚舎　合計三四三坪二合五勺

建築諸費　二九、四四八円

わが国の学校系統図

この系統図は，鹿屋高校発行の「三星年表(文部省学制百年史)」から引用した．

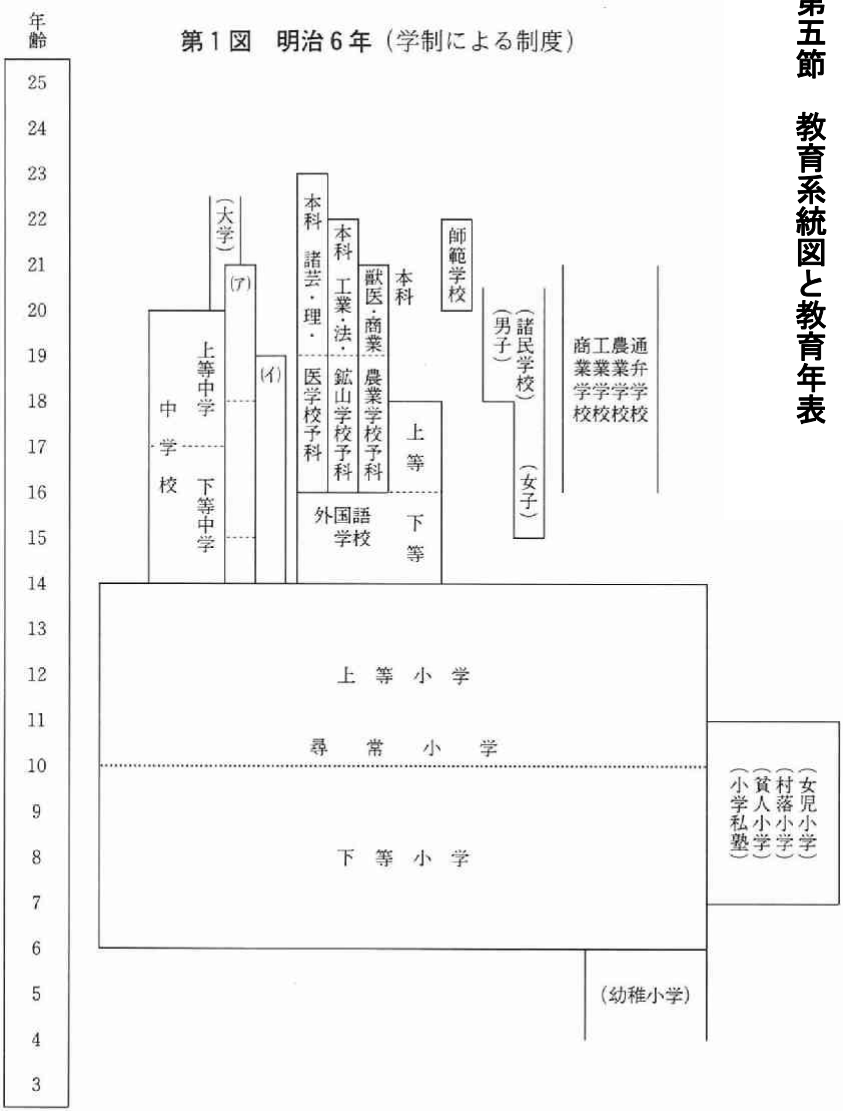

（注）　（ア）は外国教師にて教授する中学校予科

（イ）は外国教師にて教授する医学校

第2図　大正8年

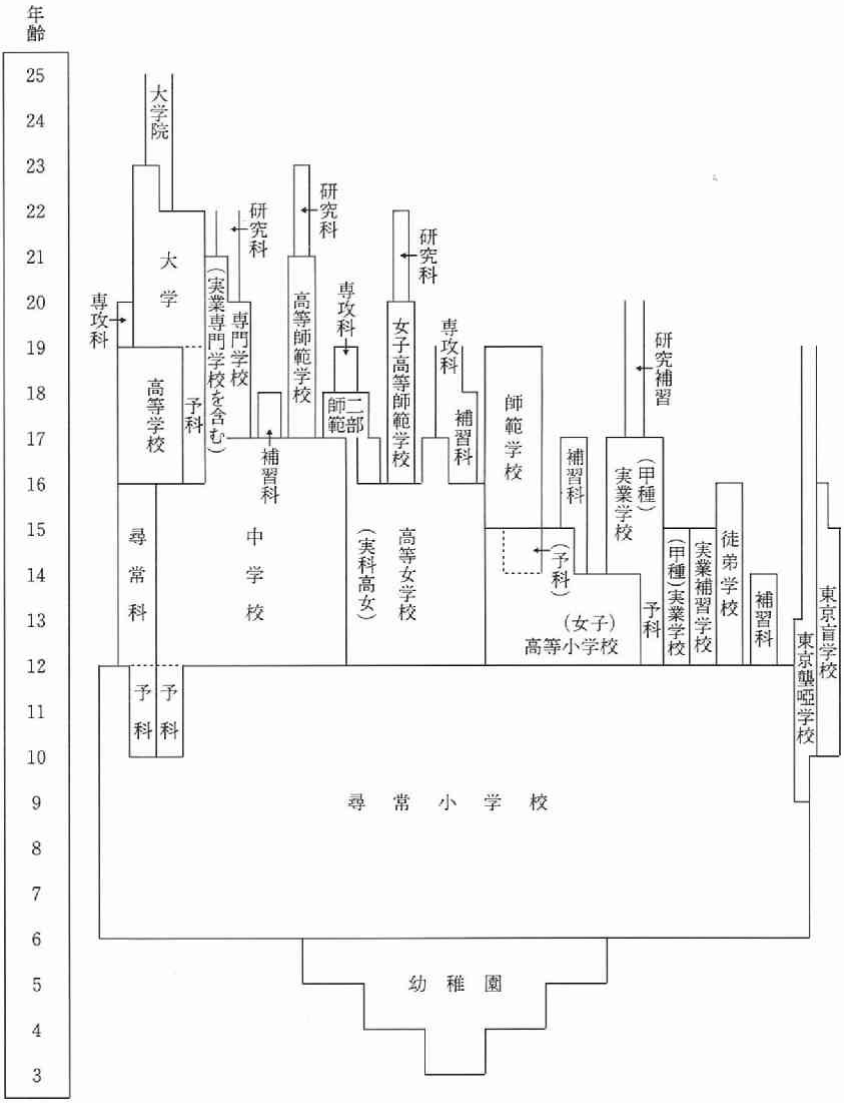
年齢
25
24
23
22
21
20
19
18
17
16
15
14
13
12
11
10
9
8
7
6
5
4
3
大学院
大学
専攻科
研究科
(実業専門学校を含む)
専門学校
研究科
高等師範学校
専攻科
師範二部
研究科
女子高等師範学校
専攻科
補習科
高等学校
予科
補習科
中学校
尋常科
予科
予科
(実科高女)
高等女学校
師範学校
補習科
(予科)
(女子)高等小学校
研究補習
(甲種)実業学校
予科
(甲種)実業学校
実業補習学校
徒弟学校
補習科
東京盲学校
東京聾唖学校
尋常小学校
幼稚園

第３図　昭和19年

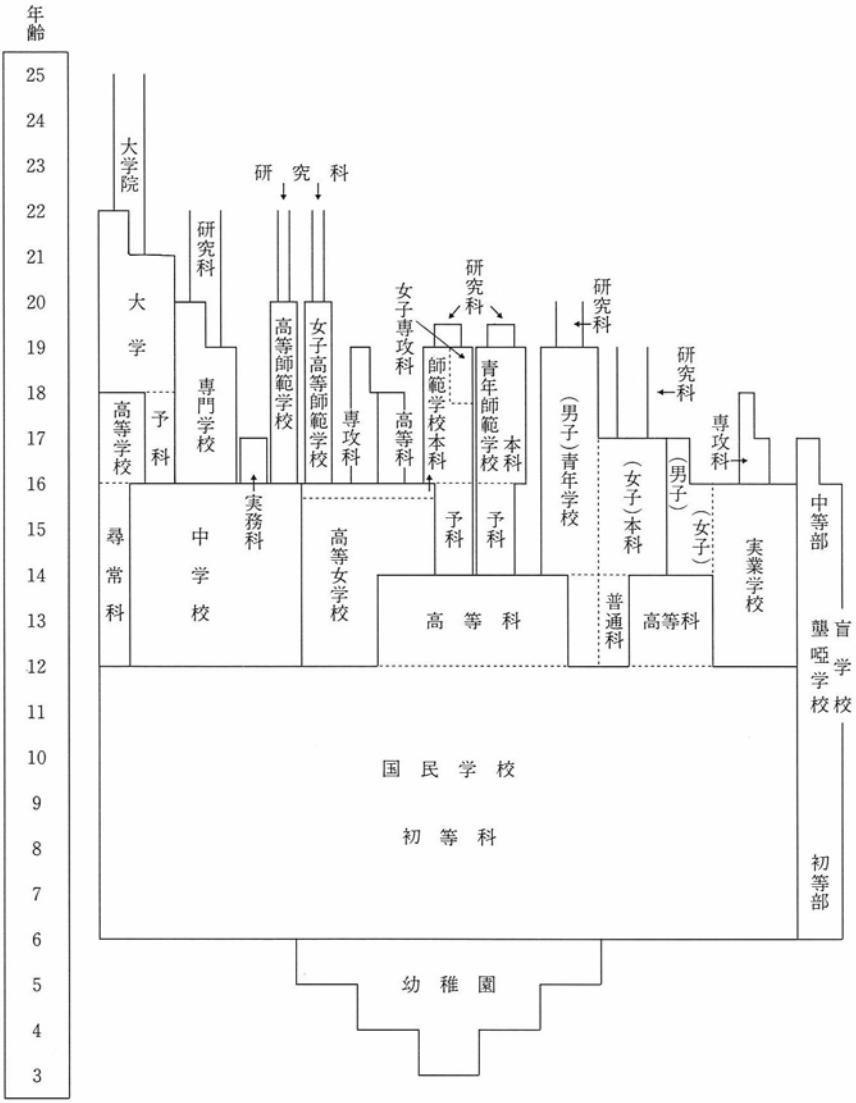
年齢
25
24
23
22
21
20
19
18
17
16
15
14
13
12
11
10
9
8
7
6
5
4
3
大学院
大学
研究科
専門学校
高等師範学校
研究科
女子高等師範学校
研究科
女子専攻科
師範学校本科
研究科
青年師範学校
本科
研究科
(男子)青年学校
研究科
(女子)本科
(男子)
(女子)
専攻科
実業学校
高等学校
予科
尋常科
中学校
実務科
専攻科
高等科
高等女学校
予科
予科
高等科
普通科
高等科
中等部
盲学校
聾唖学校
初等部
国民学校
初等科
幼稚園

第４図　昭和47年

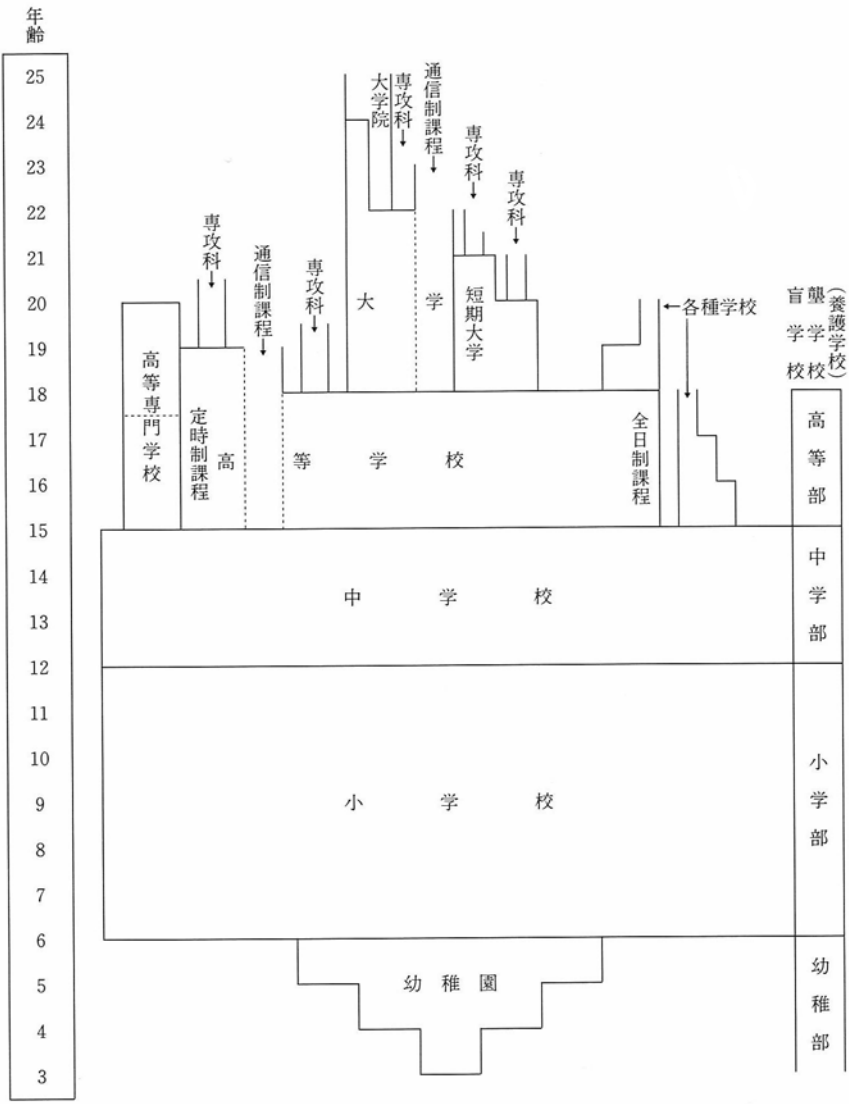
年齢
25
24
23
22
21
20
19
18
17
16
15
14
13
12
11
10
9
8
7
6
5
4
3
専攻科
通信制課程
専攻科
大学院
専攻科
通信制課程
専攻科
専攻科
大
学
短期大学
高等専門学校
定時制課程
高
等
学
校
全日制課程
←各種学校
盲学校
聾学校
（養護学校）
高等部
中
学
校
中学部
小
学
校
小学部
幼
稚
園
幼稚部

教育年表

年度	西暦	桜島町	鹿児島県	日本	世界
明治元	一八六八		藩制改革により造士館に三局を置く	明治維新　神仏分離令 東京遷都　布告	
2	一八六九		⑫藩内寺院を重廃	版籍奉還	スエズ運河開通
3	一八七〇				普仏戦争
4	一八七一		鹿児島県報定	本学校・小学校の制定 廃藩置県・文部省設置	ドイツ帝国建設
5	一八七二		各郷校は変則小学校として発足	郡制を布き郡治所を置く	
			明治天皇、本学校に行幸	学制頒布　小学校教則発布	
6	一八七三			地租改正条例公布	
7	一八七四		西郷隆盛、私学校を設立	各大区に区長を置く	
8	一八七五		県庁内に学務課設置 本学校を変則中学校に改める 県庁内に小学校授業講習所設置		
9	一八七六		共立学舎創立 小学校授業講習所を鹿児島師範学校と改称。変則中学校を廃し、英語学校、准中学校を設立。 信教の自由を公認		
10	一八七七	県庁仮出張所を桜島におく		西南の役	
11	一八七八		県立鹿児島中学校再建	郡役所開庁 教育令制定	
12	一八七九				

明治13	一八八〇		鹿児島新聞発刊 県会議員選挙、第一回県会 本県の地租改正事業終る	小学校教則綱領布達 中学校教則大綱制定 師範学校教則大綱頒布
14	一八八一			
15	一八八二	桜洲小学校創設（横山城山一八五～二一二番地）旧地頭所跡地の田	男女師範学校を合併する 三州義塾創立	農学校通則制定 教科書認可制度実施 商業学校通則公布
16	一八八三			独墺伊三国同盟成立
17	一八八四		県立鹿児島中学校廃止 県立中学校造士館設置	
18	一八八五		博約義塾創立 （八月以降コレラ流行）	
19	一八八六		大暴風、痘瘡、猖獗	帝国大学令公布 師範学校令公布 中学校令公布（尋常中学・高等中学） 小学校令公布（尋常小学四年・高等小学） 小学校教員免許規則を制定
20	一八八七		県立中学造士館は官五鹿児島高等中学校造士館となる	
21	一八八八			市制・町村制公布 「君が代」の制定を各国に通告
22	一八八九	西桜島村政施行	鹿児島市制実施 采蘋女学校設定	大日本帝国憲法公布

明治23	一八九〇		衆議院議員選挙	第1回帝国議会 小学校令中に盲聾唖教育についての規定が設けられる 小学校正教員、准教員の区別定める
24	一八九一			
25	一八九二			
26	一八九三		伊作女子実業補官学校設立	
27	一八九四		県立尋常中学校設立 赤痢、痘瘡、コレラ猖獗	高等学令発布 「日清戦争」宣戦布告 下関条約調印、三国干渉
28	一八九五			
29	一八九六		県立尋常中学造士館開校 鶴嶺女学校設立	
30	一八九七	桜峰小学校創立（松浦三五五番地） （同仁、日新合併） 藤野　白浜	尋常中学校第一分校を東水引村に第二分校を加治木村に設立	師範学校令改正 「金本位制」確立
31	一八九八		鹿児島県師範学校と改める 尋常中学校第一分校を第一尋常中学校 尋常中学校第二分校を第二尋常中学校と改称	県郡制実施
32	一八九九		大暴風（一六〇〇余所倒壊）	中学校令改正、尋常中学校を中学校と改称 実業高校令公布 耕地整理法実施治安警憲法公布
33	一九〇〇	桜洲小、新島分校創設	第四中学校開校（川辺村）	義和団事件
34	一九〇一		学・連合会設立 私立佐土原学院設立	

明治34	一九〇一	第七高等学校造士館創立 第一中学校を鹿児島中学校 第一〃　川内〃 第三〃　加治木〃 第四〃　川辺〃 水産学校規程を定める	第一中学校に分校設立と改称	
35	一九〇二	鹿児島県立高等女学校設立	「日英同盟」締結	
36	一九〇三	鹿児島慈恵盲唖学校設立 私立千台女学校設立昭和二十三年		
37	一九〇四		「日露戦争」始まる	
38	一九〇五		ポーツマス条約調印	(?)血の日曜日
39	一九〇六	鹿児島中学校を鹿児島第一中学校に改称、同校分校を独立鹿児島第二中学校とする。 私立精華学校設立		
40	一九〇七	女子技芸講習所設立（翌年鹿児島女子技芸学校と改称）	義務教育の延長(六ヵ年)実施 尋常六年高小二年（三年も可）	
41	一九〇八	鹿児島高等農林学校設立 県立商船学校創立 鹿児島郡立工業徒弟学校創立	師範学校に本科二部設置 ○○○院設置を各府県に義務づける	
42	一九〇九	県立志布志中学校開校 川辺郡立工業徒弟学校創立 私立錦江学院設立 連立学長通規および規約成立		

明治43	一九一〇		女子師範学校分離独立第一高等女学校を付設 姶良郡立工業徒弟学校創立 実科高等女学校の設立認可	日韓併合条約調印
44	一九一一			
大正1 45	一九一二		加治木実科高等女学校 薩摩郡立実科高等女学校設立	
2	一九一三		姶良郡立実科高等女学校設立	
3	一九一四	桜島大噴火 桜洲小学校埋没　◌ （児童他地域へ分散）	伊佐農林学校設立 出水実科高等女学校設立 加世田　〃　〃 ◌　三～十毎年続く 川辺実科高等女学校設立	第一次世界大戦参加
4	一九一五	桜洲小学校復興（現在地小池五五番地） 新島分校・桜峰小の分校となる		第一次世界大戦始まる
5	一九一六		県立大島中学校開校 鹿児島市立商業学校設立 博約義塾を博約鉄道学校と改称 私立鹿児島中学館設立（翌年鹿児島実業高校と改称）	
6	一九一七		鹿児島市立女子興業学校設立	（露）十月革命
7	一九一八		県立牧之原学校設立 私立福山中学校設立	
8	一九一九		県立工業学校設立	市町村義務教育費国庫負 シベリア出兵 大学令、高等学校令公布

ベルサイユ条約調印

大正8	一九一九				（中国）五四運動はじまる
9	一九二〇	第二師範学校開校 県立出水中学校開校	高等女学校令改正により婦徳の？養追加		国際連盟成立
10	一九二一	私立三州高等学校設立	郡制廃止の法律公布		
11	一九二二	県立指宿、大口中学校開校			ソ連邦設立宣言
12	一九二三	県立鹿屋中学校開校 私立鹿児島高等女学校開校 私立大島高等女学校開校（昭和七年廃校） 川辺、薩摩、伊佐、姶良、肝属、各実科高等女学校を県立に移管	盲学校聾唖学校令制定（関東大震災） 国民精神作興に関する記		
13	一九二四	県立実業学校教員養成所設置 県立伊集院中学校開校 私立錦江女学校設立（昭和九年廃校）			
14	一九二五		青年訓練所設置 「治安維持法」公布 「普通選挙法」公布 師範学校規程改正（一部五年制） 陸軍現役将校学校配属令制定（ラジオ放送関係）		
昭和1 15	一九二六	火災二回　桜峰小全焼（仮校舎、神社、部落集会所等に分散授業）	種子島に鹿児島一中分校設立 加世田農業校設立 鹿児島女子技芸学校を鹿児島実践女子学校と改称	師範学校に専攻科を設ける	

昭和2	一九二七	桜峰小新校舎二階建一棟着工	社団法人精華高等学校設立 鹿児島和洋裁縫女学校設立	金融恐慌起こる		不戦条約調印（三等十五ヵ国） ソ連五ヵ年（第一次）計画実施
3	一九二八		川内商業学校創立			
4	一九二九	桜峰校校舎竣工 学校水泳開始	県立種子島中学校独立 私立鹿児島中学校開校 出水実業学校設立 県立鹿児島盲唖学校発足 （佐土原学院閉鎖）			ロンドン軍縮会議
5	一九三〇			豊作のため米価大暴落		（米）フーヴァーモラトリアム
6	一九三一		小根占実業学校設立	師範学校本科工事二ヵ年となる　満州事変起こる		満州国連〇
7	一九三二		鹿児島高等商業学校設立 聖名高等女学校創立 （昭和十六年鹿児島純心高等女学校と改称）	上海事変起こる		ヒトラー首相〇総統となる 中国共産党長征開始
8	一九三三			小学校令・中学校令改定		
9	一九三四	桜洲・桜峰の公民学校を青年学校と改める	第二師範学校廃校、同校跡に県立市来農芸学校設立	少年教護法を施行		
10	一九三五	九月二十一日　大正噴火以来突如の爆発	県立青年学校教員養成所設置	全国実業補修学校、青年訓練所を統合し、青年学校設立		

昭和				
11	一九三六		県立農道館設立（阿久根） （十一年以降毎年風水害続く）	二・二六事件 日独防〇協定調印 日華事変始まる	独伊枢〇成立
12	一九三七				
13	一九三八	藤野東原に青年学校を新築		青年学校義務制実施 「青少年学徒ニ賜ワリタル勅語」を発布	ミュンヘン会議 独ソ不可侵条約調印 第二次世界大戦始まる
14	一九三九	校区変更、武を桜峰から桜洲へ		産業報国運動起こる 大政翼賛会発足	
15	一九四〇		鹿児島市立中学校、同高等女学校開校	日独伊三国同盟成立 国民学校令公布	独仏休戦
16	一九四一	小学校を国民学校と改称 （戦時体制の教育）		薩軍「教陣訓」配布 義務教育八ヵ年となる 文部省「庶民の道」配布	太平洋戦争勃発 独ソ戦争開始 大西洋憲章発表
17	一九四二			大日本婦人会創立 日ソ中立条約成立	
18	一九四三		県農業会発足 官主移管に伴い鹿児島師範学校と改称、女子師範は同女子部と稱する	中等学校令公布 中学校高等女学校実業学校の総合教育実施 日本青英会創設	
19	一九四四			学徒動員令公布 青年師範学校を創設 青年学校教員養成改廃止 戦時教育令公布、学校授業一年	
20	一九四五		枕崎台風、阿久根台風 米軍進駐（鹿屋、鹿児島市）	ポツダム宣言受諾、停止	国際連合発足

昭和21	一九四六	④桜島噴火（黒神部落埋没） 国民学校を小学校と改称		日本国憲法公布 教職員追放令公布
22	一九四七	西桜島中学校設立（藤野一三四二番地）	県連合婦人会結成	教育基本法、学校教育法公布 六・三制実施
23	一九四八	父母と教師の会（ＰＴＡ）発足 青年学校廃校	鹿児島県教職員組合発足	教育委員会法公布 地方財政法公布 新○制による高等学校発足 盲聾学校を分離義務制となる 通信教育の実施	ＷＨＯ発足 大韓民国成立 朝鮮民主主義人民共和国成立宣言 北大西洋条約調印 ドイツ連邦共和国（西独）成立 中華人民共和国成立宣言
24	一九四九		県教育会解散（台風被害大） 国立鹿児島大学発足 県立〃（医・工学部）発足		朝鮮動乱始まる
25	一九五〇	村による奨学制度発足（対象高校生）	第二回教育委員選挙		
26	一九五一	西桜島中学校新校舎竣工		対日平和条約 農業委員会法公布	
27	一九五二	西桜島村教育委員会発足（公選制） 新島の中学生通学のため		市町村教育委員会発足 農地法公布	朝鮮休戦協定調印
28	一九五三	学校図書館開設	鹿児島市に精○特別学級開設	奄美群島日本復帰 ＮＨＫテレビ放送開始	

昭和					
29	一九五四	桜洲小保健優良校として表彰される 西桜島中学校講堂落成		学校給食法公布	インドシナ休戦協定調印
30	一九五五	10／13 昭和十四年来の大爆発	県立鹿大を国立移管		
31	一九五六	⑨ 大爆発		日ソ国交回復 国連加盟決定 教育委員任命制となる 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の公布 文部省国語、数学の○	バンドン（アジア、アメリカ）会議 スエズ戦争発生
32	一九五七				
33	一九五八	③ 連続爆発	教職員の勤務評定実施	小・中学校の学習指導	
34	一九五九				ＥＥＣ実施
35	一九六〇	地区ＰＴＡ公開表彰される（桜洲）		高等学校	
36	一九六一	桜峰小鉄筋三階部校舎竣工			
37	一九六二	京都大学桜島火山観測所開所 桜峰小講堂竣工 西桜中音楽室、図書室、録音室完成 県地区ＰＴＡ公開			
38	一九六三	⑥ （有村）にある鹿児島大学桜島火山観測所開所 桜洲小第一期工事竣工			

昭和38	一九六三	第二期工事着工 西桜島中県ＰＴＡ表彰を受ける 地区技術家庭科研究公開			
39	一九六四				
40	一九六五				

第六節　教育委員会

第二次世界大戦が終結し世相が落ちつくと、従来の教育を見直すために昭和二十三年教育行政の改革が行われ、同年六月十五日教育委員会法が公布されると、十月五日教育委員の選挙となり、十一月一日教育委員会が発足した。

わが町では昭和二十七年地方教育委員会発足、同年十月一日公選によって委員が選出された。

昭和三十一年九月三十日教育委員会法が廃止となり、教育委員会の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に改められたので教育委員会全員辞職し、新法によって当時村長がこれを任命することとなった。

◎歴代教育長

第一代　今村　彦　　昭和27・11・1～28・3・31
第二代　稲森清重　　28・4・1～31・3・31
第三代　山次惟弘　　昭和31・5・1～35・9・30
第四代　藤崎清重　　35・10・26～38・9・17
第五代　川畑竜雄　　38・11・1～41・11・24
第六代　村山正熊　　42・2・13～51・10・23
第七代　松下純孝　　51・11・18～55・11・17
第八代　野元節男　　55・12・27

教育委員

昭和二十七年十一月

村山清六　北村盛徳　図師広　松元きくえ四氏が公選によって教育委員となったが、北村盛徳氏は、昭和三十年四月一日から村議会議員となったため、同年三月三十一日で教育委員を辞任し、教育委員は一人欠員となった。

昭和三十一年十月制度改正により、村長の任命制となるに及んで村山清六氏辞任、代わりに篠原繁氏と平瀬善夫氏が任命され、教育委員五氏が揃った。なお委

員長は昭和四十年度まで、互選によったが、一年交代で委員長の任に当たった。

氏名	任期	内委員長	期間
村山清六	昭和27・11・1～31・9・30	2年	4年
北村盛徳	27・11・1～30・3・31	1年	2年6月
図師　広	27・11・1～54・9・30	19年	27年
松元きくえ	27・11・1～35・9・30		8年
篠原　繁	31・10・1～44・9・30	1年	13年
平瀬善夫	31・10・1～38・5・10	2年	6年7月
平山　司	35・10・1～42・4・30	1年	6年6月
久米貞厚	38・7・4～41・9・30	1年	3年3月
藤山勇次	41・10・11～現		
中尾実清	42・5・8～50・3・31		7年11月
横山新蔵	44・10・1～52・2・28		7年6月
橋口　浩	50・7・1～57・12・31		7年6月
野口豊志	52・4・1～現		
橋口　修	54・10・1～現		
有村義一	58・1・1～現		

委員会

○委員会の仕事内容

。学校教育の目標

。本町教育の目標

本町の地域性に立脚して時代の要請する子供を育成する。

○本町教育の努力点

。学力の充実

校内研究会の実施

計画に基づく授業の実施

時間数を確保する

ドリルと評価の実施

週報等による父兄の協力

。生活態度の確立

礼儀作法の重視

正しいことば使い

交通道徳を守る

。環境の美化

学校内の整理整頓に努める

校外の美化につとめる

。体位の向上

体育を奨励する

栄養に気をつける

基本的な態度習慣を養う

この外学校施設の充実を図り教育効果の大なるものがある。その主な事項をあげると、

○噴火時の児童生徒の避難計画

○教具教材の充実

○教職員の研修助成

○奨学制度

○スクールバス

保育園、小学校、中学校の遠距離通学、児童生徒達のためバスを配車し登下校の便をはかっている。

○スクールボート

新島在住の中学生は以前、黒神中学校へ通学していたのであるが三十七年度より村営船を就航させ中学校への通学の便をはかっている。

第七節　桜島町奨学金制度

昭和二十九年四月から、能力があるにもかかわらず、経済的理由により、修学が困難な子弟に学資を貸与する奨学金制度を発足させた。

昭和二十九年三月に公布された西桜島村奨学条例によると、一、高等学校に在学する　二、品行方正、学術（又は技能）優秀、身体強健　三、本村に本籍及び住所を有する子女　四、学資の支弁が困難であると認められる（第二条）ことが条件として挙げられ、奨学金の額は月額八〇〇円（第三条）と定められている。

奨学生の選考には奨学生推薦諮問委員会が設置され厳格な審査が行われた。委員会は次のとおり組織された。

一　村内各学校長及び西桜島中学校教職員代表二人

二　村内各学校ＰＴＡ会長

三　村社会教育委員長

四　各校区婦人会長及び村婦人会連絡協議会長

委員は無償であり、教育委員会が村長に推薦を行うに当たり、教育委員会の諮問に対し答申をするものであった。（西桜島村奨学条例施行細則第三条）

奨学金の返還は就職（自家営業を含む）後一年目からその金額を十年以内の月賦で返還するというものであった。（条例第一一条）

昭和三十九年十月八日、前条例を廃止し、西桜島村（桜島町）奨学金貸付基金条例を制定して基金制度を発足させた。

この条例及び施行規則によって、大学に在学する者が加えられ（施行規則第二条）、奨学生推薦諮問委員会が廃止され、直接教育委員会が審査し、町長に推薦するよ

うになった。貸与額は下表に示すように数回の返還をみているが、返還については、学校の卒業の日から六ヵ月を経過した日の属する月の翌月から九年以内に返還することに変わった（施行規則一九条）

昭和五十三年十二月、鹿児島市在住、桜島町横山出身の今村源一郎氏の好意により、桜島町子弟の奨学の目的をもって一〇〇〇万円が寄付された。桜島町では「慈愛会（今村病院に属する会）奨学基金条例」を設置して、奨学金の運用に役立てた。この条例は四条から成る。

第一条　財団法人慈愛会会長今村源一郎の寄附にかかる奨学資金を維持するため慈愛会奨学基金を設置する。

第二条　基金に属する財産は次のとおりとする。

慈愛会からの寄附金一〇〇〇万円

第三条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

二、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第四条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して桜島町奨学金貸付条例の規定により設置された基金に編入するものとする。

というもので基金から生ずる収益金が奨学金として貸与されるようになった。

貸付金額の変遷は下の表のとおりであり、昭和二十九年度以後、昭和五十八年度までの貸付総人員は二一一人となっている。

年度	貸与月額（円） 高校生	大学生
29	800	
30	600	
31～34	800	
35～39	1,000	
40～44	2,000	
45～49	2,500	5,000
50～55	5,000	10,000
56～	8,000	20,000

第九章　宗　教

第一節　神　道

古代日本が天皇家によって統一されると律令国家が誕生するが、宗教においても八百万（やおよろず）の神々を統一する必要があった。そこで世界性を具備している仏教が受容され神仏混合の形をとった本地垂迹（すいじゃく）の宗教観が形成され、徳川時代までつづく。しかし明治となると政府は維新を進めてきた水戸学、国学の考え方により神を重じた神武復

古のうごきをし、明治元年三月神仏分離令を発し神道国教化の政策をとった。けれども政策はなが続きせず、明治十五年信教の自由との摩擦をさけ、神社神道を教派神道と区別して国家神道となし「延喜式」の昔に帰すと神社に、官国幣社、府県社、郷社、村社、無格社などの社格づけを行うと「神社は宗教ではなく道徳である」といい国民の参拝を義務づけた。

今日でも地域の人々が土地の神社を部落の神社と呼んで地域共同所有と考えているのはこのためであろう。

こうしたうごきは、終戦まで続くが、昭和二十年ポツダム宣言受諾を契機とする敗戦により新憲法のもとに他の宗教と同じ私的宗教となり、公による身分保証をはなれ、公や地域住民による維持管理から氏子によるものとなって、神道のあるべき姿となった。

一、桜島町内の神社

現在当地には、愛宕神社、五社神社、枚聞神社、菅原神社、稲荷神社、御嶽蔵王権現社、厳島神社、小烏神社、尾地底神社、南方神社、地方神社、熊野神社、三柱神社、水神社、御嶽竜王権現社、大元神社、豊受大山津見神社、平松神社などの神社名が残っているが、この内宗教法人としての法人格をもつのは、赤水の愛宕枚聞神社、小池（月読神社、小烏神社）赤生原（尾地底神社）武（南方神社）藤野（地方神社）西道（三柱神社）松浦（水神社）二俣（大元神社）白浜（豊受大山津見神社）新島（五社大名神社）である。その他は法人格をもたぬ神社として存在するが、これらの中で、赤水の愛宕枚聞神社は大正三年の噴火で埋没炎上した。愛宕神社と横山の枚聞神社を合わせて現在地に創建したものである。菅原神社は現桜洲小学校内にあったが、新憲法のもとに公共施設の中に宗教施設がある事は不適当として小烏神社境内への移転のやむ無きにいたった。厳島神社（弁天さま）は烏島内にあったがこれも噴火埋没のためその後袴腰の月読神社の下の海岸に設けられた。しかし昭和四十八年桜島港の拡張整備にともない移転し現在地に再々建された。

熊野神社は藤野一三七六番地、桜島中学校山手にあったが、大正七年ごろ地方神社に合祀された。

平松神社は、島津歳久が対岸よりこの地に住する事を願い命を終えたという。この時刃の光が当地にあたったという伝説をもって豊受大山津見神社境内地に存する。

人々が神社に詣でるのは、そこに神が鎮座する故であ

るが桜島において特に目立つことは、月読命を祭った神社が多い事である。その数は県内十社中五社にあたる。これは同島が月読命と何らかの因縁をもつ故と考えているのではないかと思う。

また、桜島は別名御嶽とも呼ばれているが、御嶽と呼ばれる山は神仏混合の山岳信仰と係りをもつ。三国名勝図会、薩隅日地理参考に「頂上ニ二峰アリ南ナルヲ南岳トイヒ北ナルヲ北岳トイフ昔ハ比ノ両嶺ニ両社アリ、今ハ岳下ニアル」とあるがこの二社とは横山の御嶽の蔵王権現社と松浦の御嶽竜王権現社である。現在御嶽竜王権現社は彼岸の入りに祭典を行い、御嶽蔵王権現社は彼岸中日に祭典を行っている。祭礼には島民をはじめ鹿児島市近辺からも崇教者が訪れている。さらに、今一つ考えてみたい事は神々と人々とのつながりである。神が祭られる時、それにはそれなりのわけがある。人には人それぞれの願いがあるが、それは一般的には貧、病、争からの解放といえよう。すると、人は最も自分たちの願いが通ずる神を求めるものである。白浜の豊受大山津見神社は豊受神社と大山津見神社が合わさったものであろうが、これら神社の祭神は豊受売命と大山津見神である。豊受売命は穀物の神であり、大山津見神は、山岳神で水、木、薪炭の供給の神である。この事は当地の人々が特に農業、林業を重じたのではないかと想像される。武の南方神社の祭神は諏訪神社の祭神と同じであるが、諏訪神社は広く武士の尊崇を受け、軍神と仰がれるにいたる。そうしてやがて士族社会の諏訪信仰は庶民の間にも広がって行くのである。八月の祭礼を土地の人は「お諏訪サー」と呼んでいるが、この神はまた狩猟、農業の神でもあった。現在袴腰に厳島神社があるが、この神社は大正三年噴火以前は横山烏島にあった。当地の人はこの神社を別名「弁天さま」とも呼んでいるが厳島の姫は航海の神で海の守護神である。であれば横山を中心とした近辺には漁業を主とした海と係りをもつ人が多くあったと想像する事ができる。

住民の生活と神との関連はより密接なものがあると思われるのでお互いよく考えてみたいものである。

(一) 月読神社

旧社格　県社

住　所　桜島町横山一七二二―八

包括団体　神社本庁

一、御祭神　月読命　邇邇芸命　彦火火出見命

鵜草葺不合命　豊玉彦命
（櫛磐間戸神、豊磐戸神）
一、例　祭　十月三十日
一、法人設立認証日　昭和二十八年一月十二日
一、代表役員　国生護義
一、歴代宮司　国生伊賀
国生伊平　国生護彦　国生護藏　国生護義（三十四代といわれる）

由緒

勧請不詳にして和同年間と伝えられ、おおよそ一千二百年前で、その後島津家久が、寛永二年五月御再興したが天明年間洪水の難に遭い寛政十年九月に旧社地官坂に遷された。月読神社の明細書によれば安永八年九月二十八日夜御岳の上に三体の月現われ、時ならぬ時しかも三体の月との事で人々は皆不思議がっていた、といわれる。翌二十九日は大祭で特に参詣の人も多かったところ、その夜明けごろ、島の絶頂が噴火して大惨事が起こった。そのため当社の神の嫌い事として、家の内外である期間火を焚かず鳴り物をやめ、月代家作葺替えをせず、普請他行葛採裸体甚だ嫌い、祀斉除といって過を犯した罪の数々を神に祈り神楽を奏して神の心を慰めた。古来領主の崇敬社にして祭料を寄進せられ二十七代国主島津斉興家臣吉田氏の尽力により正一位の神階を賜り明治六年五月県社となる。

当社には元国幣小社枚聞神社の御宝物と同じ「古大甕」「明けずの箱」等もあったが大正三年の大爆発で、社殿と共に溶岩の下に埋没してしまった。爆発のため御神体を照国神社へ奏安し、大正七年十一月武部落に社殿を造営遷座、その後久米村長時代（昭和十一年ごろ）御頭殿水付近（現レストハウス水源地付近）へ帰りたいとの神の霊示があり二十回余り協議を重ねた後、村議会で決定。昭和十四年十一月敷地三町五反の土地を現在地に求め、社殿の新築に着手し、翌十五年八月四日遷座した。戦前は県社として県から奉幣使が参向し、村としても特別に幣帛料を予算化していた。また昔から伝わる浜殿下りは村民の無病息災を祈り、武、西道、赤水の三部落は六月、九月に行われていた。

島津家久公奉納歌

神垣や真さご地清き天津風

ことの葉よする秋の蒲波

現在も十月三十日の例大祭（豊祭）には氏子青年による大神興がくり出され浜殿下りが行われている。お旅所において特殊神事として稚児の健康祈願祭も行われている。また秋の五穀豊穣、家内安全等を祈願し、神舞いや棒踊り等も奉納され、桜島町をはじめ鹿児島市近辺からの崇敬者も数多い。東西桜島の総産土神様である。

(二) 五社神社

旧社格　無格社
住　所　桜島町新島三五三番地
包括団体　神社本庁
一、祭　神　月読命
一、例　祭　秋
一、法人設立認証日
昭和二十八年一月十二日

(三) 愛宕枚聞神社

旧社格
住　所　桜島町赤水一〇一二番地
包括団体　神社本庁
一、祭　神　火皇産霊神　火産霊神
一、法人設立認証日　昭和二十八年一月十二日
一、由緒及び行事等
大正三年の大爆発により愛宕神社、枚聞神社が一緒に合祀され愛宕枚聞神社となる。

(四) 小烏神社

旧社格　村社
住　所　桜島町小池五六番地
包括団体　神社本庁
一、御祭神　神武天皇
一、例　祭　十二月三日
一、法人設立認証日　昭和二十八年一月十二日
一、代表役員　国生議義
一、由緒及び行事等
小烏神社は元穂崎（方崎）の池田昭郎氏宅の上に鎮座してあったが、その前面を

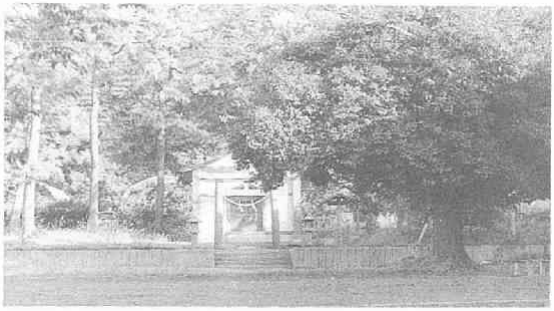

白帆の舟が通ると舟が覆るので後世今の地を相して遷座し奉った。また、口碑に桜島小池では産土神が嫌い給うが故に、白兎や白鶏を飼わぬ習わしがあったと、古老が伝えている。

さて、玉依姫命は神武天皇の御母命である。神武天皇の東征のとき、賀茂建角身命は熊野から大和に向かう天皇の軍を八咫烏となって導き大功があったといわれている。また、姶良郡福山町には神武天皇を祭った延喜式にのっている古い神社があり、この神社を中心として四つの小烏神社が祭られている。加治木町木田、桜島町小池、垂水市牛根麓、鹿屋市大姶良町にあっていずれも祭神は神武天皇で神社名は小烏神社である。すなわち八咫烏にちなんだ小烏神社である。小烏神社境内には学問の神様天神様が鎮座。以前は桜洲小学校庭に鎮座されていたが、神社改築と同時に小烏神社境内地に移された。特に小烏神社の夏祭りでは子供たちが灯ろうを持ち寄りにぎわう。秋の例大祭も、土地の初穂が奉納され盛大に祭典が執り行われている。

（「我らのふるさと桜島」による）

(五) 尾地底神社

住　所　桜島町赤生原二一七番地
包括団体　神社本庁
一、御祭神　尾地底の神
一、例　祭　旧八月二十三日
一、法人設立認証日　昭和二十八年一月二十七日
一、代表役員　国生護義
一、由緒及び行事等

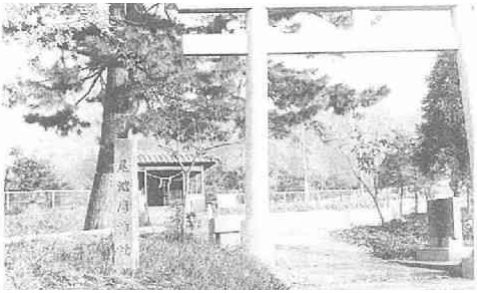

昔、赤生原の北部に鹿間という部落があり、ここに尾地底神社という名前の産土様が祭ってあった。

日本最古の書物、古事記に航海の神として三神をあげている。底筒命、中筒命、表筒命で筒は伝（つて）の宛字で伝って行く即ち航海を意味する。尾地底神社は越智（愛媛県）に祭ってあった航海の神をさしたものである。後冷泉天皇の天喜元年（一〇五三）藤原純友の曽孫長谷場永純が

薩摩の鹿児島に来た。藤原氏の氏神は奈良の春日神社であることからその上陸地点（市電春日町付近）に春日神社を祭った。それが今の春日神社である。かくて永純はその東方丘陵（鳥越トンネルの上）の要地に東福寺城を築いた。赤生原はちょうど東福寺城の対岸で、長谷部永純一族を乗せて来た大勢の舟人達はここに住みついたものと思われる。そして瀬戸内海各地の伝説が受け継がれ、尾地底神社が祭られ今日に至ったのである。長谷の川原、長谷の浜など地名も残っている。

近年神社境内は整地され高台に鎮座された。ことに秋の大祭には土地の初穂を氏子より神前に奉納し盛大に祭典が執り行われている。

（われらふるさと桜島による）

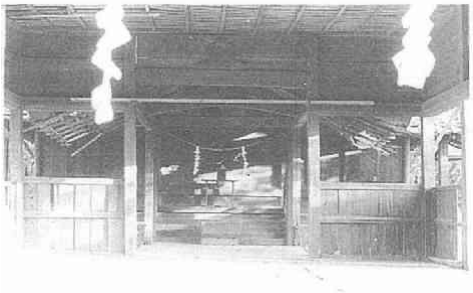

(六) 南方神社

旧社格　村社
住　所　桜島町武二一〇番地
包括団体　神社本庁
一、祭　神　建御方主神八坂刀売命
一、例　祭　八月二十七日
一、法人設立認証日　昭和二十八年一月十二日
一、代表役員　国生護義
一、由緒及び行事等

例大祭八月二十七日で町民より「お諏訪サー」と呼ばれている。詳細は不明であるが鹿児島の南方神社と何らかの係りがあるといわれている（前出し）

(七) 地方（ちかた）神社

旧社格　無格社
住　所　桜島町藤野一二八〇番地
包括団体　神社本庁
一、祭　神　月読命
一、例　祭　十一月十五日
一、法人設立認証日　昭和二十八年一月十二日
一、代表役員　国生護義
一、由緒

以前は神木の大木に囲まれ

ていたが、境内整地により社殿が高台に鎮座された。明治末期近くの熊野神社が地方神社に移され、現在当神社本殿に合祀されている。また、羽山神社、秋火神社も境内に合祀されている。

(八) 三柱神社

旧社格　村社
住　所　桜島町西道六〇四番地
包括団体　神社本庁
一、祭　神
月読命、門守神社二社、櫛磐戸神、豊磐門戸神小国神社大国主命
一、例　祭
宗教法人設立認証日
昭和二十八年一月十二日
代表役員　久米光博
一、由　緒
不詳

(九) 水神社

旧社格　無格社
住　所　桜島町松浦四六番地
包括団体　神社本庁
一、祭　神　弥都波売命（みつはめのみこと）
小国神社大国主命
一、例　祭　旧六月三日
一、法人設立認証日　昭和二十八年一月十二日
一、代表役員　国生護広
一、由　緒
不詳

(十) 大元（おおもと）神社

旧社格　村社
住　所　桜島町二俣二七二―四番地
一、祭　神　大元ノ神
門社二社　櫛磐門戸神、豊磐門戸神
一、例　祭　旧九月三十日
一、法人設立認証日　昭和二十八年一月十二日

一、代表役員　国生護広
一、由緒及び行事等
　境内には樹齢百年を超す神木（くすの木）があり、鹿児島神宮とゆかりが深いといわれているが詳細はわからない。なおお産の神としての信仰を得ている。

㈩ 豊受大山津見神社

旧社格　無格社
住　所　桜島町白浜一〇九八番地
包括団体　神社本庁
一、祭　神　豊受売命
　　大山津見神
一、例　祭　旧九月三十日

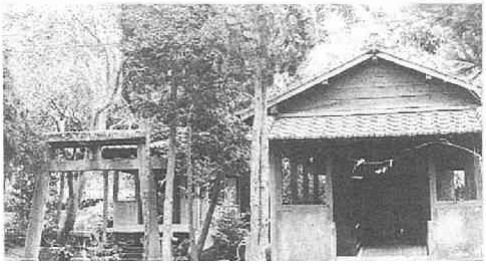

一、法人設立認証日　昭和二十八年一月十二日
一、代表役員　国生護広
一、由　緒　不詳

㈠ 厳島神社（弁天様）

旧社格
住　所　桜島町横山一七二三
一、祭　神　厳島姫命
一、例　祭　秋の彼岸の中日（九月二十三日）
一、社　司　月読神社宮司
一、由緒及び行事等
　昔から漁業の神様、海上安全の神様として尊ばれている。当神社は噴火前、鳥島に鎮座されていたが、漁業組合員の信仰の下に立派な朱塗りの神殿が昭和四十八年九月二十三日に袴腰の現地に建立された。また、今日でも漁師は

新しい船等造ったときは、必ず祈願に訪れる社でもある。現在の厳島神社は、昭和四十八年七月十四日着工し、八月に棟上げ、同年九月竣工したもので、総工費一三〇万円で完成した。

行事は毎年三月と九月に彼岸祭、四月に「へくし入れ並びに漁民祭」八月一日が水産の日となっている。

吉 御嶽蔵王権現社

旧社格

住　所　横山字神野

一、祭　神　火闌降命

一、例　祭　三月二十一日（彼岸中日）

一、社　司　月読神社宮司

一、由緒及び行事等

昔から御嶽参りといって彼岸の中日に子供を引連れ参拝に上がり、家族の健康祈願をしていた。現在も町内をはじめ市内からの信者が毎月一日、十八日に御嶽さんのお日として参拝している社である。

御嶽蔵王権現社（地頭館の辰巳の方、二〇町）横山、神野にあり、所祀火闌降命なり、（一説に彦火火出見尊）勤請の年月詳かならず、初め桜島嶽の南巓（なんてん）九分許りにあり、寛永二年四月八日、赤水村の人民登り謁す、誤って煙艸の火を失て、社殿及び神体灰じんとなる。天明中に至て、水涌き山崩れ廟地頻に水難を受く、故に地をトし廟を遷すこと数回に及べり、享和二年六月、又今の地に遷す、例祭春秋彼岸にして、社司國生氏なり、大隅隼人記に曰、隼人の足は桜島に届き居れりと是諺に手が届くというが如く其領知なりしをいえる歟、大隅隼人は、火闌降命の裔なり、爰に命を祭るも、其縁故なるべし、大隅隼人の居處は、国分隼人城なり、（三国名勝による）

吉 御嶽龍王権現社

住　所　松浦

一、祭　神　月読命　一説では彦火々出見尊

一、例　祭　三月十八日（彼岸入）

一、社　司　久米光博

一、由　緒

御嶽龍王権現社（地頭館を去ること卯辰一里二五町）松浦村にあり、祭神月夜見尊なり、（一説に彦火火出見尊）勸講の年月傳らず、初北嶽の巓九分許りの處にありしに安永中炎上の後、今の地に移す、例祭春秋彼岸也昔から彼岸の入りに御嶽参りとしてにぎわった。（三国名勝による）

参考
・三国名勝図会
・薩隅日地理参考
・鹿児島郡郷土史（大正十五年六月）　鹿児島郡教育会研究部
・日本史小百科　神社　岡田米夫著　近藤出版社
・現代人と宗教　No.1　有斐閣
・日本を知る小事典　教養文庫
・民俗と宗教　西脇正文著　永田文昌堂
・鹿児島県宗教法人名簿　鹿児島県総務部学事文書課

第二節　仏教

人は苦しみの中にある時、苦よりの解放を願い安らぎを求めずにはおれない。おおよそ宗教の発生理由は、こうしたところに見い出す事ができるが、世界の宗教はその性格上民族国境を越えてどの民族にも通する世界宗教と一民族しか通じない民族宗教とに区別することができる。

日本の代表的宗教でみると仏教、キリスト教を世界宗教とし、神道を民族宗教と見ることができる。さらに、宗教と呼ばれるものの中には、教義も教団もないのに広く民間の中に広まり行われているものがあるが、こうしたものを民間信仰と呼んでいる。

ニーチェは、「近代文明と共に神は死んだ」と言ったが、二十世紀を終わろうとする今日宗教はなおも生き続け盛んである。それは宗教を問う事が人間を問う事であり宗教の問題が人間の問題であるからであるといえよう。

一、廃仏毀釈以前の仏教

現在、桜島町には、寺院は一ヵ寺しか存在しないが、三国名勝図会によると横山村に延宝元年（一六七三）十二月に不動明王を本尊とする真言宗海岸山金剛院潮音寺が創建された。さらに同地に、大閉舞忠和尚の開山で聖観音大士を本尊とする本府曹洞宗福昌寺の末寺である如意山雲竜寺があったと記されている。また、赤水村には同じ福昌寺の末寺で福昌寺第三十世潭州和尚の開山寺、明宝山善福寺があり、鹿籠邑主喜入氏の元祖島津若狭守忠弘の神主を安置したとされている。武村にも福昌寺の末寺で吉田和尚開山の阿弥陀如来を本尊とする万年山西寿寺があり、当島の菩堤所となっていたとあるが、これら寺院は、ことごとく現存しない。そこで、現在町内各地域でつかわれている「寺」と言うことばの地名があることを思う時、これらの外にも寺院があった事が推察される。地域別に揚げてみると、白浜地区に寺ン木戸、寺堂と呼ばれる場所がある。これは西白浜バス停留所東側

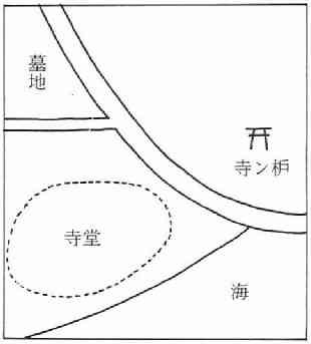

一帯である。

略図を記すと、この位置であるが近くに墓地があり、また、豊受、大山津見神社の山手に僧侶の墓がある事を思えばこの地に寺院があった事はたしかだと思われる。

二俣地区には、アミダ橋、堂の元と呼ばれる所がある。堂の元は、地蔵堂か観音堂かは、解らぬが何らかの仏堂があった事であろう。アミダ橋は、アミダ川にかかる橋の事であるが、このアミダはカタカナで記されてあるが阿弥陀仏の阿弥陀の宇であろう。阿弥陀川の下流はすぐ海であるが中尾氏の談によると子供のころ古老の語では海まではさらに遠く、そこには小さな森があったと言う。この森を阿弥陀山と言っていたそうであるが、この地は海面下に没している。

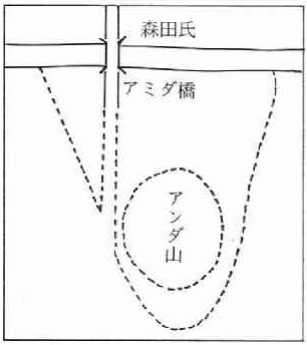

阿弥陀という地名は、阿弥陀堂がこの地にあった事を十分にうかがわせる。

松浦地区には、山ン寺と呼する地が、現在の松元敏氏の宅地である。

西道地区には錦江寺があったというがその場所はさだかではない。しかしながら西道避難港前の小道を登った所も寺ン跡といい、さらに中房にも寺院があったと言う。西道西の墓は寺ン墓ともいわれている。西道は他地区に比べ石塔、石仏、念仏塔など仏教文化を示しているものが多い。

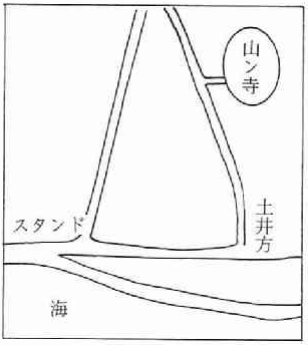

藤野地区にも寺ン墓と呼ばれる所があり、この地には僧侶の墓である卵塔がある。

武には、万年山西寿寺があった事が伝えられるがこの地は現在の野口正

夫、上野オワリ氏宅（武東）をはさみ西側を寺ン前、東側を寺ン後と言うことばからこの地であろうと推察される。

また、観音坂と呼ぶ地があり、ここには観音堂があったと言われている。

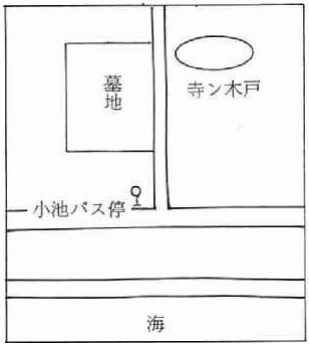

赤生原、赤水については現在寺のつく名称は見当たらない。

小池地区においては寺ン木戸と呼ばれる所があると共に、山ン寺という所もある。これらもかつて寺があった事を示すものであろう。

このように、町内各地域にあった寺院や御堂が今日現存しないのは廃仏殿釈運動によるものである。明治元年三月維新政府は「比度王政復古神武創業の始に被為基諸事御一新祭政一致之御制度に御回復被遊候」と宣言し「皇国内宗門復古神道に一定」の志向のもとに神仏分離令を発し仏教の地位を剥奪し、さらに浦上切支丹三千人を逮捕し諸藩に分送して「神前に於て誓約を成さしめ若万一悔悟不一致節は不得止断然巨魁之者数人斬罪梟首致し其余の者は悉く他国へ移し夫々夫役に相用一時に根底を勦絶」しようとした。この政府神道国教政策に追従するがごとく全国に廃仏の気運が高まり、寺院を廃し、仏像や経典を焼き僧侶を還俗さすという、過激な運動が展開された。特に鹿児島の廃仏毀釈ははげしく一寺も残さぬほど徹底したものであった。古老の話によると明治の廃令当時、西道の河原で仏像、仏具を焼き青い炎は夜を徹して燃え続け身の毛もよだつほど恐ろしかったとの事である。

こうした中で、ことの行き過ぎを感じた明治政府は、「旧来社人僧侶あいよからず、氷炭のごとく候につき、今日に至り社人ども、にわかに威権を得、陽に御趣旨と

称し、実は私憤をはらし候ようの所業出来候では、御政道のさまたげを生じ候、のみならず紛擾を引き越し申すべきは必然に候。さように相なり候では、相すまざる候」と太政官布告を発布して事態の収拾にとりかかった。明治五年教務省をおき教導職を設け、神宮、僧侶を採用するに至ってからは廃仏毀釈の運動は跡を絶ったようである。

廃仏毀釈後、当地の仏教は漸次衰え神道尊崇の姿が多くなったが、以後、浄土宗等の僧侶による開教が試みられたが効を奏せず、大正十四年ごろから、村永教正氏により武基宅を拠点として浄土真宗の布教活動が行われ、やがて武の地に説教所設立に至る。これが現西寿寺の前身である。

二、現在の寺院

浄土真宗本願寺派　万年山　西寿寺
所在地　鹿児島郡桜島町武四七三番地
包括団体　宗教法人浄土真宗本願寺派
本　尊　阿弥陀如来立像
脇　掛　右側　親鸞聖人
　　左側　蓮如上人
代表役員　（住職）村永行善
歴代住職　第一代　村永教正　第二代　村永帰依
　　第三代　村永行善
責任役員　（総代）西元末夫
歴代総代　第一代　野口藤市　第二代　松山定吉
　　第三代　山野清信　第四代　西元末夫

昭和二年、村永教正氏は、薩摩藩が禁制していた一向宗（浄土真宗）の開教を祝す、浄土真宗鹿児島開教五十周年を機縁とし西桜島の開教を志す。志向して昭和十一年、西本願寺西桜島説教所を西桜島保育園、西桜島隣保館と併せて設立する。しかし、昭和十三年一月には火災のため焼失し、再度、昭和十四年に五八、五坪で建築を終え、宗教活動の拠点を完成した。しかし、氏は昭和二十三年一月十六日四十九歳で往生し、西寿寺は光善寺住職藤善義雄氏を代務住職に迎え六年間を過ごす。この間坊守村永キエ氏は本願寺教師を授けると昭和二十九年第二代西寿寺住職となり、門徒教化並びに保育園児の保育に努める。こ

うして昭和四十三年、現住職に職をゆずり、今日に至る。昭和五十年、前本堂を老朽化のために解体し、鉄筋コンクリート造り二階建てを完成した。

浄土真宗は、見真大師、親鸞聖人によってひらかれた教えであり本尊を阿弥陀如来、根本聖典を仏説無量寿経仏説観無量寿経、仏説阿弥陀経として、その教団の姿を「宗門は同信の喜びに結ばれた人々の同朋教団であって信者はつねに言行をつつしみ、人道世法を守り、力を合わせて、ひろく世の中にまことのみ法をひろめるように努める。また、深く因果の道理をわきまえて、現世祈禱やまじないを行わず、占いなどの迷信にたよらない。」としている。西寿寺の本尊阿弥陀如来像は、昭和三十二年、東桜島の光善寺より遷仏したものであり、その由緒は仏像の箱書に次のように記してある。

参考資料

三国名勝図会
伝道院紀要（伝道院）
民族と宗教（西脇正文）
日本を知る小辞典（現代教養文庫）
ジュリスト増刊特集No.２（有斐閣）
大正三年噴火五十年記念誌
入来町郷土史

第三節　その他の宗教

かつて日本を訪れた外国人が「日本は宗教の博覧会場だ。」と言ったそうだ。

今の日本の宗教法人数をみると昭和五十三年十二月三十一日付けで包括宗教法人四二一団体、いかなる法人とも包括、被包括の関係をもたぬ単位法人四六一〇団体、合計、五〇三一の宗教教団がある。さらにこれらの他に法人格をもたず、宗教活動をしている教団も数多くある事を思えば日本の宗教団体の数はもっと多数にのぼる。こうした中で法人格をもつ教団が所有する神社、寺院、教会、布教所等の数を見ると神道系八五六六八、仏教系七六九七〇、キリスト教系三二五四、諸教一五八二三の数を見る。この内諸教の教会数一五八二三中一五〇〇〇

の教会を天理教が占める事を思えばキリスト教以外においては、教会を法人化する教団は幕末に生まれた天理教、金光教あたりまでに多く、戦後多く生まれた新興宗教教団では教会は法人化せず、本部の直属とする傾向が強いようだ。

そこで桜島町においての仏教、神道以外の主な宗教団体活動を見てみると、

一、天理教

天理教は中山家の主婦中山ミキに親神と呼する天理王命の啓示に始まる啓示宗教である。信者はその信奉する神を親神天理王之命を唱え、その親神の存在を知らせ、その世界一れつを助けたいという働きを具体化していく手伝いをする。

当地において天理教の布教活動がいつごろから行われたかは、はっきりしていないが、明治の中ごろ松浦の、松元チョスケ氏方を拠点として行われたようである。以後大正の中ごろ同地区に滞在所が設けられ今日に至っている。信者は大正、昭和の初期にはかなりあったようで自分たちが教化されたが、加治木の分教会にはよく舟を仕立てて参拝に出かけた。

また、昭和二十年ごろから西道地区においては久米喜之助氏により天理教の布教が行われ、昭和三十三年になり天理教分教会の設立をみた。

天理教堺桜誠分教会

一、祭　神　　住　所　桜島町藤野一四九七番地
　　親神天理王の命の分霊
一、創設者　　久米喜之助
一、代表役員　　久米　歌
一、法人設立　　昭和三十三年六月十二日

二、創価学会

日蓮正宗の存家信者団体であり、牧口常三郎により設立された。会員は日蓮正宗総本山に参詣し、大御本尊にお目通りする。日常的には朝夕法華経の読誦と題目を唱える勤行の実践が会員の基本活動である。

当地において創価学会員が生まれたのは、昭和三十三年ごろであり、これより今日にいたるまで折伏伝道の活動が展開されている。また、中央では、昭和三十年以来学会員を政治の場に送り出す選挙闘争をめざましく展開するが、志を同じくする会員は昭和四十二年平山司氏を議会に送り今日までこのうごきはつづいている。なお昭和五十七年現在の学会員の数は明らかにはされていない。

三、立正佼成会

久遠実成大恩教主釈迦牟尼世尊を本尊とし、法華経の教理に基づき、人格完成を目的とし、その目的に向かって日々精進し庭野日慶の指導に基づき実践行に励むものである。当地には、会員十数所帯があり、各家で法座をもうけたりしているが、信者は月の一日、五日、十日、十四日、十五日、二十五日の由緒ある方々の命日また、教会の諸行事には、必ず立正佼成会鹿児島教会に参拝し毎日行われている法座には、それぞれ都合に応じて参加する事となっている。

四、民間宗教者（シャーマン）

シャーマニズムやシャーマンは古代人の抱いていた宗教形態であるが、これを表現する言葉としては巫俗とか巫女と言う言葉を上げる事が出来る。普通巫女は神社神子と民間巫女の二通りをみるが、ここでは民間巫女について述べる。

科学の進歩により、人々の生活は目をみはる発展をしたが、依然として人々から恐れおののきはなくならない。たとえば、病に冒される、すると病院へ行くが病は治癒せず、しかも原因もはっきりしないとなると人によってはじっとしておれず呪術者のもとをたずねたりする。そこで呪術者は人占、祓い、生霊、死霊の口寄等の巫術をもって心配事や病気の元をさぐり災いの因縁を祓おうとする。当地では、呪術者を「巫女」とか「呪どん」と呼ぶが、白浜方面の地域がマイネの呼び方に対し小池方面では「マシネ」という呼び方に聞こえる。

そうして彼らの所をたずねて呪い祈禱をしてもらう事を「マイネをしてもらう」とか「お宣をとる」とかいい主に病気治癒、厄除け、紛失物、盗難品、行方不明の人の捜査の時呪術者をたずねた。地元においては、この祈禱がよく当たる事を「ホがきく」といっている。昭和五十七年現在次の人々が民間巫女として存している。

赤水　森田ケサヅル　川中ハルヨ
小池　藤崎
松浦　松元ミドリ
二俣　東キク
西白浜　上山妙子　村山スミエ
東白浜　上村キクエ　上山チエ
隈元チョマツ　白川キク

五、諸教

昭和五十四年の文化庁による統計資料では我が国に

は、五〇三一の宗教教団が存在している。これら教団はそれぞれ独自の布教伝道活動を行って信者を獲得しているが、今その信者数を見ると神道系が九八、五四五、七〇三（四八・九パーセント）仏教系八八、〇二〇、八八〇（四三・七パーセント）キリスト教系九五〇、四九一（〇・四パーセント）諸教一三、七二九、三七六（六・八パーセント）総数二〇一、二四六、四五〇となり日本総人口の二倍弱となる。このことは一人が複数の教団に属している事を示している。桜島に住む人々がどの教団と信者関係をもっているかはわからないが先にのべた宗教の外、神ながら教・生長の家・世界救世教・霊友会・パーフェクトリバテー教団等の信者があるようである。

第十章　兵　事

第一節　常備隊

明治二年（一八六九）六月、藩は郷役人・私領役人を廃止し、常備隊を設置し、軍政を布いた。また地頭を各所に置いて民政の刷新をはからせた。

桜島郷（現鹿児島市桜島地区及び桜島町）は牛根、垂水、新城、花岡、市成、百引、恒吉、高隈と共に垂水地頭所の管轄内にあり、高崎正風が地頭として着任した。

久米貞厚氏の言によると高崎正風のことを桜島では「セイフサー」と呼んでおり西道のお狩屋には時々見えていた。正風は桜島郷士族の二才（青年）を集め、赤水の調練場跡に松樹を植えさせた事実を貞厚氏の祖父に聞かされている。これは第九項、桜島川原原に松樹を植えしことの事実を証すものである。

このことについて、かつての鹿児島市長勝目清氏から調練場跡に頌徳碑を建てるという話がもちかけられたことがあるが、そのまま現在に至っている。

高崎正風の在任は明治四年までであるが、その間の業績は大いにあがり、垂水村郷土誌によると、

一、学校を興し、学則を定め、大いに士風の改善を計りしこと。（垂水小学、百引小学等）

二、学生を鹿児島に送り以て人物養成に努めしこと。

三、壓子（ごこ）の人道に悖ると論し、これを厳禁せしこと。

四、大いに殖産を計りしこと。

五、武芸（撃剣）を奨励せしこと。

六、垂水より牛根に至るには脇登より王瀬を越えざるべからざりしに、戸柱鼻より咲花平の海岸に沿い道

路を改修し交通に便せしこと。
七、百引村の士族邑は元各所に散在せしが、大道を開きて交通に便ならしめ、以て宇西原谷に全部を移らしめしこと。
八、大野原に移民を計りしこと。（川辺村伊作村等の人々来り住せり。）
九、桜島川原原に松樹を植付けしこと。
この外、明治二年軍役御手当に際し、常備兵三小隊を設置し次の如き編成をした。

一、小隊長　三人　　一、医現　三人
一、半隊長　三人　　一、兵士　一二〇人
一、分隊長　三人　　一、楽隊　九人
一、小頭　一四人　　一、足輕　九人
一、調役　六人

常備隊の小隊長・半隊長・分隊長に民政をとらせた。藩政時代の郷政も一種の軍政であるが、幕末になると、諸郡の軍政もゆるみ、また革新されつつある時代の要求に応じられなくなっていた。そこで、郷士の質的向上と軍政の強化をはかるため、常備隊が編成されたのである。垂水の場合、家柄の良い若い人々がそれぞれ役に任ぜられているが、垂水村郷土誌に氏名が列挙されている小隊長以下医現までの計三二人の中には桜島郷の氏士は見当たらない。しかし、桜島郷が垂水地頭所の管轄下にあり、前述業績の第九項の示すように桜島の川原原に松樹を植え付けるなど、桜島の政治がなされていることから推して、兵士一二〇人の中には桜島郷士族の幾人かが編入されていたと思われる。
この常備隊は明治四年八月には廃された。

第二節　西南の役

明治十年（一八七七）西郷隆盛を中心とする鹿児島士族の反政府的な乱が生じた。桜島の士族の中にも多くの従軍の士があったことは事実であるが、従軍に関する資料が全く入手できず、戦没者名簿（後載）と墓碑から、氏名が判明したに留まった。しかし、戦没者の戦没地、戦没年月日と戦闘状況から、桜島郷士の奮戦の様相をうかがい知ることができる。
明治維新が成ると、新政府では内政と外交の両面において、その重要性の意見が対立していた。外交面では新政府発足以来排日態度を強めつつある朝鮮との問題があった。排日思想の勃起を鎮圧し、従来どおり日本（幕府）国が優位にある外交を続けさせなければならなかっ

た。西郷は朝鮮外交の全権大使には自らが当たり、使節に危害でも加えられるようならば、軍隊をもって問題を解決すべきだと主張し、この朝鮮問題を最重視していた。

これに反し、西郷の幼い頃からの友人であり、維新事業における車の両輪とまでいわれた大久保利通は国内政治の改善が先決であると主張し、この両雄は対立の立場に置かれた。

征韓論に破れた西郷隆盛は職を辞し鹿児島に帰った。鹿児島出身の軍人・文官で西郷の徳を慕い辞職して帰郷するものは数百人にも及んだ。

西郷隆盛はこれらの青年を教育指導して、一定の方向を与え、将来に備えようと、明治七年（一八七四）私学校を創設した。薩藩固有の志気精神を鼓舞して、国家非常の際には身を以ってこれに当たるべき人材の養成を目的としたものであった。本校の他に市内各方限に十二の分校が設けられた。また諸郷にも分校が設けられ、明治八年～九年（一八七五～七六）ごろは殆んどの郷に分校が設けられた。

桜島郷には私学校分校は無かったようである。藩政時代から、桜島は本家島津の直轄地であり、桜島郷士は城下武士と同じ取扱いがなされていた。武術の稽古も館馬場（現国道10号照国神社から鶴丸城前）演武館まで行っていた。桜島郷士は夜稽古を許されていたので、夜舟を漕いで演武館まで稽古に行ったと古老は語る。このようなことから、私学校も鹿児島本校の徒となった。

私学校での西郷自身は何の名目も持たなかったが、事実上の中心人物であり、県民の絶大な人望と、大山県令の積極的な支持を得て、私学校はその勢力を県下に伸ばした。かくして、明治八年地租改正に備えて、県下の区制を整備しようとするとき、私学校関係者の中の有力者を多数区長、副区長に任用した。また区戸長のほかに警部・巡査等も私学校関係者の中から採用され、県下の警察網も完全に私学校派の握るところとなった。県官吏も大部分が私学校派か、同情者・支持者であった。

このように、十年戦乱の勃発前には、私学校派が完全に県政を握り、鹿児島県をあげて私学校の勢力下にあり、あたかも半独立国の情況を呈した。一方、明治七年から九年にかけて、新政府の政治に対し不満が生じ、国内の方々で農民の一揆が起こり、士族の反政府派の反乱が相次いで起こった。これら反政府士族はいずれも西郷の決起を期待していた。私学校生徒は各地に起こる士族

の反乱を聞き兵を挙げようとしたが、西郷はそれを許さなかった。

政府は国内の不穏な状況、特に鹿児島の動きには気を配り、県下の状況を偵察させるために二十余人を鹿児島に送った。また鹿児島にある陸海軍火薬庫から県庁にも知らせず火薬を搬出しようとした。丁度そのころ西郷は大隅小根占地方に狩猟に出かけて留守中であったが血気に逸る私学校生徒は草牟田の陸軍火薬庫、磯にある海軍火薬庫を襲って、武器弾薬を奪った。一方、偵察に入った政府警視庁の二十余人を捕らえ、拷問により、大久保内務卿及び川路大警視の密命を含み、隆盛を暗殺しようとしたという一文のある口述書を得た。西郷の留守中に状態は大きく変わり、私学校生徒の決起を鎮圧することは出来ない状態となっていた。この口述書を印刷、政府を問責しようと、西郷は兵を率い上京することになり、二月十五日鹿児島を出発、十八日熊本に入ったが、その報せを聞いた政府では、十九日遂に薩軍征討の勅が出され、西郷らの官位を奪う旨の布告があり、賊名を被るに至った。政府では陸海挙げて征討の軍が編成され、二月二十二日には博多に到着、同じく二十二日薩軍が熊本城を包囲し、攻撃を加え、いよいよ戦争が始まったのである。

熊本城の包囲

西郷軍の諸大隊は、二月二十二日までに熊本県川尻に集結した。その兵力は一三〇〇、大部分は私学校生徒であった。二十二日全軍川尻を発して熊本に進入、主力をあげて熊本城を包囲し、二日間昼夜を分かたず攻撃した。しかし鎮台側の守備は固く、容易に落とし得ないことを悟った。そこで方針を変更、熊本城を包囲し閉じこめたまま、主力は北進して、田原と山鹿を結ぶ線で南下して来る官軍を支え、その間に城が陥落するのを待って北進することに決した。

田原坂・山鹿の戦い

田原坂の戦いは西南戦争中、最も激しかった。桜島出身者も戦没者六〇人のうち三一人という過半数に至っている。

乃木少佐指揮の第十四連隊の一部は、二月二十二日熊本に入らんとして、植木に達すると、西郷軍は伊藤隊・村田隊の二小隊を派遣してこれを迎え討ち、大激戦の末これを破った。この時連隊旗手の河原林少尉は戦死して、連隊旗は西郷軍に奪われたのである。

征討軍団第一・二旅団は、二十四日、久留米でこの敗

報を聞き、二十六日より官軍は二道を並進して、一は植木に、一は高瀬川を渡って西郷軍を破り、木っ端みじんに敗北させた。ここに於いて西郷軍も主力を以って官軍の南下を防ぐことに決して、二十五日熊本を発し、桐野は三小隊を以って右翼に、篠原・別府は六小隊を以って中央に、村田は五小隊を以って左翼に進むことになった。高瀬を占領しようとして、三軍行動を起こし、官軍を攻撃したが、官軍また強く抵抗し激戦となった。西郷軍は兵力・軍需の欠乏により目的を達することは出来なかった。この戦で官軍は三好少将負傷・戦死六〇、西郷軍は隆盛の弟小兵衛以下約二〇の戦死者を出した。

高瀬戦後、両軍ともしばらく休戦し、配備を整えた。桐野部隊は山鹿に、篠原部隊は田原、吉次の嶮(けん)に、村田別府部隊は木留により、官軍の南進を支え、熊本城の陥落を待って攻勢に出ようとした。

田原坂の地形は、玉名郡の低地から山本郡の高地に至る坂路で、険しく曲路、守るに便で攻むるに難く、西郷軍は保塁をあちこちつくり守備を固め、官軍の猛攻を二十日以上支えたのである。

三月三日から四日まで、官軍は野津少将の旅団が田原を、弟の野津大佐の支隊は吉次を攻撃したが、西郷軍は放列を山上に、歩兵を山腹に配して迎え撃ち、左右より攻撃したので、官軍は死傷者が続出して敗退した。この戦で官軍約三〇〇、西郷軍は篠原国幹以下六〇の戦死者を出した。特に篠原国幹が狙撃され戦死したことは西郷軍にとって以後の戦いに不利となり、大きな打撃であった。

これ以後官軍も陣容を整備し、警視庁巡査を以って抜刀隊一〇〇人を組織したのである。大山少将は二個旅団を率い三浦少将の第一旅団と共に三月二十日から総攻撃を開始、夜来の大雨を冒して西郷軍守兵の油断をついて田原坂を陥れ、植木まで進出した。この戦闘は田原坂第一の激戦で、西郷軍の諸隊は弾薬欠乏して石を以って弾丸に代えたという。田原坂の攻防は三月四日から十七日間、両軍共に精鋭をつくし、戦況惨たんたるものがあり、官軍側の損害三千、弾丸一日に二十一万発を費やしたという。西郷軍も必死に奮戦したが、兵力軍需の補給が十分でなく、やむなく退いた。特に小銃は先込銃が多く、また雨のため火薬の点火が思うようにならず、服装も防雨の用意がなく、極めて不利な条件のもとの戦であったことも敗退の重要な原因であった。

田原坂を突破されたが、植木・木留の戦で一進一退の

激烈な攻防戦が続けられた。しかし、四月十五日、八代方面から上陸した官軍が熊本連絡に成功したので、腹背に敵を受けることを恐れて、一斉に木山方面に退却した。官軍は、抵抗なく熊本城に入り、ここに本営を移した。開戦以来官軍の死傷は七三三三となり、戦の激しさがよくわかる。まさにこの役の天王山であった。

八代方面の戦と西郷軍の熊本退却

官軍は田原方面の戦局が進まないので、長崎方面にあった兵を三月十九日から二十一日にかけて八代及び日奈久に上陸させ西郷軍の背後を攻撃した。

西郷軍は当時この方面に三小隊ばかりの兵を配備していたのみで、全く不意をつかれ、容易に官軍の上陸を許した。警報を受けて、一五〇〇人の兵が熊本から応援に馳せ、二十日に小川・宮原方面で官軍と衝突した。

官軍は二十六日から併進して二十八日松橋、四月一日宇土を占領した。八日に熊本城の重囲を突破して宇土に到着した一隊が城内の危機を報じたので、十二日には全軍進撃して御船を占領し、十四日には川尻占領、十五日には諸旅団が熊本城に入城したのである。

一方西郷軍は十二日御船が破られると、熊本の保持ができないことを知り、二本木の本営を引きあげ木山に退いた。二十日には矢部に退き、軍議によって、人吉に退き、薩・隅・日の三州を経営し、機を見て攻勢に転ずることにした。

人吉に退いた西郷軍は同地を官軍に対する前進拠点とし、兵を鹿児島・豊後方面に割いて、三州を経営しようとした。しかし、人吉をはじめ各地とも敗北の憂き目に会い、四月以後は海路鹿児島に上陸した官軍に占拠された。しばらくは大隅をその支配下においたが七月以後は大隅も戦地と化し、西郷軍は日向に追い詰められた。三州経営は実質的には日向にたてこもる結果に終わった。

大隅の戦

六月の末、官軍は南から攻撃、西郷軍は加治木、小林と内側に陣を構えた。七月一日には官軍は一斉に進行し、五日に栗野、七日に国分、十九日には庄内に西郷軍を圧した。一方、六月二十九日、官軍は海路高須に上陸、大隅南部から進攻し七月一日には志布志を占領した。片や高隈・百引方面の官軍は四日には牛根二川、五日には百引に達し、南から都城に迫った。

官軍は七月二十四日四個旅団を以って総攻撃を敢行し、財部・岩川・庄内の各地に西郷軍を破り、都城に突入、西郷軍は遂にこの要地を失ったのである。

都城敗退の西郷軍は各地で連敗し、長井方面に退却した。豊後から退却してきた騎兵隊は隣の熊田にあった。八月十四日に諸将会議をし、最後の決戦を試みて、延岡を奪回しようと決したが、十五日官軍も全力を挙げて進撃した。西郷軍は全戦にわたって敗走し、長井村にたてこもった。この戦いは西郷軍・官軍共に首脳部が直接諸隊を督し、両首脳の眼前に展開された最後の決戦であった。西郷軍はその後、可愛嶽突破を決議し、敵塁の間隙をぬって進み、祝子川では官軍に勝ち、数多くの戦利品を得た。その後神門・鬼神野・米良・銀鏡・村上・須木山を経て、二十八日小林に達し、飯野・栗野を通って横川方面に向かった。

これまで官軍は西郷軍の方向をつかめず、各所に兵を配していたため、薄弱な守備線を突破されていたが、ようやく鹿児島に向かっていることを知った。二十八日になって海路細島から鹿児島に入港した。三十日、三十一日と両軍の戦いが行われたが、九月一日、辺見隊が私学校に突入した。鹿児島残留の官軍は巡査二〇〇・水兵一〇〇余にすぎず、米倉に籠居して戦った。西郷軍は前衛に続いて中軍・後軍も到着し、米倉の一点を除いて、全市内は一時西郷軍の有となった。

市内に拠をもった西郷軍は二日米倉の攻撃を続けたが三日・四日と官軍の諸隊が到着し、城山に圧迫した。

諸郷から馳せ参じた士族は、官軍の包囲が固く城山に入ることができず、城山に籠った兵力は西郷以下壮兵三〇〇、軍夫一〇〇、小銃一五〇、砲若干に過ぎなかった。

これに対し、官軍は九月十日前後に全旅団が集結し、準備が整うのを待って九月二十四日総攻撃を開始した。二十四日の官軍の総攻撃は激しく、各塁破れ、岩崎谷の一塁に向かって攻撃が集中した。

西郷は岩崎谷の洞窟（くつ）を出、岩崎谷口に向かって行進途中腹部と股に流弾を受け、別府普介に介錯を命じ、その生涯を閉じた。西郷の死により、二月十五日の出軍以来八カ月余りの戦いは終わったのである。

西南の役と桜島

桜島郷士族の手記が全く発見できないので、直接参考にできるものはないが、大隅国大隅郡垂水郷田神一八四番地士族堀之内雄輔の日記の一部、五月四日から五月十二日までの間に桜島郷士萩原仲之助（当時満二十歳　横山一五三番戸　明治三十年六月十八日四十歳で死亡）のことが記されている。堀之内雄輔は熊本・矢部を引き上げ、人吉を経て郷里垂水の自宅に帰る間、前述の桜島二

士族と同道している。その日記に次のように記されている。

五月二日（旧三月十九日）

昨日午後一時頃、人吉出立ち致し大小馬までおよそ里程二里位差し越し、宮原喜七という士族の所へ一泊

五月三日（旧三月二十日）

午前八時頃出足、吉田まで里程四里八合のところを四里位かごにて差し越し賃金五十銭にて候。一泊

五月四日（旧三月二十一日）

本隊の儀は鹿児島の方へ差し越しとなりしよし、四役場の大田氏より承り候。

吉田より横川まで差し越し一泊

同列（同行の者）桜島郷士族萩原仲之助、藺牟田渡右エ門にて候。

五月五日（旧三月二十二日）

今日横川滞在のつもりに候えども、午前九時頃より出足にて躍（おどり）の内塩浸（しおひたし）湯の元まで差し越し即刻入湯す。

五月六日（旧三月二十三日）

先般より病気その外足の痛みにつき、暫時湯治致すつもりにて候。

五月七日から、五月十日まで四日間は「昨日同断」とのみ記されている。

五月十一日（旧三月二十八日）

午前八時頃出足、清水の内川原村という所へ差し越し一泊

五月十二日（旧三月二十九日）

川原村より午前七時頃出足、敷根裏通より福山野行きすぎ牛根の内二川へ下り帰郷のところ、当郷の内小浜へ暁着、一時休息、それより萩原氏はまたまた瀬戸の方へ差し越し候につき相分れ候。藺牟田同道にて候。病気の儀はやはり同断、しかるに夜明け四時頃に拙宅まで着いたす。

次に古文書に表れた記録のうち、桜島に関することが書かれている部分について抜き書きする。

丁丑乱概

本書は乱後鹿児島県が編集したもの、県御用係兒玉源之丞をして編集させ、明治十一年六月稿成り、十二年四月刊行した。

県庁側からみた西南戦争の概説を述べた小冊子であるが、公平な立場から記述されている。薩軍の弾薬の欠乏から弾薬を得るのに苦心したこと、大山綱良県令上国

後、大書記田畑常秋以下の県官達が官薩の間に処して苦心したこと、岩村通俊県令赴任後窮民のために救恤所や病院を設けたことなどを記している。

六月二十四日戦況の中に

鹿児島の官兵前面より進み、夾撃諸塁を抜き、直ちに伊敷本営に逼る。吉野村の賊亦且つ戦ひ且つ退き全軍終に悉く潰走、蒲生・横川に向かって遁る。初め賊の鹿児島に至るや島津久光父子其他士民、乱を桜島に避る者多し、故に渡邊大書記官・属官・医員を率ゐ桜島に渉り、出張所を設け帰順を諭し、救恤治傷を施す。庁下人民既に悉く逃散、其他は則ち一時皆賊地となる。故に庁命の及ぶ所唯桜島の地のみ、県吏毎に軍後に尾随し戦線の開進を趁ふて巡撫説諭し、負傷をして官療に就かしむ。至是桜島の外出水・宮ノ城以南の薩地始て治内に入る。

ちょうどこの頃の事ではないかと考えられるが、桜島古老の語るところによると、横山彦右衛門（武村一八七番戸、当時三十歳　戦傷帰郷　明治三十七年十二月十七日死亡）は私学校派、薩軍として従軍していたが、その弟定信は政府軍に属していた。横山彦右衛門は戦傷帰郷中であったが、鹿児島市内での戦闘は激しく、薩軍は苦戦していた。弟定信を通して官軍に投降するよう説得が続けられたが、彦右衛門は、昼間は山に逃げ、夜間に飯を取りに帰るなどして降服はしなかった。

磯島津家日記

底本は国立国会図書館所蔵「石室秘稿」の中に含まれている。

西南戦争中の磯島津家の日記が記され、官薩両軍に対して中立の立場をとっている島津家の立場を淡々と述べているものである。

本書中桜島に関係のある事項としては、島津家家人が戦闘を避けるなど、桜島に渡った時の事が大部分であるが、関係ある日の記述のみを抜き書きする。

五月三日　晴

十年二月薩兵戦を肥後に開きしより連戦勝敗常なし、遂に薩の兵鋒抽販す。然るに今般征討参軍川村純儀（義）海陸の兵を引率し、軍艦数艘鹿児島湾へ乗入れ、兵隊を上陸せしめ庁下哨兵線を張り、巷街山岳塁壁砲台を構へ諸所咽喉の地を握し通路を断つ。是に於いて県下の人心洶々として兵禍の及ばんことを恐れ、家財を運び且倉庫を鎖し、妻子を掣て僻遠の地へ避け、一時の騒動斜ならず、果たして肥後の薩兵隊を分ちて鹿児島に馳戻

り、要害の地に拠り陣を張る。東兵も亦た海陸警戒し、殆んど麑下を戦地と為し、吾生国をして焼土とならしめんとするの形勢なり、御両家に於いても兵火等の災、眼前にあらせらるるに依り、任職の面々志願する趣有之、其情聞召捨置れ難く、終に従二位公（久光）・従三位公（忠義）御初め御惣様方桜島横山へ御迦し在せられ、然るに恩儀に斃るの士、庁下を始め諸郷に至るまで数千人警護渡島す。就中桜島の士専ら御転移の御都合向引受け、尽力の忠志殊勝なること。

御両公深く御褒賞在らせ玉ふ、嗚呼蒼生塗炭の苦難此年月日誰か痛歎せざらん乎。

五月六日　雨

（鹿児島市内激戦の様子が記される。）

一、為報知島許へ東郷（源四郎）渡海す　直に暮に帰邸す。

五月七日　雨

一、（戦況を）為報知新納島許へ渡海　一泊す。

五月八日　風雨

正使島津珍彦殿・同忠欽殿　副使内田政風・山本盛秀随行橋口千次長崎より当港入の軍艦便舟にて、本日前の浜（磯邸前の浜）へ帰着、直に端舟より桜島御滞在地の様上陸相成候事。

一、新納時島元より帰邸す。

五月九日　風雨

一、同日の報知東郷渡海す。暮に帰邸す。

五月十二日

一、御邸近傍追々賊相見へ、既に発砲するに就き自然御邸山へ賊逃込候も難計、其時機相及候節は御邸山と雖ども可発砲、矢先懸念に付御邸守の人数御門番を除くの外惣て向島（桜島）の様可相迦旨、本営より達書有之、乍然御家宝保護の任於職掌難相迦旨、回答及候事。

一、御邸小先口患不尠候付、職務外の人員総て今日向島の様渡海申渡引払為致候事

一、今日報知東郷渡島、暮に帰邸す。

五月十四日　雨

一、夕刻内田・房村島元の様渡海す。新納も差添て渡海す。

五月十六日　晴

一、午前九時新納時・橋口千次桜洲より渡海、御邸へ勤番す。午後五時東郷源四郎桜島に渡る。

五月十八日　晴

一、東郷源四郎桜島より磯邸に来番す。高島一次参邸々

の内外動静安否を窺ひ、辞して復た桜洲に帰る。
五月二十日　晴
一、午後二時新納時桜洲に渡る。
五月二十一日　晴
一、新納時十二時比島元より帰邸。
五月二十三日　晴
一、午前九時東郷源四郎・鎌田彦五郎島に渡海す。
五月二十四日
一、午前九時東郷源四郎・鎌田彦五郎島より帰邸。
（以下隔日、政情報告のため、隔日桜島に渡っているが特別な事態が記されない限り、この記述を省略する。）
七月一日　晴
一、午前九時、従三位公桜洲より暫時御帰邸、御昼飯如提鐘を召上らる。且つ邸烹有合の鶏美を奉る。午後六時御帰島、御供内田政風・迫水伊之丞・皆吉五郎右衛門、御先番新納時。
七月三日　晴
一、午後七時御家廟の御先霊様方桜洲より御帰邸、東郷源四郎謹で専奉す。従前之通御安置被為済、弊帛を敬献し奉る。
七月十日　半雨
一、従三位公御始め明後十二日早朝天気次第、島元御供揃にて御発船被遊、御帰邸筈候旨御到来候事、
七月十一日
一、麑下目下の形勢平穏に付、明日御両公始め御帰邸の筈因て御邸内諸御廟社御神前御祓幣帛之れを奉げ、祝詞本田武麿之を奉す。代拝東郷源四郎之を勤む。
一、従三位公御始め明日午前六時御乗船御帰邸被遊筈候、最も御朝飯は御帰邸の上召させられ候旨御到来候事。
八月三十一日　晴
一、私学校兵勢を延岡の僻村へ敗挫す。然るを官軍攻囲むこと益急なりしか、魁首西郷・桐野・村田等を始め都合四百余人、必死を究め勇奮死戦して、重々畳々たる官軍の囲を突抜き再び鹿児島に帰襲せんと、既に横川.溝邊・加治木を潜行し、山田へ先鋒相見へ候段追々相聞へ、庁下の動揺斜ならず、然るに山下・磯御両殿様にも御迦しあらんことを、県令岩村某謁見して頻りに申述す。尤も任職の面々は勿論、有志中も追々駈付、御邸衛は素より御両殿様御始め御惣容様方をして、安地に移し奉らんことを評議す。

九月一日晴

一、午前十一時比私学校兵鹿児島へ突入、猖獗の勢にて各抜身を携へ、庁下縦横猛奔し官軍の諸塁を抽き、終に県庁押領し、私学校跡へ再び屯陣す。時々官軍防禦の兵寡く攻撃の力薄くして、漸く米蔵へ楯籠、米俵を以て塁を築き、一時切迫互に砲発すること頻りなり、然るに追々諸所出軍の官兵連絡して、無程官軍の応援雲霞の如く来着す。

一、午後に至り戦地の事情御邸近辺迄切迫相成、不為得止御両殿様御始御惣容様方再桜島へ御迦し可然御決定、直に御座舟并御供舟共都合能御渡海、今度は、従三位様方には赤生原村へ御宿所遊ばされ候、山下御方には矢張従前通の御宿所遊ばされ候。

九月三日　晴

一、今日島元御宿所従前通横山村へ御転宿被為在候御報知相達す。

（九月十四日、東京から才領松崎東一が邸に着いて、東伏見宮様の本営として御邸内の空家一軒を借り入れたいとの申出があり、十五日に返事、十六日には東伏見宮が入邸された。十七日は新選旅団本営となり標旗を掲げ番兵を張った。）

九月十八日　陰

一、午前九時、従三位公桜島より、御渡海、宮様御安居に於て御対顔御窺被仰上、暫時にして御退座直に御渡海なり、山下御方は悦之助公御名代にて御同伴被為入候事

但御供内田・迫水・皆吉・池上なり。

九月二十四日（二十四日は官軍総攻撃西郷最後の日でもあるので全文を記す。）

一、暁天四時前後より官軍大進撃にて諸所に火を放ち、弾丸雨の如く発砲し、所謂大山の崩るるが如き勢にて、賊巣岩崎の谷へ進軍す。然るに賊巣大に狼狽、勇怯剛憶も恐惑して途を失ひ、一時防戦の手術にも至らず、散々破れ、賊魁西郷隆盛岩崎口へ突出するや、直に弾丸にて腰を射抜せられしを、同列の股肱に別府某駈来り手を添えて隆盛が首を落とし候のみならず、桐野・村田・桂・邊見・別府等の巨魁不残戦死す。其他雑兵共或は屠腹し、或は討れ、或は捕縛され、或は隆伏す。都合三百余人の賊兵一時に亡滅し、死骸一山をなし、巣穴をして全く屠剿す。時に山下御邸の儀戦地郭内にして尤も放火盛に蔓延す。然るに当御邸より新納・東郷探偵として出足、山下邸近辺駈付諸塁奔走すと雖も、未だ闘戦の声止まずして線内通融閉塞如何ともする能はず、空しく御邸

の灰儘となるを傍観し、徒に線外を徘徊するに、旧浄光明寺合壁の地に於て巨魁の死骸検査の折りに傍より覗くに、西郷初め其の他の死体を枕を并て数あるを見る。後ち同地に埋めしと聞く。夫より新納・東郷共に田の浦参軍本営に出て、猶軍状の詳なるを窺ふ。然るに同営に於いて山下御邸御留守の人員法元・山本の両人へ面会、両名は今朝御邸郭内は進軍の折、漸くして出邸すると、実に危難蘇生を賀す。因て御邸内の事情も細詳尋問するに、悉皆焼亡残るは御宝庫の一宇を佯て（保か）りと、修に遺憾を極むるのみ、然して新納は島許の様報知として渡海す。東郷は渡海す。

九月二十八日　晴

一、征討宮御宿邸に付、為御窺、従三位様島元より御渡海被為遊候処、宮御多用に付御邸前岸より御家扶を以て御挨拶仰上られ、御対顔無之直に島元の様御帰泊、従二位様御名代として悦之助様御随行。

九月三十日　晴

一、午後三時、御子様益御機嫌能島元より御帰邸、久々御邸中賑々敷罷成　任職之面々祝賀す　御供

大山仲兵衛　河野元康

桜島御逗留日（この日記は島津家が桜島において記録されたものである。量も少ないので全文を記述する。）

九月一日　晴

一、今般私学校党鹿児島へ再び突入擾乱に付

従三位様

御前様　御姫様御迦に付、午後三時磯御邸前より御発船、桜島赤生原村　御本亭等之　御機嫌能御光着遊ばされ候事

一、御寝御平常之通、万事無事

九月二十四日　半天

一、御目覚御仕舞等御平日之通

一、今暁三時比より大進撃相始め、大砲小銃等烈敷相聞へ、今朝七時比砲声全く相止み、勝負等全く相分らず候処、午後四時頃新納時渡海相成、西郷・桐野相斃、最早鎮定相成候段承知　御前へ申上相成候事。

一、法元太郎左衛門・山本孫九郎渡海相成候事

九月二十五日　雨

一、御目覚御仕舞等御平常之通

一、午前三時比より山下御邸へ入らせられ、夕刻御帰邸、今宵御寝御例刻、

一、新納時至急御用に付、磯御邸の様渡海相成候事

十月一日　晴
一、仁禮景範本日出帆に付、御機嫌伺として参邸候事
一、晋姫様御事、今日桜島より御帰邸、益々御満足渉らせられ候事　御供
　大迫藤十郎　　敷根源輔
十月二日　曇
一、東伏見宮御事　御邸へ御宿陣の所今朝第五時御立、直に御出帆にて御凱旋被為在候事
　但参謀部文は未諸首尾相済まず、暫時居残り候段。
　宮御方より引合相成候事
十月六日　晴
一、本夕夕刻
　従三位様并　御前様桜島より御帰邸被遊候事　御供
　　内田政風
　　迫水伊之丞

明治十年役薩軍資料　四の九番小隊日記

底本は宮崎県北川町俵野　立山米太郎氏所蔵本であるが、このうち第五分冊は現在行方不明である。

明治十年役薩軍資料五冊は薩軍が長井村可愛嶽を突破して鹿児島に向かう折、書類等は処分しただろうが、危急のため処分しきれないものがあったのであろう。可愛嶽の南にある洞窟に行李が一個遺棄されていた。それを立山八五郎氏が発見したものである。

第一号は第四大隊（大隊長桐野利秋）九番小隊の日記である。日記は二月八日に始まり八月一日に終わっている。記録者は給養伊地知正介となっている。九番小隊が成立した時の兵力は三官三、兵士一八一、押伍二〇、給養四、喇叭一、夫卒三〇の総計二三九人である。二月十六日出発、二十二日川尻着。直ちに戦闘に参加。以後山鹿、植木に戦う。この中に桜島郷士族園田休吾戦死の模様が記されている。

表紙　明治十年二月八日　四の九番小隊
　日記　給養　伊地知正介

（桜島町との関連記事）
五月六日　晴
本日右小隊非番候事
一新隊桜島郷牛根郷拾六名　此中隊之入隊相成　姓名は名簿に相記置候也
六月二十三日　雨天
本日長井村より正午熊田揃にて当宿陣より九時比繰出、熊田之十一時比着陣　夫より午後四時繰出、夜通しにて切込谷掛口にて右同所之二十五日五時比進撃相成

手負左之通
押掛
薄手　河野半次郎
半隊長
深手　久保郁
兵士
深手　山口直助
右同
深手　瀬戸四郎左衛門
右同
右同　原田嘉兵衛
押伍
深手　坂口良一郎
兵士
谷口十之進
押伍
深手　忠隈貞藏
押伍
薄手　村山藤左衛門
兵士
◎戦死　園田休吾
兵士
薄手　堀之内高矩
兵士
薄手　神崎十右衛門
右同
薄手　大山十助
右同
深手　宮地量右衛門
右同
右同　河野貞二
隊長
深手　兒玉良四郎
押伍
右同　前田兼衛
押伍
薄手　石塚祐一
押伍
右同　田尻武彦
兵士
戦死　坂元清治
半隊長
戦死　永谷岩之丞
兵士
薄手　西木場直次郎
薄手　是枝仲次郎
薄手　岩切正九郎
右六月二十四日切込谷進撃に付　手負・戦死弐拾六名有之候事
七月十一日　雨半晴（のうち）
一、本人（伊地知正介）延岡へ差越え折、先達切込谷戦争之節戦死左小隊半隊長永谷岩之丞・伍長坂元清治・兵士園田休吾　鬢髪持越　延岡大小荷駄方之差出候事
夫卒
深手　孝吉
兵士
薄手　隈元正八
深手　池上英二

第二号は左右小隊名簿となっている。これは奇兵第三大隊（隊長伊東直二）の三番中隊の右小隊と左小隊との名簿である。右小隊隊長以下総員五〇人と、左小隊の隊長以下四九人の姓名が分隊ごとに記名されている。なお三番中隊の総員は隊付夫卒、雇夫等を合わせ一六三人となっている。この中に桜島士族上山平藏が現れ、戦死の日時場所が示されている。

表紙

明治十年丑七月改之
左右小隊名簿
奇兵第三大隊三番中隊

（桜島町との関連記事）

弐番分隊一

軍曹　吉崎吉左衛門
伍長　初野楢一
上山平藏
平山文藏
伊東彦右衛門
黒江吉之丞
橋元憲藏

八月六日矢ケ内於台場にて手負
◎八月六日矢ケ内於台場にて戦死
七月廿一日高鍋鎌攘隊より入隊
八月七日帰隊
平夫にて延岡大隊之入隊
八月六日矢ケ内於台場にて薄手

合七名

第三号は陣中日記である。第一号の四の九番小隊の日記と同じ隊の陣中日記であるが（四月末の薩軍の編成替えの時期まで）、桜島士族についての記事は見当たらない。

第四号は奇兵第三大隊三番中隊の陣中日誌で八月一日から八月十四日まで短い期間のものである。

表紙

第八月一日より改
日記
奇兵第三大隊三番中隊

（桜島町との関連記事　本日記中にも八月六日の中に上山平藏の戦死が記されている。）

八月六日　雨

本日午前七時比より、我隊守兵場右小隊一番・弐番・三番分隊の間之敵より相掛、則戦争及候処しばらく相戦、台場の間五六間も敵より寄来候処、味方より切込に相掛敵を打ちらし、其内第一大隊一番中隊より応えんとして来り仕合にて、ともに切込み賊死骸弐拾名余内三名師（士）官等相見得、一の一中隊長と師官切合敵師官を切ころし、一の中隊長手負にて我隊分捕数多有之、左の通にて候間午前十一時過敵打ちらし、我隊右之守兵台場之引揚大勝利にて喜敷事にて仕合御座候也

本夜暗号
問　辨か　　答　慶

右之通決議候事

矢ケ内出張
奇兵
本営

八月六日

第三大隊

三番中隊
各隊隊長中

記

一、賊死骸弐拾名余
一、手旗三本
一、七連玉千発余
一、針打弾薬千発
一、時計弐つ
一、刀四本
一、針打銃四挺
一、長七連銃拾挺
一、腰具拾を
一、短銃壱挺
　但中折弾薬相添
一、金五拾円
　但隊附夫卒分捕ひん
一、外套二着三着
一、喇叭壱つ
一、手帳并書状無数
一、烟草入四つ五つ
　但金具金銀

右本日矢ケ内守兵場場戦争にて分捕　右之通候に付則
当所本営之戦死手負一所に届申出置候事

手負戦死左之通
分隊長
深手　大浦重樹
軍曹
薄手　古瀬荘一
右同
深手　日高敬介
伍長
薄手　肥後重愼
右同
深手　初野猶一
兵士
薄手　図師源左衛門
右同
右同　柳田今之丞
薄手　橋元憲藏
隊付夫卒
深手　丸田袈裟次郎
右九名手負

軍曹今泉士族
戦死　大平熊太郎
銅壱銭とる壱枚揃金
◎　兵士桜島士族
戦死　上山平藏
金三円五十銭と金一分銀壱切れと亦金とる一枚、守兵場にて手負歟
右本日矢ケ内本営之届出置候事

八月六日
一、針打弾薬弐百四拾発
右延岡奇兵製作所より送り来り、午後七時十五分前相届き、正に相受取候事
一、主取夫太郎儀　本日午後五時比延岡より買物として帰宿候事
一、岩切助右衛門事　戦死才領として熊田迄差越候事
第三大隊三番中隊
左分隊長代理
小濱喜之助
右之通致決議候事
明治十年八月六日

奇兵
本営
第三大隊三番中隊
右小隊軍曹代理
佐々木政二
右同
岩下　求
右同
朝日東二
第三大隊三番中隊
左小隊軍曹代理
川俣治兵衛
右之通決議候事
明治十年八月六日　奇兵本営

八月七日　雨
一、針打弾薬から四千五拾発
一、七連右同千弐百六拾発
一、損し鉛玉七拾
右三行延岡製作所之差送候事
本夜暗号
門　船か（フネ）　答　嵐（アラシ）

右之通決議候事

矢ケ内出張

八月七日　　奇兵本営

各隊隊長中

一、山刀壱本

右矢ケ内出張本営より伊地知相受取候也

手負　栗山良七

右同　黒江吉之丞

手負人員　伊東彦右衛門

右同　橋元英助

右同　木場源左衛門

右同　大山十介

右同　岩下傅之丞

右七名帰隊相成候事

軍曹　大平熊太郎

兵士　上山平藏

右両名一昨矢ケ内台場にて戦死いたし、本日午前十時過くま田迄才領として岩切助右衛門差越　夕五時過熊田の内吉祥寺之葬埋す。今日午後八時比帰陣いたし候、遺髪等熊田奇兵大小荷駄田村甚藏之相渡置候

第五号は第二大隊四番中隊戦死・手負者名簿である。戦死者の場合は戦死した月日・戦場・埋葬した寺が書かれている。この名簿の中に一五五人の負傷及び戦死者名が記載されているが桜島郷出身者と考えられる氏名は見当たらない。

丁丑弾雨日記

西之表市の河東瞭氏所蔵で河東祐五郎の従軍日記と記憶によって明治十七年に就筆したものである。最後に前出の丁丑乱概の抜萃が記述されているが、中に桜島に病院の支院が置かれたことが記されている。この抜萃の全部を記述する。

「県令川村三軍に乞ふて隆盛以下三十九人の屍を旧浄光明寺に仮葬し、其余百二十人を旧不断光院内に埋葬し、各標木を建てて姓名を記す。池邊吉十郎日向より郡山に潜行し、遂に官兵に捕縛せらる。庁下各郷の降人及び余兵の潜匿せるもの、警視官之を処分す。嚢に賊徒の所（処）分征討総督に委任の命ありて、九州臨時裁判所を長崎に置き、鹿児島・宮崎等に出張所を設

け、各其処分を分任す。至是大山綱良・坂田諸潔・石井竹之助・池邊吉十郎・鮫島元・横山經営、長崎に於いて斬に処し、其他罪の軽重に従って徴役に処するもの十年より百日に至り、凡一千四百八十八人（他県人は此数にあらず）以て典刑を正す。先に田原の戦いに失う所の聯隊旗を捜索し、之を得て官に収む。

一日より二十四日に至る間、県庁及び久光邸以下、士民の家屋悉く灰燼焦土に帰し余す所二十分の一に過ぎず。此に至り七百年来の什宝旧器、或は掠奪焚燼略尽く

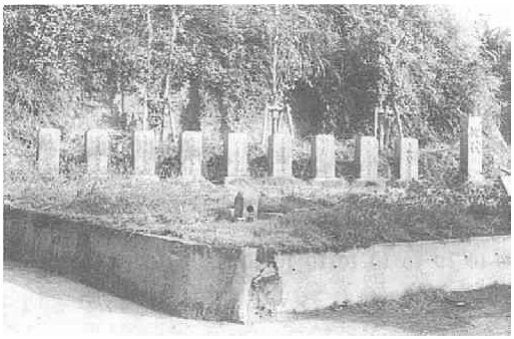

管内焼家の数凡一万二千七百一戸、其内庁下三大区に係わる者九千七百七十八戸、破毀に遭ふ者二千七百十六戸、其内庁下に属する者二千四百四十七戸、而して県内士民の金穀を出し私学校徒に供する者、金凡十八万円余、穀凡二千九百石余、交戦より戡定に至って私学校徒の戦死及死生報なき者、薩隅日士族平民凡五千二百十七人、県庁即ち救恤所を松原神社内に設け、庁下三大区の人民を賑救す。負傷者は尚ほ病院に在って官療せしむ、而して新たに兵燹に罹る者及再び災に逢ふ者は又皆結盧、架屋の金を給与し、漸次新築業に就くを得せしむ。凡救恤に消費する所金百五十三万円余、米七千三百石余、於是管内全く政治を布き、支庁は則宮崎より南海諸島に及び、出張所は則垂水・知覧・宮之城・水引・谷山・福山・都之城・飫肥・延岡に置き病院は則庁下を本院とし、支院を宮崎・延岡に出張病院を加治木・都之城・川内・桜島・谷山・高鍋に置き、各官吏医員を派遣して牧民の力を尽くすを得たり。」

西南の役　戦没者名簿

氏名	出身地	戦没年月日	年齢	場所
岩切矢之進	横山明	10・3・31	二四	熊本県田原坂
古里伊三	横山	10・4・23	二〇	熊本県田原坂
山下三太	横山	10・4・23	二三	熊本県田原坂
木佐貫寿内	武	10・4・10	二一	大分県赤松峠
木佐貫才二	武	10・4・23	二〇	財部通山
横山浅右衛門	武	10・4・1	二二	財部通山
横山清	武	10・4・1	二三	大分県赤松峠

酒匂	正市	武	明10・4・2	二〇	大分県赤松峠
有村	傳兵衛	武	10・3・12	二一	熊本県田原坂
酒匂	猛二	武	10・3・24	二一	熊本県植木
武	和輔	武	10・2・26	二七	熊本県植木
武	直八	武	10・4・25	二八	鹿児島県大崎
酒匂	傳治	武	10・3・2		熊本県植木
村山	正太夫	武	10・3・2	二八	熊本県植木
岩切	岱藏	武	10・3・31	二〇	熊本県田原坂
山下	畩丞	武	10・4・1		財部通山
田中	仲熊	武	10・3・20	二一	財部通山
大窪	彌兵衛	武	10・7・9	四三	大崎志布志境
有村	岩熊	武	10・5・24		大崎
武	與右衛門	武	10・5・6	三六	鹿児島西田川
上原	積	武	10・2・22	二三	熊本県田原坂
萩原	善之進	武	10・2・28	二六	熊本県高瀬
藤崎	岩次郎	武	10・3・4	二一	熊本県千藤
江口	清左衛門	武	10・2・28	二一	熊本県千藤
上原	直七	武	10・2・27	二八	熊本県高瀬
久米	與三六	武	10・3・4		大崎
浜平	次郎太	武	10・3・4	二一	熊本県千藤
森	萬次郎	武	10・2・25	二三	熊本県段山
大迫	桃兵衛	藤野	10・4・16	三三	熊本県峠
有村	正七	藤野	10・3・9		宮崎県小林
竹田	岩次郎	藤野	10・3・9		宮崎県小林
上山	半左衛門	西道	10・3・13	二七	熊本県田原坂
上山	次左衛門	西道	10・3・13	三九	熊本県田原坂
上原	與右衛門	西道	10・3・28	三四	熊本県植木

久米	平兵衛	西道	明10・8・13	二一	宮崎県延岡長井村
上山	覺次郎	西道	10・9・19	二四	鹿児島県城山
久米	吉之丞	西道	10・5・11	二一	熊本県御船
上山	覺左衛門	西道	10・4・20	二一	熊本県保田窪
上原	傳吾	西道	10・3・13	一九	熊本県田原坂
園田	傳吾	西道	10・2・22		熊本県植木
上山	惟後	西道	10・3・3	二〇	熊本県田原坂
久米	半左衛門	西道	10・3・20	一八	熊本県植木
久米	喜太郎	西道	10・3・19	二五	熊本県植木
古江	通顯	西道	10・3・15	二〇	熊本県田原坂
藤崎	萬	西道	10・3・15	二四	熊本県田原坂
村山	禄助	西道	10・4・23	一八	大分県赤松峠
上山	直七	西道	10・8・18	二七	大崎荒佐村
古江	藤兵衛	西道	10・8・18	三四	大分県竹田
上山	平吉	西道	10・3・10	二三	熊本県千藤
上山	六之進	白浜	10・8・15	三〇	宮崎県延岡長井村
中村	直七	白浜	10・8・28	二八	財部通山 戦病気帰島翌年十一月二十六日死亡
園田	休左衛門	白浜	10・8・14	四二	宮崎県延岡長井村
上山	平蔵	市浜	10・8・6	三三	大分県屋鹿
上山	雄助	白浜	10・3・24	二六	熊本県木留
有村	宗之進	白浜	10・3・21	一九	熊本県植木轟村
園田	休五	白浜	10・6・24	一八	大分県赤松峠
平野	次郎畩	白浜	10・6・24	二三	大分県赤松峠
中村	正左衛門	白浜	10・7・7	四〇	宮崎県長井村
高村	直市	白浜	10・7・21	一八	財部通山 戦争手負 同年七月二十一日於高岡死去
森山	畩三		10・3・4	二〇	熊本県田原坂

第三節　日清戦役

明治二十七年（一八九四）から二十八年まで日本と清国（中国）との間に朝鮮をはさんで行われた戦争であり、明治二十七・八年戦役または日清戦争という。

朝鮮は清国の従属国であったし、幕政時代の日本に対しては、友好的な外交を続けてきた。しかも日本が優位な立場にある外交関係にあったが、明治新政府に対しては反日的態度を示し、書契の形式が旧例に反するという理由で旧交に復することを拒んだ。この朝鮮の態度に対し、明治政府は成立早々から朝鮮遠征を計画していた。また当時の日本は欧米諸国から不平等条約をおしつけられ圧迫されている代償を、弱い隣国への進出で得ようとしていた。明治九年（一八七六）政府は朝鮮に修好条規をおしつけることに成功、その第一条に「朝鮮は自主の邦にして日本国と平等の権を保有せり」と規定したがこれは清国の朝鮮に対する宗主権を否認したもので、日清戦争の最初の火種となった。この後日本は政治的にも経済的にも朝鮮に着々と進出したが、朝鮮の保守派や民衆の反日感情も起こり、明治十五年（一八八二）七月京城で反日暴動が起こった。これを壬午（じんご）の変という。清国は大兵を派遣してこれを鎮圧し反日的勢力を政権につけ、これと条約を結び、朝鮮は清の「属邦」と規定し、政治・外交・軍事および貿易上のいくつかの特権を得た。日本はこれに対抗し、武力を背景に朝鮮政府に迫り、七月事件の賠償、公使館護衛のためという口実で、軍隊を京城に置く権利を得た。このさい政府は清国の宗主権を一掃する戦争を考えたが、兵力財力ともに不足のためしばらく自重し、他日に備えて軍備大拡張を始めた。この後朝鮮の支配層にも親日派と親清派の対立が生じ明治十七年（一八八四）十二月親日派のクーデターが行われたが三日で清国軍隊に破られた。これを甲申の変という。壬午の変と甲申の変を合わせて京城事変というが、日本・清両国とも自重し、十八年（一八八五）四月天津条約が結ばれ、日清両国とも朝鮮から撤兵、今後出兵の際は互に通知することを約した。勝利を収めた清国勢力はますます伸び、貿易面でも朝鮮貿易における日清両国の比は明治十九年（一八八六）の八三対一七から明治二十五年には五五対四五になった。朝鮮政府も清国をたよりにして日本の圧迫に抵抗し、明治二十二年（一八八九）には成鏡道で穀物の対日輸出禁止令を出した。この事態は日本支配層の好戦分子を刺激した。国内の資本主義産業も

軌道に乗り始め、生産過剰恐慌に陥り、一方食糧不足を暴露した。帝国議会では野党が政府の条約改正失敗を激しく責め対外強硬政策を主張した。政府はこのような経済的政治的難局からの脱出路を朝鮮確保の戦争に求め明治二十六年（一八九三）春には戦争準備に着手した。しかも当時、極東に於いてイギリスとロシアが激しく対立しており、イギリスは日本を対露抗争に利用しようとして、日本の朝鮮進出を励ましていた。ことに明治二十四年（一八九一）春、ロシアがシベリア鉄道建設に着手したことはイギリスの対日利用政策を促進した。日本は明治二十七年七月十六日に調印した条約によって、対清戦争に際し、イギリスの支持を受けて、ロシアの対日干渉をはねのけ得るとの確信を得た。

清国では日本の対鮮意図を察知し、北洋大臣直隷総督李鴻章の指導の下に軍備を進めていたが、清国の政権内部には複雑な派閥対立があり国力の結集は妨げられた。李鴻章はあくまで戦争を避けてロシアの干渉で日本をおさえようとしていた。このような情勢のもと明治二十七年五月、南朝鮮で起きた東学院党の乱はこの戦争の契機となった。これは信仰で結ばれた農民の一揆であったがそれを鎮圧できない朝鮮の閔（びん）氏政府は清国に援助を求めた。清がこれさいわいと六月八日大軍を出し日本にその旨を通知してきた。即日日本もかねての用意に基づき七〇〇〇の大軍を朝鮮に送り、朝鮮の内政に干渉し朝鮮が清の属邦であることを認めずといい、内政の改革要求の名で日本への従属を強要し、保守派の巨頭大院君を政権につけた。ここに日清両国の対立は決定的となった。七月十六日日英改正条約の調印で英国の支持を感じた日本は九日後の七月二十五日になって豊島沖で不意に清国船隊を攻撃し、二日後に日本陸軍は京城南方の成歓の清国軍を攻撃してこれを破り、八月一日初めて宣戦布告を行った。

この戦争は日本にとって初めての対外戦争であり、当時の我が国力からして、果たして最後まで続くかどうか憂慮されていた。六月五日に大本営が設置され天皇は大本営を広島に進め、国民も一致団結して事に臨んだ。陸海軍も藩閥を越えて戦の遂行に当たった。軍の幹部は殆んど薩長の出身者であった。

日本陸軍は九月十五・十六日の戦闘で平壌周辺に集結した清国軍一万四〇〇〇を撃滅して北進し、十月下旬第一軍は鴨緑江を渡り、南満州に進撃、第二軍は遼東半島に上陸、十一月中に旅順と大連を占領した。海軍は九月

十七日黄海で両国主力艦隊の決戦で日本が大勝し制海権を確保した。翌明治二十八年三月までに陸軍は遼東半島を完全に制圧し威海衛砲台も占領し湾内の北洋艦隊を降服させた。澎湖島を占領するや、清国の敗戦は決定的となった。清国は講和を申し入れ、アメリカの仲介による講和条約は明治二十八年四月十七日、日本全権伊藤博文らと清国全権李鴻章らとの間にいわゆる下関条約として調印された。その条件は、

(一) 朝鮮の完全独立（すなわち清国の宗主権を認めず事実上日本の支配下におくことの承認）

(二) 戦費賠償として庫平銀二億テール（約三億円）を支払うこと。

(三) 遼東半島、台湾、澎湖島を日本に割譲すること。

(四) 欧米諸国が清国に有すると同等の通商上の特権を承認すること。

であった。この第四項に基づき新に結ばれた日清の通商条約で日本は単に欧米と同等の特権（治外法権、居留地無条件最恵国待遇、協定税制など）を得たのみでなく、欧米諸国がいまだ得ていない特権すなわち清国内通商の自由と開港場への資本輸出の特権を得た。この特権は最恵国待遇で欧米にもすぐ及ぼされたが、これで最大の利益を得たのはイギリスであった。すなわちイギリスの中国に対する帝国主義的進出の大道を開いてやった。日本が遼東半島を取ったことはただちにロシアの反対を招きロシアはドイツ・フランスと三国同盟を結んで日本が遼東半島を得ることは東洋の平和に害があるとして、これを清国に返還することをせまった。日本は当時の世界情勢からみてこれに屈服せざるを得なかった。そして講和条約調印一週間後には遼東半島は清国に返還した。これを三国干渉という。このことにより対露戦争の準備が始められた。

日清戦争の結果、日本は資本主義産業を確立し、極東における最強の軍備をもつ近代国家となり、それまで欧米に抑圧されていた国から、植民地をもち他国を抑圧する国家に転化した。一方、世界の強大国視され、「眠れる獅子」と呼ばれていた清国は、その弱体ぶりを暴露して、列強の激烈な帝国主義的分割の対象となった。

この戦いはわが国の存否をかけたものであったから、国民は一致団結し、政争もやめて政府に協力した。出征陸軍二四万人、雇員人夫一〇万余人、海軍軍艦四十八隻に及び二億余円の軍費を要した。

桜島島民を含む大多数の鹿児島県出身軍人が属してい

た第六師団は第二軍に編入され、司令官大山巌大将の指揮下に入った。軍は旅順半島占領の任務を負い、最初は第一師団と第六師団の半分、即ち混成第十二旅団を以て編成され、十一月七日に花園口に上陸し、直ちに旅順口に進撃し、二十一日には二龍山その他の砲台を猛攻して陥落させ、旅順港を占領した。

ついで山東作戦遂行の任務を以て、第二師団と共に第六師団の残り半分が第二軍に増援され、第十二旅団は旅順警備のために残留した。新鋭の第六師団諸部隊は明治二十八年一月二十二日、軍司令部と共に大連湾を発航し二十三日山東半島龍睡澳に上陸、二十六日より軍の右縦隊として威海衛に進撃、三十日総攻撃に移り、二月二日完全に之を占領した。三月三十日に休戦、四月十七日に講和条約が調印された。この戦いの間本県出身の将兵で戦死または戦病死したものは三一一人に及んでいる。

県民も出征軍人の歓送、慰問品の発送、遺家族の救護、祝捷会或いは戦没者の招魂祭等に忠誠心を示した。

桜島からも多くの者が軍人として、夫卒として従軍した。そのうち左記の人々が戦没した。

日清戦争戦没者名簿

氏名	官役等種	出身地	戦没年月日	戦没場所
酒匂信行	機関兵	横山	明28・7・7	澎湖島馬公港
藤崎善熊	機関兵	西道	28・8・14	澎湖島馬公港
石原三郎		横山	27・10・20	清国盛京省奉天府
藤崎正市		藤野	28・3・13	清国盛京省奉天府

第四節　日露戦役

朝鮮と満州の支配権を争って、日本とロシアとの間で戦われた戦争。世界史的には帝国主義時代の到来を示す指標として、日本にとっては帝国主義確立への大きな契機をなしたものとして、一方帝政ロシアにとっては直接には明治三十八年（一九〇五）の第一革命を生み、その危機を深めたものとして、それぞれ大きな意義をもつ。

日清戦争後、旅順・大連の経営、東支鉄道の建設をすすめていたロシアは明治三十三年（一九〇〇）の義和団の乱に際して満州を占領し、事件解決後も撤兵せず軍事文配を続けた。このことは門戸開放を主張するアメリカ・イギリスの利害と対立をはげしくし、イギリスは明治三十五年（一九〇二）には、薩英戦争以来、好意を寄せ合った日本と日英同盟を結んでロシアと対抗した。ロシアの極東経営の背後にはフランス金融資本があり、ドイ

ツもその世界政策上、ロシアの東方進出を支持したから、日本・イギリス・アメリカ対ロシア・ドイツ・フランスという国際的な対立が生まれた。

日清戦争の結果得た遼東半島を、三国干渉によって失った日本は戦後ただちに大陸での再戦をめざして産業の発展と軍備の充実につとめ「臥薪嘗胆」を合い言葉として対露戦争に備えていた。日清戦争の勝利による償金の獲得、戦時と戦後の軍拡による軍需工業の拡充などによって、日本の工業は急速にすすみ、産業革命を終わって機械制工業が発展し、早くも独占の傾向さえ生まれ、官営軍事工業を中心とする資本主義の侵略的性格などから、早くも植民地市場の獲得を必要としていた。ロシアの満州占領と朝鮮に対する脅威の増大とは、日本にとってもロシアとの軍事的対決を必至とした。日英同盟の締結によってイギリス・アメリカの支持を確保したこと、日清戦争後計画された陸海軍の充実が明治三十七年（一九〇四）ごろようやく完成したことなどは、日本の対露戦争への決意をかためさせた。同年八月以来、日露両国間に、満州と朝鮮の問題についての交渉がはじめられたが両国の主張はまったく対立し、開戦は避けがたい情勢となった。この時日本の国内で、戦争への準備はほぼ整えられていた。内閣に対し野党も憲政本党も対露問題では政府以上に強硬で、日清戦争前のような政府と議会の抗争はなかった。軍部・官僚の対露主戦論と、ブルジョアジーの満州・朝鮮の市場独占の希望とが結びついて戦争についての支配層の積極的な統一が保たれていた。開戦論があおり立てられる中で、幸徳秋水ら社会主義者の勇敢な反戦運動が行われたがその影響は少なかった。これに反してロシアでは、戦争への本格的な準備が整っていなかった。極東への温和な経済的進出をはかろうとする勢力が退いて、宮廷の反動的な冒険主義者が実権をにぎり、強硬政策をとりながらもおどかしによって日本を屈服させることができると信じて、真剣な戦争準備を行わなかった。国内では反動政策に対する民衆の不満がたかまり、革命寸前の情勢となっていた。

明治三十七年二月四日、御前会議で対露開戦を決めた日本は、戦宣布告に先立って奇襲攻撃を加えるため、ただちに軍の行動を開始した。二月八日海軍は旅順のロシア艦隊を奇襲し、陸軍の先遣隊は朝鮮の仁川に上陸して京城に向かい、翌九日、仁川沖でロシアの二軍艦を撃沈した。九日にロシアが、十日に日本がそれぞれ戦宣を布告した。緒戦にさいしてロシアは全く不意をつかれ黄海

方面での制海権を失い、朝鮮の日本軍による制圧と満州南部への日本の上陸作戦を傍観しなければならなくなった。ロシア海軍は、極東では旅順とウラジオストクに二分され、更にその主力はヨーロッパにあって、各個撃破をうける運命にあった。陸軍も満州方面には素質不良の一部があるだけで、主力はヨーロッパから単線のシベリア鉄道で輸送せねばならなかった。これに対し日本は、初めから全力をあげて、緒戦の勝利と有利な戦略態勢の確立をめざすことができた。四月下旬、朝鮮に上陸して北進した日本の第一軍と、ロシアの東部支隊とが鴨緑江で衝突し日本軍が勝利を得た。次いで五月遼東半島に上陸した日本の第二軍は、南山を占領して旅順を孤立させ、さらに六月、ロシアの南部支隊と得利寺付近で会戦してこれを破った。この間、第三軍は旅順要塞の攻囲をすすめた。かくて八月下旬遼陽付近で、クロパトキンの率いるロシア軍と、大山巌の率いる日本軍とは、最初の大規模な会戦を行い、激戦のすえ日本軍は遼陽を占領したが追撃の余力なく停止し、両軍は沙河をはさんで対陣した。一方、旅順のロシア艦隊は、ウラジオストクに脱出しようとして八月十日黄海で日本艦隊にとらえられ、九隻の軍艦を失って旅順に逃げ帰った。しかし、旅順を囲した乃木希典指揮の第三軍は苦戦を重ね、十二月ようやく二〇三高地を奪取、五万九〇〇〇に及ぶ死傷者を出して明治三十八年一月二日旅順は開城した。旅順の陥落によって増強された日本軍と、ヨーロッパからの増援を得たロシア軍とは、同年三月奉天付近で会戦した。日本軍二五万、ロシア軍三二万の兵力で、日本軍は兵力的にやや劣っていたが七万の損害を出しながら三月十日奉天を占領した。こうした衰勢を回復するため、ヨーロッパから回航されたロシアのバルチック艦隊は五月二十七・八日対馬海峡で、東郷平八郎の率いる日本連合艦隊のため全滅的打撃を受けた。

総兵力においてはるかにロシア軍に劣る日本軍が勝利を占めたのは、有利な地理的条件を得て、陸海軍ともロシア軍を各個撃破することができたためでもあるが、主として軍隊の士気と素質において勝っていたからであった。ロシアは本国の精鋭部隊を革命に備えて残置しておかねばならず、満州に送られた部隊は素質も悪く士気も退廃していた。

しかし日本もまた戦力は三十八年になると増税と国債は限度に達し、十五億円の国債のうち八億円は、イギリス・アメリカ資本の援助によって外債でまかなわれた

が、それも限界に達していた。兵力と軍需品も底をつき、満州の戦線が北に伸びるにしたがって補給も困難となり、ロシアの兵力増加に逆比例して、日本軍の兵力は低下しはじめていた。一方ロシアでは、一月「血の日曜日」をきっかけとして、国内の革命運動が激化し、労働者の政治的ストライキ、農民のほう起、軍隊の反乱が相ついで起こり、陸軍兵力の六分の一を戦場に送っただけでありながら、革命の脅威から戦争継続の能力を失っていた。

六月、アメリカは日本・ロシア両国に講和を勧告した。日本は戦力の枯渇から、ロシアは戦場の敗北と国内の革命によって、ともに戦争を続けることを恐れこれを受諾し、八月からアメリカのポーツマスにおいて小村寿太郎、ウイッテ両全権の間で講和会議が開かれた。この条約で、日本は樺太（サハリン）の南半分の領土と、旅順・大連の租借権、南満州鉄道を獲得することになり、九月五日調印、同十六日休戦が成立した。戦争による損害は、日本が戦病死者一二万、艦船の喪失九十一隻、直接戦費十五億円、ロシアは死者一一万五〇〇〇、艦船の喪失九十八隻、軍費約二十二億円に上った。戦争の結果、日本の国内矛盾はいっそう深刻になり、戦争の犠牲を深刻に受けた国民の不満は、講和条件に反対する日比谷焼き打ち事件となってあらわれた。しかし戦争による軍需産業を中心とする工業の発展、独占の強化によって、帝国主義国家としての日本が確立した。ロシアでは明治三十八年から三十九年の革命が戦争の直接の結果として起こり、専制主義の崩壊が早められた。国際的には日本の朝鮮に対する支配が決定的となり、日韓併合に発展した。南満州も日本の独占的な支配地域となり、このため日本・アメリカ両帝国主義国の対立が新たに生まれた。

この戦争において第六師団は開戦後四カ月を経た六月第二軍に編入され、十三日長崎を発航した。南満州の戦地に到着して第二軍の戦列に加わった師団は、まず七月九日の蓋平攻撃、同月二十四・五両日の大石橋攻撃に参加、八月下旬、第四軍と協力して遼陽進撃に移ったが、師団は三十日以後首山堡付近の堅固な敵陣地に対して、壮烈果敢な攻撃を反覆し、九月一日遂に首山堡の線を確保し、敗敵を追って、四日には遼陽停車場を占領し、偉勲をたてた。この戦闘は激烈を極め、県民戦死者の多くはこの間に戦死している。十月中旬ロシア軍の反攻によって沙河会戦が展開されたが、師団は十二日に前浪子

街付近において敵線を突破し、再度にわたる敵の大逆襲を粉砕した。その後、沙河を挾んで冬期対陣となり、三十八年三月一日から開始された奉天進撃には、師団は第四軍の左翼となって、四日攻撃前進に移り、七日、漢城堡を占領し、八日以後追撃戦、十日遂に奉天に突入した。

九月五日には講和条約が調印され諸軍は逐次凱旋したが、県は熊本・宮崎・沖縄三県と連合して石灯通り廣馬場角に凱旋門を建設し、三十九年の三月十二日から十五日にかけて部隊の凱旋を迎えた。

この戦役で県民の戦没者は千八百余人に上ったが、四月十四日、これらの英霊のため臨時の県招魂祭が伊敷練兵場で挙行され、次いで翌十五日には大門口埋立地において鹿児島・熊本・宮崎・沖縄四県連合の凱旋祝賀会が盛大に執り行われた。

この銃後県民の熱誠は驚くべきものがあった。軍資の献納をはじめ、国債募集に対する応募、出征軍隊及び傷病兵に対する慰問なども各種団体、個人によって活発に行われた。一方、出征軍人の家族中、生計困難な者に対しては公の救助の方法があったが、県民は上からの救助のみに頼らず隣保相い助けて困難に堪えた。

日露戦争戦没者名簿

氏名	官役等種	出身地	戦没年月日	戦没場所
大野長太郎		赤水	明38・4・22	清国盛京省鳳凰城兵站病院
福島鹿之助	機関兵	武	41・4・30	澎湖島馬公港
西村亀次郎		藤野	37・10・26	清国盛京省奉天府ラムートン
横山藤助		西道	38・9・13	清国盛京省鳳凰城兵站病院
西村晄五郎		藤野	37・10・20	清国盛京省奉天府
桐野福次郎		小池	37・10・12	清国盛京省奉天府
横山伊之進		小池	38・1・10	清国盛京省奉天府
中村正吉	一等機関兵	横山	38・2・5	澎湖島馬公港
上山正三	一等機関兵	横山	38・2・5	澎湖島馬公港
上野弓	一等機関兵	武	41・4・30	澎湖島馬公港
山下一雄		武	38・1・15	清国盛京省奉天府

第五節　第一次世界大戦

大正三年から大正七年（一九一八）にかけて起こった全世界的な戦争である。十九世紀末から資本主義の発展に伴って帝国主義的な大国間の利害の衝突から、特に後進帝国主義国家の先進帝国主義国家に対する攻撃的な態度が原因となって戦争が起こった。即ちドイツ、オーストリア、ハンガリー、トルコ、ブルガリアの同盟国側とイギリス、フランス、ロシア、日本、アメリカなど二十一ヵ国の連合国側の間に行われたものである。

ヨーロッパにおいては、急速に資本主義を発展させたドイツが積極的に帝国主義的な進出を行った。このようなドイツと、それまでに築いた帝国主義を維持強化しようとするイギリスとの対立を基軸として、バルカン半島では諸国の関係が交錯し、ドイツの近東への進出はペルシャ、インドにおけるイギリスの利益を脅かし、ロシアのバルカン政策とも衝突した。バルカン諸国ではこれらの列強の利害対立に巻きこまれ、ヨーロッパの火薬庫となった。極東においては、日本が日清、日露の戦勝の結果確立した、国家の地位と帝国主義の発揚に伴って中国における支配権を確立する野心を実現しようと企てていた。

ドイツは大正三年八月一日、ロシアに対し三日にフランスに対し宣戦した。イギリスは八月四日にドイツに宣戦し、八月中にイタリアを除く同盟国のすべてが宣戦を布告した。この間、日本は、この機会に参戦して将来における東南アジアでの日本の地位を強化しようと企画し、八月十五日、日英同盟を理由にドイツに最後通告を発し、ドイツが回答しなかったために八月二十二日宣戦を布告した。

この戦争の特徴は、従来の戦争が、武器の点でも人間に対する殺傷力は限られたものであり「男性的なスポーツ」とまでいわれてきたが、国家総力戦となり、海上の輸送路も、国内の都市もすべて攻撃の対象となった。銃後の国民はおろか占領地の民衆も強制労働に徴発され、また飛行機、戦車、毒ガスなどの新しい兵器が登場した。

日本は同三年九月二日に山東半島に上陸、同月末には山東鉄道を占領し、ドイツ軍の要塞を攻撃して、十一月七日には青島を陥落させた。一方、日本海軍は脱出したドイツ軍東洋艦隊を追跡し、十月九日までにドイツ領のマーシャル、マリアナ、カロラインの諸群島を占領した。

大正六年（一九一七）イギリスの要請で巡洋艦出雲・日進、駆逐艦榊・柏・松など四隻を地中海に派遣したが駆逐艦榊はドイツ潜水艦の攻撃を受けて沈み、艦長以下九〇人の戦死者を出した。

また日本はこの戦争中、各国が自国の戦争に全力を傾けて、東洋にまで手が及ばないのを利用して、中国における権益を拡大しようとして、大正四年一月、いわゆる「対華二十一ヵ条」を要求した。この要求は南満州、東蒙古、山東省等において鉄道鉱山などに関する独占的権

益と政治的発言権を獲得しようとするものであった。中国政府は、交渉を引き延ばすと共に、秘密交渉を列国に漏らしてその干渉を期待したが、列国は、日本が列国の利益を侵さないと了解して、敢て干渉に出ようとしなかった。日本は五月七日最後通牒をつきつけ、九日ついに中国政府はこれを受諾した。この強引な要求貫徹は中国各地に反対運動を呼びおこし、五月七日と九日を国恥記念日として報復を誓い日貨排斥の運動は激化し、これが後年の満州事変と支那事変の原因となった。

大正七年九月三十日にブルガリア、十月三十日にトルコが停戦協定を結び、オーストリア、ハンガリー帝国も十月二十七日に停戦を申し出たが、国内の各民族の独立によって帝国が解体した。残るドイツは十月以来講和の受け入れを準備していたが、十一月三日革命が起こり帝国は解体、十一月十一日休戦協定に署名して戦争は終わった。

大正八年（一九一九）六月ベルサイユで講和条約が結ばれた。この条約の結果日本は、

一、膠洲湾、山東省に於けるドイツの権益を受け継ぎ、

二、南洋群島の委任統治権を約された。

大戦の結果、日本資本主義は、

一、貿易額の激増、輸出超過

二、重工業の飛躍的な発展

三、金融資本の確立

など異状な発展を遂げたが、国外市場への依存はますます強くなり、戦後の国際外交に大きな問題を投げかけた。

この戦いには鹿児島県から直接部隊が出動することはなかったが青島作戦に海軍航空隊が参加し、その中に垂水市出身の和田秀穂大尉があった。これが日本航空戦の始まりである。

桜島町の戦没者は次に掲げる表のとおりである。

第一次世界大戦戦没者名簿

氏名	官役等種	出身地	戦没年月日	戦没場所
木佐實正助		横山	大7・10・26	彼南港
宮里七五郎		小池	12・10・1	兵庫県仮屋沖
萩原盛治		武	7・9・8	東清鉄道海拉爾駅付近
山元藏次郎		西道	6・6・11	地中海
萩原末武		西道	6・8・20	地中海

第六節　第二次世界大戦

ドイツ・イタリア・日本を中心とするファシズム諸国と、資本主義諸国と社会主義諸国からなる民主主義的連合国との間に生じた世界戦争で昭和十四年九月から昭和二十年八月までを言うが我が国においては昭和六年九月の満州侵略にはじまる十五年間の連続した戦争であり、完全に世界大戦の一環となったのは日本がイギリス・アメリカ・オランダに対して開戦した昭和十六年十二月以後であるので太平洋戦争の通称が用いられている。

満州事変

中国各地に排日運動が盛んとなるや、満州や北支における日本の権益を保護するため軍隊を大陸へ送ることにした。当時政界にあり長老であった郷土出身の松方正義、伊集院彦吉などはこの出兵は無意義のものであり世界各国に信用を失い、日本の将来に大きな禍根を残すと中止を主張したが軍部はついに聞き入れなかった。

昭和三年四月、鹿児島の四十五連隊にも動員令が下った。そしておよそ一〇〇〇人の郷土部隊が大陸に渡った。上陸後間もなく済南事変が起き日本人多数が惨殺された。二十三連隊（都城）、四十五連隊は十倍の敵に対して苦戦した話も伝えられている。これを済南事変という。

当時日本の軍部では若い陸軍将校の間に満州に独立した楽土を建設しようという計画が秘かにたてられついに昭和六年九月十八日の満州事変のひきがねとなった。それ以後満州大陸は戦場となり、国際連盟は日本の引き揚げを勧告したが、戦線は拡大するばかり、国際連盟は現地調査に乗り出した。このとき日本は、日本に亡命中の前清国皇帝溥儀氏を皇帝として満州国の独立を宣言した。国際連盟は再三日本軍引き上げの勧告をしてきたので、遂いに日本は昭和八年三月連盟を脱退、また中国も度々反対宣言をなし満州では相変わらず各地で激戦が続いた。

この頃若者達は満州へ満州へと零下三〇度という冬をもいとわず出ていった。特に満蒙開拓義勇軍として青少年が海を渡った。満州を開拓し楽土を建設しようというのである。その背景には国内の不況もあり、満州に行くと十町歩以上の農地が開拓できるという宣伝に乗せられた点もあった。昭和十五年には鹿児島県人七一一五人を数えたという。

日華事変

満州国の独立を宣言したが、その頃中国では大正十年（一九二一）に毛沢東が結成した中国共産党が華北西部を中心に勢力を養い、蔣介石の国民政府と争いを続けていた。

わが国では国の地位が世界的に確立するにつれて、国粋主義が台頭し、昭和の初めごろから「国体明澄」ということが叫ばれ、国体の本義という本も出され、神国であり、天皇は現人神だという観念を強め、愛国心を培うことに一生懸命になった。昭和十二年七月七日、北京郊外蘆溝橋において日支両軍が衝突、同二十九日には非武装地帯である通洲において一般日本人が三〇〇人余り殺されるという事件が起こった。

直ちに全国に動員令が下り中国へ進出した。中国側では、毛沢東の中国共産党と蔣介石の国民政府は内争を止めて共同で日本に当たることにした。

第六師団に出動命令が出されたのは七月十七日、管下の三十六旅団（鹿児島と都城連隊）は牛島満旅団長が率いて八月一日華北に向けて出動、北京北方作戦に参加した後、保定・正定・石家荘の攻略戦に参加した。その後華中に転進、十一月三日杭州湾敵前上陸を敢行、直ちに上海方面に進撃した。次いで十二月十日南京総攻撃を開始、十三日にはこれを占領した。南京攻略後六師団主力は蕪湖付近の警備に移った。昭和十三年三月徐州作戦が始まるが、六師団はけん制の立場にあり、間もなく始まった史上まれな大規模作戦である漢口攻略戦に参加した。この時、六月二日には内地六師団管下にも動員令がくだり、新たに百六師団が編成され直ちに出動、揚子江をさかのぼって参戦した。六師団は大湖・宿松・黄梅等で、一方百六師団は盧山・徳安等で激戦を交えながら進撃し、十月二十五日ついに漢口を陥落させた。六師団および百六師団は翌昭和十四年三・四月南昌作戦、九・十月鄣湘作戦に参加し、百六師団主力は翌年四月内地に帰還、他は独立混成十八旅団となり六師団とともに中国側の冬季反撃作戦に応戦、のち宜昌作戦・陸水作戦・長沙作戦・江北作戦等に参加したが行くところ敵なく凱歌をあげた。その頃の新聞・ラジオは郷土部隊の連戦連勝のニュースで埋められた。陸海軍の活躍により戦闘には勝利であったが、その裏には多くの犠牲者を出さざるを得なかった。

海軍の鹿屋航空隊は新型の爆撃機で支那海を越えて中支の主要地点を爆撃、陸海軍の作戦を有利に展開し世界

の注目を浴びた。戦線は北支、中支、南支におよび、奥地のみ残るだけとなった。戦果はあがるが戦線の拡大は大局的にみて不利となり政府は極力事変の収拾に当たり、さまざまな和平工作が試みられたが、満州事変以来の日本の中国に対する侵略政策を根本的に転換しない限り、中国の全民族的な解放戦争は止む筈はなく、日本政府は軍部の圧力に押されて遂に世界戦争へと突入することとなった。

太平洋戦争

日本軍は周到に準備した奇襲によって戦争を開始、昭和十六年十二月八日、海軍の機動部隊はハワイの米海軍基地を空襲し、太平洋艦隊の主力戦艦群を壊滅させた。フィリピンとマライに対しても先制空襲に成功し、続いて陸軍部隊を上陸させた。ハワイ真珠湾奇襲作戦には県出身の横山正治中尉（後に少佐）も参加し、体当たり攻撃を行った。戦況は計画どおり進展し、昭和十七年一月マニラ、二月シンガポールを占領、三月にはジャワに上陸、ビルマにも侵攻、五月までに東南アジア全体を予定どおり占領し、石油その他資源の確保につとめた。国民は緒戦の勝利に湧いた。

しかし、同年六月のミッドウェイ島攻略戦は、米空軍と機動部隊の強烈な反撃で大敗を喫した。その後各戦線における反撃は急速に進行拡大し、日本軍は攻勢から守勢に急転、昭和十八年二月には日本軍の最先端であったガダルカナル島から撤退した。これ以後、米軍は中部太平洋の島伝いと、ニューギニアの北岸沿いの侵攻路から一歩一歩反攻を続け、昭和十九年二月マーシャル群島、六月マリアナ群島、十月フィリピンレイテ島に上陸、昭和二十年一月ルソン島、二月硫黄島、四月沖縄と、反攻が続き、日本軍守備隊はいずれも玉砕した。この間大陸ではビルマ全土が英軍によって回復され、中国では点と線とを維持するだけの日本軍は、絶え間のない遊撃戦に悩まされ、百万近い大軍を釘づけにされていた。特に中国共産党の反撃と解放区の成長はめざましく、占領支配そのものが危機に瀕していた。

郷土部隊では、昭和十七年六月、ニューギニア作戦にそなえ、第十八軍の編成を命じ、中国にいた第六師団もその編成下に入った。そこで同師団はその翌十二月二十一日に上海を出港、同十八年一月一日パラオに向かったが、戦局の関係から針路をかえて九日にトラック島に着き、第四十五連隊と第二十三連隊を含む師団主力はソロモン諸島中のブーゲンビル島に向かい、残る第十三連隊

と騎兵第六連隊・野砲第六連隊はラバウルに向かった。このうちブーゲンビル島に向かった師団主力は途中で敵潜水艦の攻撃により大損害をこうむったが、一月二十日から二十四日にかけてエレベンタ地区に上陸し、司令部は同地区のマイカに、第四十五連隊は東地区に、第二十三連隊は西地区に配置されて現地自活の防衛戦にはいった。その後、八ヵ月を過ぎた十一月一日にはブーゲンビル島タロキナの一部にアメリカ軍が上陸し攻防戦が展開され、ついにわが守備軍の一部は玉砕した。翌十九年三月八日、全軍をあげて総攻撃を開始し十日余りにわたって激闘したが物量作戦に追われ、わが方は飢えと疲労、マラリヤ等でたおれ、かろうじて戦線を保ったが、ついに昭和二十年八月の終戦をむかえ降伏した。

一方、百四十五連隊は出動が延期されて待機中に、第四十六師団の指揮からはなれてサイパン島行きを命ぜられたが、同島もまた制圧下におかれてしまったので、さらに硫黄島守備軍へ参加することになった。昭和十九年六月十九日に鹿児島を出発して横浜港を経て父島にわたり、七月中旬に硫黄島に上陸、第百九師団下にはいったが、アメリカ軍は早くも七月七日にはサイパン島を、月末にはグアム島を、九月二十七日にはテニアン・大宮島を占領し、同二十年二月十九日にはいよいよ硫黄島に上陸を開始した。アメリカ軍の徹底的な艦砲射撃と爆撃に対し、わが軍は島全体を地下陣地とする必死のモグラ戦法でむかえ撃ち激戦は四週間も続いたが、ついに弾薬食糧・飲料水もつきはて、三月十四日には各連隊とも軍旗を焼き、十七日には兵団長もろとも総出撃し、重傷者・捕虜等一一二五人を残し、約一万九〇〇〇余人が玉砕した。

日華事変から太平洋戦争が終わるまでの約八年間に郷土部隊は前述のような戦歴を戦史に残した。しかし勿論これは郷土出身の全将兵のたどった道ではない。空海軍をはじめ陸軍将兵も部隊の編成替え、その他でなおさまざまな戦歴をたどったが、それらについては全戦死者にわたらねばならないし、桜島町出身者の多くが前述の戦歴をたどったことは戦没者の戦没地から推しても明らかである。

太平洋戦争の悪化によって大本営は昭和二十年一月いよいよ本土決戦を決定し、二月六日には内地陸海軍部隊の全部を作戦軍に編入した。決戦の準備をすべく計画が立てられたが、戦局は急速に本土決戦の動きを深め、敵の上陸進攻地点がどこであるかが問題となった。九州で

は本県の志布志湾、吹上浜および宮崎県の海浜地帯と考えられ、とくに本県が最も有力地点であるとみて作戦準備を急いだ。わが軍の想定と戦後判明した米軍資料の「米陸海軍は協力し、昭和二十年二月一日を期し、約十四個師団を投入、鹿児島県および宮崎県に進攻し、大空海基地を獲得して、翌二十一年春、関東に進攻、関東平野とくに帝都を攻略す」という作戦計画と時期こそ相違したが、作戦経路はほぼ一致していた。わが軍は決戦地域を沿岸とくに水際地域とし、敵の上陸まぎわの戦線浮動時に全軍を傾けた必死の強襲で、戦うほか勝つことはできないとしていたのに対し、米軍は物量にものを言わせ、二、三日前から上陸正面に海空の砲爆撃を強行し、大兵力と砲兵・戦車を揚陸し、拠点を固める戦法であり、双方には大きな開きがあった。

このような作戦計画によって本県は宮崎県とともに本土決戦の最前線とされ、昭和二十年四月から六月にかけて多数の陸軍部隊が配置された。

まず同年四月中旬に第一次およびこれに準ずる配備として財部に第五十七軍（鋒兵団）、伊集院に第四十軍（陽兵団）を配備すると同時に、松山に第八十六師団（積兵団）、加治木に第七十七師団（稔兵団）、川辺に第百四十六師団（護南兵団）、種子島に第百七独立混成旅団（剣閃旅団）が駐屯した。さらにやや遅れ第二次配備として伊作に第二百六師団（阿蘇兵団）、霧島に独立戦車第六旅団（闘旅団）が配置された。しかし五月初旬の沖縄戦の情勢はもはや決定的であり、敵は早期にしかも直路、鹿児島および宮崎県に進攻する公算が増大した。そこで六月上旬には第三次配備をくり上げ、さらに川内に第三百三師団（高師兵団）、高山の奥地に第七十八独立混成旅団（堅志旅団）、指宿に第百二十五独立混成旅団（敬天旅団）が配置された。これらの配備部隊は日本本土を二分した第二総軍下の第十六方面軍に属し、その直轄とし錦江湾をはさんで東西に二分し、財部に第五十七軍、伊集院に第四十軍が配備された。したがって第五十七軍下には前述の積・堅志・剣閃の各兵団が、第四十軍下には稔・敬天・護南・阿蘇・高師の各兵団が海岸線のいわゆるはりつけ部団として配備されていた。

県内に配置された前述の七個師団、五個旅団の兵力は正確には不明であるが、一個師団約二万人、一個旅団約一万人とみれば大体一五万人である。そのうち奄美群島を除く県内の防衛軍は、前述の第一次の兵団は主に北海道・東北地方出身兵で、関西・中国地方出身兵がこれに

次ぐものであったが、第二次の阿蘇兵団は熊本で編成されたもので、本県出身兵が相当おり、比較的年少兵が多かった。そして第三次に配置された高師兵団はほとんどが各県在郷軍人で未教育兵・虚弱兵・老兵が多く兵質の低下がみられた。また装備の点でも次第に悪くなり小火器その他の装備まで欠数がひどかったといわれている。

陸軍関係、特に郷土陸軍部隊の動きは前述のような状態であったが、日本本土の最南端に位置する本県は、わが空軍の重要な先端基地となった。まず空軍関係についてみると、古く大正十一年に建設された鹿屋市笠野原海軍飛行場と昭和十一年に建設された同鹿屋海軍飛行場は、ともに日華事変中から海軍航空隊の基地として利用され、ことに鹿屋海軍飛行場は事変勃発直後の昭和十二年八月十五日から東支那海渡洋爆撃の基地としての役割りを果たしていた。その後海軍では更に同十三年に鹿児島市鴨池飛行場を建設し、かつ日華事変の長期化につれ、同十五年には出水市大野原飛行場を建設したが、翌十六年十二月太平洋戦争が勃発し、しかも同十七年六月ミッドウェイ海戦でのわが軍の敗北から戦いが攻勢から守勢に転じたので、同年から同十八年にかけ、国分市大野原・岩川町八合原・指宿市多良浜（水上機基地）に、同十八年から同十九年にかけ串良町の辰喰と矢柄堀地区・溝辺町の十三塚原・種子島の中種子町増田・喜界島の中里・徳之島の浅間にもそれぞれ飛行場を建設した。また同十九年から終戦までに徳之島の瀬滝と本土有明町の野井倉・出水市の小原にも小型機基地の建設に着手したが、敵機の空襲その他戦況の悪化のため、出水市小原飛行場が完工したのみであった。陸軍も日華事変中の昭和十四年から飛行場建設計画をすすめていたが昭和六年から同七年にかけ知覧町の木佐貫原に、同十八年から同十九年にかけ、加世田市の万世にこれを建設した。さらに二十年には頴娃町青戸にも着工したが、ここは未完成に終わった。これら太平洋戦争中の飛行場建設工事は中国人や韓国人を含む建設業者の労務者のほか、ほとんど一般県民と学徒隊の勤労動員によって施工された。戦局が悪化すると、各飛行場には軍壕や飛行機の掩退壕および飛行場外への飛行機秘匿のための誘道路の建設も行われたが、これらの工事にも多くの県民の勤労動員が行われた。

飛行場の建設が進むにつれて各飛行場にはそれぞれ陸海軍部隊が配置されたが、昭和二十年三月の沖縄戦を前にして本土防衛のための前進基地としておびただしい兵

員の増強が行われ、太平洋戦争最後の空軍部隊の活躍が展開された。このうち沖縄戦場への特別攻撃隊は若い学徒兵や少年兵を擁し、海軍は鹿屋・串良・国分・出水の各地から陸軍は知覧基地からそれぞれ出動した。特攻隊員の出動にはどの基地にも多くのエピソードが残されているが、現在鹿屋基地には「特攻隊戦没慰霊塔」が、出水基地には「雲の墓標」が、串良・国分基地には「基地記念碑」が、また知覧基地には「特攻平和観音堂」が建設され、その出撃が記念されている。

二十年一月本土決戦が決定したころ、海軍部隊は、ほとんどの艦船を失い地上戦闘隊に切り換えられていたが、ただ本土防衛戦につながる特殊戦法として海上特別攻撃隊の配備が行われていた。すなわち谷山付近に海上挺身戦闘隊整備本部があって特攻作戦を準備していた。県内の出撃基地は志布志、内之浦をはじめ奄美大島、喜界島など十八カ所にも及んだ。当時の特攻艇には真珠湾攻撃に用いた豆潜水艇の蛟竜、翼をそなえた小型豆潜水艦の海竜、もともと簡単な人間魚雷で簡易潜水器を装着し、棒付爆雷によって舟艇を襲撃する伏竜、魚雷に人間を乗せるよう改造した回天、ベニヤ板張りのモーターボートに二五〇キロの炸薬を艇首につけた震洋等があった。

以上が本土防衛主戦場化を予測して本県に投入された陸・海・空三軍の概況であるが、結局その全軍の兵力は明白でない。しかし昭和二十七年県民生部世話課の公文書には「当県には終戦時二個軍五個兵団を主幹とする陸海空軍約二〇万人の軍隊が配置されていた」とある。これには当時行政分離されていた奄美群島は含まれていないものと思われるし、本土にはこのような正規軍のほかに在郷軍人をもって編成された特設警備隊が加わり、さらに国民義勇隊の参加があり、これが本土防衛戦体制の全容であった。そしてそれらの地上軍は敵機空襲に対し、一時応戦を試みただけで、配置されて五カ月目の八月十五日には太平洋戦争は終結した。

桜島にも、横山にある城山台地を中心として、陸軍高射砲基地と海軍魚雷基地が置かれた。なお高射砲は鹿児島市の野尻、現在桜島病院の海岸寄りにも設置されていた。

野尻の基地は現在の桜島病院位置に兵舎があり、現在の国道を挟んで海岸側に高射砲が設置されていたが何門あったかについては明確でない。城山台地の方では、兵員は台地下にあった民家に二～三人ずつ分宿し、砲は台

地の最高位に六門が設置されていた。現在城山台地に登る湾曲道は、この砲台に物資を運搬するために設営されたものである。この高射砲陣地も空襲時に発射はされたが、B29爆撃機に対しては高度の点で全く無力であったし、グラマン等機銃掃射を加える小型機さえも撃ち落したという記録はない。しかし、当時兵士の宿主であった老人は、「空襲時になると高射砲に兵隊さんは着いてしまい、人員不足から砲弾を運ぶ者がいないために、手伝いを頼まれ、息子と共に棒で担いながら、砲弾を高射砲のところまで運んだものだった」という。

一方海軍の魚雷基地は嵐部隊と呼ばれ、隊員は当時城山の下にあった料亭鶴鳴館を宿舎にし、本部は現在の方崎バス停の山手にあった。城山の方崎寄りに現在も残され京都大学の地震観測機器が設置されている壕は、この基地の通信室であり、本部からの命令や情報を無線でキャッチする機密部分であった。ために現在袴腰と呼ばれている方崎の鼻から、フェリーターミナルのあたりまでは通行許可証を持つものでなければ入ることは出来なかった。また魚雷発射台は方崎の鼻に設置されようとしていた。赤生原に格納のための壕が造られ、海岸へレールが敷かれた。この壕及びレールは現在もそのまま残されており、桜島造船所の船体陸上げ用レールとして使われている。発射台は未完のまま終戦を迎えることになった。またこの陣地に対する敵小型機の攻撃を迎撃するために壕の上方山頂近くの平坦地には機関砲数門が設置され、これら防空壕、魚雷発射台敷設等の工事には多数の軍属、徴用兵が使役された。およそ三〇〇人の徴用軍属が桜洲小学校を兵舎として駐屯していた。小学校の学童までも勤労奉仕作業として工事に協力していたことは後述する学童の被災事件からも明白である。

本土防衛戦は米空軍の攻撃だけで終わったが、県内の空襲による被害は甚大であった。県本土における敵機の飛来は昭和二十年一月一日、各所で拝賀式が行われようとする午前九時ごろ、B29が偵察飛行に来たのが始まりであった。本土の一般群衆はこの時は友軍機とも敵機とも判断がつかず傍観していたが、鹿児島高射砲陣地ではこれを砲撃した。しかし敵機はゆうゆうと二〇〇〇㍍の上空を飛行して去った。次いで三月十七日午後わが軍は九州南部海面に敵空母群を発見し、時をかさず同日夜半攻撃を実施した。ところが翌十八日未明から本土各地が激しい初空襲にあい大損害を被った。すなわち鹿屋・笠野原・串良・国分・鹿児島・知覧・出水・種子島の各陸

海軍飛行場をはじめ、高山町波見・内之浦町岸良・垂水市海潟造船場・指宿市今和泉・山川港・阿久根市および西之表市の一部が空襲された。

桜島にとってもこの日は最悪の日であった。桜島沖には、カツオ船、貨物船、輸送艦などが城山のかげに身をかくすようにして停泊していた。この輸送艦賢洋丸（二・二一七ㇳン）は沖縄へ輸送する兵士を満載していた。敵艦載機グラマンはこの輸送艦に集中的な攻撃を加え、遂に艦は真二つに割れて沈没していった。この日の空襲の様相は当時の子供たちにも印象強く記憶されている。沈没した輸送艦の兵士を救済するために小池住民は小舟をくり出して拾いあげ、あるいは岸に泳ぎつく兵士を手厚く看護した。一方、爆震によって死んだ魚類が銀鱗を光らせながら浜に、あるいは浅い水底に横たわった。兵士を救助するかたわら女子供は魚拾いに余念がなかった。食糧事情は逼迫している時でもあり、時ならぬ豊漁にありついたようなもので、ある男性は救助を忘れて魚拾いに力を注いでいた。これを見た一将校が、人道にもとる行為ととがめ、軍刀を抜いて切りつけようと構えるのを制した一幕もあったという。この空襲を目の当たりに体験した島民はあわてて自家防空壕を自分の家の近い所に掘り始めたという。

三月十八日の大空襲をきっかけに県内の空襲は激しさを加え、八月十五日の終戦までひっきりなしの空襲が続いた。こうした敵機の空襲は当初は軍事目標が主であったが、まもなく無差別空襲に移り、人畜に対する機銃掃射も行われ始めた。この中でも最も痛ましいのは、方崎鼻に建設される魚雷陣地のコンクリートに混入するグリ石を採るために動員されていた桜洲国民学校五・六年の児童である。終戦も間近い七月十七日、児童等は教諭に引率されて学校を出た。朝方鹿児島市を機銃攻撃してどこともなく去った敵戦闘機グラマンは北上していたらしく、午前十一時ごろ急に南下してきて、児童の列に機銃弾を浴びせかけた。学童等は近くにある漬物タンクの中、あるいは民家の床下などに避難したが三人の女子児童（萩原久江（小池）折田見栄子（〃）池田久子（〃）さん）は遂に帰らぬ人となった。機銃弾の直撃が手足に当たり負傷した学童もあった。

これら死傷者は後日複雑な手続きを踏むことによって、軍属戦死者軍属負傷者としての処遇を受けることになった。

二十年八月十四日、ついに日本はポツダム宣言を受諾

し、翌十五日正午天皇の放送で降伏が国民に告げられて戦争は終わった。長い戦時中日本軍は勝つものという意識を植えつけられ、戦争の細部についてはつんぼ桟敷に置かれていた国民はまったく寝耳に水、しかも初めて聞く天皇の声に驚きかつ名状しがたい感涙にむせび、ある者は呆然自失し、ある者はまた半信半疑であった。しかし半年以上も悩まされつづけた敵機空襲の恐怖は去り、燈火管制の解除によって家々には電灯が明るく照らされ、人々はようやく戦争の終わった解放感によみがえった。しかし敗戦、ことに無条件降伏という事実は、容易に国民感情にとけ込まず、人々は心の支柱を失い虚脱状態に陥ったが、終戦はただそうした国民感情を現出しただけでなく、終戦をきっかけに軍民間に多くの自刃・集団自殺等の悲劇を巻き起こし、さらに終戦を潔しとしない軍民の継戦運動が全国各地に大なり小なり渦まいた。本県でも鹿屋海軍航空部隊と鹿児島陸軍第十八部隊の一部に同じ運動が起きた。鹿屋では海軍部隊の約一二〇人が高隈山麓の一地点に籠城し鹿屋飛行場に対する敵空輸部隊に対し、ゲリラ攻撃を行うつもりであったという。鹿屋警察署等は事態を憂慮し、解散することを説得したが、籠城部隊は容易に耳をかさなかった。米軍の鹿屋進駐が現実問題となったため、県警本部では鹿屋出身の当時県特高課長補正の平原警部をひそかに特使として部隊に送り、説得の結果、籠城部隊はようやくこれを了承、米空軍部隊の進駐を前に解散下山し事件は解決した。さらに鹿児島陸軍第十八部隊は司令官以下四人の青年将校が米軍の上陸があれば直ちに戦うことを申し合わせ、八月十五日の夜には「大西郷につづけ、薩英戦争は薩摩一国でも勝った。軍は健在であくまで戦う」などの手書きのビラを市内焼跡の高見馬場・武之橋・鴨池・唐湊方面の交通要所に貼り出した。しかしそれらのビラはその夜憲兵隊に気づかれ、あまり市民の目にふれず翌十六日中に姿を消した。別に印刷された二、四〇〇枚のビラも配布前に憲兵隊に押収され、未然に防止された。また同将校団は伊作にあった阿蘇師団にも軍使を送り協力を求めたが反応がなく、継戦運動は発端で挫折し終止符をうった。

　このような中で八月二十七日、米海軍第三艦隊が相模湾に入港し、二十八日に先遣隊一五〇人が厚木飛行場到着、一日おいて三十日同飛行場に連合軍最高司令官マッカーサー元帥が着陸、二日には東京湾上の米ミズリー艦上で歴史的な日本降伏文書の調印式が行われた。次いで

九月三日、空軍部隊の一部が鹿屋飛行場に、船舶部隊が高須に進駐してきた。鹿児島市への進駐はやや遅れ十月五日に占領軍初代軍政官グレースブルーク中佐が着任し、六日には鹿児島市役所に軍政事務所を開設した。また十七日には佐世保海兵隊先遣隊の一行が来鹿し、二十八日から三十日にかけて本隊が専用列車で進駐、県立第二中学校（現甲南高校）にはいった。

鹿屋に米軍が初めて進駐するということが判明したとき、民衆は恐怖と不安に戦(おのの)いた。外人に接した経験もなく過去の戦史における勝者が敗北者に対してとった態度などを見るとき、最悪の事態を想像せざるを得なかったであろう。巷には尤もらしい流言飛語も飛び交い大隅方面では、婦女子を中心に高隈山系や国見山系の山奥深く避難したが進駐してきた米軍は全く予想に反し穏やかであった。三日から五日にかけて、鹿屋は一挙に東京湾地区につぐ米占領軍基地として県民はもとより全国民の注目をあびたが、海軍上陸地の高須で若干の盗難事件が発生しただけであった。したがって一時待避した大隅地区住民もその後間もなく各家庭に復帰し、九月十日ごろには平静をとりもどした。そしてその後の駐留軍と大隅住民との接触も至極円滑に進行した。鹿児島市への進駐に対しては、鹿屋の前例もあったために、鹿児島市民、桜島町民共に特に騒然とする様子もなく、駐留軍を迎え入れることができた。

とはいいながら、県警察部は占領軍の進駐による不詳事件を防止するため次のことについて注意を喚起していることは県民が不安を抱いたことを如実に物語っている。すなわち「連合軍進駐の拡大につれ地方町村に対しても中小部隊の分散的進駐若しくは軍事施設の調査・点検・接収等のため往来頻繁となるを予想する。かかる場合一般民の外国人に対する知識乏しく、かつ概ね地方は警備力稀薄のため都市に比し不測の事故無きを保証できないので、かかる地方は不安動揺なきよう予め一般民に、左記要項を部落常会の回覧板等で周知徹底遺憾なきを期せられたい」として、(1)連合国軍進駐後も国内の治安維持は警察・憲兵が当たるので、動揺したり濫(みだ)りに住居を逃走することなく平穏に職場を守り落ちついて家業に精励すること、(2)家を留守にしたりせず、また夜間は戸締まりを厳重にすること、(3)婦女子の服装は華美なるを避け必ずモンペを着用し、人前では胸や脛を露出せぬこと、特に半裸は厳禁のこと、(4)不急不用の者は夜間外出せぬこと、殊に進駐地付近の婦人は夜間少人数で歩か

ぬこと、(5)万一不法にも家宅に侵入されたり暴行を受けたる場合は大声を出し救助を求めること、(6)不法将兵に対しては最後まで抵抗し、かみつくとか、ひっかくとか、肩章等をもぎとるとか証拠となるべきものを残すこと、(7)万一暴行掠奪等の行為を受けた時は決して泣き寝入りすることなく明確な証拠を提示し必ず官憲に届出ること、(8)時計万年筆その他の貴重品は目につかぬ箇所に所持すること。

占領軍鹿児島進駐部隊は昭和二十二年十月軍政事務所関係者を残し他に移動したが、その間駐留軍と県民の接触については、進駐が平穏になされたにも拘らず、駐留地の鹿児島では進駐早々の昭和二十年十一月には一時夜間通行を禁止し、翌二十一年三月には婦人の夜間外出を禁止するなどして警戒を厳重にしていた。しかし日が経つにつれて勝者の威を肩に着た不良兵の侮辱的行動や暴行がしばしば発生し、しかもその鉾先は市民を守る警察官に向けられた。そのため警察員は一時治安維持の責任がもてないとして上申書を提出し、署長は米軍指令部を訪問、米兵の不法行為に対し、日本警察官は発砲してもよいという回答までとりつけた一幕もあったという。同二十二年十月進駐部隊の去ったあとも鹿児島民事部は占領政策実施についての指導監督にあたっていたが、その後同二十四年八月総司令部は地方民事部の廃止を声明した。そして同二十五年六月二十五日には朝鮮動乱が勃発し、日本駐留米将兵の一部は朝鮮戦線に出動したが、同二十六年九月四日にはいよいよ対日講話条約が締結され、同二十七年四月二十八日には同条約の発効をみて降伏後満六年八カ月で日本占領は終わった。

この間の鹿児島駐留部隊の任務が治安にあったことはいうまでもない。しかし部隊の行動は主に日本軍の兵器や弾薬の接収処理にあてられた。軍隊の所有していた兵器はそのまま占領軍に引き渡されたうえ、その指揮によって焼却または付近の海底に投下された。さらに民間の武器もこれに関連して処理された。すなわち連合国軍総司令部は、昭和二十年十一月全国の民間保有の銃砲・刀剣類を供出するよう日本側に指令した。したがって本県でも銃砲刀剣狩りに乗り出したが、実績はあがらなかった。そのため地区軍政部は翌年二月、期限を延長してもれなくこれを供出することと、この機会を逸した者には事由の如何を問わず厳罰すると警告した。そこで県は再び供出期日を定め、警察を中心に即時供出を呼びかけたが、それには「米軍は電波探知機でこれを発見する

からどのようにかくしても無駄だ。平和日本の建設には銃砲刀剣に対する執念を立ち切るべきだ」というような放送もながされたりしたので地中や天井裏にかくし持っていた多くの刀剣や神社に奉納されていた神刀までもことごとく供出させられた。照国神社・鹿児島神宮・宮坂神宮の国宝指定の四振の刀剣や妙見神社の御神体もこれに含まれたが供出期限までに集まった日本刀は一万八六五六本。軍刀は一七一四本・小銃は三二〇九丁・拳銃は三二五丁に達した。これらは日本側鑑定人によって鑑別され、約三十点を総司令部に提出し、他は鹿児島海軍航空隊跡で焼却され、または鹿児島湾に投棄された。桜島でも相当数の日本刀が供出されたがこの接収とは別に米兵が個人的な立場で家探しされるのを恐れていた。

特に英兵が入港した時などは土足で踏み込まれた家が幾軒もあった。またミカン畑を荒らされて泣き寝入りした例も数多くあったという。

日本に進駐して来た連合軍兵士の慰安所として、既存の遊廓があったが、これの他に公認・未公認の売春家が生まれた。桜島でも袴腰台地西側傾面に休業中の割烹旅館を利用して、連合軍兵士を対象とする売春宿が生まれこれに訪れる連合軍兵士は概して海軍兵士であり、小型船・上陸用舟艇あるいはカッターなどを駆して、現在の袴腰港・小池の浜・赤生原の浜などに上陸した。道不案内の兵士の場合も多かったのであろう。子供達は舟が近づくのを岸辺で待ち受け、道案内役を買うことによって流行語とまでなった「ギブ・ミー・チョコレート、ギブ・ミー・チュウインガム」を実現させたものであった。

終戦に伴い、軍人に対しては大本営は占領軍に関係なく、終戦後直ちに復員方針を定め、まず内地部隊の復員に着手した。さらにまた占領軍の先着地が東京湾地区と鹿屋地区であることを明らかにし、安全保証のため鹿屋地区の戦闘兵の迅速な移動をも指令したので、鹿屋・岩川・高隈・古江・垂水地区に分散していた海軍部隊が解散、古江線・志布志線の列車は、屋根上にまで復員兵が鈴成りになるという混乱をひき起こした。さらに列車に乗れない復員兵は鉄道線路に沿った志布志街道と岩川・都城に通ずる野方街道および国分市に通ずる高隈街道等を徒歩で退散。肝属・曽於地区の海軍部隊は、堰を切ったように数日で姿を消した。国分・鹿児島・出水地区の海軍も十九日および二十一日の指令で復員を開始したが、これらの地区では兵員も少なく、交通の便もよかったので大した混乱はなかった。陸軍では、大本営陸軍部

が終戦直後の八月十六日に復員要項を決定、その中で「内地部隊の復員は八月十八日から三十一日までを準備期とし、その間に部隊自ら武装を解除し、馬匹その他軍物資の処理をすませ、原則としては終戦協定調印後復員を実施する」としたが情勢の変化によって一部予定されたものとは変わったが海軍のようなあわただしさもなく、八月二十五日・六日ごろから九月上旬ごろまでに終了した。

海外軍民の引揚げについてみると、その数は推定では軍関係者約三四二万人、一般邦人約三〇三万人計六四五万人とみられた。復員引揚者の受け入れ港は鹿児島・佐世保・唐津・博多・別府・下関・仙崎・大竹・宇品・舞鶴・田辺・名古屋・浦賀・函館の十四港とし、地方引揚援護局あるいはその出張所または連絡所が設置された。鹿児島には鹿児島地方援護局と加治木出張所が設けられた。米英・オーストラリア・中国軍関係地区の軍民の引き揚げは凡そ昭和二十二年までに終了したが、ソ連軍関係地区の満州および北緯三八度線以北の北鮮ならびに樺太・千島地区軍民の復員引き揚げははなはだ遅延しかつ困難であった。わけてもシベリアなどソ連領に移送され、作業隊として抑留された満州・北朝鮮・樺太・千島地区にいた一部民間人と三十数万人の日本軍引き揚げはとくに困難で遅れた。

満州建国と同時に満蒙開発のためにわれもわれもと青壮年が渡満した。桜島からも数多くの青壮年や家族が新開地とそこに開く未来の夢を求めて渡満し、満鉄をはじめ諸分野で活躍していたがこれらの郷土人たちは終戦と同時に支配階層から敗戦者に一転し、想像を絶する苦労が続いた。ソ連軍関係地区の引揚者について県史には次のように記されている。

北朝鮮の在留邦人はソ連軍の参戦と同時に若干は陸海両面から南下し、南朝鮮を経て帰還したが、間もなく京城で開かれた朝鮮統一準備の米ソ会談が決裂し、北緯三八度線が単なる米ソの日本軍武装解除の分担線から国境化したため、ついに北朝鮮をも含む全ソ連軍下の引き揚げは棚上げにされてしまった。しかしそれ以後も北朝鮮在留邦人は苦難の三八度線の脱出を敢行し、南朝鮮を経て相当数引き揚げたが、昭和二十一年九月マッカーサー司令部と対日理事会ソ連代表間に、ソ連地区の日本人引き揚げに関する協定が成立し、同年十二月から同二十三年七月ごろまでに北朝鮮の興南・西湖津・元山港等から残る在留邦人の引き揚げがあって北朝鮮の引き揚げが終

わった。

満州在留邦人の引き揚げはまたいっそう苦難に満ちていた。広大な満州奥地にいた在留邦人は、ソ連軍と中国共産軍の進撃および原住暴民等によって、筆舌に絶する困難と被害を被った。そして同二十一年春ごろの推定では集結地に居住した邦人に加え奥地から避難してきた邦人約六一万人が現地自活も送還も容易でない事態に陥った。しかし同年四月にソ連が撤退しかわって国民政府軍が進駐、同軍は満州においても蔣介石総統の「恨みに報ゆるに暴を以ってする勿れ」という方針で、送還問題を処置したので、第一陣として錦西・葫蘆島両地区邦人が葫蘆島から引き揚げた。ひき続き十月までにはいわゆる一〇〇万人送還といわれた大輸送が行われ、同じく葫蘆島経由で大部分が帰国した。その後満州は国府地区と共産地区に分断され国共の闘争がきびしく、翌二十二年には共産軍の春季攻勢があり、在留邦人は国府軍地区の奉天に流入して混乱したが、なお国府軍により六月末から十月にかけて送還が続けられ合わせて約一〇六万人が帰還した。しかしその後まもなく国府軍は敗退し、十月下旬には奉天も共産軍の手におち、引揚送還は頓座した。そのため辺境で退路を絶たれた者、ソ連から逆輸送された者、生活のため原住民と結婚し、あるいは雇用者となった婦人、ならびに共産軍に参加または留用された者等約三万人が共産軍の方針で送還が見送られ、ようやく昭和二十八年になって送還が再開されわずかずつ塘沽港その他から送り出され、同三十三年におおむね帰国した。ただし大連地区の在留邦人は別途に昭和二十一年十二月から同二十二年三月にかけ若干の軍人を含めた大半が引き揚げ帰還し、同二十四年十月の第三次送還でほとんど帰国した。

樺太方面の在留邦人の引き揚げもまた難航した。ソ連軍が樺太・千島に進攻したのは終戦詔書の下った直後であったが、戦場化した真岡・豊原は焼かれ、ソ連軍の指令を待たず脱出した在留邦人のうち引揚船二隻は北海道沖でソ連潜水艦によって撃沈され約一〇〇〇人が犠牲となった。しかし約三万人の在留邦人は無事に故国に帰還したものと推定された。ところが樺太・千島を占領したソ連軍は、日本軍と樺太庁その他要人を反ソ行動の事由で逮捕投獄し、のちこれを満州・北朝鮮の者と同様にシベリア方面に移送抑留したが、残る邦人はその後ソ連軍政下で、各種産業のノルマ労働に従事させられていた。そのため満州・北朝鮮・樺太・千島等からシベリアその

他ソ連領に移送された膨大な日本軍とこの樺太方面の在留邦人の復員引き揚げは見通しがつかず憂慮された。そこで全国をあげてソ連領の復員引き揚げの促進運動に立ち上がった。マッカーサー司令部とソ連対日理事会との協定が成立して、昭和二十二年十月八日にはナホトカに、十七日には樺太に向けて引揚船の運航が開始された。ナホトカからの引き揚げについては、ソ連のタス通信が「日本人俘虜は戦犯関係として審理中の者を除き送還は終了した」と発表し、驚かせた。すなわちわが国では五月一日現在で、生死未確認を含めてなおソ連地区に約三一万四〇〇〇人、満州地区に約六万人の未帰還者がいるものとみていたので、家族を中心にさらに帰還促進運動が展開され、いろいろの呼びかけが行われた。本県でも昭和二十五年八月十五日国の運動に参加したが、その後約三年八カ月の空白期間をおいて、同二十八年十一月に引き揚げが再開され、同三十一年ようやくソ連領の集団引き揚げも終了した。しかしソ連領からの復員者の中には洗脳されて「天皇島上陸」などをとなえる集団も現われ、帰郷を待ちわびていた家族を驚かす事件も発生した。また政府が引揚者の秩序維持に関する政令を公布するなどソ連地区引揚者の特色が現れた。

引揚者受け入れ港の一つとなった鹿児島市は空襲で市街地の殆んどを焼失し、上陸者の収容施設はなく、資材も労務調達も極めて困難であった。やむを得ず加治木町の日本医療団療養所を受け入れ施設とすることとし、昭和二十年九月二十八日外地引揚民加治木事務所を開設し、その中に復員のための陸軍部と海軍部および一般部を設け、検疫は鹿児島陸軍病院と霧島海軍病院の派遣員でこれを行うこととして業務を開始した。業務開始の翌二十九日には早くも北大東島から引揚船が入港した。十一月には鹿児島援護局が発足し、翌二十一年春以後は鹿児島港で受け入れが行われた。

わが国の海外軍民の引き揚げは、いうまでもなく敗戦国の復員引き揚げであったので、軍は敗残兵さながらの復員であり、一般邦人は一人千円の持ち金とリュック一個の荷物が許されただけの流浪者さながら、ともに文字どおり惨たんたるものであったが、喜びに燃えて故郷の土を踏み、苦難の道をたどりながら、国の復興に立ち上がっていった。

氏名	官役等種	出身地	戦没年月日及び場所
石原善十	歩兵・伍長	赤水	昭和十三年八月七日戦病死　第一〇六師団第三野戦病院
橋口親雄	兵長	赤水	昭和十九年一月十日戦死　北支方面
川中功	上等兵	赤水	昭和十九年三月二十七日戦死　ガケアン列島セバンヂャン島
山下巳知郎	曹長	赤水	昭和十九年七月十八日戦死　マリアナ島方面
石原重義	軍曹	赤水	昭和二十年三月十七日戦死　硫黄島方面
横村健一	一等兵	赤水	昭和二十年六月十六日戦病死　熊本第一陸軍病院人吉分室
原田幸重	上等兵	赤水	昭和二十年五月十二日戦死　ルソン島アグノ河上流アンブクラオ方面
宮元重治	兵長	赤水	昭和二十年二月二十六日戦死　比島バギオ第一陸軍病院
田原清重	伍長	赤水	昭和二十年五月十五日戦死　沖縄本島　幸地
岡村行雄	兵長	赤水	昭和二十年六月十四日戦死　沖縄入室瀬岳
中島盛重	兵長	赤水	昭和十九年十一月二十八日戦死　中華民国雲南省
浜田清則	伍長	赤水	昭和十八年十二月二十五日戦死　東部ニューギニヤ島マサエン
森田清五郎	兵長	赤水	昭和二十年八月十八日戦病死　泰国盤国南方第一六陸軍病院
川村清秀	伍長	赤水	昭和二十年六月五日戦死　比島ルソン島リザール洲ボソボソ
宮元静雄	兵長	赤水	昭和二十年八月十日戦死　北部ルソン島マウンテン洲ティノック
中島重則	兵長	赤水	昭和二十年三月一日戦死　ビルマ　メリラテーラ
村山憲男	兵長	赤水	昭和二十年十一月十六日戦死　佛印バーテンドオクヤマ
田原萬三	兵長	赤水	昭和二十一年二月二十五日　ビルマ方面
大保勝美	二工作曹	赤水	昭和十九年十月二十五日戦死　比島東方海面
大保慶造	軍属	赤水	昭和二十年六月十八日戦死　北千島西方海面
大保秀雄	一整曹	赤水	昭和二十年六月十九日戦死　非色島方面

岩村虎行	二整曹	赤水	昭和二十年四月二十四日戦死	フィリッピン群島方面
村山清治	一整兵	赤水	昭和二十年六月一日非公務死亡	結核性膀胱炎に依り帰郷療養中病死
藤崎満夫	上等兵	赤水	昭和二十三年六月九日戦病死	ソ連ハバロスク洲コムソモリスク地区病院
海江田善一	上等兵	赤水	昭和十九年十月二十九日戦病死	西部ニューギニヤ　サワラティ島サマテ
岩崎定次	軍属	赤水	昭和十九年五月十日戦死	ニューギニヤ方面
岩村正夫	上等兵	赤水	昭和十三年十一月二十九日戦病死	小倉陸軍病院
藤崎雍夫	飛上兵	赤水	昭和十九年二月十九日戦死	南太平洋方面
福島金藏	二等機関兵	赤水	昭和十九年二月十九日戦死	台湾澎湖島
田畑畩八	陸軍軍曹	赤水	昭和二十年一月五日戦死	鹿児島市伊敷方面
萩原純夫	上等兵	小池	昭和二十二年七月一日戦死	ウクライナ
篠原茂	上等兵	小池	昭和十九年六月十七日戦死	北支河南省霊宝縣神窩方面
池田俊則	衛生兵・上等兵	小池	昭和十九年二月二十七日戦死	中華民国山東省集蕪縣王家糧坡付近
村山康	歩兵・一等兵	小池	昭和十八年九月三十日戦死	西太平洋（前橋丸）
藤崎清治	上等兵	小池	昭和二十年八月六日戦死	広島市
東條敏郎	工・中尉	小池	昭和十九年六月十六日戦死	中華民国湖南省長沙縣元家塘西南方面
上山秀徳	軍医・少尉	小池	昭和二十年三月十七日戦死	硫黄島方面
有村利道	兵長	小池	昭和二十年七月三十日戦死	比島中部ルソン島ヌエバエシバ洲サンミゲル
藤崎魏實	伍長	小池	昭和十九年八月二日戦死	東部ニューギニア　ヤカムル
横田英史	歩兵・少尉	福岡市	昭和二十年四月十二日戦死	沖縄県豊城（学徒出陣）
上山貞雄	三曹	小池	昭和十六年十月五日公務死	壱岐水道鴨鴨子燈台二五一度七海哩付近
村山美良	水兵長	小池	昭和十八年六月十六日戦死	ソロモン群島方面　チイセル沖
西元義光	上等・水兵	小池	昭和二十年一月二十八日戦死	東支那海方面
寺園禎二	一機曹	小池	昭和二十年十月四日戦病死	南洋群島トラック島諸島夏島

上山時雄	上等・水兵	鹿児島市	昭和十九年八月二十二日戦死　比島方面
若松利雄	上等・水兵	鹿児島市	昭和二十年二月二十三日戦死　菲島マニラ
萩原久江	軍属・雇員文官	小池	昭和二十年七月十七日戦死　鹿児島方面
折田美栄子	軍属・雇員文官	小池	昭和二十年七月十七日戦死　鹿児島方面
宮下正則	歩・兵長	小池	昭和二十一年一月八日戦死　台湾沖海上
上山虎重	兵長	小池	昭和二十年一月二十六日戦死　比島ルソン島バンガシナン洲カバルアン岡
藤崎豊治	伍長	小池	昭和二十年八月十八日戦死　満州興安北省開領西南一五キロ
田中武志	上等兵	指宿市	昭和二十年四月二十九日戦病死　満州哈爾濱市花園収容所
国生眞一	上等・水兵	小池	昭和二十年四月二十七日戦病死　朝鮮慶省南道鎮海軍病院
藤崎規矩夫	軍属	小池	昭和二十年五月五日戦死　朝鮮方面
赤尾茂	予・少佐	小池	昭和二十年五月二十二日戦死　沖縄県首里市松川町
藤田春夫	兵長	鹿児島市（小池）	昭和二十年七月二十八日戦病死　比島ルソン島カガヤン洲アパリ
池田幸夫	歩・伍長	小池	昭和二十年十月十五日戦死　レイテ島タクロバン沖
福元秀吉	伍長	川辺郡	昭和二十年六月十六日戦死　比島ネグロス島
横山蔵之進	伍長	鹿児島市	昭和二十年七月十七日戦死　ビルマ国ペグー縣デカミヨン
折田時雄	上等兵	小池	昭和十二年九月二十二日戦死　主宅中隊補助観測所
藤崎貞清	歩・伍長	小池	昭和十三年十月二十日戦病死　中華民国江蘇省上海第七兵站病院
上山貢	歩・伍長	小池	昭和十三年十一月二十日戦病死　中華民国江西省九工第五兵站病院
池田鶴義	歩・伍長	小池	昭和十四年七月九日戦死　満州国興安北省新己爾虎右翼旗ノモンハン付近
岩切岩雄	歩・一等兵	小池	昭和十七年七月九日戦死　佛印カムラワン沖
池田清重	兵長	小池	昭和十九年十一月十三日戦死　マニラ湾に於て、集船停泊中
池田久子	軍属・雇員文官	小池	昭和二十年七月十七日戦死　鹿児島方面
萩原秋男	野砲・伍長	小池	昭和十八年十月二十九日戦病死　南海派遣ソロモン群島ボーゲンビル島ラグワイ

萩原貞男	上等兵	小池	昭和十九年八月十一日戦死	湖南省湘潭縣易俗河
村山薫	飛・大尉	小池	昭和十九年十一月一日戦死	レイテ島タクロバン沖上空
浜川一美	伍長	小池	昭和十九年十一月二十六日戦病死	ソロモン群島ボーゲンビル島ルンバ
浜川潮	軍曹	小池	昭和二十年二月二十八日戦病死	ソロモン群島ボーゲンビル島
萩原伝	伍長	小池	昭和二十年三月六日戦病死	ソロモン群島ボーゲンビル島ツレコノ
藤崎正秋	伍長	小池	昭和二十年四月九日戦死	比島レイテ島オルモツク北方三キロ
藤崎義秀	兵長	小池	昭和二十年五月十日戦病死	中国夏江縣漢口第百四拾兵站病院
横山正治	伍長	小池	昭和二十年四月二十九日戦死	比島ルソン島マウンデン洲バギオ
横山ミヤ子	軍属	小池	昭和二十年八月二十七日戦死	長崎県島原方面
萩原行則	兵長	小池	昭和二十年八月二十日戦病死	比島ルソン島ラグワ洲リパス
酒匂末夫	兵長	小池	昭和二十年三月十五日戦死	比島ルソン島マウンデン洲トレニダット
酒匂則夫	兵長	小池	昭和二十年八月九日戦死	比島ルソン島マウンデン洲ハバンガン
有村利貞	軍医・中尉	小池	昭和十一年三月三日戦死	南方ダンビール海峡南ロフィンシュハフェン東南三キロ付近
萩原明	軍属	小池	昭和二十年六月二十日戦死	比島方面
小松功	歩・伍長	小池	昭和二十年八月二十五日戦死	ビルマ国ペグー県デカミヨン
小松春吉	歩・伍長	小池	昭和二十年一月二十日戦死	比島ルソン島ラグワ洲リパス
池田幸夫	歩・上等兵	小池	昭和二十年八月十三日戦死	ハイラル梅ケ元陣地
山田政蔵	一等兵	赤生原	昭和二十年八月十八日戦病死	熊本師官区砲兵補充隊において
坂之上義雄	曹長	赤生原	昭和十八年十二月十一日戦死	中支南昌方面
石原畩助	兵長	赤生原	昭和十九年四月二十五日戦死	ニューギニア　ホルランヂャ付近
原田一	伍長	赤生原	昭和十九年十月二十日戦病死	ソロモン群島ボーゲンビル島ケレケン
石原俊則	一飛曹	赤生原	昭和二十年一月七日戦死	九州南方海面の戦闘において
山田申吉	軍曹	赤生原	昭和十九年六月七日戦死	ソロモン群島ボーゲンビル島

村山一男	伍長	赤生原	昭和二十年三月二十四日戦病死	ソロモン群島ボーゲンビル島マイカ
丸田正夫	伍長	赤生原	昭和十九年九月十五日戦病死	中国長沙県長沙野戦予備病院
山中重夫	伍長	鹿児島市	昭和二十年三月十四日戦死	ソロモン群島
池田澄義	軍属	赤生原	昭和二十年三月十四日戦死	比島ルソン島サベラ洲カワヤン
宮元豊一	上機曹	赤生原	昭和十九年八月十八日戦死	南支那海方面の戦闘において
村山義雄	軍属	赤生原	昭和十九年六月十四日戦死	南洋群島
赤尾森夫	軍属	赤生原	昭和二十年七月二十五日戦死	ルソン島東海岸
日高実通	軍曹	熊毛郡	昭和十九年七月十一日戦病死	中華民国雲南省
野原滋	曹長	鹿児島市	昭和二十年七月二十四日戦死	比島ルソン島カブヤン
後山勝吉	歩・伍長	川辺郡	昭和十九年十一月三十日戦死	中支方面
長谷栄蔵	機兵・曹長	赤生原	昭和十四年三月二日戦病死	豊後水道水ノ子燈台三一九度五〇八浬付近
宮元徳重	兵長	赤生原	昭和二十一年六月十八日戦病死	ソ連カザックスタン洲ダンケン外地区アングレン収容所
石原藤雄	二空曹	赤生原	昭和十五年五月三日公務死	A型パラチフスに因り
竹山鉄雄	歩・兵長	赤生原	昭和二十年七月二日戦死	比島ルソン島カブヤン
山田末則	歩・兵長	赤生原	昭和二十年三月二十七日戦死	比島アンカヤン
萩原武夫	歩・兵長	小池	昭和二十年八月二十七日戦死	比島ルソン島ラグワ洲リパス
上原一男	歩・伍長	武	昭和十四年十二月三十日戦死	支那廣西省邕寧忠南方高地付近
中野春香	歩・兵長	武	昭和十五年十月十九日戦死	中華民国邯北省平峰縣第二土門庄付近
中原久夫	重砲・上等兵	武	昭和十六年六月六日戦病死	小倉陸軍病院
竹之上幸夫	野砲・上等兵	武	昭和十七年十月二十五日戦病死	中華民国山西省西城第三七師団第一野戦病院
宮之脇明	歩・伍長	武	昭和十三年八月二十六日戦死	中華民国瑞昌縣塔上山付近
宮之脇末雄	兵長	武	昭和二十年一月二日戦死	ルソン島バンガシナン洲カバルアン岡において頭貫通銃創により
川脇末彦	歩・上等兵	武	昭和十四年二月六日戦病死	鹿児島陸軍病院

川元	義雄	歩・上等兵	武	昭和十四年八月二十八日戦死　満州国興安北省新己爾尤翼旗ホルステン河東付近
福永	定	工・上等兵	武	昭和十四年八月三十日戦死　満州興北省新己爾虎左翼旗ハルステン河ホルステン河合流点
永吉	豪男	二補充・伍長	武	昭和十八年十月八日戦死　比島ルソン島北站斉頭面沖　北緯一八度四八分東経三九度〇三分
脇田	末義	予歩・中尉	武	昭和十九年七月二十五日戦病死　満州興安北省索愉旗牙克石第七一号野戦陣地
脇田	勇	歩・伍長	武	昭和二十年六月二十八日戦死　比島アンカヤン
松元	孝義	歩・兵長	武	昭和十九年八月二十六日戦病死　中支武昌陸軍病院
浜田	善吉	飛・兵長	武	昭和十九年十月三十日戦傷死　昭和十九年十月十四日敵機の攻撃を受け戦傷、台中陸軍病院において死亡
川脇	次男	歩・兵長	武	昭和十九年七月八日戦傷死　中支湖南省長河第五八師団野戦病院
竹之上	満夫	歩・伍長	武	昭和二十年三月十七日戦死　硫黄島方面
永吉	勇	歩・伍長	武	昭和二十年三月十七日戦死　硫黄島方面
浜田	又男	兵長	武	昭和二十年三月十七日戦死　硫黄島方面
山口	一義	伍長	武	昭和二十年三月十七日戦死　硫黄島方面
坂元	豊二	上等兵	武	昭和十九年十一月十一日戦病死　第二二兵站病院武昌分病室　アメーバー赤痢
浜砂	捨夫	上等兵	武	昭和二十年三月三十一日戦死　北部ルソンベンゲト通一一六五番地
武	義夫	兵長	武	昭和十九年三月十二日戦病死　南方一二陸軍病院
脇田	三好	伍長	武	昭和二十年八月二十八日戦病死　比島セブ島
四元	佐逸	伍長	武	昭和二十年二月二十四日戦死　ボーゲンビル島ポートン方面
木島	茂	飛・伍長	武	昭和二十一年一月八日戦病死　中華民国河北省比平清華国第一五二兵站病院（肺結核）
福永	辰美	兵長	武	昭和十九年三月二十四日戦死　ソロモン群島ボーゲンビル島タロキナ
福永	博美	兵長	武	昭和二十年十月三十日戦病死　ソ連ハバロフスク洲コムソモリス地区コムソモリス第一収容所
永野	待徳	軍曹	武	昭和十九年三月二十四日戦死　ソロモン群島ボーゲンビル島タロキナ
武	三丈夫	伍長	武	昭和十九年一月十八日戦病死　ソロモン群島ボーゲンビル島マイカ
武	義男	伍長	武	昭和二十年一月九日戦死　ソロモン群島ボーゲンビル島ルンバ

武藤男	伍長	武	昭和二十年九月二十九日公病死　台南洲嘉義市玉川町一二五
大窪義徳	兵長	武	昭和十九年十月五日戦病死　中支長洲野戦予備病院
上原正義	兵長	武	昭和二十年八月四日戦病死　中支長沙第一二七兵站病院
上原利信	兵長	武	昭和二十年四月三日戦死　ニューギニヤ　セピック洲マグエル
岩切甚蔵	予・兵長	武	昭和二十年三月十日戦死　ルソン島マルキナ東方三キロ
中島藤義	兵長	武	昭和二十年四月二十一日戦死　沖縄群島　伊江島
森盛治	兵長	武	昭和二十年四月五日戦死　フィリッピンルソン島プラカン洲イボニ
福島一枝	兵長	武	昭和二十年五月十日戦死　フィリッピンルソン島リザール洲モンタルバン
川村辰雄	兵長	武	昭和二十年七月十日戦死　比島ルソン島スエバビカヤ洲キヤガン付近
今村鉄男	兵長	武	昭和二十年七月二十五日戦死　比島ルソン島カブヤン洲ナトニン
森永茂男	伍長	武	昭和二十年七月八日戦死　比島ルソン島ガブヤン洲バサラ
中野辰巳	兵長	武	昭和二十一年一月十五日戦病死　ソ連チタ洲チタ地区第二四収容所
池畠正夫	伍長	武	昭和十九年十二月二十四日戦死　中支湖南省岳陽縣
篠原虎重	兵長	武	昭和十九年九月六日戦病死　中支漢口第一陸軍病院
新保武男	伍長	武	昭和十九年七月二十三日戦傷死　中国衡陽縣第六十八師団野戦病院
滝本政雄	軍属	武	昭和二十年四月二十八日戦死　比島セブ島セブ市西方ポンタ付近
中野小吉	海軍・少尉	武	昭和二十年三月三十日戦死　比島セブ島セブ市西方ポンタ付近
大窪富男	上等兵	武	昭和二十八年八月三十一日戦病死　帰郷後武三四〇において肝臓病に因り
竹森秀雄	歩・兵長	武	昭和二十年六月二十日戦死　比島セブ島セブ市において
武盛藤雄	一等・水平	武	昭和十五年十月二十二日戦病死　上海同済路上海海軍特別陸戦隊用北仮設病舎
福永虎信	二等・水平	武	昭和十七年六月二十三日戦死　東太平洋方面の戦闘において
竹之上信男	三曹	武	昭和十七年七月五日戦死　北太平洋方面の戦闘において
上新原虎夫	一機曹	武	昭和十九年三月三十日戦死　南洋群島パラオ

川村	信	二機曹	武	昭和十九年七月二日戦死　南洋方面
上野	正春	上飛曹	武	昭和二十年一月三十一日戦死　中支二五六空より敵潜水艦攻撃のため
上野	正治	二曹	武	昭和二十年六月二十六日戦病死　南洋群島方面の戦闘において
川村	音彦	二曹	武	昭和二十年二月六日戦死　南洋群島クエゼリン島にて玉砕
福永	豊実	海機・兵長	武	昭和二十一年一月十二日戦病死　呉潜水艦基地病院において
早川	一郎	伍長	武	昭和二十一年三月十日戦病死　第一八一兵站病院
森田	一男	歩・中尉	武	昭和十四年十二月十九日戦死　中華民国湖北省京山縣多宝湾
竹之上	友	軍曹	武	昭和十九年七月十八日戦死　マリアナ島方面の戦闘において
森山	盛夫	兵長	武	昭和十九年九月二十日戦病死　中支野戦予備病院において
村上	四郎	上等兵	武	昭和十九年七月十二日戦病死　中国湖南省岳陽県第一二七兵站病院
武	学	伍長	武	昭和二十年三月十五日戦死　レイテ島西海岸カンギポット山付近
松田	定	兵長	武	昭和二十年一月二十日戦死　ルソン島パンカシナン洲サンファビンにおいて
上原	宣通	軍曹	武	昭和二十一年四月二十一日戦病死　シベリヤ　ソウカツにおいて
福永	晴治	兵長	武	昭和二十年七月十七日戦死　比島レイテ島ビニヤバ
萩原	不可止	中尉	武	昭和十七年六月七日戦死　東太平洋方面の戦闘において
萩原	八郎	少尉	武	昭和十九年六月十九日戦死　中部太平洋南洋群島方面の戦闘において
大園	賢市	一等・水平	武	昭和二十年一月十二日戦死　南支那海方面の戦闘において
永吉	才造	整備・兵長	武	昭和二十年七月五日戦死　比島方面敵上陸軍と交戦により
竹之上	幸男	歩・兵長	武	昭和二十年五月二十日戦死　南支那海
中村	忍	歩・上等兵	藤野	昭和十八年六月一日戦病死　ソロモン群島ボーゲンビル　ケキ島
西俣	三藏	歩・中尉	藤野	昭和十八年八月二十五日戦病死　小倉陸軍病院
中村	力	飛・軍曹	藤野	昭和二十年一月十日戦死　比島マニラ湾において
中村	廣四	兵長	藤野	昭和二十年四月二十一日戦病死　中華民国天津第一三三兵站病院において

隈元清友	少尉	始良郡	昭和十九年七月十八日戦死	マリアナ島方面の戦闘において
東村満芳	一等兵	藤野	昭和二十年三月二十日戦病死	朝鮮感鏡北道羅津府において
時村信男	上等兵	藤野	昭和二十年四月二十五日戦死	バギオ北方二一キロ付近において
藤山辰二	伍長	藤野	昭和二十年六月二十四日戦死	ルソン島カガシヤン洲ベニヤングランカ町ギルバール山中
藤崎進	曹長	藤野	昭和二十年七月十五日戦死	比島ルソン島ヌエビヤスカヤ洲サリナス北方山中
中村三郎	衛生・伍長	藤野	昭和二十年六月十七日戦死	中華民国廣西の目柳沢県板則において
時崎萬重	曹長	藤野	昭和十九年八月十六日戦病死	ソロモン群島ボーゲンビル島ルンバ
山元香	伍長	藤野	昭和二十年七月三十一日戦死	比島ルソン島クラーク
坂元英吉	伍長	藤野	昭和十九年十月二十二日戦病死	ソロモン群島ボーゲンビル島クラーク
村山兼蔵	曹長	藤野	昭和十二年十月二十日戦死	中華民国河省井極縣大龍窩付近
西俣英男	兵長	藤野	昭和十九年十月二十二日戦病死	中支新市第一二七兵站病院
山下又男	兵長	藤野	昭和二十年七月十五日戦病死	比島ルソン島タナイにおいて
濱村隆夫	兵長	藤野	昭和二十年七月十三日戦死	佛印安南洲宣安省ヴィン
西元貯良	憲兵・伍長	藤野	昭和二十年八月十三日戦死	比島ルソン島マラテン洲クヨ
山下辰夫	兵長	藤野	昭和二十年三月二十九日戦死	比島ルソン島マウンテン洲バギオ
武彌太郎	兵長	藤野	昭和二十一年二月十四日戦病死	ソ連アルタイス　バラナオ上一二八収容所において
西村正雄	軍曹	藤野	昭和二十年一月九日戦死	比島ルソン島リンガエン湾の戦闘において
西濱幸藏	兵長	武	昭和二十年六月十五日戦死	比島ルソン島カガヤシ洲ナドガン
濱川善光	兵長	藤野	昭和二十年一月二十日戦死	比島ルソン島バンガジナン洲カバルアン岡
藤山住雄	上等兵	藤野	昭和二十年三月十七日戦死	フィリッピン　レイテ島カンギポット山付近
上村栄藏	兵長	藤野	昭和十九年十二月十一日戦死	フィリッピン　レイテ島西方海面
山下勇七	兵長	藤野	昭和二十年二月十日戦病死	中華民国山東省済南陸軍病院
山下三郎	伍長	藤野	昭和二十年五月三十日戦死	比島ルソン島ブラカン洲イボ山

藤山三雄	曹長	藤野	昭和二十年七月十日戦死　比島ルソン島バギオ
藤原正彦	上等兵	藤野	昭和二十二年五月十五日戦病死　ソ連ブリヤードモンゴル自治共和国ウランウデ地区ウランウデ病院において
上村勝雄	歩・上等兵	藤野	昭和十三年七月九日戦死　中華民国江省湖口縣流漸礁東高地
西俣三郎次	歩・伍長	藤野	昭和十四年三月二十三日戦死　中国江西省武寧縣西方高地
岩元藤雄	歩・大尉	藤野	昭和十五年一月二十一日戦病死　台北陸軍病院
村山義巳	野砲・上等兵	藤野	昭和十五年六月十五日戦病死　中華民国山西省解縣野砲兵第三七隊本部
青山保光	歩・上等兵	藤野	昭和十七年九月八日戦死　中国河北省遵化県東北約六〇キロ嶺子
武覚	軍曹	藤野	昭和二十年六月三十日戦死　ブーゲンビル
山中末熊	一等兵	藤野	昭和二十年四月二十一日戦死　ハイラル
内村大吉	軍曹	藤野	昭和二十年八月十八日　ハイラル
西元岩夫	上等兵	藤野	昭和二十年二月十三日戦死　ブーゲンビル
西浜学	一飛曹	藤野	昭和十九年一月一日公務死　内地　飛行機事故により墜落
時崎恕	上等兵	藤野	昭和十七年十一月二十九日戦病死　熊本陸軍病院
村山繁	二曹	藤野	昭和十三年四月十一日公務死亡　佐世保海軍病院
中村明	二航・兵曹	藤野	昭和十六年十一月一日公務死亡　広島県呉海軍航空隊において
中村重春	一曹	藤野	昭和十九年二月二十三日戦死　小笠原方面の戦闘において
西元芳春	一曹	藤野	昭和十九年四月四日戦死　南洋群島方面の戦闘において
村山重雄	一機曹	藤野	昭和十九年二月六日戦死　南洋群島方面の戦闘において
東村ツル子	軍属	藤野	昭和十九年十月二十五日戦死　大村第二一海軍航空廠の災害により殉職
中村修	水長	藤野	昭和十九年十二月二十二日非公務死　兵庫県相生市播磨病院
西村次男	一機曹	藤野	昭和十九年二月九日戦死　南洋群島クエゼリ島玉砕
西村秀夫	上等・水兵	藤野	昭和十九年二月十四日戦死　スマトラ方面において
時村利男	水兵長	藤野	昭和十九年一月二十日戦死　ソロモン群島方面

藤村好也	歩・伍長	藤野	昭和二十年十一月七日戦死	小笠原方面の戦闘において
山元春喜	歩・伍長	藤野	昭和二十年十一月五日戦死	南洋群島方面の戦闘において
西山誠幸	軍属	藤野	昭和二十年八月十五日戦病死	龍江省泰来縣五廟子警察内
久米公貫	歩・中尉	西道	昭和十三年八月二十六日戦死	中華民国江北省黄梅縣魏家涼亭西北方高地
久米愛彦	軍尉・少尉	西道	昭和十三年十月五日戦死	中華民国江西省徳安県田歩蘇
隈元芳彦	歩・上等兵	西道	昭和十年四月十二日戦死	支那海南島澄邁縣郡崾部落付近
久米豊實	山砲・兵長	西道	昭和十五年十一月十日戦死	中華民国山西省四沃縣辛村付近
久米大	飛行・中尉	西道	昭和十七年一月二十八日戦死	比島バタン半島カバック南方海岸
宮下タケ	看護婦	西道	昭和十五年八月二十六日戦病死	北支大同陸軍病院
山元義顯	歩兵・中尉	西道	昭和十九年九月九日戦死	中支廣東省開平縣浅涌口
山口正一	兵技・曹長	西道	昭和十九年十一月二日戦病死	大鳥島において
園田賢基	曹長	西道	昭和十九年五月十八日戦病死	蘭領チモル島方面第一〇九兵站病院
隈元純雄	歩・伍長	西道	昭和二十年三月十七日戦死	硫黄島方面
松崎雪雄	歩・曹長	西道	昭和二十年三月十七日戦死	硫黄島方面
上山次哉	歩・少尉	西道	昭和二十年三月二十日戦死	比島マニラ東方三五キロ振武台
野元春夫	兵長	西道	昭和十九年三月十日戦病死	ソロモン群島ボーゲンビル島キエタ
上原鹿雄	伍長	西道	昭和十九年十二月二十二日戦死	ソロモン群島ボーゲンビル島キエタ
上山正治	軍曹	西道	昭和十九年六月十六日戦死	ソロモン群島ボーゲンビル島バクダン
宮下鹿夫	兵長	西道	昭和十九年九月二十三日戦死	ソロモン群島ボーゲンビル島ハタイ
叶稔	伍長	西道	昭和二十年六月七日戦死	ソロモン群島ボーゲンビル島マイカ
山元藏一	兵長	西道	昭和二十年十月十七日戦病死	中支武昌第一二八兵站病院
久米俊彦	曹長	西道	昭和十九年十一月二十日戦死	比島ミンダナオ島サンカナン
竹之内静雄	兵長	西道	昭和二十年七月七日戦死	比島ミンダナオ島ワロエ

久米康	兵長	西道	昭和二十年六月八日戦死	華中独立歩兵第五旅団司令部沙市患者療養所
横山繁	軍属	西道	昭和十九年十一月十二日戦死	東支那方面
村山秀雄	伍長	西道	昭和十九年五月三十日戦病死	中国独立第五旅団司令部沙市患者療養所
上原勇	准尉	西道	昭和二十年六月二十日戦死	沖縄本島摩文仁
野元正	伍長	西道	昭和二十年六月一日戦死	ルソン島ヌエバビンカ州サクラサク
永野昇	兵長	西道	昭和二十年二月十日戦死	ルソン島ルザール州マニラ
萩原貞弘	少尉	西道	昭和二十年六月三十日戦死	比島ルソン島スエバビスカ洲パンバン
上山直士	兵長	西道	昭和二十年九月九日戦死	比島北部ルソン島イチアゲ飛行場南方一二キロ
園田熊敏	中尉	西道	昭和二十年七月十日戦死	比島ルソン島ラグナ洲バグンバヤン
萩原貞春	兵長	鹿児島市	昭和二十一年七月三十日戦死	ソ連ウスベツクスタン共和国チアマ保養所
梅村繁雄	軍曹	愛知県	昭和二十年四月二十六日戦病死	比島ルソン島カガセン洲アキギゲン
萩原貞光	曹長	鹿児島市	昭和十八年九月三十日戦死	ソ連ウスベツクスタン共和国チアマ保養所ラーゲル
上田清道	歩・伍長	姶良郡	昭和二十年四月三日戦死	南支那海（佛印）方面
宮下三郎	海軍・軍属	西道	昭和十六年九月二十二日公傷病死	中支上海にて
上山義視	上等・水兵	西道	昭和十八年十一月二日戦死	ソロモン群島ボーゲンビル沖の戦闘において
山元逸男	上等・主計兵	西道	昭和十九年九月十二日戦病死	マレー方面において公務作業中
上山俊視	一曹	西道	昭和二十年一月十二日戦死	南支那海（佛印）方面の戦闘において
有村盛彦	上等・水兵	西道	昭和二十年四月十六日戦病死	陸戦隊において
上原英実	一機曹	西道	昭和十九年六月二十日戦死	南洋群島方面の戦闘において
鮫島藤雄	軍属	川辺郡	昭和二十年十一月十三日戦病死	蘭印セラム島
野口浩利	歩・伍長	西道	昭和十九年七月二十四日戦死	硫黄島において
葛迫光男	兵長	鹿児島市	昭和十九年十月二十五日戦死	フィリッピン沖
佐藤睦人	伍長	福岡県	昭和二十年六月二日戦死	比島ミンダナオ島シラエ

川畑与市	伍長	肝付郡東桜島町	昭和二十一年九月二十九日戦病死　ソ連アムール洲ブラゴエンチェンスク地区ブラゴエン中央病院
田中茂芳	歩・兵長	松浦	昭和二十年三月十一日戦死　比島ミンダナオ島シラエ
久米満洲男	歩・兵長	西道	昭和十九年四月二十日戦死　大島郡亀徳沖において
久米俊種	歩・伍長	西道	昭和二十年五月十一日戦死　ビルマ方面
中村獅男	歩・上等兵	松浦	昭和十三年十一月十八日戦病死　中華民国江西省徳安縣合掌街野戦予備病院
濱村忠男	歩・准尉	松浦	昭和十四年七月六日戦死　中華民国山西省経縣馮家河東北方高地
岩元相治	歩・上等兵	松浦	昭和十五年二月一日戦病死　中華民国武昌第一一軍第一四兵站病院
松元一男	歩・上等兵	松浦	昭和十六年八月十日戦病死　満州東安省密山縣廟嶺陣地策安第一陸軍病院密山分室
松元春香	歩・伍長	松浦	昭和十五年四月十六日戦死　中華民国廣東省靈山縣山義岑東南方付近
中元正志	歩・伍長	松浦	昭和十六年十二月十六日戦死　中華民国安微省肝縣集宗村付近
中村國雄	歩・上等兵	松浦	昭和十八年六月二十六日戦病死　ビルマタデニ第二患者療養所
松元初飛	軍曹	松浦	昭和十八年八月二十一日戦死　ニューギニア東方ウェワク飛行場東方約四キロ海上
狩元重雄	歩・兵長	松浦	昭和十八年五月五日戦死　ニューギニア太平洋大王崎三四五浬海上において
濱村選	歩・兵長	松浦	昭和十九年四月三十日戦死　中華民国河南省許昌県新張方面
松元勇雄	歩・伍長	松浦	昭和十九年六月二十九日戦死　大島郡亀徳沖において
山中末熊	歩・一等兵	松浦	昭和二十年四月二十六日戦死　大刀洗飛行場において
宮元正夫	歩・一等兵	松浦	昭和二十年七月十五日戦病死　日置郡田布施十連山において
梅元文義	歩・一等兵	松浦	昭和十九年九月十日戦病死　支那湖南省衡山第一二八兵站病院において
松元理一	歩・伍長	松浦	昭和十九年十一月十一日戦死　玲島舟山列島方面　東島西方一五キロ海上
岩元勝夫	伍長	松浦	昭和十八年十月二日戦死　ソロモン群島ボーゲンビル島
川畑幸則	野・准尉	松浦	昭和二十年六月十一日戦死　ルソン島ボンドック街道二四キロ
園山泰藏	兵長	松浦	昭和二十年一月十五日戦病死　中支長河野戦予備病院
園山武雄	伍長	松浦	昭和二十年一月二十三日戦病死　ソロモン群島ボーゲンビル島ウイラ

松元勝	伍長	松浦	二俣	昭和二十年七月十四日戦死　ソロモン群島ボーゲンビル島モシゲタ
濱村則義	伍長	松浦		昭和二十年五月二十九日戦病死　比島ルソン島アウンナン洲カラオ
坂元弘	兵長	松浦		昭和二十年五月八日戦死　比島ルソン島リザール洲イポニ
梅元遙	伍長	松浦		昭和二十年七月一日戦死　比島レイテ島カンギポットにおいて
西村椿名	兵長	松浦		昭和十九年十二月二十一日戦病死　フィリッピンルソン島
竹下嗣男	伍長	松浦		昭和二十年三月十七日戦死　比島レイテ島カンギポット山
山中一	伍長	松浦		昭和十九年六月二十五日戦死　比島マニラ西方海面
濱平正幸	軍曹	松浦		昭和二十年六月十日戦死　比島セブ島セブ市北方五百高地
内村進	伍長	松浦		昭和二十一年一月二十四日戦病死　満州国錦明省阜新市新印街阜新炭鑛興亜寮
濱平峯太郎	水・兵曹	松浦		昭和十四年三月二日戦死　豊後水道水子燈台の三一九度五・八浬付近
竹之下副則	水・兵長	松浦		昭和十八年三月十九日戦死　南洋群島方面
竹之内辰見	上・機兵	松浦		昭和十九年十一月二十五日戦死　菲島方面
濱平良雄	上等・水兵	松浦		昭和二十年二月十五日戦死　菲島方面
松元春雄	整長	松浦		昭和二十年二月二十五日非公務死亡　霧島海軍病院において
土井伝	歩・准尉	松浦		昭和十二年十一月二十六日戦死　中華民国江蘇省無錫長安橋鎮付近
狩元勝親	軍曹	松浦		昭和十二年九月二十一日戦死　中華民国
浜平透	軍曹	松浦		昭和十三年四月　日戦病死　中華民国山西省陸軍病院
浜村貢	歩・上等兵	松浦		昭和十三年七月二十九日戦死　中華民国江蘇省宝山縣家宅
山中春清	歩・伍長	松浦		昭和十三年七月二十九日戦死　中華民国安徴省宿松縣涼亭高地付近
土井佐知子	看護婦・軍属	松浦		昭和二十年四月二十一日　鹿児島市内
園山正夫	歩・兵長	松浦		昭和二十年七月二十一日戦死　ソロモン群島ガダルカナルにおいて
有村敬造	歩・兵長	松浦		昭和二十年二月二十一日戦死　中華民国湖南省
谷口益夫	兵技・大尉	松浦		昭和十六年七月二十一日戦病死　中華民国山西省監汾陸軍病院

久留鉄郎	歩・伍長	二侯	昭和十六年五月八日戦死	中華民国安徽省分胞縣長崗店付近
中村世嗣	野砲・伍長	二侯	昭和十八年一月十七日戦死	ソロモン群島ガダルカナル勇川先方において
中村五	上等兵	二侯	昭和二十年六月二十五日戦病死	中華民国湖南省第一三二兵站病院
宮下政江	歩予・上等兵	二侯	昭和十三年七月五日戦死	中華民国湖口縣湖口付近
枦元政則	歩・上等兵	二侯	昭和十四年三月三十日戦死	中華民国江西省南昌縣瑞溪市北側高地付近
隈元澄哉	伍長	二侯	昭和十九年十一月二十日戦病死	中支廣西省全縣當房村
浜元勲	伍長	二侯	昭和二十年七月十九日戦死	比島ミンダナオ島アグサン洲ウマヤン
西賢造	軍曹	二侯	昭和十九年十一月十一日戦死	比島レイテ島カモテス海
森賢一	軍曹	二侯	昭和二十年三月七日戦死	比島パラオ島
隈元末男	伍長	二侯	昭和十五年十月九日戦死	蒙古連合自治政府晋比廳管区渾源縣槍風嶺
上山幸芳	兵長	二侯	昭和二十年八月十五日戦死	満州国牡丹江省東寧縣石門子勝閲陣地
酒匂雪則	二等・水兵	二侯	昭和十四年四月二十日非公務死	佐賀県藤津郡嬉野海軍病院
隈元俊夫	一整曹	二侯	昭和二十年三月十八日戦死	南九州方面の戦闘鹿屋市笠之原
宮脇忍	水長	二侯	昭和十九年三月三十日戦死	南洋群島方面の戦闘において
東正輝	軍属	二侯	昭和二十年八月十四日戦死	光海軍工廠において
酒匂義満	兵曹長	鹿児島市	昭和十九年二月八日戦死	サイパン島第四特別根據地
山元澄夫	上曹	東桜島町	昭和十九年一月三十一日戦死	南方方面
国生彰彦	海軍・軍属	二侯	昭和二十年八月二十五日戦死	長崎市兵器製作所研究室
酒匂盛孝	上等兵	二侯	昭和二十一年二月一日戦病死	新京第一陸軍病院
隈元孝夫	警佐	二侯	昭和二十二年二月二十二日戦病死	中華民国奉天市
隈元正雄	歩・上等兵	二侯	昭和十五年五月十五日戦死	支那山西省絳縣増村付近
酒匂国男	上等兵	二侯	昭和十九年十月十五日戦死	五島方面において
大脇秀次	兵長	二侯	昭和二十年三月十七日戦死	硫黄島方面の戦闘において

山崎芳秀	兵長	谷山市	昭和二十年一月十九日戦死　比島ルソン島テュニオン洲シソ	
畠山勇吉	歩・上等兵	白浜	昭和十三年七月九日戦死　中華民国江西省江口縣流衡礄東方高地	
田中清治	歩・上等兵	白浜	昭和十六年十二月二十一日戦病死　熊本陸軍病院	
竹元太郎	上等兵	白浜	昭和十八年七月三十一日戦病死　満州ハルピン成高子	
竹之内才造	上等兵	白浜	昭和十四年七月九日戦死　満州興安北省新己爾虎元翼旗ニグソリモト松西方高地	
吉留盛二	伍長	白浜	昭和十八年十月八日戦死　比島ルソン島北端斉頭沖合において	
成松秀夫	伍長	白浜	昭和十九年七月二十三日戦死　中華民国湖南省衡陽縣衡陽市の戦闘	
白坂重男	歩・曹長	白浜	昭和二十年三月十七日戦死　硫黄島方面の戦闘	
岩元一男	歩・曹長	白浜	昭和二十年三月十七日戦死　硫黄島方面の戦闘	
上山行俊	歩・一等兵	白浜	昭和二十年六月十一日戦病死　満州東満總省寧安縣揮林満一六三部隊	
白尾正也	軍曹	白浜	昭和二十年四月二十日戦死　沖縄本島阿波茶方面	
上山澄男	衛・兵長	白浜	昭和二十年六月二日戦傷死　支那湖南省夏口縣漢口第一陸軍病院	
宮元岩一	兵長	白浜	昭和　年　月二　日戦死　比島ネクロス島タンカラバン山中（斬り込み）	
坂元末雄	兵長	白浜	昭和十九年三月二十八日戦死　ソロモン群島ボーゲンビル島タロキナ	
竹沢峰男	兵長	白浜	昭和十九年十月二十二日戦死　ニューギニヤブーツにおいて	
岩元才造	上等兵	白浜	昭和二十一年十一月二十三日戦病死　朝鮮平壌三合里において	
橋口　稔	一等兵	白浜	昭和二十二年八月十七日戦病死　ソ連シベリヤナホトカ地区ナホトカ第五病院	
石原満雄	上等兵	白浜	昭和十九年二月二十日平病死　ソロモン群島ボーゲンビル島トフベラバイヤ付近	
池田明徳	伍長	白浜	昭和十九年十一月二十五日戦死　比島マニラ西方海上	
田中純夫	伍長	白浜	昭和十九年十一月二十五日戦死　比島マニラ西方海上	
岡山勝實	飛・少尉	鹿児島市	昭和二十年四月二十二日戦死　沖縄島周辺において	
小川忍太郎	上等兵	白浜	昭和二十年九月四日病死　東京第二陸軍病院	
山中廣二	歩・伍長	白浜	昭和二十年九月二十日戦死　沖縄島周辺において	

白川政雄	上等兵	白浜	昭和二十一年一月二十日戦病死　満州牡丹江省牡丹江
田中利則	上機兵	白浜	昭和十八年一月七日公務死　大分県沖駝駝島南側一、〇〇〇メートル海中に顚落不明
竹之下　午	歩・伍長	白浜	昭和十二年八月二十六日戦死　支那河北省平縣馬荘士付近
竹之下春加	一整曹	白浜	昭和十九年八月十日戦死　南洋群島グワム島において玉砕
山村福市	砲・上等兵	白浜	昭和十二年十月十日戦死　河北省澤北河
山村道徳	兵長	白浜	昭和二十年五月二十九日戦病死　印度支那バクニ第三七師団野戦病院
山元一實	歩・兵長	白浜	昭和十八年五月二十一日戦死　支那河南省済濟縣總張東北側
川添輝光	歩・兵長	白浜	昭和十九年七月十三日戦死　ソロモン群島ルルアナにおいて
川畠有三	伍長	白浜	昭和十九年五月二十八日戦死　ソロモン群島ボーゲンビル島
宮元栄次	兵長	白浜	昭和十九年五月二十一日戦死　河南省嵩縣禪堂
田中　諭	軍曹	白浜	昭和十九年六月二十九日戦死　大島郡亀徳沖二浬において
山下光徳	上等兵	白浜	昭和十九年七月三日戦死　五島列島黄島燈台南約一〇浬
岡山堅三	歩・伍長	白浜	昭和十九年九月三十日戦死　マリヤナ島方面の戦闘において
上原實利	歩・伍長	白浜	昭和二十年三月十七日戦死　硫黄島方面において
宮元徳藏	歩・兵長	白浜	昭和二十年三月十七日戦死　硫黄島方面において
白川辰男	歩・兵長	白浜	昭和二十年三月十七日戦死　硫黄島方面において
奥山重則	電信・伍長	白浜	昭和十九年十月十日戦病死　ニューギニヤ島サルカ方面野戦病院
西田春雄	伍長	白浜	昭和十九年十月十一日戦病死　中支湖南省郡陽縣洪橋療養所
川添雪彦	兵長	白浜	昭和二十年三月二十五日戦死　比島ルソン島マウンテン洲トリヤ
隈元　進	兵長	白浜	昭和二十年五月十七日戦死　比島ルソン島ボソボソにおいて
隈元純則	上等・水兵	白浜	昭和十九年十月三日戦病死　ビルマ方面において勤務中
白川秀吉	兵長	白浜	昭和二十年三月三十日戦死　ルソン島バギオキャンプ通三
尾田原慶造	兵長	新島	昭和二十年三月三十一日戦病死　比島ルソン島バギオ北方トリニダット

川添	慶徳	曹長	白浜	昭和二十年六月八日戦死　ルソン島巌山において
宮元	熊畩	伍長	白浜	昭和二十年四月二十一日戦死　ルソン島マウンテン洲バギオ
山下	貞純	伍長	白浜	昭和二十年六月十五日戦死　比島ルソン島マウンテン洲東方三キロ山中
有馬	虎繁	兵長	白浜	昭和二十年八月十六日戦死　満州国興安北省伊利売得において
上原	實清	兵長	白浜	昭和二十一年一月二十五日戦病死　ソ連シベリヤチタ地区において
前田	鉄夫	兵長	白浜	昭和二十年八月十五日戦死　中華民国廣西省全縣東
池畠	重利	軍属	白浜	昭和十九年十二月九日戦死　西部ニューギニヤビクマ島において
平山	繁行	上等兵	白浜	昭和二十年十一月三十日戦病死　ソ連ノヴォシビルスク洲ノヴォシビルスク区ケメロウ第四分所
川畠	有三	上整曹	白浜	昭和十九年八月四日戦死　比島マニラ方面（敵前上陸軍と交戦）
平野	軍吉	二曹	白浜	昭和十六年十二月二十三日病死　指宿町傷痍軍人鹿児島療養所
山下	清熊	二曹	白浜	昭和十八年八月四日戦死　ソロモン群島方面の戦闘
西田	正實	上整曹	白浜	昭和二十年四月二十四日戦死　比島マニラ方面（敵前上陸軍と交戦）マニラ
奥山	軍次	歩・伍長	白浜	昭和二十年四月二十四日戦死　比島マチラ方面（敵前上陸軍と交戦）
辻	正夫	歩・曹長	白浜	昭和二十年七月二十五日戦死　ソロモン群島ボーゲンビル島
平野	勇治	歩・上等兵	白浜	昭和二十年五月二十九日　樺太受郎岬東方
川畑	綱雄	伍長	白浜	昭和十九年七月二十七日戦死　ソロモン群島ボーゲンビル島
尾田原	正次郎	慵人	白浜	昭和十七年十月二日戦死　北緯六度一四分東経一二六度八分（推定）
川畠	綱男	伍長	新島	昭和二十年八月十五日戦死　比島ミンダナオ島ブキドノシカタングラッド山中
馬場	勝美	伍長	新島	昭和十九年十月十日戦病死　ソロモン群島ボーゲンビル島カイノ
池田	平次郎	飛・上等兵	新島	昭和十八年十二月二十三日戦病死　広島陸軍病院
酒元	島雄	歩・伍長	新島	昭和二十年三月十七日戦死　硫黄島方面
尾田原	武雄	二曹	新島	昭和十八年十一月二十五日戦死　西太平洋ギルバード諸島タラワ島において玉砕
酒元	貞雄	兵長	新島	昭和十九年八月三日戦病死　ニューギニヤ島ウェワク第一兵站病院

尾田原	末雄	歩・一等兵	新島	昭和十七年二月二日戦死　比島ルソン島ビガン沖
竹元	静雄	兵長	新島	昭和二十年十一月一日戦病死　華中江蘇省呉松第一七三兵站病院
酒元	末江	二曹	白浜	昭和十七年七月二十六日公務死　日昌丸派遣中公務作業中の船内において
尾田原	慶藏	歩・兵長	新島	昭和十九年十一月二十八日戦死　硫黄島方面において
酒元	末光	海軍・二曹	新島	昭和二十年一月二日戦死　比島ルソン島ビガン沖
川畑	与市	伍長	白浜（肝付郡）	昭和二十年九月二十三日
坂元	昭則	軍則	白浜	昭和二十年四月八日戦死　鹿児島市谷山軍工所において
岡山	賢一	上等兵	白浜	昭和十九年八月九日戦病死　鹿児島市
山村	隆徳	海軍・一水	白浜	昭和二十二年三月二十四日戦病死　鹿児島市

第八節　第二次世界大戦後復員者名簿

陸軍

部落	氏名	階級	所属部隊	帰還年月
赤生原	有村仲一	一等兵	朝鮮七・四・三連（大田府）	20・10・8
小池	有村盛秀	伍長	威一八四五二連（比島）	20・12・24
横山	有村虎三郎	上等兵	歩八七〇〇（台湾）	20・9・10
小池	有村芳香	上等兵	八幡一八一五（台湾）	20・9・3
〃	有村岩雄	一等兵	鹿児島陸軍病院（内地）	20・9・10
松浦	有村敬藏	上等兵	満一五二〇二連（満州）ソ連	23・8・22
武	有川政治	二等兵	西七二連（内地）	20・10・8
〃	有村栄三	伍長	第四八師団（チモール島）	21・6・2
赤生原	有村義己	伍長	名古屋陸軍病院（内地）	20・9・10
〃	有村俊夫	軍曹	静一一九六二連	21・5・22

小池	有村信秀	上等兵	満一八一連（満州）	23・7・26
赤生原	赤尾登	上等兵	西八〇六二連（内地）	20・8・29
小池	有村義一	上等兵	陽一三三七九連（内地）	20・10・3
藤野	青山栄吉	兵長	陸上勤務隊（朝鮮）	20・9・10
小池	池田俊夫	軍曹	敬忠四二三四六連（内地）	20・10・2
赤水	岩崎左千代	伍長	独歩六一九連（内地）	21・3・20
小池	池田信之	伍長	台湾嘉義山中部隊（台湾）	21・3・7
赤水	岩元重太郎	伍長	南海一一二三二連（ラバウル）	21・4・7
白浜	池田政	伍長	純九八四四連（支那）	21・5・15
小池	池田重徳	上等兵	関東軍（満州）	20・9・14
白浜	岩崎畩熊	伍長	冬三五四六連（バレユック）	21・6・25
赤水	岩元秀雄	上等兵	西一八連（内地）	20・7・5
横山	岩切正雄	兵長	隼九八八連（中支）	20・9・20
武	岩切虎男	二等兵	西一六連（内地）	20・9・4
小池	池田時夫	上等兵	森八三六一連（緬甸）	21・5・15
〃	岩切春雄	上等兵	呂一七七八一連（中支）	21・7・13
白浜	池田弘	兵長	西一〇一連（内地）	20・9・18
〃	池之上重秋	一等兵	西二一（内地）	20・9・21
武	岩切光雄	上等兵	朝五八〇連（大田）	20・10・9
白浜	池畠遥	上等兵	満一三一〇四連（満州）	23・11・2
〃	石原清二	一等兵	工五七五連（内地）	20・9・28
〃	岩元三二	上等兵	富士三六一八連（内地）	20・9・16
小池	岩元一光	一等兵	富士三六一八連（内地）	20・9・17

小池	池田清治	上等兵	満六〇八連（満州）ソ連	23・9・16
白浜	磯田正男	二等兵	西一八連（内地）	20・6・28
小池	池田重春	上等兵	独歩六三一連（南支）	21・4・5
横山	岩切源次郎	伍長	扶翼七二四三連（朝鮮）	21・11・6
武	今村栄徳	二等兵	満三七三二五連（満州）	21・11・20
小池	岩元一光	兵長	岡九九二二連（支那）	21・6・29
赤水	岩村實雄	一等兵	西一八連（内地）	20・9・26
白浜	池畠三二	一等兵	満一三一二三連（満州）ソ連	22・7・22
赤生原	石原虎吉	兵長	護南〇二連（内地）	20・9・26
小池	池田初己	伍長	登鉄一三連（中支）	21・3・29
西道	岩下国男	兵長	台南陸軍病院	21・3・5
白浜	岩元次男	軍属	満七七連（満州、新京）	20・9・4
赤生原	池田芳香	准尉	船舶工兵第一連	22・6・23
〃	石橋彌平次	伍長	歩二二五連（シャム）	21・6・19
赤水	岩村初	軍属	南洋諸島北川部隊（ポナペ）	20・12・10
西道	上山巌	軍曹	暁部隊（内地）	20・9・10
〃	上道正視	軍曹	関三連（内地）	20・9・10
武	上原強	曹長	台四七連（台湾）	21・2・27
西道	上山鶴雄	兵長	独立航空基地設定隊（内地）	20・8・18
〃	上原一	兵長	台湾四五五〇連（台湾）	21・3・27
武	上山義徳	兵長	独歩一七三連（支那）	21・12・31
藤野	上園正義	兵長	鋒一五三七二連（支那）	20・9・26
西道	上山得二	少尉	中支派遣一八八九連（中支）	20・9・1

西道	上山乾	一等兵	満二六〇〇連（満州）	21・9・19
二俣	上山嗣男	上等兵	中支派遣隊（中支）	22・7・1
武	上野遙	兵長	鉾一三五五六連（内地）	20・8・30
〃	上原圓	伍長	護南二四〇六連（内地）	20・9・20
二俣	上山忍	兵長	高射砲第百三連スマトラ島パレンバン	21・12・4
武	上野一		満第三特設橋梁隊（満州）	22・3・11
藤野	上野太三	二等兵	満三七五〇連（満州）ソ連	22・7・24
武	上原義春	兵長	歩一六連（仏印）	21・5・10
〃	上原武夫	二等兵	敬天四二三三四連（内地）	20・8・26
〃	上原充	上等兵	彗八〇六一連（内地）	20・9・20
藤野	上野勇三	軍属	満一五四連（満州）ソ連	23・10・26
西道	上原英良	軍曹	満六四七連（満州）	22・8・6
〃	上山主計	伍長	西九九連（内地）	20・9・2
武	上原確志	伍長	飛一五九一五連（ジャワ）	21・6・24
二俣	上山富夫	伍長	中支派遣軍（中支）	21・3・22
武	上原力	上等兵	満二五二二連（満州）ソ連	22・11・10
武	上原温	兵長	歩一〇八連（中支）	21・3・15
白浜	上野金男	一等兵	冬三五四六連（天津）	20・12・12
武	上原学	兵長	満州部隊（ソ連）	23・6・20
西道	上山正徳	一等兵	阿蘇一四三五〇連（内地）	20・9・15
小池	上山正彦	一等兵	満一七連（満州）ソ連	23・10・16
西道	上山義晴	上等兵	護南二二四〇五連（内地）	20・9・24
藤野	上山英夫	一等兵	長崎一四七九連（内地）	20・10・1

武	上野栄雄	一等兵	満三六九七連（満州）ソ連	23・9・24
〃	上原尚高	中尉	小倉陸軍造兵（内地）	20・11・30
藤野	上山敏夫	上等兵	新京憲兵隊司令部（満州）	23・11・26
松浦	梅元愛吉	上等兵	高砲八〇六四連（内地）	20・9・17
〃	梅元正義	伍長	鋼一二三七一連（内地）	20・9・20
〃	上山早苗	大尉	基隆重砲隊（基隆）	21・3・10
小池	上山虎重	曹長	駿一七六一七連（マニラ）	21・10・20
白浜	上村正春	兵長	陸船舶練習部教道隊（内地）	20・9・13
藤野	上野芳雄	兵長	電信一三連（中支）	22・6・11
横山	上山隆夫	大尉	五〇師一野病（台湾）	21・3・15
白浜	上山春加	上等兵	中国派遣軍独立車重兵第七五大隊長	21・6・16
松浦	海老原進	軍曹	護南部隊（内地）	20・9・20
〃	海老原勇	軍曹	電信一六連（ラバウル）	21・5・15
二俣	大脇秀一	曹長	独警歩五一大隊（北支）	21・4・20
武	大窪哲夫	一等兵	西一八（内地）	20・9・13
白浜	大野慶藏	一等兵	歩一八第三補充部隊（内地）	20・9・8
新島	尾田原慶次	上等兵	琓部隊（内地）	20・9・11
白浜	尾田原種雄	上等兵	明九〇二〇部隊（内海）	21・4・23
武	大窪正男	上等兵	羽八三六五連（北支）	20・11・23
〃	大久保秀男	上等兵	栄光一三九二連（満州）	20・11・2
二俣	大脇武治	軍曹	歩二五八連（緬甸）	21・7・5
赤水	岡村虎雄	伍長	高一一〇七五連（仏印度支那）	21・5・17
横山	折田虎雄	上等兵	朝鮮二〇二〇二連（朝鮮）	20・11・16

武	大久保 正治	二等兵	朝鮮五八〇連（朝鮮）	20・10・10
小池	折田 虎雄	上等兵	歩一一四連（朝鮮）	20・11・16
武	大久保 輝男	兵長	靖一八四九八連（内地）	20・8・16
小池	折田 秀藏	伍長	岡一〇三五四連（レンバン島）	21・5・15
新島	尾田原 慶市	一等兵	西七三（内地）	20・9・14
白浜	岡山 堅二	曹長	勢二一連（セレベス）	21・6・16
武	岡山 次徳	一等兵	満七三三連（シベリア）	23・8・25
二俣	大山 一男	大尉	少年通信学校（内地）	20・8・31
白浜	奥山 金袈裟	大尉	静岡航空廠（内地）	20・9・20
〃	岡山 静加		航空司令部遼陽古川隊（満州）	22・3・31
〃	岡山 常野	軍曹	西一八連（内地）	20・9・12
白浜	川添 金之亟	一等兵	大分一三二一連（内地）	20・8・20
藤野	川元 富男	兵長	堅志五部隊本部（内地）	20・8・21
横山	鎌田 仲一	曹長	先一二六六三連（北支）（内地）	20・9・6
白浜	川添 三之亟	二等兵	廣九六連（中支）	20・9・22
武	川村 重盛	上等兵	三九師団（中支）	21・6・8
松浦	狩元 俊夫	兵長	阿蘇三二四〇五（内地）	23・10・21
武	川村 喜造	伍長	満一二〇六四連（満州）	20・11・24
新島	川畠 岩雄	一等兵	満二〇〇〇八連（満州）	21・12・21
白浜	川添 道	一等兵	福岡第二陸軍病院（内地）	21・9・10
武	川村 辰己	二等兵	西七六連（内地）	20・9・10
白浜	上村 正春	兵長	甲一八三〇連（北支）	20・9・13
武	川口 勇	曹長		20・12・16

赤水	川中 勉	兵長	千葉六六六三連（内地）	20・9・8
小池	川畑 貢	軍曹	歩五三連（ラバウル）	21・5・5
白浜	川添 武道	少尉	燕一九一六三連（内地）	20・9・5
赤生原	片之坂 俊則	上等兵	乙三五〇四連（北支）	21・4・15
白浜	川添 雪春	上等兵	独混九四旅団司令部（南支）	21・3・3
松浦	狩元 岩雄	伍長	衛朝二二五〇四連（朝鮮）	20・11・18
白浜	川添 得臓	一等兵	満六四一六連通化省	23・8・25
〃	加治木 春雄	上等兵	呂一五二八戦軍三大隊（中支）	21・6・11
武	川村 三男	一等兵	護南三二四〇連（内地）	20・9・24
白浜	川添 賢志	一等兵	川内三二四〇五連（内地）	20・9・4
〃	川添 純則	一等兵	西一八（内地）	20・9・24
小池	川畑 静男	一等兵	有明一一（内地）	20・8・30
赤生原	片之坂 栄藏	少尉	高九九一四連（ビルマ）	21・5・4
武	川村 勇	曹長	鹿児島連隊区司令部（内地）	20・11・10
新島	川畑 一雄	上等兵	独歩九六連（中支）	21・5・7
白浜	川添 三男	一等兵	市二〇二六四連（朝鮮）	20・11・10
武	川元 一郎	伍長	独歩六三一連（中支）	21・4・6
松浦	狩元 義則	一等兵	瑷渾三六五六五部隊（満州）ソ連	24・7・25
白浜	川添 芳香	一等兵	陬西一五二二五（満州スイセイ）ソ連	24・8・31
〃	川添 為清	軍曹	満州国琿春（ソ連）	24・11・2
藤野	木村 正男	上等兵	満七〇二五連（満州）ソ連（内地）	23・12・1
赤生原	木原 安美	兵長		
武	切通 秀義	伍長	冬三五四五連（支那）	21・3・29

武	木島俊夫	一等兵	歩一八連（内地）	20・9・29
藤野	木村康雄	一等兵	西八〇六二連（小倉）	20・8・18
武	切通重英	兵長	鉄道第一三連（中支）	21・3・29
小池	木佐貫富一郎	一等兵	野重七二連（内地）	20・9・20
武	切通廣則	一等兵	朝鮮五八〇連（朝鮮太田）	20・10・5
赤生原	栗元一雄	少尉	満八三一四連（満州）	21・7・28
二俣	隈元俊一	二等兵	遼陽部隊（満州）	20・8・15
〃	隈元照夫	上等兵	砲一一九連（満州）ソ連	22・5・16
藤野	黒岩武儀	一等兵	西部八〇六一連（内地）	20・8・28
二俣	隈元義則	上等兵	衣四二九二連（満州）	22・7・16
松浦	久保元輝美	上等兵	独歩六三六連（台湾）	21・2・14
二俣	隈元　力	兵長	支派軍（中支）	21・4・20
西道	久米勝郎	伍長	朝鮮京城第一補充隊（朝鮮）	20・9・20
〃	久米光行	一等兵	西五二三連（内地）	20・8・28
藤野	久米豊和	上等兵	西八〇六一連（内地）	20・11・16
西道	久米栄三郎	二等兵	歩一五二三六連（満州）	20・9・28
藤野	黒岩静男	伍長	台湾部隊（台湾）	21・4・10
松浦	久保元春香	上等兵	冬三五四六連（中支）	21・5・10
赤生原	栗元虎重	兵長	歩二二七連（泰国）	21・6・14
藤野	久米秀輝	一等兵	台北高橋部隊（台北）	21・4・10
〃	黒岩丸男	伍長	運持務部（海南島）	21・3・26
武	口元正雄	上等兵	鎬一二三四七連（北海道）	20・9・5
赤生原	栗元秀男	伍長	工四八三連（台湾）	21・5・27

武	口元正盛	兵長	晴一八四九八連（内地）	20・8・17
二俣	隈元末光	伍長	義一一五四連（シャム）	21・6・15
西道	久米正雄	伍長	弘三一四〇連（北支）	21・6・15
武	口元正二	曹長	青山隊医務隊	21・6・19
西道	久米光博	軍曹	満一五二六七連（満州）ソ連	22・8・27
藤野	黒田昇	上等兵	満三九八一〇連（満州）	24・9・30
西道	久米静彦	一等兵	鮮二九一三二部（朝鮮）	20・11・7
〃	国生綱夫	上等兵	砲二一連（内地）	20・10・14
武	国生睦男	伍長	野砲隊（内地）	20・9・27
西道	国生照義	上等兵	歩七六部隊（内地）	20・8・20
〃	国生重雄	上等兵	満七〇三九連（ソ連）	23・11・1
二俣	国生道和	一等兵	千葉野砲校（内地）	20・9・3
武	国生成男	上等兵	航空隊（内地）	20・9・27
〃	国生厚男	伍長	兵器学校（内地）	20・9・28
〃	国生輝男	曹長	東京憲兵隊（内地）	20・11・30
西道	国生茂治	少尉	靖一三五八〇連（朝鮮）	20・10・8
白浜	坂元幸夫	曹長	敢一七八七連（台湾）	21・3・10
藤野	坂元一夫	伍長	新京通信部隊（満州）	22・8・15
武	坂元次男	兵長	義一〇一五四連（タイ派遣）	21・6・17
小池	酒匂景信	伍長	歩二三連（北支）	21・5・15
赤生原	坂上利男	兵長	歩七四四〇連（朝鮮）	20・10・8
小池	酒匂景春	一等兵	歩四五連（内地）	20・9・9
白浜	坂元三義	伍長	熊本陸軍病院（内地）	20・9・20

藤野	坂元勇藏	一等兵	護南二二四〇五連（内地）	20・9・15
白浜	坂元源十	上等兵	睦七〇六一連（朝鮮）	20・11・5
二俣	酒匂景徳	軍曹	歩二二七連（泰国）	21・6・18
小池	酒匂佐近	兵長	朝鮮二九一三二連（朝鮮）	20・8・30
〃	酒匂五郎	少尉	朝鮮二四九連（朝鮮）	22・12・8
松浦	坂元義光	一等兵	二五二陸軍航士学校（満州）	20・8・25
小池	酒匂肇	上等兵	睦一六七一二連（台湾）	21・3・25
白浜	坂元三徳	上等兵	独警歩一一大隊（中支）	21・6・20
赤生原	坂元秀雄	上等兵	満四平憲兵隊（満州）	23・9・11
藤野	坂元国隆	兵長	所沢航空整備学校	20・9・4
武	坂元龍雄	一等兵	歩二九三連（朝鮮）	20・10・27
白浜	坂元二次	一等兵	第五十兵站警備隊（南京）	21・2・16
藤野	坂元国治	生徒	少年戦車学校（静岡）	20・8・20
小池	酒匂景則	上等兵	歩一四八〇連（北支）	21・10・10
武	坂元薩男	上等兵	中五八三連（新潟）	20・8・29
小池	篠原二次	軍属	満一二四〇連（満州）	22・2・28
白浜	白坂軍吉	上等兵	境七〇六九連（内地）	20・9・14
〃	白尾三男	二等兵	重一四連（中支）	21・2・24
〃	白川光夫	上等兵	阿蘇三二四〇四連（内地）	20・9・18
〃	白川勇一	二等兵	満二八七二連満州	21・7・8
〃	白川行憲	一等兵	西二七四六連（内地）	20・10・4
〃	白尾次男	一等兵	熊本陸軍病院	20・9・3
〃	白川矢市	一等兵	満二二五連（満州）	21・10・22

横山	篠原 直	兵長	西八〇六五連（内地）	20・9・15
白浜	白尾 秀成	上等兵	満一三一二八連（満州）	21・10・27
二俣	白尾 桂太郎	少尉	至隆一二八五連（北支那）	21・5・21
白浜	白川 重美	上等兵	尾尻部隊（北支那）	21・4・20
〃	白川 直義	上等兵	歩兵八二連（印度支那）	21・3・27
〃	重野 勝	兵長	歩五〇〇大隊（支那）	21・6・22
〃	篠原 正實	伍長	小倉造兵（内地）	20・11・16
二俣	白尾 實	軍曹	衣部隊（北京）	21・4・29
西道	重久 幸盛	上等兵	阿蘇一二四連（内地）	20・9・29
赤水	杉田 万吉	上等兵	南朝鮮	20・10・25
武	園田 国男	上等兵	歩七〇六八連（内地）	20・9・20
白浜	園田 繁男	上等兵	歩四五連（内地）	20・8・26
二俣	園田 二則	伍長	鉄二五三〇連（支那）	21・4・9
藤野	園田 和彦	軍曹	西八〇六二連（内地）	20・9・1
西道	園田 要吉	中尉	阿蘇部隊（内地）	20・9・25
二俣	谷口 末雄	伍長	西七三連（内地）	20・10・7
小池	武 哲郎	軍曹	威二四〇三連（比島）	20・12・28
武	武 信雄	兵長	満七〇四三連（満州）	20・10・8
〃	武 強	兵長	護南二二四〇五連（内地）	20・9・24
二俣	谷口 正巳	兵長	球二七四〇連（内地）	20・11・15
武	竹山 虎則	兵長	平壌補給廠安養分廠（朝鮮）	20・9・13
〃	竹ノ内 正	一等兵	阿蘇三二四〇七連（内地）	20・8・30
西道	竹ノ内 薫	兵長	朝鮮四三連	21・6・5

武	武光理	中尉	護西部隊（内地）	20・11・19
白浜	田中強隆	兵長	独歩一二八連（南支）	21・5・24
二俣	谷口勲	兵長	満一五五〇九連（満州）	21・6・30
白浜	竹元武義	伍長	岡二〇〇一連（マライ）	21・6・22
西道	竹之内正雄	伍長	野戦高砲第四八大隊（マライ）	21・6・23
白浜	田中清徳	一等兵	護南二二四〇五連（内地）	20・9・24
〃	谷川豊二	一等兵	護内部隊（内地）	20・8・28
二俣	竹ノ下勝清	二等兵	歩三七二二一連（満州）	23・7・11
武	高城克巳	二等兵	歩四五連（内地）	20・8・20
〃	竹田正昭	上等兵	満三六一連（満州）	22・5・10
〃	竹森正吉	軍曹	歩二三二連（朝鮮）	20・10・18
白浜	竹ノ下一	上等兵	独歩五〇八連（支那）	21・5・29
二俣	田中辰雄	上等兵	台湾四五七八連（台湾）	21・3・29
武	竹田有節	大尉	熊本二四連（内地）	21・3・30
白浜	竹沢民男	伍長	第一一軍（中支）	21・5・15
〃	谷川一美	曹長	第三航空軍司令部付作業隊（マライ）	21・6・22
武	武恭彦	軍曹	歩二五四連（満洲）ソ連	22・7・19
白浜	田中忍	軍曹	暁一六七六〇連（内地）	20・9・13
〃	竹田近義	上等兵	独歩六〇二連（中支）	21・5・31
〃	武岩男	兵長	歩六〇二連（中支）	21・6・1
二俣	谷口義男	伍長	満二三三連（満州）	20・12・27
武	竹田正二	軍曹	第七野戦補充隊（シャム）	21・6・19
白浜	田中豊治	一等兵	情報一三〇（内地）	20・8・18

松浦	竹下正治	一等兵	邁進一三九五七連（内地）	23・7・14
西道	竹之内栄蔵	一等兵	彗八〇六一連（内地）	20・9・9
武	武四丈	上等兵	砲二一連（内地）	20・9・12
〃	武光郎	一等兵	西二一連（内地）	20・9・18
〃	武忠孝	伍長	隼一六二二連（北支）	21・1・21
白浜	竹澤虎則	一等兵	有明四二三四六連（内地）	20・9・15
〃	竹田昇	一等兵	西一八連（内地）	20・10・24
松浦	竹下勇治	軍属	第二六設営隊（ブーゲンビル）	21・2・14
武	武彌十郎	一等兵	宗一五三九連（壱岐）	20・10・4
西道	竹元平一	一等兵	西一八連（内地）	20・8・20
武	武義男	兵長	九九三三部隊（スンバワ島）	21・5・24
藤野	武敬太郎	兵長	歩七〇六四連（内地）	20・8・20
小池	武義雄	兵長	建七〇四三連（満州）	20・10・11
赤生原	高原三吉	一等兵	九三五四連（満州）ソ連	23・11・13
武	武盛秀男	上等兵	西二二連（内地）	20・9・1
〃	竹之上幸光	上等兵	第九四師団てい信隊（マウイレンパン島）	21・5・29
松浦	竹ノ下基	兵長	空五六三連（岐阜）	20・8・22
藤野	田島義雄	軍属	満九一九連（満州）	21・7・9
武	田中輝男	軍曹	歩四五八六連（台湾）	20・8・29
〃	武利夫	少尉	陸軍兵器行政本部（大阪）	
小池	出口熊畩	上等兵	歩一九三七九連（朝鮮）	20・10・20
〃	出口正則	伍長	満州部隊（満州）ソ連	22・11・27
白浜	寺尾春實	兵長	小倉野戦重砲隊（内地）	21・4・29

小池	寺園鉄夫	伍長	西二一連（内地）	20・9・15
〃	出口正春	上等兵	独歩六二〇連（中支）	21・3・3
白浜	寺尾春香	一等兵	満八五三部隊（満州）ソ連	24・9・26
武	時崎侃	軍属	満五一六連（満州）	22・7・15
藤野	時崎清志	伍長	第四六師団戦車隊（濠北）	21・5・20
松浦	土井三千人	少尉	護路一二七〇五（内地）	20・9・1
小池	東條悦郎	一等兵	熊本通信隊（内地）	20・9・25
松浦	土井忠義	少尉	東部一九〇四部隊徳岡隊（内地）	20・9・27
二俣	中尾實清	軍曹	東七連（内地）	20・9・4
松浦	中村増夫	軍曹	歩四五五五連（台湾）	20・8・15
武	中野虎則	伍長	野戦重砲六連（内地）	20・9・24
松浦	中村實義	兵長	鋒一三五六〇連（内地）	20・10・8
〃	中元文雄	兵長	護南二二四〇五連（内地）	20・9・24
武	永野宇吉	伍長	夏九八五三連野砲中隊（ラバウル）	21・5・13
赤水	中島繁雄	二等兵	歩一三九六七連（満州）	20・10・5
武	中島忠男	二等兵	躍一二五四九連（内地）	20・8・30
白浜	中山恵慈	上等兵	砲二一連（内地）	20・9・11
〃	長濱敬次	上等兵	有明部隊（内地）	20・8・20
〃	中村侃	上等兵	歩三四連（中支）	21・2・10
藤野	中村清尚	兵長	輝一八〇五連（濠北）	21・6・15
武	中島正春	軍属	登一六二七連（中支）	21・1・8
赤水	永田義盛	伍長	広七三一六連（支那）	21・6・8
松浦	中村愛吉	兵長	高射砲学校（内地）	20・8・29

赤水	中川輝久	軍曹	機動三連（満州）ソ連	23・8・23	
武	中野光治	一等兵	護南部隊（内地）	20・9・10	
赤水	中島一盛	二等兵	満洲	21・10・5	
新島	中村末廣	上等兵	独歩六五連（中国）	21・6・20	
赤水	永田義隆	二等兵	西一八連（内地）	20・9・14	
藤野	中村春義	二等兵	満六三七五連（満州）	21・8・3	
松浦	中元正夫	兵長	村松少年通信学校（内地）	20・9・7	
二俣	中村世夫	兵長	西一八四八三連（内地）	20・10・8	
白浜	中島昇	二等兵	富五八〇連（朝鮮）	20・10・10	
赤水	永田義明	上等兵	広七三一六連（支那）	21・6・8	
白浜	中山正敏	上等兵	西六五連（内地）	20・9・4	
赤水	中島隆成	上等兵	第七野戦補充隊第六大隊（バンコック）	21・6・27	
〃	中川清弘	上等兵	独混八四連（中支）	21・6・21	
二俣	中尾秀志	上等兵	護二二四〇五連（内地）	20・9・24	
白浜	中山正博	二等兵	宮之原部隊（外地）	33・4・24	
藤野	西元純治	少尉	西八〇六二連（内地）	20・9・25	
武	西村侃	兵長	第四野戦病院二〇二六四連（済州島）	20・11・12	
藤野	西村義男	兵長	護南部隊（内地）	20・9・10	
二俣	西 肇	二等兵	威一八九一六連（比島）	21・10・17	
藤野	西俣英利	一等兵	西一二五八三連（内地）	20・9・13	
〃	西元常太郎	兵長	護南二二四〇五連（内地）	20・9・16	
〃	西元芳盛	兵長	中部一一八連（内地）	20・9・20	
白浜	西元勇	二等兵	師三四二〇五連（内地）	20・8・21	

藤野	西元光夫	一等兵	満三七八〇二連（満州）	21・11・16
〃	西元末吉	上等兵	路四三五七連（朝鮮）	20・11・30
〃	西村武敏	一等兵	朝鮮羅南扶翼兵団（朝鮮）ソ連	23・10・3
〃	西元秀治	二等兵	満四九四連（満州）	21・10・17
小池	西元義雄	兵長	百一三三飛行本部（レイテ島）	21・2・15
二俣	西　勇	軍曹	支派軍（支那）	20・11・18
藤野	西元清盛	伍長	冬三五四五連（シャム）	21・6・20
〃	西元芳夫	兵長	支那六九師迫撃砲（上海）	21・2・6
武	西俣俊夫	兵長	野二六八〇連（南方）	21・7・7
藤野	西元芳弘	一等兵	有明四二三四七連（内地）	20・9・16
松浦	西村清吉	一等兵	満一三九八八連（満州）	22・7・22
藤野	西村篤二	二等兵	西一八連（内地）	20・6・29
〃	西原虎太郎	二等兵	満州部隊（満州）ソ連	22・5・29
小池	西元熊吉	一等兵	佛印	22・5・12
藤野	西山俊顯	伍長	威一八九一六連第一〇航空情報隊（比島）	21・11・13
白浜	西田義文	少尉	歩五五八連（内地）	20・9・13
〃	西田光夫	准尉	台湾一連（台湾）	21・5・30
藤野	西村　延	生徒	広島幼年学校（内地）	20・8・15
〃	西村辰己	大尉	築七四二〇連（朝鮮）	20・9・20
〃	西俣彬	伍長	歩三三四〇連（満州風風域）	21・7・18
赤生原	野原　静	少尉	静一一九六三連（レンパン島）	21・5・19
小池	野口稔	伍長	満州	21・5・22
〃	野口末春	二等兵	朝鮮	21・3・21

武	野口正義	上等兵	満三七三一〇連（敦化）ソ連	22・10・30
小池	野口重雄	上等兵	独輜四五連（満州）	21・12・30
赤生原	野原實	准尉	千葉砲兵学校（内地）	20・9・10
武	野口方士	少尉	台湾一二八一三連（台湾）	21・3・7
小池	野口馨	兵長	満州	22・5・21
赤生原	野原豊	伍長	第二〇野航廠ボルネオ	21・3・20
二俣	枦元侃	大尉	野砲六六連（濠北）	21・6・15
赤水	濱元勇蔵	曹長	抜一六三連（比島）	20・8・31
小池	原田義盛	曹長	路四三五五連（内地）	20・9・9
横山	萩原正春	曹長	護南二二四〇一連（内地）	20・9・15
藤野	濱川義満	少尉	阿蘇三二四〇五連（内地）	20・8・24
小池	萩原藤左衛門	伍長	一〇九兵站病院（チモール島）	22・8・29
白浜	橋口要	上等兵	宣三連（朝鮮）	21・7・24
西道	濱川良一	一等兵	鯉九三〇六連（濠北）	21・3・10
横山	萩原良雄	兵長	満三七五一五連（満州）	21・10・21
松浦	濱平秋徳	兵長	関一二七五三二連（内地）	20・9・18
藤野	濱川旗夫	上等兵	東中浦局気付鶴部	20・8・25
小池	濱川良満	上等兵	満二〇二六連第四野戦病院（中支）	20・11・10
赤水	濱田新吉	伍長	野病三五五二連（シャム）	21・12・21
武	濱砂義夫	軍属	第一〇特設鉄道運輸隊（シンガポール）	22・2・5
赤水	濱田義春	伍長	北支一八〇連（北支）	20・12・13
藤野	萩原貞純	兵長	第九航空地区司令部第三区隊（セラム島）	21・6・19
赤水	濱田萬次郎	一等兵	川辺	20・9・10

白浜	畠山豊美	一等兵	阿蘇三二一一四連（内地）	20・9・25
横山	萩原良實	伍長	満四三五二連（満州）	21・10・22
松浦	濱平正義	軍曹	備一七五四二連ヤップ島	20・12・29
赤生原	原田勇	兵長	独立混成部隊旅団（レンパ島）砲兵隊	21・7・2
松浦	濱村繁雄	上等兵	野戦高射砲第七五連	21・5・12
小池	萩原英則	兵長	満八三〇〇連（満州）	22・11・4
二俣	柗元通	中尉	独工第三連（濠北セラム島）	21・6・15
白浜	濱島清二	上等兵	第一野戦補充飛行隊（馬来レンバ島）	21・5・13
西道	濱川栄	伍長	師一九〇二五連（内地）	20・8・21
小池	萩原實	上等兵	朝鮮馬山府部隊（朝鮮）	20・10・11
二俣	柗元等	少尉	満一四九連（満州）ソ連	23・8・
小池	萩原春雄	一等兵	満九連（満州）	22・12・1
武	萩原隆	少尉	松江第九航ソ連空教育隊（内地）	20・9・5
赤水	濱田畩助	上等兵	熊本師団自活隊（内地）	20・8・30
小池	萩原末彦	二等兵	満州チチハル部隊（満州）	21・10・24
〃	濱川美徳	二等兵	満連（満州）	22・10・6
赤水	濱田栄	上等兵	満一二四〇連（満州）	21・11・10
松浦	濱平正徳	軍曹	北支一四一六連（北支）	21・5・13
小池	萩原純雄	軍曹	呂武二五一八連（中支）	21・7・1
横山	濱元義治	伍長	達一四〇一三連（内地）	20・9・4
〃	萩原正春	伍長	護南二二四〇一連（内地）	20・9・4
〃	萩原清秀	兵長	一一装甲連（北支）	21・5・5
松浦	濱平義憲	一等兵	台湾一六五六連（台湾）	21・3・10

横山	萩原三夫	一等兵	阿蘇三二四〇六連（内地）	20・9・20
赤水	橋口操	生徒	田辺陸軍兵器学校（内地）	20・9・6
白浜	橋口岩雄	上等兵	栄光一三九六二連（内地）	20・10・10
二俣	濱元進	一等兵	満五八八連（満州）ソ連	23・10・25
〃	柜元修	上等兵	佛印	21・5・16
武	濱砂實義	上等兵	朝鮮（済内島）	20・11・2
松浦	濱平清憲	一等兵	西二四連（内地）	20・9・26
赤水	濱元幸廣	伍長	浜松陸軍飛行部隊	20・9・14
小池	萩原春雄	上等兵	満三一〇七連（満州内地）	22・12・5
〃	萩原純治	兵長	東部八連（内地）	20・9・11
武	濱田貞雄	上等兵	砦一五一五二連（朝鮮）	20・10・7
松浦	濱平正次	一等兵	台湾一七八九連（台湾）	21・4・8
藤野	濱川登	軍属	満州	21・10・15
松浦	濱平馬太郎	大尉	満州四平陸軍燃	22・12・5
横山	濱村良夫	少尉	鋒四二三五連（内地）	20・9・9
二俣	柜元豊志	軍曹	歩二二七連	21・2・12
松浦	浜平三義	伍長	満一一八部隊（満州）	24・9・26
小池	萩原信義	二等兵	満三七二二一部隊（満州）	28・7・8
藤野	平山司	軍曹	敬忠四二三四七連（内地）	20・9・20
白浜	東道義	伍長	独歩三二二連（朝鮮）	22・6・12
〃	平田嘉春	軍曹	剛一一二二二連（ラバウル）	21・5・7
〃	平田喜重	上等兵	独歩五〇一六連（中支）	21・6・22
〃	平野三義	尉准	独山五二連（中支）	21・6・1

白浜	東 正義	上等兵	隼九一四連（朝鮮）	20・8・25
二俣	東 光男	少尉	積一五一〇二連（内地）	20・8・31
白浜	平山 泰	上等兵	満一三一一八連（関東軍）	22・4・1
〃	平野 美男	一等兵	満一五二五連（満州）ソ連	22・12・1
〃	東 満則	兵長	歩二七七連（バンコック）	21・6・26
〃	東 正徳	一等兵	西八〇六二連（内地）	20・9・20
〃	東 節男	一等兵	西七三連（内地）	20・10・7
〃	平野 軍治	軍曹	独歩一三六連（中支）	21・5・15
〃	東 照美	一等兵	満代部隊	20・9・21
武	福永 静男	中尉	天翔九一六〇連（内地）	20・8・25
赤水	福島 正雄	軍曹	独歩六〇六連（中支）	21・6・18
小池	藤崎 重夫	軍曹	冬三四五六連（シャム）	21・5・20
〃	藤崎 虎治	一等兵	幡三六二〇連（内地）	20・9・4
藤野	藤山 良雄	上等兵	境七〇六九連（内地）	20・9・25
〃	藤崎 軍吉	兵長	威一四〇三連（比島）	20・12・31
〃	藤崎 淳	兵長	満七〇二二連（満州）	20・9・20
〃	藤崎 栄藏	兵長	広輜五七連（内地）	21・1・20
藤野	藤崎 健	上等兵	睦四二三六五連（内地）	21・9・10
〃	藤山 秀夫	伍長	中部七四三七連（内地）	20・9・9
〃	藤崎 岩雄	伍長	八幡一二八八四連（台湾）	20・8・31
〃	藤崎 庸夫	伍長	中支第二三野戦航空修理廠（中支）	21・6・10
横山	藤崎 義治	二等兵	石門市島兵団	21・3・15
藤野	藤崎 芳男	上等兵	台四五七〇連（台湾）	20・9・5

小池	藤崎不二男	一等兵	義一〇五四連（シャム）	21・6・17
藤野	藤山満徳	兵長	暁一六七〇九連（内地）	20・9・4
小池	藤崎重光	一等兵	西六五連（内地）	20・8・29
赤水	福島常一	上等兵	照五二二連（パラオ）	20・10・30
武	福島慶三	兵長	広七三一四連（中支）	21・7・1
藤野	藤原重盛	一等兵	扶翼兵団秋山部隊（満州）	22・1・19
小池	福田重雄	兵長	満三七五〇七連（満州）ソ連	23・7・3
白浜	古川正盛	上等兵	西部八〇六五連（内地）	21・9・8
武	福永博一	軍曹	第一五航迅（南朝鮮）	20・10・5
藤野	藤山勇次	軍曹	戦車第三師団通信教習所（支那）	20・12・11
〃	藤山貞雄	伍長	呂五五七一連（中支）	21・6・28
小池	福田泰雄	伍長	静二九六六連（レンパン島）	21・7・3
〃	藤崎国夫	兵長	海八九四六連（濠北チモール）	21・6・4
武	福島博美	兵長	隼二三八七連（中支）	20・10・7
小池	藤崎豊武	兵長	電一三連（中支）	21・6・23
藤野	藤崎正男	一等兵	台湾四五七〇連（台湾）	20・9・2
〃	藤村好成	伍長	東京祖子谷病院（内地）	20・9・15
白浜	深川綱夫	上等兵	歩二四〇連（満州）ソ連	22・11・20
西道	藤川亨	上等兵	歩八〇四連（満州）	21・9・14
小池	藤崎春海	少尉	東部五六〇連（内地）	20・10・1
藤野	藤山俊信	二等兵	満二五二七三部隊（満州）	24・7・28
白浜	古川正信	軍曹	公主嶺七五二部隊（満州）ソ連	24・8・3
武	松山秀雄	軍曹	関七九八三連（南支）	21・1・14

松浦	松元弘	軍曹	第三〇野飛設（内地）	20・8・20
武	松崎時行	伍長	西一八連（内地）	20・10・4
〃	松崎基二	軍属	嘉義第五野戦航空修理廠（台湾）	21・2・24
松浦	松元純義	大尉	歩二八九二連（南支）	21・5・23
藤野	松崎行徳	上等兵	満一五五三八連（満州）ソ連	22・5・7
赤生原	丸田一	兵長	湾一七五〇連（台湾）	22・12・25
武	松元行則	兵長	護南二二〇五連（内地）	20・9・24
〃	松田文範	二等兵	満州部隊	20・9・23
〃	松崎英治	一等兵	比島派遣（比島）	21・1・14
赤水	松元重信	軍曹	高射砲第一〇三連（スマトラ島パレイン）	21・9・10
松浦	松元義信	兵長	空五六三連（内地）	20・8・22
武	松田朗	軍曹	満二三六連（満州）ソ連	23・11・12
〃	松崎重義	兵長	勇一三〇七連	21・5・4
〃	松崎忠重	上等兵	豊一五六二三連	21・12・6
松浦	松元正夫	伍長	マライ派遣第三航空軍司令部飛行班（マライ）	21・6・3
藤野	松田純治	一等兵	中支	21・3・26
武	松崎正信	軍曹	海上？　第二八戦隊沖縄	21・12・25
〃	松崎英哉	一等兵	西一八連（内地）	20・9・
松浦	松元幹夫	一等兵	陽四二三五三連（内地）	20・9・11
武	前田虎夫	伍長	第八飛行師団（台湾）	21・3・14
赤水	丸山文夫	兵長	西一九四三連（内地）	
松浦	松元正義	伍長	第三七師団歩二二七連（タイ国）	21・6・18
武	松崎正信	伍長	球一九六六七連（沖縄）	21・12・25

赤水	丸山輝雄	一等兵	睦二七四九連（内地）	21・9・10
武 赤水	松崎卓二	准尉	隼九八七六連（朝鮮平壌）	20・9・19
二俣	宮元善吉	上等兵	防府飛行場（八〇七五）内地	20・9・20
白浜	宮下辰之	上等兵	賢志六四（内地）	21・5・5
西道	宮元岩吉	上等兵	野砲兵第三連（バリア縣バリア）	20・9・12
赤生原	宮下信夫	兵長	西一八連（内地）	22・5・7
西道	宮下義雄	一等兵	満一五五三八連（満州）ソ連	20・11・25
二俣	宮下福之助	上等兵	歩一八四九連（北支）	21・6・15
赤水	宮脇正名	軍曹	廣七三〇九連（中支）	21・6・15
白浜	宮元藤男	伍長	廣七三〇九連（中支）	20・9・9
西道	宮元寅雄	一等兵	工二七三連（父島）	20・8・28
白浜	宮下秀雄	軍曹	陽集団	21・6・15
赤水	宮元清藏	軍曹	歩二二七連（北支）	21・9・6
武	宮元則雄	上等兵	歩兵第七一連第一六隊（マニラ）	21・4・7
赤生原	宮之脇四男	上等兵	鐘旭一二一八連（中支）	22・10・18
〃	宮元孝義	伍長	満二〇三二五連（満州）	20・9・9
白浜	宮元壽一	一等兵	満五五三三連（満州）	23・11・18
赤生原	宮元純男	上等兵	輜機隊	20・9・21
二俣	宮元定市	一等兵	満六七五連（満州）	22・7・12
小池	宮脇猛夫	伍長	冬三五四五連綾渡一二六〇（シンガポール）	23・7・3
藤野	村山申	少尉	満州吉林部隊（満州）	20・8・26
赤水	村山純義	伍長	猫四三五連本部（内地）	20・9・27
	村山虎之助	伍長	鋒七〇六四連（内地）	

赤生原	村山一雄	二等兵	明九〇二七連（南海）	21・8・7	
赤水	村山三次	伍長	満二六四七連（満州）	20・10・18	
横山	村山秀徳	軍曹	明九〇三〇連（南海）	20・9・18	
白浜	村山利行	兵長	護南二二四〇五連（内地）	20・8・21	
二俣	村山秀雄	軍曹	歩六六六連（比島）	21・2・22	
西道	村山義光	上等兵	西七二連（内地）	24・8・3	
赤生原	村山善之助	軍曹	富一〇三六九連（スマトラ）	24・7・28	
西道	村山勝	伍長	台湾歩二連（台湾）	21・8・21	
二俣	村山敏秀	兵長	健三六〇九連（内地）	21・7・20	
小池	村山親義	上等兵	朝鮮二〇一連（馬山付）	20・9・2	
藤野	村山巌	少尉	師五八五連（内地）	20・9・5	
松浦	向高熊男	兵長	健七〇四三連（満州）	20・10・9	
藤野	村山廣二	軍曹	浜松飛行部隊新原隊（内地）	20・8・28	
〃	村山盛三	伍長	一九一六七連（内地）	20・10・10	
西道	村山遙	上等兵	鉄二〇連（満州）	21・9・12	
赤生原	村山重信	軍曹	関東軍測量部（新京）	20・10・9	
小池	村山三郎	兵長	満オールド（満州）	21・1・15	
赤生原	村山国夫	一等兵	朝鮮三七二四〇部隊芳三七六（朝鮮）	20・9・24	
赤水	森田清盛	伍長	野砲六連ブーゲンビル	21・2・27	
武	森脇勇治	二等兵	師五八四連（内地）	22・12・5	
〃	森脇盛藏	一等兵	東京第三陸軍病院新潟分院		
赤水	森田清兵衛	上等兵	北支派遣軍		
武	森永忠義	二等兵	歩三五二一二連（満州）		

横山	森下虎吉	上等兵	玄二二〇〇四連（朝鮮）	20・10・24	
武	森永武男	兵長	第五五兵站司令部（艦谷）	21・7・10	
〃	森脇一夫	軍曹	山砲三七連（シャム）	21・5・21	
〃	森脇次男	少尉	登七三三一連（中支）	21・4・3	
〃	森田進	上等兵	歩四五連（満州）	22・9・9	
〃	森永忠孝	上等兵	西二二四〇五連（内地）	20・9・23	
〃	森田正男	伍長	邁進一三九五一連（朝鮮）	20・10・23	
白浜	山中喜市	軍属	関東軍野戦病馬廠	21・6・25	
藤野	山下美佐男	軍曹	歩七二四二連（朝鮮）	20・8・22	
白浜	山下貞清	軍曹	第五九師団（朝鮮）	23・11・2	
二俣	山口政徳	軍曹	台歩二連チモール島	21・6・1	
赤生原	山道熊助	一等兵	護南〇九連（内地）	20・9・20	
白浜	山中忠温	軍曹	関東軍陸軍刑務所（満州）	22・1・4	
〃	山元盛徳	伍長	山砲四九連（ビルマ）	22・8・15	
西道	山元泰夫	兵長	西一八種子島派遣隊（内地）	20・10・9	
藤野	山下末雄	伍長	躍一二五四七連（内地）	20・9・16	
白浜	山崎次男	上等兵	満四三八七連（満州）	23・11・2	
〃	山下福三	兵長	通化七〇四二連（満州）	21・9・20	
西道	山元利夫	伍長	満三七四〇五連（満州）	23・9・11	
白浜	山中顯義	兵長	満七四五連（満州）	22・5・21	
赤水	山下進	上等兵	一六野航（昭南島）	21・6・23	
藤野	山下春香	一等兵	栄九三五四連（満州）	22・5・10	
西道	山下藏次郎	伍長	台湾九連（台湾）	21・5・15	

藤野	山元小之助	上等兵	竜巻部隊（内地）	20・9・20
白浜	山中軍助	二等兵	北支二九八連（北支）	21・4・6
〃	山元信夫	二等兵	臨時福岡第二陸軍病院（内地）	20・10・21
〃	山下福次	一等兵	満一五二八四連（満州）	23・6・16
〃	山元国夫	一等兵	満二八三連（満州）	23・6・16
赤生原	山道三夫	二等兵	線三三五六二連（内地）	20・8・22
西道	山元静夫	兵長	高九八七〇連（シャム）	21・6・5
白浜	山村勝三	兵長	独歩一三旅団司令部（廣東）	21・6・15
松浦	山中正春	軍曹	独混六一旅団（支部）	21・12・31
西道	山元清春	伍長	上海憲兵隊（上海）	21・7・20
白浜	山村重徳	上等兵	満一三一五連（満州）	23・11・2
〃	山中満強	兵長	航一〇一連（内地）	20・8・27
二俣	山元秀水	軍曹	山砲一五四六連（冬三五四六）	21・5・20
松浦	山中綱義	兵長	満七独八五三連（満州）	23・6・30
武	山口明男	上等兵	飛三八六連（東支那）	21・3・20
白浜	山下義弘	上等兵	西二四連（内地）	20・9・14
二俣	山下和満	上等兵	独歩六二〇連（支那）	21・3・3
藤野	山元正雄	上等兵	師一三三連（支那）	21・4・3
赤生原	山道虎重	上等兵	朝鮮一三〇五三連（朝鮮）	20・10・6
白浜	山元清徳	二等兵	有明四二三七連（内地）	20・9・7
〃	山下文香	一等兵	護南歩兵部隊（内地）	20・9・24
藤野	山下健次	一等兵	西七二連（内地）	20・10・6
赤生原	山道幸信	一等兵	宗二七四九連（内地）	20・10・11

赤生原	安田明男	兵長	歩五三連（ラバウル）	21・4・2
二俣	山口次徳	軍曹	先一二六九一部隊（北千島ホロモンカ島）	24・7・3
横山	横山一郎	中尉	敢一七八七連（台湾）	21・12・15
武	四元良江	伍長	歩（満州）	21・10・1
〃	横山金盛	軍曹	阿蘇三二四〇五連（内地）	20・9・25
横山	横山貞清	上等兵	師三四二〇連	20・8・18
赤水	横村静則	軍曹	駐蒙軍司令部（北支）	21・3・5
小池	横山義治	上等兵	矢右二三一一七連（中支）	21・5・8
赤水	横田半次郎	上等兵	築七〇四三連	20・10・11
赤生原	横川茂盛	兵長	宮武一六四〇連（中支）	21・5・30
白浜	吉留森藏	一等兵	壕一二五〇五連（内地）	20・10・2
小池	横山萬蔵	一等兵	大刃洗陸軍航空廠熊本分廠	20・8・28
藤野	吉岡和光	一等兵	玄一〇〇四連（済州島）	20・10・29
赤水	横村市左衛門	上等兵	西一八連（内地）	20・9・8
赤生原	横道伊之吉	一等兵	光明府二三二連（朝鮮）	20・10・15
赤水	横村武雄	上等兵	ソゲガロウ（比島）	20・12・3
武	横山義實	二等兵	満州部隊	21・7・21
小池	横山正光		槍（中支）	21・6・20
赤水	横村満	伍長	冬三五四一連（磐谷）	21・6・17
白浜	吉留義春		第二六設営隊ブーゲンビル	21・2・14
赤水	横村健	一等兵	阿蘇三二四〇五連（内地）	20・9・25
〃	横村満秀		暁二九四〇連（内地）	20・9・10
武	横山義秀	二等兵	満州部隊（満州）	22・7・17

部落	氏名	階級	所属部隊	帰還年月
小池	横山昇	一等兵	独歩五一七連八七旅団独混	21・6・6
武	横道貞男	兵長	中部九九連内地	20・8・23
〃	四元盛幸	二等兵	歩二四二連（満州）	22・4・1
横山	横山貞文	准尉	暁六一八三連（内地）	20・9・10
小池	横山勇	軍属	満一六六八〇連（満州）	21・9・27
武	横道幸英	兵長	隼二三八七連（支那）	20・10・7
横山	横山俊行	伍長	独歩一四四大隊銃砲隊	22・9・6
武	脇田英次	伍長	独歩一〇八六連（中支）	20・4・18
〃	脇田規良	二等兵	歩五一八連（満州）	21・10・20
〃	脇田五二	少尉	独歩五旅二一〇連（中支）	21・6・23
白浜	図師為夫	伍長	桂一五九〇四連（北セレベス）	21・5・29
〃	辻正實	兵長	中支派遣軍七三一九連中支	
二俣	図師俊幸	兵長	鉄道警備連（ハルピン）	
白浜	辻正雄		満州奉天池田部隊	

海軍

部落	氏名	階級	所属部隊	帰還年月
武	有川信男	二曹	川崎海軍航空隊	20・10・20
赤生原	揚村正俊	一等	相浦海兵団	20・9・20
武	石田貞尚	二等	揖宿郡宮ケ浜第五二五設営隊	20・8・24
小池	池田昇	二曹	観音寺航空隊基地一二分隊内地	20・9・1
白浜	石川高雄	上等水兵	第二荒部隊（内地）	20・9・17
松浦	岩元秀義	兵長	豊橋海軍航空隊（内地）	20・8・25
武	岩切辰志	上等水兵	砲盤興津	21・1・15

武	岩切虎重	一等水兵	小富一一航空隊（福岡）内地	20・8・21
赤生原	石橋甚三郎	二曹	青島方面特別根遽地帯（青島）	20・11・26
〃	池田俊夫	兵長	呉海軍通信隊	20・9・1
松浦	梅元操	軍曹	海軍軍属（佛印）	21・4・27
〃	梅元正夫	兵長	海軍技術学校（内地）	20・8・28
小池	上山勲	一等水兵	針尾海兵団八三部隊	20・8・25
白浜	上山一夫	二曹	高知浦戸海軍航空隊（内地）	20・8・24
二俣	上山怒	二曹	西貢第一一根遽地帯	21・4・29
松浦	梅元秋義	二曹	佐土原基地	20・8・24
〃	梅元義雄	軍属	海施一〇一部隊シンガポール	21・3・4
武	上野信義	兵長	鹿屋海軍航空隊鉾部隊（内地）	20・8・31
小池	上山常義	上曹	ミレイ島守備隊（ミレイ）	20・10・18
西道	上山秀寿	二曹	防府海軍通信学校	20・8・24
小池	上山虎雄	少尉	佐世保防備隊（内地）	20・8・22
〃	上山栄太郎	上曹	木山部隊（ラバウル）	22・4・14
白浜	上山義夫	上等水兵	佐鎮第一四特陸隊（内地）	20・10・1
横山	上山芳	二等水兵	大村航空隊	20・9・16
白浜	岡山秀四	二曹	木更津空基地ウノ八七二第一三部隊（内地）	20・10・20
〃	奥山新一	兵長	山下隊（大島）	20・10・27
武	大園隆雄	上曹	小富士海空基地（内地）	20・9・1
横山	折田博	上等水兵	奈良海空六六分隊（内地）	20・8・27
二俣	大脇剛	兵長	海軍電測学校（内地）	20・8・23
武	大窪菊男	上等水兵	三四嵐部隊右田隊	

白浜	大野弘	一等水兵	呉第二一七海防盤（内地）	20・10・20
〃	岡山政則	上等水兵	大竹海兵団	20・8・30
〃	川畑一夫	二等水兵	串良局気付武藤部隊	20・8・21
〃	川添睦男	一等水兵	相浦海兵団	20・10・2
武	川村重信	上等水兵	九三一空（内地）	20・8・21
〃	川村春雄	二　曹	相浦海兵団（内地）	20・9・1
〃	川村義雄	兵　長	大村海軍航空隊	20・8・27
藤野	神川重信	兵　長	佐世保局気付イ二三四石田隊	20・8・25
〃	上村重信	上等水兵	大村海軍航空基地第一分隊気象部	20・10・30
〃	上村秀雄	二　曹	千葉茂原海軍航空隊（内地）	20・8・24
〃	上村鹿三	上　曹	海軍航空隊西貢方面基地隊（印度支那）	21・5・4
武	川口則	上等水兵	嵐部隊突撃隊（内地）	20・8・25
赤水	川中薫	兵　長	佐世保海兵団（内地）	20・10・1
武	川村豊一	二　曹	第五突撃戦隊司令部	20・11・30
〃	川元正治	二等水兵	佐世保海兵団第八分隊	
〃	口光正二	二等水兵	セラム島アサウデ地区二〇警備奥井隊（セラム島）	
西道	久米　収	中　尉	大楠機関学校（内地）	21・6・19
赤生原	栗元義夫	二　曹	九州海軍航空隊鉾部隊三四分隊	20・9・15
二俣	隈元鎮哉	一等水兵	霞ケ浦海空隊基地藤沢部隊大野木隊	20・9・1
武	口元一夫	上等水兵	若松港機銃砲台	20・8・29
赤水	国生護行	一　曹	佐一団（内地）	20・8・24
西道	国生　栄	上等水兵	朝鮮間山隊（朝鮮）	20・9・12
赤水	国生護茂	二等水兵	佐一二特別陸戦隊	20・9・19
				20・8・27

二俣	酒匂光和	上等水兵	横須賀海軍工作学校付直卒部第二中隊	20・8・25
白浜	坂元照利	兵長	海軍イ二九〇部隊	20・8・28
二俣	酒匂利夫	上曹	七警	20・8・20
〃	酒匂秀夫	上曹	南台海軍航空隊虎尾派遣隊（台湾）	20・11・15
白浜	白坂正直	二曹	ペナン第二潜水艦基地隊（ペナン）	22・8・21
	重野正己	二等水兵	串良局気付武藤部隊	20・8・21
小池	篠原徹蔵	一曹	鹿屋基地付一二七小出隊	20・8・20
白浜	白尾三吉	一等水兵	佐世保海兵団	20・5・17
二俣	図師前		田浦海軍航空隊一九分隊（内地）	20・8・27
白浜	図師為徳	上等水兵	船舶警戒隊新潟支部（内地）	20・8・27
松浦	園山盛次	二曹	東加リン海軍航空隊	20・12・25
〃	園山正夫	上等水兵	針尾海兵団	20・10・1
白浜	田中徳一	二等水兵	西村隊二区二警	21・5・22
〃	竹田光雄	一曹	朝鮮航空隊村田部隊（朝鮮）	20・9・9
武	竹田穣	大尉	佐世保竹田部隊	20・9・1
白浜	田中末夫	二曹	海軍鉾部隊	20・11・1
〃	田中春夫	上等水兵	沼津海軍工作学校	20・9・31
〃	竹田正行	上等水兵	朝鮮航空隊	20・9・9
〃	谷川極	二曹	北台空蘭派遣隊（宣蘭）	21・2・26
二俣	谷口正雄	上曹	船警（内地）	20・10・10
〃	谷口正義	上等水兵	佐世保海兵団（内地）	20・8・25
〃	谷口正春	上等水兵	奈海空（内地）	20・8・30
松浦	竹ノ下末雄	上等水兵	鹿屋第二二陸上輸隊（内地）	20・8・16

藤野	竹田 操	小尉	一一根遽地隊重警備隊（サイゴン）	21・5・4
武	時村 正季	一曹	高知海軍航空隊	20・8・24
〃	時村 正雄	兵長	呉局気付波勝（内地）	20・8・31
藤野	時村 秀則	兵長	下田突撃隊	20・10・21
〃	時村 鉄男	二曹	呉盤船部隊気付特設駆潜艇三四御船丸	20・8・21
武	中島 貞夫	一等水兵	河知航空隊（内地）	20・7・30
赤水	中川 輝盈	兵長	佐世保海兵団	20・9・7
二俣	中島 静雄	一曹	霜浦航空隊基地藤技隊日向野隊	20・8・28
松浦	中村 實雄	兵長	廣島海軍潜水学校（内地）	20・9・1
赤水	中島 盛雄	兵長	佐世保海兵団	20・8・28
横山	永田 茂夫	二曹	佐世保海軍第一四特別陸戦隊イ二〇九部隊	20・9・1
松浦	中村 實則	二曹	第二三特別根遽（セレベス島マリンプリン）	21・6・17
武	中野 算一	上等水兵	相浦海兵団	20・9・20
赤水	中島 国雄	兵長	藤沢航空隊	20・8・30
武	永野 與吉	上等水兵	海軍三二一六	20・8・31
藤野	西田 初雄	二曹	垂水海軍航空隊	20・8・22
二俣	西 時義	二曹	相浦海兵団五三分隊	20・8・24
藤野	西田 初則	一等水兵	相浦海兵団	20・9・25
〃	西元 勇	上等水兵	大湊局気付軍艦常盤第一分隊	20・8・25
武	西俣 俊隆	二曹	延岡市吉呂五二八設営隊（内）	20・8・22
松浦	西村 貞一	上曹	勢多	20・12・10
〃	西村 光明	二曹	ラバウル二〇三空隊	21・4・1

武	野口貞治	上等水兵	川辺郡有田部隊	20・8・29
赤生原	野原博	二曹	倉敷海軍航空隊	20・8・25
赤水	橋口親信	上曹	第一相模野航空隊	20・8・30
藤野	濱川登	上等水兵	佐空派三五二空（内地）	20・8・24
赤水	橋口浩	二曹	高知航空隊	20・8・30
白浜	畠山鉄男	一等水兵	福岡県五〇一八部隊	20・8・30
藤野	萩原貞尚	上曹	佐世保航空隊	20・8・23
二俣	濱元国	上等水兵	鎮海警備隊（朝鮮）	20・11・8
白浜	畠山勇	兵長	台湾高警	20・3・15
横山	萩原武徳	二曹	ヤップ島田中隊九円隊	20・12・17
小池	萩原親雄	上等水兵	木二部隊串良町海軍航空隊	20・8・20
松浦	濱村正季	兵長	藤沢海軍電測学校	20・8・23
藤野	濱川肇	兵長	横浜市船舶警戒部第三〇分隊	20・8・29
〃	濱川藤造	上曹	台湾航空隊	21・2・15
赤生原	長谷一雄	兵長	鎮海小黒山	20・9・11
赤水	濱元三吉	上等水兵	鹿屋航空隊	20・8・24
西道	濱田蔵行	一等水兵	第二二海軍航空隊	20・8・24
藤野	濱川勝	一機曹	佐世保鎮守府	20・9・1
白浜	東良雄	上曹	佐世保海兵団第一二分隊川棚派遣隊	20・8・29
藤野	東村芳満	上等水兵	郡山海軍航空隊（内地）	20・8・26
二俣	東秋正	上等水兵	霞浦海軍航空隊（内地）	20・8・28
白浜	平瀬悠	中尉	呉経理部大竹出張所（内地）	20・11・20
〃	平野明	上等水兵	廣島大竹海兵団（内地）	21・2・15

赤生原	日高敬親	兵長	鹿児島海軍航空隊	20・9・1
武	福永勉	二曹	鎮海防備隊特設派遣巨文島見張所	20・11・7
藤野	藤武一	一曹	上特陸（上海）	21・4・27
赤水	福島重治	二曹	大村航空隊（内地）	20・8・26
小池	藤崎定春	上等水兵	佐世保第一特別陸戦隊イ二〇九部隊（内地）	20・9・20
〃	藤川初男	二曹	宇和島海軍航空隊第一〇三部隊一班（内地）	20・9・3
赤水	福島功	二曹	第一郡山航空隊（内地）	20・9・5
武	福永豊實	上等水兵	呉海軍病院一一病舎	20・8・25
西道	藤川龍彦	二曹	佐鎮第一一陸特攻中隊（内地）	20・8・26
藤野	藤山久夫	兵長	古仁屋谷口部落斉藤隊（古仁屋）	20・9・13
小池	藤崎時男	一曹	佐世保海兵団（内地）	21・7・20
〃	藤崎義美	兵曹長	袴腰基地嵐部隊（内地）	20・8・31
赤水	藤崎直夫	二曹	相浦海兵団（内地）	20・8・30
赤生原	丸田清信	二曹	彼南部隊（シンガポール）	21・7・1
松浦	松元正則	一等水兵	皆瀬五二一七隊（内地）	20・8・25
武	松崎重三	二曹	大分航空隊（内地）	20・8・24
赤生原	丸田時男	上曹	光突撃隊第一特別基地隊第四部隊	20・8・25
白浜	宮元末男	二曹	呉気付第三号輸送艦	20・10・20
赤水	宮元澄男	一曹	千葉航空隊（内地）	20・9・10
赤生原	宮元貞	一等水兵	相浦海兵団（内地）	20・9・20
西道	宮下才蔵	一曹	印度支那海海軍航空隊	21・5・4
〃	宮下芳香	上等水兵	五〇一八設営隊	20・8・20
白浜	水間熊畩	上等水兵	谷山海軍設営隊（内地）	20・10・20

武	宮之脇 稔	兵長	鹿屋航空隊（内地）	20・8・24
二俣	宮脇 優	上曹	南台海軍航空隊（台湾）	21・2・27
〃	宮脇藤義	上等水兵	呉局気付セ四三二〇セ四〇村内隊（内地）	21・6・20
赤生原	宮元虎男	兵長	伊万里町海軍派遣所	20・10・5
〃	宮元 滋	上等水兵	佐世保海兵団	20・8・27
武	村脇秀雄	上等水兵	三四突撃隊嵐部隊付（内地）	20・8・25
横山	村山恒徳	二曹	福岡海軍航空隊	20・12・17
西道	村山満雄	一曹	国分海軍航空基地イ一三七イ二七（内地）	20・8・20
赤生原	村山正夫	一等水兵	佐世保防備隊（内地）	20・8・15
武	森永忠男	少尉	第一〇八一海軍航空隊	20・9・9
赤水	森田金徳	上等水兵	佐世保海兵団（内地）	
二俣	山下史	軍属	船舶救難支部シンガポール	22・9・19
赤生原	山田 操	上曹	第二二特根ボルネオ	21・6・8
白浜	山元清治	大尉	海軍潜水学校七屋分校大竹（内地）	21・1・20
西道	山元正則	二曹	佐世保潜水艦基地隊	20・9・22
松浦	山中静夫	二曹	針尾海兵団（内地）	20・9・20
赤水	山下重雄	上等水兵	相浦海兵団	20・8・31
白浜	山崎義則	一等水兵	相浦海兵団	20・8・30
西道	山元 實	兵長	第一二特別陸戦隊（内地）	20・9・30
藤野	山下末雄	二曹	北台海軍航空隊（台湾）	21・2・28
武	矢野正治	上等水兵	横須賀海軍工作学校	20・8・28
白浜	山元清誠	兵長	針尾海兵団第一三特別陸	20・9・29
〃	山村徳重	上曹	第二〇警備隊（セラム島）	21・6・7

西道	山元一	上曹	鹿屋航空隊（内地）	20・10・2
藤野	山下秀則	上等水兵	串良局気付イ三七イ二七多田分隊丸山隊（内地）	20・8・21
〃	山下博光	兵曹長	長崎県今福町橋口隊	20・8・25
西道	山元義信	上等水兵	長崎県平戸二四特攻隊	20・9・28
藤野	山下初雄	上等水兵	一九二海軍航空基地イ一九二護部隊	20・8・16
武	山下勝實	二曹	海防艦伊王	20・8・29
赤水	山下富義	二曹	岡山派遣隊（内地）	20・8・29
武	山元龍男	二等水兵	鹿屋海軍航空隊	20・9・1
赤生原	山田武雄	兵長	国分海軍航空隊（内地）	20・9・1
藤野	山下博壱	上曹	佐世保海兵団第一〇分隊	20・8・27
〃	山下敏男	兵長	指宿海軍航空基地イ一九二イ二七大迫隊（内地）	20・8・20
〃	山下喜藏	二等水兵	観音寺	20・9・20
武	横道一雄	兵長	佐世保海兵団第一〇分隊（内地）	20・8・31
〃	四元重信	二曹	佐世保海軍工廠（内地）	20・10・20
〃	横山金行	二曹	仁四二翔部隊（内地）	20・8・21
〃	横山金丸	兵長	藤沢海軍電測学校	20・8・23
赤生原	横川明	上曹	第一二警備ビルマ	21・6・19
武	横道幸徳	二曹	九州空鉾部隊	20・8・21
横山	横山豊一	二曹	第五特攻戦隊司令部（内地）	20・11・9
赤水	横山貫一	上等水兵	佐世保海兵団（内地）	20・8・28
白浜	吉留義春	軍属	第二六設営隊ソロモン群島ブーゲンビル島ブイン	21・2・14
赤水	横村重行	二曹	鹿屋航空隊	20・8・24
武	西浜勇	少尉	第二一特別根據地隊東部ジャワ島（レバノン）	21・8・25